国立衛生試験所百年史

天皇皇后両陛下伊豆薬用植物栽培試験場御視察

（昭和47年 6 月16日）





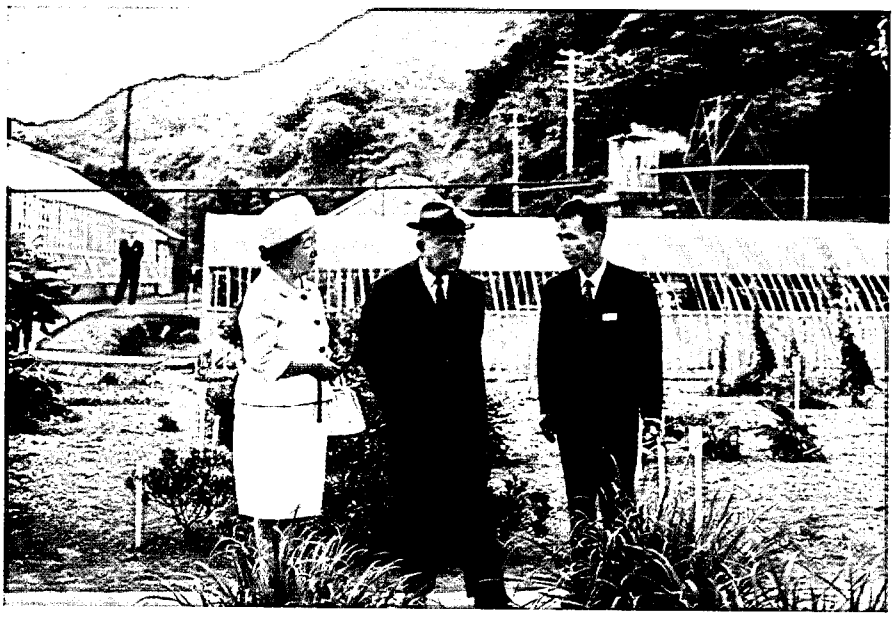

創立百周年記念行事　（昭和49年５月18日）



記念式典



常陸宮殿下お手植え

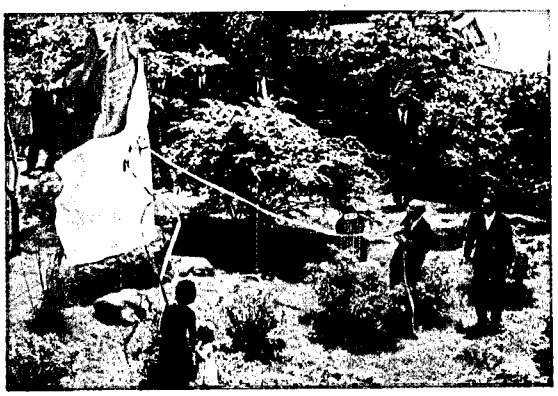

ゲールツ顕彰碑移設除幕式



式典当日の正門

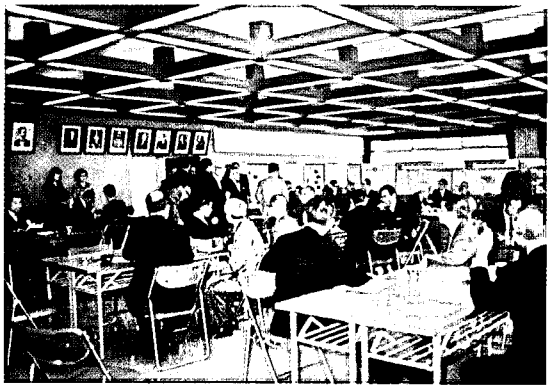

控室風景



レセプション

国立衛生試験所　（現在）

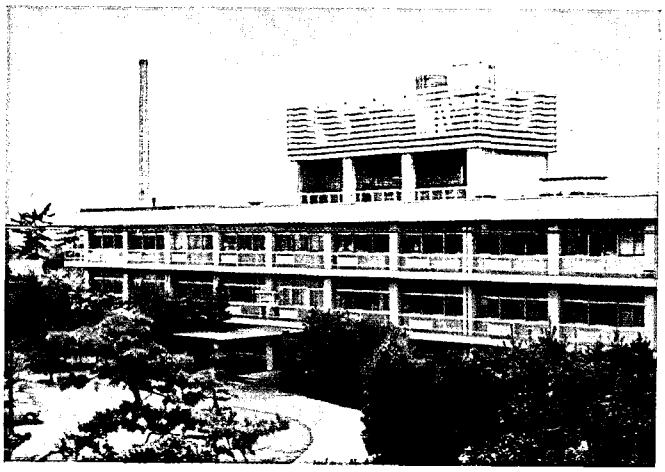

本所庁舎

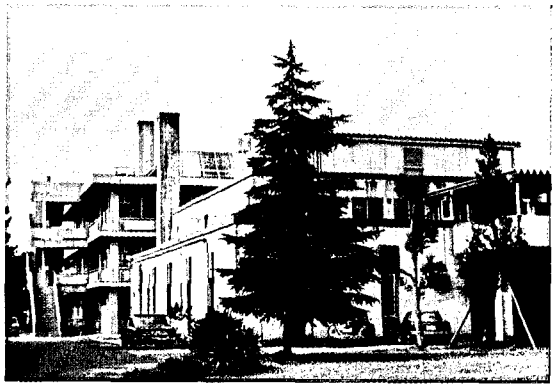

本所動物舎



ゲールツ顕彰碑と記念植樹のメタセコイア

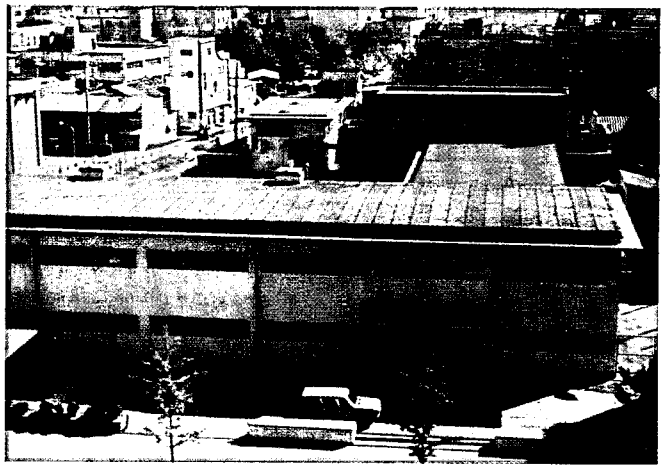

大阪支所



北海道薬用植物栽培試験場



春日部薬用植物栽培試験場

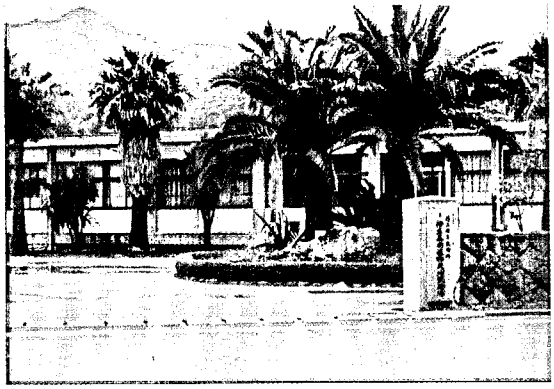

伊豆薬用植物栽培試験場

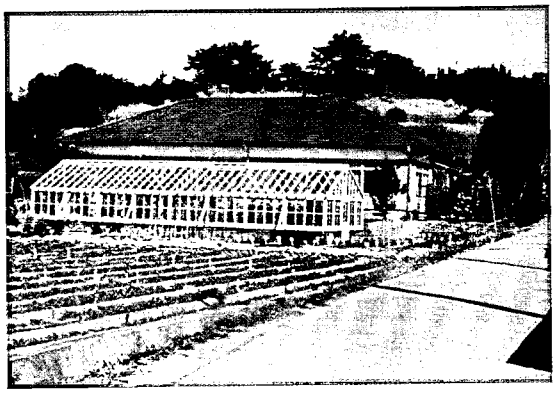

和歌山薬用植物栽培試験場



種子島薬用植物栽培試験場

旧東京衛生試験所庁舎　（神田和泉町）

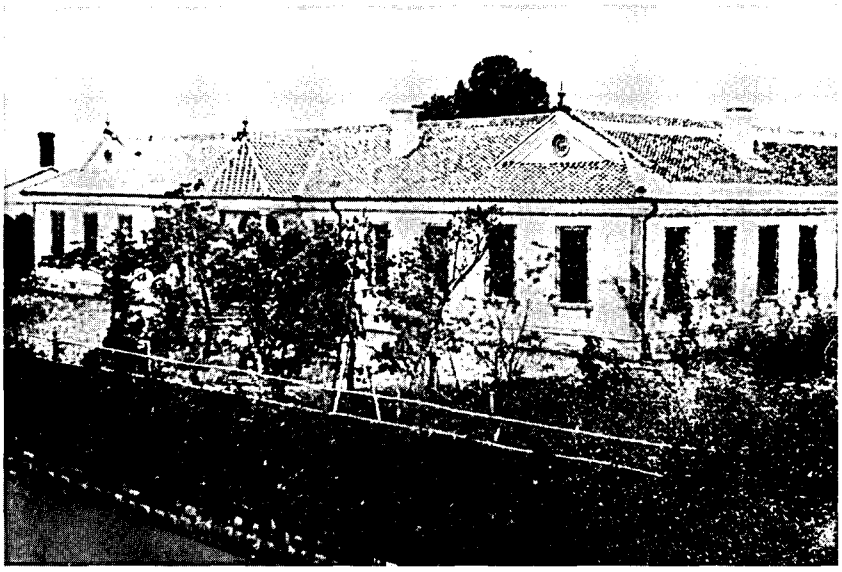

司薬場創立当時より明治42年まで

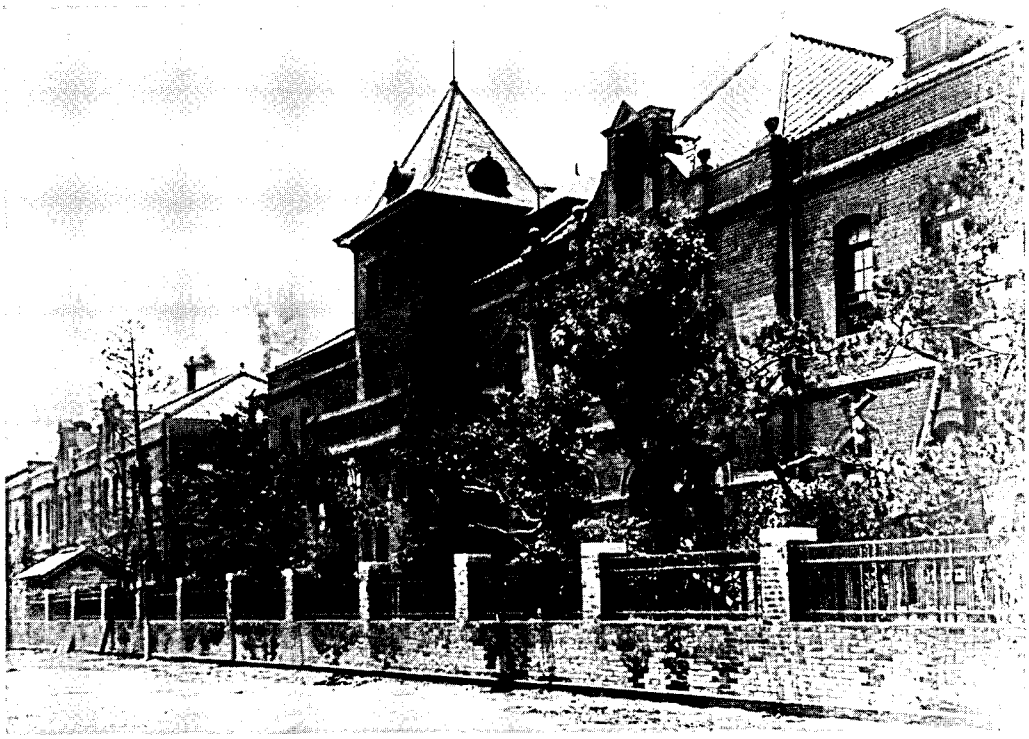

明治42年より昭和20年まで



初代衛生局長　長與専齋



横浜司薬場監督
ア・イ・セ・ゲールツ

歴代所長（東京司薬場，衛生局東京試験所，東京衛生試験所，国立衛生試験所）



初代　永松東海
明治7年3月～明治8年1月



2代　柴田承桂
明治8年2月～明治8年5月
（心得）



4代　辻岡精輔
明治13年4月（心得）
明治13年6月～明治16年5月



5代　後藤新平
明治16年5月～明治17年7月
（心得）



6代　長井長義
明治17年7月～明治18年10月



7代，9代　田原良純
明治18年11月（心得）
明治20年4月～明治23年4月
明治27年7月～大正11年3月



8代　中濱東一郎
明治23年4月～明治26年11月



10代　西崎弘太郎
大正11年3月～昭和7年3月



11代　衣笠　豊
昭和7年3月～昭和16年7月



12代　松尾　仁
昭和16年7月(心得)
昭和16年8月～昭和23年9月



13代　近藤　龍
昭和23年9月～昭和28年3月



14代　田中　穣
昭和28年3月～昭和28年5月
(心得)

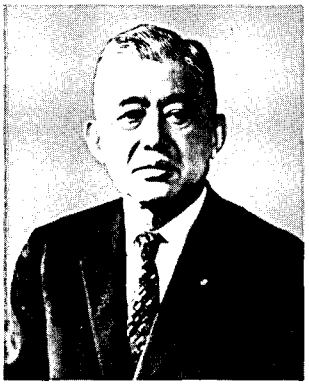

15代　刈米達夫
昭和28年5月～昭和40年12月



16代　石館守三
昭和40年12月～昭和45年11月



17代　川城　巖
昭和45年11月～

ゲールツ顕彰碑　表碑文

IN LOVING AND GRATEFUL REMEMBRANCE
OF
DR. A. J. C. GEERTS.

BORN AT OUDENDYK, HOLLAND.
THE MERITORIOUS PROMOTER
OF
PHARMACY AND HYGIENE IN JAPAN.
WHO DIED AT YOKOHAMA, 30TH AUGUST, 1883.

ERECTED BY HIS JAPANESE FRIENDS AND PUPILS.

荷蘭國學士亞以設偈律子君碑

內務省衛生局長兼中央衛生會長貴族院
議員從四位勳三等長與專齋撰文

明治十六年八月三十日衛生局試驗所監督荷蘭國學士亞以設偈律子君卒君以明治二年來我長崎在醫學校教授理化學後歷任京都東京横濱試驗所監督鑒別舶載鑒藥兼教授藥學助我衛生局務者前後十有五年矣其在横濱也神奈川縣令君掌防疫事務如設消毒所築避病院等事君所經理甚多十年關西地虎列剌病大行官設檢疫停船規則查驗船舶入横濱港者君與縣官從事于斯處辨得宜曾草防疫事宜數條上之內務卿其言鑿鑿中肯綮多被採用衛生局受命編日本藥局方囑君作稿之數者在我國則皆係創設事業且不可不廣考外國之制君夙夜拮据竭力殫神事乃就緒十六年八月官錄其功敍勳四等贈旭日小綬章衛生事務之可以次舉行者猶多將賴君之力而君遽然長逝年僅四十三嗚呼我國醫學之盛藥品之精則君已得見之矣而至於頒藥局方定鑒師藥業諸規則改防疫消毒法之舉則君終不及見之也可不惜哉

明治廿四年八月三十日建

賜硯堂成瀬溫書

井龜泉鐫

ゲールツ顕彰碑　裏碑文

君之歿也門人故舊相謀會貲建碑以不朽之此列其人姓名於下方

長與專齋
横濱藥種貿易商組合
横濱藥種貿易商有志者
西川默藏
小磯吉人
櫻井小平太
吉田健康
荒川邦藏
柴田承桂
山脇玄
土屋寛
辻岡精輔
大中太一郎
藏田孝貞
馬杉則知
攝津有馬溫泉塲

木下寛英
生田秀
馬屋原幾藏
齋藤寛猛
小石弟次郎
村田朔次郎
是松右三郎
村上良吉
白井剛策
堤サキ
沖守固
熊本藥劑師會
村田春齡
後藤新平
田原良純
佐々木曠
古川榮
島田耕一
村井純之助
杉山仲藏
山口再五郎
喜多尾元英
北川義比
小泉俊太郎
里見時三

内海善兵衞
原口養林
上野彦馬
森岡愿益
中村良春
高橋增次郎
宮島義信
近藤良薫
三橋信方
品川傳吉
半井澄
中野忠八
上田涼湖
波多江嘉兵衞
古賀麟一
森永伊吉
瀧戸英叔
朝山義六
丹波敬三
下山順一郎
柳下士興
岩佐巖
神山正士
江馬春琢
江馬又四郎

松久貫一
野川杏平
篠田祐八郎
平野猪之助
丸山長四郎
山本正巳
山田眞次郎
吉田來助
岩田順英
岩崎日出雄
高山基重
保田東潛
木下凞
山田文友
前田松閣
安藤精軒
竹岡友仙
慶松勝左衞門
中尾萬七
谷田アサ
織田卯一郎
大塚文治
高宮六兵衞
大森治豐
熊谷玄旦

榎本與七郎
池田陽一
森谷辰三
細川一郎
鹿兒島自然
井手守躬
西政保
小林伊太郎
渡邊德太郎
篠原秀孝
岡澤藤介
白井昌男
村島喜美
蟹溪誠諦
石田重道
磯貝靜藏
松野道雄
宮地善春
藤波益良
高橋爲政
福岡藥業學校溫習生九人
江澤敬一郎
山中春洞
片野源七
橋本喜兵衞

加納磨作
太田岩次郎
黑田德三郎
川道佐一郎
中西宗三郎
大塲秀通
小川良知
大島健吉
橋本吉平
川瀨源之助
川名小一郎
高堂梅次郎
内田謙作
鈴本益定
井嵜貞一郎

古文書 （国立衛生試験所蔵）

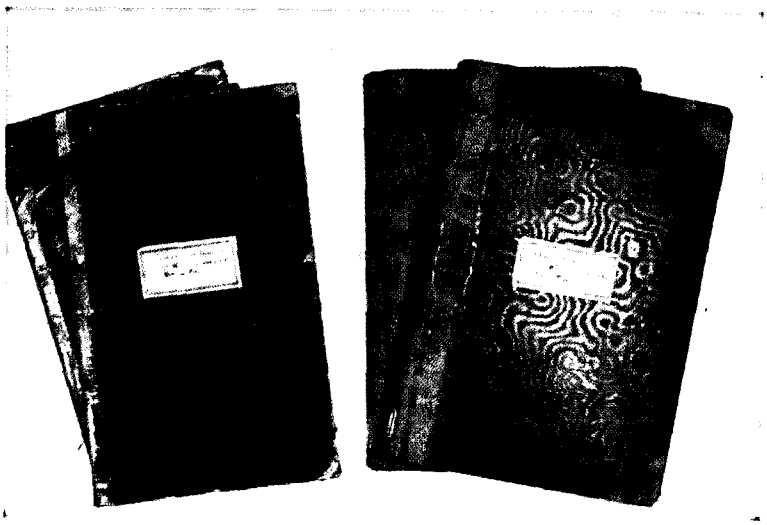

ゲールツの日本薬局方蘭文草案

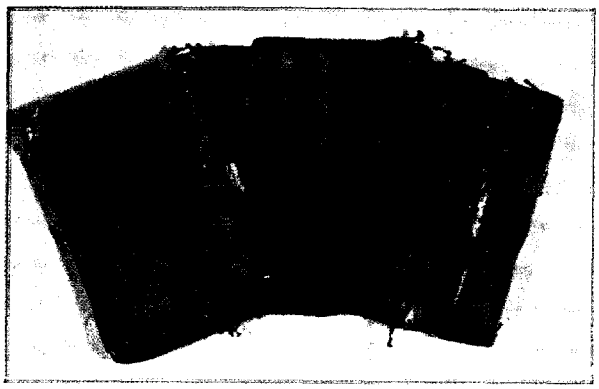

本省との往復文書

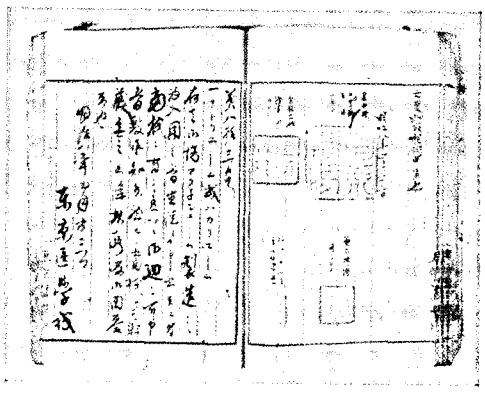

本省との往復文書の一部
（司薬場印）

発刊の辞

国立衛生試験所の前身東京司薬場が創設されたのは今から100年前の明治7年3月であります. そしてその頃はわが国が長い間の幕府政治から脱却し, 近代国家の建設に力強く踏み出した時代でありました.

この明治初年から大正, 昭和に及ぶ1世紀の間における司薬場から国立衛生試験所への歴史は, 多くの先輩諸賢が激動きわまりなかった社会情勢に対処しながら, あらゆる風雪をくぐりぬけ, 多くの試練に耐えて積み重ねられた貴重な努力と研鑽の結晶であります.

私共はこれらの人々が遺された偉業と尊い伝統の中にあって, 記念すべき創立百周年の機会にめぐり会ったことを光栄と致しますとともに, この際記念事業の一環として本史を編纂発刊し, これによって星霜百年の間先人が精根をかたむけられた活躍の跡を偲び, さらに想いを新たにして国立衛生試験所今後の発展を期することは誠に意義深いものがあると思います.

とくに近頃, 国内国外の科学技術はめざましい進歩発展を続けており, これが社会, 経済や国民福祉の向上に果す役割の重要性は改めて認識されているところであります. この時に当って, 将来国立衛生試験所が担う責務はますます重くまた大きいことを覚悟しなければなりません.

本史編集に当っては, その委員会の委員各位のご尽力はもとより, 先輩各位をはじめ各方面からご理解あるご協力, 貴重な資料のご提供などを賜わりました. ここに衷心より厚く御礼申し上げます.

国立衛生試験所長　　川城　巖

常陸宮殿下のお言葉

創立百周年記念式典にて

国立衛生試験所は，明治七年に創設され，わが国の試験研究機関中最古の歴史を持つ，由緒ある機関でありますが，本日その創立百周年記念式典を挙行されるに当り，皆様と共にその一世紀に亘る足跡を偲び，慶びを共にできますことを大変嬉しく思います．

創設以来，国民の日常生活に必要な医薬品，食品等の安全性の確保のために，弛まぬ努力と研鑽を積んでこられた，諸先輩や皆様方に対し，心から敬意を表するものであります．

どうか，これからも国民の保健衛生の向上に尽され，伝統ある歴史を更に輝かしいものとされますよう望んでやみません．

告　　辞

創立百周年記念式典にて

本日，ここに常陸宮同妃両殿下のご臨席を仰ぎ，国立衛生試験所創立百周年記念式典を行うにあたりまして，一言ご挨拶を申し上げます．

国立衛生試験所は明治七年に東京司薬場として創設され，当初医薬品の検査業務を実施しておりましたが，その後国民生活の多様化に伴って，医薬品のほかに，食品，食品着色料，鉱泉などにつきましても試験検査を実施いたしまして，国民の保健衛生の向上に寄与してきたのであります．しかしながら近年におきましてはご承知のとおり，科学技術の著しい進歩，産業経済のめざましい発展によりまして，多種多様な食品，医薬品，家庭用品などが製造され，国民生活に多くの利益をもたらしたものの，その反面，例えば有害な化学物質が混入した食品，医薬品の副作用，家庭用品に含まれる化学物質による健康被害等が発生したため，国立衛生試験所はその業務が急に拡大され，その社会的な重要性が非常に高くなってきたのであります．

勿論，厚生省といたしましても，このような食品，医薬品，家庭用品等の安全性の確保につきましては，予てからその対策を種々講じてきたところではありますが，なんと申しましてもこのような問題に対処する中心的な試験研究機関としての国立衛生試験所に期待するところが大でありまして，安全性の確保対策の一環として，その充実に一層の努力を重ねる決意であります．

したがいまして職員各位におかれましては，本日のこの有意義な式典に思いを致され，国立衛生試験所の伝統ある業務が，国民の保健衛生の向上のために，いかに重要であるかを再認識されまして，その職責を完遂されますように切望致します．

また，ご来賓各位におかれましても，試験研究に日夜ひたむきに研鑽を重ねている国立衛生試験所に対しまして，一層のご指導ご鞭韃を賜わりますようお願い致します．

終りに臨みまして，ご来賓各位のこれまでのご厚情に感謝いたしますとともに，国立衛生試験所の今後の一層の発展を祈念いたしまして，私の告辞といたします．

昭和49年5月18日

厚生大臣　　齋藤　邦吉

式　　辞

創立百周年記念式典にて

本日，私共国立衛生試験所の創立百周年記念式典を迎えるにあたりまして，常陸宮同妃両殿下をはじめ，多数のご来賓各位のご臨席を賜わり，かくも盛大にこの式典を挙行することができましたことは，主催者側といたしまして誠に喜びに堪えないところであります．厚く御礼を申し上げます．

国立衛生試験所は，明治7年当時の日本橋馬喰町に文部省所管の東京司薬場として誕生いたしましてから，本年で丁度百年の星霜を経たことに相成り，国の試験研究機関中最古のものであります．

ご承知のとおり明治初期の我が国におきましては，文明開化の風潮の増大に伴いまして外国からいろいろな商品が輸入されました．医薬品につきましてもその例にもれず，大量に輸入されたのでありますが，その中に不正不良のものが多く発見され，国民の保健衛生上まことに憂慮すべき事態に相成りました．

そこで明治政府は当時長崎医学校教授のオランダ人ゲールツ博士等の意見を取り入れ，その防止対策の一環として，官営の薬品試験機関，すなわち国立衛生試験所の前身である東京司薬場を設置したのであります．その後間もなくこの司薬場は神田和泉町に移転，翌8年内務省に移管，同16年には内務省衛生局東京試験所と名称を改めるとともに，所掌する業務も拡充いたしまして，医薬品のほかに，食品，飲食物着色料，衣服，大気，水，鉱泉等国民の生活に直接関係するものにつきましても，衛生的観点から試験究明することになったのであります．その後明治20年に衛生試験所官制が公布され，内務省衛生局東京試験所は内務大臣の直轄機関となって，東京衛生試験所と名称を改めたのであります．

大正時代になりましてから，大正3年に勃発した第一次世界大戦の影響によりまして，それまで輸入に依存していた医薬品がはなはだしく欠乏いたしましたので，その対応策として所内に臨時製薬部を設置し，医薬品の製造法の調査研究を精力的に実施いたしました．

その結果，石炭酸，サリチル酸，フェナセチン等の重要医薬品の製造が可能となり，これまでもっぱら輸入に依存していたわが国製薬産業の近代化の基礎を作ったのであります．

また日華事変を契機として，再び医薬品の輸入の途が閉ざされたため，当所ではさらに医薬品製造の研究を進め，リン酸コデイン，フェノバルビタール，クロラミンT，塩酸ロベリン等の各種重要医薬品の国産化に成功し，製薬技術を世界的水準に引き上げることに貢献したのであります．

昭和13年に厚生省が設置されたことに伴いまして，当試験所は内務省から厚生省に移管されました．その後第二次世界大戦に突入致しましてからも，当所は国産医薬品の製造あるいは医薬品，食品の試験検査等に努力をかたむけたのでありますが，昭和20年

3月の戦災により神田和泉町の庁舎が全焼し，機能が著しく低下いたしました．翌21年に至り，現在地の旧陸軍衛生材料本廠に移転し，昭和24年に国立衛生試験所と改称いたしました．

当試験所の戦後における著しい変革といたしましては，伝統的使命である医薬品の品質確保についての業務のほかに，食品衛生に関する業務の比重が著しく増大してきたことであります．昭和29年の放射能マグロ事件に端を発し，育児用粉ミルクのヒ素混入による中毒事件，黄変米事件，水俣病，阿賀野川第二水俣病等に技術的な面で活躍いたしました．

また，その後当試験所におきましては，薬理部毒性部等生物系部門を逐次強化しつつ，動物実験による試験研究面の充実，近代化に努め，例えば，医薬品による催奇形性，依存性，神経毒性に関する試験研究，あるいは指定食品添加物の安全性の再点検等につきましても，実験を積み重ねつつあります．

近年は生物系部門が互に緊密な連繋の下に，同じ課題に対処する方針をとりつつありますが，例えば，ＢＨＣあるいはＰＣＢ汚染の究明，または製剤技術の進歩に伴う医薬品の有用性の確認に関する研究などは，両部門が相協力して幾多の有益な成果を挙げているのであります．

また最近では「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」などが施行されたことによりまして，当所の業務は，医薬品，食品等のほかに，家庭用品，化学物質についての試験研究も実施することと相なり，百年前の薬品試験機関としての業務は，今日では国民の日常生活に密着した諸物質の品質とその安全性確保のための技術的分野を幅広く抱含するようになったのであります．

現在，当試験所の組織は，総務部のほかに14の試験研究部と1図書館を置いておりますが，さらに大阪支所並びに春日部等全国五カ所に薬用植物栽培試験場を擁し，職員定数292名を数えるに至りました．今後益々増大する業務の質と量を考慮いたしますと，決して十分な陣容とは申せないのでありますが，私共はこの一世紀の間に先輩各位が築かれた栄光ある伝統を誇りとし，国の試験研究機関としての基本的使命をよく認識いたしますとともに，国民の保健衛生の向上に資するため，さらにその時点における科学技術の最高水準を保持すべく，常に基礎的かつ新鮮な研究を推進し，日夜研鑽に励まなければならないと決意をあらたにする次第であります．

なお，昨年，厚生大臣をはじめ関係各位から当所に食品，医薬品等に関する毒性試験センターを設立する構想につきまして，極めて積極的なご指導を頂いておりますが，これが完成すれば，食品，医薬品等の安全性のチェックに一大威力がさらに具備されるのでありまして，当所の百周年を記念する大事業であると確信いたします．

以上，はなはだ粗辞を申し述べましたが，来賓各位におかれましては，この国立衛生試験所に対しまして，今後ともご指導ご支援を賜わりますよう衷心からお願い申し上げまして私の式辞といたします．ご静聴を感謝いたします．

昭和49年5月18日

国立衛生試験所　　所長　川城　巌

WHO 本部事務局長 H. Mahler 博士からのメッセージ

Dear Dr Kawashiro,

Thank you for your letter of 18 October in which you kindly informed me that the National Institute of Hygienic Sciences of Japan celebrated its centennial anniversary on 18 May 1974.

On this auspicious occasion, it is my pleasure to convey to you, on behalf of the World Health Organization, our warm congratulations and best wishes.

The great achievements of the National Institute of Hygienic Sciences are well known to us and we are particularly mindful and appreciative of the warm and friendly collaboration which the Institute has always shown towards this Organization. The work of the Institute is indeed closely related to activities carried out by several of our technical units, particularly with regard to secondary reactions to drugs, the use of food additives, pesticides, and pharmaceuticals. We gratefully acknowledge the great interest and scientific support which you and those of your colleagues who are members of our expert advisory panels, are devoting to our programmes and sincerely hope to have the privilege of maintaining this fruitful relationship in the future.

I wish your Institute all success and assure you of our continued co-operation.

Yours sincerely,

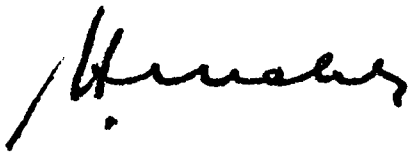

H. Mahler, M.D.
Director-General

本　書　の　構　成

本　　史

明治，大正，昭和にわたる当所の百年の歴史とその背景を年代順に叙述したものである．

波線で囲った部分は当所の歴史に関連のある事項を余録として収載したものである．

古文書は，適宜，句読点，濁点等を施しまた当用漢字を用い読みやすくした．

資　　料

現在の組織，戦後の予算，施設，試験業務の変遷等をまとめたものである．

各部の試験研究業務の発展

現在の各部，支所，薬用植物栽培試験場の戦後における試験研究業務の発展を部，支所，場ごとに叙述したものである．

寄　　稿

かって当所に在職された方々からの思い出の寄稿である．

年　　表

明治元年から昭和49年にわたる年表で，衛生試験所，医事薬事，社会一般の三つの欄からなっている．

総目次

写真（巻頭）
天皇皇后両陛下伊豆薬用植物栽培試験場御視察
創立百周年記念行事　　国立衛生試験所（現在）
旧東京衛生試験所庁舎（神田和泉町）　　歴代所長
ゲールツ顕彰碑碑文　　古文書（国立衛生試験所蔵）
発刊の辞
常陸宮殿下のお言葉　創立百周年記念式典にて
告辞　創立百周年記念式典にて
式辞　創立百周年記念式典にて
WHO 本部事務局長 H. Mahler 博士からのメッセージ
本書の構成

本　　史

序章　司薬場創設前史

1. 西欧科学文明の導入 …… 3
はじめに 3
明治維新前後の動向 3
洋薬の輸入 3
西洋医学教育の始まり 3
理化学教育の始まり 4
西洋医術採用 4
大学の発祥 5
第1回留学生 5
大阪舎密局の開設 5
初期の分析化学書 6
文部省設置 6
ドイツ医・薬学採用 7
長與専齋の衛生事業への着想 8
欧米の医薬制度視察 8
衛生の分野 8
2. 薬事制度制定への動き …… 9
贋薬取締の要求 9
贋薬の横行 9
外国商人の陳情 9
ゲールツの提言 10

司薬場創立の気運　10
文部省に取締方法検討を依頼　10
司薬場設置の提議　10
薬剤取調の方法提出　10

第1章　司薬場創設と歴史的役割

1. 司薬場創設への歩み …… 12
人材の確保　12
製薬学科の創設　12
外人教師の選考　12
設置要項の制定　12
最初の外人教師マルチンの雇傭　14

2. 東京に司薬場設立 …… 15
発足までの経緯　15
予定地を東京に変更　15
日本橋馬喰町仮庁舎で発足　15
和泉町に移転　16
分析所新築　16
マルチンの雇傭契約延期　17
製薬学教場の併設　17
製薬学教育の必要性　17
製薬学生の技術実習　17
図書の整備　18

3. 薬事制度の整備 …… 18
医制発布　18
毒薬取締令布達　19
薬品巡視の始まり　19
キナ塩の鑑別法指導　20
贋薬取締罰則の布達　21

4. 鉱泉分析と上水検査 …… 21
司薬場長交代　21
鉱泉分析開始　21
現地分析の始め　22
神田上水の水質検査　23
水質検査の開始　23
水質定期試験　23

5. 京都・大阪司薬場の開設とその周辺 …… 24
両司薬場設置の必要性　24
京都司薬場開設と薬舗主の養成　24
薬剤師教育の始まり　24
大阪司薬場の発足　24
薬学講習　25
検査済印紙の制定　25
薬局方草案の起草　25
製薬産業開発の助成　26
ヨード産業の開発　26

第2章 衛生局司薬場から衛生局試験所への発展

1. 内務省衛生局司薬場として再出発 …… 27

組織の再編成と内容整備 27
司薬場の内務省移管 27
内務省衛生局設置 27
留学生に物品購入の依頼 27

2. 衛生局司薬場の試験の方針 …… 29

日本薬局試験法と司薬場試験心得の制定 29
日本薬局試験法 29
司薬場試験心得 30
検査印紙の変遷 31
許薬用と禁薬用印紙 31
不適薬用印紙 32
許医薬用，禁医薬用及び不適医薬用印紙 32
罰則内薬品の追加 33

3. 衛生局司薬場の活動 …… 33

試薬師制度制定 33
東京司薬場における教育と研修活動 33
薬舗開業試験予備教育 33
試験室増築 34
外人教師交代 34
試薬師の研修 34
司薬場の廃止と開設 34
京都司薬場の廃止 34
横浜司薬場開設 34
長崎司薬場設置 35
告示箋の設定 35
司薬場の事務条件及び試験条例の布達 36
事務条件 36
試験条例 36
試験受理を指示した薬品 37
コレラ防疫対策と石炭酸製造 38
コレラの流行 38
石炭酸による防疫 38
東京司薬場の石炭酸製造 38
停船検疫の始まり 38
井戸水検査 38
凍氷試験 39
人事の交流 39
長崎司薬場の閉鎖 39
大阪司薬場庁舎新築 40
食品分析の開始 40
エイクマンと食品分析 40
最初の食品分析集大成 41
標準保健食料の選定 41
エイクマン天皇に拝謁 42
東京司薬場の試験事務分課創定 42
施設 42

4. 衛生局試験所への改組とその発展 …… 43

組織及び諸規定の改正 43
衛生試験事務の拡張 43
名称改定 43
試験所処務権限並章程 43

薬品検査手数料の徴収　44
衛生局試験所の陣容　45
東京試験所　46
大阪試験所　46
横浜試験所　46
大日本製薬会社設立と試験所　46
東京試験所の検査　47
漢薬成分研究とエフェドリン発見　48
明治18,19年頃の概況　48
所長交代　48
薬草試植園付設　48
三階建試験室新築　49
衛生参考館の新設　49
処務権限並章程の改定　49
第一版日本薬局方公布　50
ゲールツの草案　50
編纂の経緯　51

第3章　内務省衛生試験所の確立

1. 衛生試験所官制の公布と薬律の制定 …… 53
官制の公布とその周辺　53
衛生試験所官制　53
人事　53
検査印紙の規則改正　54
横浜衛生試験所庁舎落成　54
衛生試験所官制の改定　54
薬律の制定　55
検査印紙の規則再改正　56
第二改正日本薬局方制定　56
人事異動　56
所長の更迭　56
衛生局長の更迭　56
2. 薬草試植園の事業と文部省への移管 …… 57
事業の大要　57
試植園文部省へ移管　58
3. 衛生試験彙報に見る活動 …… 58
発刊の経緯　58
主な業績　59
4. 日清戦争後の動向 …… 61
所長交代　61
大阪衛生試験所庁舎新築　62
日清戦争後の経済　62
輸入超過　63
輸入品の実態調査　63
飲食物関係の取締法令制定　63
有害性着色料取締規則の適用　64
試験手数料に関する規定の改正　64
鉱毒調査　65
5. 明治後期における発展 …… 66
衛生試験所事務分課の改正　66
所長交代　67
大形検査印紙制定　67

官営による薬品の小分け 68
官制の改正 68
小分けに伴う諸規定の改正 68
東京衛生試験所本館新築 70
衛生試験彙報復刊 72
飲食物並嗜好品分析表 72
日本鉱泉分析表 72
明治44年当時の業務概要 72

第4章 大正時代の業績とその背景

1. 大正初期の動向 …… 75
明治から大正へ 75
大阪衛生試験所の拡張 75
横浜衛生試験所廃止とその影響 75
人事 75
外国商館の代願人制 76
鉱泉中のラジウムエマナチオン調査 76
裁判化学鑑定 77
大正初期の経費概算 77
2. 第一次世界動乱の波及 …… 78
医薬品の輸入停止 78
薬品の需給に関する諮問と答申 78
衛生局長の諮問 78
田原所長の答申 78
日独開戦に対する応急措置 79
戦時医薬品輸出取締 79
3. 臨時製薬部の活動 …… 80
医薬品の自給化方策 80
臨時製薬部の設置 80
臨時薬業調査会設立 80
東京衛生試験所臨時製薬部 80
大阪衛生試験所臨時製薬部 80
臨時製薬部の成果 81
サリチル酸の生産 81
成果を官報に発表 81
製薬家に実地指導 83
練瓦造りの製薬工場新築 83
医薬品の輸出振興 83
製薬工業の発展 83
輸出振興の措置 83
4. 医薬品製造試験部への発展 …… 84
衛生試験所の機構拡充 84
東京衛生試験所製薬部 85
医薬品製造品目 85
5. 薬用植物栽培試験部の設置 …… 85
薬用植物自給の方針 85
薬用植物栽培試験に関する職員設置と現地調査 85
粕壁の依託圃場 86
薬用植物栽培試験部及び附属圃場の設置 86

薬用植物栽培試験部 86
薬用植物栽培試験圃場 86
試験栽培品種 87
優良品種の育成と改良 87

6. 大戦後の概況 …… 87
組織と人事 87
阿片に関する事務分課の改正 87
細菌学，理学，薬理学の三室設置 87
所長の交代 88
東京衛生試験所評議会の設置 89

7. 関東大震災と東京衛生試験所の活躍 …… 90
救護活動 90
臨時診療所仮設 91
救援薬品類の配給 91
震災に伴う衛生試験 91
水質試験 91
消毒薬の配給 91
市販牛乳の品質試験 92
警視庁の飲食物検査代行 92
震災に伴う調査 92
薬品による発火原因 92
製薬工場の被害状況 93
大正末期の人事 93

第5章　昭和初期の進展

1. 衛生試験とその関連事項 …… 95
健康増進対策への協力 95
大阪衛生試験所に栄養研究部新設 95
衛生試験要目公示 95
防腐剤・漂白剤規則の改正 96
亜硫酸の使用許可 96
安息香酸の使用許可 96
毒物学的試験 96
毒物学的試験に伴う増員 96
主な業績 97
飲食物並日用品類分析表 97
含鉛白粉の試験と禁止措置 98
輸入着色料の毒性調査 98
その他の業績 98

2. 医薬品製造の促進 …… 98
薬業振興調査会の設置 98
大風子油の製造 99
燐酸コデインの製造 99
目黒分場建設着工 100
製薬部のその他の研究 100
第五改正日本薬局方公布 100
薬用植物栽培試験部の活動 101
人事 101

3. 日華事変勃発前後の動向 …… 102
工業研究状況調査に対する報告 102
目黒分場操業開始 104
衛生試験所官制の改正 105

国産医薬品生産状況 106
衛生試験所官制公布五十年記念祝典 106
日華事変始まる 108
東京衛生試験所の検査概要 108

第6章 戦時下の活動

1. 戦時体制の強化と医薬品の製造 …… 109
厚生省創設とその頃の情勢 109
厚生省の創設 109
衛生試験所の厚生省への移管 109
国家総動員法成立 109
健康週間の実施 109
東京衛生試験所の事務状況 110
重要医薬品の製造 110
クロラミンT錠の量産 110
塩酸ロベリンの製造 111
キノホルムの国産化 111
フェノバルビタールの生産 111
その他の医薬品の製造 111
和歌山に薬用植物栽培試験場開設 112
第二次世界大戦の勃発 112
付属機関の整理統合 112
薬事奉公会結成 113
輸入医薬品応急対策協議会開催 113
人事 114

2. 試験検査業務の進展 …… 114
砂糖制限と人工甘味料の許可 114
着色料の規格作成と縅封 114
規格の制定 114
検査印紙の貼付 114
着色料小分け室設置 115
縅封実施の効果 115
ビタミン試験室設置 115

3. 太平洋戦争中の衛生試験所 …… 115
人事 115
食中毒事件の調査 116
アサリ中毒事件 116
葡萄状球菌による中毒事件 117
厚生行政の簡素化 117
戦争末期の衛生試験所の組織 117
空襲と終戦 118
疎開 118
東京衛生試験所被災 118
大阪衛生試験所被災 119
戦争終結 119

第7章　戦後の再建時代

1. 占領軍の衛生政策 …… *120*

公衆衛生対策に関する覚書 *120*
麻薬管理の緊急措置 *121*
目黒分場等の麻薬関係業務停止 *121*
伝染病予防にDDT使用 *121*
有毒飲食物の取締 *121*
メタノール含有酒類の取締 *121*
人工甘味質取締規則の改正 *122*
大阪衛生試験所閉鎖 *122*

2. 用賀への移転と業務の再開 …… *122*

旧陸軍衛生材料廠跡に移転 *122*
終戦直後の東京衛生試験所の概要 *123*
薬剤部長の交替 *124*
医薬品の製品検査開始 *124*
機構の再編成 *124*
伊豆に薬用植物栽培試験場開設 *125*
用賀に本拠確定 *125*
所長交代 *126*
衛生試験所彙報復刊 *127*
食品衛生法の制定 *127*
食品衛生監視員制度 *127*
製品検査制度 *127*
輸出品検査制度の確立 *128*

3. 国立衛生試験所の成立 …… *128*

新薬事法の制定 *128*
大阪分室の設置 *128*
国立衛生試験所と改称 *129*
厚生省設置法の制定 *129*
厚生省組織規程の制定 *129*
内部組織による業務の分担 *130*
大阪支所 *131*
薬用植物園 *131*
定員と予算 *131*

4. 医薬品食品検査体制の整備 …… *132*

特定医薬品検定規則の制定 *132*
国立衛生試験所を検定機関に指定 *132*
大規模な一斉検査とその措置 *133*
国家検査の開始 *133*
発熱物質試験の開始 *134*
国立衛生試験所標準品の製造 *135*
朝鮮戦争と特需試験 *135*
食品衛生検査の概況 *136*
輸入食品検査の開始 *136*
小樽分室 *136*
門司分室 *136*
輸入薬品検査の開始 *136*

大阪支所庁舎落成 *137*
近藤 龍所長急逝 *138*

第8章 高度成長下の発展

1. 機構の再編成 …… *139*
刈米達夫所長就任 *139*
種子島分場の開設 *139*
再編成による部の増設 *139*
組織の一部改正 *140*
施設関連事項 *140*
本所敷地の変更 *140*
2号館に3階を増築 *140*
1，2号館整備工事 *141*
昭和30年頃の試験業務の概要 *141*
埋没イペリットの調査 *141*
異物試験 *141*
覚醒剤，麻薬の取締り *142*
覚醒剤取締法制定 *142*
簡易検出法設定 *142*
あへん法の公布 *142*
麻薬部の業務 *142*

2. 衛生上の重大事件続発 …… *143*
黄変米事件 *143*
事件の発生 *143*
白い黄変米 *143*
病変米特別部会 *144*
病変米の総合調査研究体制 *144*
原爆マグロ事件 *144*
森永粉乳砒素中毒事件 *146*
水俣病事件 *146*
農薬中毒事故 *147*
細菌性食中毒 *147*

3. 組織細則の制定と試験業務の動向 …… *147*
各部に室を設置 *147*
事務分掌規程の制定 *147*
給与体系の改正と室長の発令 *147*
組織細則の制定 *148*
試験業務の動向と施設の整備 *149*
薬事監視員の研修会開催 *149*
輸出用具検査開始 *149*
食品衛生特殊技術講習会開催 *150*
放射線関係施設の整備 *150*
一般施設の整備 *150*

4. 機構の拡充と関連事項 …… *151*
副所長制の施行 *151*
衛生微生物部の編成 *151*
製薬研究部の設置 *151*
医薬品部の構成 *152*
特殊薬品部の構成 *152*
主任研究官の設置 *152*
創立85周年記念式典挙行 *152*

食品添加物公定書の発刊 *152*
食品衛生法の一部改正 *152*
食品添加物公定書部会の設置 *154*
第一版食品添加物公定書の公布 *154*
食品衛生諸法令の改正 *154*
食品添加物部の設置 *154*
食品部の改組 *155*
缶入オレンジジュース中毒事件 *155*
定員の増加 *155*
麻薬部，放射線化学部の設置 *155*
麻薬部 *155*
族射線化学部 *155*
生物化学部 *155*
北海道薬用植物栽培試験場の開設 *155*
各薬用植物栽培試験場の施設の整備 *156*
本所敷地の増加 *156*
創立 90 周年祝賀会 *156*

第 9 章　安全性試験体制の強化

1. 試験及び調査業務の新展開 … … …

3. 毒性部門の強化 …… ***167***

医化学部と調査管理部の新設 *167*
毒性センター構想と組織改正 *167*
医化学部 *167*
調査管理部 *167*
その他の改組 *167*
合成化学研究部 *167*
薬品部 *168*
理化学試験室 *168*
食品部，食品添加物部 *169*
大幅な人事異動 *169*
新動物舎竣工 *169*
薬品病理部の新設 *170*
毒性部，附属図書館の改組 *170*

4. 研究業務と検査業務の動向 …… ***170***

現状の分析と問題点の整理 *170*
研究費の増加 *171*
人当割研究費 *171*
特別研究費 *171*
試験研究用機械費 *172*
衛生上の社会問題 *172*
イタイイタイ病とカドミウム汚染 *172*
サイクラミン酸塩の使用禁止 *172*
米ぬか油中毒事件 *172*
スモン病 *173*
有機塩素系農薬による牛乳汚染 *173*
PCB 汚染 *173*
AF 2 の安全性 *174*
厚生省の医薬品再評価 *174*
検査業務の縮少 *174*
検査業務の方針 *174*
検体数の減少 *174*

5. 家庭用品等への業務の拡張 …… ***175***

所長交代 *175*
家庭用品室の設置 *175*
有害物質を含有する家庭用品の規制 *175*
療品部の業務 *175*
化学物質の審査及び製造等の規制 *176*
2 号研究棟の改修 *176*

天皇皇后両陛下 伊豆薬用植物栽培試験場御視察 …… ***177***

第 10 章 創立百周年を迎えて

1. 各種委員会審議会等を通じての活動 …… ***178***

所内の運営 *178*
所外の審議会，調査会，学会等における活動 *178*
国際機関への協力 *179*

2. 筑波研究学園都市への一部移転計画 …… 180
経過 180　薬用植物研究施設の計画 180
3. 食品医薬品等安全センター（仮称）構想 …… 181
設立への動き 181　設置計画 182
4. 創立百周年記念行事 …… 182
行事の概要 182
記念式典 182
記念植樹 183
ゲールツ顕彰碑移設除幕式 183
レセプション 183
創立百周年記念式典祝辞 184
八田貞義 184
小林芳人 185
柴田承二 187
柳沢　謙 188

余　録　目　次

開成所と医学所 4
長與専齋 8
永松東海 15
鉱泉分析 22
柴田承桂 26
島田泰夫 28
ゲールツ 35
辻岡精輔 39
後藤新平 45
長井長義 47
軍医寮局方 50
中濱東一郎 55
薬学雑誌と薬学会 60
最初の学位授与 62
万国衛生博覧会に参加 74
田原良純 88
関東大震災時の自動車徴発 92
国際連盟保健機構への協力 97
西崎弘太郎 101
衛生試験法作成への協力 116
実験薬品製造全集 125
衛生試験所報告の変遷 126
占領下における日本薬局方の編纂 134
衛生検査指針 135
俊鶻丸 145
東衛会 153
全国衛生化学技術協議会 157
タイの薬用資源植物開発への援助 165
スリランカ薬品検査所への援助 168
メタセコイア 183

資　料

所在地図 191　施設配置図 192　組織 198　定員の変遷 200
厚生省設置法抜粋 201　厚生省組織規程抜粋 201
国立衛生試験所組織細則 205　予算の変遷 218　施設の変遷 224

機械器具の整備 *231*　検定検査試験件数の推移 *238*
国家検定品目の推移 *242*　製品検査品目の推移 *244*
国立衛生試験所標準品 *246*

各部の試験研究業務の発展

合成化学研究部 *253*　薬品部 *255*　生物化学部 *260*
放射線化学部 *262*　生薬部 *265*　療品部 *267*
環境衛生化学部 *270*　食品部 *273*　食品添加物部 *276*
衛生微生物部 *278*　薬理部 *281*　毒性部 *284*　医化学部 *293*
薬品病理部 *295*　附属図書館 *298*　大阪支所 *301*（薬品部 *303*
食品部 *304*　薬理微生物部 *306*）　薬用植物栽培試験場 *308*
（春日部 *309*　和歌山 *311*　伊豆 *312*　種子島 *315*
北海道 *316*）

寄　　稿

村山義温 *321*　刈米達夫 *321*　若林栄四郎 *324*　遠藤与作 *333*
木村雄四郎 *336*　篠崎好三 *340*　服部安蔵 *345*　田中　穣 *347*
市川重春 *349*　秋葉朝一郎 *351*　板井孝信 *353*　武田義道 *355*
北尾誠二郎 *357*　寺田安一 *358*　藤田早苗之助 *360*
平山重勝 *363*　大岡増二郎 *365*　原　一郎 *368*
喜谷市郎右衛門 *371*　山口一孝 *373*　石館守三 *376*

年　　表

明治元年～明治45年 *381～417*
大正元年～大正15年 *417～431*
昭和元年～昭和49年 *431～499*

あ と が き

序章　司薬場創設前史

1.　西欧科学文明の導入

はじめに

維新直後，明治政府は近代国家の建設を目指し，範を欧米先進の諸国にとり，政治，経済，社会，文化のあらゆる面にわたる大改革を進めた．このような情勢のもとに，明治7年（1874）3月，国立衛生試験所の前身である東京司薬場は，新政府の保健衛生行政の一端を担う機関として生誕したのである．

司薬場は，はじめは急を要する輸入薬品の品質検査を行い，次第に鉱泉，飲料水，食品等の分析へとその業務の領域を広げて行った．一方，薬学教育，薬事衛生制度にも先駆的役割を果したうえ，第一版日本薬局方編纂に貢献し，さらに小規模ながら輸入医薬品に代る優良医薬品の国産化の指導にも寄与したのである．

当時政府の近代化政策は必ずしも順調には進まず，試行錯誤を繰り返しながら，封建制度を解体し，中央集権体制樹立がようやく一段落したところであった．しかし，政府自体近代的な薬品試験機関を真に認識し，その創設にふみ切るまでには，かなりの曲折を経なければならなかった．

このような視点から，急転回する明治維新前後の時の流れの渦中にあって，百年前，司薬場がどのような過程をたどって成立したか，前史とも言うべき創設以前の周辺にあらまし触れておきたい．

明治維新前後の動向

近代日本の夜明けは，徳川幕府の鎖国政策が，強引に開国を迫る欧米列強の圧力に屈して，ついに安政5年（1858）各国と通商条約を締結し，横浜・長崎・函館を開港したことに始まる．

洋薬の輸入　それまで長崎1港を開き，幕府が占有していたオランダ貿易に代って，自由貿易を待ち構えた各国商館が先を争って乗り込んできた．彼らの取引は，日本の生糸に集中したが，主な舶来品は酒類，食料品，石鹸，織物類で，洋薬はまだ需要が少なく，輸入量は微々たるものであった．

西洋医学教育の始まり　当時の医療は，少数の洋方医（蘭方医）を除き，ほとんど漢方医で占

本　　史

められていたが，開国の事態に備えて「蘭方禁令」を解くとともに，幕府直轄の医学所を江戸と長崎に開設したため，洋薬の需要は漸増して行った．江戸の医学所は，オランダ医学を修めた蘭方医の教授陣で組織されていた．また長崎では，オランダ医官ポンペ Pompe van Meerdervoort が，西洋医学の講義を開始し，引続いて洋式病院（養生所）が設けられた．ポンペ門下の司馬凌海は，文久2年（1862）「七新薬」を著わし，当時の輸入薬品として，ヨード，硝酸銀，キニーネ，サントニン，モルヒネ，肝油，吐酒石等について解説している．

理化学教育の始まり　ポンペの後任ボードイン A. F. Bauduin は，医学の予科学課として分析・窮理（化学・物理）の増設方を幕府に進言した．幕府は長崎奉行に命じて元治元年（1864）10月，医学所附属分析窮理所を建設した．実験に必要な機器類，薬品などを輸入する一方，オランダから最初の理化学教師ハラタマ K. W. Gratama を招き，慶応2年（1866）5月，わが国最初の理化学教育が開講された．

しかし，時すでに幕府の運命は破局に近づきつつあった．幕府対薩長連合の政争に外国勢力が介入して，激しくゆれ動く慶応3年，ハラタマは江戸の開成所の化学教師に転じた．この年10月，幕府の大政奉還に続いて，12月には王政復古の大号令が下り，近代史の開幕へと直進したのであった．

西洋医術採用　政権を掌握した新政府は，慶応4年（1868年9月8日明治と改元）2月，江戸

開成所と医学所

江戸幕府の教育系統は儒学，国学，洋学，蘭学（医学）に大別できる．このうち洋学については文化8年（1811）天文方に蕃書和解御用を設置したことに始まる．これが安政2年（1855）1月に至り九段坂下（現九段会館の地）に洋学所として独立し，翌年には蕃書調所と改名した．文久2年（1862）5月 一ッ橋門外（現如水会館の地）に新築移転し洋書調所と改称したが，さらに翌年8月開成所となり，理学，化学，星学，兵学の科が設置され，のち南校となった．

医学所は安政4年（1857）神田お玉ヶ池（現岩本町）に種痘館を建てたことに始まる．この種痘館は安政5年7月開館許可になったが，間もなく同年11月15日神田相生町から発生した大火のため焼失した．しかし，翌年10月下谷御徒町に幕府種痘所として再建された．文久元年（1861）10月には西洋医学所と改名，文久3年には単に医学所と改称され，のちの東校の母体となった．これに対し蘭方医学の源流となった長崎では，安政4年（1857）11月12日オランダ海軍軍医ポンペが西洋医学の講義を開始，文久元年（1861）8月16日幕府は西洋式病院（養生所）を設立し医学所も隣に移した．この養生所・医学所を慶応元年（1865）4月精得館と改称し，明治元年まで続いた．そして明治元年10月長崎医学校として新発足した．

なお，儒学，とくに朱子学については元禄3年（1690）林家の孔子堂を忍岡より湯島に移し聖堂として幕府官学の中心とした．これが天保14年（1843）孔子の出生地昌平郷にちなんで昌平坂学問所（昌平黌）と呼称され，慶応3年（1867）4月政局の混乱により一たん閉校となった．明治元年（1868）6月明治政府は復活して昌平学校とした．翌2年6月には大学校と改称し教育行政の官庁も兼ねた．このため通称を大学本校ともいい，開成学校，医学校および病院の管理も行った．ついで同年12月には単に大学と改称されたが，皇漢学派と洋学派の抗争によって明治3年7月閉鎖された．翌4年7月この場所に文部省が設置されたのである．

総攻撃の討幕軍に，政府支持の英国公使パークスの斡旋により，同公使館付の外科医ウィリス William Willis を従軍医として随行させた．彼は4月横浜に設置された軍陣病院長として傷病兵の治療につくした．

すでに，西洋医術の長所を知った政府は3月7日，「西洋医術ノ儀是マデ止メ置カレ候ヘ共，自今其所長ニ於テハ御採用之アルベク仰セ出サレ候事」と布告して，これまでオランダ医学に限って許可したが，今後はどこの国の医学でもその長所を採り，日本医学の進歩に役立てると，西洋医術採用の方針を明らかにした．

この方針に基づいて6月，下谷御徒町にあった旧幕府の医学所を接収して医学校と改め，横浜の軍陣病院を神田和泉町の旧藤堂藩邸跡に移して，ウィリスに教育と治療を命じた．翌明治2年2月，医学校を病院構内に移し，医学校兼病院と改称して近代式医学教育機関の体制を整えた．

その後，政府顧問フルベッキ G. F. Verbeck の進言で，当時世界で最もすぐれたドイツ医学を採用することに決定したため，ウィリスは明治2年12月，私立鹿児島医学校に転じ，官立医学校の英国医学教育は自然消滅した．

一方，明治元年10月，旧幕府の長崎精得館（医学所）を政府所管として，長崎医学校と改称，ポンペ，ボードイン門下の長與専齋が校長に推され，教頭マンスフェルト C. G. van Mansvelt とともに，従前通りオランダ医学が行われた．長與校長はマンスフェルトとはかり，学則を大学と予科に改め，理化学担任の予科教師として，オランダから陸軍薬剤官ゲールツ A. J. C. Geerts を招いた．

大学の発祥　政府は明治元年6月，湯島にあった旧幕の昌平坂学問所を，9月には一ッ橋の開成所を接収し，それぞれ昌平学校，開成学校と改称した．明治2年6月，昌平学校を大学校とし，開成・医学・兵学の3校を分局としたが，12月には湯島の大学校の位置から，東方にあたる和泉町の医学校を大学東校，一ッ橋の開成学校を大学南校と改称した．

大学校は教育機関であるとともに教育行政機関も兼ね，大学東校，大学南校を所管していた．この頃，大学校の国学漢学派と洋学派との紛争が絶えなかったが，曲折の末，洋学派の勝利に帰し，明治3年7月大学校の教育部門は閉鎖されることになった．

このため大学東校は独立することになり，同年12月，同校内に売薬取締局が置かれ，売薬類を検査のうえ免状を下付する医薬品行政面も担当した．

第1回留学生　政府は先進文化導入の手段として外人教師を雇い入れる一方，明治3年10月英才を選抜して欧米諸国に留学させる方針を定めた．第1回留学生に選ばれた人の中に，大学南校助教の柴田承桂（のちの東京司薬場長）と，大学東校助教の長井長義（のちの衛生局東京試験所長）がいた．

大阪舎密局の開設　大学南校の前身である開成学校の附属理化学教場は，オランダ人教師ハラタマとともに大阪に移り，大阪舎密局（舎密はセイミと読み，オランダ語の Chemie＝化学の音訳）として出発することになった．明治元年11月庁舎の建設に着工，落成を待って明治2年5

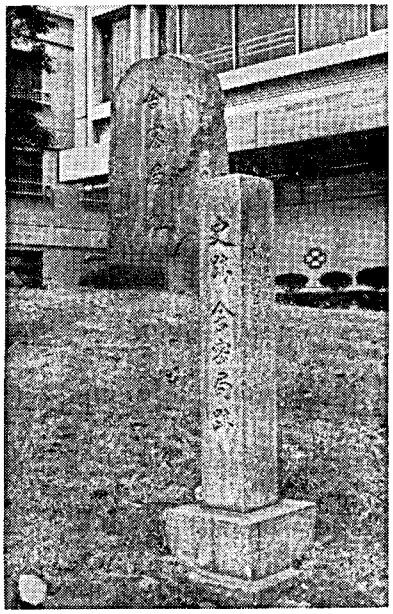

現在大阪市東区本町通りにある舎密局跡の碑



贋薬鑑法（清水藤太郎氏蔵）

月1日，大阪舎密局の開講式が挙行された．局長・松本銈，教師・ハラタマ，助教・三崎嘯輔（のちの辻岡精輔，東京司薬場長），助手・明石博高らの陣容であった．ハラタマの講演は三崎嘯輔によって翻訳され「理化新説舎密局開講之説」と題して出版された．

大阪舎密局は明治3年，大阪理学所，ついで大阪開成学校と改称，ハラタマに代って，ドイツ人理化学士リッテル Hermann Ritter が赴任し，はじめてドイツ式の理化学が行われたが，同年廃止され，リッテルは南校教師に転じた．

初期の分析化学書　三崎嘯輔は東校予科専務となり，理化学を担任する傍ら，教科用にドイツのフレゼニウスの化学書の翻訳に力を入れ，「薬品雑物試験法」（明治4年刊）及び分析化学書の先鞭をつけた「試験階梯」「定性試験升屋」（明治7年刊）を訳述した．東校助教石黒恒太郎（忠悳，のちの陸軍軍医総監）の記述した「贋薬鑑法」（明治2年刊）は，贋薬の鑑別法を記した最初の手引書である．

文部省設置

明治4年（1871）7月14日，封建制度の崩壊を告げる廃藩置県の詔が出された．

これについで同月18日，太政官布告をもって，「大学ヲ廃シ文部省ヲ被置候事」と，大学に代って教育行政面をつかさどる文部省が新しく設置された．前に触れたように教育機関としての大学は明治3年7月一旦閉鎖されたが，教育行政部門は存続していた．これを廃止して，近代的機能をもつ文部省を新たに設置したのである．

文部省の設置により，大学東校，大学南校は文部省所管に移されるため，7月21日付文部省通達で，両校は以後，単に東校，南校と呼び，両校に関する行政上の事務折衝はすべて文部省の

管理下に置かれることになった.

さらに7月29日には太政官官制（明治2年7月制定）が改定され，太政官に正院，左院，右院が置かれた．これと前後して行政機関である各省の新設，統合が行われ，神祇，外務，大蔵，兵部，文部，工部，司法，宮内の8省が制定され，明治政府の中央行政機構の基礎づくりがほぼ整った.



設置当時の文部省

ドイツ医・薬学採用　文部省創設早々の明治4年8月，東校にドイツから初めて招聘した医学教師として，陸軍軍医ミュルレル L. Müller，海軍軍医ホフマン T. E. Hoffmann が着任した．教頭のミュルレルはホフマンと協力して東校の学制改革にあたり，日本の医療状況の実態調査を行った．その結果として，診療と投薬を兼業する医療方法の弊害を指摘するとともに，ドイツ流の医薬制度を実施するならば，われわれは薬学者でないから，早急にドイツから薬学専門家を招き，医学と薬学教育を並進すべきであるという意味の建白書を文部卿（文部大臣に当る）に提出した．古来の医薬混同の既成観念をくつがえされた政府は，直ちにドイツから薬学教師と予科教師を招聘する手続を取ることになった.

文部省は事務拡張により，明治5年2月医務行政を担当する医務課を増設した．同年8月に学制の発布があり，東校は第一大学区医学校と改称された．この年，文部省の要請に応じてドイツから製薬学ニーウェルト，理化学コッヒウス，博物学ヒルゲンドルフらの教師が着任した.

この明治5年の9月12日には，新橋・横浜間に鉄道が開通し，11月9日には太陰暦を廃し太



ミュルレル



ホフマン

陽暦を採用する布告を出すとともに，12月3日を明治6年1月1日に改暦するなど，わが国は急変貌する時代の流れの中で着々と近代化の歩みを進めて行ったのである．

長與専齋の衛生事業への着想

欧米の医薬制度視察　政府はあらゆる分野にわたって欧米各国から専門家を招き，先進文明の摂取につとめたが，政府自体実際に欧米文化に接触して見聞を広め，認識を深める必要があった．そこで明治4年10月，右大臣岩倉具視を全権大使とする政府の要人一行に，各省から選抜された随員，留学生らが加わり80名を越える大視察団が欧米に派遣された．

衛生の分野　このとき長崎医学校長長與専齋は，文部省から欧米の医薬制度調査の使命をおび

長　與　専　齋



長與専齋

天保9年8月28日生（1838），明治35年9月28日歿（1902）．

肥前大村藩出身，父は俊達で大村藩侍医．安政元年（1854）大坂の緒方洪庵塾に入り蘭学，医学を学び，21才で塾頭におされた．文久元年（1861）長崎精得館に入りポンペに西洋医学を学び，元治元年（1864）大村藩侍医となった．

明治元年（1868）長崎精得館が長崎医学校となるに及び，校長となりマンスフェルトを教頭，ゲールツを予科の教師とした．明治4年上京し文部少丞・中教授に任ぜられ，岩倉具視遣欧使節に随行しヨーロッパの医事制度を調査，明治6年帰朝後，間もなく文部省医務局長となり東京医学校長をも兼務した．明治8年医事行政が内務省に移り衛生局と改称されて発足したが，引続き衛生局長として明治24年9月まで在任した．この間，医制の制定をはじめ医事，衛生に関する諸制度の基礎を樹立した．また明治9年には渡米して万国医学会に出席，明治14年には日本薬局方編纂委員，明治23年には中央衛生会会長などの要職を歴任した．明治19年元老院議員，貴族院勅選議員に列せられ，明治25年宮中顧問官となった．かつての東大総長長與又郎氏は専齋の3男であり，4男の善郎氏は白樺派の文筆家であった．専齋は号を松香と称し，歿後遺族の手によって編まれた遺稿集「松香私志」「松香遺稿」は著名である．



松香遺稿（長與健夫氏蔵）

て一行に参加した．この外遊中の感慨は彼の遺稿集「松香私志」（松香は雅号）の中に，述べられている．

すなわち，医学教育はわが国ではすでにドイツ医学が採用され次第に発展して行くであろう．しかし，医学の応用部門で人間の健康を保護増進させるための Hygiene という学問は，日本はおろか東洋にもその的確な名称さえもなく，全く新しい概念の事業である．従って，その開発普及は容易なことではないが，医家出身の者でなければ不可能な医学の応用部門なので，自らこれを畢生の事業とし，その指導者をもって任じることにした，とその気慨を示している．

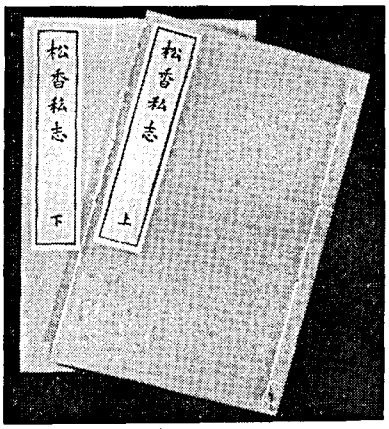

松香私志（長與健夫氏蔵）

こうして彼は，この Hygiene という新しい学術を研修するためにオランダに約半年間留学した．本来なら文部省の方針がドイツ医学を範としているので，ドイツ留学を考えたかも知れぬが，限られた短期間では便宜上，精通するオランダ語で学修する方法を選んだものと思われる．

彼はのちに明治8年7月の内務省衛生局新設に先立って，Hygiene の適切な訳語の想を練り，「荘子」（中国周時代の哲学者荘子の言行録）のなかから“衛生”の字句を見付け，健康保護を表現する新しい言葉として用いた．衛生という語は古くから用いられていたようであるが，養生と同じ意味の狭義のものであった．しかし，彼の命名した衛生はもっと広義の新しい分野であった．

2.　薬事制度制定への動き

贋薬取締の要求

贋薬の横行　貿易が盛んになるにつれて洋薬の輸入も品目や数量を増して行ったが，明治初期は重曹，石炭酸などのほかは，ほとんどオンス（約 28g）単位で取引されていたに過ぎなかった．その中で需要の多いキナ塩とヨードカリが多数を占めたが，業者が洋薬の知識や鑑別法に不慣れなうえ，贋薬取締規則のないのを幸い，悪質な外国商人が贋薬や不良薬品を言葉たくみに売り付けるので，次第に被害があらわれ，取締対策の必要に迫られた．それが表面化したのはほかならぬ外国商人の切実な訴えからであった．

外国商人の陳情　明治6年（1873）1月頃，長崎居留のオランダ貿易商ファンデ・ポルがキナ塩の真正品と贋造品の2種の見本品を添え，次のような意見書を長崎税関長官に提出したことに始まる．

要約すると，ポルが日本商人からキナ塩1オンスに付洋銀75セントで売買を要求されたが，ポルの所持品はすべて1オンス2ドルの真正品で，贋造品並の値段では取引に応じられない．奸

商の口車に乗せられて安い贋薬が幅をきかせているが，そのような贋薬は効能がないばかりか生命の危険をまぬがれない．しかし日本には贋薬の取締規則がないため不良品がのさばり，良薬は一顧の価値もないとなれば，真正品を輸入する者もやむなく贋薬を売らざるを得なくなり，日本国民に大患大害を及ぼすことになるから，1日も早く取締規則の設定を強く要望する，という主旨のものであった．

ゲールツの提言　長崎税関長官は，ポルが提出した2種のキナ塩見本の検査を長崎医学校分析学教師ゲールツに依頼した．彼が長官に提出した1月27日付の検査報告の中で，次のように贋薬取締の方法について西欧の事例を引き，薬店監視と薬品検査機関設置の件に触れている．

2種の硫酸キニーネのうち，ロンドン製は良品であるが，パリ製品は少量のキナ塩をまぜた硫酸シンコニーネの贋造薬である．硫酸シンコニーネはキナ塩に比べて解熱の効能も劣り，従って価も安い．このほかこれまで検査した輸入薬品中，ヨードカリの贋薬が非常に多い．しかし，一般の人々は薬品の良否を弁別することは難しいので，オランダ，ドイツなどでは，分析掛の官員が薬店を巡視し貯蔵薬品を検査するので，処罰を恐れて偽造または粗悪薬品を販売することはなく，患者も不良品を服用させられる心配はない．日本においてもこの制度を取り入れるのがよいと考えるが，政府にこの勧告を採用し，国民の健康保護対策の意図があれば，余は長崎その他の場所で薬品検査に従事するであろう，と積極的な意見を述べている．

司薬局創立の気運

文部省に取締方法検討を依頼　税関長官は，ポルの贋薬取締要請の訴え及びゲールツの薬品検査に応ずる旨の提議について，主務官庁の大蔵省に伺いを立てた．これに対して大蔵省は，キナ塩の贋造薬の輸入は人命にかかわる憂慮すべき事件であるが，薬品の試験は医薬行政を担当する文部省の管轄であるから，至急取締の方法を検討されたいとの明治6年2月27日付文書を文部卿あてに送った．

これより先，文部当局は留学中の長與専齋の帰国をうながし，3月初め帰朝するや間もなく長與を新設の医務局長に任命して問題処理に当らせた．

司薬局設置の提議　一方，外務省でも人命に関する重大問題であるとして，薬品輸入規則を早急に設定されたいとの上申書を太政官正院に提出した．

この外務省の建議は，正院で直ちに裁決されるとともに，次の文書が文部省に通達された．これは政府の最高機関である正院において，薬品検査機関である司薬局（仮称）設立について，審議したことを示す最初の公文書と言える．

薬剤取締之儀ニ付外務省ヨリ別紙ノ通申出候　就テハ昨年十一月中申出置有之候司薬局創立之儀早早取調可差出候也

明治6年3月28日　　正　院

大木文部卿殿

薬剤取調の方法提出　文部省は前年11月に医学校の外人教師に，西欧の薬品取締について諮

問したところ，薬品検査機関として司薬局（仮称）の設置を答申した．その答申に基づいて，文部省は薬品取締の方法として，司薬局員の薬舗の立入り検査，司薬局での薬品試験，試験の基準となる薬局方の編纂，医薬品の製造技術を教授する製薬学校の設立等について，応急対策の検討を行った．それらの必要事項を28項にまとめた「薬剤取調ノ方法」の原案を明治6年5月20日，正院に提出したのである．

下記の「薬剤取調ノ方法」の抜萃を見ると，その前書に，異質の西欧の制度を国情民俗の異なる我が国に応急に直輸入することは，種々支障が考えられるので，実施できるような方法を調査して取上げたという趣旨が述べられて，画期的な司薬局を主体とする薬品取締の方法に対する並並ならぬ苦慮がうかがえる．

薬剤取調ノ方法（抜萃）

抑モ薬品ヲ博ク申サバ万物皆薬ナラザルハナシ　又毒ニ非ザルハ無シ　而シテ飲食，衣服，器械，住居ノ用自然ニ具ハルト雖モ，其ノ制度ナキ能ハズ　況ンヤ毒薬ニ於テ其制一日モ曠シウスベカラザル儀ニ御座候　依テ今般御雇教師ニ西洋諸国薬品ノ制度ヲ問合セ候処，国土，民風相異リ俄ニ行ハレ難キヲ以テ，当時行ハルベキ方法ヲ吟味取調候処左ノ如シ

一，病者ノ為ニ用ユベキ薬品ヲ売買スルハ政府ヨリ許可ヲ得タル薬舗ニ限ル

六，諸県ニ於テ管轄セル区中ニ何戸ノ薬舗要用ナルカヲ委細ニ穿鑿シ，政府ニ於テ其数ヲ定ムベシ

十一，薬舗ハ日本国司薬局局方（未編輯）中ニ記載セル諸薬ヲ精選シ貯蔵スベシ

十九，薬舗ニ貯ヘタル諸薬品ハ総テ司薬局官員注意シテ管轄スベシ

二十，司薬局官員ハ薬舗中ノ諸品ヲ検査スルノ権アリ　殊ニ用ニ堪ヘザル物品或ハ偽品等ヲ売却スル疑アルトキハ，臨時直チニ不意ニ検査ヲ施スベシ

二一，臨時検査ノ外毎年一回権威アル官員来リテ点検スベシ

二二，諸品検査ヲ遂ゲテ後直チニ政府ヘ記表ヲ呈スベシ

二三，点検ニ由テ偽品タルカ或ハ難用腐敗薬アラバ，司薬局ニ於テ再ビ細密ノ穿鑿ヲ遂ゲ，偽品ナラザルトキハ其品ヲ返シ与フベシ

二四，検査ニ由テ真品ナラザルコト判然タルトキハ其薬品ヲ引上ゲ，其奸計ノ浅深ヲ審カニシ罰金ヲ出サシメ，再度奸ヲナストキハ免状ヲ取離スベシ

二五，当分日本薬舗ニ於テ品類ノ精粗ヲ弁識スル能ハザル間ハ，司薬局ニテ検査シ先ズ東京ヲ初メトシ漸々諸国ニ及ボスベシ

二六，司薬局ニ於テ当分製剤ノ法ヲ教授シ生徒ヲ導キ，モシ薬舗ヨリ乞フコトアラバ物品ヲ試験シ能フベシ

二七，製薬学術ヲ進歩セシメンニハ，先ズ東京中ニ一個ノ製剤学校ヲ設クベシ

第1章　司薬場創設と歴史的役割

1.　司薬場創設への歩み

人材の確保

太政官の承認が得られたので文部省医務局は，“薬剤取調ノ方法”に基づき，急を要する薬品検査機関の司薬局と製薬技術を指導する製薬学科の設置計画を進めた．司薬局は差当り横浜，神戸，長崎の3開港場に開設する予定を立て，外人教師の選考と薬品試験掛の養成を急ぐことになった．

製薬学科の創設　明治6年6月，5年制の製薬学科（東京大学薬学部の前身）が第一大学区医学校に併設され，9月から医・薬学科合同の外人教師による予科が開講された．この予科生の中から試薬（薬品試験）伝習生を募り，速成に分析化学及び薬品取締の方法を指導する方針であった．

外人教師の選考　つぎに3司薬局に配置する外人教師の選考に移り，長崎は同医学校教師ゲールツを兼務させることとした．横浜はさきにドイツから製薬学教師として招いたニーウェルト Niewert は見込違いで，化学専門家ではなく附属病院薬局の調剤指導を希望したため，他に人を求めることになった．

設置要項の制定

司薬局は古文書によるとその名称として，試薬局，試薬場，試薬所，司薬所などが用いられているが，次のような設置要項を定めた．主な内容は薬舗が輸入薬品の検査を受ける際の規則を記載した㈠の輸入薬品検査略則と，検査の対象となる㈡の有力薬品表に，㈢設置に必要な費用概算で，明治6年12月医務局から伺書を太政官に提出して聴許となった．

㈠　輸入薬品検査略則

第一条　別冊記載ノ薬品買入候節ハ必ズ之ヲ試薬場ヘ出シ逐一検査ヲ受クベシ　若シ偽造或ハ粗悪ニシテ薬用ニ堪ヘザルモノハ国内売買ヲ許サズ　良好ノ品ハ検査ノ印ヲ貼シ与フベキ事

第二条　分析試験ハ別冊ノ通リ先ヅ至要有力ノ薬品ヨリ着手相定メ候事

第三条　薬舗従来買入候分モ別冊記載ノ薬品ハ試薬場ヘ願出検査ヲ受ク可キ事

第四条　別冊記載スル至毒ノ薬品ハ病院，医家及薬舗ノ外之レヲ買フヲ許サズ　薬舗モ亦病院，薬舗，医家之外ハ之ヲ売ルベカラズ　但シ薬舗，病院或ハ医家ヘ之ヲ売ルトキハ薬名，量数，且其求ル者之住所，姓名及年月日詳細記載シ置ク可キ事　但シ至毒薬ノ分ハ別冊薬名上〇印ヲ冒シテ之ヲ区別ス

第五条　試験ヲ願フトキハ分析ノ手数料トシテ其薬価百分ノ一ヲ納ム可キ事

第六条　試験ハ休日ノ外毎日午前九時ヨリ午後二時迄ト相定メ候事

第七条　別冊ノ薬品検印ナキモノハ売買ヲ許サズ　若シ此規則ヲ犯スモノハ其ノ薬品ヲ取リ上グ可キ事

右実地施行差支ノ廉アルトキハ改正増加シテ布告スベキ事

(ニ) 有力薬品表

一，ブローム加里	一，沃汞単複	一，甘汞
一，キニーネ	一，沃土加里	一，酒石酸
一，塩酸	一，硫酸	一，枸櫞酸鉄キニーネ
一，燐酸	一，石炭酸	一，一半コロール鉄
一，グリセリン	一，炭酸ソーダ単複	一，硝酸銀
一，硝酸	一，サントニーネ	〇一，モルヒネ
〇一，阿片	〇一，吐酒石	〇一，昇汞
〇一，コロールホルム	〇一，エートル	〇一，エルゴヂネ
〇一，アトロヒネ	〇一，砒石	〇一，コロラールヒダラート
〇一，巴豆油	〇一，ストリキニーネ	〇一，青酸

(ホ) 各開港地の試薬場設立に要する費用概算

(1) 人　件　費

一，試薬長（六，七等ノ内六等ヲ以テ算入ス）一名　月給　百五拾円

一，外国教師　一名　　月給　凡三百円ヨリ百五拾円迄　但シ三百円ヲ以テ算入ス

一，通弁官　一名（八，九等ノ内八等ヲ以テ算入ス）　月給　七十円

一，事務官　三名（八，九等ヨリ等外一等迄　八等一名，十等一名，等外一等一名ヲ以テ算入ス）　月給　百二拾円

一，試薬掛官員　二名（八等一名，十等一名）月給　百拾円

一，御雇生徒　三名　月給　三拾円

一，小使　二名　月給　七円

(2) 試薬並試薬器械見積

代金　三百七拾円　但シ試験薬ノ多少ニヨリ増減アルベシ

(3) 消　耗　品　費

薪炭，油，筆，墨，紙ソノ他，営繕等一切ノ臨時入用費　凡代金　五拾円

(4) 地　所　購　入　費

三百坪　凡代金　三百円

(5) 建　物　新　築　費

三十坪　但シ木造二階付西洋形，外ニ門及ビ番所，四方囲共　凡代金　千三百六拾五円

(6) 外　国　教　師　宿　料

一ケ月ニ付　凡二十円

合計　金弐千八百九拾弐円

内　金八百五拾七円　月給其他共
内　金三百七拾円　試薬並器械代
内　金千六百六拾五円　新築並地代共
初年総計　金壱万弐千三百十九円
次年総計　金壱万六百五十四円　但シ新築地代除之

以上の概算中，半分近い比重を占める外国教師関係の費用は，伝習生が卒業すれば外国教師と通訳を雇う必要がなくなるから，以後1カ年の支出は総計金5,974円に縮減されると付記してある．

最初の外人教師マルチンの雇傭　文部省医務局は，適任の外人教師を物色中であったが，東校の外人教師の斡旋でドイツ人ドクトル・ゲ・マルチン Georg Martin との交渉が成立した．田中文部少輔は文部省明治5年達「外国教師雇入条約規則」に従って，契約期間，任務の範囲と付随する注意事項，給料その他，次のような明細の約定書を交付して，マルチンに対する雇傭契約が成立した．その趣を田中文部少輔は，約定書をそえて太政大臣三条実美に届け出ている．

約　定　書

日本国横浜試薬場ニ於テ薬品試験ノ為メ貴下ヲ雇入ニ付，文部少輔田中不二麿日本政府ニ代リ左ノ条ヲ約ス

第一条　今般貴下ヲ文部省横浜試薬場ニ於テ，明治七年一月四日ヨリ同七年七月三日マデ相雇ヒ，輸入輸出薬品，鉱泉及金石類ヲ試験シ，試験法及製薬法ヲ伝授スベシ　但勤務ハ午前九時ヨリ午后三時迄毎日六時間タルベシ

第二条　密ニ商人ト通ジ，薬品鑑定ノ儀ニ付不正ノ事アルトキハ即日雇ヲ止メ，其翌日ヨリ給料渡サザルベシ

第三条　雇中，居家，食料，家具，奴僕及既舎等ハ一切貴下ノ自費タルベシ

第四条　貴下給料ハ一ケ月ニ付金貨三百円ト定メ毎月末ニ相渡スベシ　但シ時ニヨリ各種ノ貨幣ヲ渡ストキハ金貨ヲ元ニ立テ渡スベシ

第五条　試薬場ニ於テ自己所有ノ薬品ヲ製シ，自己所用ノ薬品ヲ試験致ス可カラザルベシ

第六条　試薬場ノ規則ヲ定メ，薬品鑑定ノ印ヲ貼スル等ノ事ハ貴下ノ権利ニ非ザルベシ

第七条　貴下建議ノ件々ハ都テ場長某ト談判ニ及ビ，其決定ハ文部省長官ノ指令ヲ受クベシ

第八条　日本政府ヨリ定ムル休日ノ外，貴下随意ニ業ヲ廃スル時ハ其日数ノ給料引去ルベシ

第九条　雇満期ノ後尚引続雇入ルヽ時ハ期限二十日以前ニ其事ヲ示スベシ

第十条　雇期限中日本政府ニ於テ不得止ノ事件アリテ雇ヲ止ムル時ハ其翌日ヨリ後三ケ月分ノ給料相渡スベシ　貴下止ムヲ得ザル事件アリテ自ラ解約ヲ請フ時ハ其翌日ヨリ給料相渡サザルベシ　但日本政府ニ於テ雇ヲ止ムルトキ，期限前一ケ月又ハ二ケ月ナル時ハ其日数丈ノ給料ヲ渡スベシ

第十一条　貴下其職ニ任ヘザルカ，或ハ懶惰過失有之時ハ期限中ト雖モ雇ヲ止メ其翌日ヨリ給料渡サザルベシ

第十二条　期限中貴下病ニ罹リ十日ヲ過ルトキハ貴下自費ヲ以テ相当ノ代人ヲ出スベシ　二ケ月ヲ経テ猶癒ヘザルトキハ此条約ヲ廃シ其翌日ヨリ給料渡サザルベシ　但シ急症ノ病変或ハ不容易変故アル節ハ直チニ在留ノ領事ニ引渡シ其翌日ヨリ雇ヲ止メ給料相渡サザルベシ

明治7年1月4日

日本文部少輔　田中不二麿

独逸国　ドクトル・ゲ・マルチン貴下

2. 東京に司薬場設立

発足までの経緯

予定地を東京に変更　明治7年（1874）1月17日，太政官より試薬場開設費として15,000円の国庫支出が認められた．しかし，この予算では到底3港に設置することは困難なので，文部省は応急に予定を変更し，東京府下に全国の薬品取締の中枢機関とする司薬場（2月9日改称）を設置したいという主旨の伺書を提出したのである．

先般三港へ試薬所設立御許可相成順次着手可仕処　先以東京府下ニ司薬場ヲ設各所ノ根本ト定メ全国之薬品取締候条設立致シ度此段至急相伺候也

追テ司薬場方法ノ儀ハ壬申年（注：明治5年）上陳置候得共当分施行ノ儀ハ三港試薬所規則ノ通ニ付此段添テ申上候也

明治7年2月13日　　文部卿　木戸孝允

太政大臣　三條實美殿

日本橋馬喰町仮庁舎で発足　上記の伺書に見られるように，東京に司薬場を新設し，これを中心に薬品取締を実施しようとする願いは即刻聞き届けられ，設置場所として神田和泉町の医学校構内にある外人教師ブラウンの官舎が指定された．しかし，同人の移転先が決まらないため，やむなく一時の便法として他に適当な場所をさがすことになった．

永　松　東　海

天保11年9月29日生（1840），明治31年5月11日歿（1898）．

佐賀県士族，原家に生れる．医学を学び，慶応元年3月1日永松玄洋の養子となり永松姓を名乗った．明治3年大阪内久宝寺町の医学所および病院が大阪府に移管されるに当り医学所講師となった．このとき院長には緒方維準が任命されている．明治7年3月東京司薬場の開設に当り初代場長となった．同年8月には下谷医学校内に庁舎を新設し，日本橋馬喰町の仮庁舎より移転するなど司薬場の創設に貢献した．明治8年1月病のため場長を辞した．同年5月東京医学校に通学生教場が開設され，邦語による普通医学を教授する制度が採用されるにおよび生理学担当の教官となった．明治13年には「生理学」の著書を刊行，医学史によれば，この書は一時大いに用いられたとある．また明治9年には定性化学試験要領の著作もある．明治13年11月，日本薬局方編纂委員に任命され日本薬局方の制定に尽力した．明治21年12月陸軍軍医学校の設立に際し，石黒忠悳校長の下で医官候補生の教官となり，明治26年11月予備役に編入された．この頃，東京市麹町区二番町26番地に寄留，明治31年には東京に転籍したが間もなく死去，青山墓地に眠る．



著書　定性化学試験要領

医務局としては急を要する薬品検査はもとより，すでに各府県知事に依頼した各地温泉の検体が送られて来ているのに，肝心の分析所が決まらないため，一件も処理できない有様で仮庁舎設置は焦眉の急であった．選択する余裕もなく，馬喰町の元郡代屋敷跡の売物を見付けると長與局長は直ちにその買上げの措置を木戸文部卿に上申したのである．

早速文部省が家主と交渉して，日本橋馬喰町1丁目17番地の洋風に改造した医院跡を850円で買収した．借地は142坪で，地代は月8円であった．この家屋は分析所には不向きなため，マルチンの指図で模様替えを行い，分析用器具，薬品，書籍類を外国商館から買入れ，試験業務の準備体制を整備した．

文部省七等出仕永松東海（のちの陸軍二等薬剤正兼同二等軍医正）が初代司薬場長に任命されるとともに，国立衛生試験所の起原となった司薬場が，明治7年3月27日，画期的な事業を開始したのである．

和泉町に移転

分析所新築　ところが1カ月経たぬうちに，前述のブラウンが移転したため，最初の計画通り所定の手続を経て，神田和泉町の医学校官舎跡に司薬場を移すことになった．しかし武家屋敷を応急に外人向に改造したため，司薬場には不適当なので，そのまま事務所，応接室，食堂などに使用し，北側の空地に分析所を新築する計画を立てた．

永松場長が提出した分析所建設伺いの趣は，5月22日付で木戸文部卿の聴許を得，総工費1,286円32銭を費し，明治7年8月29日に待望の司薬場分析所が落成した．この神田和泉町の地は，昭和20年3月10日の大空襲で庁舎が焼失するまで，幾多の誇るべき業績をあげ，衛生試験所の今日の隆盛の基盤を確固たらしめた由緒ある拠点となった．

当時の職員は次のように記録されている．

司薬場出勤人（官員・雇員）名簿（明治7年7月）

文部省六等出仕　司薬場長	永松　東海
外人教師	ドクトル・ゲ・マルチン
文部省八等出仕	大野　曠象
〃　十等出仕	保田　東潜
〃　〃	三宅　秉則
〃　十一等出仕	草野　元養
〃　〃	三崎　精輔
〃　十三等出仕	直井　鋌吉
〃　〃	堀口　章介
〃　十四等出仕	小石弟二郎
〃　〃	中西　金蔵
〃　十五等出仕	中村　良春
〃　等外三等出仕	高倉　一善
〃　〃	東王地　亨

文部省御　雇	村井純之助
〃　〃	石塚　左玄
〃　〃	原口　養林
〃　〃	村田　春齢
〃　〃	松田　董

マルチンの雇傭契約延期　陣容も整い，ようやく試験業務が緒についた所で早くもマルチンの半年間の契約期限（明治7年1月4日から7月3日まで）が切れるので，永松場長はさらにマルチンの雇傭契約期間を明治8年7月30日まで1カ年延長するよう文部省当局に願い出て認められた．同時にマルチンは格別勤勉により，月給のほかに宿料として30円を増額支給された．

製薬学教場の併設

製薬学教育の必要性　明治7年5月の学制改革で，神田和泉町の第一大学区医学校は東京医学校と改称，長與医務局長は同校長兼務を命じられた．

前後してその年4月，ドイツ留学から帰国した柴田承桂は，医学校製薬学科の最初の日本人教授に就任して薬学の体系化に着手した．前年9月に開講した製薬学科予科は，本科開講に備えて実験設備が必要となったが，早急の実現は予算の関係上困難であった．そこで柴田教授は応急対策として，同じ構内にある司薬場の設備を利用して外人教師を製薬学生の実習指導に当らせることを永松場長に申し入れた．

永松場長もこれに同意して設備を増設し，製薬学生の技術指導を行うと同時に，急を要する薬業家の子弟の薬学教育を企図したのである．当時は粗悪輸入薬品は増大するばかりで，司薬場で薬品試験に力を入れても防止できない実情にあった．この憂慮すべき事態を是正するには，業者に正しい薬の知識を授ける以外に方法はないとの見解に立ち，永松場長は9月29日司薬場に製薬学教場の増設を必要とする理由を詳述した伺書を田中文部少輔に提出したのであった．

製薬学生の技術実習　上記の伺いの件は採択されて，製薬学生は司薬場でマルチンの指導を受けることになったが，業者の子弟の入学は見送られた．

永松場長はさらに12月8日付の伺書で，薬品試験業務のほかに製薬学教場開設にあたって，マルチンのほかにもう一人，外人教師の補充の件を願い出ている．この人事は，柴田教授がドイツ留学中の長井長義に依頼した適任者が着任するまでの間，外国語学校教師ドイツ人薬剤師ハンゼンに援助を求めることになった．

司薬場は，次のような規則を定めて製薬学生に厳守させた．

製薬学教場規則

一，製薬学生徒ハ平日成丈，本場試験掛ト混雑セザル様注意スベキ事

一，製薬技術伝習ハ毎日午前九時ヨリ午後三時迄ニ限ルベキ事

一，生徒銘々受持ノ器械，薬品ハ努メテ注意シ取扱フハ勿論ノ事ニ候ヘ共，若シ誤テ器械ヲ毀損シ或ハ薬品欠乏スルトキハ其旨掛ノ官員ヘ申出デ引替受取ルベシ　決シテ断リナク自ラ出納致スベ

カラズ　且妄リニ他人受持ノ物品ヲ使用スベカラザル事　但シ本日使用ノ器械ハ必ズ親ラ洗滌シテ明日ノ用ニ供フベク，火酒燈（注：アルコールランプ）ノ如キモ一度点火シ事畢レバ直ニ吹消シ，再用ノトキ更ニ点火スベク決シテ使ヒ放シニスベカラザル事

一，教場ノ備品ハ一切私室ヘ携エ帰ルベカラザル事

図書の整備

司薬場は明治7年11月22日，文部省で買上げた次の書籍を学務課から下付を受けた．これらの中には19世紀後半における西欧の著名学者の著書が多く，薬学進歩に役立ったことは言うまでもない．

無機化学	グレヘムオット	3冊	石質分析書	ロート	1冊
有機化学	ケクレ	3冊	化学史	コップ	1冊
薬剤分析術	シュフロー	1冊	スペクトラールアナリーゼ	ロスコー	1冊
分析術	ローゼ	2冊	礦物学	ナウマン	1冊
物理学	ウェルネル	4冊	結晶学并図	コップ	合2冊
薬局器械書	モール	1冊	礦物分析書	ウョーレル	1冊
毒物学	モール	1冊	独逸本草	ガルケ	1冊
植物学	リョマウー（仏書）	1冊	百工化学字書	ホッチゲル	1冊
植物学	サックス	1冊	動物質分析法	グロブベサネー	2冊
物理学試験手術書	フリック	1冊	礦物表	グロート	1冊
分析学初歩	ウィル	1冊	百工化学初歩	ワグネル	1冊
百工書	ワグネル	15冊	植物辞書	ウーレ	1冊
化学教場建設法	アールント	1冊	化学手箇	リービヒ	1冊
化学書	グロブベサネー	2冊	有機化学	ショールレンメル	1冊
化学字書	ウェルツ（仏書）	3冊	化学入門	ホフマン	1冊
物理学	ミュルレル	2冊	理学講義	ヘルムホルツ	1部2冊

さらに司薬場は，次に記した書籍が試験上必要に付至急買入度いと願出ている．またその後も洋書の購入は器械類とともに数を増して行った．

ヘンレーワッツ氏　舎密辞典（英書）　6冊　代価五十二円
マスプラット氏　実験化学（英書）　2冊　代価十八円
ヘボン氏　和英互訳辞書　2部　代価二十二円

3. 薬事制度の整備

医制発布

文部省はさきに明治6年上申した“薬剤取調ノ方法”に基づき，全国的に医業薬業の実態調査を進めた結果，同年12月，4章76条からなる“医制”の原案を作成するに至った．明治7年3月裁可が得られたので，同年8月18日わが国最初の“医制”が公布され，東京・京都・大阪3府に施行し，順次全国に及ぼす意向を表明した．（明治8年5月一部改正）

これは医薬分業制度を基調にしたわが国における近代的医薬衛生行政制度の基本的な方針を示

した法典で，昭和49年は医制発布百年に当る．

毒薬取締令布達

文部省は明治7年9月19日，次に記した31種のきわめて危険度の高い劇毒性薬品を毒薬に指定し，その取扱方法などを指示した「毒薬取締令」を3府に布達した．これは今日の劇・毒薬取締の基本となったが，当時はまだ劇・毒薬の区別はなかったのである．

一，左ニ記載セル毒薬ハ相当ノ器ニ容レ，別段錠前附ノ箪笥ヲ製シテ之ヲ蔵シ，他ノ薬品ト混雑スベカラス

一，毒薬ハ医師ノ処方書ニ拠テ調合スル外ハ医師，薬舗主，化学家，売薬家及工職家ヨリ需要ノ趣旨ヲ記シタル証書ヲ以テ求ムルニ非ザレハ決シテ販売スルヲ許サズ

一，司薬場ノ吏員臨時薬舗ニ立入リ点検スルコトアルベシ

毒　薬

砒石，アトロヒネ，燐，キニーネ，ストリキニーネ，コロール金，青酸汞，アコニチネ，ベラトリネ，エルゴチネ，モルヒネ，沃汞（第一，第二），硝酸亜酸化汞，白降汞，赤降汞，生々乳，飛白霜，軽粉，ブローム，ヨヂュール，コロロホルム，コロラールヒドラート，麦奴，阿片，吐酒石，番木鼈，芫菁，曼陀羅華，ホウレル水，コロダイン

此外新発明及舶来ノ薬品ハ先ヅ司薬場ニ出シテ試験ヲ受ケ毒薬ノ劇易ヲ判ジ然ル後発売スベシ

薬品巡視の始まり

毒薬取締規則の要項中，司薬場は薬舗巡検の役割を課されたので，準備体制を整え，永松場長は明治7年11月27日田中文部大輔に，次のような薬品巡視開始届を提出するとともに，場員の薬舗巡回心得を指示した．これは現在の医薬品などの監視体制の起原となるものである．

過日伺済相成候毒薬取締之儀ニ付当場定員之内試験掛一人事務掛一人取締検査ノ為来十五日ヨリ巡回致候条此段御届申上候也

薬舗巡回心得

第一条　初度巡回人員ハ試験掛一人事務官一名タルベキ事

第二条　薬舗姓名簿所持可致事

第三条　初度巡回之節ハ其区ノ扱所ニ到リ検査ノ都合相談シ差添人為差出候トモ此方吏員ノミニテ直チニ薬舗ニ立入検査致候トモ事宜ニ任スヘシ

第四条　此節ノ巡回ハ先達布達シタル毒薬品位置ノ点検ノミヲ以テ目的トス　タトヒ位置不整ナリトモ之ヲ罰スルノ権アルコトナシ　唯其体裁ヲ観察シテ篤ク説諭ヲ加ヘ不文不学ノ薬舗ヲ誘導スルヲ以テ旨トス

第五条　薬舗不取締ノモノハ再三説諭ヲ加ヘ尚不及ノモノハソノ事実ヲ具情シ場長ニ告ゲ文部省ニ上申スベシ

第六条　薬舗検査ヲ受ケタル分ハ一々其町名姓名並ニ御布達相守ル哉否ヲ詳細簿記スベキ事

第七条　司薬場官員ノ内薬品検査ニ預リタル人ハ平常薬舗ニ立入リ点検スルノ権アルベシ

第八条　点検ノ為薬舗ニ立入タル時ハ酒食ノ饗応ヲ受クルベカラザルハ勿論一切長坐雑談スベカラズ　且点検ノ節其薬店ニ於テ物品ヲ買取ルベカラズ

第九条　点検ノ節薬舗ヨリ薬品ノ鑑定ヲ頼ム時ハ即時確定シ難キモノハ司薬場へ差出スベク申付クベキ事

キナ塩の鑑別法指導

当時の輸入薬品中，最も重要なキナ塩とヨードポッタース（ヨードカリ）は，需要も多かったが高価なため贋薬も群を抜いて多く，薬舗にも純品よりも粗悪品が備蓄されていた．この最悪事態を重視した司薬場の上申により，政府も取締対策を講じることになった．

司薬場は発令に先立って，薬品業者が洋薬を買入れる際に簡単で効果的な鑑別方法を案出し，明治7年11月10日の新聞紙上に発表した．その主眼は，広く流通する外国製薬会社のキナ塩10種を選び，先ず司薬場でそれぞれの成分を試験し，その結果に基づき，各品目の容器の形や標札の文字や絵などから，その品質の精粗，真贋を見きわめるという鑑別法であって，業者に対する医薬品の行政指導のさきがけといえよう．

幾那塩試験表

第一種　硫酸幾那塩　一オンス（注：約28.4g）入価金八十銭　ハリス製標札「ブロヂユイト・シミケー」ト記シ，三世ナポレオンノ像及ビ女ノ像ヲ画キシ二箇ノ賞牌ヲ付ス青紙張秡箇入黄紙包薬舗ニテ首付ト唱フル者

第二種　硫酸幾那塩　一オンス入価金八十五銭　ハリス及「ロンドン」標札ニ「メルクル」ト云フ神像ト二箇ノ賞牌ヲ付ス薬舗首付ト唱フル者

第三種　硫酸幾那塩　一オンス入価金八十銭　ハリス製標札「ミネラルファ」ト云フ女神像ヲ画キ金字札銀口赤箇入

第四種　硫酸幾那塩　一オンス入価三円五十銭　標札ピラテルビヤ地名ローセンガルデン氏所製純精請合ノ証ヲ記ス銀封

第五種　塩酸幾那塩　三十ガランマ（注：1ガランマ約1g）入価金五円　標札カラヘンハーケ地名モウトン氏製共口瓶入

第六種　硫酸幾那塩　一オンス入価金七十五銭　標札細キ札紙ニ「キニーン，シュルフリッキ」ト記ス赤蠟封薬舗ニテ独逸出ト唱フルモノ

第七種　硫酸幾那塩　一オンス入価金三円　標札六箇ノ賞牌ヲ記スマンヘイム地名ホーリンケル氏製赤蠟封

第八種　硫酸幾那塩　一オンス入価金四円　標札スチットカルト地名ヨブスト氏製丸大形共口瓶入

第九種　塩酸幾那塩　二オンス入価金一円六十銭　標札ピラテルビヤ地名ハウエルス及ウエートマン氏製銀封

第十種　硫酸幾那塩　一オンス入価金六十二銭五厘　標札二箇ノ賞牌ヲ記シハリス及ロンドン地名ロウイスモンニール氏製銀封薬舗首付ト云フ

右（注：以上）諸種ノ幾那塩中含ム所ノキニーン，シンコニン及ビ其他ノ成分ノ分量左（注：下）ノ如シ

百　分　中

第一種	硫酸キニーン	痕跡	硫酸シンコニーン	95.70	キニチン	4
第二種	同	2.28	同	91.92	同	5.8
第三種	同	23.94	同	75.06	同	1.00
第四種	同	100.00				
第五種	同	99.00			同	1.00

第六種	硫酸キニーン	4.80	硫酸シンコニーン	87.80	キニチン	6.40
第七種	同	100			同	痕跡
第八種	同	100				
第九種	塩酸キニーン	100				
第十種	硫酸キニーン	全ク無シ	硫酸シンコニーン	91.92	キニチン	8.80

上表に見られるように，第四，五，七，八，九種の幾那塩は成分含有量が多く，純粋良好の品であるが，第一，二，三，六，十は含量少なく贋造の品である．すなわち多量の硫酸シンコニーン及びキニチンを含み，キニーンの量が甚だ少ないかまたは含有していない．要するにシンコニーンはキニーンに比べれば廉価であって，その効力は最も劣っていると後記されている．

贋薬取締罰則の布達

政府は毒薬取締令についで，太政官布告をもって贋薬の最も多いキナ塩とヨードポッタース（ヨードカリ）の取締を急ぎ，初めて罰則を付した薬品取扱規則を制定するに至った．

薬品ノ儀ハ純良精製ニ無之テハ眼前人命ヲ誤リ候重要ノ品柄故，売買上取締方可相立候ニ付，自今キニーネ，ヨードポッタース，二薬万一贋薬ノ品販売貯蓄候者ハ左ノ罰則ニ照シ処分候条此旨管下へ布達スベキ事

但，爾他ノ薬品モ其他ヲ掲ゲ順次相達スベク，且本文罰則施行ノ期日ハ文部省ヨリ可相達候事

明治七年十二月二十二日

太政大臣　三條實美

罰　則

一，贋薬販薬ヲ販売スル者ハ五拾円已内ノ罰金ヲ課スベシ

但，再犯以上ハ初度ニ倍スル罰金ヲ課シ尚薬品ノ販売ヲ禁ズ

4.　鉱泉分析と上水検査

司薬場長交代

永松東海初代場長は司薬場草創期における新生面の開発に多大の功労があったが，明治8年1月病気で退官したため，柴田承桂製薬学科教授が場長心得の兼務を命じられた．

鉱泉分析開始

これより先，文部省医務局は国民保健の見地から，薬品試験と並行して温泉療法の効率を高めるため，その成分分析を司薬場の重要業務に取り上げ，すでに明治6年7月，各府県知事あてに各地の鉱泉分析に協力方を布達してあった．当時は温泉も総括して「鉱泉」として扱われた．

司薬場の分析成績は，温泉を価値づける権威をもっていたので，各地方長官を通して文部省に各地温泉の分析を出願する件数は多数に上った．なかでも筑摩県下の信濃国は白骨薬師湯以下18件に上り，同飛騨国下呂温泉の16件がこれについだ．これらの検体は次例のような形式を経

て，司薬場に送られてきた．司薬場で分析した試験成績をもとにして，医学校外人教師が合議のうえで医治効能を決めるという方法がとられた．

炭酸泉之儀申上

当県下飛騨国益田郡之内小坂ヨリ湧出候炭酸泉泉質モ至テ宜敷拝見候間分析相願度旨申出候ニ付，即現品持参為致候　分析之上尚詳細御示相成度具状仕候　以上

明治八年三月廿四日

筑摩県権令　永山盛輝

文部大輔　田中不二麿殿

筑摩県ヨリ炭酸泉分析之儀ニ付現品相添別紙之通申出候条，則御廻申候間御受取可有之候也

明治八年四月四日　　本省医務局

東京司薬場御中

司薬場は当初41種の原泉検体をいちいち分析して試験報告を発表した．一例として上記の小坂鉱泉の含有成分をあげておく．

小坂鉱泉の試験成績

1リーテル中固形分1.84，硫酸，珪酸，鉄，アンモニア，有機物（以上痕跡），塩酸多量，炭酸，石灰，アルカリ（以上少量），硝酸極少量，苦土極痕跡

現地分析の始め　しかし，当時は交通や運輸機関が非常に不便なため，輸送の途中で変質した

鉱泉分析

火山国日本は到る処豊富な温泉に恵まれている．明治初期，西洋文明を急速に採り入れるため，いわゆる御雇教師として多くの外人教師が招かれた．このうち医薬系の外人教師は，いちはやく温泉に眼をつけ，成分分析を手掛けて温泉の医治効用の科学的解明を試みている．また政府もこれに協力し明治7年末より各地温泉について司薬場を中心に相当大掛りな調査に乗出している．わけても東京司薬場教師マルチンによる熱海，箱根温泉の分析，ゲールツによる摂津有馬温泉，ベルツによる草津温泉の調査等は有名である．日本医事大鑑によれば，明治維新前後より明治10年頃の間，京都の蘭医明石博高等により京都医学研究会が組織され，その会員等によって摂津有馬温泉，多田平野鉱泉等の化学的分析が行われたとある．この時期はゲールツが京都司薬場に勤務していた頃で，彼の実地指導によったものと考えられる．明治初期における資料には，次のようなものが見受けられる．

明治8年8月　マルチン熱海に行き試験．

明治9年8月　「熊谷県四万温泉入浴者心得」作成される．

明治11年　鈴木良三編「伊豆国熱海温泉試要説」を刊行．

明治12年　内務省御傭人ヘールト著，林洞海閲，成嶋謙吉訳「日本温泉浴案内」を出版．

明治19年2月　内務省衛生局編纂「日本鉱泉誌」上巻，中巻，下巻を刊行．

なお衛生試験所関係では，次のものがある．

明治44年刊行　「独文日本鉱泉誌（Die Bade- und Luftkurorte Japans）」

明治45年刊行　日本鉱泉分析表（500種）〔彙報12号〕

大正4年刊行　「The Mineral Springs of Japan」（パナマ・パシフィック国際博覧会出品のため作成）

昭和4年刊行　日本鉱泉分析表（474種）〔彙報34号〕

昭和15年刊行　日本鉱泉分析表（357種）〔彙報54号〕

り原泉を採取する時の不注意で，試験成績が原泉と相違する結果を生じた．そこで出張試験の必要が起こり，明治8年7月11日，東京司薬場教師マルチンに試験掛の三崎精輔，村井純之助が同行して足柄県に出張し，箱根温泉の分析試験及び遊離気類の試験を行った．これが現地での鉱泉試験の始まりで，その後各地に出張して現地分析が行われるようになった．

神田上水の水質検査

水質検査の開始　司薬場は明治7年11月，東京府から文部省医務局を通じて，府民の飲料に供する神田上水の分析試験を依頼された．しかし，初めての試みで，蒸発装置や試薬類をドイツから取寄せ，さらに新しい水質試験法を開発するまでにはかなりの日時と労力を費やさなければならなかった．そのため明治8年2月9日付で，東京府から医務局にあてた次のような督促状が司薬場に回付された．

> 神田上水分析ノ儀，去ル七年十一月御依頼ニ及ビ置候処，当今入用之儀有之候ニ付，分析済相成候ハバ分析表早々御廻シ相成度

司薬場は新しい業務として課された水質試験に努め，苦心して作成した分析表を4月14日医務局に提出した．回答には遅れた理由を述べ，かつ今後は，準備も整ったので，人命にかかわる飲料水の試験は「衛生の一大義務」であるから，府下の水を順次試験するため，検水ごとに5斗（注：900 l）位を当場に差出すよう，東京府へ伝言を依頼している．

水質定期試験　江戸初期に開発された神田上水は，当時としては驚くべき大工事で，水源の井の頭池から小石川関口，水道橋を経て，神田，日本橋，京橋に給水し，玉川上水，仙川上水とともに，明治32年（1899）に改良水道が竣工するまで，昔ながらの上水を飲料に使用していた．しかし，導水用の木樋は外部の汚染を防げず，伝染病流行の原因になる恐れは否めなかった．

司薬場で行った神田上水の水質試験が皮切りで，東京大学化学教師アトキンソンも上水検査を試みたが，一時的のものであった．その後も司薬場の上水検査は継続されたが，特筆に値するのは明治17年4月から18年3月までの1年間，神田，玉川両上水の6ヵ所，仙川上水の2ヵ所で毎月1回，一定の場所から採取した水質の定期的検査で，当時としては大事業であった．「衛生試験彙報」第3号に当時の試験報告が詳述されているが，その中から，明治17年4月，小石川樋口で採取した神田上水の分析成績を例示すると，「水10万分中，固形物全量9.56，塩素0.923，硫酸0，アンモニア0，亜硝酸痕跡，有機物に脱色せらるるカメレオン0.41，硬度1.80，カルキ極微濁，マグネシア痕跡」で，この成績はアトキンソンによれば善良との評であった．

細菌試験は未開拓分野で，当時の水質試験の限界を示している．その後もしばしば大規模な定期検査が行われ，市民の保健衛生の確保につとめた．

5. 京都・大阪司薬場の開設とその周辺

両司薬場設置の必要性

文部省が開港場に司薬場を設置する予定を変更して，東京についで，京都，大阪に司薬場の設置を急いだのは，明治7年8月公布の「医制」を，東京，京都，大阪3府に施行するにあたり，その第54条に基づいて，全国有数の薬品市場である京都，大阪に設置する必要を認めたからである．

第五十四条　東京府下ニ司薬場ヲ設ケ，便宜ノ地方ニ其支場ヲ置キ，薬品検査及ビ薬舗売買等ノコトヲ管知ス

京都司薬場開設と薬舗主の養成

文部省は京都府知事と折衝して，鴨川西夷川木屋町の京都府立舎密局構内に明治7年12月司薬場庁舎を建設し，江頭元朴が場長心得となった．明治8年2月15日，新築落成した庁舎で京都司薬場の開場式が挙行された．長崎医学校化学教師ゲールツが赴任して試験監督となり，検明部主任の池田潜蔵，助手の喜多川義一，喜多川義比，小泉俊太郎らによって薬品試験業務が開始された．

薬剤師教育の始まり　これより先，舎密局長明石博高の要望で，舎密局の敷地を無償で司薬場建設用地に提供する交換条件として，ゲールツを無給で舎密局講師に兼任させるという了解が事前に行われていた．

京都の近代医薬学，理化学の先覚者であった明石局長の着眼点は，「医制」に明記された医薬分業の担い手として新登場した薬舗主（薬剤師）養成の急務を意図したものであった．その要請に応えて，ゲールツは司薬場での薬品試験の傍ら，舎密局の生徒や薬舗子弟に，理化学，薬学，オランダ語を教えた．通訳は司薬場員の大中太一郎がつとめた．

京都府は文部省と協議して，同年3月「薬舗試験規則」を布告，7月に全国にさきがけて第1回薬舗開業試験を実施した．このことにより，薬舗開業免状（薬剤師免許証）の1号から15号は京都の人達によって取得されたのである．

大阪司薬場の発足

文部省は大阪司薬場の建物を物色した結果，大手前町の大阪英語学校構内の元理学校の敷地，校舎，実験設備，薬園などの施設を譲り受けて使用することになった．外人教師は大阪今橋の薬舗・精精舎で薬品試験に従事していたオランダ人ドクトル・ドワルス B. W. Dwars を雇入れることにし，政府の承認を得た上で，月給300円で1カ年の雇傭契約が成立した．

文部省九等出仕江頭元朴が大阪司薬場長心得を命じられ，東京司薬場から試験掛として三宅秉則，中村譲芝，原口養林，村田春齢が派遣された．このほか安達邦光，菊谷藤太，浦池以忠，堀

家碌平，瀬戸英叔，坂口勤哉，西山良造，岩崎勘次らの職員構成で，明治8年3月24日開場式が行われ，薬品試験業務が緒についた．

薬学講習　同年9月，大阪司薬場は薬舗開業試験を受ける薬舗子弟のために薬学講習を開催した．ドワルスが講師となり，毎日午前8時から10時までの2時間，次の6科目の講習を行った．

ハルマシー（医薬品製造及び鑑定），理化学大意，植物学大意，中毒学及び中毒検査法，ハルマコフノシー（自然性薬物学），鑛物学

なお京都，大阪両司薬場で行った薬学講習は明治10年6月限りで廃止された．

検査済印紙の制定

京都，大阪両司薬場開設を機に明治8年4月29日，三司薬場共通の検査済印紙が制定された．この印紙は検査に合格した品質保証のために貼付されるもので，不正防止に大いに役立った．それ以前は内容の品質よりも包装体裁が重視され，薬品市場で売れ行きのよい有名品の包装に作り替えたり，空瓶を探して有名品のレッテルに貼り替えた不正品が横行した．当時はガラス器具類も輸入に依存していたのである．

栗色

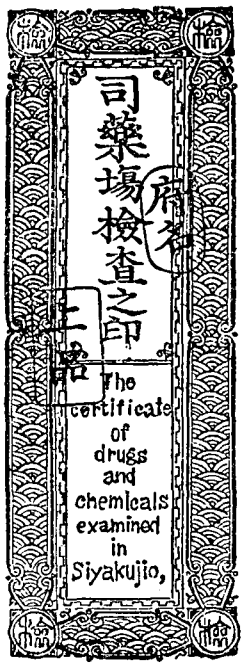

明治8年4月制定の検査済印紙

薬局方草案の起草

当時は日本薬局方がないため，医制第62条の「薬舗ニハ精緻ノ秤量器及ビ日本薬局方中ノ薬品純精ナルモノヲ撰ンデ之ヲ備ヘ缺亡アラシムベカラズ」という条文は，実際は空文にひとしかったのである．

司薬場で薬品を試験する場合，例えばオランダ製品はオランダ薬局方，ドイツ製品はドイツ薬局方を基準とする煩労を避けられなかった．また製薬業者は各国の薬局方の規格に適するよう製造するため，同名の薬品でも品質が異なり，成分は同じでも名称が異なるという現象が市場の混乱を助長させた．

一例をあげれば，ヨード鉄舎利別のヨード鉄の含量が，オランダ局方は20％，ドイツ5％，イギリス5.676％，アメリカ9.5％，フランス0.5％で，オランダとフランスではその含量に40倍もの大きな開きがあり，それらの製品が取引される市場には不正品が入り込むすきが多分にあったわけである．

こうした実情から，日本薬局方制定の急務を長與医務局長に進言したのは，明石京都舎密局長であったと伝えられている．長與局長は直ちに文部卿の承認を得て明治8年，京都，大阪司薬場

教師ゲールツとドワルスに，蘭文による日本薬局方草案の起草を委嘱した．ドワルス退任後はゲールツが編纂にあたり，明治10年にこれを作成した．

この4冊の稿本は，第一版日本薬局方にはならなかったが，現在，国立衛生試験所が保存している．

製薬産業開発の助成

京都，大阪両司薬場の開設を機に，柴田東京司薬場長は製薬産業開発に役立つ新しい計画を立案した．各地特産の植物，鉱物を収集して無料で成分研究を行い，それらの適切な利用法や，またそれらを製薬原料とする薬品製造の研究指導にあたるという方針で，明治8年3月，田中文部大輔に意見書を提出する一方，新聞に広告して広く一般の関心を集めた．

ヨード産業の開発　早くも反応があり，翌4月に安房国北条村の吉田宗弼から千葉県令を通じて，自製のヨードポッタース（ヨードカリ）の見本を添え，品質の鑑定と製造法の指導を文部省に願い出ている．文部省から回されたヨードカリを司薬場で試験したところ成績は良好で，出願者の申し出に応じて，製造方法の指導を行った．

海草灰（ケルプ）を原料としたヨード製剤は，チンキ類のいわゆるガレヌス製剤とともに，国産化の先がけとなり，明治中期には輸入品に劣らぬ製品ができ，輸入品を制圧して輸出産業に発展するに至った．

柴田承桂

嘉永2年（1849）5月21日，尾張藩医永坂周二の次男として生誕，同藩医柴田龍渓の跡継ぎとなる．藩校明倫堂で洋学を修め，語学に非凡な才能をあらわす．

明治3年（1870）7月，政府が各藩から英才を公募したとき，尾張藩の推薦により南校（東京大学の前身）で理化学を専修することになった．同年10月，政府の第一次留学生に選ばれ，ベルリン大学で有機化学専攻を命じられた．時に21歳．留学中，西欧の衛生事業視察中の長與専斎に認められ，衛生学を兼修するきっかけとなった．

明治7年（1874）4月帰国．長與医務局長の委嘱で東京医学校製薬学科（東大薬学部の前身）の最初の日本人教授となり，外人教師と共に学生指導，薬学の体系化に努めた．

一方，第二代東京司薬場長心得を兼務，薬品試験の充実に尽くした．明治11年5月教授を辞めて大阪司薬場長に専任したが，翌12年3月本省に転じた．長與内務省衛生局長の顧問となり豊富な学識経験をもって衛生事業の開発にあたり，その信頼に応えた．

主な業績は明治19年公布の第一版日本薬局方編纂の主査委員の任務を全うしたほか，明治15年には長與局長の内命を帯び，西欧の衛生行政，製薬事業調査のため渡欧した．その間，我が国最初の大日本製薬会社創立（明治17年）に協力した．その後，退官して著述に専念し多数の著書によって，薬事衛生の進歩発展に寄与した．

明治36年，薬学博士授与．明治43年7月宮内省から「学識超倫，専ら著述を業とし，後進を誘掖し，夙に衛生行政の実施に力を尽し，曾て日本薬局方編纂の功労少なからぬ趣」の顕彰文とともに御紋章銀盃一組を下賜された．間もなく明治43年（1911）8月2日，62歳の生涯を閉じた．

第2章　衛生局司薬場から衛生局試験所への発展

1.　内務省衛生局司薬場として再出発

組織の再編成と内容整備

司薬場の内務省移管　行政機構の改革によって，明治8年（1875）6月28日，文部省の医務局は内務省に所管換えとなり，これに伴って三司薬場も内務省医務局の所管となった．従って，それまで同じ文部省管下にあって，便宜的に東京司薬場で実習を行っていた製薬学科は，管轄が区分されたため司薬場での実習を打ち切られることになった．

内務省衛生局設置　内務省所管となった医務局は7月4日，第七局と改めたが，さらに同月17日衛生局と改称し，庶務，製表，種痘，売薬，出納の5課が置かれた．



明治初期の内務省

そして機構の改革に伴う人事の異動があった．文部省医務局長であった文部省四等出仕長與専齋は東京医学校長兼務のまま，初代衛生局長に就任した．また柴田承桂は東京司薬場長心得のほかに東京医学校製薬学科教授を兼務していたが，製薬学教育に専念するため東京司薬場長を辞任した．そのため適任者を得るまで，文部省七等出仕事務官島田泰夫が東京司薬場長心得を兼務して事務処理にあたることになった．

留学生に物品購入の依頼　司薬場は内務省衛生局の所管となって再出発するに際し，機械，器具類を整備充実する必要に迫られた．同時にそれまで東京司薬場の施設を利用していた製薬学科も実習設備を整えるため，独自に必要物品を購入しなければならなかった．当時は機器，試薬はもとより，1本の試験管，1枚の濾紙すら国産品はなく，すべて外国製品に頼らざるを得ず，みすみす外国商館に利益をむさぼられた．しかし直接製造元に発注するにしても，実物を確める必要があるので，柴田教授は長與校長とはかり，ドイツ留学中の長井直安（長義），松本銛太郎（初代陸軍軍医総監松本順の長男），池田謙齋（のちの東京大学医学部綜理）に，購入先との直接交渉を依頼したのである．司薬場と製薬学科が別会計の予算内で，機器，薬品，書籍などの選択購入を委託する当時の状況が次の文面によって推知される．



衛生局長時代の長與専齋

柴田承桂より長井直安他あての明治8年6月1日付の書簡（金尾清造著「長井長義伝」より抜萃）

（上略）　今般は誠に御面倒至極之儀御勉強の御さまたげには候へ共，少しは日本の為学術の為（などと申さば却って失敬）にも相成候事故，押して奉願上候也．偖東京医学校と東京司薬場にて段々化学らしき事相始め，少しは体裁も相立ち楽み居申候．然る処，試薬，機械，書籍何分欠乏にて不都合千万なれば，今度尊地へ注文差出候処，何分商人は直ぐ懸合と申す訳には参らず，又アーレンス等の奸の手を経れば非常に高価と相成候間，無據兄等を煩はし，別紙注文書之内書籍はグゼリュースへ御命じ，試薬と機械はルーメに御命じ，該商にて直ちに荷造り致し日本文部省宛にて送致致呉候取計被下度，尤も代價も大体の処にて医学校より千円，司薬場より千三百円差出申候間右にて御会計被下，若し不足に候はば甚だ御面倒には候得共，仮令ば医学校注文のハカリ二つの処を一つに致し，或は司薬場注文にては濾紙四リッスの処三リッスに減ずるが如し．又一つ面倒なるは医学校と司薬場とは金のクエルレ（根源）が違い候故

島　田　泰　夫

第3代東京司薬場長島田泰夫（泰雄改め）は歴代所長（場長を含む）のうち唯一人異色の事務系出身である．百官履歴（昭和3年2月日本史籍協会発行）によれば文政9年（1826）6月豊後森藩士の家に生れ，明治元年5月28日倉敷県判事を振出しに翌2年7月同県少参事，3年3月には同県大参事（副知事）に昇進している．さらに履歴には「明治4年8月12日窮民救助の儀に付専断の取計に及不束の事に候依之閉門三十日被仰付候事」とある．当時新政府の食糧統制は厳重であり，明治4年5月24日はじめて農民の米販売を許可している状況であった．恐らく新米収穫期を前にして首都を遠く離れた地方庁では中央の施策の伝達にはかなり時間的に手間どり，一方窮民の現状はすでに極に達し政府の指令を待てず責を一身に負い独断にて政府保管米に手を付け救済を決行したものと推察される．

明治4年11月府県の廃合があり深津県所属となったが5年3月一たん辞任している．後日，彼の義挙は中央においても認められるところとなり，6年3月秋田県七等出仕，7年9月には文部省七等出仕となり中央に進出した．明治8年6月衛生行政事務が文部省より内務省に移管するに当り東京司薬場長心得を命ぜられ，以後約2年間司薬場の機構，組織，事務体系の基礎確立に腕を振っている．明治10年1月内務省権少書記官となり2月場長心得を解かれた．さらに明治12年6月には内務省少書記官に任命された．その後，明治18年頃東京市牛込五軒町に在住していたという．写真，死去の年月，墓地などについては詳らかでない．

別に御注文被下，且荷造りも別に致し勘定書も別に致し候様御周旋可被下，且注文書之中に日本にて買へる物も有のに遠方御苦労など思召す品も有之候得共，日本にては純品を得難く且つ西洋へ注文致候へば廉価にも（嘘の様なり）上り候上左様致候儀故御叱り無之候様，且小生のハカリ（帰朝之節持参候もの）も道中にて破損致候間荷造りの節注意致候様御命じ可被下候（後略）

2. 衛生局司薬場の試験の方針

日本薬局試験法と司薬場試験心得の制定

日本薬局試験法　さきに明治7年12月22日の太政官布告をもって，最も賈薬品の多いヨードカリ，キニーネの2種（罰則内薬品）に対する取締罰則の制定をみた．しかし，当時はまだ日本薬局方が制定されていなかったため，三司薬場は各自の方法で試験を行い，従って統一性を欠き種々支障が生じた．そこで協議の結果，とりあえず京都司薬場で施行中の試験法を採用し，これを三司薬場協定試験法として試験を施行した．

ついで明治8年10月司薬場試験心得が制定された際に，この三司薬場協定試験法が，日本薬局試験法として同時に通達された．これは日本薬局方の前身というべきものである．

日本薬局試験法

Ⅰ．沃　　剝

1) 骰子形白色若クハ透明結晶ニシテ水分ヲ引クノ力強カラズ
2) 四分ノ三量ノ水ニ溶解セザルベカラズ　其溶液極メテ僅微ノ亜児加里（注：アルカリ）反応ヲ呈スルモ亦可ナリ（炭酸剝亜斯）
3) 溶液ニ稀硫酸ヲ加フルモ泡沫ヲ生ズベカラズ（炭酸塩）
4) 濃稠溶液ニ醇厚酒精ヲ混ズルニ全ク透明ナルベク固形物ヲ分与セザルベシ（硫酸塩，炭酸塩，燐酸塩等）
5) 稀薄溶液ハホロールバリユムニ偶テ溷濁スベカラズ（硫酸塩，沃度加里，炭酸加里）
6) 稀薄溶液ハ酒石酸ニ偶テ帯褐色ニ変ズベカラズ（沃酸塩）
7) 溶液ニ頗ル過量ノ硝酸酸化銀ヲ加エ傾澄シテ上清ヲ去ルノ後沈迩ニ流動安母尼亜ヲ加エテ振盪濾過シ清朗ナル濾液ニ硝酸過量ヲ加フルニ玆ニ白迩ヲ生ズ可カラズ　但シ僅微ノ溷濁ヲ生ズルコトアルベシ（ホロールカリユム，ホロールソシユム，ブロームカリユム，ブロームナトリユム）
8) 溶液一両滴ヲ試験管ニ注ギ赤色次硝酸含有硝酸若クハ次硝酸含有硫酸少許及ホロールホルム若クハ硫化炭素ニ溶解シ之ニ細心シテホロール水ヲ加エテ沃度ノ紫色終ニ帯褐黄色ニ変ズルトキハブロームヲ混ズルノ徴ナリ　故ニ硫化炭素ノ紫色ハ全ク褪色シ帯褐黄色ヲ呈スベカラズ（ブローム）
9) 右ノ定性法ヲ施シテ汚物若クハ賈物ヲ認ムルトキハ昇汞ノチトレール液ヲ以テ沃剝ノ百分集成ヲ験スベシ

　硝酸酸化パラシユムノチトレール液ヲ用ユルトキハブロームカリユム，ホロールカリユム或ハ他ノ軽金属塩ヲ混ゼル沃剝ノ量ヲ詳細ニ験スベケレドモ医薬上ノ目的ニ在テハ第1号ヨリ第8号迄ノ反応ヲ以テ足レリトス　斯ノ8反応ヲ試験ノ規則トス　第9号ハ時宜ニ依リ施スノミニシテ正規ニ非ズ

Ⅱ．硫酸規尼涅

1) 硫酸規尼涅（注：キニーネ）ハ繊細純白ナル鍼状ノ結晶ニシテ太ダ苦味ナリ

2) 之ニ硫酸ヲ注グモ其色変ゼザルベシ
3) 之ヲ白金葉上ニテ煖ムルニ其初メ熔化シ後チ焦黒シ十分焼灼スルニ至テ些少モ残留物ヲ見ルコトナカルベシ
4) 強烈酒精ノ煖カナルモノニハ容易ニ溶和スルモノナリ
5) 大概十二分ノ水ニ硫酸一二滴ヲ注ギ酸性ト為シタルモノニハ，全ク溶解セズンバ非ラズ
6) コノ規尼涅ノ一分ニエーテル二十分硝砂精二分ヲ注ギテ攪和シ放置スルニ若干時ニシテ其ノ水様層トエーテル層ト共ニ澄明ニシテ溷濁セザルベシ　十ペルセント以上ノシンコニーネ及シニジーネヲ含メバ溷濁ス
7) コノ規尼涅一分炭酸重土一分ニ水三十分ヲ注ギテ攪和シ重湯煎ニ上セテ乾燥セシメ更ニ水ヲ混ジテ濾過シ其濾液ヲ蒸発スレバ極小量ノ固質残留物ヲ見ルノミ　小量ノシンコニーネ及シニジーネノ硫酸規尼涅中ニ存スルハ各国皆之レヲ許セバ第5号ノ試験法ノ他別ニ試験法ヲ記載スルヲ要セズ　但シ精品ノ硫酸規尼涅中小量シニジーネヲ検セント欲セバ左ノ法ヲ用ユベシ
8) 規尼涅ノ硝酸含有水中溶液ニ安母尼亜ヲ加エテ沈澱セシメ少量ノ水ニテ洗滌シ，而シテ亜的爾（注：エーテル）ノシニジーネ飽和溶液ヲ注グニ若シ硫酸規尼涅中シニジーネノ存セザルトキハ亜的爾澄明ナルベシ　然レ共規尼涅ハ概ネ小量ノシニジーネヲ含ンデ右ノ亜的爾溷濁スルモノナリ
9) 硫酸規尼涅中シンコニーネヲ以テ偽スルコトヲ知レバ定量法ヲ用ユ　即チ十分ノ硫酸規尼涅ヲ溶和シ安母尼亜ヲ以テ沈澱シ其沈澱物ニ亜的爾ヲ取扱ヒ，尚溶解セザル者更ニ亜的爾ニテ洗ヒ乾カシテ定量スベシ

Ⅲ．塩酸規尼涅試験法

是レ白色束鍼状結晶ナリ

1) 強硫酸ニ由テ変色スルコトナシ
2) 白金葉上ニ熱熾スルモ毫モ残留物ヲ見ルコトナシ
3) 温濃亜爾箇保児（注：アルコール）ニ全ク溶解スベシ
4) 一二滴ノ硫酸ヲ以テ酸性ト成シタル水中ニモ全ク溶解スベシ
5) 硝砂精及エーテルヲ以テシンコニーネヲ検スルノ法ハ硫酸規尼涅ニ同ジ
6) 炭酸重土ヲ以テマンニツテヲ検スル法モ亦硫酸規尼涅ニ等シ
7) コノ溶液ハ稀硫酸ニ由テ溷濁スベカラズ
8) コノ溶液ホロールバリウムニ由テ沈澱物ヲ生ズベカラズ　但シ些少ノ溷濁ハ良トス
9) 一分塩酸規尼涅ヲ三十分濃亜爾箇保児及稀硫酸一二滴ト混ズルモ透明液ヲ得ベシ

司薬場試験心得　明治8年10月25日，司薬場試験心得および日本薬局試験法が内務省より三司薬場に通達された．司薬場試験心得は司薬場における試験の方針，試験出願の手続き，試験の方法，試験後の処置，報告，その他の注意事項を定めたもので，単に薬品のみならず鉱物，飲食物，鉱泉等の検査にも触れている．

司薬場試験心得

第一条　凡ソ薬品ハ医薬ニ供シテ能ク其目的ヲ達スルノ力アルモノハ必ズシモ化学上所要品ト同一ナル試験ヲ要セズ　又品ニ因リ形，色，臭味等ヲ以テ其真贋ヲ決定スルコトアルベシ　此試験法ハ各司薬場ノ意見ヲ萃メ衛生局長ノ見込ヲ以テ卿輔ニ具状シ決定スルモノトス　因テ逐次編纂日本薬局試験法ト為スベシ

第二条　罰則内ノ薬品試験ハ右ノ日本薬局試験法ニ照準シテ変徴ナキ物ハ甲号許薬用ノ印紙ヲ貼シ不可ナルモノハ乙号禁薬用ノ印紙ヲ貼シテ本人ニ還付スベシ

但シ罰則外ノ薬品検査ヲ請フモノアルトキハ，普通ノ法ヲ以テ其性分ヲ鑑別シ試験表ヲ交付シ其

真贋精粗ヲ説示スベシ

第三条　罰則内外ノ薬品人民ヨリ願出サルモノト雖モ時宜ニヨリ司薬場ヘ持出サセ試験スルコトアルベシ

第四条　薬品検査ヲ願出ルモノニハ薬名瓶数及引取先ヲ願書ニ浄記シテ持参セシムベシ

第五条　前条ノ願書ヲ添ヘ薬品検査ヲ願出ル時ハ預リ証書ヲ渡シ置キ検査済ノ上証書ト引替渡スベシ

但シ同種品中小量ノ薬ヲ買上後日照会ノ為メ記号ヲ付シテ場中ニ備置クベシ

第六条　諸種ノ鉱物並ニ飲食物等ノ検査ヲ願出ル時ハ該場ノ都合ニ依リ試験シ与フベシ

第七条　都テ司薬場ニ於テ試験ヲ遂ゲタルモノハ一々其分析表ヲ製シ一箇月宛取纏メ翌月十五日迄ニ本局ニ開申シ各府司薬場互ニ送致シテ参考ニ供スベシ

第八条　鉱泉分析ハ定性若クハ定量ノ二法ヲ用ヒ其効用ヲ附記シ得ルコトヲ目的トシ其試験表三葉ヲ製シ一葉ハ該場ニ留メ置キ二葉ハ本局ニ出シテ効用法ヲ請ヒ試験表ヲ添ヘ該府県及願主ニ交付スベシ

但シ各府司薬場互ニ送致スルコト前条ニ同ジ

このなかで罰則内の2薬品を対象として，応急に制定された日本薬局試験法による試験の結果，適合したものには「甲号許薬用」の印紙，不適のものには「乙号禁薬用」の印紙を，それぞれ貼付するよう明示してある．

検査印紙の変遷

許薬用と禁薬用印紙　明治8年4月三司薬場共通の検査済印紙が始めて制定されたことは前に

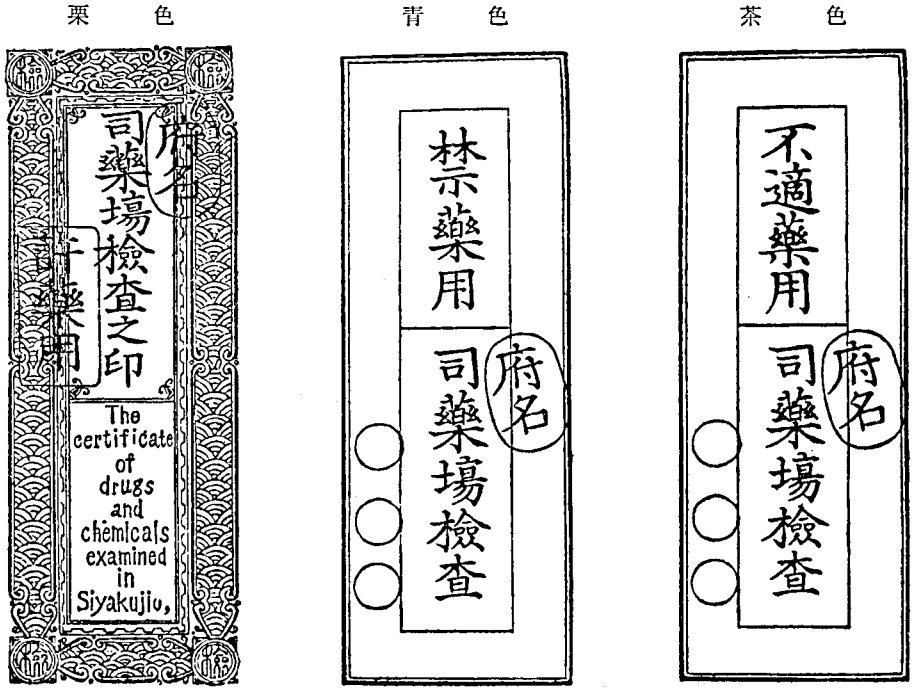

許薬用印紙　　禁薬用印紙　　不適薬用印紙

述べたが，同年10月25日司薬場試験心得が制定されるにあたり，罰則内薬品であるヨードカリとキニーネについては，司薬場で検査したのち許薬用または禁薬用の印紙を貼付するよう，同年10月27日内務省から布達された．

> 薬品ノ儀ハ重用ノモノニ候ヘバ贋悪ノ品不取扱様最注意可致事ニ有之逐次取締方法可相立処ヨードカリ，キニーネノ二薬ハ特ニ緊要有力ノ品ニ付，右二品ヲ始メトシテ本年十月一日ヨリ先以三府ニ於テ売買上取締罰則施行相成候ニ付，各司薬場ニ於テ検査ノ分ハ真贋精粗ノ証トシテ左ノ見本ノ印紙ヲ瓶口ニ貼附候条為心得此旨布達候事

不適薬用印紙　上記の許薬用と禁薬用印紙は罰則内薬品に適用されるが，罰則外薬品でも薬用に適するものは許薬用印紙が貼付された．しかし不適の場合は，同年12月に定められた不適薬用印紙を貼用することになった．

許医薬用，禁医薬用および不適医薬用印紙　明治9年3月，罰則内薬品20種が追加され，医薬品と工業薬品を区別する必要が生じてきた．従来の許薬用，禁薬用，不適薬用の印紙は単に薬用というだけなので誤解を招きやすいため，これを許医薬用，禁医薬用，不適医薬用と区別した印紙を用いるよう明治10年4月12日に布達された．これらには大型，中型，小型の3種類があ

淡紅色　　緑色　　茶褐色



許医薬用印紙



禁医薬用印紙



不適医薬用印紙

った．その後，大型，中型印紙の廃止，不正行為防止のため印刷法の改善，印紙面に薬品名の押捺等の改廃が行われた．

罰則内薬品の追加

政府は洋薬の輸入が激増する情勢に伴い，明治9年3月19日の太政官布告により，次の20種の薬品を贋悪薬品取締及罰則中に追加する旨を，三司薬場にそれぞれ通達した．

ストリキニーネ	ヂギタリス	コローロホルム
枸櫞酸鉄キニーネ	モルヒネ	規那皮
磺砂精	硝酸銀	アトロヒネ
苦扁桃水	炭酸アムモニヤ	硝酸ビスミツト
サントニネ	ラウリール水	コロラールヒドラート
甘汞	吐根	エーテル
臭素カリ	昇汞	

3. 衛生局司薬場の活動

試薬師制度制定

文部省司薬場当時の職名であった試験掛が明治9年4月，試薬師と改称され，内務省の職階制に準じて十等級の試薬師制度を定めた．ちなみに各試薬師の月俸はつぎのように記録されている．

一等試薬師	150円～125円	六等試薬師	42円～ 34円
二等試薬師	120円～100円	七等試薬師	32円～ 25円
三等試薬師	95円～ 75円	八等試薬師	23円～ 17円
四等試薬師	70円～ 60円	九等試薬師	16円～ 11円
五等試薬師	55円～ 45円	十等試薬師	10円～ 6円

ついで明治10年4月，司薬場試薬師の官等が制定され，一等二等試薬師は奏任官，三等から九等までは判任官，十等は等外官に準じる官等に区別された．

東京司薬場における教育と研修活動

薬舗開業試験予備教育　明治9年1月，内務省は懸案の薬舗開業試験を各司薬場で施行する旨，東京・京都・大阪三府に布達した．この主旨により，府庁の委嘱を受けた東京司薬場は，受験者のために予備教育を施すことになり，明治9年3月27日の公告で次のような要領で志望者を募集した．

5月1日から土曜日曜を除く毎日午後，薬品実地試験を伝習するから，15歳以上の者50名を限り授業を許可する．志願者はその区の戸長または確実な証人の添書と願書を4月20日までに当場へ差出すこと，及び伝習科目は，予科：実地化学大意，薬物学，製薬学，本科：日本薬局方（日本薬局試験法），処方学と公表された．

試験室増築　東京司薬場は試験業務が増加して試験室が手狭になったうえ，生徒の実習教室にあてるため営繕費予算2,449円65銭をもって，試験室を1棟増築することになった．当時，東京府下神田和泉町2番地の東京司薬場の敷地（内務省衛生局主管土地）は3,950坪5勺であった．

外人教師交代　ドイツ人ドクトル・ゲ・マルチンは，明治7年1月以来2年半余にわたり司薬場教師として薬品試験の指導監督に努め，東京司薬場創設の基礎造りに功労があった．明治9年7月25日，期が満ちて解任するに当り内務省は特に彼の勉励に対し，金300円を慰労金として贈った．

マルチンの後任教師にはオランダ人ドクトル・プリュヘ P. C. Pluggy が決まり，明治9年11月29日から3年間の契約が成立し，400円の月給と官舎が提供された．

試薬師の研修　東京，大阪両司薬場は政府の方針により外人教師が薬舗開業試験予備教育を行ってきたが，明治10年6月で打ち切られた．これは試験業務の多忙のためと，この年4月創立した東京大学の医学部製薬学科に薬剤師養成の2年修了の通学生制度（別課）が開設されたためである．

東京司薬場の製薬学教場が解消したので，島田場長は衛生局長の承認を得て，試薬師に次のような日課で明治10年6月9日からプリュヘの講義を聴くことを許可した．

月曜日	午前第八時より第十時迄	普通化学
火曜日	同上	普通化学
水曜日	同上	分析化学
木曜日	同上	普通化学
金曜日	同上	製薬化学

薬品検査煩忙の節は授業停止のこととし，11月11日から衛生学が追加された．

司薬場の廃止と開設

京都司薬場の廃止　明治9年3月12日付の内務省布達により，京都司薬場は開設後1年半で廃止となり，同時に横浜，長崎2港に司薬場が設置されることになった．廃止の理由は，京都司薬場の試験業務が減少したためと，関西方面は業務を拡張した大阪司薬場だけで充分処理できたためであった．

横浜司薬場開設　横浜は東京に近いことから，当時最も活況を呈した貿易港で，司薬場設置の最初の候補地にあげられたが，予算の都合で見送られたことは前述の通りである．その後薬品の輸入量が増加するにつれて，そのつど東京司薬場に薬品検査を出願するのは煩労であるので，横浜司薬場設置を要望する内外業者の声が高まった．

かくして横浜仲通の旧イタリア領事館の建物を譲り受けて改装を施し，横浜司薬場庁舎にあてることとし，明治9年10月，内務十等出仕直井延吉が司薬場長心得として事務取扱を命じられた．元京都司薬場教師ドクトル・ゲールツが教師となり，試験設備を整えて明治10年5月開場の運びとなった．

ゲールツは直ちに薬品試験に着手したが，調査の結果，例えば，撒爾沙越幾斯（注：サルサエキス），菲沃斯（注：ヒヨス）油浸等100種に及ぶ生薬製剤等は，その純雑が判別し難いので試験には応じられないから，これらの薬品を受理しないよう衛生局に上申したところ採択され，衛生局からその旨が各司薬場へ通達された．

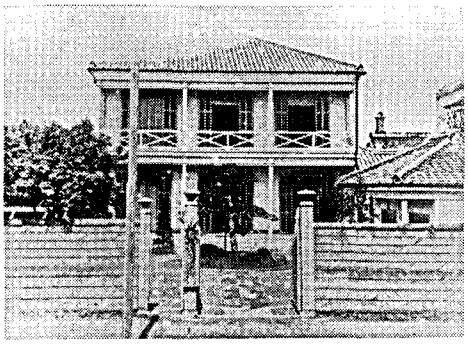

横浜司薬場（明治10年5月～明治17年）

長崎司薬場設置　長崎も横浜と同じく，最初の司薬場候補地であったが，明治10年11月に長崎新橋町寺町角に長崎司薬場が開場された．東京司薬場試薬師辻岡精輔が初代場長に赴任し，教師のオランダ人ドクトル・エイクマン J. F. Eijkman と協力して，薬品検査業務に努めた．

告示箋の設定　明治10年1月に告示箋の規定が設けられた．これによって検査の結果，禁医

ゲ　ー　ル　ツ

A. J. C. Geerts (Anton Johannes Cornelis Geerts) ア・イ・セ・ゲールツまたはオランダ語の発音でア・エ・セ・ヘールツは1843年3月24日オランダで生れ，陸軍薬剤官となり，ユトレヒト軍医学校理化学教授となった．招請され明治2年7月来日，長崎医学校（長與専齋校長）理化学教授となった（26才）．明治6年司薬場設置の急務を当局に具申し，衛生試験所設立の端を開いた．翌7年上京，長與衛生局長の下で東京司薬場設立の実務指導に参画．その後，京都，横浜司薬場等の監督を歴任し，薬学，理化学の実地指導を行った．明治8～10年にかけて日本薬局方蘭文草案を完成（国立衛試蔵）．明治12年コレラが流行するや，防疫に身を挺して活躍，コレラ予防規則，検疫停船規則の制定にも貢献した．また鉱泉分析を手掛け，明治12年には日本温泉浴案内を著わしたほか，明治13年政府刊行の日本鉱泉誌は彼の力に負うのものであるという．明治11年には仏文による新撰本草綱目2冊著作がある．不幸にも横浜試験所在職中，腸チフスにかかり明治16年8月30日わずか40才にて死去．政府は勲四等旭日小綬章を贈る．横浜山手の外人墓地に夫人とともに眠る．彼は日本を愛し，その生涯を日本に捧げた，日本開化の偉大なる恩人の一人である．夫人は長崎の人，山口きわ（1853年9月9日生．1934年11月16日歿）で，ゲールツとの間に6女があった．ゲールツの死後は，長與専齋の手厚い庇護を受けたという．

明治24年8月30日，長與専齋をはじめとし彼の遺徳を慕う多くの有志によって谷中天王寺境内に顕彰碑が建立された．この碑はこのたび国立衛生試験所創立100周年記念事業として関係者の了解を得てゲールツに最も関係深い同試験所の構内に移設（昭和49年5月18日）された．

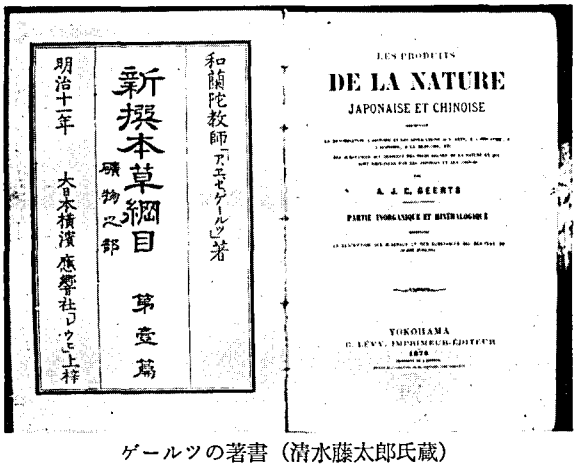

ゲールツの著書（清水藤太郎氏蔵）

薬用と不適医薬用の薬品には，今後印紙貼付のほかに，規定の告示箋に医薬用を許可しない理由等を和洋両文で記入し，外人教師，試薬師が記名調印して交付することになった．その一例として横浜司薬場で発行した告示箋を掲げる．

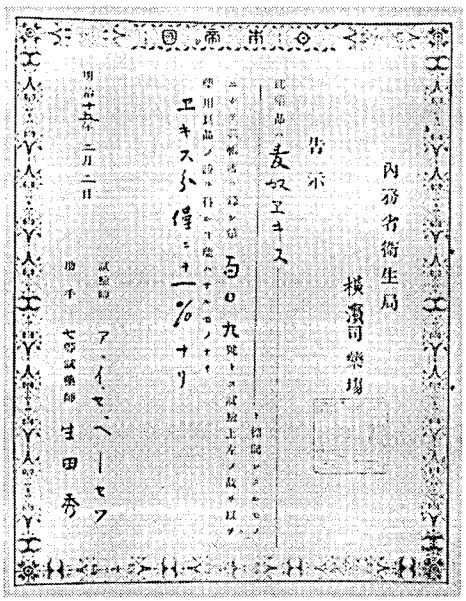

告示箋（和文）

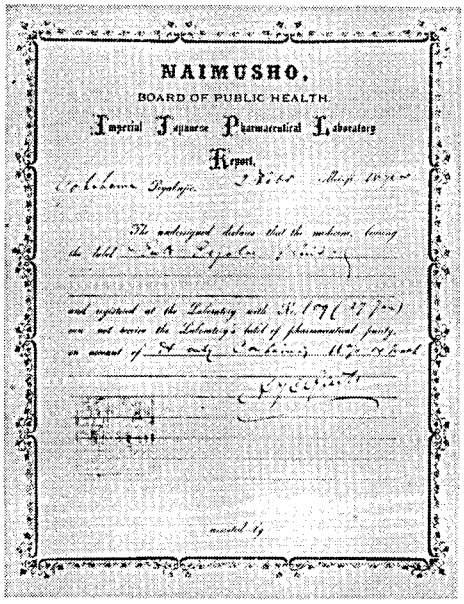

告示箋（英文）

司薬場の事務条件および試験条例の布達

事務条件　司薬場は開設以来，薬品の検査，鉱泉，飲水等の分析，薬舗主や製薬業者の養成，薬舗巡視等の業務が整備されてきたので，横浜，長崎両司薬場の開設を前にして，明治9年12月6日，次の司薬場事務条件を各司薬場に布達し司薬場の事務を規定した．

司薬場事務条件

第一条　薬物ヲ試験シテ其真贋精粗ヲ検明スル事

第二条　最寄地方ノ鉱泉飲水等ヲ分析シ其性質及成分ヲ検明スル事

第三条　薬舗及製薬家等志願ノ者ニ製薬法試験法等ヲ伝示スル事

第四条　臨時ニ薬舗ヲ巡視シ毒劇薬取扱方ヲ点見指示スル事

試験条例　ついで明治10年3月26日，前述の司薬場試験心得が改正され司薬場試験条例として通達された．

司薬場試験条例

第一条　薬物試験ハ医師薬舗ノ蒙昧ヲ啓発シ奸商ノ弊害ヲ防遏シ贋粗ノ品類ヲ摈斥シテ医薬ノ効験ヲ確実著明ナラシムル要件且施行ノ際自ラ外交ニ関係スルモノアルガ故ニ最モ戒慎精密ヲ極メ決シテ過失ナキヲ要スベシ

第二条　薬物試験事務ノ進否ハ場長，場長ナキトキハ事務責任ノ官吏之レガ責任ヲ負フベシ　以下之ニ倣ヒ専ラ其責ニ任ジ教師試薬師之ニ亜ギ試験ノ成否過失ニ関スル事故ハ教師，試薬師其責ニ専任シ場長之ニ亜グ

第三条　薬物試験ハ総テ教師ノ専任タリト雖モ其品類ノ夥多ナルガ故ニ九等試薬師以上ヲ以テ之レ

ガ助手トナシ試験スベキ薬物ヲ分配シテ分析セシメ教師ハ終始之ヲ監督シテ其成績ヲ詳悉シ許禁ノ判決ヲ為スベシ　尤モ薬物ノ品質ト試験ノ難易トニヨリ他ノ助手ヲ要セズ終始全ク自ラ其分析ノ事ヲ執ルコトアルハ勿論ナリトス　而シテ教師ノ助手タルモノ亦十等試薬師以下ノモノヲ助手トナスヲ得ベシ

第四条　薬物試験ノ方法ハ未ダ日本薬局方確定セザルヲ以テ舶来薬品ハ各其本国ノ局方ニヨリテ之ガ品位ヲ定メ許可スベシト雖モ罰則内薬品二十三種ノ如キ其試験法既ニ定式アルモノハ之ニ準拠スベシ　又此他ノ薬品ニシテ其出所製法ヲ詳ニセズ或ハ其出所等分明ナルモ必ズシモ其本国ノ法ニ従テハ本邦ノ製薬家及医療上ニ不便ヲ醸スベシト認ムルモノアルトキハ臨時教師，場長ト意見ヲ商量シ衛生局長ノ判決ヲ請テ然ル後試験法ヲ一定スベシ　決シテ各自ノ意見ヲ以テ区々ノ試験ヲ為スベカラズ

第五条　試験済ノ薬物願人ヘ下ゲ渡シタルモノハ毎一週日分毎品其許禁シタル訳，何氏試験法及夾雑物等並ニ番号，月日，薬名，商標，瓶数及願人ノ住所氏名，引取先等詳細記載シテ照考ノ為メ各司薬場互ニ通知スベシ

但シ本局ニハ一月分取束ネ開申スベシ

第六条　薬物試験ヲ願出セルモノアルトキハ受付掛ニ於テ薬名，員数並ニ願人ノ住所姓名及引取先等ヲ願書ト照査シ不都合ナキヲ認メテ預証書ヲ渡スベシ　而シテ詳細受付簿ヲ登録シ且番号ヲ記シ然ル上場長ニ差出スベシ

第七条　場長ハ受付ヨリ差出シタル願書薬品ヲ受取リ其薬名，商標，員数，並ニ願人ノ住所氏名及引取先等番号ヲ付シテ簿冊ニ登記シ其薬物ヲ教師ニ引渡スベシ

第八条　教師ハ薬物ヲ場長ヨリ受取リ其薬名，商標，員数，番号，月日ヲ帳簿ニ登記シ九等試薬師以上ヲ撰シテ主任トナシ之ヲ試験セシムベシ

第九条　試薬師ハ教師ヨリ命ゼラレタル薬物ヲ十等試薬師以下ヲ助手トナシ試験済ノ上教師面前ニ於テ其成績ヲ明陳シテ許禁シ判決ヲ承認スベシ

但シ禁薬用ノ品ハ教師ノ意見ニヨリ更ニ他ノ試薬師ニ命ジテ再三試験セシムルコトアルベシ

第十条　教師ハ前条ニ掲グル試験ノ成績ヲ試薬師ヨリ具陳スルトキハ其成分及反応ヲ詳細考証シ自己ノ試験簿ニ許禁ノ次第ヲ記シテ之ヲ該主任ノ試薬師ニ示スベシ

第十一条　試薬師ハ教師ノ示シタル許禁判決ノ次第ヲ教師ノ簿冊ト毫モ違ハザル様自己ノ簿冊ニ登記シ該薬品ト共ニ場長ニ送付シテ検印ヲ受クベシ

但シ禁止ノ印紙ヲ貼スル薬品ハ告示箋ニ和洋両文ヲ記載シ自己ノ氏名ニ捺印シテ教師ノ記名ヲ受ケ之ヲ場長ニ出スベシ

第十二条　場長ハ教師ノ判決シタル証ヲ認メ其次第ヲ簿冊ニ登記シ印紙ヲ貼セシメ之ヲ監査シテ下付ノ手続ヲナサシムベシ

第十三条　受付掛ハ右ノ薬物及証書ヲ受取リ番号ヲ照査シ許禁並ニ月日等ヲ受付簿ニ登記シテ之ヲ願人ニ下渡スベシ

以上13条に及ぶ条例は，薬品試験が内外に及ぼす影響の重大性を強調し，過失のないよう場長，外人教師，試薬師の役割を詳細に指示しており，各責任者が細心の注意と周到な方法で，薬品の受け渡しや，検査済薬品に許禁の印紙貼付を行うように規定している．また，1週間ごとに試験済薬品の成績等を各司薬場間で参考資料として通報し，1カ月分をまとめて衛生局に提出することが義務づけられている．この司薬場試験条例はその後明治13年7月17日に更に改定されている．

試験受理を指示した薬品　衛生局はさきに横浜司薬場教師ゲールツが上申した純雑の判別し難

い生薬製剤約100品に対する試験拒否の件を認めた．しかし，これが他の化学薬品にも及ぶことを懸念し，明治10年7月19日付文書で東京司薬場に対し，罰則内外の薬品に限らず医薬品に適すると認めた化学薬品，例えば次の32種については試験を受理するよう指令した．

醋酸キニーネ，醋酸ストリキニーネ，サリシール酸，アポモルヒネ，アミグダリン，臭素鉄，ブルシネ，カンタリヂネ，キニヂーネ，シンコニーネ，枸櫞酸鉄アモルフキニーネ，枸櫞酸鉄シンコニーネ，結晶ヂキタリーネ，純エメチネ，沃化アンモニューム，沃化亜鉛，塩酸シンコニーネ，塩酸アポモルヒネ，塩酸ストリキニーネ，コロール醋酸，ペプシングリセリン，乳酸ナトロン，乳酸苦土，乳酸亜鉛，ナルコチネ，ピペリーン，燐酸苦土，キニューム，酒石酸ナトロン，酒石酸苦土，纈草酸アトロヒネ，纈草酸モルヒネ

コレラ防疫対策と石炭酸製造

コレラの流行　内外多事の政府にとって，明治10年1月末に起った西南戦争は鎮定に8カ月を費した大事件であった．激戦の最中に厦門から侵入したコレラが全国に蔓延し，3年間に患者総数16万余，死亡10万余を算えた．衛生局第三次年報に「西南ノ兵乱ニ際シテコレラノ流行ニ遭遇シ，全局ノ力ヲ挙ゲテ其防禦及ビ撲滅ニ従事ス．亦殆ド他ノ事業ヲ拡充整理スル暇ナシ」と，創設後間のない衛生局が防疫に奮闘した片鱗を伝えている．

石炭酸による防疫　当時原因不明のコレラの防疫対策としては，横浜十全病院医師シモンズが消毒薬として指示したと伝えられる石炭酸だけが頼みの綱であった．外国に大量発注したが急場の間に合わず，一時に需要が殺到して在庫が底をつき，1ポンド50銭だった価格が28円に暴騰し，防疫にも支障を来した．石炭酸は明治10年2月公布の「毒薬劇薬取扱規則」の劇薬に指定直後であったので，衛生局は非常措置として9月27日布達で，「五十倍以上ノ水ニ溶解シタル分及ビ他ノ薬物ト混和調製シタ分」を地方庁に限り販売を許した．

明治天皇は大変御心痛になられ，10月10日宮内省からコレラ予防薬を諸官員に下賜され，司薬場員もその恩典に浴した．

東京司薬場の石炭酸製造　衛生局は10月29日東京司薬場に対し，コレラ予防の丸薬（内容不明）1万包及び石炭酸の製造を命じた．直ちにオランダ人教師ブリュへの指導のもとに，七等試薬師村田春齢が製造主任となり研究を開始した．東京，横浜両瓦斯局から購入した石炭タールを蒸溜して得た粗製石炭酸を精製して，結晶石炭酸をつくるという工程で，場員は昼夜兼行で石炭酸製造に全力をかたむけ，各方面に供給してコレラ防疫に目ざましい貢献をしたのであった．

停船検疫の始まり　このとき横浜司薬場教師ゲールツは，横浜港湾において停船中の検疫及び消毒所，避病院の急設に奔走した．コレラ予防仮規則及び検疫停船規則の制定（明治12年）はゲールツの進言によるといわれる．

井戸水検査　コレラ防疫の一環として，東京司薬場は東京府庁からの府下の井戸水検査の依頼に応じ，試薬師2人に小使1人を出張させた．府庁から吏員，小使各1人，器具運搬の雇員2人が同行し，手桶30個，蒸溜水，試薬等を車に積んで巡回した．

一行は明治10年10月23日から42日間，毎朝8時から午後6時まで，患者が最も多数発生し

た本所，浅草両区内にある2,768箇所の井戸水検査を，1日平均66箇所の割合で実施した．試験法の要領はアンモニアと亜硝酸の含有量を試薬による呈色反応によって比較して適否を判定するもので，その試験成績は府庁に報告された．

凍氷試験　東京司薬場は明治11年，川路大警視から警視庁管下の16箇所の製氷場の点検を依頼された．そのころは冬期山間の製氷場で自然凍結させた天然氷を夏期に売り出すため，製氷場の衛生状態を監視する必要があり，司薬場から試薬師が派遣されて各製氷場を巡検し，調査報告を提出した．

人事の交流

柴田承桂大阪司薬場長は明治11年5月就任以来，ドワルスと協力して業務の発展に努めた．翌12年2月任期満ちたドワルスが解職され，大阪司薬場は外人教師の手を離れた．翌3月柴田場長が辞任して二等試薬師村橋次郎が試験事務の監督にあたった．

同時に東京司薬場のプリュヘも満期となり解任し，その後任教師として長崎司薬場からエイクマンが着任した．東京司薬場は明治10年島田泰夫場長心得が退任してから属官が事務を処理していたが，明治13年4月，長崎司薬場長辻岡精輔が東京司薬場長心得，6月に場長に就任して，エイクマンとともに試験業務の整備と充実をはかった．

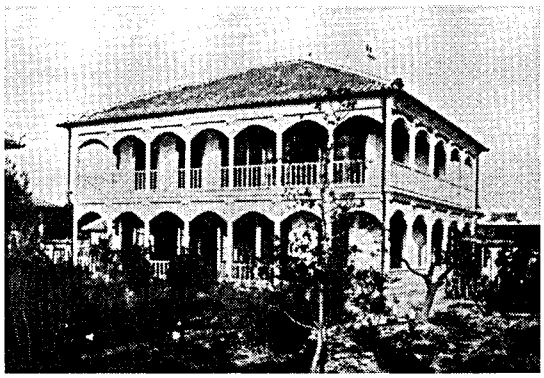

大阪司薬場（明治13年10月～明治31年）

長崎司薬場の閉鎖　後任の長崎司薬場長には，製薬学科2回生の桜井小平太が就任

辻　岡　精　輔

第4代東京司薬場長である．福井県士族，嘉永6年（1853）10月1日越前国足羽郡福井不動町にて出生，明治2年（1869）7月より大阪府舎密局において教頭ハラタマのもとで助教として理化学の教育に従事した．この頃は三崎嘯輔という名であったが，のち辻岡精輔と改めた．明治3年には上京しており，明治9年4月には横浜司薬場設立準備のため地所の見分を命じられている．明治12年1月長崎司薬場在勤となり，同年4月初代長崎司薬場長心得となった．翌13年4月東京司薬場長心得，ついで6月東京司薬場長となり，明治16年5月5日東京司薬場が衛生局東京試験所となるまで場長を勤めた．この機構改革により東京試験所長には衛生局技師後藤新平が所長心得兼務となり，辻岡精輔は司薬部長となった．明治17年5月横浜試験所長心得，同年9月所長，明治20年6月横浜衛生試験所長（機構改革）となり，明治30年1月大阪衛生試験所長に転出し，所長在職中明治37年6月5日死去した．なお著作には試薬用法（明治3年），薬品雑物試験表（明治4年），試験階梯（明治7年），定性試験升屋（明治7年）などがある．また死去に際し従四位勲四等を贈られた．

したが，長崎港の貿易不振とともに薬品試験は先細りとなったため，その人員と経費を大阪その他の司薬場にふりむけるほうがよいとして，明治14年7月閉鎖された．

大阪司薬場庁舎新築　なお大阪司薬場は，明治13年10月大阪市北区の中之島に新庁舎を建築し，これに移転した．



エイクマン

食品分析の開始

エイクマンと食品分析　東京司薬場教師オランダ人ドクトル・エイクマン J. F. Eijkman（ビタミン研究の先覚者 C. Eijkman の兄）は，栄養学者の見地から日本国民の栄養研究の基準となる食品分析（当時は食料分析といわれた）の新生面を開く傍ら，日本植物の成分研究にも先鞭をつけた植物化学者であった．

そのころ国民病と言われた脚気は，なかでも青少年層の罹病率が高かった．しかし病因不明のため，政府や医学者間で脚気対策の甲論乙駁が繰り返されたが，結論は得られなかった．とくに軍隊で毎年多数の患者が出たことから，食物との関連性が注目された．

エイクマンは衛生局の委嘱を受け食品の分析を始めたが，国民の健康を左右する常用食品の化学分析を行って成分を定量し，栄養分の比率からその適否を判定し，食生活の改良をはかるのが当面の課題であった．



明治14年頃の東京司薬場職員（中央帽子をかぶっているのがエイクマン，その列左へ1人おいて前任教師プリュネ）

そこで田原良純，村井純之助，平野猪之助，山口再五郎，喜多尾元英，須田勝三郎らの試薬師がエイクマンの指導を受け，新しい領域の開発に打ち込むことになった．田原良純はこの年明治14年

(1881) 3月東京大学医学部製薬学科を卒業して就任早々であり，同12年同別科卒業の須田勝三郎の2名を除いては，いずれも司薬場生えぬきの人達であった．

電気もガスもなく，今日とは比較にならぬ不完全な実験設備を駆使し，時間と労力を惜しまず元素分析も行われたのである．最初に着手したのは，海藻，穀類，野菜，果実，魚類等52種の栄養分析で，心血を注いだその分析表は「衛生試験彙報」(明治19年創刊) 第1号の巻頭を飾ったのである．

当時の分析の内容を知るために，一例として乾海苔の分析結果をあげておく．

乾海苔　*Porphyra vulgaris* Ag.

	原物百分比例	無水物百分比例
蛋白質 (窒素5.4g)	33.75g	39.23g
脂　　肪	1.30	1.53
無窒素有機物	41.22	47.92
灰　　分	9.75	11.33
(以上乾燥物 86.02)		
水	13.98	——
合　　計	100.00	100.00
炭　　素	37.60	43.71
窒　　素	5.40	6.28
水　　素	4.66	5.41
酸　　素	28.62	33.27
灰	9.75	11.33
水	13.97	——
合　　計	100.00	100.00

最初の食品分析集大成　栄養分析はさらに田原らによって範囲を拡大し，160種余に及んだので，穀類，野菜類，魚貝類その他10項目に分類し，彙報第2号に栄養品分析表として収載された．彙報第1号の分と併せ，我が国最初の日本食品調査の集大成として高く評価されるとともに，食品衛生化学はここに端を発したといえる．

標準保健食料の選定　これより先，エイクマンは国民の標準保健食料の調査研究を進めた．彼は協力者を伴い，陸軍士官学校ほか各学校の寄宿舎などに出張し，1カ月にわたって生徒らの食事について綿密な食品分析を行った．彙報第2号所載の詳細な試験報告によると，彼はヨーロッパの衛生化学者17人の調査研究を参照している．例えば，ミュンヘン大学ウォイト教授の選定した保健食料と次表（1日当り）のように対比している．

栄　養　素	ウォイト氏保健食料	士官学校生徒食料
蛋　白　質	118g	83.0g
窒　　素	19	13.0
脂　　肪	56	13.7
水化炭素 (炭水化物)	500	630.0

上表によって，炭水化物の米を主食とする日本人の食料は，ヨーロッパ人と比較して蛋白質と脂肪の摂取量が少いことが明らかにされた．エイクマンはウォイトの保健食料を日本人の場合に改算するときは，日本人の平均体重 50 kg とヨーロッパ人の平均体重 60 kg との比率 5/6 を乗じて算定している．

彼はさらにこれらの試験の結果を総合して，日本人の標準保健食料を 1 日当り蛋白質 96 g，脂肪 20 g，含水炭素 450 g と算定して報告したのである．

エイクマン天皇に拝謁　エイクマンが日本国民の保健衛生上，栄養改善を目的とする食品分析の分野を開拓指導した功労に対し，解任を前にして明治 14 年 5 月 27 日，特に明治天皇に召され慰労の御言葉を賜った．

東京司薬場の試験事務分課創定

東京司薬場は明治 14 年 5 月 30 日エイクマンを解任し，創設以来 7 年を経て初めて外人教師の指導の手を離れ自主的な体制を建て直す転機を迎えて，長與衛生局長から事務分課創定の件が指示された．

辻岡場長は場員と協議し，四課を設けて各分課の人員配置を次のように決め，明治 14 年(1881) 7 月 6 日局長に上申して承認を得た．陣容から推測して，第二課は食品部門，第三課は薬品試験部門，第四課は環境衛生部門担当と思われる．

第一課	総務			
第二課	主任	田原良純		村井純之助
				喜多尾元英
				堀　有造
	助手			前田顕次郎
第三課	主任	斎藤寛猛		平野猪之助
				鵜浦　有意
				山本　正巳
	助手			神山　正士
第四課	主任	村井純之助		斎藤　寛猛
				須田勝三郎
				小野　一郎
	助手			佐野高之助
				森谷　辰三

施設　明治 14 年調べによる東京司薬場の施設はつぎのように記録されている．

地名	東京府下神田区和泉町二番地		
坪数	3551 坪 2 勺（内務省官有地）		
	（地価金 3116 円 2 銭＝東京府検査）		
建物	西洋形木造平家	6 ヶ所	343 坪 9 勺
	日本形物置	同 1 ヶ所	16 坪
	土蔵	同 1 ヶ所	15 坪
	煉瓦造	同 1 ヶ所	36 坪
	合計	9 ヶ所	410 坪 9 勺

4. 衛生局試験所への改組とその発展

組織および諸規則の改正

明治14年10月12日，政府は急進的な世論に押されて明治23年国会開設の大詔を渙発するとともに，憲法起草を迫られ，翌15年3月勅命を受けた伊藤博文らはヨーロッパ諸国の憲政調査のため派遣された．かくして欧米先進国なみに立憲政体樹立への政局の動きは一段と速度を早めた．

衛生試験事務の拡張　司薬場の薬品試験業務はすでに軌道に乗り，薬品取締規則の整備と相まって，贋悪輸入薬品追放の目的は次第に達せられつつあった．

こうした状況から明治15年 (1882) 2月，司薬場の試験事務として従来の薬品検査にとどまらず，既に実施しつつあった食品衛生を含む一般衛生試験に主力を尽すよう太政官通達があった．

名称改定　ついで明治16年 (1883) 5月5日の内務省告示をもって，東京，大阪，横浜三司薬場は，それぞれ衛生局東京試験所，衛生局大阪試験所，衛生局横浜試験所と改称された．

試験所処務権限並章程　改称とほぼ同時に，明治16年5月21日試験所処務権限並章程が内務省から達せられた．これによりこれまで明確でなかった処務権限や事務分掌が規定され，内容が刷新されることになり，検明，司薬の2部と庶務掛が置かれた．検明部は，食品，大気，用水その他公衆衛生に関する事項について依頼試験に応じるほか，これも画期的な警察，裁判に関する分析試験が課された．司薬部は従前通り薬品の真贋及び医薬用の適否試験のほか，生薬，新薬の成分分析にも領域を広げた．

試験所処務権限並章程

所長ハ事ヲ衛生局長ニ受ケ所中一切ノ事務ヲ総理監督シ随時各部ニ就テ試験分析ヲ挙行ス　所長ハ所員ヲ督励指揮シ其分掌ヲ定メ進退点陟ヲ衛生局長ニ具状シ日給六十銭以下ノ雇員ハ之ヲ専行スルコトヲ得

所員ハ其管掌ノ事務ニ付諸官庁及外国人ト直チニ文書ヲ往復スルコトヲ得

部長ハ事ヲ所長ニ受ケ部内ノ事務ヲ幹理シ並ニ試験分析ニ従事ス

部員ハ所長及部長ノ指揮ニ属シ試験分析ノ事ヲ分掌ス

庶務主任ハ事ヲ所長ニ受ケ所中ノ庶務ヲ幹理ス

掛員ハ所長部長及ビ庶務主任ノ指揮ニ属シ庶務ヲ分掌ス

本所ノ事務ヲ分チ二部一掛トス　其分掌ヲ定ムルコト左ノ如シ

検　明　部

一，大気，用水，土壌，衣服料，飲食品，鉱泉等凡テ人民衛生上ノ利害ニ切ナル諸項ヲ平素ニ試験覆明スル事

一，諸官庁ノ依頼又ハ人民ノ請願ニ応ジテ飲食料，用水，染料，着色料等ノ如キ渾テ衛生上ニ関スベキ物質ヲ検査シ，傍ラ警察及裁判ニ関スル分析試験ヲ挙行スル事

司　薬　部

一，内外国産品ノ精粗真贋ヲ検査シテ医薬用ノ適否ヲ判別スル事

一，生薬又ハ新薬ノ性徴成分ヲ覆明スル等凡テ薬剤ノ検査ヲ挙行スル事

以上二部ニ於テ行ヒタル試験ノ成績書ニハ其部長及ビ主任ノ技術官署名捺印シ共ニ其責ニ任ズ　事ノ重大ナルモノハ所長之ニ連署スベシ

庶　務　掛

一，試験ノ功程ニ関スル諸記表ノ編成，器械薬品書籍ノ保管，文書ノ往復等本所一切ノ庶務ヲ処理スル事

薬品検査手数料の徴収　内務省は主管の事務に関し経費が年々膨脹するのに反し，予算の増額は思うにまかせないところから，衛生局において無料で行っている薬品試験の手数料を徴収することを考えた．これによれば17年度には3万7千円から4万円の収入の増加が見込まれた．

この趣旨に従って内務省は明治17年6月11日太政官あて伺書を提出した．その内容は，明治13年1月の太政官布告の「薬品取扱規則」第二条但書中に「薬舗ニ於テ自ラ其良否ヲ鑑別シ能ハザルトキハ最寄司薬場ニ請ヒ無費ニテ其試験ヲ受クルコトヲ得」と規定されているので文中の「無費ニテ其」の5字を削除すること，および試験の手数料として，1容器に付金5銭を徴収するというものであった．

この伺書は元老院（立法府）で審査の結果認定されたが，薬業者から1容器毎に5銭取られると諸物価に比べて薬価が格段に高くなり，貧しい病人に影響を及ぼすとの異議申立があり，これに対し内務省は商況に応じ手数料に手心を加えることで了解がついた．

こうして明治17年10月14日の内務省告示により，検査手数料の件が次のように決まると同時に，明治9年に制定した外国人出願薬品試験手数料規則を廃し，内外人共一律に施行されることになった．

紅　色



検査印紙
（明治18年2月9日）
医薬用に適する
薬品に限り貼布

内務省告示

当省衛生局東京，大阪，横浜試験所ニ於テ施行スル薬品其他ノモノ検査手数料左ノ通相定メ来ル十一月一日ヨリ徴収候条此旨告示候事

検査手数料

薬品一容器（一瓶，一罐ノ類）ニ付金一銭乃至五銭

但シ大容器ノ薬品ヲ検査シタル上，小容器ニ分チテ印紙ヲ貼付スルモノハ其小容器ヲ以テ一容器トス

尤モ単ニ告示箋ヲ与フルモノハ其個数ノ多少ニ拘ラズ金一円ヲ徴ス

左ノ各項手数料ハ一個毎ニ徴収スルモノトス

一，飲水及氷雪	飲料適否鑑定	金一銭乃至五銭
〃	定量分析	金五十銭乃至二円
一，乳　汁	簡単ナル理学的検査並定性分析	金二十銭乃至一円
〃	定量分析	金五十銭乃至二円
一，酒　類	定性分析	金二十銭乃至一円
〃	定量分析	金五十銭乃至五円
一，飲食物	定性分析	金二十銭乃至一円
〃	定量分析	金五十銭乃至五円

一，大気及有害性瓦斯類	定性定量ニ拘ラズ	金一円乃至五円
一，食器中有害性金属	定性分析	金二十銭乃至二円
〃	定量分析	金五十銭乃至五円
一，衣服類		金五十銭乃至三円
一，鉱泉	定性分析	金五十銭乃至三円
〃	定量分析	金一円乃至十円
一，顔料		金二十銭乃至二円
一，玩具其他着色物中有害性色素		同上
一，化学製品	定性分析	同上
〃	定量分析	金五十銭乃至五円
一，鉱物及金属	定性分析	金一円乃至五円
〃	定量分析	金三円乃至二十五円
一，警察及裁判関係諸品	検査ノ難易及之ニ要スル時日ノ長短ニ依リ	金五十銭乃至五十円

一，前各項外ノ諸品ハ検査ノ難易時日ノ長短ニ依リ相当ノ手数料ヲ徴収スベシ

一，諸品時日ヲ限リ検査ヲ乞フモノハ之ヲ許可スルコトアルベシ　然ルトキハ普通検査手数料ノ五倍以内ヲ増徴スベシ

衛生局試験所の陣容

上記のように内務省衛生局試験所は組織改正により基礎を確立し，処務規程を明確に打ち出すとともに，人事の異動が行われた．

後藤新平

安政4年（1857）6月5日陸中（岩手県）水沢の仙台藩士の家に生まれ，明治9年福島県立須賀川病院付属医学校を卒業した．のち愛知県立病院に勤務し明治14年には同病院長兼愛知医学校長となった．在職中，明治15年4月板垣退助が岐阜にて遭難の際，県吏の阻止をかえりみず診療に当ったことは有名である．明治16年5月長與衛生局長の下で内務省衛生局技師となった．たまたま司薬場の改革が実施され衛生局東京試験所として新発足する時期に際し，同所長心得兼務を命ぜられ，明治17年7月まで就任した（第5代所長）．明治23年4月より3年の予定でドイツに留学したが学なかばにして帰朝し明治25年11月衛生局長となり明治26年12月29日相馬事件に連坐のため辞任した．この間，衛生行政はもとより社会政策の確立に貢献した．日清戦争には臨時陸軍検疫部事務官長となり児玉源太郎部長を補佐した．明治28年9月には再び衛生局長となり31年3月まで在任した．辞任後ただちに台湾総督府衛生顧問，民政長官となり，児玉源太郎総督の下で植民地経営にあたった．その後，児玉伯とともに日露戦争終結後の満州経営に参画し，明治39年11月南満州鉄道株式会社の設立に際し，初代総裁に就任した．明治41年7月第二次桂内閣の逓信大臣兼鉄道院総裁，大正元年12月第三次桂内閣の逓信大臣兼鉄道院総裁，大正5年10月には寺内内閣の副総理にあたる内務大臣，のち外務大臣に転じシベリア出兵を強行した．大正7年9月原内閣の外務大臣をつとめ混乱期の欧州情勢に対し積極的外交政策を進めた．ついで大正9年12月より12年4月まで東京市長に就任し官僚機構の刷新と都市改造に取組んだ．大正12年9月の関東大震災に際しては第二次山本内閣の内務大臣兼帝都復興院総裁として辣腕を振った．昭和4年（1929）4月13日岡山に旅行中，車中で倒れ京都で死亡した．

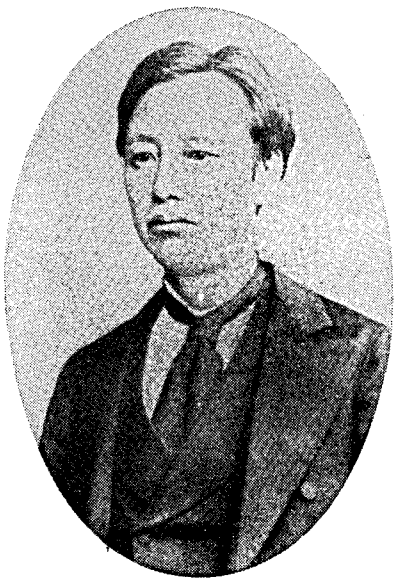
村　橋　次　郎

東京試験所　明治16年6月，内務省御用掛准奏任後藤新平が東京試験所長心得を兼務し，東京司薬場長であった三等試薬師辻岡精輔が司薬部長，五等試薬師田原良純が検明部長となり，庶務は掛長の内務三等属保田東潜と，八等属安達邦光が担当した．このほか桜井小平太，荒尾英三郎，村井純之助，高橋増次郎，村田春齢，喜多尾元英，山本正巳，鵜浦有意，須田勝三郎，堀有造，佐野高之助，神山正士，松野道雄の13名の試薬師と，小野一郎以下5名の雇で構成された．

明治17年5月，司薬部長辻岡精輔は横浜試験所長に任じられ，同司薬部長大中太一郎が東京試験所司薬部長に配置替えとなった．同年7月には後藤新平は所長心得の任を解かれ，長井長義が所長に就任した．

大阪試験所　事務・試験監督を兼ねた内務・大蔵両省御用掛二等試薬師村橋次郎は，明治17年9月，初代大阪試験所長に補された．庶務は掛長の江頭元朴と野崎勝愛，司薬部長は五等試薬師島田耕一であった．検明部は大阪・横浜試験所では未設であった．試薬師は中村譲芝，馬屋原幾三，山科元忠，平野猪之助，杉山仲蔵，丸山長四郎，朝日那賢遠，山口再五郎，榎並志雅三，鈴木秀人の9名に末島大亮以下4名の雇が事務を分掌した．

横浜試験所　ドクトル・ゲールツの設計で新庁舎を建築中であったが，ゲールツは明治16年3月死去した．そこで，東京大学医学部教師ドクトル・エイクマンが横浜試験所顧問として試験及び設備等の監督にあたった．翌17年5月新庁舎が落成し，辻岡精輔が初代所長に任官するとともに，エイクマンは顧問の任を解かれた．

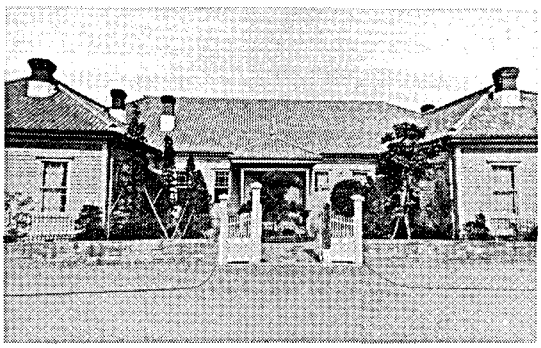
横浜試験所（明治17年5月～明治21年）

当時の職員構成は，庶務掛長高橋為春，司薬部長五等試薬師斎藤寛猛以下，中村良春，生田秀，大口正之，富沢寛英，直井房太郎，野島好馬，植山竹次郎，石田善吉の試薬師のほかに雇が5名であった．

なお，明治16年12月に職制が改定され，試薬師は等級によって技師，技手と改称された．

大日本製薬会社設立と試験所

輸入薬品の需要増加に応じて，医薬品を自ら製造し販売する者は数を増したが，製造技術は幼

稚でその規模は小さく，製品は必ずしも純良でなかった．長與衛生局長はかねてから国民保健上および国家経済的見地から，薬品製造を民間にのみまかせることは得策ではないと考え，政府支援の製薬事業を企画していたが，官民の同意を得て具体化した．国庫から製薬工場，土地建物，機械を20年間貸与される補助を受け，東西薬業者から営業資本金10万円を募集し，明治16年5月衛生局長監督のもとに大日本製薬会社が設立され，新田忠純男爵が社長に就任した．またドイツ留学中の長井長義を製薬技師長に迎えるためと，工場設計，機器類発注等の用務を帯びて，柴田承桂内務省御用掛と新田社長がベルリンに派遣された．

明治17年5月帰国した長井長義は，直ちに京橋木挽町の大日本製薬会社技師長に就任し，小磯吉人，村田春齢らの技術者を督励して，諸機械の据え付けなど製薬準備に着手した．その一方，7月には東京大学教授（理学部，医学部）及び内務省御用掛衛生局東京試験所長兼務となり，ついで中央衛生会委員をも命ぜられた．

明治18年5月大日本製薬会社は操業を開始したが，製造品目は衛生局長の指示により，エキス類，チンキ類，舎利別等の重要な医薬品の製造に主力をかたむけた．19年からは外国産湿潤阿片の製粉調製の委託を受けた．

東京試験所の検査　製品は東京試験所で品質検査を受け，検査済印紙を貼付してからでなければ販売できなかった．製品をそのつど京橋の工場と和泉町の試験所の間を往復運搬する手数を省くために，新田社長は衛生局長に東京試験所の係官の出張を要請した．これは了承されたので試

長　井　長　義

弘化2年（1845）6月20日，徳島藩医長井琳章の嫡子として生れ，漢方医薬術を修めた．15歳で父の代診をつとめる傍ら，藩校で洋学を学んだ．慶応2年（1866）22歳の時に藩命で長崎に留学，蘭医ボードイン，マンスフェルトに師事したが，寄宿先の写真術の開祖，上野彦馬の感化で化学への志向を強めた．

明治2年（1869）大学東校（東大医学部の前身）に入学，英医ウィリスに学んだ．間もなくドイツ医学導入に変り，明治3年政府からドイツ医学修業を命じられたが，ベルリン大学でホフマン教授の有機化学にひかれ化学を専攻した．卒業後同教授の助手に選ばれ，明治14年（1881）丁子油成分オイゲノールの構造決定でドクトルの学位を授与された．

明治17年政府の命で帰国．東京大学医学部（薬学）・理学部教授，内務省衛生局東京試験所長，大日本製薬会社技師長等を兼任して，薬学及び化学教育に貢献し，さらに応用部門の発展に熱意と努力をかたむけた．

とくに東京試験所長として，従来の薬品試験，環境衛生試験のほか新たに，古来日本人の健康に重要な役割を果した漢薬成分の研究に着手，翌18年に漢薬麻黄の有効成分エフェドリンを発見，これが我が国の天然物有機化学，合成化学研究の出発点となった．

同年渡独に際し，試験所長，大学教授を辞任．明治26年東大薬学科教授に再任，薬化学講座を担任して多くの逸材を育成し，すぐれた研究業績により薬学薬業の進歩に貢献した．

その間，明治21年我が国最初の理学博士，同32年薬学博士授与．39年に帝国学士院会員となった．一方，日本薬学会会頭，日本薬局方調査会長，内務省東京衛生試験所評議会長，中央衛生会委員，独逸学協会中学校長等歴任．また女子化学教育の先駆者で，日独親善にも尽した．大正8年，勲一等瑞宝章を受け，昭和4年2月10日84歳の偉大な生涯を閉じた．

験所は係員の出張，製品検査，検査済印紙貼付等の事務上の手続を次のように定めて会社に通達した．

検査出張手続

一，技手ハ司薬部長ノ指揮ヲ受ケ会社ニ出張シ薬品ノ原質及製薬ヲ検査スルモノトス
一，司薬部長ハ事務ノ都合ヲ見計ヒ時々会社ニ至リ出張技手ノ検査スル所ヲ監査スベシ
一，庶務掛員ハ庶務主任ノ指揮ヲ受ケ会社ニ出張シ出張技手ヨリ製薬検査済ノ通知ヲ得テ印紙ヲ貼付スルモノトス　其薬品多数ナルトキハ会社員ヲシテ便宜幇助セシムルコトアルベシ
一，試験用諸器械運搬費及其他出張費等臨時支出ヲ要スルトキハ会社ヨリ弁償セシムベシ
一，検査手数料ハ総テ成規ニ従ヒ徴収シ其金員ハ該会社ヨリ直チニ当所ニ納メシムベシ

会社製品の責任者である長井技師長は，反面，同社製品を監査する立場の東京試験所長を兼ねる便宜もあり，協調して品質の向上に努め，検査済の大日本製薬会社製品は品質不定の外国局方品をしのぎ，宮内省を初め官庁及び薬品市場の需要を満たし滑り出しは好調であった．

漢薬成分研究とエフェドリン発見

長井東京試験所長は，検明部の新しい研究方向として漢薬成分の化学的究明を企画した．その意図は西欧先進国の先例を引き，キナ皮，阿片，セメンシナから，キニーネ，モルヒネ，サントニンを抽出し重要医薬品として世界市場に進出している実状に照らし，日本でも漢薬成分にひそむ新薬発見の糸口を摑もうというのであった．

長井所長は所員にそれぞれ問題を与え，懇切な指導を行った．その成果は山科元忠，堀有造両技手の協力による漢薬麻黄成分エフェドリンの発見となってあらわれた．長井所長は明治18年（1885）7月17日の東京薬学会（明治25年日本薬学会と改称）例会で，エフェドリンの学術講演を行った．

エフェドリンの発見は所員の研究意欲を大いに刺激した．その後，牡丹皮，わさび，醤油中の含窒素性結晶，黄連，当帰等の化学的研究が順次その成果を表わした．

明治18，19年頃の概況

所長交代　明治18年10月末，長井所長は退任し，田原検明部長が所長心得に任じられた．

薬草試植園付設　明治18年9月，小石川戸崎町にあった文部省管下の薬草試植園が東京試験所附属となった．園長兼務を命じられた二等技手村井純之助が多数の薬草栽培に鋭意努力した結果，翌19年には多量の生薬を収穫して，相当の価格で大日本製薬会社へ払い下げる成果をあげた．主な品種は次の通りである．

ベラドンナ葉	67貫匁	ヒヨス葉	110貫匁
ヂギタリス葉	37貫900匁	アプシンシウム	47貫匁

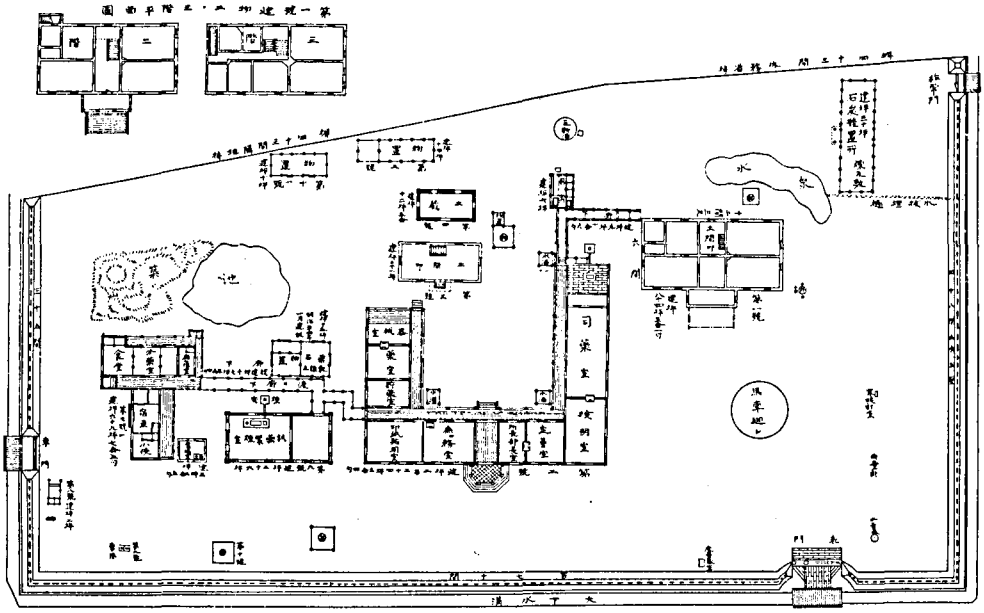

東京試験所庁舎平面図（明治20年頃）

三階建試験室新築　明治19年に東京試験所に隣る牛痘種継所の土地が移管され，敷地が拡張されたので，そこに長井前所長が設計し，はじめて実験用ガスを設備した三階建試験室が新築落成して試験業務の効率が上昇した．

衛生参考館の新設　同じころ試験所構内に，衛生試験の普及宣伝を目的とする衛生参考館を新設した．参考資料として，衛生学的試験品，機器類，書籍等のほか，各種企画による展示品を陳列して一般に公開した．

当時世論を呼んだ国民栄養問題をとらえ，食品分析に基づいて作った標準保健食の献立によって，実際に調理した数例の見本食を展示し好評を博した．

処務権限並章程の改定　さきに明治16年5月21日の内務省衛生局達の「衛生局試験所処務権限並章程」が，明治19年3月16日に変更された．主な改定事項は，所長の責任と権限を拡張したこと，東京試験所に参考室や薬草試植園を設置したことなどである．

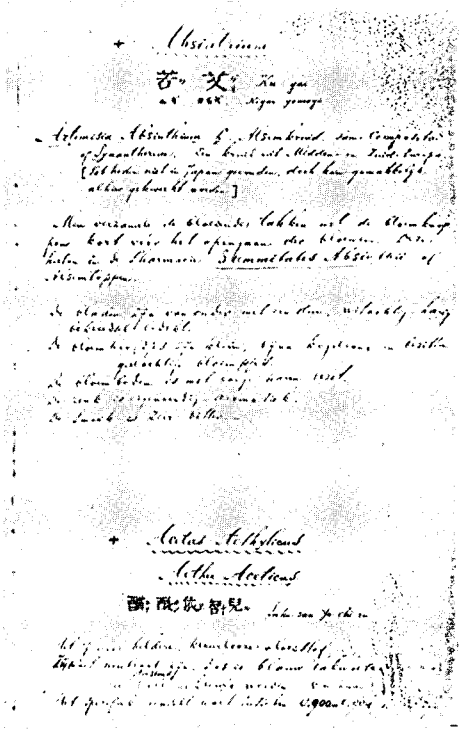

ゲールツの日本薬局方蘭文草案の一部

第一版日本薬局方公布

第一版日本薬局方は明治19年（1886）6月25日発行の官報第894号に次のように公布された．

内務省令第十号
日本薬局方別冊ノ通創定シ明治二十年七月一日ヨリ施行ス
明治十九年六月二十五日
内務大臣　伯爵山縣有朋

ゲールツの草案　日本薬局方の制定は，司薬場創設以来の懸案であった．しかし新しいものを創造するためには，必要な知識や技術の修得に幾多の苦難や努力を経なければならない．前述のように，明治8年政府はゲールツとドワルスに日本薬局方草案の起草を命じる一方，応急措置として司薬場試験心得並に日本薬局試験法を制定したが，これは日本薬局方の前身と言うべきものであった．明治10年にゲールツらがまとめたオランダ文の

軍　医　寮　局　方

日本薬局方制定前にすでに軍医寮局方なるものがあった．すなわち明治4年（1871）冬，兵部省（陸軍省）軍医寮が軍隊の医療上に必要な製剤類130種をオランダおよびイギリス薬局方中から選んで「軍医寮局方」を発行した．これは紙数54枚の和綴の小冊子でポケットに入れ携行できるよう作製されたものである．翌5年晩秋，海軍軍医寮が「官版薬局方」という表題の薬局方をイギリス薬局方より製剤330種を選定して発行した．これも和綴の195枚綴の小冊子で，いわゆるポケット版である．



軍医寮局方（清水藤太郎氏蔵）

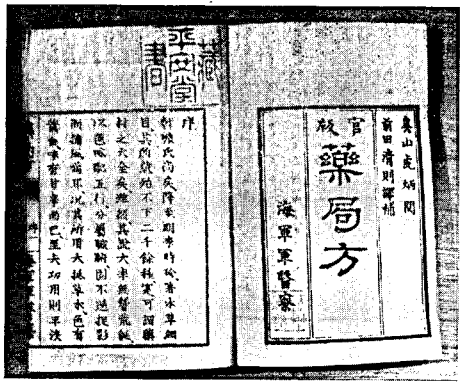

官版薬局方（清水藤太郎氏蔵）

日本薬局方稿本4冊は，現在国立衛生試験所に保管されている．（口絵参照）

編纂の経緯　長與衛生局長が熱心に建議を続けてきた日本薬局方編纂の議案は，ようやく明治13年（1880）10月6日，内務卿松方正義から太政官に伺書を呈して具体化するに至った．翌11月5日，太政官から中央衛生会に対し，日本薬局方の撰定を委任するとともに，高木兼寛，永松東海，柴田承桂，エイクマン，ゲールツ，ランガルトらが編纂委員を命じられた．14年1月には元老院幹事細川潤次郎が編纂総裁に就任し，さらに医界の権威者8名が委員に加わり，未曾有の難事業を完成するため，大規模な編纂体制を固め慎重に審議を進めることになった．

これに先立って特選委員に委嘱された柴田承桂，ゲールツ，ランガルトがオランダ局方第2版（1871）及びドイツ，アメリカ局方を参照して，内外人で構成される委員の便宜のために，ドイツ文と日本文の稿本をつくり，これを原案として検討を重ねた．

468種の収載品目の選定，用語の作成，各条文の記載方法その他，すべて新しく創定された．薬品名は例えば，百露抜爾撒謨（注：ペルーバルサム），撒里失爾酸那留篤謨（注：サリチル酸ナトリウム），別刺敦那丁幾去児（注：ベラドンナチンキチュル）のように漢字で表現されたうえ，ra（拉），ri（利），ru（児），re（麗），ro（羅），la（刺），li（里），lu（爾），le（列），lo（魯）と，漢字も区別される煩雑さであった．

5年の歳月を費して編纂の事業も進み，その間総裁は2度交代し，委員も入れ替わり，多くの協力者を得て明治18年8月，終始編纂の中心人物として活躍した柴田承桂，永松東海，エイクマンの手で完成された日本文，ドイツ文，ラテン文の3巻から成る日本薬局方稿本が芳川総裁に提出された．10月に総裁から太政官に上申され，ここに日本薬局方法案撰定は全く完了，翌年前



ランガルト



細川潤次郎

記のように公布となった.

東京大学教師ドクトル・グロート訳の第一版日本薬局方ラテン語訳本は明治21年2月に，エイクマンに委嘱した「日本薬局方註釈」は23年に，それぞれ内務省衛生局から発行された.

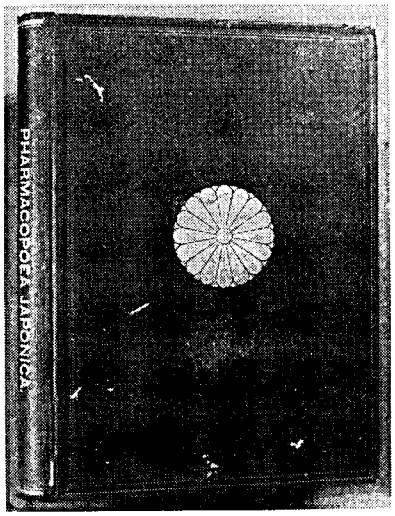

第一版日本薬局方ラテン語版
（清水藤太郎氏蔵）


官報第八百九拾四號附錄　明治十九年六月二十五日

日本藥局方

第一版日本薬局方の官報（清水藤太郎氏蔵）

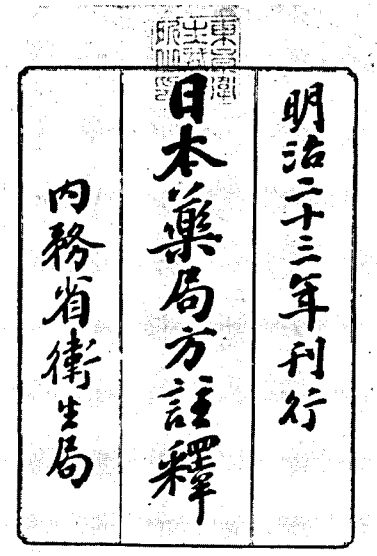

日本薬局方註釈

第3章　内務省衛生試験所の確立

1.　衛生試験所官制の公布と薬律の制定

官制の公布とその周辺

衛生試験所官制　政府は明治18年（1885）12月22日，太政官制度を廃して内閣制度を定め，伊藤博文が初代総理大臣に就任した．19年2月，宮内省及び各省官制を制定，立憲政体樹立への準備を進めた．内務大臣は山縣有朋が重任した．

ついで明治20年（1887）5月31日，勅令第17号をもって「衛生試験所官制」が公布され，内務省衛生局三試験所は，東京，大阪，横浜衛生試験所と改称，内務大臣の直轄となった．所長，技術官，属が置かれ，技術官は検明・薬剤2部に分れ試験検査を担当し，属は事務部門を担当するように定められた．

衛生試験所官制

第一条　東京，大阪，横浜ニ衛生試験所ヲ置ク
第二条　衛生試験所ハ内務大臣ノ管轄ニ属シ，衛生上試験ニ関スル事項ヲ取扱フ所トス
第三条　各衛生試験所ニ職員ヲ置クコト左ノ如シ
　所長　　技術官　　属
第四条　所長ハ内務技師ヲ以テ之ニ充ツ　内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所内ノ事務ヲ管理ス
第五条　技術官ハ所長ノ指揮ヲ承ケ検査ノ事務ヲ分掌ス
第六条　属ハ上官ノ指揮ヲ承ケ書記計算等ニ従事ス
第七条　衛生試験所ニ検明，薬剤ノ二部ヲ置キ技術官ヲ以テ部長ニ充ツ
第八条　検明部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
　一，大気，用水，土壌，衣服，飲食物，鉱泉等ニ関スル事項
　一，警察及裁判医事ノ化学的ニ関スル事項
第九条　薬剤部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル
　一，薬品ノ精粗，真贋及医薬用ノ適否ニ関スル事項

人事　衛生局東京試験所長心得田原良純は，明治20年4月衛生局東京試験所長に昇進したが，翌5月の官制公布によって東京衛生試験所長に就任した．検明部長に島田耕一，薬剤部長に大中太一郎が任命された．

同時に大阪試験所長櫻井小平太が大阪衛生試験所長となり，横浜試験所長辻岡精輔が横浜衛生試験所長に補されるとともに，職員の配置転換が行われた．



櫻井小平太

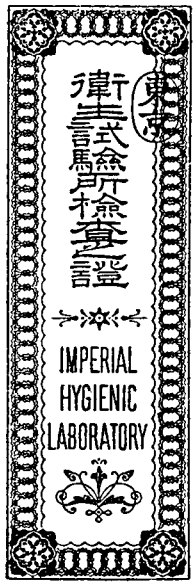

検査印紙

検査印紙の規則改正　明治20年7月1日から第一版日本薬局方を施行するに先立って，6月20日の内務省告示第2号で衛生試験所使用の検査印紙が改定された．

衛生試験所ニ於テ医薬用ニ適スベキモノト認メタル薬品ニハ左ノ検査印紙ヲ貼付ス

さらに明治20年12月24日の内務省告示により，衛生試験所の検査印紙は，日本薬局方収載の薬品に限り貼付するもので，その他の薬品は各国薬局方に適否の旨を記載した告示箋のみを交付するように定められた．

自今衛生試験所ニ於テ検査印紙ヲ貼付スルモノハ日本薬局方所定ノ薬品ニ限ル　其他ハ某国薬局方適否ノ告示箋ヲ交付スベシ　但シ何レノ薬局方ニモ記載セザルモノハ主成分ノ比例ヲ記シテ之ヲ交付スベシ

横浜衛生試験所庁舎落成　旧横浜試験所は横浜市北仲通にあったが，庁舎と敷地を司法省所有の本町五丁目の敷地と交換し，ここに新庁舎を建設し明治21年5月落成して移転した．その後試験業務が増えたため増築が行われた．

衛生試験所官制の改定　明治20年に制定された衛生試験所官制は，試験業務の領域を広げる

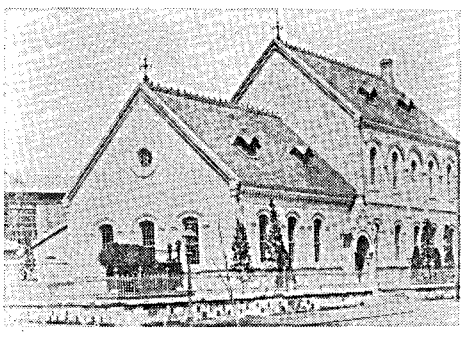

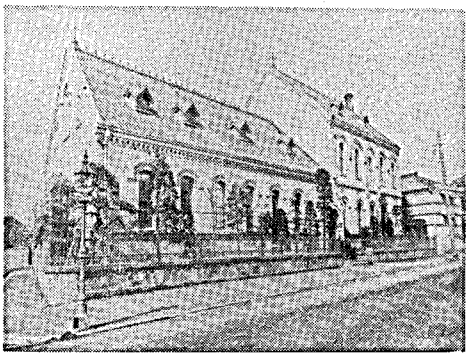

横浜衛生試験所（本町）（明治21年5月～大正2年，右は増築後）

必要から明治23年8月2日付勅令第252号で改正された．改正の要項は，検明部は既定の大気，用水，土壌，衣服料，飲食物，鉱泉，警察及び裁判医事の化学的試験のほか，新たに病原検索に関する事項が加えられた．薬剤部は，従来の薬品の精粗真贋及び医薬用の適否試験のほか，さらに薬品の性質及び試験方法調査，薬品の主成分検出に関する事項が追加された．

薬律の制定

明治22年（1889）2月11日，大日本帝国憲法が発布され，日本全土は祝賀にわき返った．同年4月には市制及び町村制が施行され，東京，大阪，京都，横浜などの市が誕生した．

この年3月15日，薬品制度の根幹をなす法律第10号，“薬品営業並薬品取扱規則”が公布（明治23年3月1日施行）された．48条からなるこの法律は一般に薬律と呼ばれたが，薬局，薬剤師の名称をはじめて定め，薬剤師，薬種商，製薬者の身分，業務範囲を区別し，医薬分業を目指したものであり，薬品の取扱い，罰則などが規定され，現在の薬事法規の原典といえるものであった．またこの法律の発布と同時に薬剤師試験規則，薬品巡視規則，毒薬，劇薬の品目などが定められた．しかし，この薬律には不備の点があり種々物議をかもした．衛生試験所関係の問題点は，薬品取扱の項の次の2箇条と，関連する省令の薬品巡視規則に絞られた．

第26条　日本薬局方ニ記載スル所ノ薬品ハ其性状，品質，該局方ノ所定ニ適合スルモノニ非ザレバ販売若クハ授与スルコトヲ得ズ

第27条　日本薬局方ニ記載セザル薬品ハ其拠ル所ノ外国薬局方名ヲ記スベシ　其性状，品質，該局方ノ所定ニ適合シタルモノニ非ザレバ販売若クハ授与スルコトヲ得ズ

何レノ薬局方ニモ記載サレザル新規ノ薬品ハ衛生試験所ノ検査ヲ経其試験成績ヲ記スルモノニ非ザレバ販売若クハ授与スルコトヲ得ズ

実際問題として第一版日本薬局方の規定に従えば業者の在庫品は殆ど上記の2箇条に触れるため，

中濱東一郎

安政4年7月（1857）土佐藩士中濱万次郎の長男として江戸，芝，新銭座で生れる．明治5年横浜十全病院にてシモンズに医学を学び，のち大学東校に進学し明治14年東京大学医学部を卒業，直ちに福島県医学校校長となる．明治15年1月岡山県医学校一等教諭，明治17年石川県医学校校長兼病院長，明治18年11月内務省御用掛となりドイツ国へ留学．明治22年2月帰朝し，同年6月東京衛生試験所勤務となる．明治23年4月より26年11月まで田原良純渡欧中東京衛生試験所長を命ぜられる．明治24年には医学博士となる．のち官を退き麹町に回生病院を設立した．晩年まで永く中央衛生会委員として活躍，常に正論を主張し大正14年薬剤師身分法の制定に際しては中央衛生会委員として北里柴三郎一派の反対に抗して内務省案の成立に貢献した．このため壮漢に数時間脅迫される事件もあった．明治16年には肺臓ジストマおよび肝臓ジストマを発見した．昭和12年4月11日歿（1937）．父である中濱万次郎はジョン万次郎とも云われ，出漁中遭難，漂流中アメリカの捕鯨船に救助され，日本人としてはじめてアメリカに渡り教育を受けた．嘉永4年（1851）帰国，土佐藩に出仕，嘉永6年（1853）には幕府に出仕して外国使臣の書信翻訳と軍艦操作所の教授となった人である．また万延元年（1860）外国奉行新見正興らの遣米使節に通弁として同行渡米している．

薬律が実施されれば多くの薬品が販売停止の最悪事態を招く懸念があった．全国業者は呼応して政府に薬律の第26，27条及び薬品巡視の実施延期の陳情を繰り返し，薬律をめぐって薬品市場の混乱が続いた．

内務省は応急対策として，明治23年4月13日各府県長官あてに薬品巡視の延期及び2箇条の適用を寛大にする旨を通達した．

検査印紙の規則再改正　検査印紙は第26条および第27条に適合する薬品に貼付されることに改定された．これまでは第27条に関する外国薬局方薬品及び何れの薬局方にも記載されない新薬には，検査印紙を貼付しない規則であった．

第二改正日本薬局方制定　その間，長與衛生局長は自ら薬局方調査会長となり，日本人のみの編纂委員で改正要項の調査を進め，明治24年5月20日，第二改正日本薬局方が公布された（明治25年1月1日施行）．

人　事　異　動

所長の更迭　東京衛生試験所長田原良純は明治23年4月，3年間のドイツ留学の途に上った．同月内務省御用掛中濱東一郎が同所長兼務，ついで8月所長に補された．

また大阪衛生試験所長は，明治24年10月櫻井小平太から島田耕一に代った．

衛生局長の更迭　長與専齋は明治8年内務省衛生局初代局長に就任以来，衛生行政の基礎確立に偉功を立て，明治24年3日勇退した．後任の第二代局長荒川邦蔵についで，明治25年1月後藤新平が第三代衛生局長の任についた．



島　田　耕　一



衛生局長時代の後藤新平

2. 薬草試植園の事業と文部省への移管

事業の大要

小石川戸崎町の東京衛生試験所附属薬草試植園は，明治16年（1883）7月内務省衛生局によって設置され，明治18年9月東京試験所附属となったが，国益に役立つ薬草栽培奨励の見地から，一般世人に公告する手段として，官報に明治21年中に行った事業内容の大要を「東京衛生試験所薬草試植園ノ景況事業一班」と題し掲載した．それによれば事業の大要は次のとおりである．

1. 阿片のモルヒネ含量の試験

モルヒネ含量の多少はケシの種類，栽培法，特に阿片の調製法の適否に左右されるので，試植園では各種の製法による阿片のモルヒネ含量の試験を行った．

薬用阿片のモルヒネ含量は，さきに明治11年の太政官布告阿片売買並製造規則に，「内務省ニ買上ゲ及ビ払下グル所ノ阿片ハ，百分中ニモルヒネ六分以上十一分ニ至ルマデヲ含有スルモノニ限ルベシ」と規定されていた．

ところが日本薬局方の制定により，薬用阿片のモルヒネ含量の改正を迫られたので，明治20年10月勅令第52号をもって規則が改訂され，内務省の買上品は100分中9分以上，払下品は10分以上と，阿片のモルヒネ含量が改定された．

2. 香料の調査研究

舶来の植物製香料は高価な上不良品が多いので，本園で纈草，チムス，サルビア，アニス，マヨラーナ，ラヘンデル，迷迭香など，各種内外産芳香植物を栽培して香料を採収した．その収量や品質を調査し外国品と比較試験を行った．

3. 除虫菊の試植に成功

舶来の除虫菊はよく効くが高価なので，ダルマチア原産の母植物の菊2，3種を栽培し，花を乾燥粉末にして試した所，殺虫効果はむしろ輸入品より良好であった．

4. サフランの移植

前年サフランを初めて海外から移植した所，よく繁殖し数十株が開花した．

5. コカの試験栽培

コカインは当時新薬中の王座を占め，需要が増加する一方であった．本園では先年ジャワから移植したコカの苗木が開花結実するに至った．そこで明治20年4月，コカの苗木数株を沖縄県下八重山島に送って試験栽培をさせた所，よく同地の風土に適応して生育し開花結実したという報告を受け，将来有望な特産となる可能性を抱かせた．

6. 薬学薬業界に研究資料提供

以上のほか，フランスから輸入したラムヌス及び，薄荷，大黄，ヒヨス，ベラドンナ，蒲公英，

綿馬ほか，内外産多種の薬草を栽培収穫して薬学上の試験資料及び製薬原料に提供し，薬学薬業の進歩に少なからず寄与したのである．

7.　試植園編「薬草栽培法」配本

本園で実地に経験した各種薬草の栽培法を普及させるため，冊子の編集を計画，明治21年「薬草栽培法」の初刊本を発刊した．要請に応じて各府県及び高等中学校医学部（のちの官立医学専門学校）に，薬草をそえて配本し好評を博した．

試植園文部省へ移管

このような努力がみのり，東京衛生試験所試植園の薬草栽培は年々規模を広げ，医薬界に寄与する一方，薬草栽培普及にも成果をあげ，今後の発展が期待された．ところが，同園の敷地を文部省が学校用地として使用することになったため，明治23年1月28日，次の薬草試植園引渡目録とともに文部省へ移管した．

附属薬草試植園引渡目録

事務室	一棟	小使室	一棟
物置	二棟	室（むろ）	一棟
肥溜小屋	二棟	農具一切	
物品一切		薬草目録（省略）	

丹精して栽培した多種多様の薬草類は，ことごとく隣接する東京帝国大学附属植物園に移植されるとともに，薬草試植園の事業は次の条件付で内務省衛生局から東京帝国大学に移管することになった．

一，内外産薬草ヲ培養試植シ其ノ成績ヲ毎年官報ニ登載スル事
二，内務省衛生局及ビ衛生試験所ヨリ内外産薬草試植ノ事ヲ要求スルトキハ其ノ需メニ応ズル事
三，薬草類ノ種子及ビ苗ヲ要求スル者アルトキハ分与スル事

3.　衛生試験彙報に見る活動

発刊の経緯

衛生試験所本来の薬品試験及び各種衛生試験は，ますますその領域を広げて行った．ことに国民保健の見地から，飲食物，飲料水その他の衛生検査は一層重要性を加えた．これらの公衆衛生に関する試験成績は，行政上の指針の一助となるばかりでなく，衛生の進歩に益する所も大きいので公開することになった．

これまでは明治9年5月発刊の内務省衛生局雑誌があったが，明治19年（1886）5月，内務省衛生局から年刊の「衛生試験彙報」第1号（131頁）が発刊された．彙報は第9号（明治28年4月）まで順次発行されたが，それ以後経費の都合で明治42年に復刊するまで休刊となった．

彙報の第1号と第2号は，前に述べたように食品分析に関する研究調査事項を収載している．9号全巻を通じて約70課題中，飲食物関係の試験がその半数近くを占める．このほか各種薬物

の研究，着色料の試験，空気，水，ガス，温泉，浴場，海水浴場の調査試験，コレラ対策等が報告され，活動分野が多方面にわたっていることがうかがえる．



内務省衛生局雑誌第一号



衛生試験彙報第一号

主な業績

第1号から第9号までの彙報から興味ある報告を拾ってみることにする．

(1)　水の試験

明治8年に開始した水の検査はコレラ防疫の一環として続行されたが，明治18年に報告された上水の試験成績を収載している．また明治20年以降は東京，横浜に初めて水道が布設され，その試験成績が発表されている．

(2)　空気の試験

明治16年東京試験所で初めて空気中の二酸化炭素（当時炭酸といった）の調査を行った．これに先立って和泉町の試験所の庭園と屋上で二酸化炭素を測定し，空気中の平均量とした．この年12月初め教室に暖房用の火鉢を入れた東京公立小学校2校，私立1校で試験をした結果，平均量より3～4倍量の二酸化炭素を検出したことを報告している．また4つの劇場でも同様の調査を行い，その成績によればむしろ前記の小学校より良好であった．

(3)　燈用ガスの試験

明治7年東京府下にガスの街燈が登場してから，次第に室内の照明にも普及したので，東京衛生試験所は明治18年11月，東京瓦斯会社のガス中の硫黄と亜硫酸の定量分析を行った．その分析値はベルリン，ロンドン両瓦斯会社に比較してはるかに低かった．

横浜衛生試験所は明治19年2月，横浜の街燈ガス中の硫黄分を試験した結果，その平均値は東京瓦斯より低く，これは原材料の石炭が上質のためであった．ガスの良否は，石炭中の硫黄分の量に比例するので，石炭の品質試験も併せて行われた．

(4)　酒中撒里失爾酸の試験

当時欧米では撒里失爾酸（サリチル酸）を飲食物の防腐の目的で使用する傾向にあったが，その適否については諸説一定しなかった．我が国ではフランス（1881年，明治14年サリチル酸の飲食物防腐剤使用禁令）にならってこれを禁じていた．ところがサリチル酸を混入した酒が出回

っているとの情報で，明治18年横浜衛生試験所で数種の酒について検査を実施した．その結果検出しなかったのは1件だけで，他はいずれも混入していることが報告された．

(5)　鰹節煮汁の試験

当時欧米各国で滋養食品として賞用され，我が国にも輸入された牛肉エキスの代用品として鰹節煎汁が研究された．牛肉エキスは1850年にリービッヒが発明したと伝えられるが，明治19年(1886)，鰹節の煎汁を蒸発して得たエキスは，成分比が牛肉エキスに近似し，製造の費用も牛肉エキスの1/4で，国産品として利用できることを示唆した．

(6)　雑菓子の着色料の試験

これは食品衛生法規が制定されない明治21年頃，有害着色料が幼児の好む雑菓子（駄菓子）

薬学雑誌と薬学会

明治11年 (1878) 10月東京大学医学部製薬学科の教師，学生等が「東京薬学会」を組織し薬学に関する講演や新説の討論を行い，これらを集めて「東京薬学新誌」と名付け，同年11月23日第1号を発行した．しかしこの新誌は翌年11月15日発行の7号で廃刊となった．その後明治13年1月頃より，東京大学の卒業生が毎月神田で会合し，親睦会を開いていたが，明治14年2月26日，これを学術的な会に改め「薬学会」と称した．これが今日の日本薬学会の基である．この学会による機関誌として，明治14年12月薬学雑誌第1号が発刊され，以後毎月1回発行され今日に至っている．初版は菊版36頁で，長與専齋と長谷川泰の祝辞が巻頭を飾っている．当時薬学会の会員は30名であった．ついで明治18年3月再び東京薬学会と改名され，明治25年1月にはさらに日本薬学会と改称，会員数も483名に増加した．



東京薬学新誌第一号

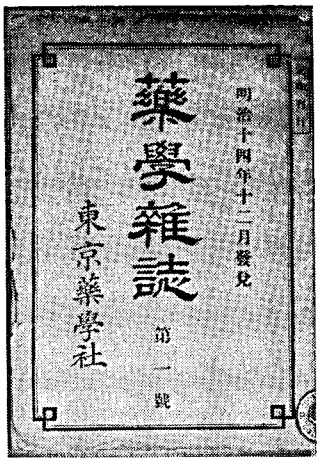

薬学雑誌第一号

薬学雑誌は発刊以来，毎月発行のものを連続して号数をもって表わしていたが，昭和3年より1年間をまとめ巻数表示するようになった．また490号（大正11年12月）までは縦書きであったが491号より横組みになっている．

日本薬学会の会員は昭和49年4月30日現在，12,807名の多きを数えている．

に使用されているとの想定のもとに，大阪衛生試験所が取上げたものである．菓子の着色料及び有害金属検出の最初の報告である．

50品目の菓子の試験の結果，半数近くからマラヒットグリン，エオシン，フクシンなどのまだ使用を許されていないタール色素や，鉛丹のような有害色素が検出され，また灰分から銅，鉛，亜鉛等の重金属が検出された．

また子供のおもちゃからも有害色素を検出している．

(7)　飲食物中の銅の定量

明治25年に群馬県大類村に食中毒事件が発生し，その吐物が東京衛生試験所に送られて来た．当所での食中毒に関する記録の初めである．

試験の結果銅の痕跡が検出された．これは中毒の直接の原因ではないと報告されたが，患者の飲食物中に銅が含まれた経路の究明に乗り出している．各種食品及び各料理店で調理した料理を試験した結果，多少の差こそあれ銅を検出した．その原因は銅鍋で調理したものは例外なく銅を含み，粗製の砂糖を用いたもの，また銅を含有する鉄鍋で煮たものからも銅を検出した．

(8)　ツベルクリンの試製

明治23年（1890）コッホの結核治療薬ツベルクリン発見の情報に，結核死亡率のきわめて高い我が国は早速研究を始め，翌24年3月には東京帝大医科大学教授が渡欧して，ツベルクリンを輸入した．東京衛生試験所でもこの年10月ツベルクリンを製造し，動物を使って実験を行った．

(9)　フグの有毒成分の研究

内務省衛生局の調査によれば，明治18年から25年の間にフグの中毒患者は933名，死者は680名を数えた．すでに内外学者間でフグの有毒物質の研究が行われていたが，その本体の発見には至らなかった．田原所長は明治17年からその研究に着手したが，明治23年からドイツ留学のため中断し，帰国後27年に研究を再開し，有毒成分の分離を行った．

4.　日清戦争後の動向

所　長　交　代

東京衛生試験所長中濱東一郎は，明治26年11月，田原前所長が留学から帰国後辞任した．明治27年5月田原技師はハンガリー・ブダペストで開催された万国衛生会議に日本代表として出席し，7月帰任すると所長に復職したのである．

前後して明治30年1月，大阪衛生試験所長島田耕一が東京衛生試験所薬剤部長に転じると同時に，横浜衛生試験所長辻岡精輔が大阪衛生試験所長に任命された．横浜衛生試験所長の後任は東京衛生試験所薬剤部長堀鉱之丞が昇任したが，その年10月，堀所長が第一高等学校教授に転任したため，島田耕一東京衛生試験所薬剤部長が横浜衛生試験所長になった．



堀 鉄 之 丞



大阪衛生試験所庁舎（明治31年10月～昭和20年）

大阪衛生試験所庁舎新築　辻岡大阪衛生試験所長は赴任早々，同庁舎が大阪司薬場当時の明治13年に建設されたままで，年々増大する試験業務がすでに限界に達している実情から，施設の拡張が急務であることを上申した．この要望は聞き届けられ，新たに入手した大阪市東区京橋3丁目の敷地に，鋭意設計した近代的庁舎の建設に着工し，翌31年10月完成した．

日清戦争後の経済

かねてから朝鮮問題をめぐって意見を異にしていた清国と，ついに明治27年（1894）8月戦火をまじえることになったが，戦局は日本の勝利に帰した．しかし，明治28年4月17日の講和条約調印直後，英露仏三国干渉によって遼東半島を返還せざるを得なかった．

その一方では日本の国際的地位が高まり，歴代内閣の懸案であった各国との通商条約改正問題が次々に解決をみるに至った．そのため外国貿易の輸出入の関税率が諸外国と同等になったので，

最　初　の　学　位　授　与

わが国で始めて博士が誕生したのは，明治21年（1881）5月7日のことである．明治20年5月21日に公布された学位令に基づいて，帝国大学の法・医・理・文・工の5分科大学教授の中から帝国大学総長が推せんしたもので，この時25名の博士が生れ，この中に長井長義がおり理学博士となっている．

薬学博士は明治31年12月9日に改正された学位令によって明治32年（1899）に4名が始めて選ばれている．すなわち長井長義，下山順一郎，丹波敬三，田原良純である．

輸出産業発展に明るい見通しをもたらした.

輸入超過　しかし，戦後の物資不足による物価高騰など，この時点における日本の資本主義経済はまだ根が浅いうえ，医薬品を含めて産業構造は小規模で，国際市場で欧米諸国と競合する態勢には程遠く，勢い輸入超過の片貿易にならざるを得なかった．こうした傾向は舶来品熱を助長し，薬品，食品類の輸入の増大を伴い，正貨の海外流出が激増する半面，産業の不振と不況を招いた.

明治32年から33年（1900）にかけて，憂慮すべき輸入超過の事態を重視した政府は，輸入抑制をはかる一方，輸入品に対抗できる優良国産品の自給化の保護奨励を主眼とする産業保護対策を打ち出すことになった.

輸入品の実態調査　まず主務官庁の大蔵省が，各省庁で使用する輸入品の実態調査を始め，30年から32年に至る3年間の統計をとるため，同文の通告が関係方面に出された.

> 内地工業ノ保護発達ノ政策ヲ講ズル為メ，之ガ参考トシテ帝国政府購入外国品ノ数量及ビ価額ヲ調査スルノ必要有之候ニ付テハ，貴省御購入ニシテ外国ヨリ直輸入ニ係ルモノト内地商人ノ手ヲ経ルモノトヲ問ワズ苟クモ外国品ニ関スルモノハ其数量及ビ価額ニ就テ三十年ヨリ三十二年ニ至ル三ケ年対照表御調製ノ上御回付相成度，尤モ精確ナル計数ヲ掲示シ難キ場合ニハ概数ニテ差支無之候
>
> 明治三十三年九月二十日
>
> 大蔵総務長官　男爵　田尻稲次郎
>
> 内務総務長官　小松英太郎殿

東京衛生試験所は内務省の通達により，次のような輸入品価額表を作成して提出した.

品名	30年度価額	31年度価額	32年度価額
金属製諸器械	194円430	387円570	389円400
器具類	7円020	5円680	10円700
薬材	34円370	1円550	5円700
試薬	235円605	161円045	201円546
ガラス製品	200円496	103円515	338円180
図書	94円921	117円955	123円305
新聞雑誌	78円940	73円110	82円850
雑品	124円675	48円446	36円630
計	970円457	897円871	1,188円311
外ニ阿片	7,350円580	8,744円460	8,814円720

飲食物関係の取締法令制定

輸入品の中でも酒類や食品類は種類も数量も多く，また類似の国産品も出回るにつれて，それらの中には有害な防腐剤や着色料を使用したものや，粗悪品，不良品などがあり，保健衛生上取締の必要が指摘された．しかし，これまで食品衛生に関する法規は皆無にひとしく放置されていた．そこで衛生局は対策に乗り出すことになり，警視庁技師兼内務技師池口慶三（のちの初代警視庁衛生検査所長）がその衝にあたり，取締法令の原案を起草し長谷川泰衛生局長に提出した.

この法案は第十四議会で採択され，明治33年2月24日法律第15号として，「飲食物其他の物品取締に関する法律」が発令された．

明治33年刊行の「衛生局年報」には，画期的な飲食物関係の法律制定の趣旨が次のように述べられている．

> 近年飲食物ノ製造又ハ販売者ニシテ腐敗ニ傾キ或ハ粗製若クハ有害性ノ防腐薬又ハ有害性ノ着色料ヲ使用スル等種々ノ弊害ヲ生ジ，之ガ取締法ヲ設クルハ公衆衛生上一日モ忽ニスベカラザルヲ認メ該法律案ヲ第十四議会ニ提出シ協賛ヲ経テ之ヲ発布セラレタリ

つづいて内務省令で飲食物関係の一連の取締規則が相次いで発令された．例えば牛乳営業取締規則，牛乳の比重及び脂肪量の検定方法，有害性着色料取締規則，清涼飲料水営業取締規則，氷雪営業取締規則，人工甘味質取締規則，飲食物用器具取締規則等々で，初めて飲食物その他の衛生法規が体系化された．

有害性着色料取締規則の適用　明治33年4月17日内務省令によって定められた有害性着色料取締規則によって，ピクリン酸，ジニトロクレゾール，コラリン及び砒素，鉛などの有害性色素が禁止された．

さかのぼって，明治初年アニリン色素を飲食物に使用したため被害が続出したので，明治11年（1878）4月18日内務省は各府県に対し，「アニリン其他鉱属製ノ絵具染料ヲ以テ飲食物ニ着色スルモノノ取締方」を発令したのが着色料取締の始まりであった．

試験手数料に関する規定の改正

薬品その他の試験手数料は明治17年10月に定められたが，その後も改正が行われた．そして明治34年（1901）6月内務省令により衛生試験所手数料に関する規定が大きく改正された．

これは飲食物関係法規の制定に関連し，試験基準の変更，取扱品目の増加，物価の変動などの情勢の推移に対応するためであったと考えられる．明治34年当時の飲食物試験その他の衛生試験業務の実態を知る上の資料として，つぎにその規定を記すことにする．

衛生試験所手数料ニ関スル規定

第一条　衛生試験所ニ薬品其ノ他衛生上関係アル物品ノ試験ヲ依頼スル者ハ左ノ手数料ヲ納付スベシ

一，薬品ノ薬用適否試験ハ金壱円
　但シ衛生試験所ノ検査印紙ヲ貼付スルモノハ別ニ一箇ニ付金壱銭
二，水，氷及ビ雪ノ飲料適否試験ハ化学的試験，細菌学的試験各金五拾銭
三，水及ビ鉱水ノ定性分析ハ金五円，定量分析ハ金拾円
　但シ水ノ全硬度，永久硬度ノ検定ハ各金五拾銭
四，乳汁ノ定量分析ハ金弐円五拾銭，簡易脂肪検定ハ金五拾銭
五，牛酪，煉乳，乳汁，飴其ノ他乳製品ノ定量分析ハ金四円
六，酒精ノ定量分析ハ金五円
七，焼酎，ブランデー類及酢ノ定量分析ハ金参円
八，肉類及肉漿汁ノ定量分析ハ金参円

九，肉百弗頓（注：肉ペプトン）其ノ他肉製品ノ定量分析ハ金五円
十，穀菽，蔬菜，果実，麺麭，素麺，茶，珈琲，菓子，調製飴類ノ定量分析ハ金五円
十一，砂糖，蜜，水飴類ノ定量分析ハ金参円
十二，醤油，味噌類及食塩ノ定量分析ハ金七円
十三，罐詰類ノ定量分析ハ其ノ原料ノ手数料ニ準ズ
但シ貯蔵ノ耐否試験ハ金弐円
十四，衣服類ノ繊維検定ハ金五拾銭，其ノ概量検定ハ金弐円
十五，着色料，化粧品，飲食物，飲食物用器具並ニ其ノ原料又ハ鍍布蠟着ノ合金ニ就キ衛生上害否試験ハ金弐円
十六，石鹸ノ定量分析ハ金五円
十七，尿ノ糖分及蛋白質ノ有無試験ハ各金五拾銭
十八，石油ノ引火点検定ハ金五拾銭
十九，裁判関係諸品ノ試験ハ一種ニ付金壱円以上金弐拾円以下
二十，第一号乃至第十八号ノ物品其ノ他大気及瓦斯類，製造品又ハ天産物ノ含有成分中ノ一成分，又ハ一成分以上ヲ指定シ，之ガ試験ヲ依頼スルモノハ定性分析ニ在リテハ一成分ニ付金壱円，一成分以上一成分ヲ増ス毎ニ金五拾銭，定量分析ニ在リテハ一成分ニ付金弐円，一成分以上一成分ヲ増ス毎ニ金壱円
但シ比重，熔融点，沸騰点ノ検定又ハ水分，越幾斯分，灰分ノ定量ハ各金五拾銭

第二条　前条ノ物品ニ関シ特殊ノ試験ヲ依頼スルモノ，又ハ前条記載以外ノ物品ノ試験手数料ハ其ノ試験ノ難易及ビ之ニ要スル時日ノ長短ニ従ヒ前条手数料の割合ニ準ジ衛生試験所長之ヲ定ム

第三条　時日ヲ限リ試験ヲ依頼スル者アルトキハ衛生試験所長ハ所務ノ都合ニ依リ之ニ応ズルコトアルベシ　此ノ場合ニ於テハ普通手数料ノ五倍以内ヲ徴収スルモノトス

第四条　報告書ノ謄本ヲ請求スル者ハ一葉ニ付手数料金拾銭，其ノ翻訳文ヲ請求スル者ハ衛生試験所長ノ定ムル所ニ依リ一通ニ付手数料金五拾銭乃至金五円ヲ納付スベシ

第五条　試験依頼人ノ請求ニ応ジ衛生試験所員試験ノ為出張スルトキハ依頼人ハ官職相当ノ旅費及試験器具ノ運搬費ヲ負担スベシ

鉱毒調査

日本の公害の原点といわれる足尾銅山の鉱毒事件は，足尾銅山から流出する鉱毒によって渡良瀬川流域の農地が荒廃し，数万の農民が飢渇に瀕した事件で，明治中期の世論を呼んだ社会問題であった．

政府は明治30年に鉱毒調査委員会を設置するとともに，東京衛生試験所に対し渡良瀬川の鉱毒調査を命じた．田原所長自ら陣頭指揮に立ち，喜多尾，山本両技師を伴って現地調査におもむき，資料の分析試験を行った．この調査は数年にわたって継続された．

その間，東京府の依頼で渡良瀬川下流の南足立郡，北豊島郡周辺の農産物の鉱毒の有無を試験することになった．喜多尾技師が主任となり，王子，千住，練馬各村の地主12人から農産物を提供させて，銅の定量試験を行った．

5.　明治後期における発展

衛生試験所事務分課の改正

明治37年（1904）2月，日本は国運を賭してロシアと開戦を余儀なくされた．戦時体制の強化とともに公衆衛生の普及向上と伝染病の防疫が急務となった．

同年6月22日内務大臣芳川顯正の訓令によって，衛生試験所事務分課が改正され東京衛生試験所に調査部が新設されたのも，時局に即応する措置であった．

衛生試験所事務分課

検　明　部

一，官庁公署又ハ私人ノ依頼ニ応ジ大気，用水，土壌，衣服料，飲食物，鉱泉其他衛生上ニ関係アル物料ヲ試験スル事

一，警察及裁判医事ノ化学試験ヲ行フ事

薬　剤　部

一，官庁公署又ハ私人ノ依頼ニ応ジ薬品ノ精粗真贋及其ノ医薬用適否ヲ試験スル事

一，官庁公署又ハ私人ノ依頼ニ応ジ薬品ノ性質及主成分ヲ試験スル事

一，阿片法第二条第二項ニ依リ阿片ヲ試験スル事

調　査　部

一，検明部第一項ニ掲グル物料ノ衛生上利害ヲ調査スル事

一，薬品ヲ試製シ及薬品ノ性質並試験方法ヲ調査スル事

一，衛生試験方法ヲ調査スル事

一，病原ヲ検索スル事

東京衛生試験所薬剤部ニ於テハ阿片法第三条第一項ニ依ル阿片ノ試験及調製ヲ管掌ス

新任の調査部長に，東京帝国大学医科大学薬学科助手の慶松勝左衛門が起用された．

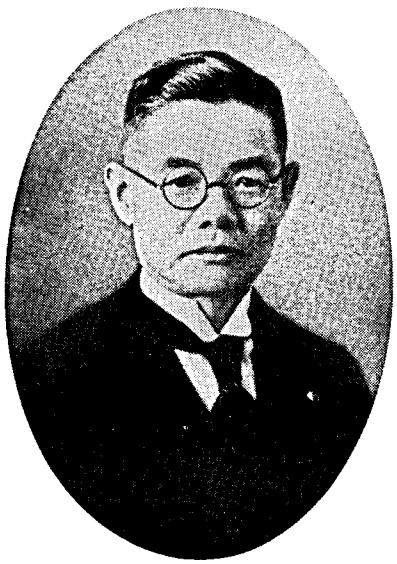

慶松勝左衛門



齋藤寛猛

大阪，横浜両所は薬剤部，検明部のみで，調査部に関する業務は薬剤部，検明部が代行した．

所長交代　これより先明治36年10月，横浜衛生試験所長島田耕一は長崎医学専門学校薬学科教授に転任したため，その後任所長に東京衛生試験所検明部長齋藤寛猛が任命された．

大阪衛生試験所長辻岡精輔は，明治30年来所長の要職にあったが，現職のまま明治37年6月死去したので次席技師平山松治が後任所長に補せられた．

ちなみに，大阪衛生試験所は試験用ガスを自給していたが，明治38年10月，大阪瓦斯会社が設立されたのを機に自製を廃止して，同社の瓦斯供給を受けることになった．



平　山　松　治

大形検査印紙制定　衛生試験所で試験して適品とされた薬品には検査印紙を貼布する規定であったが，大形容器に貼布する場合，従来の印紙では無理があったので，明治39年6月より大形印紙が制定されるとともに，印紙剝ぎ取りの奸計防止のため割印を施すことになった．



日露戦争祝勝会（中央は田原所長）

官営による薬品の小分け

従来薬品の小分けは依頼人の手に一任されており，依頼人が検査に合格した薬品について小分けを必要とするときは，所内の薬品小分場（洋風平屋57坪，明治36年新築）で，所員の監督下に依頼人が小分けし，所員が検査印紙を貼るという方式が採られてきた．

しかし，小分け薬品が急増するに従って，業者一任の方法では監督不充分で，不良薬品が出回る傾向が現れたため，薬品小分けを官営に改め，明治41年6月1日から実施した．

当時の小分け薬品の容量単位は，ポンド（16オンス），オンス（28.4g），ダラクマ（3.75g）が常用されていた．とくに塩酸モルヒネ，塩酸コカイン類はダラクマ3.75g入りと規定されていたが，業者の要望で新たに3.5g入りが許可された．

衛生試験所の薬品小分けは，工手監督指揮のもとに，数名の女工（日給20銭～16銭）が小分け，包装，印紙貼付などの作業に従事した．明治41年から44年の小分け個数は，年間平均88万9,883個と記録されている．

官制の改正　薬品小分けの官営に先立って明治41年4月7日，衛生試験所官制が改正された．

衛生試験所官制は明治20年公布後たびたび改正されたが，今回の主な改正点は小分けの官営移管に伴うもので，第六条の人員を29名から33名へ，第七条の6名を9名に増員したことである．

第一条　東京，大阪，横浜ニ衛生試験所ヲ置ク
第二条　衛生試験所ハ内務大臣ノ管轄ニ属シ衛生上ニ関スル事項ヲ取扱フ所トス
第三条　各衛生試験所ニ左ノ職員ヲ置ク
　所長，　技師，　技手，　書記
第四条　所長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ　内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ所内ノ事務ヲ管理シ所属職員ヲ統督ス
第五条　技師ハ奏任トシテ専任九人ヲ以テ定員トシ各試験所ニ分属シ所長ノ指揮ヲ承ケ試験ノ事務ヲ分掌ス
第六条　技手ハ判任トシテ専任三十三人ヲ以テ定員トス　上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス
第七条　書記ハ判任トシ九人ヲ以テ定員トス　上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

小分けに伴う諸規定の改正　官制の改正についで省令も改正され，小分けに伴う手数料が改定された．この省令は明治41年6月1日より施行された．また5月11日内務省訓令によって事務分課の改正があり，その要点は庶務部を設置したことであった．このほか傭人の増員と，その給料及び被服給与規則等が定められ，さらに依頼薬品処分規定及び薬品試験其他依頼者心得の改定など，いずれも薬品小分けに伴う規定を全面的に改めた．

庶務部分課規定

一，試験依頼品ノ受渡及ビ薬品検査印紙貼付ニ関スル事項
一，用度会計其他各部ニ属セザル事項

薬品試験其他依頼者心得

第一条　薬品ノ試験，印紙貼換，印紙付薬品ノ小分ヲ依頼セントスル者ハ庶務係ニ就キ依頼用紙ノ

交付ヲ請ヒ相当欄ニ記入捺印ノ上，別ニ手数料納付書ニ相当収入印紙ヲ貼付シ庶務係ニ差出スベシ

第二条　前条ノ薬品ハ倉庫係ノ検査ヲ受ケ指定ノ場所ニ運搬スベシ

第三条　試験其他ノ手数料ハ左ノ如シ

試験	普通		金壱円
	急	依頼ノ日ヨリ起算シテ五日以内トス	金弐円
	至急	依頼ノ日ヨリ起算シテ二日以内トス	金参円

本試験ニ付帯シテ依頼セル印紙貼付（小分ヲモ含ム）ハ其試験区ニ基キ取扱フベシ　急，至急ノ依頼ハ午後ニ依頼スルモノ及執務時間正午マデノ時ハ其ノ翌日ヨリ起算シ日曜其他ノ公休日ハ期間ニ算入セズ

印紙貼付	試験ハ普通ニシテ印紙貼付（小分ヲ含ム）ノミノ急速施行	急	普通ニ先立テ処理ス	金壱円
		至急	急ニ先立テ処理シ且時間外又ハ公休日ト雖モ作業セシムルコトアルベシ	金弐円
	試験ハ急ニテ印紙貼付（小分モ含ム）ノミノ至急ハ			金壱円

印紙貼換及印紙付薬品小分	普通		金弐拾五銭
	急	普通ニ先立テ処理ス	金壱円
	至急	急ニ先立テ処理シ且時間外又ハ公休日ト雖モ作業セシムルコトアルベシ	金弐円

試験成績報告書	和文謄本	壱葉ニ付	金拾銭
	欧文飜訳文	壱通ニ付	金五拾銭乃至金五円

第四条　試験，印紙貼換及印紙付薬品ノ小分依頼ハ左記ノ制限迄ノ個数ヲ一トロトシテ受理スベシ

一，一容器ノ内容量五封度（二六キロ二百分五厘匁）未満ノモノハ	五拾	個
一，同五封度以上四百封度（百八十キロ四十八貫目）未満ノモノハ	拾	個
一，同四百封度以上ノモノハ	壱	個

但　左記ノ薬品ハ内容量ニ拘ハラズ各其下ニ記載スル個数迄ヲ以テ一トロトスベシ

一，亜硝酸アミール	弐百	個
一，フイゾスチグミン塩類	弐百	個
一，燐酸コデイン	拾	個
一，塩酸コカイン	拾	個
一，サフラン	拾	個
一，肝油	六	個
一，越幾斯ノ鑵及壺入	五	個
一，コパイババルサム	参	個
一，ペルーバルサム	参	個
一，キナ皮	弐	個
一，黄蠟	参	個
一，ドーフル散	参	個
一，水銀軟膏	参	個
一，亜鉛華軟膏	参	個
一，単軟膏	参	個
一，葡萄酒	壱	樽

（第二十条まで規定されているが省略）

東京衛生試験所本館新築

東京市神田区和泉町の東京衛生試験所は三階建の試験室を明治19年に新築しているが，木造平屋の本館は明治10年司薬場時代に建築して以来29年経って，すでに部分的な修繕は限界に達していた．しかし日露戦争後の財源不足で改築費の国庫支出は望めなかった．たまたま市区改正で試験所の敷地が南北に分断されるのを機に，南側の約1,400坪の土地を手放し，その売却代金を建設費にあて，不足分は政府の補助を仰ぐ案を立てた．明治39年末，田原所長はこのような計画書を内務大臣に提出した．

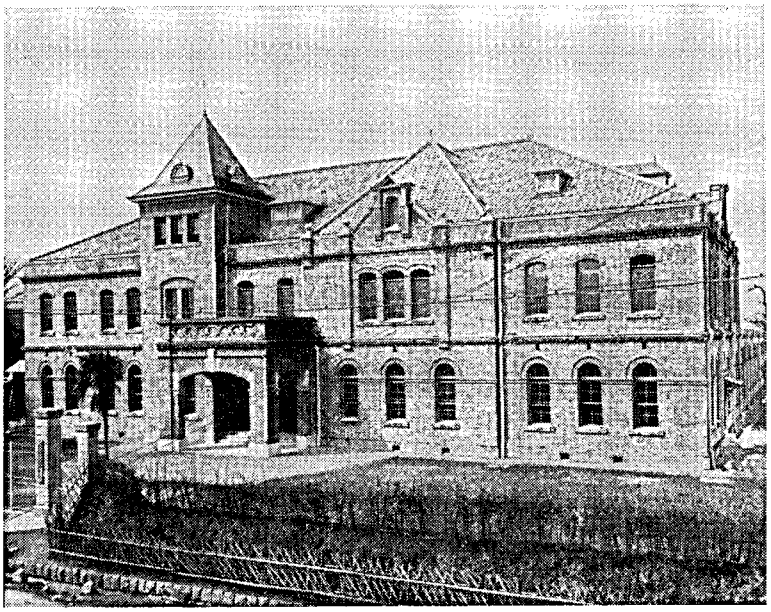

東京衛生試験所新館落成

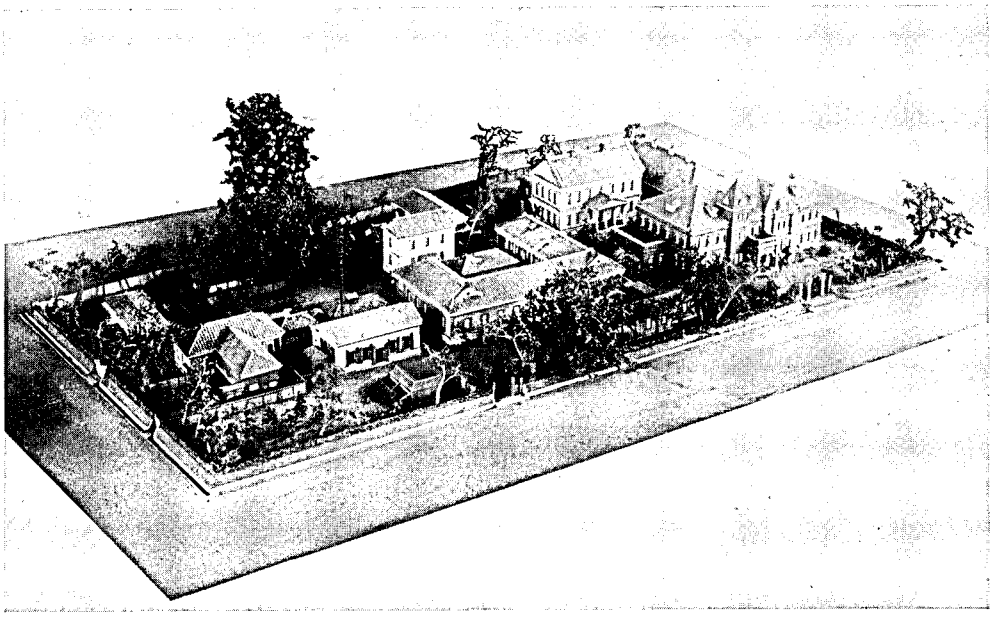

明治後期の東京衛生試験所模型（新館と旧館が並んでいる）

東京衛生試験所新築設計圖

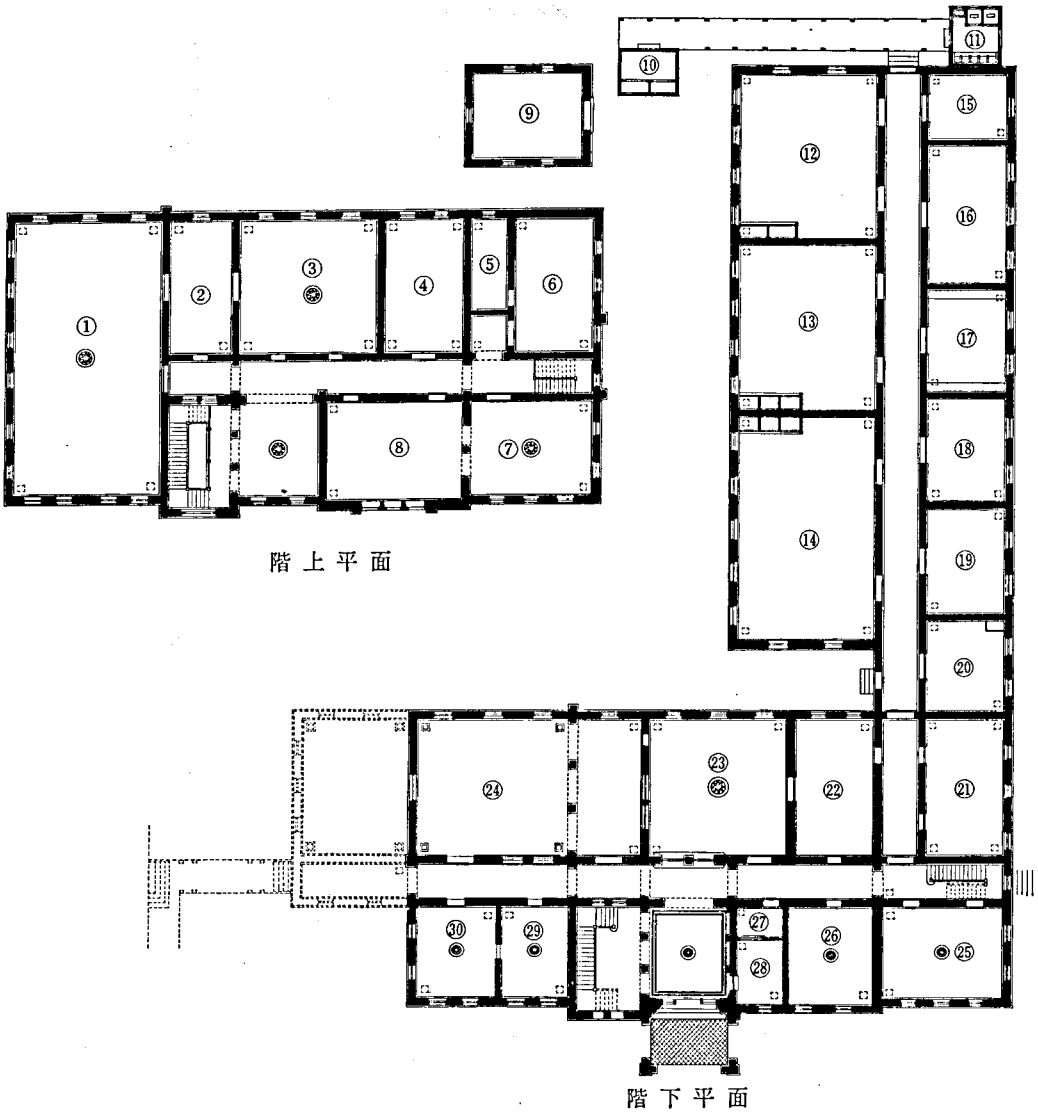

階上平面

階下平面

（衛生試験彙報第10号，明治42年3月31日，による）

① 会議室	⑨ 煖房汽罐室	⑰ 天秤室	㉕ 食堂
② 予備室	⑩ 瓦斯発生室	⑱ 細菌顕微鏡室	㉖ 応接室
③ 図書室	⑪ 便所	⑲ 容量分析室	㉗ 電話
④ 光学的試験室	⑫ 調査部試験室	⑳ 所長分析室	㉘ 受付
⑤ 附属室	⑬ 検明部試験室	㉑ 閲覧室	㉙ 所長応接室
⑥ 裁判化学室	⑭ 薬剤部試験室	㉒ 事務附属備品室	㉚ 所長室
⑦ 器械	⑮ 洗場	㉓ 事務室	
⑧ 標本室	⑯ 原素分析室	㉔ 印紙場	

田原所長提案の庁舎修築計画は，閣議の承認を得て大蔵省臨時建築部の管掌のもとに実現の運びになった．明治40年11月，3,551坪余の敷地の道路に面して，煉瓦造二階の本館建築の起工式が行われた．建坪415坪のうち二階は206.875坪で，建設費は8万4,519円を要し，明治42年3月落成した．政府からは7,500円の補助費が下付されたので内部装飾費や設備費にあて，明治42年5月9日に新館に移った．

さらに営繕費1万8,775円が追加されたので，旧館を活用するため模様替えの補足工事が施された．すべての修繕工事が完了して，明治43年（1910）3月26日，内務大臣以下官民の関係者約800名を招待して盛大な新館披露式が行われた．翌日は所員の家族や旧所員ら約600名が来場して，完備した試験所の今後の活動に大きな期待を寄せた．

衛生試験彙報復刊

前述のように衛生試験彙報は明治28年刊の第9号で休刊となったが，再刊の要望が強かった．予算の関係から丸善に出版を委譲することにし，内務大臣の承認を得て明治42年に第10号から復刊の運びになった．

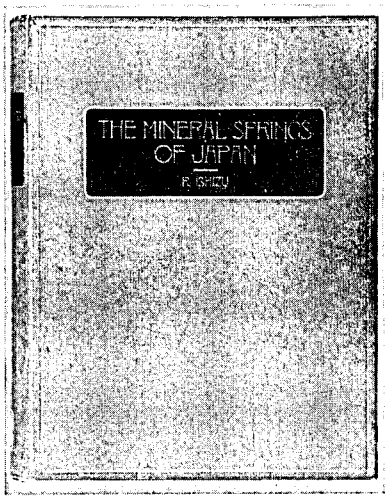

英文日本鉱泉誌

飲食物並嗜好品分析表　第10号は飲食物編第一冊として食品関係の報告の特集号で，日本食料調査報告をはじめ，貴重な資料を満載しているが，巻末に200頁余の飲食物並嗜好品分析表が付されているのは注目に値する．

日本鉱泉分析表　明治45年刊の12号は，明治19年から44年にわたり，三衛生試験所で行った全国各地の温泉500種の分析成績の集大成に全頁をさいている．

石津調査部長はこの各地鉱泉の分析表，地誌，効能等を克明に英訳し，多数写真を配し，菊版600頁の我が国最初の「英文日本鉱泉誌」を大正4年（1915）公刊した．同年米国セントルイスで開催されたパナマパシフィック万国博覧会に同書を出陳して，日本の温泉を世界に紹介した．

明治44年当時の業務概要

明治44年（1911）当時の東京衛生試験所における業務内容は，つぎの収入概算，薬品検査数量調，検明品試験度数，手数料などの資料からうかがうことができる．今日と比較すれば小規模で担当者も小人数であるが，薬品検査の取扱個数が，試験及び小分け，印紙貼換も含め66万5千余という数字は驚異的である．また検明品目も多様化している．

収　入　概　算（44年度）

種　　別	金　　額
薬品検査手数料	17,116円340
内　　訳	
試験手数料	3,184円000
検査印紙付薬品小分手数料	421円000
検査印紙貼換手数料	18円500
印紙貼付ノミ急速施行手数料	5円000
検査印紙料	13,474円340
報告書及飜訳手数料	13円500
報告書謄本手数料	——
小　　計	17,116円340
検明品検査手数料	1,409円500
内　　訳	
試験手数料	1,390円500
報告書飜訳手数料	9円000
報告書謄本手数料	10円000
小　　計	1,409円500
合　　計	18,525円840

薬品検査（試験，小分，貼換ヲ含ム）数量調（44年度）

種　　別	度　　数	個　　数
日本薬局方毒薬	57	3,788
〃　劇　薬	1,263	127,837
〃　通常薬	3,645	529,094
局方外薬品	41	4,300
計	5,006	665,019
特行試験	36	
合　　計	5,042	665,019

検明品試験度数・手数料（44年度）

種　　別	度　　数	手　数　料
水及ビ氷	143	114円500
飲食物及ビ嗜好品	117	464円500
飲食物用器具及ビ其原料	8	18円000
着色料	10	26円000
鉱　　泉	67	280円000
化粧品	34	71円000
化学製品及ビ工業用品	24	63円000
肥　　料	5	19円000
製薬薬剤	66	250円500
鉱　　物	15	75円500
裁判関係品	0	0
雑　　品	5	8円500
小　　計	494	1,390円500
特行試験	36	0
合　　計	530	1,390円500

万国衛生博覧会に参加

明治44年（1911）4月万国衛生博覧会がドレスデンで開催された．田原所長はドイツ政府の勧めに従ってこれに参加することとし，石津利作調査部長を博覧会委員として派遣した．

日本館には和漢薬や著名温泉の写真を配した日本鉱泉分析表などを陳列解説し日本紹介につとめたが，注目をあびたのはわが国伝統の味噌，醤油，豆腐，納豆類など，一連の大豆製食品であった．これらは製法においても，栄養価の面でも動物性食品に遜色がなく，しかも廉価であり，加えて博覧会場でこれらの調理法を実演したり，試食させたことが非常な好評を博した．

のち大正2年（1913）9月，日本独特の大豆食品の出品に尽力した労に対し，ドイツ皇帝から田原良純所長には皇章附王冠第二等勲章が，石津利作部長には勲章と名誉賞状がそれぞれ贈与された．

第4章　大正時代の業績とその背景

1. 大正初期の動向

明治から大正へ

半世紀にも満たない間に異例の速度で国際的地位を高め，近代史に重要な一時期を画した明治時代は明治45年（1912）7月30日，明治天皇の崩御とともに終わり，大正の世代へと舞台は転回したのである．

あくる大正2年（1913）3月，東京衛生試験所は大日本婦人衛生会総裁・東伏見宮妃殿下御視察の栄に浴した．

大阪衛生試験所の拡張　大阪衛生試験所は事業の発展に伴い，大正2年3月，検明部，倉庫，薬品小分け用硝子乾燥室が煉瓦建に改装され，薬品製煉室，小分け場は洋館木造二階に改造された．

横浜衛生試験所廃止とその影響

時の総理大臣山本権兵衛は，歴代内閣が手を着け得なかった緊縮財政の方針を打ち出し，各省もその主旨に従って行政整理が行われた．内務省が横浜衛生試験所廃止に踏み切ったのは，衛生上の取締は明治32年に設置された神奈川県警察部衛生課に移管し，試験事務は東京衛生試験所に委譲すれば支障がないと考えたからであった．

原敬内務大臣から大正2年6月13日付の訓令で，横浜衛生試験所を廃止するから，同所の土地建物その他物品一切を東京衛生試験所に引き継ぐように通達された．かくして横浜衛生試験所は，明治10年（1877）横浜司薬場として開設以来，所期の目的を果して36年の歴史の幕を閉じることになった．

しかし，行政整理の目的は人員縮少にあるので，東京衛生試験所検明部長に転出が決った西崎弘太郎横浜衛生試験所長は職員の約半数に及ぶ人員の整理を断行し，技師1名，技手5名，書記1名を伴い東京衛生試験所の傘下に加わった．

人事　上記のように，東京衛生試験所は横浜衛生試験所を吸収したため，組織の再編成に伴う職員の配置転換が行われた．田原良純所長は留任，検明部長は転任の西崎弘太郎，薬剤部長高橋

増次郎と調査部長石津利作は留任し，横浜から転任の半沢清助は調査部に所属した．このほかの技師2名は，明治末期から兼任となっていた東京帝大医科大学教授横手千代之助と，新たに加わった防疫官補田安安次郎であり，医系技師の協力によって，試験研究分野の充実が期待された．技手は留任の衣笠豊，瀬川林次郎ら11名に転任の5名が加わって16名，書記4名，雇員17名で構成され各部署についた．

外国商館の代願人制　横浜衛生試験所の閉鎖によって直接の影響を受けたのは，横浜に商館を構えていた各国の貿易商人たちで，そのつど東京衛生試験所に輸入薬品の試験を依頼せねばならなくなった．そこで各商社は別個に社員を東京に派遣する手数を省くため，共同の代理人を毎日東京衛生試験所に出張させてすべての事務処理にあたらせたいこと，またその際所内の一隅を拝借したいことについて，次の11社連名の許可願を東京衛生試験所に提出した．

横浜市山下町五十四番地　イリス商会
横浜市山下町一九四番地　和蘭輸入会社
横浜市山下町二八番地　米国貿易会社
横浜市山下町一九六番地　ア・エス・トマン商会
横浜市山下町二一一番地　チャイナ・エキスポート・インポート・エンド・バンク・コンパニー独乙商会，通称，謙信洋行
横浜市山下町一九九番地　合資会社エム・ラスベ商会
横浜市山下町一九八番地　オットライメルス会社
横浜市山下町七〇番地　カールローデ商会
横浜市山下町一八三番地　フリードリッヒ・バイエル合名会社
横浜市山下町二九番地　ハー・アーレンス経済商会
横浜市山下町三ノ九〇番地　合資会社ピーペル・ウント・トーマス

以上の願い出に対して，東京衛生試験所は許可を与えた．

この依頼薬品出願の事務を一括代行する便法は，輸入商にとって非常に有利であったとみえて，その後外国商館が東京に移転した後も継続された．

鉱泉中のラジウムエマナチオン調査

キュリー夫妻の発見（1898年，明治31年）以来ラジウムは世界で万能薬のように喧伝され，中でも鉱泉中のラジウムエマナチオン（ラドン）の治療効果が大きな話題を呼んだ．温泉の豊富な日本にとっては耳寄りな情報で，内務省の命を受けて，東京衛生試験所は大正2年石津調査部長が主任となり，全国鉱泉中のラジウムエマナチオン含量調査に着手した．

ドイツから購入したラドン測定器を携行し，北海道及び3府31県下の190余箇所の著名鉱泉を2年余にわたり巡回調査した．試験の結果，鳥取県三朝温泉が日本最高の放射能を示し，山梨県増富鉱泉（冷泉），岐阜県恵那鉱泉（冷泉）がこれにつぐことがわかった．大正5年9月9日の官報に，4マッヘ以上の放射能を含有する温泉，10マッヘ以上の鉱泉の試験成績を報告した．

裁判化学鑑定

衛生試験所は事務分課の中に「警察及び裁判に関する理化学的試験」を行うことが規定され，三衛生試験所で裁判鑑定の依頼を受けた件数は千余に上っている．しかし鑑定事項は類似したものが多いので，明治28年から大正2年に至る20年間に東京衛生試験所で取扱った代表的な53編を選定し，裁判官，弁護士，技術家の参考資料とするため，彙報第14号（大正3年3月）を「裁判化学鑑定例編」として発刊した．主な事項は酒税法違犯が14件で最も多く，毒殺・謀殺に関するものは9件，売薬取締規則違犯その他となっている．

大正初期の経費概算

大正初期の経費（支払額）の概要を知るために大正2年（1913）の東京衛生試験所の経費として記録されているものをあげておく．歳出経常費の合計は85,277円1銭で，歳出臨時費は5,318円59銭で総計90,595円60銭となっている．概算の内訳は次のようである．

歳出経常費

科目	経費
俸給	22,289円81
奏任俸給	9,949円66
判任俸給	10,459円15
賞与	1,881円00
事務費	8,534円01
庁費	3,430円93
修繕費	799円26
内国旅費	379円72
雑給及び雑費	3,924円10
事業費	30,453円43
器具機械及び標本費	1,265円35
雑給	2,048円28
依頼試験用諸費	22,064円82
現業員手当	652円26
雑費	4,422円72
阿片費	23,497円26
阿片購買	18,293円76
調製諸費	4,396円82
通信運搬費	806円68
諸支出金	502円50
退官賜金	502円50
合計	85,277円01

歳出臨時費

営繕費	5,318円59
新営費	3,470円59
電動力装置新営	2,602円80
各所新営	867円79
修繕費	1,848円00
合計	5,318円59
総計	90,595円60

電動力装置新営とあるのは，薬用阿片の製粉調製用の動力装置を従来のボイラーから更に効率的な電動機に切替えたのである．

2. 第一次世界動乱の波及

医薬品の輸入停止

大正3年（1914）7月，オーストリアの皇太子・同妃がセルビアの青年に暗殺された事件が導火線となり，オーストリア，セルビア両国が戦端を開くとともに，国境を接するヨーロッパ全土はたちまち戦火のちまたと化した．オーストリアの同盟国ドイツが加担した独墺軍対セルビアを支援した露，仏，英各国の連合軍との戦争は空前の世界動乱に拡大して行った．

ヨーロッパの戦雲は早くも極東に波及し，ドイツは輸出禁止令を出すとともに，軍艦を出動させて海運を妨害し，欧州からの物資補給路を遮断する海上封鎖の挙に出たのであった．薬業界を含めて，輸入物資に支えられていた日本経済は，すでに対独宣戦以前に混乱の渦中に追い込まれる羽目になった．それまで国内需要の医薬品の大半は，欧米，とくにドイツの供給に依存していたため，突然輸入路が絶たれると在庫品が欠乏して薬価は高騰し停止する所を知らない有様で，治療面も重大な障害が予知された．

薬品の需給に関する諮問と答申

衛生局長の諮問　中川衛生局長は切迫した医薬品の事態収拾にいち早く乗り出し，大正3年8月12日，田原東京衛生試験所長に対し，「事変に際し，薬品の需要供給方に関する次の各項」についての意見を求めた．

一，本邦輸入ノ重ナル薬品（概略，数量共）及其国名
二，現時輸入ノ一国又ハ数国ヨリ輸入杜絶ノ場合ニ於テ其他ノ国ヨリ輸入ノ見込アルモノハ其品名及国名
三，輸入杜絶ノ虞アル薬品アラバ其品名及本邦ニ於テ製造シ得ル見込アルモノ又ハ其代用品ノ有無及数量
四，薬品中ノ重ナルモノニシテ本邦在品ニテ凡ソ幾何期間支ヘ得ル見込ナリヤ
五，差向キ欠乏シテ医療ニ困難ヲ来ス見込ノモノハ何々ナリヤ及其救済方法アリヤ否ヤ

田原所長の答申　上記の中川衛生局長の諮問に対して，田原所長は直ちにドイツからの輸入が杜絶しても，イギリス，オランダ，ベルギー，スイス等から輸入すればよいが，制海権が確保できなければ事実上輸入が途絶え，現有量では2,3カ月から5,6カ月しか支えられないから，急速な実行はむずかしいが，臨時製薬所を設立して重要な薬品を製造するのがよい旨の次の回答を8月15日に送った．

一，本邦輸入薬品ノ主ナルモノハ，別表大正二年輸入薬品国別数量表（省略）ニ記載セル所ノ如シ
二，従来本邦ノ輸入薬品ハ其過半ヲ独逸国ニ仰ギツツアルハ事実ナリ　而シテ今仮リニ独逸，墺太利等ノ輸入杜絶ヲ想像スルモ，別表大正二年輸入薬品国別数量表ニ拠ルニ，英国ハ列国中独逸ニ

比肩スベキ額ヲ輸入シ，之ニ次デ仏国，和蘭，白耳義，瑞西其他ノ数国亦多少ノ供給力ヲ有スルガ故ニ，一，二国ノ杜絶ハ以テ他ヨリ之レガ供給ヲ仰グノ途アルベシ

三，従テ主要薬品必ズシモ独逸ノ専売ニ非ザルヲ以テ，輸入薬品中幾多ノ不便ト価格ノ騰貴ハ到底避ク可カラザルモ絶対杜絶ノ虞ハ殆ド之レナカルベシ（サルバルサンヲ除ク）　此他バルサム類又ハ越幾斯剤，丁幾剤ノ原料タル各種ノ生薬類ニ至リテハ独，墺二国ニ産スルモノハ稀レニシテ，其多クハ南米，亜弗利加，亜細亜ノ諸国ニ於テ産出スルモノナルガ故ニ又輸入杜絶ノ恐レハナカルベシ

然レドモ這ハ時局ニ関シ一方ノ杜絶ニ更フルニ，他方親善国乃至中立国ヨリノ輸入ヲ予想シテノ事ナレバ，制海権ノ確保ガ先決問題ナリ　然ルニ不幸ニシテ東洋風雲依然トシテ進転セズ，航海ノ危虞海運ヲ阻害シテ止マズンバ，事実輸入杜絶ノ状態永続スベキハ勿論ナリ

四，具体的ノ論拠ヲ得ルハ到底困難ナルヲ以テ，唯抽象的ニ之ヲ断案スルニ，事実上ノ輸入杜絶現下ノ如キ状態ヲ継続センカ，品種ニ由リ約二，三ケ月乃至五，六ケ月ハ支フルニ足ルベシト思料ス

五，差向キ欠乏シテ医療ニ困難ヲ来ス見込ノモノハ左記ノ薬品ナリ

石炭酸，グリセリン，炭酸グアヤコール，白檀油，次硝酸蒼鉛，麦角エキス，塩酸コカイン，燐酸コデイン，クロロフォルム，重炭酸ナトリウム，水銀剤，グアヤコール，塩酸ヘロイン，乳糖，サントニン，クレオソート，サリチール酸，塩酸モルヒネ，ネオサルバルサン，硫酸モルヒネ

以上ノ薬品ト雖モ現在品ノ数量ニ，三ケ月ハ支ヘラルル見込ナリ

救済策トシテハ，政府ニ於テ臨時製薬所ヲ設立シ，薬品中重要欠ク可カラザルモノニシテ原料ノ得ラルベキモノニ限リ製造シ，相当代価ヲ以テ直接需要者ニ払下グルガ如キハ頗ル有効ナルベシト思考ス　然レ共現下緊急ノ場合ニ処シテ，之レガ急速ノ実行困難ナルヲ遺憾トス

日独開戦に対する応急措置

それから十日と経たぬ間に，日独交渉は決裂して大正3年8月23日，日本は日英同盟と東洋平和維持のためにドイツに宣戦布告して交戦状態に入った．

戦時医薬品輸出取締　内務省は応急対策として，8月27日，戦時医薬品輸出取締令を発布して即日施行した．これは若干の国産品を除き，薬品を輸出する際内務大臣の許可を受ける主旨のものである．しかし実際は殆んど許可を与えず，事実上輸出禁止を実行し，薬品欠乏の不安を除去しようと努めた．

第一条　左ニ掲グルモノヲ除クノ外，戦時中薬品ヲ輸出セムトスルモノハ，其品名，数量及輸出先ヲ具シ内務大臣ノ許可ヲ受クベシ

ヨード，ヨード製剤，ヨード化合物，樟脳，樟脳油，薄荷油，ヂアスターゼ，醋酸，硫酸，血清類，肝油，胡麻油，精製ガーゼ，精製綿，人参，茯苓，黄連，大茴香，五倍子，其他ノ和漢薬（日本薬局方所定ノ生薬ヲ除ク）

第二条　前条ノ規定ニ違反シタル者ハ，三ケ月以下ノ懲役又ハ百円以下ノ罰金ニ処ス

戦時医薬品輸出取締から除外された上記の薬品類は国産品であり，当時の国内製薬産業の実態を知ることができる．

3. 臨時製薬部の活動

医薬品の自給化方策

政府は医薬品の輸出を規制して在庫品の確保を図る一方，焦眉の急を告げる医薬品の自給化を促進することになった．

臨時製薬部の設置　大正3年10月，若槻内務大臣は田原東京衛生試験所長の答申に基づき，東京，大阪両衛生試験所に臨時製薬部を設置し，重要医薬品の製造法の調査試験を命じた．試験の結果は公表して業者の指導に当り，製薬工業の奨励発達に寄与するのが主眼であった．

両衛生試験所長は協議の結果，急を要する重要医薬品の中から原料入手可能のものを選定して割当てを決めるとともに，直ちに準備工作を開始した．

臨時薬業調査会設立　大正3年12月下岡内務次官を委員長とする臨時薬業調査会が設立された．官・学・業界の有力者28氏で構成される委員中に，田原，平山両衛生試験所長も参与し，各専門分野で積極的に優良医薬品の自給化の方法を講じることになり，衛生試験所は臨時製薬部の活動で貢献することになった．

東京衛生試験所臨時製薬部　臨時製薬部は調査部の事務分課規定中の「薬品の試製」の項目に従って，調査部に所属した．東京衛生試験所では構内の東隅に40坪の木造平屋の製薬工場1棟を急造した．

半沢清助技師が臨時製薬部主任となり，調査部の石川静逸，柳沢秀吉，林憲一，青山新次郎の技手らが協力体制を固めた．石川静逸は塩酸モルヒネ，柳沢秀吉は硫酸アトロピン，林憲一，青山新次郎はサリチル酸の試験製造を分担し，新しい業務に全力を傾けた．

また，田原所長は技術部門の強化をはかるため，有機合成に練達の技術者斡旋を東京帝国大学薬学科に依頼した．大正4年4月，朝比奈泰彦教授の推せんで助手の村山義温（現東京薬科大学名誉学長）が臨時嘱託として参加した．村山嘱託はアルカロイド類の製造調査を担当した．同時に臨時嘱託となった内務技師兼任の松尾仁（のちの東京衛生試験所長）は石炭酸の製造を担当した．

この時，東京の臨時製薬部に調査試験を命じられた薬品は次のとおりである．

第一　クレオソート，グアヤコール，炭酸グアヤコール
第二　石炭酸，クレゾール，サリチル酸
第三　塩酸モルヒネ，燐酸コデイン，塩酸ヘロイン
第四　硫酸アトロピン

大正5年，半沢臨時製薬部主任が退官して，村山義温嘱託がその後任となった．

大阪衛生試験所臨時製薬部　大阪衛生試験所は庁舎を大規模に増改築したばかりで余地がなく，応急に大阪府西成郡豊崎町本町3の2の建物を借りて製薬工場にあてることにした．

平山松治所長は町口英三薬剤部長とともに，技術員を督励して医薬品の製造研究に努力した．大阪の臨時製薬部に調査試験を割当てられた薬品はつぎのとおりである．

第一　クロラール，クロロフォルム，タンニン酸，ザロール

第二　枸櫞酸，サントニン

第三　蒼鉛塩類

第四　ブローム塩類

臨時製薬部の成果

東京，大阪両臨時製薬部は協力して医薬界の危機を救うために，未経験の医薬品合成研究に力をつくした．

サルチル酸の生産　サリチル酸は当時医薬品としても用いられたが，清酒防腐剤として酒造家の必需品であり，酒税を有力な財源に見込んでいる大蔵省にとっても，その欠乏は容易ならぬ重大問題で，工業化が焦眉の急であった．

大正4年2月，「サリチル酸の製造，特にその精製法」と題する臨時製薬調査試験報告が提出された．これにより早急に大規模な生産計画が進められ，木造平屋73坪の工場を増設して大量生産を開始し，酒造家の需要に応えた．

成果を官報に発表　衛生試験所は製造業者の参考資料として試験を完了した医薬品の製造方法，製品の収得量，費用その他の指導要項を逐次官報に発表するとともに，製品を需要に応じて供給したのである．

大正4年度から大正7年度にわたり官報に登載した薬品名と譲渡薬品の数量と価格は次のとおりである．

大正4年度官報登載薬品（指導要項省略）

（括弧内の数字は官報発行月）

塩酸モルヒネ（3月）　サリチール酸（3月）　石炭酸（6月）
硫酸アトロピン（7月）　クレオソート（9月）　燐酸コデイン（10月）

同年度譲渡薬品数量，価格

品目	単位	個数	金額
サリチール酸	1封度入	1,623	3,732円90
純石炭酸	〃	48	96円00
防疫用石炭酸	〃	30	39円00
粗製石炭酸	〃	135	135円00
計			4,002円90

大正5年度官報登載薬品

グアヤコール（1月）　塩酸ヘロイン（1月）　炭酸クレオソート（6月）
炭酸グアヤコール（6月）　硫酸アトロピン（第二回，6月）　白檀油（7月）
合成石炭酸（10月）

同年度譲渡薬品数量，価格

品目	単位	個数	金額
塩酸モルヒネ	3.5瓦入	744	739円78
燐酸コデイン	25瓦入	97	967円28
硫酸アトロピン	1瓦入	614	1,556円48
クレオソート	1封度入	46	212円28
塩酸ヘロイン	25瓦入	98	1,169円28
炭酸クレオソート	〃	63	39円20
純石炭酸	1封度入	200	596円00
計			5,280円90

大正6年度官報登載薬品

合成コデイン（3月）　安息香酸（4月）　塩酸コカイン（5月）
合成コデイン（第二回，10月）

同年度譲渡薬品数量，価格

品目	単位	個数	金額
純石炭酸	1封度入	5	17円00
塩酸モルヒネ	3.5瓦入	26,736	49,414円00
燐酸コデイン	25瓦入	119	1,023円40
硫酸アトロピン	1瓦入	789	3,061円32
クレオソート	1封度入	5	35円70
塩酸ヘロイン	25瓦入	268	3,162円00
炭酸クレオソート	〃	298	363円56
計			57,076円98

大正7年度官報登載薬品

硫酸キニーネ（1月）　抱水クロラール（1月）
ヂエチルバルビツール酸（ベロナール）　及ビ尿素（3月）
合成グアヤコール（4月）　硝酸ストリキニーネ（5月）
フェナセチン（6月）　サッカリン（7月）
塩酸ピロカルピン（7月）

同年度譲渡薬品数量，価格

品目	単位	個数	金額
純石炭酸	1封度入	5	17円00
塩酸モルヒネ	3.5瓦入	1,194	2,388円00
燐酸コデイン	25瓦入	101	868円60
硫酸アトロピン	1瓦入	143	554円84
クレオソート	1封度入	2	14円28
塩酸ヘロイン	25瓦入	112	1,680円00
フェナセチン	〃	415	498円00
グアヤコール	〃	340	1,088円00
硫酸キニーネ	〃	82	90円20
計			7,198円92

製薬家に実地指導　臨時製薬部の懸命な努力によって，次々に医薬品の製造が行われたことは医薬学界，製薬業界に大きな反響をもたらした．これまで輸入品に依存していた業者も国産化の急務を痛感して，東京衛生試験所に製法の実地指導を要請する者が多かった．そこで本務に支障を来たさぬ範囲で，その要望に応じ，機械装置の組立てや製薬技術などの実地指導にあたることになった．

大正4年から7年にかけて63名が受講し，7日以上1カ月にわたって実習を行った．受講者は，東京が24名で最も多く，ついで大阪の14名，その他は新潟，神奈川，徳島，広島，富山，静岡，愛知の各府県からの人々であった．薬品別にすると，燐酸コデイン，塩酸モルヒネ，塩酸ヘロインの8名，石炭酸の7名，クレオソート，硫酸アトロピン，フェナセチンの4名その他である．

煉瓦造りの製薬工場新築

東京衛生試験所の庁舎は明治42年に竣成した煉瓦造りの本館を除いては全部木造であったので，火災の危険防止のため不燃性の煉瓦造りに改築することになった．大正5年から継続事業として予算を計上し，初めに本館に接して，庶務部，調査部の二階建煉瓦建築工事に着手し大正6年に完成した．

臨時製薬部新館は本館南側の池を埋めた跡へ建てることになった．当時の工事は鉄筋の代りに松丸太をびっしり打ち込んだ上に，煉瓦をコンクリートで固めて建てるやり方で，大正6年3月，二階建119坪の煉瓦建築が落成した．それまで4棟の木造工場に分れて一貫性を欠いた作業方式も，設備を拡充した新館に統合されて効率が一段と上昇した．

さらに臨時製薬部の急速な事業進展を反映して大正7年6月，同敷地内に86坪の二階建煉瓦造りの工場を建て，続いて100坪の二階建煉瓦造りの工場を増築した．製薬工場群の付属工作場として汽罐室20坪，鍛治室12坪，通気筒1基，扇風器室3坪，瓦斯発生室8坪，危険薬品貯蔵庫7坪などが付設されて，大規模な機械設備は所内でも群を抜いていた．

医薬品の輸出振興

製薬工業の発展　第一次世界大戦を契機として，連合国側や東南アジア方面から軍需品や日用品の注文が増大し，日本の経済は未曾有の活況を呈した．とくに工業の進歩はいちじるしく，大正8年には工業生産額が農業生産額を上回るほどになった．

医薬品の生産はこれまで家庭工業の域を出ず輸入に依存していたが，ようやく製薬業者たちもその国産化の重要性を認識し，有機合成化学を基盤とした近代的な製薬工業への転換に力を尽すようになった．これには衛生試験所の臨時製薬部の指導的活動が大いに貢献したのである．

こうして官民一致の努力が功を奏して，次第に生産を増した医薬品が国内の需要を満したうえ，諸外国の懇請に応じ，輸出に振り向ける余力を生じるまでになった．

輸出振興の措置　医薬品の輸出は大正3年8月国内の医薬品確保の緊急措置として発令された

戦時医薬品輸出取締令によって，広範囲に規制されていた．例えば，東京，大阪の薬種貿易商は，横浜，神戸のロシア領事館を通じて多量の医薬品の輸出を求められたが，取締令に触れないヨード剤類を発送するに過ぎなかった．

英国からの受注に対しても，規制外の繭草根を輸出するにとどまった．英国では毎夜のようにドイツのツェッペリン飛行船による空襲に怯える市民のノイローゼ治療薬に，繭草根が繁用されていたとのことである．

その間，輸出振興を望む東京，大阪の製薬同業組合は再三一木喜徳郎内務大臣に請願したため，徐々に輸出品目が追加されていった．さらに取締規則廃止の進言がなされこれが容れられ全面的に規則が改正された．その頃大正7年11月，独墺軍が敗北して5年にわたる欧州動乱もようやく終りを告げたのであった．

4.　医薬品製造試験部への発展

衛生試験所の機構拡充

衛生試験所の官制は大正7年12月24日再び改正され，従来の組織に加えて医薬品製造試験部が新設された．これは東京，大阪両衛生試験所の臨時製薬部があげた予期以上の成果と，田原所長の機構拡充への並々ならぬ努力のたまものであった．この改正によって東京での技術部門は検明，薬剤，調査，医薬品製造試験部（一般には製薬部と呼ばれた）の4部制となり，大阪は検明，

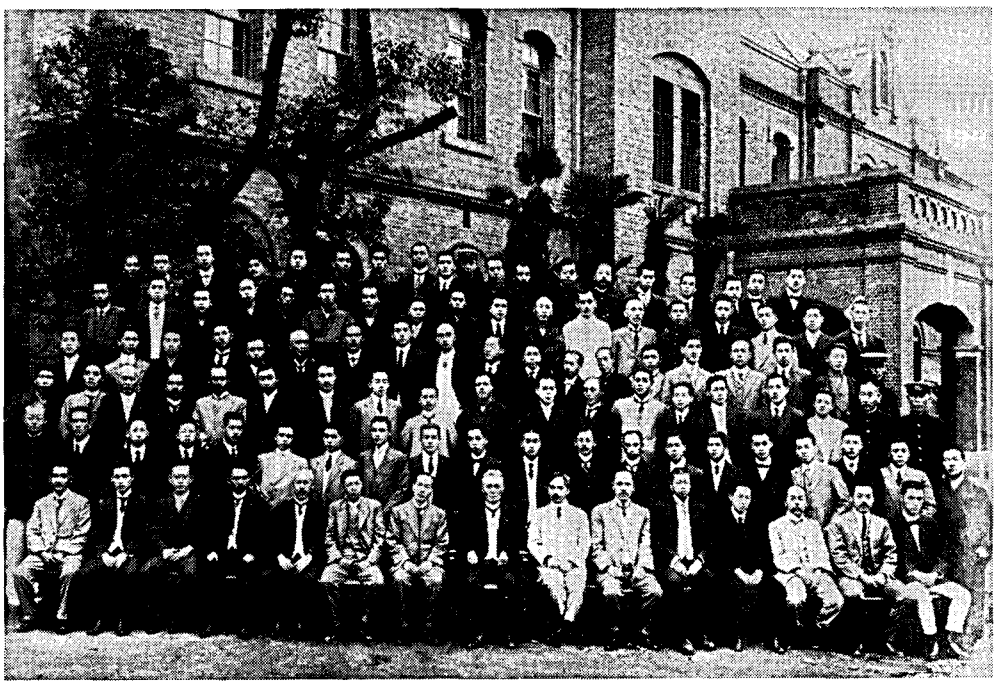

大正10年頃の東京衛生試験所所員

薬剤および医薬品製造試験部の3部の組織となったのである.

東京衛生試験所製薬部　新設された製薬部の初代部長には村山義温主任が就任した. 製薬部は第1科から第4科までと機械室の編成で, 第1科は村山義温部長, 第2科は石川静逸技師, 第3科は柳沢秀吉技師, また第4科は高橋増次郎薬剤部長の兼務により, それぞれ独自のテーマについて研究に励んだ.



村　山　義　温

医薬品製造品目

東京, 大阪両衛生試験所製薬部は連携を密にして引続き緊要医薬品の製造方法の開発に努め, 完了した試験成績を順次官報に掲載した. その品目は前後を通じて200余に及んだ. 大正8年から大正11年に官報に収載された主なものの薬品名は次の通りである.

フェノールフタレイン（大正8年4月）
テオフィリン（同年5月）
合成チモール（同年12月）
塩酸エメチン（9年1月）
メチールスルフォナール（同年4月）
電解法ブローム（同年6月）
ベタオイカイン（同年10月）
エルボン（同年12月）
塩酸コカイン（第2回, 10年1月）
炭酸カリウム（同年7月）
薬用植物荊芥（同年9月）
スチフチシン及スチフトール（同年10月）
アルファブロームエチールアセチール尿素（アダリン）（同年11月）
抱水テルピン（11年1月）
合成アドレナリン（同年4月）
塩酸ヘロイン（第2回, 同年6月）
塩酸エチールモルヒネ（同年6月）
炭酸チモール（同年7月）
サリチロサリチール酸（ヂプロサール）（同年9月）
合成グアヤコール（第2回, 同年9月）
アンチピリン製造法比較試験, 附ピラミドン（同年10月）
硫酸アトロピン追補（同年12月）
キナ皮中キニーネ含量検定（12年）

5. 薬用植物栽培試験部の設置

薬用植物自給の方針

これまでにも医薬用または製薬原料として生産された薬用植物は少なくなかったが, 主要なものは海外からの輸入に依存していた. ところが不測の欧州戦乱に伴って供給不足となったため, 内務省は恒久的方策として, 有用薬用植物の自主栽培を企図した. これより先政府当局ならびに学識経験者による臨時薬業調査会において, 薬用植物栽培と試験所設置の必要性が論じられ, その調査と研究が内務省に課せられていたのである. 内務省としては圃場を設けて内外の薬用植物を試植し, 学術的調査を行い, 適当な種苗を配布して栽培を奨励する一方, 既成の栽培事業の発達を助成する計画であった.

薬用植物栽培試験に関する職員設置と現地調査　政府はその下検分に柴田桂太東大教授と松尾

仁内務技師をジャワ島に派遣して，塩酸キニーネの原料キナ樹と塩酸コカインの原料コカ樹などの熱帯薬用植物の調査を命じた．

その間，議会の協賛を経て大正7年（1918）4月，内務省衛生局医務課に薬用植物栽培試験に関する職員が設置され，主任の刈米達夫技師（のちの国立衛生試験所長）と柴田文一郎技手が任命された．

刈米内務技師は東京衛生試験所技師を兼務し田原所長から所内に研究室を提供され，薬用植物研究に従事すると同時に，内務省職員として国内各地の薬用植物調査と指導奨励に努めた．政府はとくに塩酸モルヒネの原料アヘンの増産のためにケシ栽培を奨励した．同年7月，刈米技師はキナ，吐根などの熱帯薬用植物栽培調査のため台湾に出張して，林業試験場のキナ造林地，恒春植物園などで栽培の実地調査に活動した．11月にはジャワ島，セイロン島に派遣されて熱帯薬用植物の種苗収集に力をそそいだ．

粕壁の依託圃場　内務省は大正8年，薬用植物の栽培地として埼玉県粕壁町（現在，春日部市）の金子七右衛門所有地を借り受け，圃場を開いた．金子七右衛門は独特の水蒸気蒸溜法を考案して，丁子油，白檀油などの香料製造の傍ら，香料植物の種苗を輸入して自家栽培に成功した経験者であったので，内務省嘱託として圃場の栽培管理を委託した．

刈米技師は同圃場の栽培指導にもつとめたが，大正10年4月，1カ年の予定で欧米各国の薬用植物生産及び利用状況調査のため海外出張の途に上った．

薬用植物栽培試験部および附属圃場の設置

薬用植物栽培試験部　大正11年3月，刈米技師は欧米の薬用植物に関する研修と調査を終えて，各国から集めた多数の種苗を携えて帰国した．

同年4月，内務省所属の薬用植物栽培試験事務を東京衛生試験所の主管に移し，薬用植物栽培試験部が新設された．内務技師から転じて刈米技師が部長に就任し，次の職員構成で製薬部と連携をとり，薬用植物栽培の調査と研究に着手することになった．

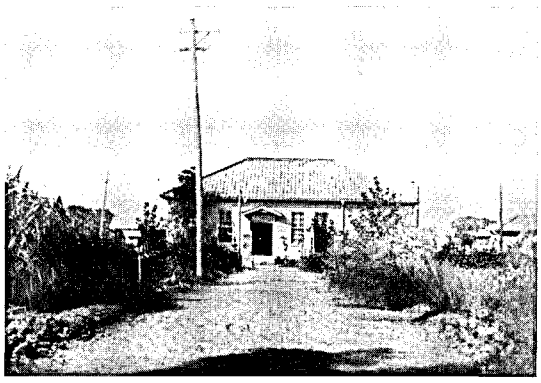

設立当時の粕壁圃場

部長　技師　刈米達夫，技手　渥美峻次郎，嘱託　木村雄四郎，嘱託(兼)東京帝国大学教授　朝比奈泰彦，嘱託(兼)同　柴田桂太，他雇1名

薬用植物栽培試験圃場　同時に従来の委託圃場を廃止して，薬用植物栽培試験部の附属圃場を開設するため，刈米部長は若林主任（のちの場長）と適地を物色した．その結果，新規の土地を求めるよりも，粕壁の旧借地を中心とするのが得策であるとし，

付近一帯の22人の地主が所有している6,000余坪の土地を買上げて附属圃場とした.

こうして大正12年粕壁の東京衛生試験所薬用植物栽培試験圃場が発足したが，職員はつぎのように配置された.

場長　技師　刈米達夫，主任　技手　若林栄四郎，技手　石原活麿，書記　大作昻，
常雇農夫　3人

試験栽培品種　薬用植物栽培試験部は，製薬部との関連において事業を進行させる方針であった．従って，栽培品種も製薬部で製薬原料に必要なものに主眼がおかれた．栽培圃場の整備も進み必要な建物の建築に着工するとともに，次の植物の試験栽培を行った.

ケシ　ベラドンナ　チョウセンアサガオ　ヒヨス　莨菪　ヒドラスチス　黄連　アメリカアリタソウ　ヤマジソ　モナルダ・プンクタタ　モナルダ・フィスツローザ　アヨワン　龍胆　ヂギタリス　サフラン　セネガ　蓖麻　茴香

優良品種の育成と改良　大正11，12年度に試植した以上の植物の栽培にあたっては，肥料の選択，施肥の方法その他，管理の方法を改良することによって，品質の向上と収穫量の増加を計った.

またヂギタリス，ヤマジソおよびケシの3種を選んで，遺伝学上の原則に基づき品種改良を試み，優良な新品種の育成を計画した.

このほか，キナ，コカ，吐根，ヤボランジ，アワ樹，ヤラッパ，カッシア，フィスツラ，エーグレ，マルメロースなどの熱帯及び亜熱帯産植物を小笠原島庁と鹿児島高等農林学校に委託して移植試験を行った.

一方，東京帝国大学理学部附属植物園温室に，白檀，セイロン桂樹，カラバル豆，小豆蔻，胡椒などの種苗育成を寄託した.

6. 大戦後の概況

組織と人事

阿片に関する事務分課の改正　東京衛生試験所薬剤部は，「阿片法第三条に依る製薬用阿片の売下」に関する事項及び「医薬用阿片の試験及び調製」の二事項を管掌していたが，大正11年4月の事務分課改正により，「医薬用阿片の試験及び調製」に関する事務が大阪衛生試験所薬剤部に移管された.

細菌学，理学，薬理学の三室設置　衛生試験所はこれまで化学分析に重点をおいてきたが，さらに国民の保健衛生の完璧を期するために，細菌学的，理学的，薬理学的部門の拡充計画を立案した．しかし，部の新設は困難なので，調査部所属の細菌学・理学・薬理学の3試験室の増設に要する予算増額の件を上申した.

この要求は認められ，大正10年（1921）5月，技師2人，技手4人，書記1人の増員が行わ



町口英三

れ，細菌学（主任・植木良佐技師），理学（主任・四方敬一技師）の2試験室を調査部内に置き，技手各2名を配置した．薬理室（溝口龍三嘱託）は当分製薬部所属となった．動物実験用の動物舎は調査部の裏に隔離してつくられた．

調査部長はすでに大正7年石津利作前部長が退官して，衣笠豊部長に交代していた．調査部の技師は石尾正文に新任の四方敬一と植木良佐の3名，技手は上遠野與作（大正11年大阪検明部長に転出）に新進の服部安蔵，鵜飼貞二，辰濃尚次郎らで，ほかに技生（のちの助手）たちがいて協力体制を固めていた．

所長の交代　平山松治大阪衛生試験所長は大正10年7月1年間の欧米視察から帰任し，12月に20年に及ぶ所長の任を辞した．後任の所長には，次席の町口英三検明部長が昇任した．

田　原　良　純

安政2年（1855）7月5日，佐賀藩士田原右源次の長男として生誕．明治3年（1870）16歳の時に政府の英才公募の選に入り，大学南校ドイツ語科で理化学と鉱山学を修め，明治9年，東京医学校製薬学科に転学した．

明治14年7月卒業と同時に内務省衛生局東京司薬場に勤務，薬品試験に従事する一方，日本の食品の栄養化学分析を行い，食品衛生試験のさきがけをなした．

明治16年5月，衛生局東京試験所検明部長となり，食品，水，空気等の衛生化学的試験に取組む傍ら，長井長義所長の漢薬牡丹皮成分ペオノールの研究に協力するとともに，難物のフグ毒成分究明に着手した．

明治18年11月，衛生局東京試験所長心得，明治20年4月，同所長，同年5月，東京衛生試験所長に就任した．明治23年ドイツに3年間留学中，ペオノールの構造研究，同合成研究を完成し，西欧の衛生事業を視察して帰国後は，本務の各種衛生試験の調査研究に没頭した．これらの業績により明治32年初の薬学博士に推薦された．その後フグ毒素成分を分離し，テトロドトキシンと命名した．以上に述べた数々の業績により大正10年，帝国学士院賞受賞，大正14年，帝国学士院会員となった．

これより先第一次世界大戦で医薬品輸入供給が絶たれた時，所内に臨時製薬部を設け，約200種の医薬品の合成及び工業化の研究と業者の指導奨励に努めた．

所長在任の期間は35年に亙り，この間業務の進歩発展に精励し，特に熱意をもって所員の指導に当たり，多数のすぐれた部下を大成させた偉大な教育者でもあった．また設備の拡充と庁舎の増改築にも心を砕き，東京衛生試験所の声価を名実ともに高めた．一方では中央衛生会委員，日本薬局方調査会委員，学術研究会議員，日本薬学会副会頭等を歴任し，衛生行政の達識として内務省，文部省に重きをなした．大正11年退官に際し，特に6000円の賞与および正三位勲二等旭日重光章を贈られた．昭和10年6月31日，81歳の天寿を全うして永眠した．

職員は東京衛生試験所から上遠野與作が転任して検明部長となり，薬剤部長・技師米田喜一郎ほか，一瀬剛一，藤井省三郎，大島寅彦，熊谷儀雄，河内善一郎らの技手と，庶務部長河村富次，書記葛西透，井村次郎らで構成された．

なお大阪衛生試験所製薬部は大正11年度限りで廃止となった．

田原良純東京衛生試験所長は病気のため，大正11年3月29日退官した．明治14年東京司薬場試薬師を命じられてから40年にわたる永年勤続であった．

田原所長の後任として，前東京衛生試験所検明部長で当時警視庁衛生検査所長であった西崎弘太郎が就任した．

所長の更迭に伴って，大正11年6月内務大臣に提出した東京衛生試験所職員録によると，技師は西崎所長以下，薬剤部長高橋増次郎，調査部長衣笠豊，製薬部長村山義温，薬用植物栽培試験部長刈米達夫，検明部長瀬川林次郎ほか12名，技手33名，書記8名の59名が記録されているが，このほか嘱託，技生，雇員を加えると総員約100名であった．

東京衛生試験所評議会の設置

大正11年7月，東京衛生試験所に評議会が設置された．規程第一条に見られるように，その目的は，医薬品製造試験及び薬用植物栽培試験に関して政府関係者および学識経験者の意見を聞いて，衛生試験所の業務並びに業界への指導に資するための企画であった．

会長は東京帝大名誉教授長井長義，評議員は同丹波敬三，同丹羽藤吉郎，同医学部教授林春雄，西崎所長，元警視庁衛生検査所長池口慶三，東京帝大薬学科教授近藤平三郎，同朝比奈泰彦，同慶松勝左衛門らの諸博士であった．

東京衛生試験所評議会規程

内務省訓令五七六号（大正11年7月6日）

内務大臣　水野錬太郎

第一条　医薬品製造試験及薬用植物栽培試験ニ関シ意見ヲ開陳セシムル為，東京衛生試験所ニ評議会ヲ置ク

評議会ハ会長及評議員十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

前項定員ノ外必要アルトキハ臨時評議会ヲ置クコトヲ得

第二条　会長，評議員及臨時評議員ハ関係高等官又ハ学識経験アル者ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ジ又ハ之ヲ嘱託ス

第三条　会長ハ会務ヲ統理ス

第四条　評議会ニ幹事二人ヲ置ク

内務部内高等官ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

7. 関東大震災と東京衛生試験所の活躍

救護活動

大正12年（1923）9月1日午前11時58分，突如関東一円に激震が襲った．各地に火災が発生し，東京，横浜は三昼夜燃えつづけ，東京は市街地の3分の2が焼野原と化した．ことに人家の密集した下町一帯の惨状は言語に絶する様相を呈した．

神田和泉町の東京衛生試験所周辺も各所に火の手があがり，所内の数箇所からも出火した．すでに水道は断水していたが，いち早く隣の三井慈善病院から防火用水の給水を求め，所員が必死に消火にあたったため，大事に至らなかった．庁舎の煉瓦建築が類焼を食いとめたうえ，防火壁の役割を果し近隣の延焼を救ったので，焦土の中に当所の一郭が奇蹟的に火難を逃れた．しかし衛生参考館の二，三階がくずれ落ちてしまった．

焼け残った当所の構内はたちまち避難者の群集で埋まった．西崎所長は沈着果断に所員を指揮して応急適切な処置を怠らなかった．その間にも余震と猛火におびえる人々の不安と動揺をあおるかのように，流言飛語が乱れ飛んだ．早くも9月2日には，社会的混乱を鎮圧するため戒厳令がしかれ，所内にも一箇中隊の軍隊が駐屯して付近の警備にあたった．

続いて物資不足に付け込むのを禁じるため暴利取締令，1カ月間のモラトリアム（支払猶予令）が発令された．不測の非常事態に対処するため，所長は各部長と緊急協議して，分担を決め

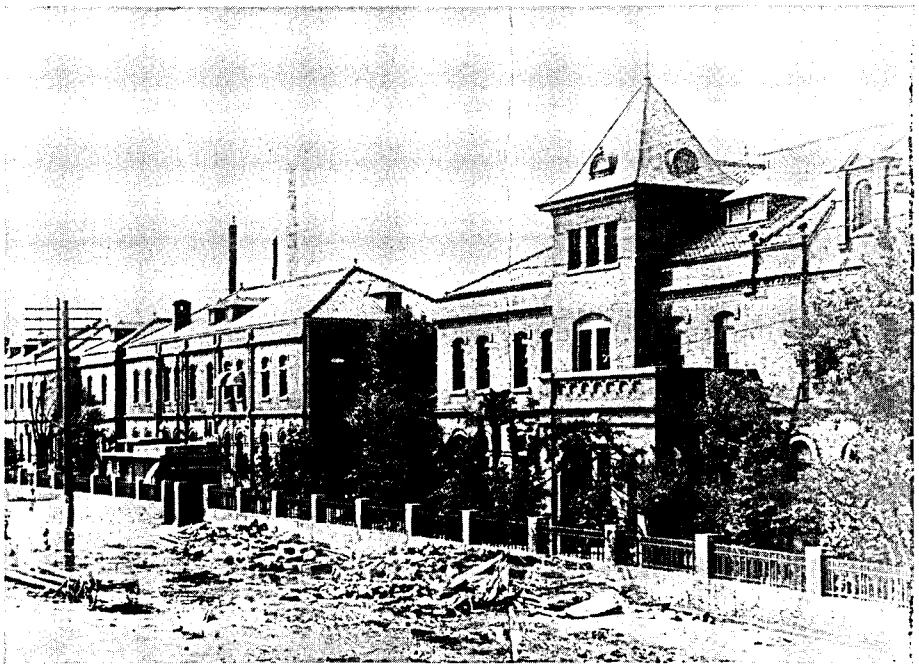

関東大震災直後の東京衛生試験所庁舎

た救護班を編成した．所員は約3週間ゲートルを解くひまもなく，不眠不休で罹災者の救護活動に奮闘をつづけたのであった．

臨時診療所仮設　当所内に収容した罹災者は，職員，雇員の家族及び付近の住民ら73世帯約200名で，そのほか焼失した浅草区南元町警察署にも建物の一部を提供した．ところが多数の収容者の中から病人が続発したので，応急に所内に臨時診療部を設け，技師の横手千代之助医博が診療に当り，薬は製薬部製品を使用して応急の処置を施し大いに感謝された．

救援薬品類の配給　東京の薬品市場の中心地である日本橋区本町一帯が全焼したため，医薬品，衛生材料などが非常に欠乏して，当面の医療にも事欠く状態となった．当所は政府が急設した臨時震災救護事務局衛生医療部から，医薬品の緊急徴発の応急手段として，当所製薬部の在庫薬品及び製薬者から試験を依頼された薬品の配給方を要請された．当所は直ちに依頼薬品を買上げる手続を取る一方，村山製薬部長は所員と昼夜兼行で薬品試験及び小分け作業に従事し，仕上げた薬品を警視庁その他に配給して急場の間に合わせた．

つづいて救護事務局の要請で，各府県及び大阪薬業家などから寄贈を受けた薬品，衛生材料のほか，米国，フランス，オーストラリア，その他から寄贈された数万梱の救護材料等の配給事務を委託された．村山部長以下製薬部員が総出で，救護事務局から派遣された職員と協力し，9月5日から12月末日まで約4カ月間，配給事務に忙殺された．主な配給先は次の通りである．

宮内省，警視庁，東京府，東京市，赤十字社，済生会，神奈川県，東京帝国大学，千葉医科大学，慶応医科大学，横浜十全病院，三菱臨時震災救療部，和泉橋三井慈善病院その他．

震災に伴う衛生試験

水質検査　大災害後には発生しやすい伝染病予防のためと，毒物投入の流言を確認するため，被災地および罹災者が避難した郡部周辺の井戸水検査を施行することになった．数班に分かれた所員が9月11日から2週間にわたって，惨害を受けた本所，浅草，下谷区内及び南葛飾，北豊島，豊多摩，荏原各郡内の井戸水検査を実施した．検査井戸総数10,332箇所のうち，良好井水は8,194個で，不良井水は総数の約21％にあたる2,138個を算えた．応急処置として，良否にかかわらず一斉にクロールカルキ消毒を施行することになった．

消毒薬の配給　大量の井水消毒用クロールカルキを至急準備する必要に迫られ，所員が大日本人造肥料株式会社，印刷局抄紙部，旭電化工業株式会社等に出張して交渉の結果，約2万ポンドを徴集することができた．そのうち1万ポンドを警視庁に，5千ポンドを東京市の水道源殺菌用に供給した．残余は前記の水質検査を施行した地域の各警察署及び町役場に配布し，使用の方法や分量等の指示を依頼し，公衆衛生上重要な飲料水の安全確保に寄与することができた．

また臨時震災救護事務局から石炭酸の供給を受けたので，東京衛生試験所で流動石炭酸及び4％石炭酸水を製造して各警察署，近接町村役場に配給し，直接間接に消毒防疫事業に大きな役割を果した．

市販牛乳の品質検査　震災の影響により市販牛乳の品質低下が懸念されたので，保健衛生の立場から良否試験を施行するため，警視庁管内の32警察署に依頼して858件の牛乳を集めた．9月24日から10月6日まで試験を行った結果，良品744件，不良牛乳は114件で検品総数の約13％であった．平時でも警視庁衛生検査所が約15％程度の不良品を検出しているので，震災による品質の低下は特に認められなかった．

警視庁の飲食物検査代行　警視庁衛生検査所は震災で焼失したため，同庁管内の飲食物検査を東京衛生試験所に委託した．そこで管内各警察署から送られて来た116件の検品の試験を行った．9月16日から10月16日までの検査表によると，飲料水の適否試験73件（うち良39，不良34）が最も多く，井水の毒物投入の有無2件（無），清酒14件（良11，不良3），醤油1件（ベータナフトール検出），有害性色素含有薬品その他で，14品目116件中，不良42件が指摘された．

震災に伴う調査

薬品による発火原因　警視庁の調査によると，東京市内で第一震後20分以内に100余箇所から出火しているが，そのうち発火原因が薬品によるものが相当数に上っていることが判明した．このほか大事に至らず消し止めたものも多数あると思われるので，刈米部長らが発火原因調査に

発火の原因	発火数	百分率
黄燐による発火	8	18.6
アルコール，エーテルの引火	9	20.9
ナトリウムによる発火	7	16.3
過マンガン酸カリなどの酸化剤，鉱酸，可燃物の接触による発火	7	16.3
発煙硝酸，木材，エーテルの接触による発火	2	4.7
瓦斯焔の延焼による発火	1	2.3
不明	9	20.9
合計	43	100.0

その他薬品の白煙により発火と誤認されたもの8であった．

関東大震災時の自動車徴発

関東大震災のとき，東京衛生試験所は総力をあげて被災者の救護や災害状況の調査に目ざましい成果をあげた．とくに各方面の調査にあたって大活躍ができたのは，警視庁発行の非常時用自動車徴発令書が大いに威力を発揮したためである．

一面の焼野原で，主な交通機関であった市電は動かず，自動車はまだ高級乗物で台数が少く，衛生試験所には1台もなかった．試験所は4台分の非常時用徴発許可を得たので，走っている自動車を営業用でも自家用でも適宜に停めて，運転手ともども徴用することができ，活動の効率を高めることができた．

このとき自動車の必要性が認識され，震災事務の終了後，初めて自動車（ダッジブラザース）を1台購入したのであった．

乗り出した．研究所，製薬工場，学校，薬局，薬種商など発火現場を個別に調査して，発火の場所，原因，状況などを詳しく聴取した結果を報告した．この報告資料は各種の文献に引用されたが，詳細な調査表は省略して，薬品による発火の簡単な類別表を前頁に掲げた．

製薬工場の被害状況　刈米部長らは同時に製薬工場の被害状況調査も担当したが，その報告によると，震災当時の東京製薬同業組合員は147人で，このうち営業所を焼失したもの72，工場の焼失41，工場の全潰2で，その他の工場も多少の損失はまぬがれず，製薬業者の損害総額は1千万円余に上った．生産再開に際して最大の障害は，鉄道の復旧が遅れたため，原料輸送に支障を来たしたことであるが，各社は万難を排して再建に全力をつくした．

大正末期の人事

東京衛生試験所薬剤部長高橋増次郎は，明治37年（1904）に就任以来20年間薬品試験に従事する一方，製薬部第五科長として製薬指導にあたったが，大正12年（1923）退官した．後任の薬剤部長は今野運治技師，製薬部第五科長は高木誠司技師が任命された．

同時に勤続35年の検明部長瀬川林次郎が退官した．後任の検明部長には調査部の石尾正文技師が就任した．

調査部の理学室は担当の四方敬一技師の辞任とともに廃止となった．代って製薬部に置かれた薬理室を調査部に移し，久保田實技師が担当した．細菌室担当は植木良佐，新井敏郎両技師を経て佐藤徠作技師に交代した．

製薬部第三科長には初めて工学専攻の藤岡忠仁技師が任じられたが，これは製薬技術に電気化学を取入れるためで，新たに電気化学室が設けられた．第五科長の高木誠司技師は大正13年4月東京帝大から留学のため英国に派遣され，吉富英助技師に代った．つづいて大正15年夏，吉富科長の転出により田中穣技師が第五科長に補された．

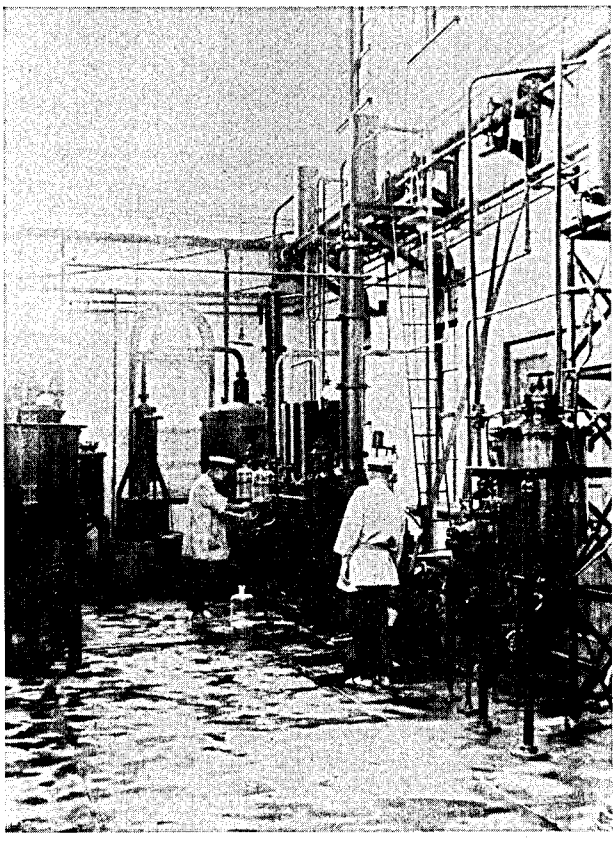

東京衛生試験所内の製薬工場（大正末期）

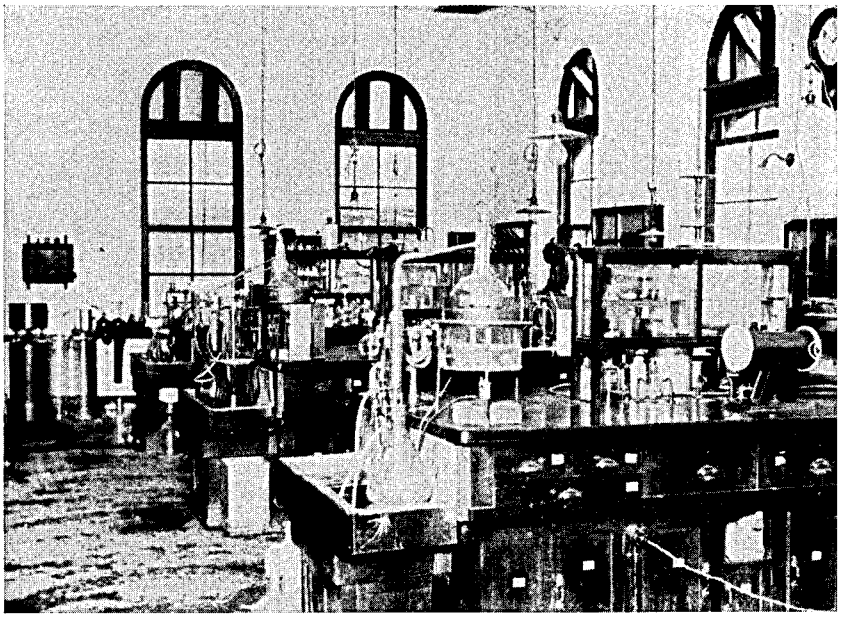

東京衛生試験所内の化学実験室（大正末期）

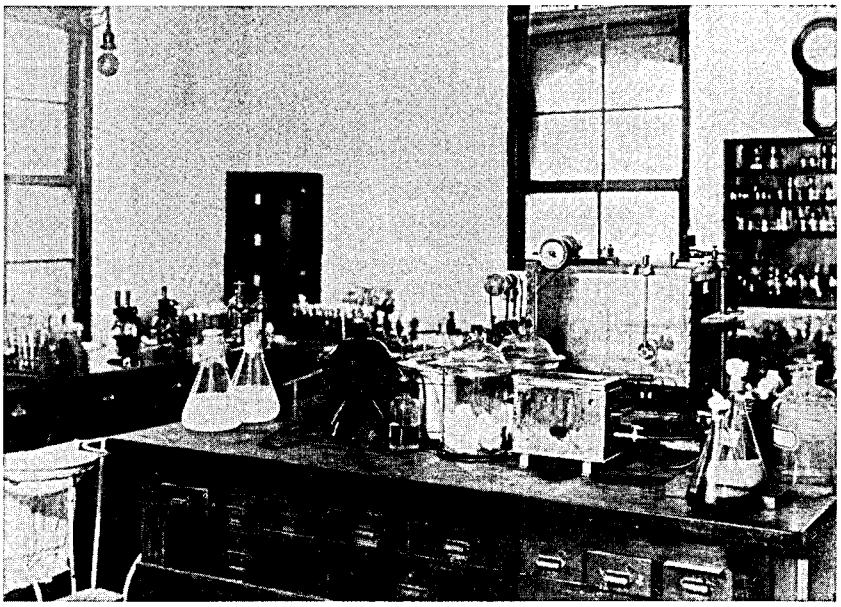

東京衛生試験所内の細菌学実験室（大正末期）

第5章　昭和初期の進展

1. 衛生試験とその関連事項

健康増進対策への協力

大正15年 (1926) 12月25日，大正天皇崩御によって，摂政宮裕仁親王が皇位につかれた．

日本は明治・大正の60年間に世界列強に比肩する国力を増強したが，文化国家としての衛生水準は未だしの感があった．例えば，青少年の結核死亡率は依然として高く，栄養障害による脚気は跡を絶たず，伝染病対策も当面の急務であった．

大阪衛生試験所に栄養研究部新設　田中義一内閣は国力増強につながる国民の健康増進対策に乗り出し，関係研究機関の協力を求めた．東京・大阪両衛生試験所は，すでに食品衛生，公衆衛生に関する試験研究を進め成果をあげていたが，昭和2年には大阪衛生試験所に栄養研究部を新設した．

衛生試験要目公示　さらに時局に即応して，東京，大阪両所長の申し合せにより，公衆衛生の普及向上に寄与する主旨をもって，衛生試験所の利用を一般市民に公示するため，昭和5年2月



昭和2年頃の所員（長瀞にて）

28日次の試験項目を記載した掲示板を両所の門前に掲げた.

当所ハ左記事項ノ依頼ニ応ズ
一，飲食物，飲料水，飲食物用器具，化粧品，着色料ノ衛生試験
一，空気，鉱泉，用水，下水，被服料，其他衛生ニ関係アル物料試験
一，血液，喀痰，尿，糞便等ノ検査
一，薬品ノ精粗，真贋及薬局方適否ノ試験
一，試験薬品ノ小分及検査，印紙貼付
一，薬品ノ性質及主成分ノ試験ニ関スル事項

防腐剤・漂白剤規則の改正

昭和3年6月15日，内務省令第22号，第23号によって，従来の飲食物防腐剤取締規則を廃止し，「飲食物防腐剤漂白剤取締規則」が制定された．その要点は，従来飲食物への使用を禁止していた亜硫酸と安息香酸を外国なみに限定許可した措置であった.

亜硫酸の使用許可　米国では乾あんずの自然色を保つために，亜硫酸の使用が許可されていた．昭和2年頃，米国産乾あんずから，日本では禁止されている亜硫酸が検出され販売不許可となった．この通告を受けた輸入業者は内務省に陳情を行い，これにより衛生局は試験法の検討を東京衛生試験所に依頼した.

調査部で種々の試験法を研究した結果，乾あんずと葡萄酒についての試験成績を報告した．内務省はこの試験法に基づいて，最小限度の亜硫酸の使用を許可したが，数値は明示しなかった.

安息香酸の使用許可　醗酵と腐敗防止の目的で，天然果汁と果実蜜（シロップ）に限って，安息香酸の使用が許可された．これは外国の法規に準じたものである．製造工程で醗酵を防ぎ，天然果汁中のビタミンCの保護を目的としたもので，調査部で行った試験成績が内務省令の基準となった.

毒物学的試験　亜硫酸及び安息香酸の毒物学的試験も実施され，毒性微弱と判定された．これに反しベータナフトールは，それまで殆ど無害という理由で醤油の防腐剤に使用されていたが，動物実験によって微量でも連用すると障害を起すことが実証されて使用禁止となった.

毒物学的試験に伴う増員　西崎所長は国民の生命・健康を保持する食品・薬品の品質を一層確保するため，化学的分析を強化すると同時に，毒物学的な試験の重要性を痛感し，毒物学試験室を増設する計画を立て専任技師増員の件を上申した．議案は採択され，昭和4年春の帝国議会で予算が通過するとともに，同年5月勅令第107号によって，技師1名，技手2名増員の件が許可された.

ところが7月2日，田中内閣に代って成立した浜口雄幸内閣は，健全財政及び国民経済の立て直しを理由に金輸出解禁令を公布する一方，強力な財政緊縮方針を打ち出した．このため新規の事業や予算増額は一切認められないことになり，毒物学試験室増設計画も議会の協賛を得たにもかかわらず，保留のやむなきに至った.

それから数年間増員は実現しなかったが，ついにその必要性が認められ，昭和9年度より東京衛生試験所に技師1名，技手1名が増員された．

主な業績

飲食物並日用品類分析表　衛生試験所彙報第43号（昭和9年刊）は，「飲食物並日用品類分析表」の特集号で，彙報第10号（明治42年刊）の「飲食物並嗜好品分析表」の続編になっている．

本分析表は，明治41年（1908）から昭和7年（1932）の25年間における東京，大阪及び横浜（大正2年閉鎖）衛生試験所において，官庁および公衆の依頼に応じ，あるいは調査上必要と認めて収集した試料について施行した試験成績を類別総括したもので，各種飲食物の成分の分析結果や，各種日用品および雑類（石けん，白粉，ポマード，香油，洗粉，歯磨，染髪料，飲食物用タール色素，浴剤等）の分析値あるいは適否とその不適理由など明細に記載してある．

その数はつぎのとおりである．

1　動物性飲食物類　977種（25品目）
2　動植物性調製品類　58種
3　植物性飲食物並嗜好品類　2,105種（32品目）
4　食塩　18種
5　日用品及雑類　2,499種（9品目）
　合　計　5,657種

「日用品及び雑類」2,499種のうち，飲食物用タール色素の1,151種が最も多数を占め，白粉の555種がこれについでいる．なお，バター，コーヒー，アイスクリーム，ビスケット，ウィス

国際連盟保健機構への協力

東京衛生試験所が国際連盟保健機構と交渉を持つようになったきっかけは，大正14年（1925）ブリュッセルで開催された「強力な作用をもつ医薬品の処方統一に関する第2回国際会議」（2nd International Conference on the Unification of Formula of Heroic Drugs）に，内務技師兼東京衛生試験所技師野副豊三郎が出席して国際委員会設置を決議し，日本からの委員に朝比奈泰彦東京帝国大学教授を推薦したことに始まる．

この国際保健委員会はのちに国際連盟保健機構に所属し，国際薬局方制定の調査研究を行ったが，成果を収めないうちに第二次世界大戦が始まり，そのまま消滅した．

保健委員会は昭和6年（1931），阿片及びその他危険薬売買諮問委員会から，阿片中のモルヒネ含量測定標準方法の研究を委嘱され，専門委員会を設置した．朝比奈教授も専門委員の一人に推されたが，このような研究は衛生試験所に委譲するのが至当であるとの見解から，委員を西崎所長に委任し，ついで衣笠所長に受け継がれた．そのような関係で昭和6年と昭和8年に専門委員会から東京衛生試験所に，阿片末及びコカ葉が送付され，これらについて定量法の比較試験を藤本磯男技手が担当し，試験成績を委員会に報告した．

なお国際連盟保健機構は第二次大戦後，国際連合の世界保健機関（WHO）として生れ変り，現在国立衛生試験所は種々の分野でこれに協力している．

キーなどの洋風検品が時代の推移を物語っている.

含鉛白粉の試験と禁止措置　含鉛白粉は昔から芸能人や一般人にも広く愛用されていたが，東京衛生試験所は明治36年（1903）始めてこの問題を取上げ，東京市内で販売されている白粉の調査を行った．その結果，31種の中から12種の含鉛白粉が検出された.

続いて明治39年の調査では，東京の市販白粉44種中33種（75％）から鉛を検出した．その後大正15年，内務省衛生局が東京，大阪などの2府10県から収集した検品118種について当所で試験を行った結果，52種（44％）が含鉛白粉であった.

これらの報告が有力な裏付けとなり，またその後脳膜炎死亡児の脳組織から鉛が検出されたことなどから，含鉛白粉有害は決定的となった．こうして昭和9年（1934）12月31日付の内務省令で含鉛白粉の製造販売が全面的に禁止されるに至った.

輸入着色料の毒性調査　前記の分析表の中でも飲食物用タール色素の検品数が群を抜いて多いのは，文化の向上につれて着色料の需要が増したからであった．国内生産が活況を呈する一方，海外からも目新しい品種の輸入が相次いだ．衛生局は昭和6年10月25日付文書で，最近輸入されたサンセットエローＦＣＦ，ブリリアントブリュー，ファストグリン，ポンソーＳＸの4種のタール色素の試験を東京衛生試験所に依頼した.

これら4種のタール色素は，当時米国で食品の着色料として当局の使用許可を受けていた．調査部では化学的試験を開始する一方，毒性の調査も行った.

その他の業績　以上のほか，ビタミン製剤の試験法の研究，かに罐詰中のホルムアルデヒドに関する研究，人工甘味料の毒性研究，粉乳の細菌学的検査，印刷工の血液中の鉛の試験等が行われた.

2. 医薬品製造の促進

薬業振興調査会の設置

政府の外国品輸入抑制，国内産業奨励の方針に従って，内務省は医薬品の自給自足を急ぎ，昭和5年10月薬業振興協議会を設置し，その答申に基づいて緊要医薬品の製造試験を東京衛生試験所に委託した.

試験所の製薬部はすでに第一次世界大戦の際，医薬品欠乏の急場に備えて大規模な工業化に踏み切り，一応所期の目的を果し，当時は規模を縮少し製造試験研究にとどまっていたが，再び工業生産の本格的開発に着手した.

後ろ楯となる薬業振興協議会は，国家予算の裏付けのない，言わば内務大臣の応急的な私的諮問機関に過ぎなかったので，時の内務大臣山本達男は，官界，学界，民間業者を網羅する調査会案を昭和7年8月16日の閣議に提出して諒承を得，薬業振興調査会を設置した.

調査会の構成は山本内相が会長となり，委員には官界から内務政務次官・斎藤隆夫，内務次

官・潮恵之輔，参与官・勝田永吉，衛生局長・大島辰次郎，東京衛生試験所長・衣笠豊，大阪衛生試験所長・町口英三及び外務省通商局長，大蔵省主税局長，商工省貿易局長，同工務局長ら10名．学界からは，東京帝大教授・慶松勝左衛門，同近藤平三郎，同林春雄，日本薬局方調査会長・池口慶三，陸軍薬剤監・松南千寿，日本薬剤師会長・河合亀太郎，日本医師会長・北島多一，日本歯科医師会長・血脇守之助らで，業界からは，鳥居清志，田辺五兵衛，滝野勇，武田二郎，塩野義三郎，湯浅武孫，友田貞吉らの製薬及び貿易関係者がそれぞれ委員として委嘱された．また幹事は，内務書記官・白松篤樹，内務省技師・松尾仁，衛生試験所技師・刈米達夫及び外務，大蔵，商工各書記官ら7名であった．

薬業振興調査会は山本内相の諮問によって，1)　製薬研究奨励，2)　医薬品の関税定率，3)　医薬品の輸出促進に関する各特別委員会を設けた．かくして第一次大戦時に次ぐ第二次医薬品国産化時代となり，製薬工業は本格的に進展することになった．

大風子油の製造

医薬品製造試験部（製薬部）は，政府の製薬研究奨励に応えて，石川静逸部長（第二科長兼務）を初め，第一科長・近藤龍，第三科長・藤岡忠仁，第四科長・青山新次郎，第五科長・田中穣の各技師及び機械係の小菅元市技手が各自仕事を分担して全力を傾注した．

第一科の研究課題は，先に救癩事業のために皇太后が下賜された10万円を基金として，安達内務大臣が昭和6年3月に設立した財団法人癩予防協会から委嘱された癩治療薬・大風子油の製造であった．

ところで，ベトナム，シャム（タイ）等に原産する大風子の原植物は日・英・米各薬局方により種類が違っていたため，それぞれの大風子油について比較試験を行う必要があった．原植物の異なる大風子から製した大風子油は，比較試験の結果脂肪油の性質に大差のないことが判明した．そこで昭和6年（1931）12月，構内に製油工場を建設し，年産500g入2,400本を目標として生産を開始した．

昭和9，10両年度は，大風子油総脂肪酸エチルエステル，同ヨード添加エチルエステル，大風子丸，11年度は大風子油錠，大風子油総脂肪酸ソーダ錠，水溶性大風子油総脂肪酸溶液等を次次に製造した．これらの製品は，官公私立癩療養所，各府県衛生課，各大学附属病院，メキシコ国衛生局などに供給され，癩の治療に貢献した．

燐酸コデインの製造

阿片アルカロイド中，とくにコデインは比較的毒性が低く，習慣性の少い利点があるため鎮咳薬として賞用されていたので，その国産化は重要課題の一つであった．しかしコデインは天然に阿片に含有する量が少いので，石川部長らはモルヒネを原料として製造する方法を研究し，比較的容易にコデインを製造できる見通しがついた．

かくして阿片（没収阿片及び没収モルヒネを含む）を原料として燐酸コデインの製造に成功し，昭和6年4月，300 kg の製品を民間に払い下げることができた．昭和7年度は年産 1,300 kg を目標として新規予算を請求し，製薬部内に設備を拡張して本格的製造を開始した．

東京衛生試験所は燐酸コデインの売下げを行うに際して，初めは指定入札の方法を採ったが種種の不便があったので，昭和8年6月22日の内務省告示によって次のように規定した．

燐酸コデイン売下規程

第一条　燐酸コデインノ売下ヲ受ケントスル者ハ，其数量ヲ具シ東京衛生試験所ニ請求スベシ　前項ノ数量ハ一人一回ニ付三十罐以上トシ，一罐（一瓦入）ノ売下価格ハ金四百円トス

第二条　燐酸コデインノ売下ヲ請求シタル者ハ，納入告示書ノ交付ヲ受ケ指定銀行ニ払込ミ，該領収書ニ現品受領書ヲ添ヘ東京衛生試験所ニ提出スベシ

目黒分場建設着工　燐酸コデインの生産が軌道に乗ったので，内務省は麻薬取締上の見地から，国内需給を当所製品で間に合わせるため輸入を禁止したところ，需要が増加して予定の生産量では応じ切れなくなり，また庁舎内も拡張の余地がなく，他に製造所を設置せざるを得なくなった．

そこで昭和8，9，10年度の3カ年継続事業として，市内目黒区中目黒2丁目310番地の1の土地 2,500 坪を購入し，工場及び付属建物の建築に着工した．目黒分場が竣工するまでの間，東京衛生試験所の製造能力では需要に応じ切れない不足分を，内務省の計いで三共株式会社及び大日本製薬株式会社に委託した．

製薬部のその他の研究　製薬部一科は大風子油，同二科は燐酸コデインの大量生産が軌道にのる一方，他の三科はそれぞれ薬業振興調査会が検討した外国の新しい各種医薬品の中から適宜に研究テーマを選び，製造工程の改良法や新しい製法の案出または製造原料の研究など，工業生産に役立つ基礎研究に没頭した．すなわち，第三科では電気化学的な方法による酒石酸や30％過酸化水素水の製法の研究，第四科はフェナセチンの製法の改良，第五科はバルビツール酸誘導体の試験的製造などが行われた．

第五改正日本薬局方公布　昭和7年6月25日公布（施行10月1日）の第五改正日本薬局方の特色は，第二次医薬品国産化時代を反映して，可及的に外国生薬及び製剤を除外し国産品の収載に力を入れたことである．例えば，塩酸アヘンアルカロイド，塩酸エフェドリン，乾燥酵母，乾燥甲状腺，フェノバルビタール，ブロムジエチルアセチル尿素，ブロムワレリル尿素，ヤシ油，ヤマジソ油，センブリ散，燐酸コデイン十倍散その他，いずれも衛生試験所で品質，純度，製法，試験法等を確認した医薬品が多数含まれている．

新たに収載された医薬品のうち，塩酸ロベリン，キノフェン，キノフォルム，クロラミン，マーキュロクロームなどの緊要医薬品は，製薬部各科で製造法の開発につとめ，工業化の指導に当たることになった．

薬用植物栽培試験部の活動

薬用植物栽培試験部は，製薬原料の優良品種の育成と，治療効果を高める和漢薬の成分研究に全力をかたむけた．

中でも海外の需要に応え繖草栽培に力を入れた．邦産繖草は精油の含有率が高く，繖草油製造原料として年産額18万斤の約1/3がドイツに輸出され，年々増加の傾向を示し外貨獲得に一役買った．

ところで生薬類の価値は精油含量に比例するので精油の定量は極めて重要であった．刈米部長は従来の定量法の欠点を改良した精油定量装置を考案し精油測定に役立てた．

また当時製薬事業の廃物として農産物の肥料に利用されるに過ぎなかったカカオ種皮に含まれるテオブロミンに着目し，これを効率よく析出させる方法を研究，テオブロミンの製造に予期した成果を収めた．

人　　事

西崎弘太郎東京衛生試験所長は，昭和7年（1932）3月退官し，次席の衣笠豊調査部長が後任所長に昇任するとともに，石尾正文検明部長が調査部長となり，調査部の服部安蔵技師が検明部長に任じられた．

西　崎　弘　太　郎

明治3年（1870）5月15日，岡山県柏谷村の豪農西崎健太郎の長男として生れた．岡山中学，第一高等中学校を経て，東京帝大医学部薬学科入学，明治29年7月卒業，大学院に進み，醗酵化学を専攻した．

明治30年4月，仙台の第二高等学校医学部薬学科教授に赴任して衛生化学を担当したが，明治33年3月辞任．同年6月，内務省横浜衛生試験所技師・検明部長に就任，衛生試験研究に精励したが，とくにジアスターゼの研究，清酒の醗酵研究等に力を入れた．

明治39年6月，同所長に昇任．同43年には横浜市最初の薬学博士の学位を得た．同44年にはオランダのヘーグで開かれた万国阿片会議に日本代表として出席した．

大正2年6月，行政整理による横浜衛生試験所の閉鎖に伴い，西崎所長は東京衛生試験所検明部長となり，食品衛生に関する試験研究のほか，世界大戦の影響で急を要する医薬品の合成研究と実地指導につとめた．

大正5年3月，内務技師兼警視庁技師・衛生検査所長に転じ，多くの業績をあげ，大正11年3月，東京衛生試験所長としてもどってきた．しかし翌12年に起った関東大震災の打撃が尾をひき，政府の相次ぐ予算削減で，西崎所長は人員整理の苦杯をなめさせられたが，適切な処置を誤らず所員を励まして試験所の使命達成に全力を傾けた．

昭和7年3月退官に際し，正三位勲二等瑞宝章を授与された．同年日本薬学会副会頭，昭和8年日本薬学会会頭，同9年同会名誉会員に推薦された．その間，日本薬局方調査会主査委員，日本学術研究会議員，中央衛生会委員等を歴任した．

昭和8年東京女子薬学専門学校長に就任，女子薬学教育に専念したが，昭和13年8月17日永眠した．「蛋白質化学」「食品化学」の著作及び学術誌に発表した多数の研究論文がある．



昭和10年頃の検明部職員

3. 日華事変勃発前後の動向

工業研究状況調査に対する報告

満州事変（昭和6年9月起る）後，軍部はますます強硬に軍備拡張を要求し，健全財政を企図した岡田内閣も昭和10年度は膨大な軍事予算を組まざるを得ない窮地に陥った．

政府は勢い資源の開発，国内産業振興を一層奨励するため，関係各省に実情調査を依頼した．昭和10年（1935）6月19日発の資源局長官川久保修吉の文書が東京，大阪両衛生試験所に通達された．その要旨は，昭和10年4月1日現在の工業研究状況を調査の上，8月10日までに回答を依頼したものであった．

衣笠東京衛生試験所長はその指示に従って，該当する部門の刈米薬用植物栽培試験部長及び近藤製薬部長（石川静逸前部長は昭和9年辞任）らと協議の上，昭和10年度完了の研究事項及び進行中の概況を記載した報告書を，昭和10年8月7日提出したが，これにより当時の概況を知ることができる．

東京衛生試験所の概況報告

機　関　名　内務省東京衛生試験所
所　在　地　神田区和泉町弐番地
代表者氏名　衣　笠　豊

研究部門　衛生上衣食住ニ関スル試験及研究
医薬品製造試験ニ関スル研究
薬用植物栽培並ニ成分ニ関スル研究

設　備　三段真空蒸溜器　蒸発量毎時　300立
クロルメチル瓦斯発生器　拾時間　5瓶
アセトン蒸溜器　蒸発量毎時　20立
ベンゾール蒸溜器　蒸発量毎時　20立

研究員　技師6名，技手11名，計17名（注：医薬品製造，薬用植物部員数）

経費

人件費		事業費	計
俸給	傭人費		
69,814円320	40,006円840	134,517円160	244,338円320

（注：　傭人とは，規則によれば，工手監督，守衛，自動車運転手，電話交換手，技工，工手（男女），給仕，小使，火夫，農夫の総称．技工は，電工，鍛治工，機械工，硝子工，木工等の特種の技能を有する者と定められていた）．

薬用植物栽培試験部・製薬部の研究概要（昭和10年度完了のもの，抜粋，担当者名は省略）

1. セネガ根栽培及ビ品質試験成績
2. ヲガルカヤノ花穂ヨリ得タル芳香精油成分ノ分離証明
3. アミノピリンノ原料4-アミノアンチピリン，ノバルギン及メルブリンノ各種製造法ノ比較
4. 大風子油脂肪酸エチルエステルノ中間工業的製造試験
5. 30％過酸化水素水ノ安定剤ニハ馬尿酸ガ良好デアルコトノ研究
6. オルトニトロクロルベンゾールヨリグアヤコールノ製造
7. ニトロクロルベンゾールヨリニトロフェノールノ製造
8. 葡萄糖ノ電解還元ニヨルソルビットノ製造
9. 芳香族ニトロ化合物ヲ電解還元シテ，有利ニアミノ化合物ノ純品ノ製法
10. ブトカイン（優秀ナコカイン代用薬）ノ製造試験
11. ナルコチンヲ原料トスルヒドラスチニン(止血薬)ノ製法中諸点ヲ改良シ生成率ヲ高メ得タ研究
12. フェニル水銀アセタート及ラクタート（有力ナ殺菌消毒剤）ノ製造方法ヲ改良シ純品ヲ得タ試験
13. ヂヒドロキニーネ（肺炎等ノ治療薬）ノ製造ニ，ニッケルヲ触媒トシ，キニーネヲ容易ニ還元シテ得タル研究

同上研究進行中の概況（抜粋）

1. サントニン類似化合体ノ合成研究
2. 当帰実ノ精油中ノ有効成分ノ研究
3. サントニン含有植物アルテミシアモノギナノ栽培及品質試験
4. 解熱薬アミノピリンノ最モ経済的ナ製造法ノ研究
5. 阿片アルカロイド並ニ其誘導体ノ新製造法ノ確立
6. 澱粉ヨリグルコン酸石灰ノ電解的製造法
7. アルカロイド類ノ電解的水素添加法ノ研究
8. 種々ノフェノールラクトン類（駆虫薬）ノ製造研究
9. 毒性少キウレタン型催眠薬ノ製造試験
10. キノフェン（神経痛，ロイマチス薬）ノ生成率ヲ高メル製造研究

11. タンニン酸フェナゾリン（食欲催進薬）ノ合成研究
12. 活性炭及活性土ノ製造法並ニ物理学的研究

目黒分場操業開始

東京衛生試験所は前述したように，昭和6年内務省の命を受けて製薬部で燐酸コデインの製造を開始して以来，需要が増大したため所内の工場生産では応じ切れなくなり，目黒川に沿った目黒区中目黒2丁目310番地の2,500坪の土地を入手し分場を建設中であったが，昭和11年3月竣工の運びになった．

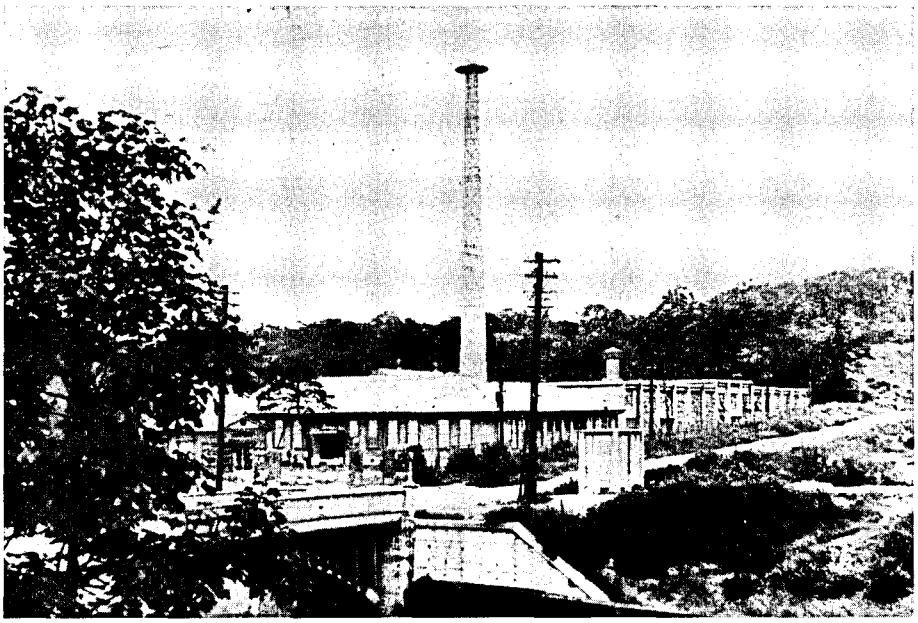

目黒分場全景

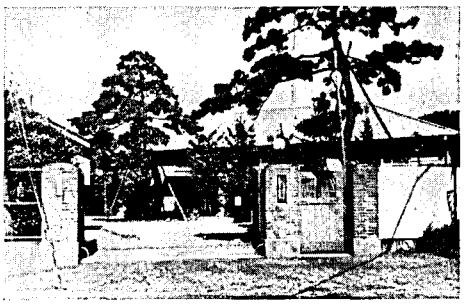

目黒分場正門

敷地の東寄りに建てられた工場内の構造は，場長室，作業室，試験室，庶務室，浴室などが配置されていた．工場の西側に倉庫，中央にボイラー室などの付属建物があり，北側に官舎が3棟並んでいた．

初代分場長には，製薬部第四科長青山新次郎技師が任命された．職員は岡田顕，松島義一両技師及び第四科の技手全員のほか，助手，工員らで構成された．

9月開場式が挙行され作業を開始した．製造品目は，燐酸コデインのほか日本薬局方収載品の塩酸エチルモルヒネ，塩酸アヘンアルカロイドで，内地産阿片及びモルヒネを原料として製造した．

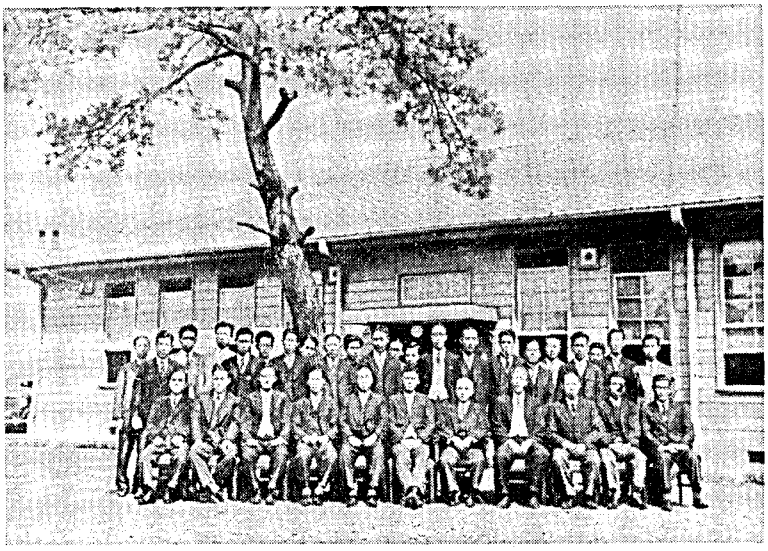

目黒分場開場式記念撮影(1)

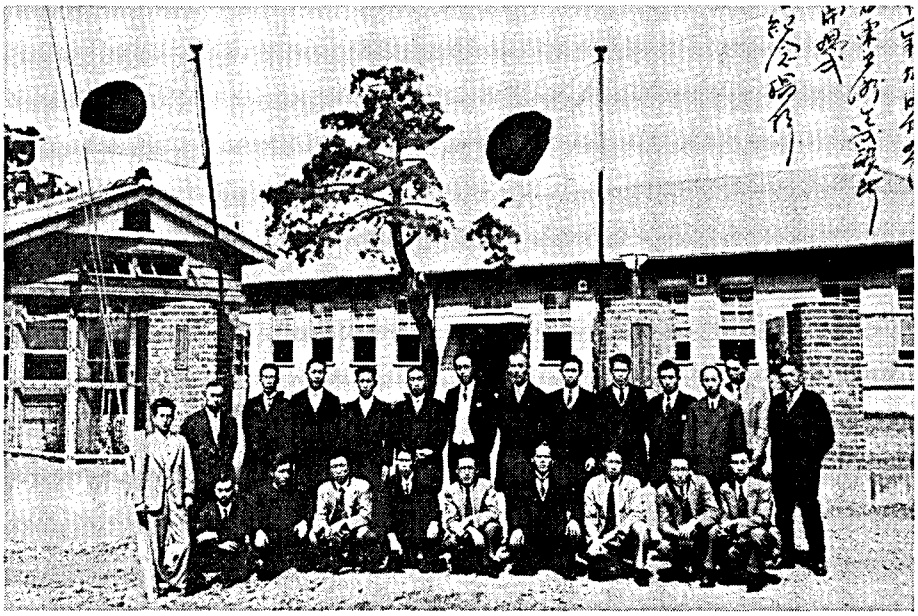

目黒分場開場式記念撮影(2)

製品は薬剤部の入念な品質試験を経て，政府に納入の手続が取られた．

衛生試験所官制の改正　目黒分場の開設を機に内務省は，薬用植物栽培の指導及び医薬品の製造試験の事務を官制中に明示するため，昭和11年8月25日次のように衛生試験所官制中の改正を行った．

第二条（旧）衛生試験所ハ内務大臣ノ管轄ニ属シ衛生上試験ニ関スル事項ヲ取扱フ所トス

第二条（改正）衛生試験所は内務大臣の管理に属し左の事務を掌る

一，衛生上の試験　　二，薬用植物栽培の指導　　三，医薬品の製造試験

国産医薬品生産状況　このようにして東京衛生試験所は，第一次世界大戦以来国策にそって重要医薬品の製造研究に努め，直接間接に我が国薬品工業の発展に大きな役割を果しつつあった．

医薬品の生産額は逐年上昇する一方，品質も輸入品に遜色ないほどに向上し，時代を反映して薬業界は先を争って大陸進出に力を入れた．昭和11年には全医薬品生産高に対する輸出高の割合は20％に達した．

内務省はかねてから医薬品の国産化を奨励して来たが，一応所期の成果があがったのを機に東京，大阪衛生試験所技師及び薬局方調査会委員に製薬各社の製造工程の状況，品質試験等の実態調査を委嘱した．この調査報告を総合して，昭和12年10月，内務省衛生局は第1回調査表を発表した．

本表に記載された新薬新製剤67種は，「輸入薬品と成分組成の同一なるか又は類似の国産品にして，同一又は略同一目的に使用し得るもの」と保証する一方，製薬各社の努力に対して奨励賞が贈られた．

内務省衛生局は，都道府県知事，関係官民団体その他に対し，この調査表に記載した国産の医薬品及び医療材料（歯科材料を含む）は輸入品と同様に使用しうるものとして，国産愛用を勧奨した．

衛生試験所官制公布五十年記念祝典

昭和12年（1937）5月31日，内務省東京，大阪両衛生試験所は明治20年（1887）5月31日に衛生試験所官制が実施されてから満50年の記念すべき日を迎えた．

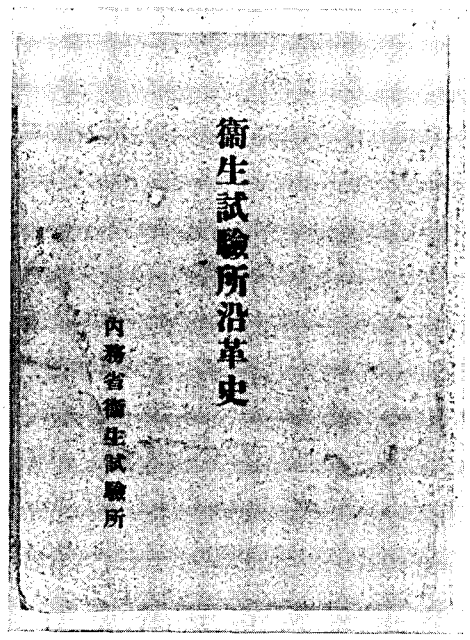

衛生試験所沿革史

明治20年と言えば，憲法発布を2年後にひかえて各省官制を制定し，日本はまさに名実ともに近代国家に脱皮する歴史的転換期に直面して，先進諸国に追いつく新興の活気に満ちていた．それまで衛生局管下にあった三試験所は，衛生試験所官制により内務大臣直属の東京，大阪，横浜衛生試験所に昇格して以来，半世紀の発展は目ざましかった．その半面，横浜衛生試験所閉鎖（大正2年）など，社会変動の影響もまぬがれなかった．

衛生試験所の歴史は明治7年（1874）に司薬場として発足した時に始まるが，それから算えれば昭和12年は創立63年にあたる．創立50年の大正13年（1924）は不測の関東大震災の翌年で，東京の大半は焦土と化し復興も進まぬ状況下にあった．

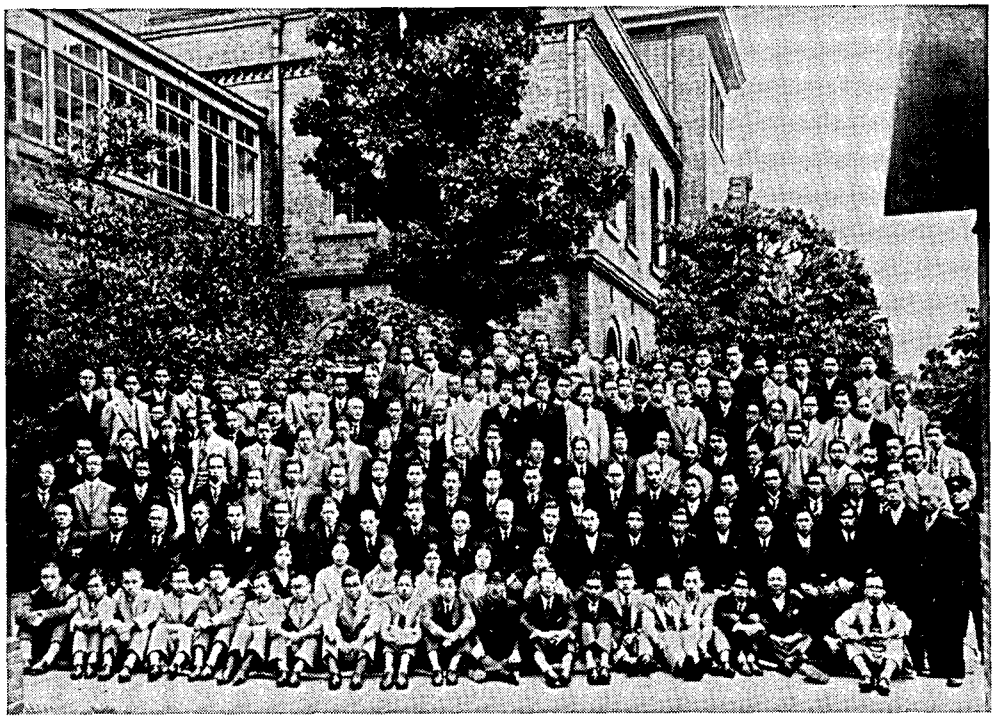

官制公布五十年記念撮影

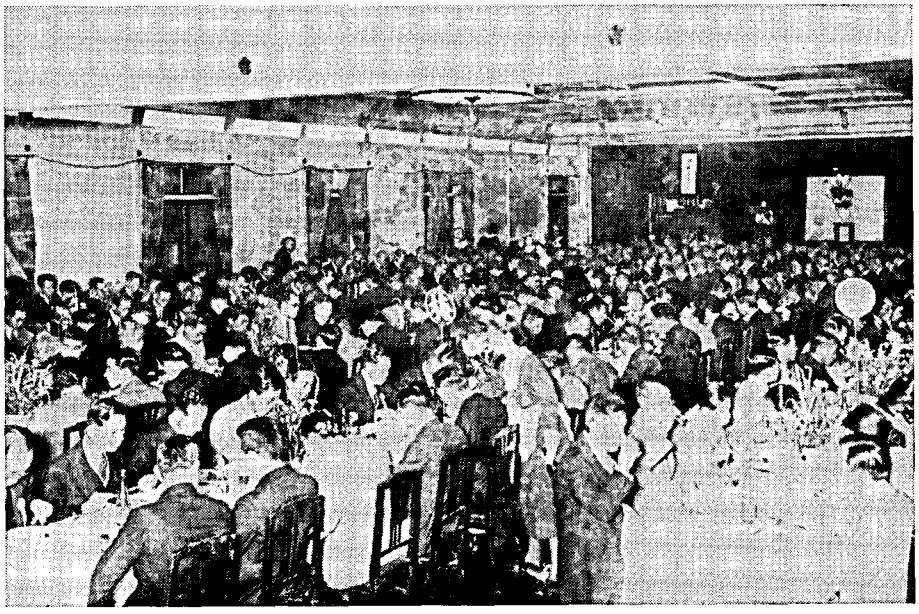

官制公布五十年祝宴（上野精養軒）

かくして昭和12年5月31日，和泉町の東京衛生試験所は，近代的試験研究機関として最古の歴史と輝かしい実績を持つ誇りと使命感を新たにして，衣笠所長以下全職員が衛生試験所官制制定50年の記念祝典を挙行した．

その夜は上野精養軒に宴席を設け各界の来賓多数を招待して盛大に祝宴が行われた．

記念事業として出版された“衛生試験所沿革史”（編纂委員：刈米達夫，服部安蔵，藤本磯男）が出席者全員に贈呈された．

日華事変始まる

昭和12年5月31日，東京衛生試験所記念祝典と同日，林銑十郎内閣の総辞職が報じられたが，6月4日に近衛文麿内閣が成立して軍事体制が強化されることになった．

すでに4月には防空法が公布され，衛生試験所も防空防毒講習会を開催するようになった．そして7月7日，蘆溝橋で日華両軍が衝突して日華事変が始まり，10月には国民精神総動員中央連盟が創立され，長期戦に対する国民の自覚が強要された．

さらに11月の日独伊防共協定調印によって自由諸国との対立は不可避となり，同月，皇居に大本営が置かれた．12月，日本軍は南京を占領する一方，国内の思想弾圧がきびしさを加えた．

東京衛生試験所の検査概要　このころ産業界の軍需景気を反映して，当所への薬品・飲食物等の依頼試験が急増し，担当部門の薬剤部，検明部は検査に忙殺された．昭和12年度の検査概表によれば，薬品検査件数は3,840件で，取扱個数は小分け薬品を含めて約39万2,000個に上り，手数料の総計は約2万余円となっている．飲食物等の検明品の検査件数は1,692件で，手数料は4,215円と記録されている．

第6章　戦時下の活動

1. 戦時体制の強化と医薬品の製造

厚生省創設とその頃の情勢

厚生省の創設　昭和12年近衛内閣の成立に際し，陸軍は国民の体力を向上するための新省の設置を要望し，一方近衛首相自身も独自に福祉国家の構想をもっていた．この両者の考え方は必ずしも一致しなかったが，ともかく時局にかんがみ国民の体力向上を目的とする新省の創設を必要としたので，政府は内務省衛生局を拡張し社会保健省設置計画を立案し，昭和12年8月3日の衆議院で58万円の予算案の承認を得，さらに6日の貴族院でも可決された．

政府原案に基づいて法制局が作成した社会保健省の官制案文は，枢密院の審議で名称に異論が多く，結局「厚生省」に衆議一決した．「厚生」の字句は漢籍の書経から引用したといわれる．

このような経過を経て，昭和13年 (1938) 1月11日，厚生省の発足に際し内閣総理大臣近衛文麿は，創設の主旨を「国民体力の向上及び国民福祉の増進のために喫緊の要務」と意義づけている．

厚生省の行政組織は，官房及び体力，衛生，予防，社会，労働の5局のほか，臨時軍事保護部，保険院で構成され，付属機関として東京，大阪両衛生試験所，栄養研究所などが内務省から引継がれ，3月には公衆衛生院が付置された．初代厚生大臣には前文部大臣木戸幸一が就任した．

衛生試験所の厚生省への移管　これまで内務大臣の管轄下にあった東京，大阪両衛生試験所は，栄養研究所とともに付属機関として厚生省に移管された．所管は変っても衛生試験所本来の機構，事務分課，機能は従前通りで，厚生行政に直接間接に関与して，保健衛生上の使命遂行に一段と力を尽くすことになった．

国家総動員法成立　つづいて戦時体制を強化するため昭和13年4月1日，法律第55号で国家総動員法が公布（5月5日施行）された．本法の施行は，議会政治を無視し最高度の権限と威力を発揮して矢継ぎ早に勅令を発し，人的資源を徴用し物的資源を動員して，体制をきびしい国家統制に導いて行った．

健康週間の実施　国家総動員法と呼応して国民精神総動員連盟は，消費節約を強調した「国民実践事項」を決定，応接にいとまがないほど様々な運動や行事を計画して，国民の精神作興に躍

起となった.

昭和13年5月17日から23日まで，総動員健康週間を実施したのもその一例であった．東京衛生試験所も，期間中午前9時から午後4時まで次のような企画を実施し，関係方面や一般の利用に供した.

一，衛生参考資料ノ陳列公開
一，衛生相談ノ引受
一，ワッセルマン村田反応試験　一件　採血　七十五銭，　持参　五十銭
一，結核菌検査　一件　二十五銭
一，飲料水適否試験　一件　五十銭

東京衛生試験所の事務状況　国家総動員法の達示により東京衛生試験所は，昭和13年5月末現在の事務状況及び担当者氏名（省略）を次の通り本省に報告した.

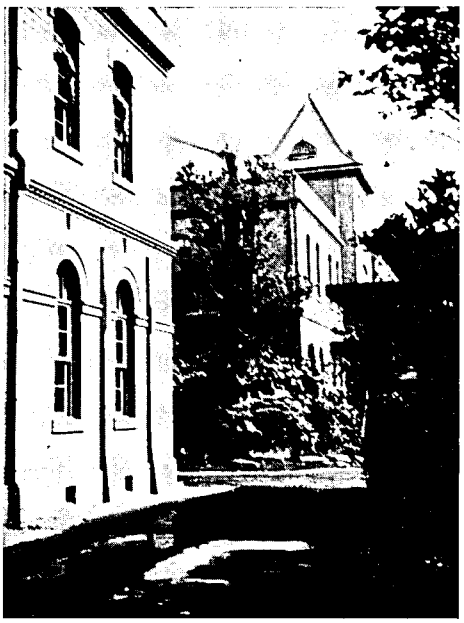

東京衛生試験所構内

所長　衣笠　豊
検明部（部長　服部安蔵）
一般ノ依頼ニ係ル物料ノ衛生上ノ試験及警察及裁判事件ノ化学的試験ニ関スル事項
薬剤部（部長　今野運治）
一般ノ依頼ニ係ル薬品ノ鑑定試験，薬品ノ性状，品質及試験方法ノ調査及製薬用阿片ノ試験
調査部（部長　石尾正文）
物料ノ衛生上利害ノ調査，衛生試験方法ノ調査等ニ関スル事項
薬理学的試験及調査ニ関スル事項
微生物学的試験及調査ニ関スル事項
医薬品製造試験部（部長　近藤　龍）
薬品ノ製造試験及製薬ノ調査及指導ニ関スル事項
目黒分場（場長　青山新次郎）
燐酸コデイン其他阿片アルカロイド類ノ製造試験及調査ニ関スル事項
薬用植物栽培試験部（部長　刈米達夫）
薬用植物及有毒植物ノ試験及調査ニ関スル事項
薬用植物ノ栽培試験及指導ニ関スル事項
庶務
人事及文書，調度及会計，試験依頼品受渡，製薬用阿片及製造薬品の売下等ニ関スル事項

重要医薬品の製造

わが国と中国の関係は急速に険悪化し，いわゆる宣戦なき戦争へと突入，ついで米英との外交関係も次第に悪化の道をたどり，経済的に孤立した状態になって行った．このような状況下，東京衛生試験所では昭和11年頃より次々と重要医薬品や輸入医薬品の製造を計画した.

クロラミンT錠の量産　消毒薬クロラミンTは昭和11年頃より製造研究が行われていたが，昭和13年軍の指令で工業的生産に移り，大規模な機械設備を施し年産2,000 kg を製造し，翌年



東京衛生試験所クロラミンT製造工場内部 (1)

には4,000 kgを生産するにいたった．クロラミンTは1gの錠剤に打たれ，おもに軍需用として納入された．

塩酸ロベリンの製造　呼吸中枢興奮薬である塩酸ロベリンは，毒ガス中毒救急薬として万一に備え生産することになった．粕壁薬用植物圃場では一年草の洋種ロベリア草を育成していたが，ロベリア草中のロベリンの含有量が0.2％とわずかなため大量栽培が必要となり，埼玉，茨城の農家にロベリア草の栽培を委託した．このようにして大量集荷したロベリア草から工業的抽出装置によりロベリア塩基が抽出され，苦心の末塩酸ロベリンとして結晶化に成功した．塩酸ロベリンは主として1％，1ccのアンプル入りとして軍部や府県に配布された．

キノホルムの国産化　キノホルムは当時ヨードホルムに代る優秀な外用剤として注目されていたが，腸内殺菌，異常醗酵防止の内用薬としても推奨されていた．製薬部では本品の国産化の研究を推進していたが，工業生産が可能となり製造特許を出願取得した．昭和13年度には製造費が予算化され本格的に製造を開始し，翌14年にはじめて製品として発売された．製品の大部分は軍に納入された．

フェノバルビタールの生産　もっぱら輸入に頼っていた鎮静，催眠薬フェノバルビタール，溶性フェノバルビタールの製造試験は困難をきわめ，製造が軌道にのるまでにはかなりの日時を要したが，収量のよい方法が考案され，工業的生産に成功し年産300 kgないし500 kgにも及んだ．

その他の医薬品の製造　燐酸コデインの製造については前に述べたが，そのほか当時輸入にま

たねばならなかった重要医薬品であるテオフィロール，タンニン酸フェナゾリン，塩酸エチルモルヒネなどの工業化が相ついで行われた．この頃製薬部に籍を置いた人々は100人に近く，その業績はわが国製薬史に重要な足跡を残したのである．

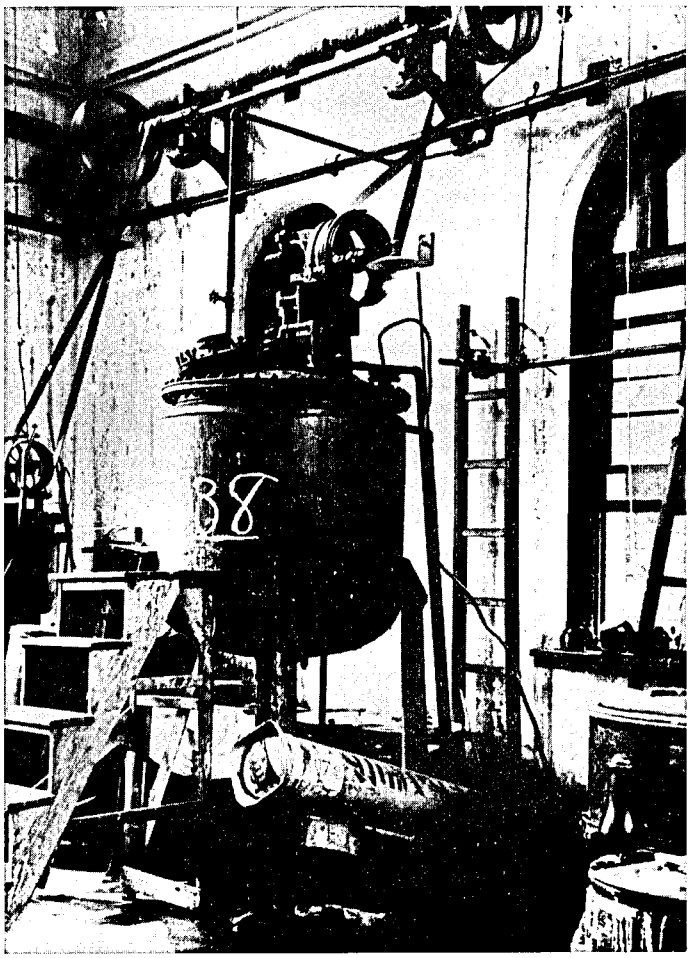

東京衛生試験所クロラミンT製造工場内部　(2)

和歌山に薬用植物栽培試験場開設

当時和歌山県下ではケシが特産的に栽培されていたが，ケシの病害が蔓延し被害が広がっていた．この病害を防ぎ，ケシの栽培を指導するため，大阪衛生試験所に薬用植物栽培試験場を付設することが決定した．場長として植物病学の専門家である平山重勝を任用し，試験場を和歌山県日高郡矢田村（現在，川辺町大字土生）に設置することにし，昭和14年10月から業務を開始した．早速本館，収納舎，農具室，堆肥舎，硝子室等を新築し，ケシの葉枯病の研究と新しい品種の育成栽培法の研究が行われた．しかし次第に戦局が悪化し，輸送等が困難となったので，和歌山県下で収穫された阿片の収納，買上げ阿片代金支払の根拠となる分析検体の採集，調製などの仕事も行われるようになった．このようにして今日の和歌山薬用植物栽培試験場は誕生した．

第二次世界大戦の勃発

衛生試験所が全機能をあげて時局に即応する重要医薬品の製造研究及び各種衛生試験に懸命の努力を傾けている間にも，時々刻々内外の情勢は緊迫の度を加えて行った．

付属機関の整理統合　昭和14年（1939）5月ノモンハン事件，7月国民徴用令施行，同月米国は日米通商航海条約破棄を通告した．9月英仏とドイツが戦端を開き第二次世界大戦が勃発し，翌15年9月には日独伊軍事同盟が成立，一触即発の危機をはらむ状況となった．また10月には

大政翼賛会が結成され，続いて11月には大日本産業報国会いわゆる産報が組織され，引続いて各省付属機関の整理統合が断行された．

昭和15年12月5日，公衆衛生院と栄養研究所を合併し厚生科学研究所が設立され，栄養研究所は国民栄養研究部に再編成された．運よく衛生試験所が統合から除外されたのは，軍需医薬品生産の役割がその要因となったのである．

薬事奉公会結成　先に述べたように昭和15年11月，全産業界を統合した大日本産業報国会が創設されたが，薬業界も日本薬学会，日本薬剤師会，東京，大阪製薬組合ほか全国薬学薬業関係の300余の諸団体を統合して，薬事奉公会を結成した．昭和16年3月28日，上野精養軒で設立総会が開催され，総会で議決された会則により会長に大口喜六衆議院議員が就任，衣笠東京衛生試験所長は理事の任についた．

また同年7月，日本医薬品生産統制株式会社及び日本医薬品配給統制株式会社が設立され，医薬品の生産販売はほぼ完全に統制されることになった．

輸入医薬品応急対策協議会開催　第二次世界大戦の影響で医薬品の輸入がきわめて困難になったため，重要医薬品の国産化代用薬の製造を推進することが焦眉の急となり，厚生省は東京衛生試験所及び日本学術振興会学術部に研究を委嘱する一方，関係者を総動員して，全面的協力を求める計画を立てた．昭和16年9月17日，厚生省主催の輸入医薬品応急対策協議会が神田一ツ橋の如水会館で開催された．

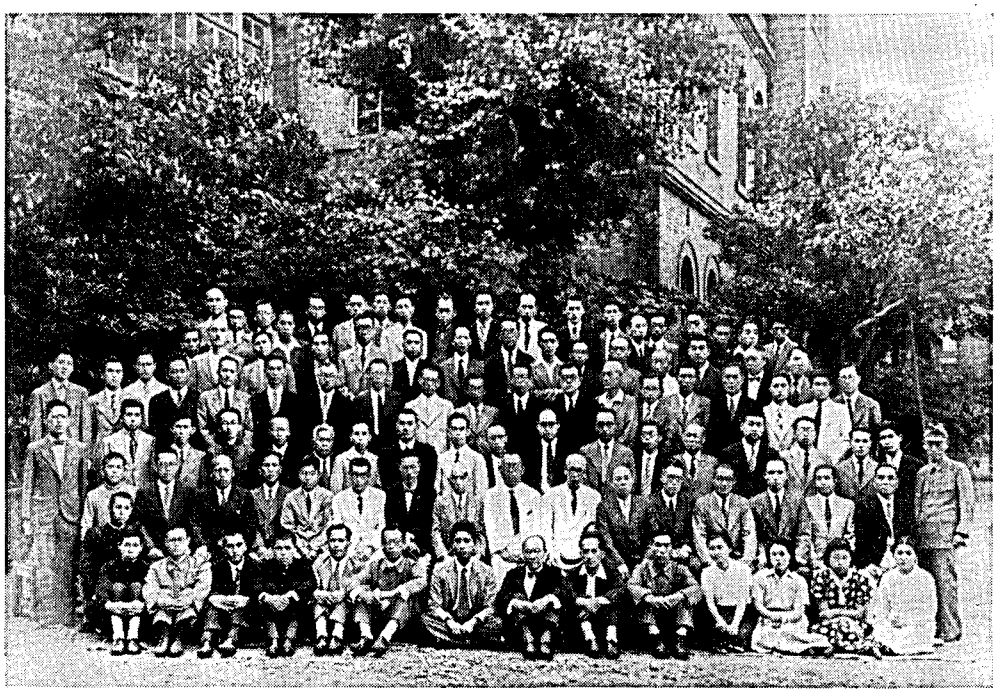

衣笠，松尾所長交代時の記念撮影（昭和16年）

人　　事

衣笠豊所長は，昭和16年7月，日本医薬品生産統制株式会社に転出し退官した．明治40年東京帝大薬学科を卒業し，東京衛生試験所に入所以来35年，調査部長を経て所長に就任，とくに食品衛生関係に業績を残した．

後任所長は次席の内務技師兼任の松尾仁技師が任命された．

前後して昭和15年12月，刈米達夫薬用植物栽培試験部長が京都帝大教授に転任したため，黒野吾市技師が後任部長に昇任した．

同年8月，青山新次郎目黒分場長の退官に伴い，製薬部第五科長田中穣技師が分場長に就任し，篠崎好三技師が第五科長になった．

2. 試験検査業務の進展

砂糖制限と人工甘味料の許可

サッカリン，ズルチンなど一連の人工甘味料は，明治34年（1901）10月の内務省令による取締規則で，医療用を除いて食品添加は禁止されていた．ところが昭和8年の調査でたくあん漬には大半サッカリンが使用されていることがわかった．

厚生省はこのような過去の事例に照らして，商工省が昭和15年6月に砂糖の切符配給制を実施したのに伴い，人工甘味料が食品添加に使用されることを予想して，東京衛生試験所に実態調査を依頼した．

調査部では各班に分れて，たくあん漬，蒲鉾，清涼飲料水，醤油についてサッカリン使用の調査を行った結果，果して各種食品からサッカリンが検出された．

そこで昭和16年8月4日付の厚生省令で人工甘味料取締規則が改正され，たくあん漬に限りサッカリンの使用が許可された．そして違反摘発のために試験法が定められた．

着色料の規格作成と緘封

規格の制定　輸入困難となった飲食物着色料は，国産奨励によって生産量が上昇したが，総需要量160トンの約4分の1に過ぎなかった．しかも取締法規が不備なためこれに触れるものは誠に少数で，保健衛生上一定の規格制定が急務となった．衛生試験所は厚生省から適切な対策設定を委嘱されたので，市販の多数の着色料を逐一試験し，規格の内規を定めた．

検査印紙の貼付　以上の内規に基づいて飲食物着色料を試験し，適当と認めたものを小分けして検査印紙で緘封することになり，次のような告示が出された．なお，ビタミン又はその含有物にも同様の緘封が施される旨が併記された．

厚生省告示第35号

衛生試験所に於て検査印紙又は検査印紙及試験成績票貼付の件左の通定め，明治二十年六月内務

省告示第二号及明治二十三年三月内務省告示第九号は之を廃止す
昭和十六年十二月二日

厚生大臣　小泉親彦

衛生試験所に於て検査印紙又は検査印紙及試験成績票貼付の件

衛生試験所に於て左に掲ぐる薬品其の他の物品にして，試験の上適当と認めたるものには検査印紙（別記様式第二号）を貼付す　但し当分の間明治二十年六月内務省告示第二号に規定したる検査印紙を貼付することあるべし

日本薬局方又は外国薬局方に記載したる薬品
飲食物用着色料
ビタミン又は其の含有物
別記様式（略）

なお小分け緘封を行うべき無害性色素として，次の18品目があげられた．

(1)フロキシン　(2)エオシン　(3)アマラント　(4)エリスロシン　(5)ニューコクチン　(6)ローズベンガル　(7)ポンソー2R　(8)オレンヂI　(9)ナフトールイエローS　(10)タルトラジン　(11)サンセットイエロー　(12)イエローAB　(13)イエローOB　(14)ライトグリーンSF　(15)ファストグリーンFCF　(16)ブリリアントブリューFCF　(17)インヂゴカルミン　(18)ポンソーSX

着色料小分け室設置　着色料緘封の告示に伴って，東京衛生試験所は医薬品と同様検査済みの着色料を小分けして官封する事務を遂行するため，薬品小分け室の隣に着色料小分け室を設け，昭和17年6月から業務を開始した．

緘封実施の効果　初めのうちは検品の過半数が不合格という試験成績であったが，業者も製品の改良に努めたので次第に純度が向上した上，オーラミン，ローダミンなどの有害色素が駆逐された．明治33年制定の有害性着色料取締規則（明治37年，同42年，大正2年に逐次改正）実施の頃に比べればはるかに効果的な制度であった．

ビタミン試験室設置

前記の厚生省告示第35号に，「ビタミン又はその含有物」の緘封に関する旨が併記されたように，衛生試験所の検査に合格したビタミン又はその含有物は，検査印紙で緘封し品質が保証されることになった．

これに先立って東京衛生試験所は，ビタミン試験事務に必要な経費を申請して承認されたので，昭和16年4月，調査部にビタミン試験室を設置した．そしてビタミンA製剤の試験法と規格を定めるため，分光光度計を用いてビタミンA含量を測定し，またその安定性を試験した．ビタミンB_1は比色定量法等を用いて試験した．

3.　太平洋戦争中の衛生試験所

人　　事

わが国の戦時体制が急速に整えられる中で，昭和15年11月10日，「紀元二千六百年」の式典

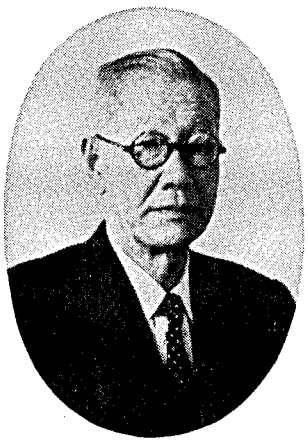
石尾正文

が盛大に行われた．ついで翌16年4月日ソ中立条約を締結すると間もなく6月には独ソ開戦となり，加えて日米会談は全く進展せず，10月には遂に近衛内閣は退陣した．代って東条陸軍大将が首相となった．

昭和16年12月8日，わが国は米英に対し宣戦を布告し，真珠湾急襲によって太平洋戦争は開始された．

この年12月，大阪衛生試験所長・町口英三は退官した．明治39年東京帝大薬学科を卒業したのち入所し，以来39年の永きにわたって勤続したが，大阪衛生試験所の検明部長を経て所長に就任したのは大正11年のことであった．大阪における薬事衛生の指導者としての責務を全うした功績は大きい．

町口所長の後任には東京衛生試験所調査部長石尾正文が任命された．また調査部の細菌担当の秋葉朝一郎技師が調査部長に昇任した．

食中毒事件の調査

アサリ中毒事件　太平洋戦争緒戦の快勝にわき立っていた昭和17年3月下旬，浜名湖畔の新居町でアサリの食中毒による患者334名，死亡者114名という，この種集団中毒では内外の文献にも類例がないほどの惨事が起った．専門学者が多数現地に急行する一方，東京衛生試験所も本省の緊急命令を受け現地検証を行い，さらに毒物の本体の化学的，生物学的研究を進めた．その結果，毒素は抱卵期に発生する未知の物質として厚生大臣に報告した．

さらに翌昭和18年春，再び同地方にカキ中毒が発生し，死亡者6名を出した．調査によって

衛生試験法作成への協力

衛生化学的試験は，全国的に統一された試験法によって行われる必要があったので，日本薬学会は明治36年（1903）の評議員会において衛生試験調査員を置くことを決め，翌37年，10名の委員を委嘱した．この中に当時の田原所長が含まれている．明治38年の薬学会総会には各府県から衛生技術官が集まり，食品中のホルマリン，サリチル酸などの試験法について協議を行った．この全国衛生技術官協議会はそれ以降毎年，薬学会総会ごとに開催され，衛生調査委員会が調査作成した原案について協議し，これを検討の上，協定法として発表した．昭和8年（1933）にはそれまでの協定法が一冊にまとめられて日本薬学会協定衛生試験法として始めて出版され，公衆衛生の進歩発展に大いに貢献した．特に公衆衛生行政に関与する衛生試験所は，長井薬学会々頭が元衛生試験所長という縁故からも，最も緊密な機関として，歴代所長はこの作成に協力を惜しまなかった．

日本薬学会協定衛生試験法はその創生期から昭和20年頃までは，衛生化学行政にほぼ直結した試験法であった．現在では公的試験法が制定されたため法規や行政から独立したものとなったが，衛生化学上標準的な試験法として重きをなしている．衛生試験法は衛生試験所の業務とも密接な関係があり，多くの所員が今もその作成に協力している．

二つの中毒に共通しているのは，食料不足を補給するため多食したことと，とくに老人，子供の被害が多かったことである．

秋葉，服部両技師は有毒地区のアサリ及びカキから毒性物質を分離して，毒素の本体究明を続行したが，一応未知の物質として昭和18年アサリ *Venerupis semidecussata* Reeve に因んでアサリ毒 Venerupin と命名した．

葡萄状球菌による中毒事件　当時，米国では食中毒の原因として，とくに葡萄状球菌による報告が非常に多かったが，日本ではわずかに数例が報告されているに過ぎなかった．しかし昭和18年8月12日，甲府市太田町内会の1,000名の市民に配給されたワッフルで，209名が食中毒を起す事件が発生した．患者の多くは子供であったが，中毒症状は軽く5～6時間で治り，比較的重症者も2～3日で回復して死者はなかった．検明部と調査部で入念に化学的及び細菌学的共同試験を行った結果，ワッフル中に葡萄状球菌が極めて多量に繁殖していたが，サルモネラ菌その他の細菌は発見されなかった．衛生試験所で葡萄状球菌を検出したのはこれが初めてであった．

厚生行政の簡素化

太平洋戦争は早くも半年余りで限界を見せ始め，昭和17年6月のミッドウェー沖海戦の敗北を機に戦力は次第に衰退して行った．

この年の後半以後は，大陸の東亜共栄圏建設の政策も空文化する一方，経済情勢は一段と悪化の途をたどり，軍需優先によって，生活必需物資はすべて切符制度で極度に切りつめられて行った．

戦力増強のために，企業整備令施行に続いて行政の簡素化による各省の局課の統合が行われた．昭和17年11月1日，厚生省は衛生局と予防局を統合して衛生局とし，衛生局（局長　灘尾弘吉）を医務課，薬務課，医療課，防疫課の四課とした．

戦争末期の衛生試験所の組織　各省の局課の統合が行われたのに対し，衛生試験所は前述のように医薬品の製造など重要な業務を遂行していたため，整理統合から除外された．昭和19年末における衛生試験所の組織は次の通りである．

東京衛生試験所（所長　松尾　仁）
- 検明部（部長　長沢佳熊）
- 薬剤部（部長　今野運治）
- 調査部（部長　秋葉朝一郎）
- 製薬部（部長　近藤　龍）
  - 製薬部には第1科から第5科までが置かれていた．
- 目黒分場（場長　田中穣）
- 薬用植物栽培試験部（部長　川谷豊彦）
- 柏壁薬用植物圃場（場長　若林栄四郎）
- 庶務部（藤田一郎）

大阪衛生試験所（所長　石尾正文）
検明部（部長　上遠野與作）
薬剤部（部長　米田喜一郎）
栄養研究部
庶務部（葛西透）
和歌山薬用植物圃場　（場長　平山重勝）

空襲と終戦

昭和19年7月マリアナ諸島を奪われ10月にはレイテ島の敗北によって，南洋における日本軍の制空，制海権は米軍の手中に帰した．すでに日本の戦力の限界を見届けたかのように，11月には米爆撃機B 29が銀翼をつらねて日本本土に来襲した．この空襲によって東京は初めて外敵の侵入に見舞われたのである．


防空演習の際の目黒分場員

東京，大阪衛生試験所及び目黒分場は，昭和16年に特設防護団を結成して各自部署を定め，有時に備えて防空消防の警戒訓練を怠らなかったが，東京初空襲の際の機敏な活動は目ざましいものがあった．

疎開　昭和20年の1月早々，銀座の一部が爆撃の被害を受けた．2月に入ると阪神地方がB 29の初空襲に見舞われる一方，東京周辺をはじめ関東一円は米軍艦上機の跳梁に脅かされた．

かくして防空防護の非常事態の切迫によって疎開は焦眉の急となった．しかし，軍占用にひとしい運輸網の間隙を縫って殺到する官民の疎開輸送は困難をきわめた．その上，梱包資材や人手不足が一層疎開作業を手間取らせた．

当局の指示によって東京衛生試験所は取りあえず疎開先を粕壁圃場に，大阪衛生試験所は和歌山圃場に予定した．まず図書類及び重要器具類の適当な保管場所を物色した結果，粕壁に程近い杉戸町の素封家小島良平氏の厚意で，同家の土蔵を借用する契約がまとまった．東京衛生試験所は図書類を荷造りし，輸送の都合で二回に分けて発送することになり，第一回を昭和20年3月8日に疎開した．この荷物は小島家の土蔵内で戦災をまぬがれたが，その中には重要な歴史的資料もいくつかあり，それらが残存したのは不幸中の幸運であった．残りの荷物は2日後の3月10日の空襲で庁舎もろとも灰燼に帰した．

東京衛生試験所被災　昭和20年（1945）3月10日午前零時，ぶきみな空襲警報とともに東京上空に米軍編隊130機が大挙襲来して集中的に焼夷弾の雨を降らし，2時間余りの間に江東地区

周辺をすさまじい火の海と化した.

神田和泉町の東京衛生試験所も無数の焼夷弾の直撃を受け，わずかに製薬部の一部を残すのみで，全館ことごとく炎上し，所員が多年心血を注いだ試験成績も烏有に帰した.

東京衛生試験所の庁舎は，明治7年（1874）司薬場として開設以来，明治，大正，昭和の3代にわたってしばしば増改築し，本館及び18棟の総建坪3,834.5坪の試験研究機関として偉容を誇っていた．この庁舎において日本の進運と情勢の変化に応じ，各部門の精鋭たちが国民の保健衛生に寄与する任務を全うする一面，製薬工業発達の推進に大きな役割を果したのである．かくして常に時代に先行する幾多の業績を積み重ねた由緒ある神田和泉町の本拠は，戦火のため惜しくも71年の歴史の幕を閉じたのであった.

当時，200名近い所員の中には罹災者も少なくなかったが，庁舎の焼け跡に駆けつけて来て，余りの惨状に途方に暮れるばかりであった．電気，ガス，水道はもとより交通機関も機能を停止した混乱状態の中で，連日連夜の空襲におびえながら，一日も早く再起の方策を立て国民の保健衛生を守らねばならなかった．翌3月11日上野桜木町の東京薬学専門学校女子部に集合して，松尾所長を中心に善後策を協議した結果，当分の間，目黒分場に本部を置くことになった.

しかし，全員収容は不可能なので，各部門別に縁故をたどって，一時分散を余儀なくされた．薬剤部と製薬部の一部は世田谷の明治薬学専門学校に移ったほか，東京帝大薬学教室，新宿柏木の東京薬学専門学校，川崎の東芝工場，東京歯科医学専門学校等から厚意的に分室の提供を受け，試験再開準備に着手した．とはいえ器具，薬品類も諸方からの寄せ集めでは到底系統立った試験は望むべくもなかった.

東京はさらに4月13日，5月25日の大空襲で見る影もない焼野原に変貌し，その後は地方都市の空襲が激化の度を加えた.

大阪衛生試験所被災　ついで6月6日の大阪大空襲も激甚をきわめた．京橋3丁目の大阪衛生試験所は無数の焼夷弾の集中直撃を受け，防護団が必死の消防に努めたが及ばず，看板を残すのみで全焼のやむなきに至った．石尾正文所長は応急に帝国女子薬学専門学校の一部を借受け，復興の機を待つことにした.

戦争終結　6月21日，沖縄の日本軍全滅によって敗色は濃く，そして8月6日の広島に続いて，9日の長崎への原子爆弾の投下は全く戦意を喪失させる衝撃であった．かくしてポッダム宣言の受諾により，昭和20年8月15日正午，天皇の終戦を告げる放送によって極限状況に追いつめられた国民は戦争の桎梏から解放されたのであった.

第7章　戦後の再建時代

1.　占領軍の衛生政策

公衆衛生対策に関する覚書

第二次世界大戦中の過烈な空襲により，ほとんどの都市は焦土と化し，広島，長崎は原子爆弾の洗礼を受け見る影もない姿と変り，国土は荒廃し，国力は疲弊の極に達した．東京，大阪両衛生試験所も目黒分場庁舎を残して灰燼に帰し，所員も各所に分散し，混乱のうちに敗戦を迎えた．そして昭和20年8月末から占領軍が本土に進駐し，同9月2日ミズリー艦上で日本は無条件降伏の文書に調印し，連合軍最高司令部（GHQ）が東京に設置された．

かくして国民は未曽有の占領政策を受けることになったが，GHQは占領管理方針の中核をなす民主化基本指令を覚書（memorandum）の形式で，矢継ぎ早に日本政府に通達した．とくに日本の悪化した衛生状態が占領軍に影響を及ぼすことを顧慮して，軍政監部衛生部長サムス大佐（後の准将）は，衛生行政面の改善策について厚生省と折衝した．そして昭和20年（1945）9月22日付の「公衆衛生対策に関する覚書」（第1号覚書）によって，厚生省に対し次の事項（抜粋）の調査及び処置を指令した．

敗戦による混乱の中で，この覚書によって衛生行政は少しずつ前進しはじめたのである．

厚生省が直ちに調査する事項

(1)　各府県の疾病蔓延状況．

(2)　各府県の医師，歯科医師，獣医師及び公衆衛生関係者の数．

(3)　各府県の病院施設，医療施設，獣医関係施設及び衛生施設の個々に関して，その適不適の状況．

(4)　従来の日本の公衆衛生関係法規が，現在の要求を満たすに適当か否かの状況．

直ちにとるべき処置

(1)　各府県の伝染病週報の作成．

(2)　一般民衆の健康に対して，著しく影響を与えると思われる疾病に対する予防注射，昆虫駆除及び撲滅策の処置．

(3)　軍以外及び軍の総ての医療資材，歯科医資材，獣医資材，衛生資材及び軍の食糧は，連合軍最高司令官の占領管理方式に従って，従来の日本の機関を通じて配給すること．

(4)　公衆衛生関係，臨床診断関係及び血清，ワクチン製造関係の軍以外研究所の業務を再開し，又は継続すること．

(5)　連合軍最高司令官の樹立した方針に従って，衛生統計の報告及び解説を速かに行うこと．

(6)　日本国民の花柳病撲滅に特に努力すること.

麻薬管理の緊急措置

続いて2週間後の10月6日付の第2号覚書で,「15日以内に司令部宛着手したすべての手段を報告する」ことが通達された. この第2号覚書のうちの第4項は麻薬に関するもので, 日本政府に対し調査資料の提出を命じた. これは戦後の混乱に乗じて横行する麻薬禍が, 占領軍にも波及することを恐れたことと, かつてわが国が満州, 朝鮮で行った阿片対策を重視し, これを徹底的に追求するためで, 麻薬に対し厳しい施策を打ち出したのである. 同時に麻薬行政に関与した官吏は辞職することになった.

第4項の内容は次のようである.

1)　日本における麻薬品の種子, 原料あるいは半製品又は完成した麻薬品のあらゆる在庫品につき, 場所及び所有数を示す項目記述.
2)　製造された麻薬の場所, 所有権及び麻薬品を製造する各工場の能力.
3)　日本国内の麻薬品の製造及び消費に関して, 1930年より1945年の間に毎年製造され, 且つ消費された各種の全量を示す記述.

目黒分場等の麻薬関係業務停止　占領軍は調査報告を待たず, 10月12日には「麻薬の生産及び記録の統制に関する覚書」によって, 各工場の麻薬の製造を禁止した. 東京衛生試験所においても目黒分場は, 燐酸コデイン, 塩酸エチルモルヒネの製造禁止を命じられるとともに, 在庫品は没収され, 10余年の麻薬製造業務を停止した. 同時に春日部及び和歌山圃場のケシ栽培禁止の指令を受けた.

伝染病予防にDDT使用

占領軍は昭和20年11月21日, 虱媒介の発疹チフス蔓延の情報に対して, 緊急の防疫対策を指令し, 政府には適当な薬剤の備蓄がなかったので, DDTを放出した.

厚生省は直ちに関係各省庁と協議の上, 要員を提供し, 占領軍の指揮下に汽車, 汽船, 電車, バス等の交通機関及び一般民衆にDDT消毒を強行し, 防疫に効果があった. DDTは昭和21年には製造が開始され, 試験規格が定められた.

有毒飲食物の取締

メタノール含有酒類の取締　終戦直後, 軍需会社等から放出された酒類やエタノール中には, メタノールを含有するものがあり, これにより多数の死者, 失明者が続出し, 占領軍将兵にも被害が及び, 戦後初の最悪の中毒事件が発生した. 事態を重く見たGHQ当局は, 昭和20年12月18日付の覚書で, 実刑を科する有毒飲食物等取締令の制定を指令した.

この要請に応えて厚生省は, 昭和21年 (1946) 1月29日, 勅令第52号の「有毒飲食物等取締令」を公布, 施行するに至った. 本令の要点は, メタノール又は四エチル鉛を含有する飲食物

（1cc中1mg以下のメタノールを含有するものを除く）の製造，販売，譲渡，所持を禁じるとともに，違反者に対しては食品関係では異例の厳罰を科して，メタノール中毒事件の絶滅を期したのであった．

その後もメタノール等の中毒事件が跡を絶たなかったので，GHQの再度の指令により，厚生省はさらに厳重な態度でのぞみ，6月18日付の勅令第320号で改正取締令を公布した．改正の主眼は，メタノールを微量（1cc中1mg以下）含有する飲食物も取締の対象とし，過失犯も処罰することとした．

人工甘味質取締規則の改正　戦中戦後を通じて砂糖の入手難による甘味不足から，染料に用いるパラニトロオルトトルイジンの強烈な甘味に目を付けた悪徳業者が，これを甘味料として爆弾糖などの名称で販売したため，ついに中毒死者を出す事件が発生した．

厚生省は悪質有害甘味質の規制を強化するとともに，切実な甘味不足を補う応急施策として，昭和21年5月11日付の第19号省令で，日本薬局方収載の溶性サッカリンの使用を届出制により許可する主旨の「人工甘味質取締改正」の件を公布し，即日施行した．

サッカリンは昭和16年（1941）よりたくあん漬に限り，許容量の範囲内での添加が認められていた．昭和21年7月5日には，日本薬局方ズルチンも使用許可の人工甘味質に追加された．

大阪衛生試験所閉鎖

大阪市東区京橋3丁目の厚生省大阪衛生試験所の庁舎は，昭和20年6月7日の大空襲で焼失した．応急に帝国女子薬学専門学校内に仮事務所を設けたが，庁舎再建の見込みが立たぬまま行政整理の対象となり昭和21年3月閉鎖を宣告され，石尾正文所長以下職員は退官することになった．明治8年（1875）大阪司薬場として発足以来71年，東京衛生試験所と並んで西日本の保健衛生の中心的存在として，行政指導及び薬学薬業の発展に寄与した業績が高く評価されるだけに，惜しまれつつ歴史の幕を閉じたのであった．

2.　用賀への移転と業務の再開

旧陸軍衛生材料廠跡に移転

GHQは占領軍の健康保護にも影響を及ぼす公衆衛生の早期改善を急ぎ，厚生省に対する覚書第1号にも，軍以外の衛生研究機関や関連施設の継続再開を指令しているので，厚生省は所管の衛生試験所及び各研究機関の整備再建に乗り出した．

松尾東京衛生試験所長は適当な建物の物色に奔走したが，その結果，賠償物資として米第8軍司令部に接収されていた世田谷区玉川用賀町2丁目203番地（現在の国立衛生試験所所在地）の旧帝国陸軍衛生材料本廠内の建物の使用許可を，東京財務局長を経てGHQに申請した．

この要請は承認され，昭和21年5月19日の覚書で廠内のコンクリート造2階建の3建物の一

時使用の許可を得，目黒分場から本拠を移した．かくして戦災後1年2カ月ぶりに，各所に分散した所員や復員所員らが本所に集合し，再出発の決意を新たにした．

しかし，倉庫に使用されていた建物の内部は，試験設備は皆無のうえに乱雑をきわめていたので，まず整頓し，それから必要な設備や備品を調達せねばならなかった．また戦後の物資不足と悪性インフレで研究資材の入手はきわめて困難であり，そのうえ電力，ガスの供給制限などの悪条件下におかれた．しかし所員は再建に努力をつづけ，試験研究態勢を着々と整えて行った．本部が用賀に移転したあとの目黒分場は，戦災所員の宿舎にあてられた．

終戦直後の東京衛生試験所の概要　終戦前後の異状な混乱と戦禍によって記録文書は散逸してしまったが，昭和21年10月，商工省の外郭団体である財団法人産業科学協会が行った実態調査に対する次の東京衛生試験所の回答（昭和21年7月現在）により，当時の概要をうかがうことができる．

組織名称　厚生省東京衛生試験所
所在地　東京都世田谷区玉川用賀町2丁目203番地
研究機関長名　松尾　仁
建物坪数　9,269坪
研究従事者学歴　大学卒業14名，専門学校卒業9名
年間所要経費

年度	研究機関固有経費	外部ヨリノ助成金	合計
昭和19年度	470,000円	学術振興会　3,000円 学術研究会議　1,800円	474,800円
昭和20年度	470,000円	学術振興会　0 学術研究会議　1,400円	471,400円

従業員数

種別	研究員	助手	其他	合計
終戦直前	32名	41名	66名	139名
現在（21年）	31名	34名	70名	135名

研究刊行物　衛生試験所彙報
機構及び研究範囲
　薬剤部　薬品及び歯科材料の受託試験
　検明部　飲食物その他の生活資料受託試験
　製薬部　医薬品の試験研究
　調査部　衛生試験，細菌試験，ビタミン試験
　植物化学部　植物成分の試験
　栽培試験部　薬用植物栽培試験
戦災程度　建物被害100％，機械器具被害95％
主要研究項目
1. 殺虫にピレトリンを応用する方法の改良
2. トウゴマ中のアルカロイドの研究
3. 除虫菊栽培試験

4. エフェドリンの製造
5. 消毒剤の研究
6. 市販ビタミン剤の調査
7. 医薬品の研究
8. チフス性疾患の化学療法剤合成研究
9. ピペリジン誘導体の合成
10. 魚類臓器成分の研究とその臓器薬品としての応用研究
11. 歯科材料に関する研究

薬剤部長の交替　薬剤部長・技師今野運治は昭和21年2月4日急逝した．大正5年東京帝大薬学科卒業後，東京衛生試験所に入所して30年間，医薬品の試験及び研究に精励した．

松尾所長は後任の薬剤部長として南方から復員した大岡増二郎元東京帝大薬学科助教授を任用し，昭和21年5月発令した．

医薬品の製品検査開始

厚生省はGHQ当局の指示により，昭和22年（1947）3月13日「スルファミン等の製品検査要綱」を公布し，スルファミン，同錠，スルファチアゾール，同錠，次サリチル酸蒼鉛注射液，純マファルゾール，マファルゾールの7品目を製品検査品目に指定した．そしてこれら医薬品の検査を東京衛生試験所に委託した．

この種の国家機関による検定はわが国では初めての施策で，検定方法は主として米国薬局方に従って行われ，この検定に合格した製品だけが所定の手続を経て販売が許可されることになった．

東京衛生試験所は当時これらの製品を生産していた22社の責任者を集めて，検査要綱の打合せを行い，この新しい業務を開始した．これが今日の医薬品の国家検定の始まりである．

一方，昭和22年2月，松尾所長は貿易庁輸出局長から，連合軍の要請に基づき船積書類中に検査証を添付するため，輸出医薬品の短期検査実施方の依頼を受けた．なお，戦後民間貿易が再開されるまでの間は，もっぱらGHQ当局の許可のもとに政府貿易が行われていた．

機構の再編成

このように占領政策にそって衛生試験所の業務も急転回を迫られ，昭和22年4月，次のように機構の再編成が行われた．

所　長（松尾　仁）
庶務部（部長　春宮　寛）
合成化学部（部長　近藤　龍）
分析試験部（部長　大岡増二郎）
生物化学部（部長　長沢佳熊）
細菌部（部長　八田貞義）
生薬部（部長　山口一孝）

調査部（部長　藤井正道）
植物部（部長　平山重勝）
春日部圃場（場長　川谷豊彦）
伊豆試験場（場長　宮崎幸男）

なお昭和21年4月1日発令の勅令第193号により，従来の技師，技手は厚生技官と，書記，属などは事務官と改称された．


合成化学部の職員（昭和22年）

伊豆に薬用植物栽培試験場開設　伊豆に熱帯，亜熱帯薬用植物の栽培試験場を設置することになり，昭和22年からその準備にかかった．静岡県賀茂郡南中村字下賀茂（現在賀茂郡南伊豆町下賀茂155番地）に土地2,246坪を購入し，木造庁舎，温泉熱利用による温室，倉庫，農具舎，堆肥舎，宿舎等の新築に着手した．そして昭和23年7月17日に開場式を行い，場長以下7名で発足した．

用賀に本拠確定

新たに各部門の陣容を立て直した矢先，はからずも昭和22年5月6日付の米第8軍司令部の覚書により，東京衛生試験所が占有する用賀の建物を9日以内に接収するという，強制明け渡しの通告を受けた．松尾所長は事の意外に驚き，手を尽くして免除を懇請したが結局徒労に終り，苦心して集めた備品もそのまま凍結される有様であった．

やむなく本拠を再び目黒分場に移し，善後策を講じた．しかし試験設備が不充分のうえに手狭で，全員収容は不可能であったので，松尾所長は各方面に研究室の一時借用方を交渉した．分析試験部（医薬品，ビタミン，食品の試験担当）のうちのスルファミン等の製品検査は業者の便宜上，目黒分場で行われた．その他は東京薬学専門学校，川崎市小田中の東京芝浦電気株式会社附属生物理化学研究所，東大医学部薬学科，同理学部化学科，東京歯科医学専門学校，日本医科大

実　験　薬　品　製　造　全　集

本書は衛生試験所彙報第1号から第64号に収載された報告の中から，薬品製造に関するものを取出して編集したもので，11巻からなる医薬品製造の集大成である．その内容は，有機薬品合成篇，有機電気化学篇，無機薬品合成篇，動植物成分篇，植物成分篇，植物成分抽出篇及び総索引からなり，第1巻は昭和23年（1948）9月25日に発刊され，最終巻は昭和25年に刊行された．

東京衛生試験所は大正4年（1915）第一次大戦の影響で急を要する医薬品の自給化政策に応えて，臨時製薬部ついで薬用植物栽培試験部を設置して以来，終戦時に至るまで，医薬品の製造技術の研究開発及び業界指導に尽力し，工業的製造にまで発展して国の需要に大いに貢献した．しかし終戦後衛生試験所の製薬部門は廃止となった．このような経緯から歴史的にも重要な実績を後世に伝えるため，互恵会の名前で本書が企画刊行されたもので，本書は戦後の製薬業界，学界の復興に一役を買った図書である．

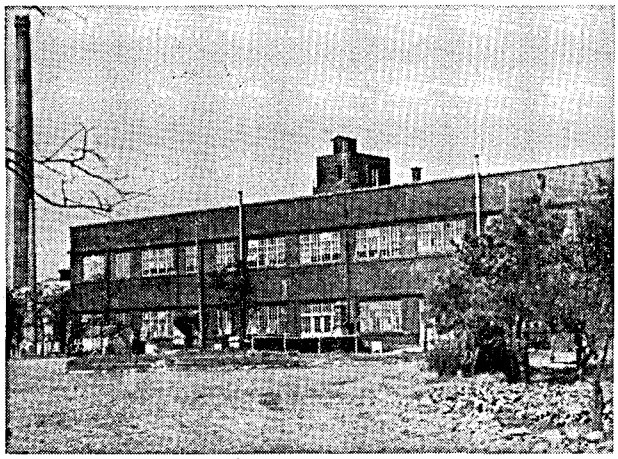

移転当時の庁舎

学などに分散して試験研究を続行した.

その間，米第8軍に強制徴発された用賀の建物は，未使用のまま放置されていた．機を見て松尾所長は厚生省の応援を求め，復帰の折衝につとめた結果，他の公用建物と代替することで決着がつき，昭和22年12月，半年余りで各分室を引揚げ，全員用賀の本拠に戻ることができた.

所長交代　松尾所長は戦中戦後のきわめて多事多難の混乱期に処してその責務を果し，昭和23年9月10日勇退した．同日付で近藤龍合成化学部長が後任所長に補された.

松尾仁（1891～1960）所長は，大正4年7月東京帝大薬学科卒業，内務省嘱託を経て大正7

衛生試験所報告の変遷

公衆衛生の発展に資するため，衛生試験所の業績をまとめ始めて公表したのは明治19年（1886）5月のことで，衛生試験彙報と題した．彙報とは分類して集めた報告の意である.

この彙報は第9号までは毎年刊行されていたが，経費の都合で明治29年（1896）から明治41年（1908）まで中断され，明治42年第10号から再び続刊され関係方面に多くの影響を与えた．第1号から第9号までは内務省衛生局，第10号からは内務省衛生試験所が発行者となっている．また大正11年（1922）発刊の第18号から衛生試験所彙報と改名され，第25号（大正14年）からは横書に改められた．敗戦の前年の昭和19年衛生試験所彙報は発行を中断したが，復興のきざしの見え始めた昭和23年，第66号が復刊された．第67号は昭和25年（1950）に刊行されたが，この時から，当用漢字制のため衛生試験所報告と改題し今日に至っている.

昭和34年（1959）創立85周年記念事業の一つとして第39号から第77号までの総索引が作製されたが，第38号までの総索引は，すでに昭和6年（1931）に出版されている.

衛生試験所彙報当時は英名を付けていないが，第68号（昭和26年刊行）には Bulletin of the National Hygienic Laboratory が付記され，第78号（昭和35年刊行）からは Bulletin of the National Institute of Hygienic Sciences となった.

ちなみに当所の英名は古文書，印紙などからつぎのいくつかを見ることができる.

司薬場時代（明治10年頃）：Imperial Japanese Pharmaceutical Laboratory あるいは Imperial Japanese Laboratory．司薬場はローマ字で SHIYAKUJIO とも書かれている.

衛生局試験所時代（明治18年頃）：Imperial Sanitary Laboratory.

内務省衛生試験所時代（明治20年以降）：Imperial Hygienic Laboratory.

第二次大戦後国立衛生試験所になってからは National Hygienic Laboratory が用いられていたが，次第に組織，機構が拡大したため昭和35年（1960）より National Institute of Hygienic Sciences に改められた.

年内務技師に任官，同8年東京衛生試験所技師兼務，昭和11年8月には東京衛生試験所本務となり，薬用植物栽培試験部及び製薬部に勤務し，昭和16年7月東京衛生試験所長心得を経て，同年8月所長に補せられた．昭和23年に退官するまでの間に薬剤師試験委員，日本薬局方調査会委員，食品衛生委員会委員，学術研究会議会員等の職務を歴任，昭和20年には薬学博士を授与された．また昭和5年ロンドンで開催された麻薬製造国際会議に日本代表委員として出席するなど，多くの業績を残している．

衛生試験所彙報復刊　決戦下の昭和19年（1944），すべての刊行物と同様衛生試験所彙報も，わら半紙，謄写版刷の第65号を最後に発行停止のやむなきに至った．それから終戦前後の混迷と空白から脱して昭和23年（1948）10月，第66号が復刊された．衛生試験所報告と改名されたのは昭和25年第67号からである．

食品衛生法の制定

昭和22年（1947）4月30日，厚生省令第10号として「飲食物其他の物品取締に関する法律（明治33年2月法律第15号）及び有毒飲食物等取締令（昭和21年1月勅令第52号）の施行に関する省令」が公布されたが，この省令は暫定的なものであった．すなわち政府は昭和22年5月3日の新憲法の施行に伴い，食品衛生行政を新たな視野に立って実施するため，食品衛生に関する総括的な法律として昭和22年12月24日付法律第233号をもって「食品衛生法」を制定した．この法律により食品行政は従来の取締的なものから，指導的，科学的なものに変わった．この法律は全文36条から成り，飲食に基因する衛生上の危害発生防止と，公衆衛生の向上増進を目的として作られたものである．

昭和22年12月31日付で内務省が廃止されたので，それまで同省管轄の警察行政下にあった薬品・食品等の衛生関係の取締及び監視体制は厚生省に移管された．

昭和23年7月13日には「食品衛生法施行規則」が制定されるとともに，「食品衛生法第7条，第10条の規定による食品，添加物，器具，容器包装の規格及び基準」が定められた．さらに12月25日付の厚生省告示第106号で，これらの規格及び基準への適否を検定する試験法として「食品衛生試験法」が制定された．

食品衛生監視員制度　これらの法規を実際に運用して，第一線で食品衛生の行政指導の職権を行使するために，国，都道府県，保健所を設置する市に食品衛生監視員が置かれた．

製品検査制度　食品衛生法の中で，厚生大臣又は都道府県知事が公衆衛生の見地から，販売の用に供する食品，添加物，器具又は容器包装の製品について必要な検査を行うことができるよう規定された．そして厚生大臣が行うものについては衛生試験所で検査し，合格証紙が貼付される制度となった．昭和23年7月の施行規則では厚生大臣が製品検査を行うべき添加物として，溶性サッカリン，ズルチン，合成着色料中タール色素，ロダン酢酸エチルエステル及びその製剤が指定された．昭和24年中に東京衛生試験所で処理された製品検査数は10,461件の多きに達し，

その内約80％が人工甘味剤の溶性サッカリンとズルチンであった.

輸出品検査制度の確立

昭和23年（1948）8月15日付で，戦後初めて制限付民間貿易が再開の運びとなった．これに先立って輸出品の品質を確保し，日本製品の海外での信用と声価を高めて貿易を振興させることを目的とする輸出品検査制度を確立するため，同年7月「輸出品取締法」（法律第553号）を制定，翌24年1月「輸出品取締法施行規則」（厚生，農林，商工省令第1号）が発令された.

この法律は，商工省（同年，通商産業省に改組）を主管省とし，厚生，農林，運輸の4省が協力運用して行く方針であった．取締の対象となる輸出品目は，各主務大臣の指定した物品に限られるが，輸出医薬品と輸出食品等の検査機関として東京衛生試験所が指定を受けた．これで東京衛生試験所は薬品の検査業務についで，新たに輸出品検査業務が課せられることになった.

さらに昭和25年6月取締対象となる輸出品目の追加及び規格が定められ，医薬品と試薬は全品目が指定され，日本薬局方及び国民医薬品集収載の医薬品は，両公定書に定められた規格によることとした．東京衛生試験所では，そのほか，医療用具のうち注射筒の検査を行った.

3.　国立衛生試験所の成立

新薬事法の制定

占領下厚生省は薬事行政及び薬事制度の改革をはかるため，昭和18年に戦時立法として成立した薬事法（法律第48号）の改正を急ぐことになった.

当時戦後の混乱から粗悪な医薬品，用具，化粧品等が横行し，取締規制を整備する必要があった．主な改正点として，例えば取締の対象に医薬品のほか，用具，化粧品を加えたこと，新たに薬事監視員制度を設けて取締の徹底を期したことなどがあげられ，アメリカの制度を取入れたことがこの改正の特色であった.

この薬事法改正法案は，医薬制度調査会の審議を経て，昭和23年6月4日第二国会に提出された．国会を通過成立した「薬事法」は，7月29日付法律第197号をもって公布，即日施行された.

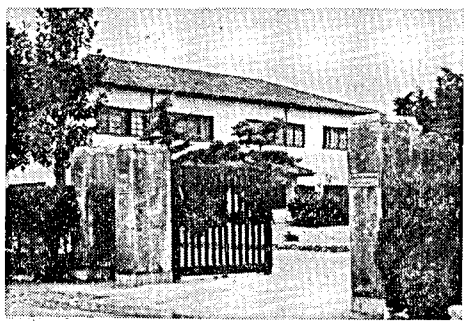

大阪分室のあった大阪栄養研究所（ただし撮影は昭和34年）

大阪分室の設置

輸出品取締法の実施に伴い，関西方面にも医薬品，食品等の輸出検査及び特定医薬品の検査機関が必要となり，地元関係者の要望に応えて大阪分室設置の件が具体化し，昭和24年度予算として

80万円が計上された．地元関係者の多大の援助を受け，兵庫県伊丹市北村の財団法人大阪栄養研究所の木造2階の建物内の194坪余を借用することになった．昭和24年2月，中島辰己ら6名の職員が西下し設置の準備にかかった．

内部の組織として特定医薬品検査係，輸出入医薬品検査係，輸出入食品検査係，細菌試験係を設け，昭和24年4月15日，慶松一郎薬務局長，近藤東京衛生試験所長，及び地元関係者が出席して開所式をあげた．8月には原一郎厚生技官が大阪分室長として着任した．

国立衛生試験所と改称

厚生省設置法の制定　昭和24年（1949）5月31日，国の社会福祉，社会保障，公衆衛生の向上増進を主旨とする「厚生省設置法」（法律第151号）が制定された．この中で厚生省附属機関として国立衛生試験所の任務が明文化された．翌6月1日，厚生省東京衛生試験所は国立衛生試験所と改称した．

厚生省設置法第24条に，「国立衛生試験所は，左に掲げる事務をつかさどる機関とする」として，次のように明記された．

厚生省設置法（抜粋）

第24条　国立衛生試験所

1. 国家検定を要する医薬品及び食品等の試験及び検査を行うこと．
2. 輸出品取締法に基き，輸出する医薬品（生物学的製剤及び抗菌性物質を除く），用具，化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと．
3. 国内消費用医薬品（生物学的製剤及び抗菌性物質を除く），用具，化粧品及び食品等の試験及び検査を行うこと．
4. 消毒剤，殺虫剤及び殺鼠剤の試験及び検査（生物学的検査を除く）を行うこと．
5. 薬用植物の栽培，指導及び研究を行うこと．
6. その他衛生上必要な事項の試験調査及び研究を行うこと．

（Ⅰ）　国立衛生試験所は東京都に置く．

（Ⅱ）　国立衛生試験所の内部組織は厚生省令で定める．

（Ⅲ）　厚生大臣は，国立衛生試験所の事務を分掌させるため，所要の地に国立衛生試験所の支所を設けることができる．その名称，位置及び内部組織は厚生省令で定める．

厚生省組織規程の制定　昭和24年5月31日に公布された厚生省設置法を施行するに当って，10月25日「厚生省組織規程」（厚生省令第38号）が定められた．

新たに設定された厚生省組織規程の第2章第2節の「附属機関」中の第9款・国立衛生試験所の組織規程は，第129条～第136条に次のように明示されている．

第9款　国立衛生試験所

所　長

第129条　国立衛生試験所に所長を置く．

所長は，厚生大臣の指揮監督を受け，所務を掌理する．

内部組織

第130条　国立衛生試験所に庶務課，左の三部及び薬用植物園を置く．

総合調整部
試験部
研究部

庶務課の事務

第131条　庶務課においては，職員の人事，公印の管守，文書，図書，会計，物品，営繕，医薬品等の小分及び封かん及び渉外に関する事務その他，他の主管に属しない事務をつかさどる．

総合調整部の事務

第132条　総合調整部においては，試験，検査及び研究に関する方針の樹立，結果の総合判定，報告の作成及び記録の保管並びに試験，検査及び研究に要する機械，器具，試薬及び動物等の保存及び供給の調整に関する事務をつかさどる．

試験部の事務

第133条　試験部においては，医薬品，化粧品，その他の衛生用品，食品，添加物，器具，容器包装，温泉，毒劇物等に関する規格，品質，純度，力価，定量，毒性の有無及び薬理等の試験及び検査に関することをつかさどる．

研究部の事務

第134条　研究部においては，医薬品，化粧品その他の衛生用品並びに食品，添加物，器具，容器包装等の規格及び改良に関する研究並びに標準品の製造及び頒布に関することをつかさどる．

薬用植物園の事務

第135条　薬用植物園においては，薬用植物の栽培及び品種の改良並びに種苗の育成及び配布に関することをつかさどる．

支　所

第136条　国立衛生試験所に支所を置く．支所の名称及び位置は，国立衛生試験所大阪支所，大阪府大阪市．

内部組織による業務の分担　組織規程によって試験研究の業務を遂行するために，さらに試験部を8部，研究部を3部に区分し，また公衆衛生局から併任技官の協力を得て，業務を分担する体制を整えた．

厚生省組織規程制定当時の業務についてその概略を以下に記した．

庶務課

庶務課は，庶務係，会計係，出納係，購買係，在庫係，営繕係，図書渉外係が事務を分担した．図書渉外係は図書の管理のほか，占領下の特殊事務を担当した．

総合調整部

総合調整部は検体取扱事務のほか，機械，器具，試薬，動物等の管理も任せられていた．

昭和24年に取り扱った検体は，特定医薬品検定1,527件，輸出医薬品563件，輸出食品373件（以上本所，支所合計），製品検査10,461件，依頼試験363件，特行試験403件を数えた．これら多数の各種検体を受理し，担当各試験部にそれぞれ配布し，さらにその試験成績を総括して報告書を作成し，本省薬務局とGHQへ提出した．

なお昭和24年度には，厚生省薬務局および公衆衛生局と協力して，各都道府県衛生研究所技術員の技術向上を目的とした「薬事及び食品衛生技術打合せ会」を国立衛生試験所で開催し，当所の技官が講義と技術指導を行った．

試験部

試験部は次の8部門に分れ各種の試験検定業務に従事する傍ら，研究部と協力して規格設定，試験法の改良等を行った．

1. 無機化学試験部　無機薬品，化粧品類，温泉等の試験を担当．
2. 有機化学試験部　特定医薬品の検定，輸出医薬品の検査等を担当．
3. 有機微量化学試験部　医薬品等の特行試験，ビタミン類の試験のほか，微量有機化学的な試験を担当．
4. 物理試験部　歯科材料，用具，療品，輸出医薬品の試験を担当．
5. 生化学試験部　製品検査，輸出食品の品質検査及び食品関係の依頼試験，食中毒事件の解明等を分担．
6. 生薬試験部　生薬の鑑定，植物性香料の試験を担当．
7. 薬理試験部　医薬品，食品の薬理学的試験，実験動物の飼育管理等を担当．
8. 細菌試験部　医薬品，食品，療品の依頼試験，食中毒の究明等を分担．

研究部

研究部は次の3部門に分れ試験，検定に必要な研究を行った．

1. 試験規格研究部　第6改正日本薬局方に収載される13品目の規格を設定したほか，日本工業試薬20種の規格を定めた．
2. 改良研究部　各種合成医薬品の改良研究を行った．
3. 標準品製造部　第6改正日本薬局方標準品の製造研究を行うと同時に，GHQを通じ米国薬局方参考標準品23種（金額180ドル，邦貨64,800円）を輸入し，これにより標準品製造の研究を行った．

大阪支所　昭和24年4月開所した国立衛生試験所大阪分室は，同年10月25日公布の厚生省組織規程により，国立衛生試験所大阪支所と改称，職員は事務官1名，技官7名，助手5名の13名であった．

24年度の業務は，特定医薬品検定（325検体），輸出医薬品検査，輸出食品検査が行われた．

薬用植物園　春日部，伊豆，和歌山の3カ所の薬用植物栽培試験場を附属分場とし，各地域の風土に適した薬用植物の試験栽培，品種改良，種苗の配布交換等を行った．

定員と予算　本所，支所，薬用植物園で構成される国立衛生試験所の昭和24年度の職員構成は，事務官10名，技官54名，雇員40名，傭人99名，臨時職員14名で総員217名であった．

また昭和24年度予算は総額27,669,646円で，その内訳は人件費18,690,916円，物件費8,978,730円となっている．

4. 医薬品食品検査体制の整備

特定医薬品検定規則の制定

空襲で荒廃した医薬品産業界は，戦後の多難な再建に立ち上った．

一方GHQ公衆衛生福祉局は，最悪の状態にあった日本の環境衛生改善のために，害虫駆除対策の一環としてDDTの製造を指導し，さらに性病予防を重視して砒素駆梅薬マファルゾール，蒼鉛駆梅剤，回虫の蔓延防止のための駆虫薬ヘキシルレゾルシン，及び避妊薬等の製造を許可した．そしてそれらの製品化された医薬品の品質を確保するため，厚生省は昭和22年，GHQ当局の指示によりスルファミン等の製品の検査を当所に命じた．厚生省はさらに重要医薬品の検定を制度化するため，薬事法第32条に基づき，昭和24年9月6日付厚生省令第33号で「特定医薬品検定規則」を次のように定め，9月10日から施行した．

特定医薬品検定規則

第1条　特定医薬品は厚生大臣の指定する医薬品を言う．

第2条　特定医薬品の検定は，厚生大臣の指定する検定機関で行う．

第3条　製造業者は製造番号ごとに作成した検定申請書（1号様式略）に，手数料に相当する収入印紙を貼付し，製造所所在地の都道府県知事を経て，検定機関に提出する．

第4条　業者は特定医薬品を販売又は授与の用に供する容器に入れ，封印するのに適当な箱その他の容器に収め，その容器に特定医薬品名，製造番号，製造年月日，容器の包装，単位別数量及び特定医薬品の総量を表示する．

第5条　都道府県知事は，検定申請書を受理したときは，監視員をして，業者が作成した製造記録表を調査の上，表示した箱又は容器から，別表に定める必要量の試験品を採取して適当な容器に収め，これに業者名，医薬品名，製造年月日，同番号，試験品の採取量を表示させなければならない．監視員は試験品を採取した容器及び試験品を納めた容器にそれぞれ封印しなければならない．

第6条　知事は試験品及び申請書を検定機関に送付すると共に，厚生大臣に報告書（2号様式略）を提出する．

第7条　検定機関は厚生大臣の定める規準により検定し，成績を厚生大臣に報告し，知事に通知する．

第8条　知事は合格の通知を受けたときは，これを業者に通知し，検定証を交付すると共に監視員をして容器の封印を解かせ，その監視のもとに，業者をして合格品の容器を検定証で封緘させ，その容器に製造年月日，番号，合格番号を記載する．

第9条　不合格のときは再検定を申請できる．

第10条　再検定の結果不合格の時は申請できない．

国立衛生試験所を検定機関に指定　上記規則第2条により，厚生省告示第187号をもって国立衛生試験所が改めて検定機関に指定された．検定品目は先のスルファミン等7品目のほかヘキシルレゾルシン，同丸で，昭和25年には避妊薬が追加された．

なお検定機関の担当区域は，東京本所は富山，長野，静岡以東，大阪支所は石川，岐阜，愛知以西としたが，業者の希望によりどちらに提出しても差支えないことになっていた．

大規模な一斉検査とその措置

GHQ当局は保健衛生改善に積極的意欲を示し，厚生省に対して医薬品，医療用具，化粧品等，保健衛生に関する国民生活必需品を全国から収集し，不良品を追放するため，早急に大規模な一斉検査を実施するよう強く要請した．

厚生省ははじめ難色を示したが，GHQは直接近藤所長と山本総合調整部長の出頭を求め，一斉検査実施の件を申し渡した．またサムス公衆衛生福祉局長自身，実地検分に当所に出向いて来て，直接所員の意向を確め実施可能と判断し，厚生省に対し迅速に計画を推進することを指示した．

かくして昭和25年（1950）3月10日，薬務局長から各都道府県知事あてに，医薬品等の一斉検査施行の通牒が発せられた．

これに備えて，国立衛生試験所は直ちに全機能を総動員して，総務班，無機化学試験班，第一有機化学試験班，第二有機化学試験班，生物試験班，物理試験班の臨時検査班を編成し，万全の体制を構えた．間もなく全国から監視員が収去した検体が続々と送付され，当所の一室に山と積まれた．多数を占める医薬品の中には漢薬も混じり，また歯科材料その他の医療用具，化粧品等もあり，多種多様をきわめた検体は14,134点を数えた．

総務班が検体を品目別に分類して各班に配布すると，各担当官が検査を分担処理した．毎週1回，GHQから係官が監察のため来所する緊張した場面も見られた．

各班は設備の不備，試薬の不足，不完全な試験規格，人員の不足などの悪条件に加え，検査期間が限定されているため悪戦苦闘し，検体の処理に忙殺された．試験成績は総務班によってまとめられ薬務局監視課からGHQ当局に報告された．

一斉検査の結果は予想外にわるく，全体の約30％が不合格という数字が示された．とくに不良品が多かったのは，ブドウ糖注射液ほか4品目の静脈用注射液であった．またこの検査成績によって，避妊薬が新たに特定医薬品に追加され，検定を受けることになった．

国家検査の開始　GHQは昭和25年9月1日再び医薬品の検定に関し覚書を示し，検定に合格するまでは販売を許可しないよう指示した．そこで厚生省は，特定医薬品検定とほぼ同じ要領で，国立衛生試験所で行う検査に合格しないものは販売を許可しない方針を打ち出し，昭和25年10月26日付の薬務局長通牒で，各都道府県知事に対し，「11月1日より医薬品，用具，化粧品の国家検査を実施」する旨及び検査要領を通知した．最初は歯科材料12品目の全製造業者に対し，薬事法第45条に基づく検査命令が発せられ，続いてその他の品目に検査命令が出されるとともに，当所は新たにこれらの国家検査機関としての任務が加えられた．25年度から東京本所で次の品目の国家検査が施行され，大阪支所は26年から開始した．

国家検査指定品目

歯科材料，脱脂綿，ガーゼ，衛生家庭綿，注射筒，注射針，羊腸線，縫合糸，縫合針，コンドーム，

ブドウ糖注射液，果糖注射液，転化糖注射液，リンゲル液，ロック液，ビタミンB_1注射液，ビタミンC注射液，ピツイトリン注射液，インシュリン注射液，オキシドール，杏仁水，マーキュロクローム，麻酔用エーテル，エーテル，塩酸エフェドリン，ブロムワレリル尿素，ブロムジエチルアセチル尿素，アセチルサリチル酸，薬用炭，タンニン酸アルブミン，DDT，クレゾール石鹸液，カフェイン，安息香酸ナトリウムカフェイン，サリチル酸ナトリウムテオブロミン，麦角流動エキス，ホミカエキス，ホミカチンキ．

以上の国家検査品目中，25年度に本所で取扱った検査件数は1,560件で，そのうちブドウ糖注射液269件，ビタミンB_1注射液224件，注射針198件，脱脂綿173件等であった．

発熱物質試験の開始　さきの一斉検査の際，ブドウ糖注射液ほか一連の静脈用注射液の不合格率が高かったため，監察に来所したGHQ係官の勧告によって，わが国では初めての試みである発熱物質試験の実施に踏み切ることになった．担当の薬理試験部は，2号研究棟の後方に140万円の予算で発熱物質試験室（8号棟）を新設し，業務を開始した．

まず第13版米国薬局方の Pyrogen test を参考にして発熱性物質試験法を設定し，第6改正日本薬局方（昭和26年3月1日公布）に新載する一方，製造業者に発熱物質試験の技術指導を行い，品質向上に寄与した．大阪支所は設備がととのった29年度から施行した．

占領下における日本薬局方の編纂

第6改正日本薬局方の制定は薬局方史上画期的な改革であった．

昭和22年5月，日本薬局方調査会は日本薬局方の第6次改正を行うことを議決した．当時は連合国による占領下で，衣食住ともに極度に不足し，国民は如実に敗戦の苦難に喘いでいた．総司令部も厚生省も防疫，麻薬，不正医薬品などの施策に追われ，薬局方までは手が及ばなかった．薬局方改正の方針は，一口に云えば従来のドイツ式をアメリカ式に改革することであった．5局は昭和7年6月の公布であり，すでに18年を経過し，戦争のため改正が延び延びになっていた．日本側より先手を打って司令部に局方改正の意向を伝えるとともに，アメリカ薬局方の入手斡旋方を要請した．ほどなく USPXIII と USD 23版（U. S. ARMY版）各5冊が届けられ，厚生省，衛生試験所，同支所，東大，予研に分配した．一方，厚生省では福地言一郎氏の厚意により改正の本拠を日本橋室町の焼残った三共ビルに移し，約6カ月を費して USPXIII の全文をタイプし，謄写刷を100部作成して原案者に配布した．原案の審議は昭和22年7月より25年8月まで続けられ，委員の献身的な奉仕の結集によって昭和26年3月1日第6改正日本薬局方の公布をみたのである．この間22年5月には慶松薬局方調査会長が辞任され，同年10月緒方会長が就任された．23年7月薬事法が公布され，調査会は23年10月廃止となり，代って同法による薬事委員会の公定書小委員会が結成され，局方改正の事業を引継いだ．6局の特色は形式上では当用漢字および統一化学用語を用い，口語体によって書かれ，医薬品の配列も日本名の五十音順となり，ラテン名が国際式に変更されたことである．実質面では構造式を取り入れ，試験項目も分類明示されるとともに一般試験法には発熱性物質試験法をはじめとし幅広く新試験法を採用した．これに伴い新しい温度計，試験装置が使用され，標準品もはじめて登場した．審議の途次昭和25年には USPXIV が刊行され，BP-1948 も入手できたため，これらの内容もかなり参照されている．

なお薬事法によりアメリカの National Formulary に相当する国民医薬品集の制定が規定され，23年9月21日第1版国民医薬品集が公布された．これは現在の日本薬局方第2部の前身である．

ブドウ糖注射液などは25年11月以降，国家検査品目から特定医薬品として国家検定に変更された．

国立衛生試験所標準品の製造

1号研究棟の標準品製造部に100万円の予算で冷蔵室，恒温設備等を施し，標準品の調製研究を進め，配布の段階に至った．一方第6改正日本薬局方に標準品が新載された．そこで昭和27年6月17日付で，「国立衛生試験所標準品交付規程」（厚生省告示第133号）が公布され即日施行された．なおこれらの中にはその頃採用され始めた生物検定の標準品も含まれていた．

製造された標準品は次の19品目であった．

インシュリン標準品
肝油標準品（ビタミンA検定用）
ジギタリス標準品
脳下垂体後葉標準品
安息香酸エストラジオール標準品
エストラジオール標準品
エストロン標準品
エピレナミン標準品
ジエチルスチルベストロール標準品
デスオキシコルチコステロンアセテート標準品
テストステロンプロピオネート標準品
ビタミンB_1標準品
ビタミンB_1液標準品
ビタミンB_2標準品
ビタミンB_6標準品
ビタミンC標準品
ビタミンD標準品
プロゲステロン標準品
融点測定用標準品（アセトアニリド，アセトフェネチジン，スルファニルアミド，スルファピリジン，ワニリン）

朝鮮戦争と特需試験

昭和25年6月に勃発した朝鮮戦争で，日本は国連軍からの軍需物資の大量受注による特需ブームにわき立ち，産業界は活況を呈した．この影響は当所にも波及して，特需物資の医薬品，衛生材料の品質試験を委託された．取扱件数は25年591件，26年478件，27年319件に上ったが，戦争終結とともに自然消滅した．

衛　生　検　査　指　針

衛生検査の方法を統一し，各検査機関の検査成績の比較を可能にしようとする考えは古くから存在したが，第二次世界大戦後の昭和24年(1949)11月，衛生検査指針審議会が厚生省に設けられ，公衆衛生行政を科学的に実施するために準拠すべき各種衛生試験，検査の標準法を編集し，衛生検査指針として昭和25年5月に公にした．衛生検査指針には食品衛生検査指針，飲料水検査指針，環境衛生検査指針，臨床検査指針など多数あって，それぞれの専門委員によって編集され，改訂，増補が繰り返されている．たとえば食品衛生検査指針では，昭和34年(1959)に従来の指針を2巻にまとめることが審議会で決められ，第1巻が昭和35年に刊行された．衛生検査審議会は昭和36年に廃止されたが，衛生検査指針作成会議がこの仕事を引つぎ，食品衛生検査指針第2巻は昭和38年(1963)にでき上っている．衛生検査指針の作成には衛生試験所の関連部門の人々の協力と，その研究業績が強力なうしろだてとなっている．なお食品衛生検査指針の改訂作業は現在進行中である．

食品衛生検査の概況

昭和23年1月から食品衛生法が施行された結果，製品検査，輸出入食品検査，行政試験その他，膨大な食品検査業務に忙殺されるようになった．昭和26年には全国150の保健所の応援を得て，米，小麦，みそ，砂糖などの主要食品の一斉検査も行われ，またこの時始めて異物試験が採用された．

輸入食品検査の開始

昭和26年（1951）9月8日，対日講和条約（昭和27年4月28日発効）が調印され，今後の明るい見通しと日本経済の好調を反映して，消費景気の上昇による輸入貿易が伸長を示した．米麦類を初め各種食品の輸入量が増大するにつれ不良食品の中毒事故が続発した．

輸入食品による事故防止対策として，昭和26年10月26日付の厚生省公衆衛生局長の通牒によって，主要港湾で輸入食品検査を実施する件が指示された．その方法は小樽，横浜，清水，名古屋，神戸，門司，長崎各港の検疫所に食品衛生監視員を常駐させ，採取した輸入食品を東京の国立衛生試験所，大阪支所に送り検査に当らせるというものであった．

小樽分室　とくに遠隔の小樽には小樽分室を設置し，現地で食品の輸入検査を行い，試験成績を本所に報告することになった．しかしこの施策は業務の都合で2年後の昭和28年，小樽検疫所に移管された．

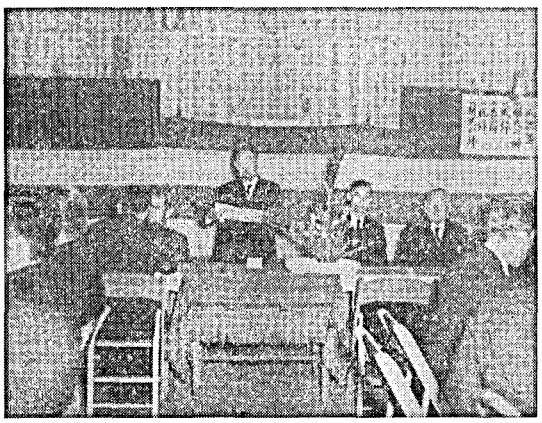

門司分室開庁式

門司分室　昭和26年12月16日，福岡県門司市西海岸通8番地の2の敷地294坪を門司市から借受け，1,067,700円の予算で29.5坪の木造庁舎を新築した．

翌27年2月15日，東京本所から近藤所長が出席して門司分室の開庁式が挙行された．数名の職員で輸入食品の検査業務を開始したが，細菌検査の設備がないため，細菌検査を要する検体は大阪支所に送付して同所で試験を行った．

その後業務の都合で門司分室は昭和31年8月に閉鎖され，施設は門司検疫所の所管となった．

輸入薬品検査の開始

輸入食品検査につづいて，昭和27年5月20日輸入医薬品検査要領が発表され，同年6月30日付の薬務局長通達（第302号）によって輸入薬品検査が開始された．横浜，神戸両港に厚生省薬事監視員が常駐して，輸入医薬品，用具，化粧品等の取締に当り，本所及び支所が品質検査を担

当した.

大阪支所庁舎落成

大阪支所は昭和25年4月1日，伊丹市の仮庁舎を引揚げ，大阪市福島区堂島の財団法人塩見研究所内に移った．26年5月1日付で厚生省薬務局から喜谷市郎右衛門に大阪支所長の発令があった．次第に業務が膨張し，借用した試験室では手狭となったので，懸案の庁舎建設は緊急問題となった．敷地は戦時中疎開用地として城東区関目町1の1に2,357坪余を所有していたが，地理的，環境的条件に不適であったため，大阪市と交渉の結果，元陸軍被服廠跡地の東区法円坂町6番地(現在地）と交換する条件が成立した．双方の地価を評価し，当所の用地2,357坪を大阪市に譲り，替地として現在地1,178坪を入手し，敷地が確定した.

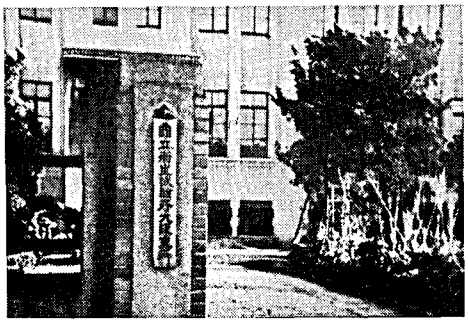

大阪支所のあった塩見研究所

かくして国立衛生試験所大阪支所庁舎建設計画を立案し，27年度本予算として約1,800万円が認められたので，直ちに建設省近畿地方建設局営繕部と合議して設計を作成し，昭和27年7月第1期工事に着工した．1,178坪余の敷地に建坪120坪余，延241坪余の鉄筋コンクリート2階建の本館及び附属建物の建設を急ぎ，12月28日新庁舎に移り，内部を整備して翌28年3月末落成式を挙行した.

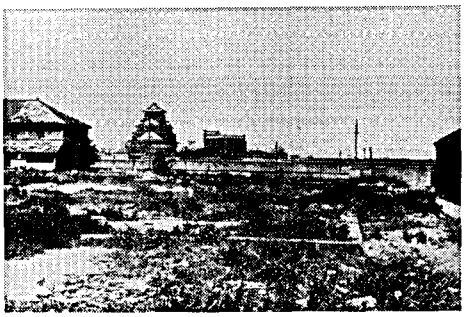

戦後の元陸軍被服廠跡地

続いて28年度の継続事業として約600万円の予算を獲得し，107坪余の鉄筋コンクリート平屋建の別館建設工事に着手した．別館には発熱試験室，無菌室，光学機械室等の特殊試験室の設備に重点がおかれ，29年3月末に竣工した.

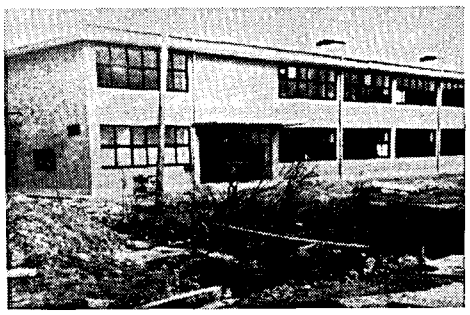

新築当時の大阪支所庁舎

昭和28年新庁舎落成を機に，庶務係，薬品係，食品係及び細菌試験室（翌年細菌係と改めた）の構成で業務を遂行した.

なお28年度の職員は30名であった.

近藤 龍所長急逝

近藤龍所長は昭和3年に入所し，製薬部長として医薬品の製造開発に貢献した．昭和23年に所長に就任後は，戦中戦後の空白の挽回につとめ，占領行政下にあって各種試験業務の基礎固めに力を尽し，着々成果のあがりつつあった矢先，昭和28年3月26日心臓発作で急逝した．享年56歳であった．

現職所長の死去は初めてのことで，4月1日午後1時より小石川伝通院で国立衛生試験所葬が行われた．山縣厚生大臣はじめ多数の献花が堂の内外を埋める式場で，厳粛のうちに盛儀が営まれた．

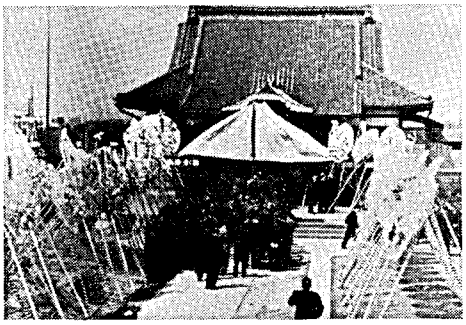

近藤所長葬儀

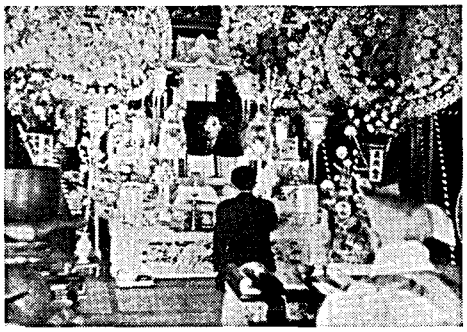

祭　　壇

厚生省は直ちに後任所長の選考を進める一方，3月28日付で田中穣を所長心得に発令，試験部長兼務を委嘱した．

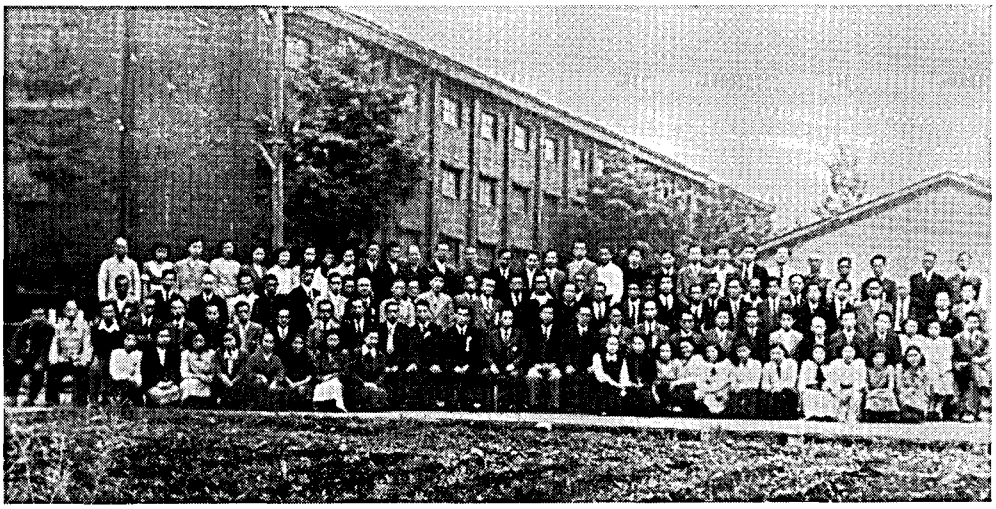

所員記念撮影（昭和25年頃）前列中央近藤所長

第8章　高度成長下の発展

1.　機構の再編成

刈米達夫所長就任

昭和28年（1953）5月20日刈米達夫が国立衛生試験所長に就任し，田中所長心得はその任を解かれた．刈米達夫は先に東京衛生試験所薬用植物栽培試験部長を勤め，この時は京都大学教授であったが，そのまま所長を併任した．その後昭和31年8月20日併任を解かれ所長専任となった．



刈米所長歓迎運動会（昭和31年）

種子島分場の開設

鹿児島県熊毛郡中種子町に，熱帯・亜熱帯薬用植物栽培を目的とする種子島分場の設置計画を立て，28年度予算として170万円の新設費を得た．さらに鹿児島市より建物20坪，中種子町より土地37,047坪，建物105坪の寄贈を受け昭和29年11月発足の運びとなった．



種子島分場開場式風景

再編成による部の増設

国立衛生試験所は昭和24年10月の組織改正によって，庶務課，総合調整部，試験部，研究部，薬用植物園，大阪支所の構成で運営されていた．

その後産業復興は急速に進み，先進工業諸国から盛んに技術を導入し，技術革新時代を迎えた．すでに生産面では戦前の水準を上まわった日本経済は，30年代に入ると神武景気といわれた好況が到来し，消費経済も急上昇線をたどった．その反面高度経済成長のひずみとして，食品衛生，環境衛生上の問題が次々に起こって来たのである．

このような情勢に対応して，当所の医薬品，食品，療品，化粧品，環境衛生その他の試験業務

の充実をはかるため，体制の強化が必要となり，国立衛生試験所は大幅な機構の改革を計画し，厚生大臣の了承を得，昭和30年 (1955) 7月1日付で「厚生省附属機関等組織の一部を改正」する厚生省令が公布された．

本省令中の第2章第90条～第94条によって，当所の内部組織は次のように改定された．すなわち庶務課を総務課と改称，試験，研究部門は従来の3部から，公定書医薬品部，公定書外医薬品部，特殊薬品部，生薬部，療品部，環境衛生化学部，食品部，ビタミン化学部，衛生細菌部，薬理部の10部に拡充された．

なお所内限りの措置として，食品部の中に食品添加物部と食品異物部を併設して，繁雑な試験業務を分掌させた．またこれと同じ趣旨により麻薬鑑定及び麻薬関係の業務開始に伴い，特殊薬品部内に麻薬部が置かれた．

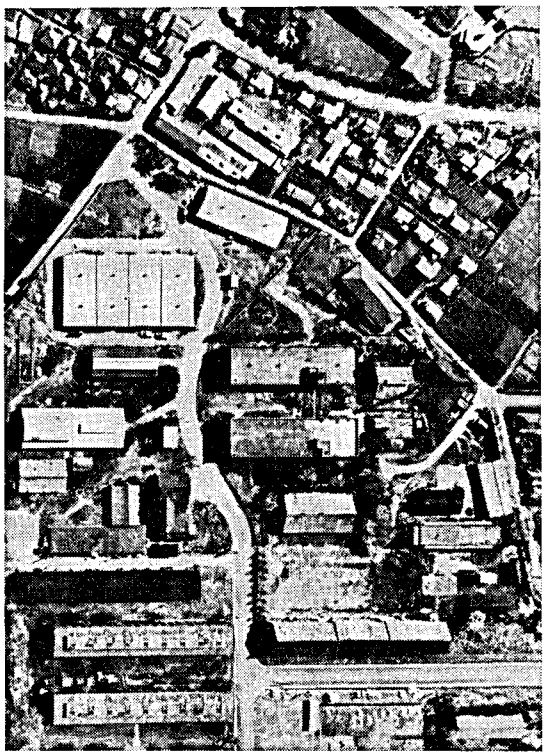

昭和30年頃の本所の航空写真

組織の一部改正　昭和31年3月31日付で，厚生省組織規程の改正により，当所の薬用植物園は薬用植物部と改称されて，11部の編成となった．これに伴い従来の薬用植物園附属の春日部，伊豆，和歌山，種子島の4分場は，それぞれ春日部，伊豆，和歌山，種子島薬用植物栽培試験場と改称された．

また昭和31年10月1日付の改正で大阪

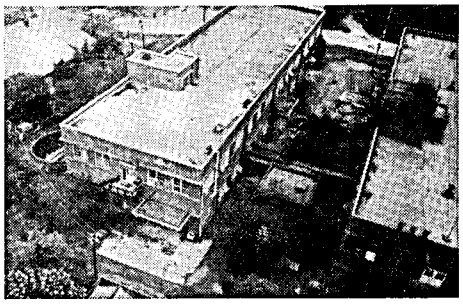

本所庁舎（2号館3階増築前）

支所に庶務課，薬品部，食品部，細菌薬理部の1課3部が置かれた．

施設関連事項

本所敷地の変更　昭和28年12月下旬，隣接地に米軍が駐留し，現在の正門，本館，動物舎の地域が接収されたため，今の裏門を正門とし，守衛所を新設した．この状況はその後10年間継続した．

2号館に3階を増築　昭和30年度の建築予算約1,500万円をもって2階建の2号研究棟の屋

上に，鉄筋コンクリート205坪の3階を増改築する工事に着手し，昭和31年3月末に完成した．増築した3階には講堂と図書室等が設置された．

1，2号館整備工事　用賀の本所の敷地6,358坪，建物2,679.94坪は，これまで関東財務局の所管であったが，昭和31年（1956）5月25日付で当所に移管された．これを機に施設整備計画が立案され，まず昭和31年に1号研究棟，同32年に2号研究棟の模様替整備工事が，それぞれ約700万円の予算で行われた．

昭和30年頃の試験業務の概要

当時の各種試験業務の概要については，本書「資料」の“検定検査試験件数の推移”（昭和26年～昭和48年）によってうかがうことができる．

この頃，国家検定の件数は年間約2,000件であったが，「資料」の“国家検定品目の推移”に示されているように，年々特定医薬品が追加指定され，その品目数は漸増している．

国家検査は昭和29年4月30日に従来の国家検査命令が解除され，5月1日からは前年度に不合格を出した製造業者及び厚生省が行う一斉検査の結果，不良医薬品を製造販売した製造業者に対して検査命令が出されるように改められたため，昭和29年の国家検査の件数は，前年の約9,000件に比し約5,000件となり激減している．

この当時，輸出検査は少なくなっているが，輸入食品検査は約3,500件で，かなりの数になっている．

特別行政試験が昭和30年に約4,000件に急増しているが，これはあへん法の制定により影響を受けたものである．

製品検査は昭和30年約9,000件となり，ますます増加する傾向を示している．

なお試験成績のまとめは，従来総合調整部で行ってきたが，昭和30年の機構改革によりこの仕事は総務課に引き継がれた．

埋没イペリットの調査　昭和29年1月，別府湾内に終戦時軍が投棄した砲弾からイペリットが流れだし，漁民が被害を受けた．本省よりの指示により，当所より技官が派遣され，採取した検体を持ち帰り，イペリットの確認，除毒分解について研究を行い，その処置の指導を行った．

異物試験　食品中の異物試験はすでに当所で行われていたが，昭和30年7月の再編成で食品部内に食品異物部が設置された．食品中の異物（例えば，ダニ，ガラス片，砂，ネズミの毛等）の検出は，食品の品質を確保する上に重要な試験である．ダニには有害なものもあり，食品を通して人に害を及ぼすものもあるが，ネズミの毛の混入等は製造保存中の衛生管理の不良なことを示す

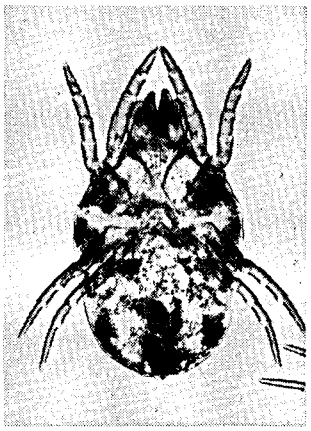

コナヒョウヒダニ

尺度となる．食品異物部ではこれらのものについて試験を行ったのである．

覚醒剤，麻薬の取締り

覚醒剤取締法制定　覚醒剤はヒロポンと総称され，戦時中夜間飛行などに使用されていたが，戦後一般に濫用され社会問題として取り上げられるようになり，その取締りについて対策がとられた．すなわち昭和25年11月厚生省は覚醒アミン剤の生産を一時禁止し，同26年6月30日覚醒剤取締法を制定した．

簡易検出法設定　厚生省は取締りを強化する一つの方策として，覚醒剤の簡易検出法の設定を当所に依頼したので，当所は呈色反応によって随所で簡便に試験できる携帯用検出セットを考案した．

薬務局は昭和29年11月24日付の通牒で，各都道府県知事に対し，当所考案の簡易検出セットを各地方衛生研究所及び保健所等に常備して，薬事監視員が臨機に覚醒剤摘発に活用するよう指示した．

あへん法の公布　戦後の占領政策によってケシの栽培は禁止され，医療用及び学術研究用あへんはもっぱら戦前の在庫量に依存してきたので，補充する必要が生じた．そこでケシの栽培を復活させるに当って，新たに麻薬取締法（法律第14号）が公布（昭和28年3月17日施行）された．

さらに，あへんの輸入に先立って，あへんの横流しや不正使用を防止する手段として，国があへんの一手買取及び売渡について独占的な権能をもつための立法措置が講じられることになった．

かくして昭和28年6月23日，「ケシの栽培，あへんの生産，国際取引，使用の制限及び取締に関する議定書」の批准が行われた．ついであへんの主な産出国であるトルコ，イラン，インド等と条約が締結された．そして昭和29年4月22日，あへん法（法律第71号）の公布（5月1日施行）を見るに至った．

麻薬部の業務　あへん法が施行されるとともに，厚生大臣の許可を要するケシの栽培が再開された．当所は特別行政試験の試料として，国際連合から送られたあへん及び国産あへんのモルヒネ含量を鑑定する業務を開始することになり，そのため昭和30年7月特殊薬品部内に麻薬部を設置した．

その後，昭和38年6月21日に麻薬取締法が改正され麻薬中毒者の措置が定められたのを機に，当時の麻薬室は麻薬中毒者診断に必要な体内麻薬の検出，鑑識麻薬の製造などの業務を行った．

2. 衛生上の重大事件続発

黄変米事件

事件の発生　戦後，検査体制が手薄であったため，大豆粉，ビルマ豆，脱脂粉乳等の輸入食品による食中毒事件が各地で相ついで起こった．

輸入食品中，米は当時年間消費量の4分の1が輸入されていたため，大量の輸入米の品質が万一不良の場合は，その影響する所は甚大であった．ところが昭和26年(1951)変質米の黄変米が陸揚げされたため，当所はその検索に一役をおうことになった．

黄変米を含む一般の病変米は，イネの生理的障害または米の浸水被害などのほか，糸状菌（かび）あるいは細菌の侵害によって起こる場合が多い．とくに糸状菌のうち，アオカビ属の *Penicillium toxicarium*, *P. islandicum*, *P. citrinum* の寄生を受けたものはそれぞれ黄変米，イスランジア黄変米，タイ国黄変米と名づけられ有毒であることが知られている．

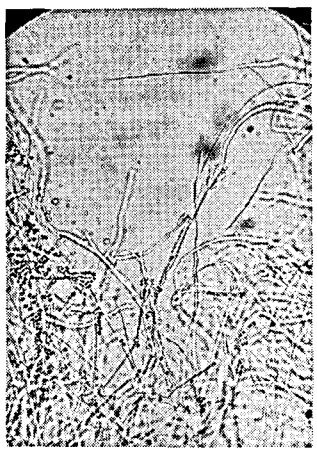

黄変米菌

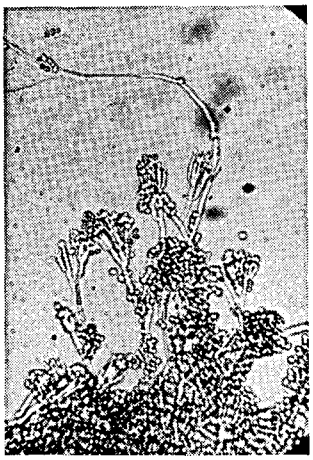

イスランジア黄変米菌

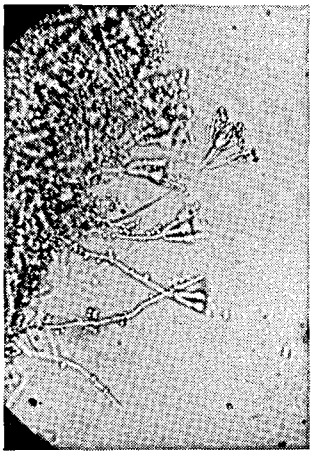

タイ国黄変米菌

すでに黄変米に関する学会報告はあったが，この米が大きな社会問題として取上げられたのは，昭和26年(1951) 12月，神戸港に入った約6,000トンのビルマ米の一部が黄変米であることが判明したためであった．それは肉眼検査でも見分けられる程度であったので，移動を中止し，直ちにサンプルが当所に送られ，品質試験が行われた．当所で菌学的検査の結果，その黄変米はタイ国黄変米またはイスランジア黄変米であることが判明し，検出カビよりの抽出物について毒性試験を行い，強い急性毒性を認めた．

白い黄変米　その後，輸入外米の処置として，外見上黄変米が混入しているものは配給を制限したため，滞貨は増える一方であった．ところが昭和28年7月，横浜港に入荷した332トンのコロンビア米は，肉眼検査では白く異状を認めなかったが，当所で真菌培養検査を行ったところ，タイ国黄変米及びイスランジア黄変米を検出した．この結果，外見だけでは黄変米を識別するこ

とができず，真菌培養検査が必要となった．

病変米特別部会　国会でも黄変米に関する論議が交されたが，その決議により，昭和29年10月11日，厚生大臣は諮問機関である食品衛生調査会に対し，「病変米の食品衛生上の取扱」について諮問した．

調査会は応急対策として，病変米特別部会を設置し，学識経験者20名を委員に委嘱した．当所からは刈米所長と川城生化学試験部長が委員として参加し，慎重審議の結果，「タイ国黄変米は10％以上糠のとれるよう再搗精すれば殆んど菌体はなくなり，人が食べても健康を害するおそれはない．イスランジア黄変米についてはなお研究を続ける」という結論を出し，滞貨中の黄変米は味噌等の業務用に処理されることになった．

病変米の総合調査研究体制　一方，政府は昭和29年度に約1千万円の予算を計上し，各大学及び当所を含む各衛生試験機関の協力を求め，病変米の総合調査研究体制をつくった．



黄変米検査

当所の生化学試験部は螢光法によってタイ国黄変米の毒性成分チトリニンの定量を行い，薬理部では動物実験の結果顕著な肝障害を確認したが，一般的検査法として理化学的鑑識法は確立されておらず，もっぱら米粒の糸状菌培養検査によらなければならなかったため，この機会に当所は真菌学的検査体制を強化した．

原爆マグロ事件

病変米問題が一段落したところへ，日本国民にとって重要な蛋白源である魚類が，水爆実験による放射能灰に汚染されたという事件が起きた．

昭和29年（1954）3月1日米国がビキニ環礁で行った水爆実験によって，死の灰をかぶったマグロ漁船第五福竜丸が3月14日焼津に帰港した．船員らは原爆症と診断され，マグロなどの魚獲物はGM管による測定によって強い放射能が証明されたことから，俄然食品衛生，環境衛生上の大問題となった．

当所は直ちに理化学研究所の協力のもとに，現地調査を行った．一方，厚生省は東京，三崎，塩釜，焼津，清水の5港を指定し，ビキニ環礁付近で操業した船は，これら指定港のいずれかに入港することとし，そこに水揚げされた魚は放射能検査を受けるよう指令した．当所からも数名の技官が検査官としてこれに参加した．

この事件により，厚生省に原爆症調査研究協議会が設置された．その一部会である食品衛生委員会は，魚の放射能検査の基準として，魚体表面から約10cmの距離で100カウント以上の放射能を認めた場合，廃棄処分にすることを暫定的に取決めた．

29年4月焼津に水揚げされた魚を当所で検査したところ，放射能による汚染は体表よりはえらや内臓に強くあらわれ，その後の調査では，汚染魚回遊域が意外に広範囲に及んでいることが判明した．

水産庁は南方海域の放射能汚染調査を目的とする調査団を組織し，これに当所から浦久保五郎技官ほか1名が参加した．5月15日，一行を乗せた俊鶻丸は2カ月間の調査に船出した．その後，この俊鶻丸による調査は昭和31年にも行われた．

第五福竜丸事件以降，当所では人工放射能を含んだ雨水の汚染状況の調査，あるいは天水を飲料水に用いる灯台の用水及び米，緑茶，野菜，果実，牛乳等についての放射能汚染状況の調査などを行い，食品衛生的見地からの検討を行った．

俊　　鶻　　丸

ビキニ環礁におけるアメリカの水爆実験によって，死の灰をかぶった第五福竜丸が焼津港に入港したのは，昭和29年（1954）3月14日のことであった．政府はこの海域でとれたマグロなどの汚染を厳重に監視するとともに，調査団を組織してビキニ海域の放射能汚染を調べる計画をたて，調査船に水産講習所実習船俊鶻丸を当てることとした．

5月15日俊鶻丸は調査団員22名を乗せて52日間の航海に出発した．厚生省からは国立予防衛生研究所から1名，国立衛生試験所から浦久保五郎，芹沢淳両技官が参加した．

大気，雨水，海水などの放射能汚染についても調査されたが，海水の汚染が強く，汚染水域で収穫した魚類について詳細に調査した．

それから2年後の昭和31年5月5日，アメリカは再び一連の水爆実験を開始した．これに対処して第二次原水爆調査が行われることになり，前と同じく俊鶻丸が使用された．5月26日調査船は竹芝桟橋を出港，この調査には再び浦久保技官が加わった．俊鶻丸は6月30日種々の調査結果を持って帰港し，原水爆調査は終了した．

俊鶻丸は昭和3年（1928）北洋漁業取締船として建造され，昭和19年（1944）水産講習所の実習船となった．長さ51.71 m，幅8.99 m，総トン数588トン，俊鶻の鶻はハヤブサあるいはクマタカの意であるという．

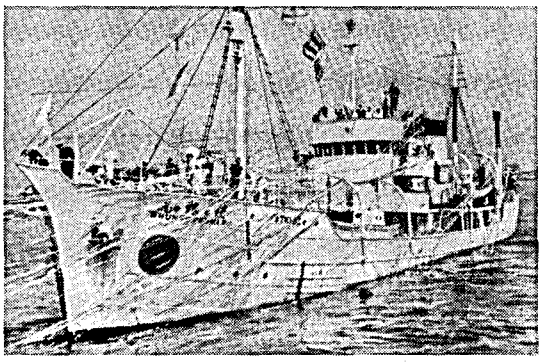

調査に出航する俊鶻丸

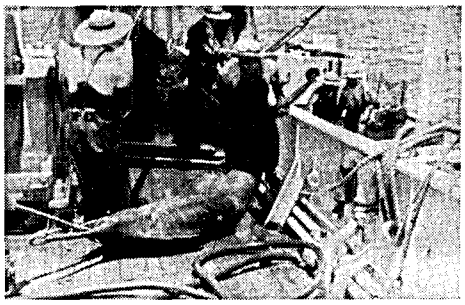

俊鶻丸上の作業

森永粉乳砒素中毒事件

昭和30年(1955)夏，岡山，広島両県を中心とした関西一円に人工栄養児の奇病が発生した．岡山大学小児科教室，同法医学教室及び岡山県衛生部の協同調査により，この奇病は森永乳業徳島工場製の調製粉乳中に砒素が混入しており，これによる中毒であることが明らかにされた．その結果，この事件は世界にも例のない大規模な乳幼児砒素中毒事件として，わが国食品衛生史上に特筆されるものとなった．

岡山県衛生部は8月24日厚生省にこの事実を報告し，厚生省は同日電報をもって全国都道府県知事あてに，砒素を検出した調製粉乳の販売停止，使用禁止を指示したが，時すでに遅く被害は広範囲に及び，悲惨な患者と死者が続出した．厚生省は種々応急対策をたて，8月24日とりあえず問題の調製粉乳と各種添加物を国立衛生試験所に送り，砒素の有無の検査を実施した．8月30日には，あらためて公文書をもって公衆衛生局長から当所長宛に中毒原因の究明の調査が依頼された．当所は食品部（元の生化学試験部）を中心に，現地調査を行うと同時に，全力をあげて全国から送付された約150件の検体について砒素含有の有無を試験した．この結果，調製粉乳中に発見された砒素の混入は，徳島工場で製造工程中に使用した第二燐酸ナトリウム中に不純物として多量に含まれた砒素に起因するものであることが判明した．

当時粉乳製造の際に第二燐酸ナトリウムを乳質安定剤として使用することは，食品衛生法規上別に違法ではなかったが，使用したものの品質が非常に劣悪であったために，恐るべき有害食品が出現して，患者12,038名，死者128名（昭和31年1月，厚生省集計による）を出す大惨事となったものである．

厚生省は本事件によって食品衛生法関係法令の欠陥を改めることとし，即刻「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」の一部改正を行い，さらに食品衛生法の改正にまで進展した．またこの事件は食品添加物公定書を設ける要因ともなった．

水俣病事件

昭和28年から35年にかけて，熊本県水俣地方の漁村に原因不明の脳炎症状に似た悲惨な奇病が続発したため，厚生省は食品衛生調査会に原因究明を諮問し，厚生省研究班を編成するとともに，熊本大学医学部の協力をえて，その原因究明につとめた．

患者は一様に水俣湾産の魚貝類を多食していたが，湾内の海水は工場の排水で強く汚染されていた．当所は厚生省研究班の中毒研究班に参加して，海泥，発病猫などの検体について各種の試験を行い，有害性金属等の検出に努力した．その結果，食品衛生調査会は「ある種の有機水銀化合物による中枢神経系統がおかされる中毒性疾患」と答申した．その後の研究でこの有機水銀化合物はメチル水銀であることが判明した．

農薬中毒事故

農薬という言葉は，昭和23年 (1948) 農薬取締法の公布以来一般に使用されるようになったが，それまでは農業薬剤，農用薬剤などといわれた．第二次世界大戦後に登場した農薬は，その効果も散布技術も戦前とは比較にならないほど著しく進歩し，そのほとんどが有機化合物であった．しかしこれらの農薬の多くは毒性が強く，たとえばパラチオンはイネの害虫防除に昭和27年頃から使用されはじめたが，翌28年春以降には早くも各地でこれによる中毒事故が多発したのである．

農薬中毒は製造及び散布作業に伴う事故と，散布後食品に残留するものによる事故に大別されるが，後者は食品衛生上の対象となる．

これら農薬の事故を防止する措置としては，適切に農薬を検出することが緊要であったので，当所食品部はそれぞれの農薬の検出法を鋭意検討し，穀類，各種野菜，果実，茶等に残留する農薬の試験法の設定を行った．これがわが国における残留農薬試験の最初である．また分析化学的な研究と平行して毒性学的な研究も実施され，これらの業務は現在も引続いて行われている．食品中の残留農薬問題は，現在国際的にも大きく取上げられているが，その経緯については後に述べる．

細菌性食中毒

厚生省の統計によると，昭和30年度に全国に発生した食中毒の件数は3,277件で，死者は554名に上り，過去3カ年に比較すると3倍近く多発している．

食中毒の原因は，微生物，化学物質，自然毒に大別される．そのなかで発生件数のもっとも多いのは細菌性食中毒である．昭和30年中に発生した細菌性食中毒事件で，当所が関係したのは，3月に東京都内の各小学校生徒約2,000名が被害を受けた給食の粉乳中毒事件であった．試験の結果，原因は溶血性黄色ブドウ球菌によることが確認された．

動物性食品による中毒事件としては，昭和30年新潟県を中心に，いか，たこによる食中毒が発生し，患者は約2,000名に上った．このため当所の技官が現地調査に派遣された．その後の研究で原因は腸炎ビブリオによることが判明した．

3.　組織細則の制定と試験業務の動向

各部に室を設置

事務分掌規程の制定　さきに昭和30年7月に公布された厚生省令により当所の機構は拡充されたが，さらに業務の分担を定めるため，昭和31年10月1日事務分掌規程が制定された．そしてこれまで各部は係によって業務が分担されていたが，室制に切り替えられた．

給与体系の改正と室長の発令　従来の公務員給与は職種による区別はなく，一つの俸給表によ

って行われていたが，昭和32年4月1日給与体系が全面的に改正され，職種別による俸給表が作られ，行政に従事するものと試験研究に従事するものが区別されて，行政職一及び行政職二，研究職と呼ばれるようになった．また同日付で室長の発令が行われた．

組織細則の制定

さきに内部的に定めた事務分掌規程は，昭和33年（1958）4月23日，厚生省組織規程第135条の規定に基づき，国立衛生試験所組織細則として制定された．

また厚生省組織規程は同年5月20日付で，その一部が改正され，総務課を総務部に昇格し，従来総務課の図書係によって運営されてきた図書室を附属図書館として独立させた．

つづいて昭和33年8月1日組織細則の一部改正が行われ，この時点における当所の組織はその細則により次のようになった．

国立衛生試験所の組織

所長（刈米達夫）
- 総務部（部長　新田敏夫）
  - 庶務課　庶務係，人事係
  - 会計課　予算係，出納決算係，調度係，管理係
  - 業務課　調査係，検定係
- 公定書医薬品部（部長　山本展由）
  - 医薬品試験室，規格試験室
- 公定書外医薬品部（部長　板井孝信）
  - 医薬品試験室，毒物劇物試験室，酵素室
- 特殊薬品部（部長　長沢佳熊）
  - 特殊薬品試験室，ホルモン試験室，標準品製造室，放射性同位元素医薬品検定室
- 生薬部（部長　山口一孝）
  - 生薬第一室，生薬第二室
- 療品部（部長　藤井正道）
  - 療品第一室，療品第二室
- 環境衛生化学部（部長　市川重春）
  - 環境衛生第一室，環境衛生第二室，温泉試験室
- 食品部（部長　川城巌）
  - 食品化学室，輸出入食品検査室，食品添加物室，食品異物室
- ビタミン化学部（部長　野崎泰彦）
  - 一般ビタミン室，特殊ビタミン室
- 衛生細菌部（部長　岩原繁男）
  - 細菌第一室，細菌第二室
- 薬理部（部長　池田良雄）
  - 薬理第一室，薬理第二室
- 薬用植物部（部長　田中穣）
  - 調査室，菌類分類保存室
- 附属図書館（館長　田中穣）

大阪支所（支所長　小川俊太郎）
　庶務課　庶務係，会計係
　薬品部　薬品第一室，薬品第二室
　食品部　食品第一室，食品第二室
　細菌薬理部　細菌室，薬理室
春日部薬用植物栽培試験場（場長　川谷豊彦）
　庶務係，栽培管理室
伊豆薬用植物栽培試験場（場長　宮崎幸男）
和歌山薬用植物栽培試験場（場長　木下孝三）
種子島薬用植物栽培試験場（場長　高城正勝）

なお昭和32年4月27日大阪支所長喜谷市郎右衛門が退職し，本所ビタミン化学部長であった小川俊太郎が大阪支所長に就任した．



大阪支所職員（昭和32年正月）

試験業務の動向と施設の整備

薬事監視員研修会開催　昭和32年10月29日から4日間，薬務局監視課主催の薬事監視員および地方衛生研究所所員の研修会が当所で開催された．当所の担当技官が講師となり講義と技術指導が行われた．これは昭和32年度より医薬品等の一斉検査が毎年行われることになり，製造業者から収去したものについて当所で試験するほか，地方でも小売店から収去したものについて試験が行われるので，そのための技術指導を兼ねていた．なおこの研修会はその後毎年開催された．この頃当所で行う一斉検査の件数は，年間約1,000件であった．

輸出用具検査開始　昭和33年度の検査項目中に新たに輸出用具検査が追加され，試験件数

247件が記録されている．これは昭和23年に制定された輸出品取締法を改正し，さらに輸出品の品質管理を強化するため，昭和32年5月2日，輸出検査法（法律第97号）が公布されたことによる．

この輸出検査法に基づき，昭和33年3月発令の輸出品目の一部を改正する省令により，当所は輸出用具検査品目中，注射筒，注射針，腸線縫合糸の3品目の検査を課せられることになった．翌34年度においては検査の件数は約3,000件，昭和35年度では4,000件を越えた．

食品衛生特殊技術講習会開催　消費経済の成長にあわせて，食品産業の発展も著しいものがある半面，不正食品が市場に出まわるおそれも多くなった．厚生省はこれら不正不良食品による危害を防止し，食中毒を予防するため，各地方の食品衛生監視員らに日進月歩の科学的知識及び分析技術を研修させることになった．

このため毎年2回，公衆衛生局主催で食品衛生特殊技術講習会を当所で開催することとした．講習の内容は食品化学と微生物学に分け，講師は主に当所技官のほか外部からも専門家を招いて行われた．第1回は昭和33年7月29日から3日間，食品化学関係の講習会が開かれた．

放射線関係施設の整備　国立機関原子力試験研究費は昭和32年度から当所にも割当てられるようになったが，33年度にはこの研究費で医薬品，衛生材料等の滅菌について試験研究をするため，γ線照射装置を購入した．この装置は旧気缶室の一部13坪を改修して作った放射線照射室に取り付けられた．

昭和34年度には鉄筋コンクリート造平家建34坪の放射線化学実験室を約600万円の予算で新築し，これで放射性同位元素を取り扱う施設の基礎ができた．翌35年度にはこの放射線化学実験棟に検定室20坪を増築した．また36年度にはこの実験棟に冷暖房設備が設けられた．そして同時に原子力関係の予算で着々と放射能測定機器等の設備を整えていった．

一般施設の整備　昭和33年（1958）から37年にかけては，予算の増加に伴い戦前からの古い建物に改修工事が加えられ，一方電線の取替え，変電設備の改修，水道本管の改修，高架水槽の取替え，消火栓の整備，動物焼却炉の新設等が相ついで行われ，構内は次第に試験研究所としての装備が整っていった．

この頃の主な施設整備は，昭和34年，食堂の開設，1,2号研究棟に熱風暖房設備の施工，35年，1号研究棟に動物飼育室，低温実験室の新設，36年，宿舎の設置等であった．また36年3月には1,2号研究棟の外壁塗装工事を行い，ようやく戦時中の防空用の迷彩色を消し，外観的にも装いを新たにした．

なお昭和35年度には薬理部で動物の汚物を自動的に処理するベルト式動物飼育機を考案し，これが国立衛生試験所の特許となった．その後37年，業者によって作製されたこの動物飼育機2台がはじめて当所に備えられた．

4. 機構の拡充と関連事項

副所長制の施行

昭和34年（1959）4月1日付の厚生省令第8号により，厚生省組織規程の一部が改正され，部の統廃合，名称の変更などが行われたが，この改正の中の一つの要点は副所長の新設であった．改正された組織規程の中で，「副所長は所長を助け，所長に事故あるときは，その職務を代行する」として副所長制を規定している．

国立衛生試験所は，その業務が学問的にも技術的にも広範多岐にわたっており，また各地に分散している支所，各薬用植物栽培試験場を総合的に運営する必要がある上に，厚生省を初め各省及びそれらの附属試験研究機関，各都道府県衛生研究所，業界方面とも常に密接な交渉が要求された．このような対内的にも対外的にも幅広い領域にわたる業務を充分に管理するため，所長を補佐する副所長の設置が実現されるに至った．

初代副所長には，昭和34年4月1日付で，田中穣薬用植物部長の昇任が発令され，田中副所長はまた附属図書館長事務取扱を命じられた．

衛生微生物部の編成　副所長の設置に併い，田中穣が部長をしていた薬用植物部が廃止となり，同部に所属していた真菌に関する試験研究の部門が，真菌室として衛生細菌部に合併され，衛生微生物部という新しい名称の部が編成された．

製薬研究部の設置

昭和34年4月の組織改正により，上記のほか，公定書医薬品部と公定書外医薬品部を合併して医薬品部とし製薬研究部を新設した．省令によれば製薬研究部は「新医薬品の合成，構造及び組成の研究並びに新医薬品の試験，試験的製造及びこれらに必要な研究を行う」と規定されている．

衛生試験所の歴史の上で，医薬品製造に関する業務は，すでに述べたように特筆すべきものがあったが，占領軍の指示により当所の業務が医薬品の品質の確保にむけられ，製薬ないし合成に関する部門は廃止されていた．

その後，わが国の製薬技術は著しく進歩し，次第に近代化して新医薬品も生産されるようになった．しかし独創的な医薬品の創製は概して少なく，特に採算を度外視して開発を進めなければならない難病治療剤の研究は遅れ勝ちであった．製薬研究部の設置は，こういう背景をうけて新医薬品を開発しようとしたものであり，とりあえず制癌剤，抗菌，抗かび剤に関する研究に主力が注がれた．

昭和34年9月，2号研究棟に製薬研究部の実験室の改修工事が完成，また昭和34年度から新しく製薬研究費が予算化された．製薬研究部は板井孝信を部長とし，第一研究室，第二研究室に分れ，8名の人員構成で発足した．

医薬品部の構成　新しい名称で発足した医薬品部は，山本展由部長の下に，医薬品第一試験室，医薬品第二試験室，規格試験室が置かれて業務を分担した．内容は公定書及び公定書外医薬品の国家検定，国家検査，一斉検査，特別行政試験，試験法の設定その他，医薬品試験の大半を処理する部門となった．

特殊薬品部の構成　特殊薬品部（部長　長沢佳熊）はこの組織改正により，麻薬室，ホルモン室，標準品製造室，放射線医薬品室のほか，元公定書外医薬品部の酵素室が加えられた．

主任研究官の設置　昭和34年10月1日（昭和35年3月24日施行），当所にはじめて主任研究官3名が設置された．以後その数は次第に増加した．

創立85周年記念式典挙行

昭和34年5月30日，当所中庭に大テントを張った式場で，来賓の厚生大臣はじめ関係各官庁，厚生省附属機関，地方庁，業界などの代表，東衛会会員，当所所員らが参集して，明治7年司薬場創設より数えて創立85周年を記念する式典が盛大に挙行された．

午前10時，田中副所長の開式の辞に始まり，刈米所長の式辞，厚生大臣の告辞につづいて，次の来賓各氏によってそれぞれ祝辞が述べられた．参議院議員・鈴木万平氏，公衆衛生院院長・斉藤潔氏，都立衛生研究所所長・新井養老氏，日本薬学会会頭・石館守三氏，東衛会会員代表・村山義温氏．



創立85周年式典当日（正門）

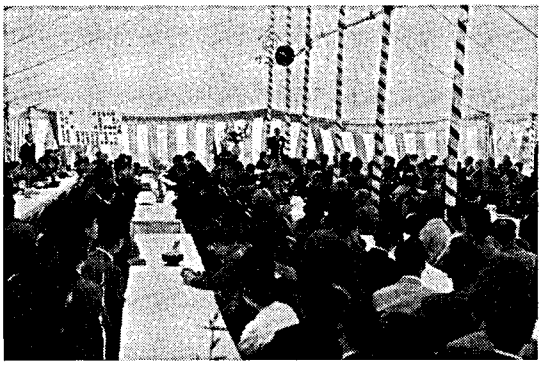

創立85周年記念式典

永年勤続者表彰で式次を終了，午後から同会場で祝賀パーティが開催され，来会者に記念品を贈呈した．

記念事業の一つとして「衛生試験所報告総索引」（昭和7年第39号～昭和34年第77号，152頁）を作成し，昭和35年11月刊行した．（明治19年創刊号～昭和6年第38号の索引は昭和6年既刊）．

食品添加物公定書の発刊

食品衛生法の一部改正　経済の高度成長に伴い，国民の食生活の向上を促進する食品工業及び

食品添加物工業は長足の進歩をとげた.

とくに食品添加物は，食品の製造加工技術が進むにつれて，合成品である防腐剤，漂白剤，着色料，保存料その他の用途のものが開発され，その種類が増える傾向にあった．これら添加物を含む食品が広く流通するにつれ，食品添加物の品質を確保することと，それらの生体への影響を解明し安全性を確認することが，国民保健衛生上緊要の問題となった．このことは先の粉乳砒素中毒事件の例からも明らかなことであった.

すでに昭和29年（1954）世界保健機関（WHO）は，安全性確保のための方策を討議する食品添加物専門委員会を設置した.

このような国際的動向をも考慮して，厚生省は食品衛生法中の添加物の規格，基準等の規定を改正する件を立案し，政府原案として国会に上程した．この審議が参議院で行われた際，医薬品に関して日本薬局方が公定されているように，食品添加物に対しても品質基準を定める食品添加

東　　衛　　会

東衛会は昭和7年5月9日，当時の東京衛生試験所の職員が中心となって，現旧職員の親睦を目的として設立された．会長には代々所長が推され，会員は現旧職員によって構成され，東京衛生試験所の同窓会的な性格をもち，毎年1回，5月31日に総会を開催する慣例になっている．この5月31日は明治20年衛生試験所官制が公布された記念すべき日である．かって衛生試験所には現在の大学院的な面があり，多くの衛生技術官及び製薬技術者を養成して世に送っていた．東衛会設立の議は昭和3年2月製薬部長村山義温氏が辞任されるに際し，現旧職員合同の送別会がもたれ，この折に提案されたのが契機となったといわれる．その後，昭和7年3月15日西崎所長の退官，衣笠所長の就任が発令され，この新旧所長の歓送迎会の開催を機に，正式に発足し，現在に及んでいる．会員数も1,100名に達し旧交を温めるとともに新知識の交流にも役立っている.

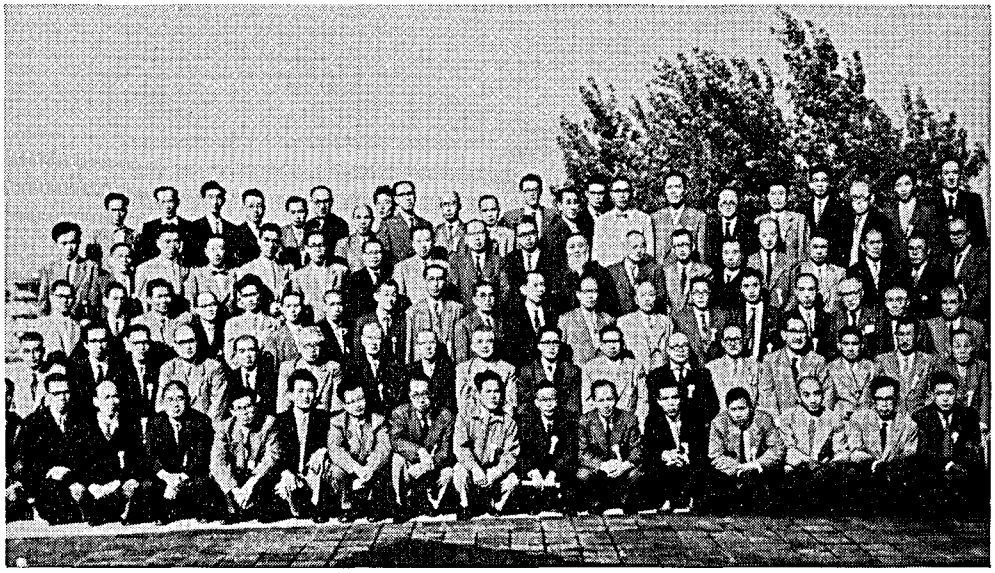

昭和32年東衛会記念撮影

物公定書を作成することが提議され，承認された．こうして政府原案になかった食品添加物公定書作成の条項を追加した修正案が国会で可決され，昭和32年（1957）6月15日付の法律175号で，食品衛生法の一部改正が公布された．

本法令に新たに「食品添加物公定書の作成」の項目が設けられ，第4章の2，第13条に次のように規定された．

> 第13条　厚生大臣は，食品添加物公定書を作成し，第7条第1項の規定により基準又は規格が定められた添加物及び第11条第1項の規定により基準が定められた添加物につき当該基準及び規格を収載するものとする．

食品添加物公定書部会の設置　第13条の規定により，厚生省公衆衛生局食品衛生課の担当で，昭和33年から食品添加物公定書作成の作業に着手することになり，食品衛生調査会の下に，食品添加物公定書部会が設置され，さらにその下に小部会を置き審議が始められた．当所からも多数の関係者がこれに参加した．

第一版食品添加物公定書の公布　こうして2年の歳月を費やし，関係専門学者の総力を結集して，本公定書の原案が作成されるとともに，昭和35年（1960）3月15日「第一版食品添加物公定書」の発刊公布をみるに至った．食品添加物の品質を公定書によって規制したのは極めて斬新な処置であった．

食品衛生諸法令の改正　厚生省は食品添加物公定書の施行（昭和36年1月1日）に先立って，昭和35年9月10日付で，政令第249号，省令第27号，告示第283号をもって食品衛生法の食品添加物関係の政令，省令，告示の一部改正を行った．

主な改正点は，各品目の名称統一，製造中止品目の削除，新品目の指定及び新品目の成分規格の設定等であった．

以上の食品添加物関係の食品衛生諸法令改正実施に際し，食品衛生特殊技術講習会が当所で行われ，当所技官が試験法等の技術指導に当った．

食品添加物部の設置

食品添加物関係の食品衛生法の一部改正に伴い，食品部の食品添加物室の検査業務は一層繁雑さを増したので，研究体制を強化することが必要な情勢となった．

かくして昭和37年（1962）3月31日付の省令第13号により，食品添加物部を設置する旨の厚生省組織規程の一部改正の件が公布（4月1日施行）された．

新設された食品添加物部は藤井清次部長の下に添加物第一室，添加物第二室が置かれ業務を分掌した．主な業務は，添加物の試験，検査，試験的製造のほか，食品，医薬品，医薬部外品，化粧品等に使用される色素の試験，検査に必要な色素標準品の製造などであった．

色素標準品は最初に，アマランス，タートラジン，トルイジンレッド，ニューコクシン，パーマネントオレンジ，ハンサエローの6品目が製造され，国立衛生試験所標準品として追加指定を

受けた.

食品部の改組　食品部は食品添加物室の分離を機に，機構を食品第一室，食品第二室，食品第三室，食品第四室に改めた.

缶入オレンジジュース中毒事件　昭和38年8月2日東海道線の車中で，缶入オレンジジュースによる中毒患者多数が発生し，下痢，嘔吐，腹痛の症状を呈した事件が起きた．当所にも検体が送付され，缶からの多量の錫の溶出を確認した．その後錫の溶出はジュース中の硝酸塩によって促進されることがわかった

定員の増加　当所の試験研究業務はますます多様化して，その業務量は増加する一方であったが，定員の増加はなかなか認められなかった．止むを得ず非常勤職員を雇入れて業務を処理して来たが，昭和35年から37年頃にかけてこの非常勤職員の定員化が実現した．また37年には食品検査関係の本省定員で当所併任の人員（すでに衛生試験所で業務に従事）が当所に振替えられたため，外見上かなりの定員増となった．昭和34年には247名であったのが，36年258名，37年290名となっている．なお昭和36年6月1日厚生省に環境衛生局が新設された.

麻薬部，放射線化学部の設置

試験業務内容の多様化に対処するため，厚生省は昭和38年(1963) 4月1日，厚生省組織規程の一部改正の省令第11号を公布し，次のように試験部門が拡充された.

麻薬部　麻薬行政の強化に対処し，麻薬室は麻薬部に昇格し，朝比奈晴世部長の下に麻薬第一室，同第二室が置かれた．業務は拡張され，麻薬，大麻，あへん，けし，けしがら及び覚醒剤の試験，検査等を担当することになった.

放射線化学部　特殊薬品部の放射性医薬品室が独立して，放射線化学部と改称し，浦久保五郎が部長となった．放射線化学第一室は薬事法第42条による放射性医薬品の品質基準の作成にあたり，放射線化学第二室では主に放射能汚染物質の試験及びこれに必要な研究を行うことになった．なお，放射性医薬品基準は昭和34年8月に公布されたが，その後逐次改定されている.

生物化学部　特殊薬品部は麻薬室，放射性医薬品室が部として独立したため，生物化学部と改称し，ホルモン室，標準品製造室，酵素室の3室の構成となった.

北海道薬用植物栽培試験場の開設

寒冷地の薬用植物の栽培試験を行うため，昭和36年頃から北海道の適地を物色中，幸い北海道名寄市長池田幸太郎氏の好意的斡旋により，旭川の北方80km の名寄盆地北部の市有地85,838 m^2 の提供を受けた.

そこで37，38両年度にわたって，庁舎の建設と栽培場の整地に着手し，昭和38年12月9日庁舎，温室，宿舎（5戸）等390m^2 の建物が落成した．昭和38年12月26日付の省令で，北海道名寄市大字大橋108番地の国立衛生試験所北海道薬用植物栽培試験場設置の件が，厚生省組織

規程の一部改正として公布され，昭和39年7月1日に開場した．またこの機に北海道薬用植物栽培試験場に10名の定員が増加された．

本間徳治郎厚生技官が場長に就任し，庶務係長，栽培管理室長ほかの職員構成で発足した．北海道の風土に適したセンキュウ，トウキ，ダイオウ，ゲンチアナ等の漢薬原料植物の栽培試験を開始した．その後39年の作業舎の新築等，設備の改善が行われた．

こうして国立衛生試験所に附属する薬用植物栽培試験場は，亜寒帯圏に接する北海道から，温帯に位置する春日部，伊豆，和歌山，そして亜熱帯の種子島と，それぞれ地理的条件に合致した5試験場が配置され，適地栽培及び品種改良研究等が行われている．

各薬用植物栽培試験場の施設の整備　昭和36年から39年にかけて各薬用植物栽培試験場の施設は相ついで整備された．以下にその概要を記す．

春日部薬用植物栽培試験場は昭和36年12月温室を新設，38年3月には庁舎を新築した．また39年2月には作業舎を新築した．

伊豆薬用植物栽培試験場では，昭和29年3月第2温室を新築したが，その後33，34年に台風による被害をうけた．昭和39年12月には庁舎の改築を行った．

和歌山薬用植物栽培試験場でも36年の台風で大きな被害を受けたが，ほどなく復旧している．

種子島薬用植物栽培試験場も36年の台風の被害を受けたが復旧し，37年3月庁舎を新築した．また39年12月には硝子室を新設した．

本所敷地の増加

昭和28年12月，隣接地に米軍駐留のため，当所敷地の一部が接収されたまま10年が経過したが，昭和38年4月米軍が引揚げ，その跡地3,415坪と984.97坪の建物は，関東財務局から当所へ所管換えとなった．その際，当所の木造2階建物（旧事務庁舎，倉庫，厚生施設等）699坪を同局の所管とした．

この土地の入手によって，懸案の庁舎の本建築及び総合改造整備計画が進行することになり，一時閉鎖された元の表門（現在の正門）が再び開かれた．

ついでテニスコート，バレーコートが完成した．また木造老朽建物3棟80坪を取こわす一方，旧館の改修改造が行われた．

創立90周年祝賀会

昭和39年6月6日，薬業健保会館において国立衛生試験所創立90周年の祝賀会が，東衛会の懇親会を兼ねて極く内輪に催された．出席者は東衛会会員，厚生省関係者，薬業界関係者等合わせて130人のささやかな会合であった．席上高野参議員議員，厚生省高田事務次官，村山義温氏らの祝辞があり，90年の歴史が回顧された．この時期は当所が毒性試験業務に大きく飛躍する時期に当り，毒性部の誕生を目前にしていた．

全国衛生化学技術協議会

この協議会が誕生したのは昭和39年11月である．当時全国都道府県の衛生研究所には，理化学関係技術者相互の連絡，学問技術の懇談交流の場がなく，単に個人的なつながりか，関係学会での接触がみられるに過ぎなかった．

そこで，東京，神奈川，埼玉，茨城および横浜市の各衛生研究所の有志が，国立衛生試験所を中心に全国的な協議会を組織する計画を立て，刈米所長にその主旨を伝えた．

刈米所長はこれに賛同し，昭和39年第1回の協議会を東京都衛生研究所で開催するに至った．

会則によれば，本会の会長は国立衛生試験所長とし，事務所を国立衛生試験所内におき，研究発表会，協議会および特別講演会は原則として年1回まとめて開催することになっている．

また昭和44年には「全国衛研化学技術協議会」を「全国衛生化学技術協議会」と改称すると共に，参加試験研究機関も従来の国立衛生試験所，地方衛生研究所，薬事指導所の他に国立公衆衛生院，公害技術研究機関等が加わるよう発展的に改正が行われた．

この協議会は現在まで11回開催されているが，参加者は第1回の40名が，第11回には250名に達し，回を重ねるにつれて増加している．

第9章　安全性試験体制の強化

1.　試験及び調査業務の新展開

毒性部新設とその業務

サリドマイド事件　サリドマイドは昭和32年（1957）11月，西ドイツのグリュネンタール社から発売された催眠薬で，その後50数カ国で発売され，わが国でも昭和33年（1958）1月から販売された．しかし昭和36年（1961）11月，西ドイツのレンツ博士が妊婦のサリドマイド服用が胎児に影響を及ぼし，奇形児を出産する疑いが強いと警告を発したことから急に問題となり，その後各国でその製造，販売が停止され，製品は回収された．わが国では昭和37年5月販売の停止が通知され，9月には製品回収が行われた．しかしドイツで数千名，日本でも1,000名以上のあざらし肢症等の奇形児が出生し，従来に例をみない医薬品による不幸な事件となった．

催奇形性試験　厚生省は昭和37年5月，サリドマイド系催眠薬の販売停止を通達したが，翌38年3月，中央薬事審議会の中に安全対策特別部会を設置した．同部会は動物実験によって胎児への影響を試験する方法，その試験を行うべき医薬品の範囲等について審議し，昭和38年4月，医薬品の胎児に及ぼす影響に関する動物試験法の暫定基準を作った．そして今後は新医薬品の製造承認を申請する場合に，この動物実験法を基準として行った試験成績を提出しなければならないことになった．

しかし，医薬品と胎児の催奇形性の関連については，学問的背景が浅く，当時は制定に急を要した事情もあったので，動物実験法については，なお精密な研究を行う必要があった．そのため基準に関する特別研究班が組織され，当所もこれに参加し研究を行った．

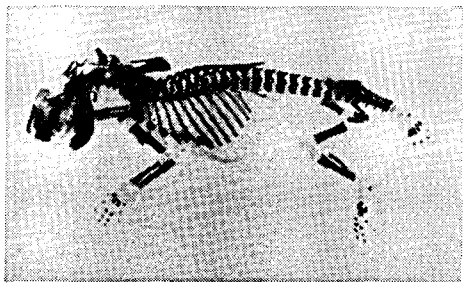

ウサギ胎児催奇形性実験

実験動物はマウス，ラット，ウサギの初妊母動物が使用された．当所薬理部（後に毒性部）は，ウサギについての研究を担当したが，従来の動物試験法とは比較にならないほどデリケートな飼育環境と技術的諸条件が必要で，そのためよく飼育管理された動物を使用し，妊娠動物の充分な供給

態勢を整えることが先決問題であった．そして本実験を行うために，新たに金属製繁殖ケージ（産室個別自在取付）を考案し使用した．

実験の結果，サリドマイドがウサギで顕著な催奇形性を示すことを確認し，ウサギによる催奇形性試験実施の基礎を確立した．

このようにして研究結果はまとめられ，医薬品の胎児に及ぼす影響に関する動物試験法は昭和40年5月改定された．

化学物質の安全性　サリドマイド事件は予想しなかった悲劇的薬禍であった．これまでややもすればみすごされ勝ちであった医薬品の副作用，特に予期せざる副作用が保健衛生上の重要な問題として取上げられ，医薬品の安全性を確保するための対策が，真剣に考えられる気運が生じてきた．

医薬品の乱用または副作用によって，すでに社会的関心をよんだものは，例えば麻薬中毒，覚醒剤中毒，グアノフラシン（目薬）による白斑，ペニシリン・ショック，催眠薬の濫用，有機水銀剤含有の外用剤（水虫薬）による中毒，甲状腺含有のヤセ薬による精神障害その他がある．これらの実例に徴して，従来の薬理学的研究のほかに，中毒学的研究の必要性が痛感されるに至った．

農薬に関しても，強力な毒性をもつパラチオン等は，病虫害対策に寄与する半面，年々多数の急性中毒事故をひき起し，また食品中に残留する農薬は，その濃度がわずかでも長期間摂取した場合に生じる慢性中毒への危惧が一般大衆の健康につながる重要問題となり，その安全性は充分検討する必要があった．

食品添加物の安全性については，昭和35年（1960）に東京で開催された国際癌会議で取上げられ，長期間にわたる動物実験によって，添加物の慢性毒性の研究を早急に行うべきことが勧告された．このように医薬品をはじめとする化学物質については，新しいものばかりでなく，すでに使用されている医薬品や添加物などについても，その安全性を充分確認することが要求され始めた．また一方ではこれらの研究に用いる実験動物の確保と，一定条件を備えた環境において多数の動物を飼育管理することも緊急に必要となった．

毒性部の設置経過　以上に述べた安全性に関する業務，動物の飼育はこれまで薬理部で行って来たが，その機構が小規模のため，続発する重要課題を処理し切れない状態であった．その結果，将来を見通しこれら業務を円滑に遂行するため，医学，薬学，獣医学等各専門分野の協力による大規模な毒性センターを造る必要を認め，その設置計画を立案し，昭和39年度の予算要求を行った．

毒性センターには，第一部（薬理研究），第二部（毒性研究），第三部（医化学研究），動物管理部および庶務室の4部1室を置くという構想で，増員，施設，機械等を要求した．

この要求は，そのままは認められなかったが，毒性部の新設と11名の増員，毒性部の設置費1,988万円および300坪余の動物舎建築費5,410万円が認められた．

昭和39年(1964) 9月30日付の省令第41号で，厚生省組織規定の一部が改正され，毒性部が新設された．人員は従来の薬理部19名と増員11名を折半し，15名ずつで業務を行うことになった．

薬理部長池田良雄が毒性部長に就任し，毒性第一室，毒性第二室が置かれた．

毒性部の業務　毒性部の業務は医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物・劇物，食品，添加物，器具，容器包装，食中毒検体，空気又は水に含まれる有害物質に関する中毒学的試験，検査及び研究を行うというもので，その対象はきわめて広範囲なものであった．

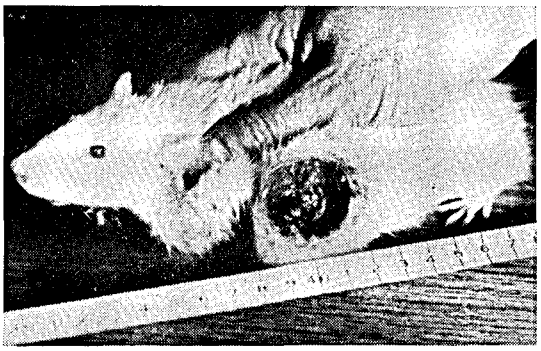
紫1号による乳腺癌の発生

当時サリドマイドの催奇形性の実験のほか，サルを実験動物に用いて，麻薬や幻覚剤の身体依存性の研究を行った．また食品添加物の毒性再検討も大きな業務で，毒性部でマウスに投与して，肝腫瘍を認めた赤色101号は，アメリカＦＤＡが肝腫瘍を認めた赤色1号とともに，昭和40年使用が禁止された．この赤色101号の毒性研究が端緒となって，後に紫1号やズルチン等の食品添加物が安全性に疑問をもたれ，使用が禁止された．

なお薬理部（部長大森義仁）においては，従来からの発熱物質試験等のほか，毒性薬理の見地から毒性試験にも協力することになった．

アンプル入りかぜ薬中毒事件　サリドマイド事件に続いて昭和40年2月アンプル入りかぜ薬による中毒事故が起こり，数名の人が急性中毒死した．当時アンプル入りのビタミン剤とともに，アミノピリンあるいはスルピリンを含有するアンプル入りのかぜ薬水剤が流行していた．この事件は，サリドマイド事件と相まって医薬品の安全性に対する一つの警鐘となった．

厚生省は応急にアンプル入り感冒薬懇談会を設けると同時に，当所に多数の検体を送付し至急試験を依頼した．医薬品部は検体の化学分析を行い，薬理部は剤型による薬物の吸収の差を，また毒性部は剤型別に毒性を検討した．その結果，解熱鎮痛剤の含量はいずれも製造承認どおりであることがわかったが，アミノピリンなどがアンプル型水剤で服用された場合は，毒性の発現が強く，吸収が早いことが判明した．また配合薬による毒性の強化も確認され，これに加えてアンプル型水剤では容易に大量が服用される可能性のあることなども指摘された．

これらの実験結果によって，厚生省は3月1日アンプリ入りかぜ薬の販売自粛を業者に通知し，製品の回収をうながし，一応この事件に終止符が打たれた．

特別審査試験開始

昭和37年(1962) 10月より，医薬品の特別審査試験業務が開始された．これは医薬品製造承

認申請書中の規格及び試験法が適正であるかどうかを，書類審査だけでなく実際に当所で試験して検討するもので，医薬品の品質確保を目的としている．その対象医薬品は，はじめ新医薬品と解熱鎮痛剤であったが，解熱鎮痛剤は昭和45年地方衛生研究所へ委譲された．

医薬品部第三室の設置　この業務の開始に伴い，昭和39年10月医薬品部に医薬品第三室が設けられ，特別審査試験や混合製剤の分析に関する研究などを担当することになった．なお特別審査試験は単に医薬品部に止まらず，医薬品の種類によっては，ビタミン化学部，生薬部，生物化学部でも行われた．件数は昭和38年1,080件であったが，40年には3,621件にも上った．

特別審査試験品目に指定された医薬品は，2年（のちに3年）後に指定を解除されるが，これら医薬品の試験規格は，さらに当所を中心に検討され，新医薬品試験法としてまとめられている．

大気汚染実態調査

環境衛生化学部の改組　日本経済の急速な発展に伴い，都市の人口は膨張し，産業は重化学工業化した．その結果，工場排水，自動車の排気ガスなどによる大気汚染や河川の汚濁などが大きな社会問題となった．

昭和39年（1964）4月，厚生省は環境衛生局に公害課を設置して公害防止の諸施策を行うことになった．

当所では，すでに自動車の排気ガス等の測定に関して研究を進めていたが，この機会に環境衛生化学部の業務の整理強化をはかることとした．従来は空気および水の衛生に関する第一室と化粧品の第二室および温泉試験室から構成されていたが，昭和39年10月1日，第一室を大気汚染を取扱う室とし，第二室は化粧品，第三室を水および温泉の試験を行う室とした．なお昭和43年，さらに第三室の温泉に関する試験を他の温泉分析検査機関に委譲し，水質に関する業務を専一とした．

自動測定機による調査　当所では次第に広域化する公害に注目し，国立公衆衛生院，大学等と協力して，主として自動車の排気ガスによる大気汚染の実態を調査する計画をたて研究を行って来た．昭和38年には自動測定機械の開発，試運転，機械の設置場所の検討などの準備が進められたが，当所は特に一酸化炭素自動測定器の開発に力を注いだ．昭和39年大気汚染調査費345万円が予算化され，測定が始められた．

この年，霞ケ関，板橋，新宿（後に大原に移転，現在は再び新宿）の3地点に，自動測定器を設置して本格的な調査を開始した．自動測定器の1セットは，一酸化炭素，亜硫酸ガス，総酸化物，浮遊粉塵の測定が自動的に行えるように考案されていた．この調査の成果は環境基準設定の基礎資料となった．この都内の大気汚染調査研究は，現在も環境庁の依頼によって継続実施されている．

昭和40年，当所は三重県の要請に応え，大気汚染のはなはだしい四日市の測定網を確立するため，公害課と共同して技官を派遣し測定法を指導した．これは各産業都市の環境衛生施策に先

鞭をつけたもので，その後測定網は全国的に次第に普及していった．

食品関係の業務の展開

残留農薬の調査開始　食品中に残留する農薬の問題が国際的に取り上げられたのは，昭和34年(1959)国連のFAO（食糧農業機関）に「農薬使用に関する専門委員会」が設けられたのが始まりである．これがきっかけとなり昭和36年（1961），このFAO委員会とWHOの「残留農薬専門委員会」の合同会議が開催された．この会議で食品中に残留する農薬について，中毒学的研究その他の研究を基盤として，人体1日摂取許容量を設定すべきであるという勧告がなされた．

この勧告に従って昭和38年（1963），WHO・FAOの合同専門委員会が開催され，世界で広く使用されている40数種の農薬を個々に検討し，そのうち約2/3について人体の1日摂取許容量が決められた．この人体の1日摂取許容量とは，人間が一生の間毎日摂取しても危害を与えないと考えられる量である．

わが国はこの国際間の取決めに同調することになったが，上記の人体許容量を越えないようにするためには，米，野菜など個々の食品についての農薬の残留許容量を定める必要があった．また食品の種類，その摂取量および農薬の使用法は国によって異なるから，残留農薬の許容量は各国独自に決めなければならない．このため昭和39年，厚生省食品化学課は，特別行政試験として当所に対し，農作物中の残留農薬に関する全国実態調査を依頼した．

当所は食品部長を班長とする研究班を組織し，長期研究計画（初め5カ年の予定であったが後に10カ年間に延長され，さらに当分の間継続することになっている）をたて研究を開始した．

当所を中心に地方衛生研究所と協力体制を作り，消費量の多い農作物中の繁用されている農薬から順次残留許容量を設定して行った．しかし，それぞれの農薬について許容量を設定し，さらにその後残留実態を調査するためには，まずこれらの試験法を確立し，農作物と農薬の組合せごとに調査しなければならないため，当所の業務量はきわめて膨大なものとなった．

こうして逐次年次計画で行われ，昭和45年には年間150件の農作物についてこれらに含まれる20種以上の農薬を調査した．また現在までに46種の農作物と21種の農薬の組合せについて公定試験法を設定した．

阿賀野川水銀中毒事件　昭和40年（1965）5月，新潟大学医学部から県衛生部に対し，阿賀野川流域住民の間に水俣病類似の中毒患者が発生したという届出があった．厚生省は，疫学研究班，分析研究班，診断研究班を組織して調査を開始した．当所は分析研究班に参加して調査研究を行った．原因は工場排水中のメチル水銀に汚染された魚類を多食したことによると推定された．

輸入食品検査の増加　輸入食品検査件数は，昭和39年度は928件（うち本所366件，支所562件）であったが，昭和40年には6,250件（本所5,976件，支所274件と大幅に伸び，検査件数としては製品検査につぐ数となった．

このように検体が急増した主な理由は，冷凍食品（肉，卵，魚類）の輸入量が増大したためで

ある．欧米では冷凍食品その他の細菌汚染に対する輸入食品管理はきわめて厳重であるが，わが国ではこの方面に対する港の検査体制が手薄であったため，細菌試験を必要とする検体はすべて当所に送付された．

衛生微生物部は昭和39年頃から輸入されたオーストラリアのカンガルー肉，アルゼンチンの馬肉の細菌試験を行ったところ，サルモネラの汚染率40％という最悪の結果を示した．このような情況に対処するためサルモネラの検査基準を確立し，以後のサルモネラの検査に貢献した．

また昭和35年（1960）にイギリスで10万羽以上の七面鳥とアヒルのひなが中毒死した事件が起こった．調査の結果，飼料中にブラジルから輸入したピーナッツ粕が混合されており，このピーナッツ粕に麹かびの一種 *Aspergillus flavus* L. が寄生し，その代謝物質で，強い発癌性をもつアフラトキシンに原因があることが判明した．輸入食品に限らずアフラトキシンその他のマイコトキシン産生の有害菌による汚染は食品衛生上注意すべき問題であるので，この方面の研究が積極的に進められた．

厚生省の安全対策

昭和30年代の高度経済成長を反映して，物資は豊かとなり，種々の消費は増大した．医薬品，食品添加物等も例外ではなく，その種類，生産量とも次第に増加した．しかしこれらの化学物質による思わざる事故も続出し大きな社会問題となった．

厚生省は国民の健康と生活を守る立場から，これら化学物質の安全性について種々の対策を講じた．当所はこの対策の基礎となる試験研究の資料を提出し，また各種調査会等に専門家を派遣して安全対策の確立に協力した．

医薬品　第二次大戦以後，製薬業界も次第に生産設備，技術・研究体制を整え，特に朝鮮戦争以降の発展はめざましく，昭和30年代には他の産業を上廻る生長率を示し，昭和42年にはその生産額は5,600億円に達した．

その反面，サリドマイド事件，アンプルかぜ薬事件などが起こり，氾濫する医薬品に対する国民の関心が高まって行った．このような情勢を背景にして厚生省は，昭和42年10月「医薬品の製造承認等に関する基本方針」を設定し，安全性を重視する立場から医薬品のあり方について基本的な姿勢を示した．その要点は，新医薬品の承認審査に際し必要とされる規格・試験法，毒性，催奇形性，薬理作用，生化学的研究などの基礎実験資料の範囲と内容を明確かつ厳しくし，また臨床実験のあり方について方針を示したことであった．さらに新医薬品の「使用上の注意」を厳密に作成させると同時に，承認後2カ年間（のちに3カ年間）副作用について報告させるようにした．加えてこの基本方針で医療用医薬品の広告を行わないように指示した．

厚生省は，この基本方針を実施するため，中央薬事審議会の中の新医薬品調査会を充実させるとともに，配合剤調査会，悪性腫瘍剤調査会等を増設し，新医薬品の製造承認体制を強化した．

副作用については，昭和38年に安全対策特別部会が設けられたが，41年12月にその下部組

織として副作用調査会を新しく設置した．また昭和42年3月から，欧米各国ではすでに採用していた副作用モニター制度を開始した．

他方企業側においても医薬品に対する安全性問題を重視し，日本製薬工業協会の中に安全性委員会を組織して安全性確保の体制を整えるとともに，積極的に協力する姿勢を示した．

食品添加物・農薬　食品衛生調査会は食品添加物，農薬等が繁用されるに伴い，その安全性を確かめる必要上，食品添加物部会や毒性部会を設置していたが，昭和40年には残留農薬部会を設置した．またこれとは別に，厚生省は昭和37年から食品添加物の安全性の点検をはじめ，この作業は現在も継続し行われている．

化粧品　昭和39年4月，厚生省は化粧品の安全性を確保するため，中央薬事審議会の下に化粧品特別部会を設置した．化粧品は種々の化学物質を混合して製造されるが，その品質を検査するための分析法は必ずしも確立されていない．このことを考慮して，特別部会は化粧品の製造に用いる個々の原料の品質を規制し，化粧品による保健衛生上の危害を防止することとし，化粧品原料基準の作成を始めた．昭和42年6月，114品目の化粧品原料の基準が完成し，同年8月公布された．

食品の容器・包装　近年合成樹脂製造工業の長足の進歩により，ポリエチレン，塩化ビニール，ポリスチレン等多数の合成樹脂による製品が食品の容器・包装用として広く利用されるようになった．厚生省はこれらの製品の内容食品に対する安全性を確保するため，昭和41年10月，合成樹脂製容器または包装の規格・基準及び試験法を制定，公布した．その後これらの規格・基準及び試験法は，材質別に制定されることになり，のちに昭和47年には塩化ビニール製の容器・包装に対するものができ，以後他の材質についても検討が進められている．

所長の交代

石館守三所長の就任　刈米達夫所長は昭和28年就任以来13年の在職期間中，鋭意試験研究体制の強化，機構の拡充等に当たり，次々に生じる医薬品，食品等に関する諸問題を処理するとともに，国立衛生試験所のゆるぎなき発展の地歩を築き，昭和40年12月15日勇退した．代って石館守三東京大学名誉教授が所長に就任した．

大阪支所長　昭和39年1月31日，小川俊太郎大阪支所長は他に転出し，生薬部長山口一孝が支所長に就任した．

2.　本館及び動物舎の新築

毒性部・薬理部の動物舎竣工

毒性部の新設に伴い，昭和39年度に5,410万円の予算を得て動物舎を新築することになり，昭和40年3月，鉄筋コンクリート造2階建，延1031.80m² (312.12坪) の動物舎が竣工した．

2階は実験室で毒性部と薬理部の本拠が置かれた．1階は飼育室が中心で，ベルト式飼育機によって汚物は自動的に室外に出され処理されるよう設備された．その他飼料室，消毒洗浄室，解剖室，手術室，X線室，空調機械室等が整備され，集中管理方式を採用し，当時としては斬新な設

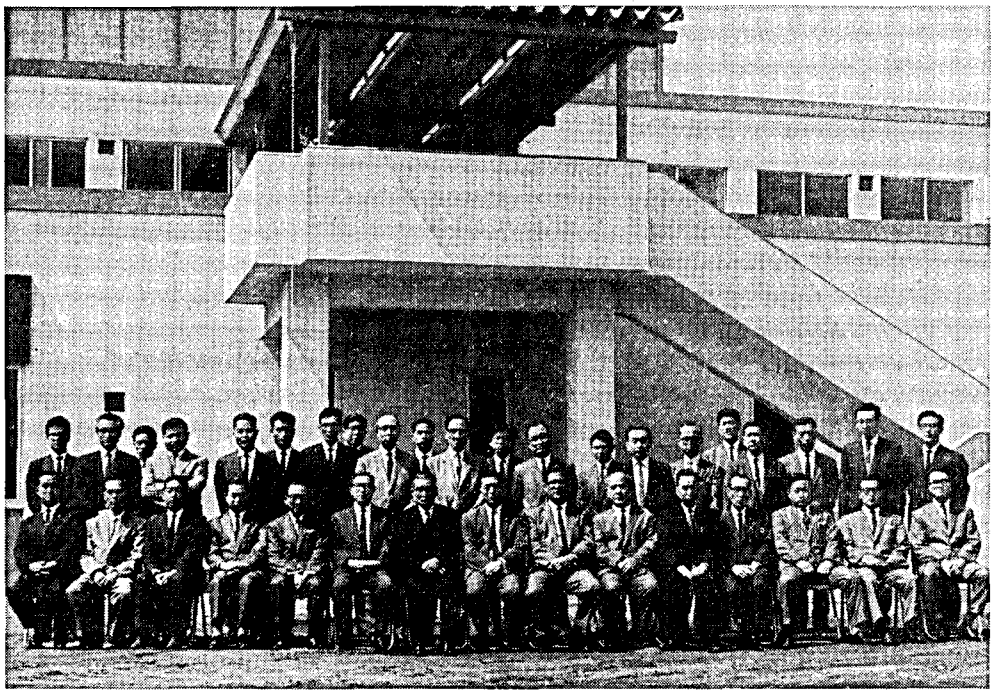

動物舎落成祝　記念撮影

タイの薬用資源植物開発への援助

タイ国では一般大衆の病気の治療に伝統的な薬草が用いられているが，その起源植物についての近代的研究は遅れ勝ちであった．昭和39年（1964）タイ国政府から，タイの薬用資源植物の開発援助が申し出された．翌年刈米所長はタイ国を視察し，研究計画や組織等について検討した結果，コロンボ計画によって技術協力することを提案した．昭和40年よりタイ国から技術者が来所し研修を始めた．さらに41年には海外技術協力事業団（ＯＴＣＡ）がこの計画を正式にとりあげ，コロンボ計画の一環として，器材の供与，研修員の受け入れ，専門家の派遣などの援助が決った．昭和42年当所より最初の専門家として下村生薬部長がバンコクに赴任し，翌年には西本室長が派遣され，その後は当所外からも生薬，植物化学の学者が指導に当った．研修生は昭和40年以来10名が来所し訓練を受けた．器材は41年から45年までに赤外，紫外分光光度計，ガスクロマトグラフ等2,470万円が供与された．

このような協力の結果，バンコクの中心部に近い医科学局の建物の中に近代的な機器をそなえたThe Thai Medicinal Plant Research Unitができ上った．またこれに付属してバンコク東南に位置するChantaburiに薬用植物園も整備された．昭和46年名取生薬部長がバンコクにおもむき今後の協力について協議し，研究の協力，研修生の受け入れなどの継続を決め，さらに専門家の派遣は，短期間として引続いて行うこととなった．昭和48年この方針に従って佐竹技官が派遣され，この援助計画は現在も着実に続けられている．

計であった．動物実験には動物の飼育管理が最も重要であるが，なるべく人手のかからない能率的な作業方式をとるよう考慮されたのである．

大阪支所の動物舎　大阪支所では昭和39年8月構内にあった近畿地方麻薬取締官事務所庁舎の所管換を受け，機器室，会議室等にあてて利用した．なお昭和43年3月2階建の動物舎を新築した．

本館落成

国立衛生試験所が現在の世田谷区上用賀の地に移り，再建に努力してからすでに20年が過ぎ，ようやく宿願の本庁舎を新築することとなった．

昭和40・41年度の2カ年計画で，総工費2億2千万円の予算をもって工事にかかり，昭和42年（1967）2月，正門寄りの位置に鉄筋コンクリート造り地下1階地上3階，建坪1,316.02m²（398.1坪），延4,818.45m²（1,457.58坪）の近代的庁舎が完成した．設計管理は建設省関東地方建設局が当り，施工は木田建業株式会社であった．

新館内部には，地下は機械室，倉庫等，1階は放射線化学部，総務部，会議室その他，2階は所長室，副所長室，応接室，医薬品部，生物化学部など，3階はビタミン化学部（のちの医化学部），図書館，講堂その他が配置された．

その他の施設　昭和39年4月，目黒分場の2,467坪の敷地と816.49坪の建物は，この場所に関東信越地区麻薬取締官事務所等を設置するため，厚生省大臣官房会計課に所管換えとなった．昭和11年（1936）燐酸コデイン製造所として開設されて以来28年にして当所の手を離れたわけである．

昭和40年には2号研究棟の排水設備改修工事が行われ，41年には塵埃焼却炉が設けられた．また42年3月には放射線化学実験棟55.9m²が増築されるなど着々施設が整備されて行った．

照射食品試験動物舎新築

照射食品試験開始　昭和42年，科学技術庁は原子力平和利用の一環として，照射食品の開発を目的とした大規模な研究班を結成した．玉ねぎ，じゃがいも，米，小麦，ウィンナーソーセージ等にガンマ線を照射し，殺虫，殺菌または発芽を抑制して長期保存をはかるのが目的であった．

当所もこの研究班に参加して，有害物質の生成，栄養素への影響，安全性等を検討し，照射食品の健全性を確認するため，毒性部，食品部，ビタミン化学部（後に食品添加物部），放射線化学部が，それぞれの専門分野で，年次計画によって総合的研究を開始した．

動物舎増設　毒性部は，各食品について動物を用いて長期慢性毒性試験，次世代に及ぼす影響に関する研究等を行うことになり，そのため動物舎の隣接地に，昭和43年1月，224m²の照射食品毒性試験用動物舎を，また昭和45年3月にも延138.69m²の動物舎を増設した．

3. 毒性部門の強化

医化学部と調査管理部の新設

毒性センター構想と組織改正　産業，経済の一層の進展に伴って，当所の試験研究業務は年とともに多様化し，かつ重要性を増して行った．特に医薬品，食品添加物，農薬等の安全性を確保するための業務はますます必要となった．この情勢に対応するため，再び構想を新たにして毒性センターの設置計画を立案し，昭和43年度の予算要求を行った．この第2次毒性センターの機構は，毒性部，薬理部の他に，その目的遂行のために医化学部を新設し，さらにこれら各部の共通部門として調査管理部を設置するというもので，施設および人員増も合わせて要求した．

以上の要求に対し，センターという組織と人員増は認められなかったが，昭和43年7月1日付で組織規程が改正され，医化学部と調査管理部が新設された．しかしこのため従来のビタミン化学部と麻薬部を廃止することになった．これは内部的に組織を組み換えることによって，時代の要請に即応する体制を作るための措置であった．この組織改定に際し，製薬研究部を合成化学研究部，医薬品部を薬品部と改称し，療品部を改組し，また食品部と食品添加物部の業務の再配分を行い試験研究業務を推進することになった．

医化学部　医薬品，食品添加物その他の化学物質の生体内への吸収，代謝，排泄等生化学的試験研究が，安全性確保の上に重要な分野となって来たので，当所の毒性試験部門でもこれを担当する医化学部（部長朝比奈正人）を新設することになった．しかし新しい定員の増加は望めなかったので，主としてビタミン化学部の人員を振り替え，また他の部からの配置転換を行って，第一室，第二室からなる医化学部の陣容を整えた．そしてビタミンに関する試験業務は食品添加物部と薬品部に移すことになった．

調査管理部　毒性試験部門に共通する部として調査管理部（部長朝比奈晴世）が新設された．これは化学物質の毒性や医薬品の副作用に関する文献，情報等の収集，整理，提供を取り扱う調査室と，各部に共通する動物の管理を集中的に行う動物管理室から構成された．この部の新設のため麻薬部は廃止され，麻薬に関する業務は麻薬室として薬品部に委譲された．調査室は新しい視点に立って，単に学術的な文献に止まらず各種の情報誌，各国政府や WHO の刊行物なども入手し，また関連機関とも連絡をとり，情報関係の新しい業務に積極的な姿勢を示した．そして昭和43年9月15日には月刊の調査月報を創刊し，情報の提供に努めた．

その他の改組

合成化学研究部　製薬研究部は設置以来，特色ある医薬品の創製に関する研究を続けていたが，毒性部門の強化に関連して，医薬品のみでなく，発癌研究の素材となる癌原性物質，代謝研究の中間体の合成など，生物活性を有する化合物の合成化学的研究を行うことに業務の領域を拡大し，

その名称を合成化学研究部（部長鈴木郁生）と改め，他の部門の支援を行うことになった．

薬品部 医薬品部は薬品部（部長井上哲男）と改称されたが，これはこの部の業務が単に医薬品に止まらず，広く毒劇物，殺虫剤等にも及んでいるためであった．そして従来の3室に加えて麻薬室を所属させることになった．この部は従来の国家検定，特別審査試験等の業務に加えて，昭和46年(1971)に改定が予定されていた第八改正日本薬局方作製に多大の労力を払っていた．

これより先，第七改正日本薬局方（昭和36年公布）は，昭和36年薬事法が改正施行されたため，第一部と第二部に分けられるなど，従来と異なった形式をとった．そのため昭和41年に第二部だけ再度改正する結果となった．第八改正日本薬局方を制定するに当っては，この矛盾を避け，第一部と第二部を同時に改正するとともに，各医薬品の規格・試験法，一般試験法等を全て実験データを積み重ねて審議する方針のもとに作業を開始した．厚生省製薬課を事務局とし，当所の日本薬局方関係者が中心となり，東京医薬品工業協会及び大阪医薬品協会の協力を得て，審議は進められた．また出版等に関しては日本公定書協会の助力を受けた．こうして第八改正日本薬局方は昭和46年4月1日公布された．

このほか薬品部では殺虫剤も業務の対象となっている．すでに昭和35年6月殺虫剤指針が公布されたが，その後も殺虫剤の試験法，規格の追加改定に尽力している．殺虫剤についてはその安全性を守るため，のちに昭和46年10月新殺虫剤の製造承認に当り厳しい規制が設けられた．

理化学試験室 療品部（部長大場琢磨）は，従来療品第一室と療品第二室の構成で運営してきたが，これを一つにして療品室とし，新たに理化学試験室を設けた．これは高額な分析機器を管

スリランカ薬品検査所への援助

海外技術協力事業団（OTCA）の医療協力長期計画に基づいて，セイロンに薬品検査所 Drug Quality Control Laboratory を創立することが昭和41年(1966)に決まり，この計画に当所も協力することになった．まず昭和43年セイロンより技術者が来日，当所など主な薬品検査機関を視察した．また同年8月セイロンに医療協力実施調査団が派遣され，種々の施策について調査したが，薬品検査所の設置計画については川城副所長がこれを担当した．その後セイロン側の情勢の変化により建設計画は延期され，暫定的にコロンボ綜合病院の一部を検査所として使用することに変更された．昭和44年再び川城副所長，江島技官らが派遣され，具体的な援助計画について打合せを行い，その結果昭和45年から4名の技術者が当所で研修を行うとともに，鯉淵，立沢，柴崎技官が相ついでセイロンへ派遣され技術指導を行った．また一方では約12万ドルにのぼる分析用器材等を供与し，業務の進行をうながした．

昭和46年，川城所長，井上薬品部長，桑村技官らがセイロンを訪れ，薬品検査所の建設計画について協議するとともに，追加器材の供与，今後の専門家派遣などについて打合せを行った．

昭和47年(1972) 5月，セイロンはスリランカと国名を変えたが，この計画は変更することなく続けられた．

その後，所外からも専門家が派遣されたが，当所からも石橋技官がコロンボに滞在し指導に当った．一方スリランカ政府は WHO に対して，さらに専門家の派遣を依頼したが，昭和48年，当所の西崎技官が WHO 短期技術顧問としてコロンボに赴任，専門的な指導を行った．

薬品検査所の建物については，化学分析部門のみでなく，薬理，微生物の部門も含めた総合的なものを建設するよう計画が拡大されたため，現在完成するにいたっていない．

理し，所内の共通使用の便をはかるための中央機器室的な機能を持つものである．これまでも医薬品部の規格改良室がこの役割をもっていたが，今回の改組で療品部に移し改名したものである．

戦後まだ充分に測定機器のなかった頃，昭和25年度ベックマン分光光電光度計が入り，所内でも共同で繁用された．その後昭和33年赤外分光光度計を初めて購入し，これが共通機器として十分にその使命を果したが，それから次第に機器が普及し，自記分光光電光度計，ガスクロマトグラフ，分光螢光光度計，核磁気共鳴装置，原子吸光光度計，自記旋光分散計，二波長分光光度計，二重収束質量分析装置など高額な分析機器を理化学試験室に備え，一般使用の便を図りつつある．今日ではガスクロマトグラフをはじめ多くの機器を各部で購入することができるようになったが，高額なものについての理化学試験室の使命は設置当時と少しも変わっていない．

なお高分解能電子顕微鏡，多用途監視記録装置，アミノ酸分析計，分析用超遠心機のような大型の機器も共通機器であるが，それぞれ各部に置かれている．(年次別の機器購入については「資料」の「機械器具の整備」を参照)

食品部，食品添加物部　従来食品部は4室，食品添加物部は2室の構成であったが，食品部で行っている残留農薬の実態調査の業務が膨大となった事情もあり，両部の業務を再配分し，それぞれ3室の構成とした．これに伴い化学物質による食中毒に関する業務は，食品添加物部で行うことになった．

大幅な人事異動

昭和41年3月31日，藤井清次食品添加物部長が退職し，代わって横浜市衛生研究所化学課長井上哲男が食品添加物部長に就任した．

昭和41年7月20日，山口一孝大阪支所長が他に転出し，板井孝信製薬研究部長が大阪支所長に就任した．さらに昭和42年9月21日下村孟生薬部長が厚生省薬務局参事官に転じた．

昭和43年は重要な人事異動が行われた年であった．すなわち昭和43年3月31日，田中穣副所長が後進に道をゆずるため退官した．また6月15日には山本展由医薬品部長，7月1日には藤井正道療品部長，板井孝信大阪支所長が相ついで退職した．これらの人々は長い年月にわたって衛生試験所の発展のために尽力され，多くの業績を残した先達であった．

昭和43年7月1日，組織規程の一部が改正されるとともに，しばらく空席であった副所長に川城巌食品部長が就任し，大阪支所長として豊田勤治生薬部長が赴任した．

また昭和46年4月15日長沢佳熊生物化学部長は多年にわたりすぐれた業績を残し退任した．

新動物舎竣工

昭和43年度予算として毒性センター構想のもとに組織，人員，施設の要求をし，これに関連して若干の組織改正を行ったことは前に述べたが，この要求により43年度，44年度の2カ年計画で新しく動物舎の建築が認められた．

各種の毒性試験の業務が増加し，昭和40年に建てた旧動物舎はすでにきわめて手狭になっていた．この新動物舎では，毒性部，薬理部のみならず医化学部，生物化学部，衛生微生物部等の動物も収容して，動物の集中管理が計画された．

43年度6,160万円，44年度5,839万円の予算で，旧動物舎の隣接地に延1,814.74m² (548.96坪)，3階建鉄筋コンクリート造新動物舎の建設が始められ，44年末に落成した．

内部構造は，1階を動物飼育室としまた消毒洗浄室を設け，2階3階には実験室と飼育室が置かれた．飼育室は恒温恒湿空気調整装置をほどこし，飼育，排泄物の処理も機械化され，省力化を徹底し，効率を高めるように施工された．

昭和45年2月，毒性部と薬理部が新動物舎へ移転した．新動物舎にはそのほかに医化学部の動物室と実験室の一部，衛生微生物部と生物化学部の動物室も設けられた．

新旧動物舎の背後に，昭和43年と45年に建設された照射食品毒性試験動物舎が並び，このほか飼料製造室と倉庫が付設された．さらに昭和46年3月には，懸案の無臭無煙装置付の動物焼却炉が建設され，動物実験に関連する施設は一応整備された．

薬品病理部の新設

医薬品，食品添加物をはじめ増大する化学物質の安全性を確保する体制を一層強化するために，昭和45年7月1日薬品病理部が新設され，佐々木研究所から小田嶋成和が部長に就任した．薬品病理第一室，薬品病理第二室の構成で，慢性毒性試験ならびに発癌性試験に不可欠な病理学的検査の強化を図ることが目的であった．薬品病理部は元の毒性部，薬理部の場所を使用し，機械も光学顕微鏡だけでなく，昭和46年3月には高分解能電子顕微鏡も設置された．また組織培養による試験研究の体制も整え，新しい角度から専門的な病理学的研究を行うことになった．しかし人員増は認められなかったため，所内の定員を振替えて業務を開始した．

毒性部，附属図書館の改組　薬品病理部の新設に伴い，調査管理部を廃止することになったので，その中の動物管理室は毒性部に，調査室は附属図書館に移された．動物管理室は，毒性部，医化学部，薬品病理部，衛生微生物部，生物化学部などの動物を集中管理することになった．

附属図書館（館長朝比奈晴世）は昭和33年以来図書係と編集ほん訳係の2係で運営されて来たが，管理閲覧係，情報係，調査室の2係1室に改組し，従来の図書の購入，閲覧，衛生試験所報告の編集等に加え，情報の収集，整理，提供（調査月報の発行等）の業務を行うことになった．

4.　研究業務と検査業務の動向

現状の分析と問題点の整理

日本の経済が高度成長を遂げた反面，衛生上の事件が続発し，重大な社会問題となった．これに対処するために，当所の業務は次第に安全性確保に関する試験研究の充実をはかる方向へ移行

して行った.

一方飛躍的な種々の機器の発達は，試験研究業務実施に少なからざる影響を与え，機器を駆使しうる技術を吸収し，これを十分に利用して広範多岐にわたる業務の処理に当ることが緊要となった．しかし設備と予算には限度があり，人員の増加は望むべくもなかったので，先ず業務の現状を分析し，問題点を整理し，しかるのちに将来計画を立てる必要があった.

こういう見地から，昭和43年より作業にかかり，昭和44年9月「国立衛生試験所の現状と問題点」を作製し，またこれを素材として同45年8月「国立衛生試験所の将来計画」を策定した．当時は対内的にも対外的にもこのような解析や方針の立案が必要な時期であったからであり，このことは以後の当所の施策に影響を与えることになった.

研究費の増加

人当割研究費　戦後の予算は人件費や施設費を除いては検定検査費が主なもので，研究費はまことに微々たるものであった．わずかに昭和34年製薬研究部ができるに当り，製薬研究費がついた頃からやや増加の傾向を示し始めた．昭和38年研究費が人当割で予算化されることになり，飛躍的に増加し約3,000万円となった．研究に従事する者は1人当り33万円，検定検査に従事する者はその3分の1で，両者の比は3：7であった．その後，1人当りの単価は年々増額され，また研究に従事するものと検定検査に従事するものの比率も昭和40年には3.5：6.5，昭和44年には6：4と改良され，研究費は検定検査費をはるかに上回るようになった．また昭和39年には学会出張旅費も予算化された.

特別研究費　人当割研究費によって各部の経常研究は大いに推進されたが，昭和45年度にはさらに数部の共同研究による特別研究が計画され予算化された．これは「食品に関係ある諸物質の安全性に関する研究」で，毒性部，医化学部，衛生微生物部，薬理部，食品添加物部，食品部，大阪支所食品部による共同研究であった．この研究は昭和47年まで継続したが，その後48年からはさらに第二次3年計画で続けられている．また48年にはさらに「製剤技術の進歩に伴う医薬品の安全性の確認に関する研究」という特別研究も予算化され，薬品部を中心に製剤学的研究も行われるようになった.

その他外部からの研究費もかなり多く入るようになり，文部省癌特別研究費，文部省科学研究費，厚生省癌研究助成金，厚生省公害調査費，厚生省特別研究費等のほか，科学技術庁原子力試験研究費等を合わせると，研究費の増加は著しいものがあった．これらの研究費によって昭和45年度に行われた研究の主なものは次の通りである.

化学物質による発癌性に関する研究（ニトロソアミン類の化学構造と発癌機序に関する研究，食品中のニトロソアミンの生成に関する研究，化学物質による発癌性の生体側要因に関する研究）
マイコトキシンの食品衛生学的研究
医療用具の放射線滅菌に関する研究
カドミウム，水銀等の環境汚染に関する衛生化学的研究

照射食品の健全性に関する研究
スモン病因に関する中毒学的研究

特にこの頃から癌に関する研究が次第に盛んになった．これは人類における最大の難病である癌が，当所研究業務の化学物質の安全性確保の問題に関連するとともに，その発生の原因の究明は，癌の制圧に結びつくと考えられるからである．またこれと関連する分野として，化学物質による突然変異誘発作用についても注目し，この方面の研究も昭和42年頃より開始した．

試験研究用機械費　試験研究に使用する大型の機械は，従来主として検定検査備品費によってまかない，共通に使用するものは，理化学試験室に設置して共同利用をはかって来たことはすでに述べた．しかし昭和45年には，薬品病理部の新設に当り新たに研究用機械費が認められ，高分解能電子顕微鏡等を購入することができるようになった．

衛生上の社会問題

イタイイタイ病とカドミウム汚染　富山県の神通川流域に全身に激痛を訴える奇病の多発することが注目されたのは，第二次大戦の終り頃で，これ以前はこの土地の風土病として放置されていた．しかし地元の研究者の精力的な活躍により，この病気がカドミウムによるものであることが分り，昭和36年はじめて学会に発表された．その後富山県，厚生省，文部省が相ついで研究班を組織し，調査研究を行い，昭和43年5月，イタイイタイ病の原因は神通川上流の鉱山から排出されたカドミウムであることが正式に発表され，この病気は公害病と認定された．その後，安中その他数カ所が要観察地域となり，米等の食品に対するカドミウム汚染が監視されるようになった．これに伴い当所でもカドミウムの毒性試験，河川の水や泥土の分析などが実施された．厚生省は昭和45年7月，カドミウム汚染米の安全基準を玄米1 ppm以下，精白米0.9 ppm以下，飲料水では0.01 ppm以下と定めた．

サイクラミン酸塩の使用禁止　日本では人工甘味料サイクラミン酸ナトリウム（一般にチクロと呼ばれた）は昭和31年から食品添加物として指定されていた．その後その安全性が問題となり，厚生科学研究班が組織され昭和43年，44年にその毒性に関する研究が行われ，当所の毒性部，薬理部，医化学部もこれに参加した．昭和44年10月アメリカ政府はサイクラミン酸塩がラットの膀胱に腫瘍を発生させたという実験に基づき，その使用を禁止した．日本でも同年11月食品添加物から除外し，医薬品に関しても一般的な使用を禁止する措置をとった．

米ぬか油中毒事件　昭和43年10月から44年にかけて，北九州，西日本一帯に食用油によると思われる特異な症状の中毒患者が多数発生した．調査の結果，いずれも北九州市のカネミ倉庫会社で製造した米ぬか油を食用にしていたことが判明した．病因物質は熱媒体のポリ塩化ビフェニール（PCB）で，これが製造過程の脱臭工程で循環パイプの穴からもれて油中に混入したものと推定された．この事件に際して，当所でも検体の分析，また食用油検体およびPCBなどについての毒性試験を行い，原因の究明に当った．

スモン病　昭和30年頃から腹部症状に伴う脳脊髄炎症と呼ばれる病気が報告されはじめ，次第にその数を増し，昭和38,39年には各地に集団的に発生した．初め下痢などの腹部症状があり，続いて下半身がしびれ，視力が減退し，重くなると下半身が動かなくなる症状であった．亜急性(subacute)，脊髄(myelo)，視神経(optic)，神経炎(neuropathy)を略しSMON(スモン病)と一般に呼ばれた．その後昭和43,44年にかけ再び各地で集団的に患者が続発し死者もでるようになった．厚生省は昭和44年にスモン調査研究協議会を作ってその原因究明を始めたが，この協議会でスモン病とキノホルムとの関係が指摘され，当所でも毒性研究の結果キノホルムが何らかの形でこの病気に関連していることを推定した．昭和45年に開催された中央薬事審議会は，本病発生に対してキノホルムが何らかの要因になっている可能性を否定できないという答申を行い，厚生省は同年9月，腸性末端皮膚炎等医療上特に止むを得ない場合を除いて，販売を中止させる措置をとった．

有機塩素系農薬による牛乳汚染　当所を中心とし1府5県の衛生研究所による乳肉食品中の有機塩素系農薬の残存実態調査の結果が昭和44年に発表され，牛乳および乳製品の汚染が問題となった．特に市販BHC中に含まれるβ-BHC異性体は蓄積性が高く，その慢性毒性が強いため注目された．その後，人の母乳もβ-BHCによって汚染されていることが報告された．昭和45年，食品衛生調査会の残留農薬部会と乳肉水産食品部会は，国立衛生試験所における実験データに基づいて，牛乳中のβ-BHC等の暫定許容量を定め公表した．すなわちβ-BHC 0.2 ppm，DDT 0.05 ppm，ディルドリン0.005 ppmと規定された．

厚生省は昭和46年5月，環境汚染防止のため有機塩素殺虫剤の輸入および製造を禁止し，農林省もこれと歩調を合わせ，牛乳中の農薬残留を減少させるための対策とし，これら農薬の使用に対し全面禁止に近い措置をとった．

PCB汚染　PCB(ポリ塩化ビフェニール)は有機塩素化合物で，かつて米ぬか油中毒事件(カネミ油症事件)の原因となった物質である．きわめて安定な化合物で，絶縁体，熱媒体，潤滑油として，またペンキ，印刷用インクなどに広く用いられ，国内消費総量は5万トンを越えるといわれていた．昭和45年頃からPCBによる各種食品，とくに魚類の汚染がひどいことが報告され，また母乳からも検出され，世界的にも大きな問題となって来た．

昭和46年，PCB様物質による環境汚染の防止に関する特別研究班が編成され，厚生省は分析法に関する研究，乳肉食品及び水の実態調査並びに慢性毒性に関する研究を行うことになった．まず川城所長を班長とし，国立衛生試験所，大学，衛生研究所の専門家よりなるPCB分析法に関する研究班が組織された．昭和47年初め，この班は分析方法について報告を行った．一方当所において慢性毒性試験が46年より開始されたが，その結果を待たず内外の研究結果を勘案して，47年8月，食品衛生調査会の中に作られたPCB特別部会は，人体の1日許容量5μg/kg/dayを定め，さらに食品に対する暫定的規制値を決定公表した．この値は，まぐろ，かつおなど遠洋沖合魚介類で0.5ppm，たい，すずき，しらすなど内海内湾魚介類では3ppm，牛乳0.1ppm，

肉類 0.5 ppm，容器包装 5ppm と定められた．

AF 2 の安全性　AF 2 (5-ニトロ-2-フリルアクリル酸アミド) は昭和 40 年食品添加物として許可された殺菌剤で，広く魚肉ハム・ソーセージ，豆腐などに使用されていた．しかし昭和 47 年頃よりその変異原性が問題となった．その後この物質の安全性について疑問がもたれ，昭和 49 年当所の動物実験により発癌性のあることがわかり，同年 8 月使用禁止となった．

厚生省の医薬品再評価

医薬品産業の急速な発展により医薬品の消費も増大し，これに伴ってサリドマイド事件，アンプル入りかぜ薬事件等をはじめ多くの副作用が発生し，また薬効に対する疑問も生じ，国民の中に医薬品に対する不信感が高まった．厚生省は昭和 45 年 8 月，学識経験者を集め薬効問題懇談会を設け，医薬品の再評価の方策について検討を依頼した．

この結果厚生省は，昭和 42 年 10 月以降に承認された新医薬品ならびに医療用配合剤を除くすべての医薬品で，今後も製造販売される意思のるあものについて，薬効と安全性の両面から再評価を行うことを決め，昭和 46 年 10 月中央薬事審議会の下に医薬品再評価特別部会が発足し，薬効群別にその作業を開始することとなった．これに対し当所からも専門家を委員として派遣し協力することになった．

検査業務の縮少

検査業務の方針　当所の各種検定検査業務は広範多岐にわたり，衛生上の重大問題に対応するための試験研究業務も次第に増大の一途をたどった．また一方では昭和 44 年度より，政府の方針により定員の削減が行われるようになった．

このような情勢を考慮し，先に述べたように現状を分析して問題点を整理し，将来計画を立案したが，各都道府県衛生研究所やその他の試験研究機関も着々整備されて来たので，当所の検定検査等はできるだけ他に譲り，国の機関として遂行しなければならない業務，特に衛生上の重要問題への研究的対処に，主力をそそぐ方針をとることになった．

検体数の減少　すでに昭和 39 年輸出医療用具の試験は注射筒と注射針が他機関に移管され，当所は腸線縫合糸だけになったため，輸出検査は 38 年の 3,474 件が 39 年には 15 件に激減した．44 年には国家検定品目からイソニアジド他 24 品目が削除された．また，国家検査は 45 年から，輸入薬品検査も 44 年からほとんど行われていない．特別審査試験は，その品目中解熱鎮痛剤の一部が 45 年 11 月地方衛生研究所に移され，当所は指定される新薬だけを受け持つこととなった．製品検査についてもその品目は次第に減少し，43 年にはズルチンが削除され，44 年 7 月にはサッカリンナトリウムと希釈過酸化ベンゾイルを地方衛生研究所に移し，当所はタール色素のみを取扱うことになった．これに伴い 43 年頃には 1 万件を越えていた製品検査が 45 年には 2 千件台に減少した．また業務多忙のため一般依頼試験もなるべく受付けない方針をとり，その件数はき

わめて僅かになって来た．ちなみに検定検査試験件数は昭和35年頃には3万件を越えていたものが45年には1万件以下に減少した．以上が44年45年頃の検査業務の傾向であるが，特別行政試験，輸入食品検査ではその検体数は特に減少していない．

5. 家庭用品等への業務の拡張

所長交代

昭和45年11月17日石館守三所長は日本薬剤師会会長に推され勇退した．石館守三は昭和40年12月所長に就任してから，毒性部門の強化，化学物質の発癌性に関する研究の促進，人事刷新などに尽力した．

代わって川城巌副所長が同日付で所長に就任した．また昭和42年まで当所の生薬部長であった下村孟厚生省薬務局参事官が副所長となり，豊田勤治大阪支所長が薬務局参事官に，朝比奈晴世附属図書館長が大阪支所長にそれぞれ就任した．

家庭用品室の設置

近年衣類による皮膚障害などが報告され，従来安全性に関して規制の行われていなかった一般の家庭用品に対しても，安全対策が必要になって来た．そこで当所としても家庭用品に含まれる有害物質の毒性試験を行うとともに，それらの有害物質に関する試験法や基準の設定，検査などを行う業務を加えることになった．

昭和47年7月1日療品部に家庭用品室が設置された．一方薬事課と環境衛生課から防炎加工剤，殺菌防黴剤，防虫加工剤，ホルムアルデヒド，有機顔料などの毒性試験の依頼を受け，毒性部と協同で業務を開始した．

昭和48年7月1日さらに1室を増やし，家庭用品第一室と家庭用品第二室の構成となった．また同年，8号館を一部改修して家庭用品関係の動物舎，実験室の設備を施した．

有害物質を含有する家庭用品の規制　厚生省では薬事課と環境衛生課に分れていた家庭用品関係の業務を一本化し，48年7月環境衛生局に家庭用品安全対策室が設けられた．そして48年10月12日有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律が公布された．対象は食品衛生法や薬事法で定められたもの以外のもので，政令で定められた有害物質について，家庭用品中の含有量，それからの溶出量，発散量などに基準が定められることになった．当所の家庭用品関係の業務はこの法律の施行にともなって進展するものと思われる．

療品部の業務　療品部は療品室，家庭用品第一室，同第二室，理化学試験室の構成となり，3種類の分野の業務を受けもつことになった．療品室で取扱う医療器具についても，近年人工心肺，人工心臓弁，人工腎臓，コンタクトレンズ，避妊リング等次々に新しいものが使用されるようになり，それらの基準作製が重要な業務となってきた．またこれに関係し，医療用プラスチック及

びプラスチック容器については充分に安全性を検討しなければならないので，それらの滅菌法も含めてその研究が重要な課題となってきている．

近年塩化ビニル樹脂製品からその可塑剤であるフタル酸エステルが溶出することが問題となり，一方フタル酸エステルによる環境汚染が進んでいることもわかり，昭和47年8月，厚生省の研究班が作られた．当所の療品部，医化学部，薬理部，薬品病理部もこれに参加し研究を行った．

化学物質の審査及び製造等の規制

PCB の環境汚染は大きな社会問題となったが，これを契機として化学物質の安全性に対する考え方を再検討し，それによる環境汚染を未然に防止する措置を講じることが必要となった．そこで通産省が中心となり，昭和48年10月16日，化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が公布された．

これにより新規化学物質を製造または輸入するときには，通産省および厚生省に届出て，事前に審査を受けることが必要となった．そして審査の結果，難分解性で生物体内に蓄積されやすく，人の健康を損うおそれがあると認められたものは特定化学物質に指定され，その製造，輸入，使用等にきびしい規制が加えられることになった．また既存化学物質についても同様の主旨で再点検が行われることになった．

なお化学物質の難分解性と生物体内の蓄積性は通産省の担当であるが，毒性試験は厚生省の担当となった．そこで当所も既存化学物質で難分解性と蓄積性をもち，人の健康を損うおそれのあるものについての慢性毒性試験を行うことになり，既に PCT（ポリ塩化ターフェニル）に関する実験を始めた．化学物質の数は膨大であるため，今後この業務はますます増大するものと思われる．

2号研究棟の改修

1号研究棟，2号研究棟は旧陸軍衛生材料廠時代のもので，その後当所がここに移転してから，いくたびか改修工事を行って来たが，かなり老朽化し，電気，ガス，水道などの保全が限界に達した．そこで2号研究棟に大改修を加え，1号研究棟に配置されていた部も2号研究棟に移り，1号研究棟を廃館とし，全体を集約して能率化を計る案が立てられた．

そこで47年度と48年度に2号研究棟に大改修を加え，部屋の模様替え，配管の取替え，内部塗装，床のはり替え等を行った．49年3月，1号研究棟の食品添加物部，衛生微生物部，生薬部も移り，1号研究棟は生物化学部の動物室を残すのみとなった．



天皇皇后両陛下 伊豆薬用植物栽培試験場御視察

伊豆下田の御用邸に御滞在中の天皇，皇后両陛下には，昭和47年6月16日，当所伊豆薬用植物栽培試験場を御訪問になられた．

両陛下は川城所長，下村副所長以下場員のお出迎えをお受けになり，宮崎場長の御案内で，第一温室，第二温室，見本園，試験網室，遮光試験室，種子標本室，分析実験室などを御巡覧になられた．

植物研究に御造詣の深い天皇陛下には，皇后陛下とともに終始お楽しげに御視察のひとときを過ごされ，御帰邸になられた．

第10章　創立百周年を迎えて

1.　各種委員会審議会等を通じての活動

所内の運営

当所の運営は最終的には所長によって行われるものであるが，重要事項については月2回開かれる部長会によって審議されている．また部長会は業務の伝達または連絡の場としての役割も持っている．部長会の下部組織として，任用委員会，予算委員会，研究委員会，将来計画委員会，施設整備委員会等を設け，室長も委員に加えそれぞれの事項を検討して具体案を作製し，部長会の審議にかける方式をとり，各委員会の委員長には副所長が当っている．

また所長，副所長は厚生省の試験研究機関長会議に出席し，厚生省附属機関の横の連絡をとり，共通の問題の討議に当っている．この会議を通じ，さらに各省直轄研究所長連絡協議会との関連を保っている．

所外の審議会，調査会，学会等における活動

当所は厚生省が行う行政措置の裏づけとなる試験研究を行い，そのデータを提供しているが，厚生省は行政的な措置を行うのに先だち専門的な立場で識者による審議を行う方式をとっている．当所の所長，副所長，部長，室長等もそれぞれの分野の専門家としてこれらの審議に参画し，行政上の決定に寄与している．委員は個人として任命されているとはいえ，国立衛生試験所員という背景は重要な意義を持っている．今日審議会や調査会等を通しての活動は，当所の業務との関連も深く，当所の重要な役割の一つとなっているといえる．

薬事法に基づいて設置されている中央薬事審議会には，常任部会，日本薬局方部会のほか，医薬品特別部会，動物用医薬品等特別部会，生物学的製剤特別部会，抗菌性物質製剤特別部会，血液製剤特別部会，化粧品等特別部会，医療用具特別部会，医薬品安全対策特別部会，毒物劇物及び特定化学物質特別部会，一般用医薬品特別部会，医薬品再評価特別部会が設けられているが，それぞれその下にさらにいくつかの調査会が設けられ，具体的に詳細な審議が行われている．例えば日本薬局方部会の下には日本薬局方調査会があり，日本薬局方の改定の審議が行われ，医薬品特別部会の下には新薬調査会があり，新薬の製造承認の可否が審議され，また医薬品安全対策

特別部会の下には副作用調査会があり，医薬品の安全性に関する審議が行われている等である．その範囲は医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物劇物，特定化学物質等の規格基準から，その安全性や有効性にわたるもので，当所の業務ときわめて関係が深いので，ほとんどすべての分野に当所所員が何らかの形で参与している．

食品に関しては食品衛生法に基づいて設置されている食品衛生調査会があり，その下部組織である毒性部会，残留農薬部会，食品添加物部会等に当所からも委員を派遣し，専門的な立場から行政に協力している．

その他薬剤師法に基づく薬剤師国家試験の委員としての活動も古い歴史を持っている．また最近では家庭用品の安全性問題などにより，生活環境審議会にも参画するなど，厚生省関係の広い分野にわたって委員を送りこれに協力している．

審議会や調査会を通じての活動は単に厚生省内だけに止まらず，人事院の国家公務員試験，総理府の放射線審議会等，通産省の日本工業標準調査会等にも当所より参加し，また科学技術庁，農林省，環境庁等の審議会，調査会にも委員を送っている．

一方当所における研究は学問的な立場から学会を通して活動が続けられている．当所の業務はその対象も方法もきわめて広範囲にわたっているために，関係する学会もきわめて多く，日本薬学会，日本分析化学会，日本化学会，日本食品衛生学会，日本癌学会，日本薬理学会等をはじめ，ひろく化学系から生物系まで，また基礎的なものから応用的なものにまで及んでいる．これらの学会での講演や学会誌への発表に関しては，毎年衛生試験所報告にその演題や抄録が掲載されている．

国際機関への協力

国際機関への協力は，第二次大戦以後では昭和28年，当時の刈米所長がWHO（世界保健機関）の国際薬局方専門委員会委員となったのが初めである．その後，次第にWHOその他の国際機関による会議に当所所員が委員としてあるいは専門家として協力することが多くなった．すなわち，WHOの国際薬局方，医薬品一般的名称，食品添加物，残留農薬，国際標準品等の会議へそれぞれの委員や専門家が派遣され，またWHOの関連組織である国際家族計画連盟（ＩＰＰＦ），国際癌研究機関（ＩＡＲＣ）の会議へも所員が参加している．

このほか，国際連合麻薬統制委員会，国際純正応用化学連合（ＩＵＰＡＣ），日米医学協力計画の会議などの委員や，ジュネーブ軍縮会議の化学兵器会議の随員なども当所所員から選ばれ，広く国際的組織の中で活動する機会が多くなった．

最近では国際的な学会がわが国を始め世界各国で開かれるようになったが，これらの学会へ参加する所員も年ごとに多くなっている．

2. 筑波研究学園都市への一部移転計画

経　　過

昭和36年（1961）9月の閣議で，首都の人口緩和を目的とする首都圏整備計画の一環として，在京官庁の一部を集団移転させることが決定した．ついで昭和38年9月10日の閣議で，研究学園都市を筑波地区に建設すること，用地の取得造成を日本住宅公団に委託することが了解された．

その後，首都圏整備委員会が各省と協議して，移転予定機関の配置構想を立案する一方，地元側とも折衝を続けた．39年12月には，大体10カ年で研究学園都市を建設する方針を定め，各省庁間の調整を行い計画を推進するため，総理府に研究学園都市建設推進本部が設置された．

昭和41年2月，かねて日本都市計画学会に作成を依頼中の新都市建設の設計図ができ上った．その年11月には地元60町村の全域が首都圏整備法による都市開発地域に指定され，12月には都市計画法の適用により研究学園都市計画区域に確定した．

その間，各省庁では移転計画，施設等の整備計画を検討していたが，42年9月5日の閣議で36機関の移転予定が決定的となった．国立衛生試験所を含む厚生省直轄の9研究機関も移転予定の指示を受けた．44年6月13日の閣議で52年度末までに新研究学園都市建設を完了する方針を明らかにしたが，厚生省各試験研究機関は移転に難色を示した．

一方，推進本部は住みよい学園都市建設を目指して，快適な居住環境をつくるために，約2,700ヘクタールの建設用地に，官公庁研究機関，教育機関，新住宅市街地，道路，広場，公園その他，公共公益事業の整備計画を進めた．また生活環境等に関し移転側の要望があったので，宿舎，給与等の問題処理を急いだ．

かくして研究学園都市の建設計画が進行し，昭和46年には厚生省以外の各機関の移転計画がほぼ決定した．厚生省も付属の9機関の移転について本格的に検討する体制をとり，各機関との折衝が開始されたが，この交渉は難航した．その過程で当所，国立予防衛生研究所，国立公衆衛生院，国立栄養研究所の4機関の移転が考えられたが，さらに調整の結果，昭和47年（1972）3月，当所は春日部薬用植物栽培試験場を筑波に移して，他の栽培試験場の中心となる薬用植物研究施設を設立し，また国立予防衛生研究所は，実験用の猿の飼育供給を含む実験動物の研究センターを筑波に造るという方針が決まった．結局同年5月16日の閣議で，厚生省は国立衛生試験所の一部，国立予防衛生研究所の一部が移転するという表現で決定をみた．

薬用植物研究施設の計画

大正11年（1922）東京衛生試験所に薬用植物栽培試験部が設置され，引続いて附属圃場が粕壁（現在の春日部）の地に開場された．これを契機としてその後，和歌山，伊豆，種子島および北海道の4カ所に薬用植物栽培試験場が設けられた．これらの栽培試験場は主として栽培に関する

試験研究を行って来たが，近年和漢薬が再認識されるとともに，薬用植物の栽培生産の方向が著しく変動し，これに対応する研究の近代化が必要となって来た．

当所では筑波研究学園都市への一部移転計画が立てられたのを機に，植物医薬資源の確保，生産，改良，利用等に関する研究を推進し，国民の医療の向上に寄与することを目的とする薬用植物研究施設（仮称）を設置する方針を決めた．

薬用植物研究施設は，春日部の栽培試験場を筑波研究学園都市に移し，他の4栽培試験場を包含するよう計画された．すなわち中心となる筑波の研究施設には，栽培部，育種部，生態生理部および庶務課を置き，北海道，伊豆，和歌山，種子島の各試験場を分場とし，それぞれの気候風土に適した薬用植物の栽培，育種などに関する試験研究を行う方針とした．そして筑波の52,000m²の土地に，37名の定員による薬用植物研究施設を3カ年計画で設立するという総額約24億円の予算要求を行っている．

筑波研究学園都市におけるこの施設の完成によって，伝統ある当所の薬用植物に関する研究の一層の発展が期待される．

3.　食品医薬品等安全センター（仮称）構想

設立への動き

経済の成長に伴って国民の生活が豊かになった反面，種々のひずみが現われ，国民の不安をかきたてるようになった．特に食品，医薬品など化学物質に関する衛生上の諸問題は，一般大衆の関心を高め，大きな社会問題としてとり上げられた．

そこで医薬品，食品添加物，化粧品，農薬等の安全性を確保するために，当所の業務を強化拡大する必要が生じてきた．昭和39年度には毒性センターの構想を打ち出し，その結果毒性部の新設と動物舎の新築および11名の定員増を認められ，ここに当所が毒性試験へ本格的に取り組む足掛りがつくられた．さらに昭和43年度にも再び毒性センター構想を出し，センターは認められなかったが，医化学部の新設，新動物舎の新築等の毒性試験体制の強化が行われた．続いて着々と毒性部門が強化され，薬品病理部の新設，施設設備の整備等が行われてきた．

しかしその後もＰＣＢ，有機水銀，カドミウム等の環境汚染による食品の汚染，また食品添加物の毒性問題などが多発した．その上昭和48年10月，有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律と化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が公布され，国の立場で当所が行わねばならない毒性試験業務の対象物質の種類は膨大なものとなることが予想されるに至った．

しかも毒性試験そのものも多様化し，単に急性，亜急性，慢性毒性試験にとどまらず，催奇形性試験，発癌試験，変異原性試験，世代実験，皮膚粘膜試験等の特殊毒性試験が必要となり，またそれらに伴う動物の飼育管理も繁雑となってきた．このため現在の組織と施設と人員をもってしては，とうてい行政上の要請に答えられない段階に立ち至った．

もちろんこの種の業務は，対象となる物質がきわめて多いため，全国的検査体制の強化とその活用を計らねばならない．しかし国の機関としてその体制の中心となるべき当所としては，できるだけ大きく，かつ完備した施設を設けるとともに，できるだけ多くの研究員を配して，安全性の問題に取り組むことが必要となった．

一方厚生省でもこのような事態を重視し，省内にプロジェクトチームを作り，安全性確保のための検査体制の強化について検討を行い，昭和48年7月その結論の一つとして，国立衛生試験所に (1)食品医薬品等安全センター，(2)情報管理部門，(3)技術職員の研修機関を設置する案を決め，その実現のための折衝を行った．その結果食品医薬品等安全センター（仮称）の設置計画をまず優先的に推進することになった．

そこで当所はこのセンターについて具体的な構想の策定を急ぐことになった．

設　置　計　画

当所は食品医薬品等安全センターの設置について慎重に検討し，毒性部を抜本的に改組拡大してセンターとする計画を立案した．

組織としてはセンター長の下に安全性一般研究部，安全性特殊研究部，安全性化学研究部，実験動物部および庶務課を置き，人員は94名で約13,000m²の施設を新築するという計画であった．

計画は昭和49年度予算要求から始められ，同年度に基本設計費2,700万円(大臣官房総務課に計上）と，毒性部に8名の増員が認められた．

施設の設置場所については，はじめ外部に候補地を求めていたが，結局現在の国立衛生試験所内に建設することになり，また施設の規模も7790 m² となった．建物は昭和50年度51年度の2カ年計画で建設するということで総額30億円余（50年度は約12億円）が，毒性部の増員14名とともに，50年度予算要求として提出された．その後50年度予算内示に際し，7790 m² の建築費約25億円（2カ年計画，50年度は約6億5千万円）と毒性部増員8名が認められた．

食品医薬品等安全センター（仮称）設立の計画には，今後なお紆余曲折が予想されるが，安全性に関する業務は国民の健康，福祉に強く結びつくものであるから，その完成が大いに期待されるところである．

4.　創立百周年記念行事

行　事　の　概　要

記念式典　輝く陽光に新緑ひときわ映える昭和49年（1974）5月18日，国立衛生試験所は，常陸宮同妃両殿下をお迎えして，光輝ある創立百周年記念祝典を挙行した．

中庭に設営した式場内の正面壇上に，金屏風を背にして両殿下が御臨席になり，式場は明るい祝典気分に包まれた．

厚生大臣をはじめ，国会議員，関係省庁の幹部，国公立試験研究機関，関係学会，大学及び団体の代表者，報道関係者，旧及び現職員ら約500名が参列して，定刻の午前10時，下村孟副所長の開会の辞によって創立百周年記念式典が開始された．

はじめに川城巌所長が創立百周年の意義と業績について式辞を述べた後，斉藤邦吉厚生大臣の告辞があり，続いて総員起立して常陸宮殿下の御言葉を拝聴した．

次に来賓各位の祝辞に移り，前職員で現衆議院議員の八田貞義氏，日本医学会会長小林芳人氏，日本薬学会会頭柴田承二氏，国立予防衛生研究所所長柳沢謙氏が，こもごも百年の業績をたたえる祝辞を述べ，北村正隆総務部長の閉会の辞によって式典の次第を滞りなく終了した．

記念植樹　小憩後，前庭で両殿下による記念植樹が行われた．創立百周年記念にふさわしい植物として刈米元所長の助言によってメタセコイアが選ばれたが，その苗木は春日部薬用植物栽培試験場の斡旋で入手したものであった．

ゲールツ顕彰碑移設除幕式　引続いて前庭で，上野谷中の天王寺境内から移設したゲールツ顕彰碑の除幕式が行われた．

ゲールツ氏が明治前期，当所の前身である司薬場の創設発展に貢献したことは本史中にすでに記述した．この碑はゲールツ氏の歿後，長與専齋衛生局長，柳下士興医務課長など氏を敬慕する当時の関係者が谷中の天王寺境内に建立したものであった．しかし長い年月の間にその存在は忘れられ，現在では訪れる人もほとんどない状態となっていた．国立衛生試験所では創立百周年記念事業の一つとして，ゲールツ氏の功績をたたえるとともに，広く多くの関係者に接してもらうため，彼にもっとも縁故のある当所の構内にこの顕彰碑を移すことに決めたものである．このため，清水藤太郎氏，刈米達夫氏など薬学の先輩諸彦，天王寺，長與家，柳下家の方々，またこの碑の建立に協賛された人々の子孫のうち消息のわかった慶松家，柴田家，中尾家，中野家の方々の御了承を得て移設が行われた．

除幕式は所長の挨拶で始まり，長與専齋氏の玄孫にあたる4歳の長與華子嬢とゲールツ研究の第一人者である88歳の清水藤太郎博士の手で幕が引かれ，盛んな拍手をあびた．

両殿下は除幕式終了後，御帰館になられた．

レセプション　午前の行事は恙なく終り，正午から式場を模様替えした会場で，盛大なレセプションに移った．

メタセコイア

メタセコイアは日本の第三紀層から発見された化石で，1941年三木茂大阪大学教授によって，セコイアに類似するところから，メタセコイア *metasequoia* という別属に入れられた．ところが1946年，中国四川省重慶付近の山中で現生しているメタセコイアの大木が発見された．その後アメリカの植物学者メリルがその種子を譲り受けて栽培したものが現在各地に伝わっている珍しい歴史をもつ植物である．スギ科の針葉樹で，生育が早く，秋の紅葉が美しい喬木である．

川城所長の挨拶に続き，刈米達夫元所長，松下廉蔵薬務局長の祝辞があり，石館守三前所長の音頭で創立百周年を迎えて洋々たる未来の進展を祝福する杯をあげ，来賓，東衛会会員，現職員が歓をつくして創立百周年を祝ったのであった．

創立百周年記念式典祝辞

衆議院議員・医学博士　八　田　貞　義

八田貞義でございます．

常陸宮同妃両殿下の御前におきまして，創立百周年を祝するために，一言いたす機会をお与え下さったことを，私は最も光栄に存じます．

かかる光栄は，私が当試験所の旧所員であったことの経歴のたまものであり，そのご友情とその温かいお心遣いに対し，心から感謝申し上げます．

創立百年という，日本最古の試験研究機関である国立衛生試験所の歴史は，この一世紀間，国の上にも社会情勢にも数多くの運命や移り変わりのありましたように，その影響を受け，幾多の変遷を経て来たのであります．

私が本試験所に国立公衆衛生院から環境衛生分野の微生物学部の担当責任者として赴任いたしましたのは，昭和19年の1月でありました．当時としてはかなりの程度に完備しておりました試験研究施設も，翌年の3月10日に米軍による大空襲を受け，本庁舎の施設は灰燼に帰するという悲運に見舞われたのであります．私のそれまでの12カ年にわたる研究業績も烏有に帰してしまいました．

その当時はあらゆる情勢から見まして，再建のほどもひどく危ぶまれたのでありますが，関係当局はもちろん，所長はじめ職員各位の責任と使命感に富む絶大なご協力と尊い科学精神によって　この地に明るくしかも正々と再出発する基礎が築かれたのであります．

このように惨憺たる往時のこと，そして今日に至るまでの歴代当局の方々がなめられたご苦心の数々を思うとき，その演ぜられた役割は，これを仰げばいよいよ高く，これを探ればますますその深きを覚ゆるのであります．

げにこの一世紀もの間，国立衛生試験所がわが国の医薬品・食品などの安全性につくした試験研究の業績は，偉大なものであると申さなければなりません．ここに衷心より深く敬意と感謝の意を表する次第であります．

申すまでもなく，日本現代の時局はきわめて多難であります．政治界も経済界も思想界もなかなか多難で，国民は不定を感じ，国歩はすこぶる艱難であります．

国民の厚生行政に対する要望も，従来の普遍的な技術サービスから，人間尊重に立脚した国民福祉的なきめ細かな高度の技術サービスを求めております．

しかも，その国民の科学技術に対する要請は，多様化しておるのであります．それは急激な経

済の発展と社会生活の多様化により，環境汚染やストレスの増大など，新たな保健上の問題を招来しているからであります．

この時この際，創立百年の歴史を刻んだわれらが衛生試験所は，新たな試験研究機関百年への飛躍を期して前進，新時代の科学技術維新の急先鋒とならなければなりません．そこに創立百年を祝う意義があるのだと思います．然らざれば，先達，先輩にまみゆる面目なしと申さなければなりません．

私は今日政界にあること既に20年，一貫して「真理を探求することが学者の使命なら，政治家の使命は真実を人間社会の幸福のために実行することである」との信念に燃えております．

今後とも真摯な皆様と相諮り，相容れ，相和し，相進み，衛生福祉国家建設のために全力を尽したいと切に願うものであります．

ここに誠意を披瀝いたしまして，国立衛生試験所の前途に祝福あれかしと，心より祈ってお祝辞といたします．

日本医学会会長　　小　林　芳　人

この記念すべき創立百周年に当りまして，日本医学会を代表いたしまして，日本の医学の立場からお祝の言葉を申し上げたいと存じます．

もちろん，日本の薬学医学の発達というものは，相共に提携いたしまして今日までの成果をあげて参りましたことは，ここで私が申すまでもないのでございます．

オランダ人ゲールツ氏の勧めがありまして，明治7年にこの国立衛生試験所の前身である司薬場というものが創立されたということでございますが，当時の日本の医学の状況を考えますと，医学においてはオランダ医学の輸入を捨てまして，ドイツの医学を輸入することに明治2年に決定いたしておるのが，記録に残っておるのでございます．

それ以来，日本の医学がずうっとドイツの医学の輸入で発達して参りましたのでございます．その後の経過を見まするとと，私はこれは非常に賢明であったと思います．

その当時，オランダ医学に非常な恩恵を受けました幕末の蘭学者が多くおり，明治の初年になりましても医学はオランダに学べという声が非常に大きかったことは，今からでも私共が想像できるのでございますが，それを排除いたしましてドイツ医学に切替えたというのは，大きな決心であったと存じます．

このことを申し上げますのは，オランダ人のアドバイスを容れてこういう薬に関する試験機関をつくったということも，これは恐らく当時としては私は非常に大きな決心であったろうと思うのでございまして，また医学のほうから見ましても，この企てはその後の医学の進歩にも非常に大きな貢献をしておると思うのでございます．

医学の教育がその後ドイツ医学にならいました様に，薬学の教育も殆どドイツ一辺倒になって参っておるのでございますが，薬というものの害というものを私共専門家から見まするとと，前か

らこれは非常に重大であると思っておりました．前には薬害というような言葉は使いませんでしたが，薬の副作用，薬の害，すなわち最近になりまして薬害というものが，非常に大きな社会問題になるようになって参りました．

これはもう当然なことで，薬というものは一方において一つのメリットがある半面，デメリットがある．それは効果のほうは出なくても，中毒のほうは殆ど必ずといっていい位出て参る．それは使い方がわるいか，あるいは薬が粗悪であれば，当然害のほうが出て参る．そういう性質のものでございますが，これは私が考えると，どうも薬というものを日本では軽視いたしまして，以前は割合に食べ物との差異が余りはっきりいたしませんでした．

薬をよけい飲めば早く効くものという簡単な考えで，害ということが一般の人にどうもその観念が薄かったのは，漢薬というものの性質に慣れて，その治療に慣れておったせいではなかろうかと，これは私の解釈でございます．

つまり漢薬というものの大部分は，草根木皮の食べ物に殆ど近い．1日に10倍20倍を飲みましても，決して中毒というほどの心配がまずまず無い．そのため非常に安心して使える．そういう治療に慣れておりましたために，いきなり外国から入って参りました医薬に取りついた場合に，なかなか頭の切替えができなかったのではなかろうか，という風に考えます．もちろん，明治初年の時分の医薬の純度ということは，今からでは私にはちょっと分りませんが，恐らくその点で薬学関係の方は非常な苦労をされたと思います．

いろいろの自然物から抽出するあるいは合成するということで，出来上って参るものの中に，本体とは違う害をなすものが混ざってくる可能性が非常に多いので，そういうものを厳密に除いてしまうということは，これは医学の立場から言えば絶対にやってもらわないと安心して薬が使えない．

そこで一つの立派な規格を作ってもらわないと，医者はあぶなくて使えない．恐らく今でもそういう粗悪品のために，害毒もまれにあるように私共の耳に入っております．純粋な薬になりましても，やはり薬というものは害をなす面がございますから，化学的に類似しているからといっても，少し違うものが入って参りますと，これは非常に危い場合が想像できるのでございます．

これをいち早く明治7年に薬を司る場としてつくられましたことは，非常に重要かつ重大な出来事であったと，今日になると私共は思うのでございまして，医学上の今日の発展のためにはこれは是非必要なことであり，それに医薬上の発展のためにも，これは私としては最大の貢献であったと真に考える次第でございます．

このことだけでもこの研究所の仕事は非常に重大である所へもちまして，戦後の例の食品公害とでも申す添加物その他の問題が，この衛生試験所に大きな責任としてかぶさって参って来ておるのでございます．

これは私がここでまた繰返して申すまでもなく，非常に神経質なまでに，食品添加物に対して一般の感情が，まあ私としては少し行きすぎではなかろうかと思う位に，神経質になっておりま

す．これは従来，余りに無関心でありましたことの反動のような感じがいたします．

これは薬品と違いまして，食品というものは人によりまして，生れてから死ぬまで毎日少しづつでも続けて口に入る可能性を持っておるものでございます．

薬品の如きはある期間，医者という管理者がこれを管理しながら使っておるもので，そこに根本的に差異がございますから，食品に加えるものあるいは環境衛生的の条件というものは，絶対に安全なものでなければならないという，非常にきびしい一つの条件におかれておるのでございます．

厚生省がこれを規定いたして参りますのに，その基礎となる実験成績は本試験所が従来つくって参ったのでございます．従って，先程来お話のございますように，生物部門に非常に大きな発展がありますと同時に，現在では社会の要求に応えるには余りに要求のほうが大きすぎまして，これに答える為には本研究所の施設ではまだまだ足りない現状でございます．

私といたしましては，こういう問題は私が欧米を見ましても，日本のとはまだまだケタ外れに立派な研究機関がございます．これは必ずしも国立ばかりではございませんが，また国立だけでやるというものでもないと思うのでございます．しかし監督はあくまでも，国立の機関がやらなければならぬと思います．

もっともっと国立らしい立派な検定機関になることが望ましいと，私は考えるのでございます．ますます需要がふえて参ります薬品或は食品添加物その他，公衆衛生学的にわれわれの生活の安全を保つという上にも，非常に膨大な仕事がこの研究所に背負わされていることが現状でございます．ここの職員の諸君が昼夜寝ずに検討しておられることを私はよく耳にするのでございますが，組織設備の不足を人力によって補うということも，これは非常に大事なことでございますが，これにはやはり限度がございますので，やはり国として充分にこの機関を今後ますます拡充して，こういう点の安全を充分に確保して頂きたい．

百年に当りまして，これを私としてぜひお願い致したいと考えるわけです．

本日はお招きにあずかりまして，日本医学会を代表してこういう祝辞を述べさせて頂くことは，私としては大変に喜ばしく存じる次第でございます．ありがとうございました．これで失礼いたします．

日本薬学会会頭　　柴　田　承　二

本日ここに国立衛生試験所創立百周年記念式典を催されますに当り，祝辞を述べる機会を与えられましたことは私の光栄とするところであり，ここに日本薬学会会員一同を代表して心から御祝いを申し上げます．

申すまでもなく貴試験所は，明治7年3月東京司薬場として発足して以来，茲に百年，歴史と伝統を誇る我国唯一の薬系国立試験研究機関として，医薬品，食品，化粧品，環境衛生とこれに関連する薬理学，中毒学，病理学，生化学，微生物学等の研究試験並びに検定，また薬用植物の

栽培試験研究に於て，幾多の輝しい業績を挙げられ，その成果を我国の厚生行政に反映し，国民の保健衛生の向上，福祉の増進に多大の寄与をされたことは，内外に遍く知られている所であります．

貴試験所百年の歴史は正に我国薬学百年の歴史とその歩みを共にし　我国薬学薬業の進歩発展もまた貴試験所の活動とその成果に負う所甚だ大なるものがあります．

この長い歳月の間にあって，第一次世界大戦に際しては輸入医薬品の途絶に対処して臨時製薬部を設け医薬品の製造試験を促進し，速やかにその対策の基を築き，また昭和に入って第二次大戦に際しては本庁舎の戦災など幾多の困難を克服され，現在は15の研究部門と大阪支所，全国5カ所の薬用植物栽培試験場を設けられ，多くの人材を擁し近代的施設設備の偉容を誇るに至りましたことは，ひとえに歴代所長所員各位の御努力の結果であり，また川城所長はじめ現在の所員の方々の並々ならぬ熱意の賜であって，ここに満腔の敬意を表する次第であります．

今後も我国の厚生福祉の向上増進を図る指導的研究試験機関として，貴試験所が益々発展されますことを祈り祝辞と致します．

国立予防衛生研究所長　　柳　沢　　謙

本日ここに常陸宮，同妃両殿下の御臨席をいただき，国立衛生試験所創立百周年記念式典を開催されるにあたり，お祝いの御挨拶を申し上げる機会を得ましたことは，私にとってまことに光栄に存ずるところであります．

国立衛生試験所は，わが国最古の歴史を有する由緒ある試験研究機関でありまして，主たる業務は，最近の科学の進歩に伴って生産される多種多様の医薬品及び食品等の試験検査でありますが，その業績の顕著にして正確なことは，各方面から高く評価されているところであります．

これはひとえに国立衛生試験所百年の歴史と伝統を築き上げられた歴代所長，並びに所員各位の，研究に対するあくなき情熱と御努力の賜でありまして，深く敬意を表するところであります．

われわれ研究者の責務は，基礎研究に基く新製品の開発にあることは言うに及ばず，その効果及び安全を明確にする，より精密な検査方法を，新たな発想から究明することであると思うのであります．

これはとりもなおさず複雑化する医薬品及び食品等に関する厚生行政に直結して，国民の保健に大きく貢献するものと信ずるものであります．

国の試験研究機関をとりまく客観情勢は，あらゆる面において満足し得るものではないことを私共は一様に痛感しているところでありますが，所員各位が協力一致，この難局を克服して，当所の歴史に更に輝かしい一ページを折込まれることを期待してやみません．

終りに，当所の御発展と，所員各位の御健康を祈念致しまして今日の佳き日の祝辞と致します．

（創立百周年記念式典における常陸宮殿下のお言葉，厚生大臣の告示，所長の式辞は巻頭に掲載しました．）

目　　次

所在地図（昭49）…… 191
施設配置図（昭49）…… 192
組　　織（昭49）…… 198
定員の変遷（昭24～49）…… 200
厚生省設置法抜粋（昭49）…… 201
厚生省組織規程抜粋（昭49）…… 201
国立衛生試験所組織細則（昭49）…… 205
予算の変遷（昭25～49）…… 218
施設の変遷（昭20～48）…… 224
機械器具の整備（昭25～48）…… 231
検定検査試験件数の推移（昭26～48）…… 238
国家検定品目の推移（昭23～48）…… 242
製品検査品目の推移（昭28～48）…… 244
国立衛生試験所標準品（昭49）…… 246

資　　料

所　在　地　図（昭和49年現在）

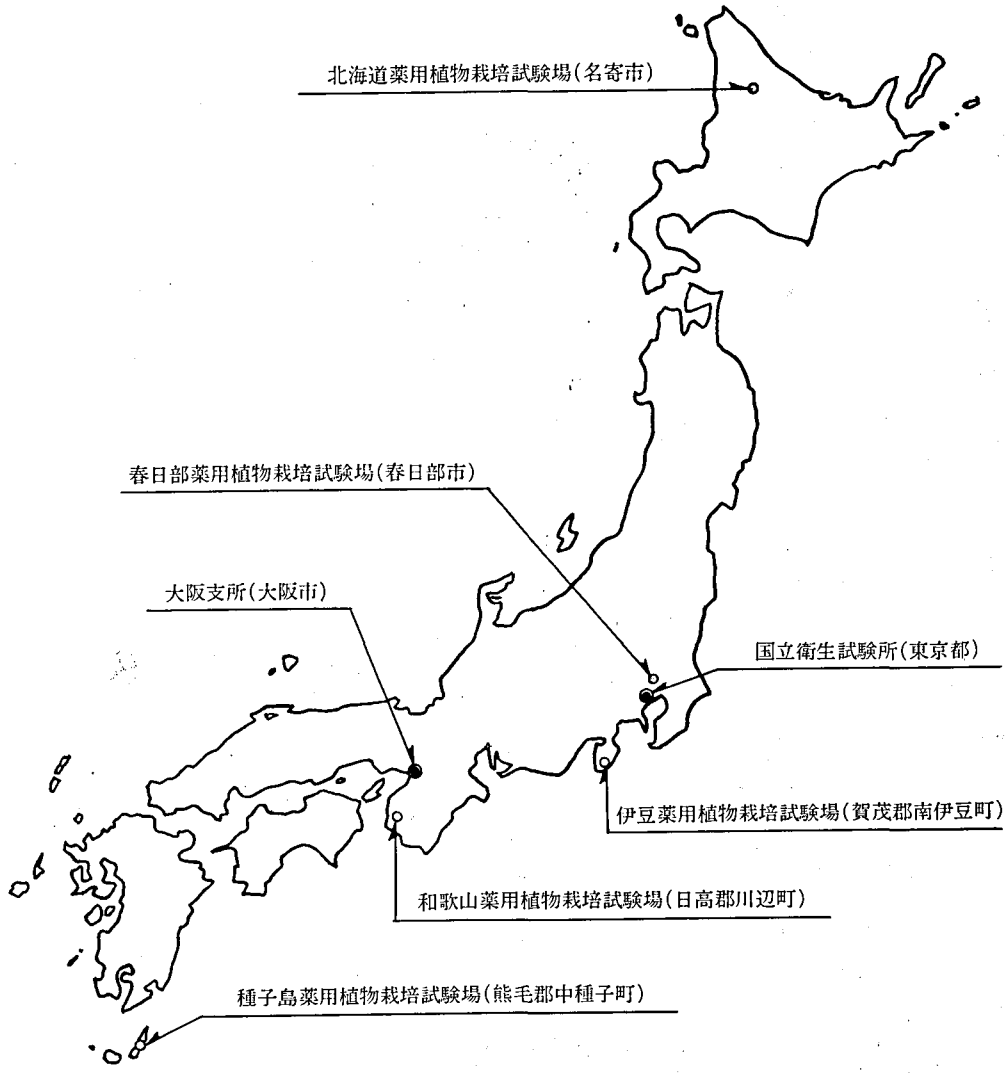

国立衛生試験所

本　　所	東京都世田谷区上用賀1丁目18番1号	電話 (03) (700) 1141㈹
支　　所	大阪市東区法円坂町6番地	電話 (06) (941) 1533㈹
北海道試験場	北海道名寄市大字大橋108番地	電話 (01654) (2) 3605
春日部試験場	埼玉県春日部市大字粕壁字町裏30番地	電話 (0487) (52) 2077
伊豆試験場	静岡県賀茂郡南伊豆町字下賀茂155番地	電話 (05586) (2) 0044
和歌山試験場	和歌山県日高郡川辺町大字土生1208	電話 (07382) (2) 0497
種子島試験場	鹿児島県熊毛郡中種子町野間字松原山17,007の2	電話 (09973) (2) 0142

施 設 配 置 図（昭和49年現在）

本 所

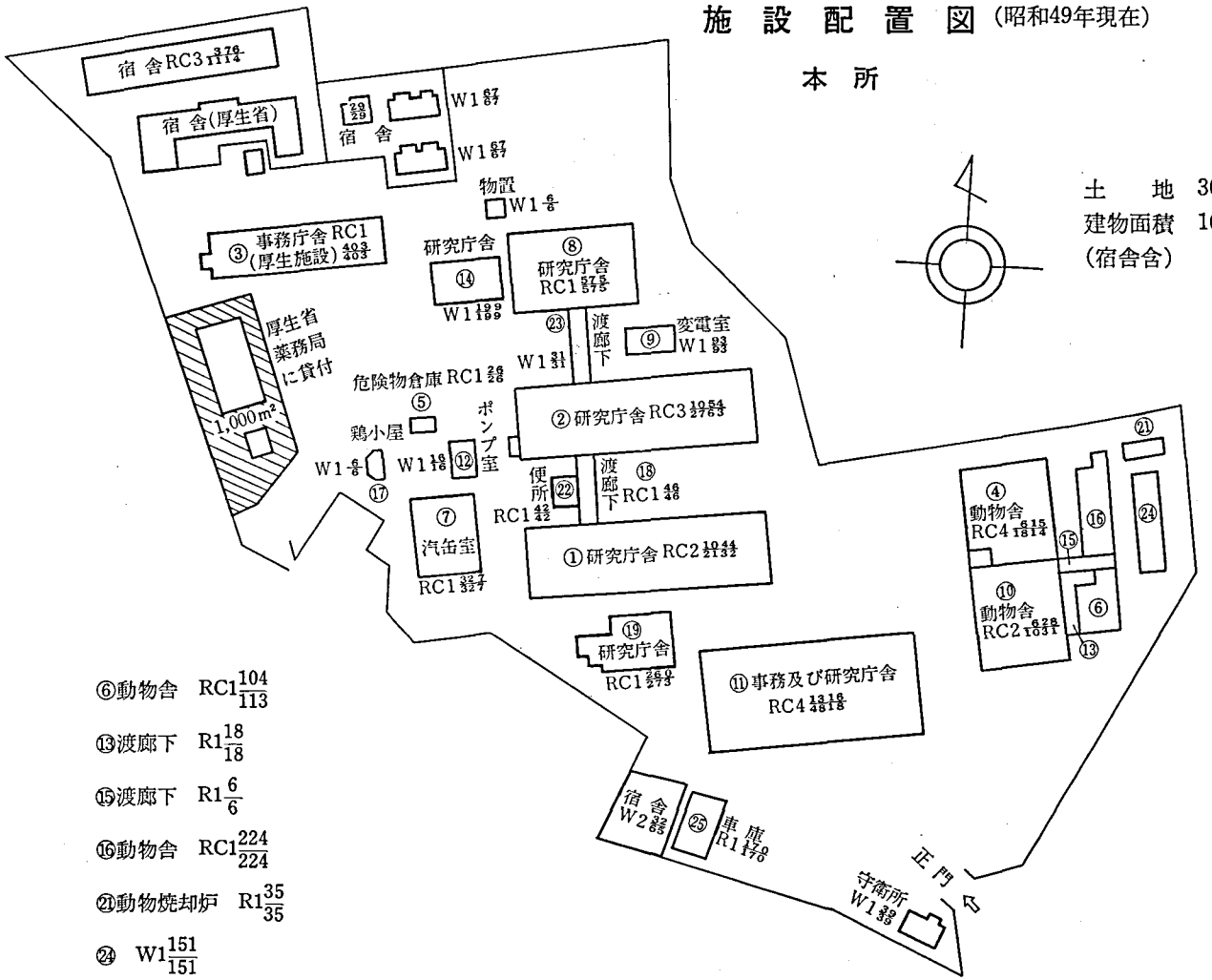

⑥動物舎 RC1 $\frac{104}{113}$

⑬渡廊下 R1 $\frac{18}{18}$

⑮渡廊下 R1 $\frac{6}{6}$

⑯動物舎 RC1 $\frac{224}{224}$

㉑動物焼却炉 R1 $\frac{35}{35}$

㉔ W1 $\frac{151}{151}$

大阪支所　土地 3,893m²　建物面積 1,789m² (宿舎含)

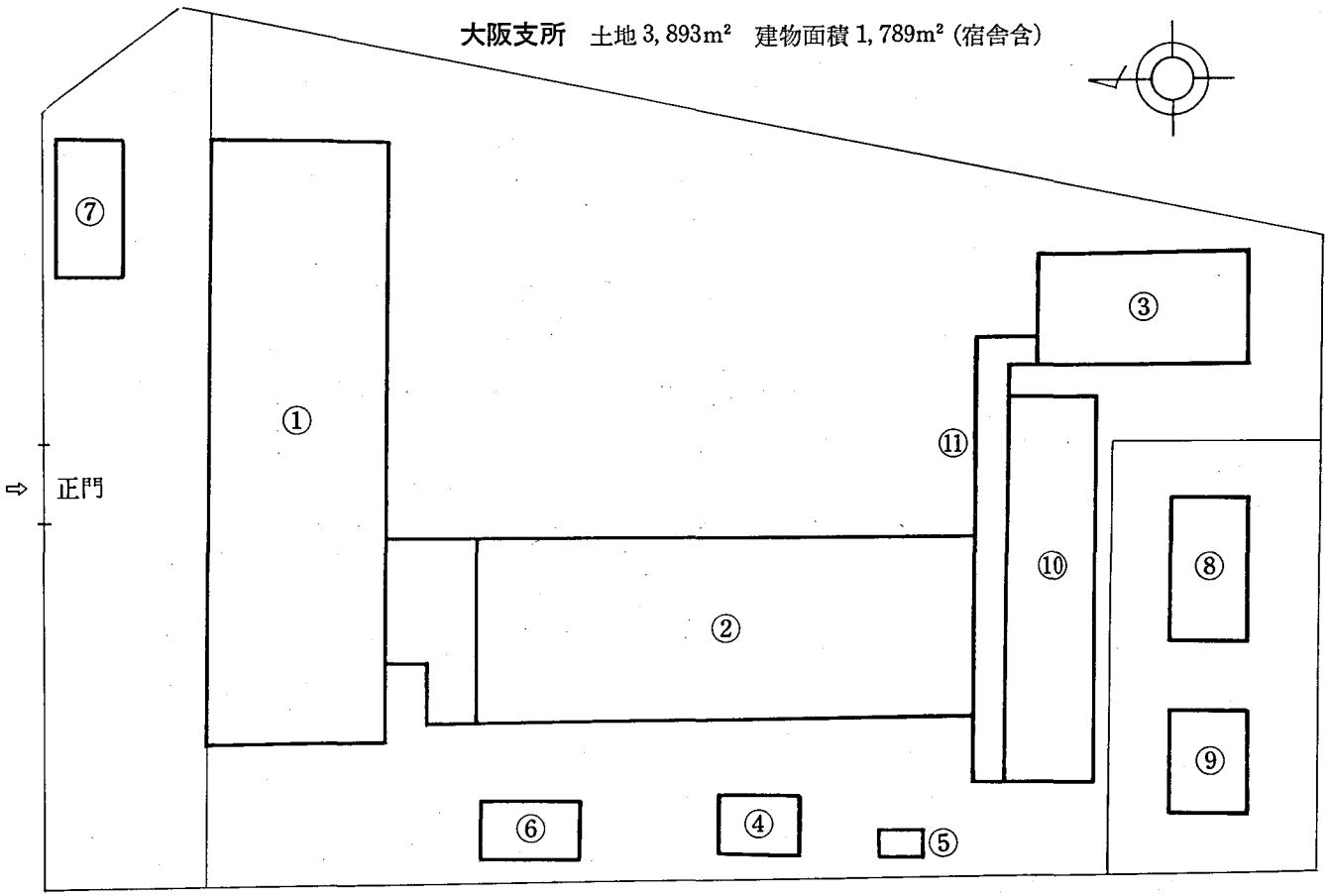

①庁舎　RC2 $\frac{399}{760}$　②庁舎　RC1 $\frac{354}{354}$　③庁舎　RC2 $\frac{126}{185}$　④倉庫　W1 $\frac{19}{19}$　⑤危険物倉庫　RC1 $\frac{3}{3}$

⑥倉庫　W1 $\frac{19}{19}$　⑦車庫　CB1 $\frac{29}{29}$　⑧宿舎　W1 $\frac{49}{49}$　⑨宿舎　W1　$\frac{39}{39}$　⑩動物舎　RC2 $\frac{149}{261}$

⑪渡廊下　$\frac{67}{67}$

北海道薬用植物栽培試験場

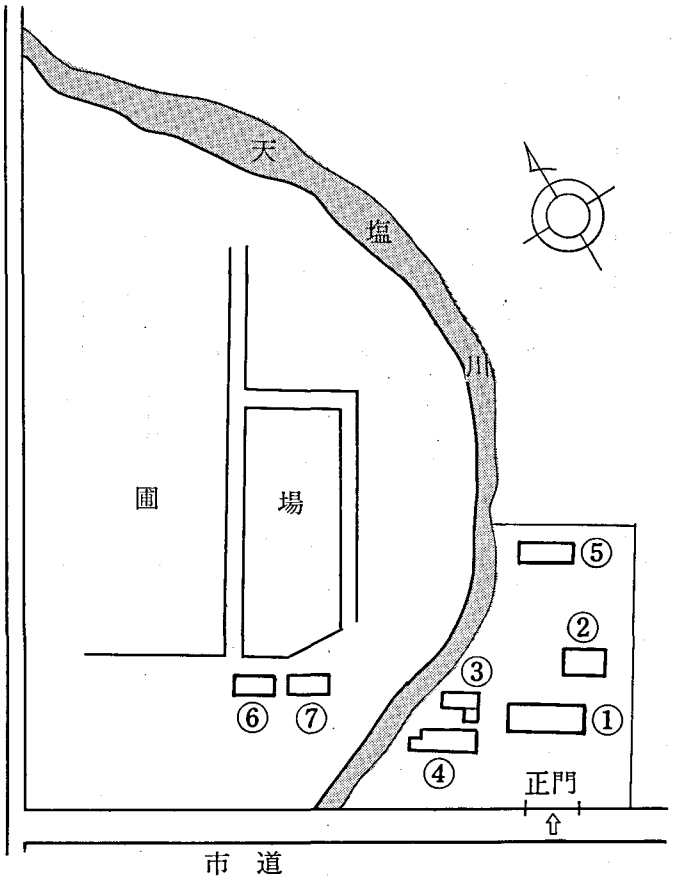

土　　地　83,599m²　(借地)

建物面積　846m²

(宿舎含)

①事務庁舎　$RC2\frac{164}{222}$　②温室　$R1\frac{64}{64}$　③宿舎　$CB1\frac{62}{62}$

④宿舎　⑤宿舎　$CB1\frac{82}{82}$　⑥作業舎　$CB2\frac{180}{251}$

⑦農具舎　$W1\frac{112}{165}$

春日部薬用植物栽培試験場

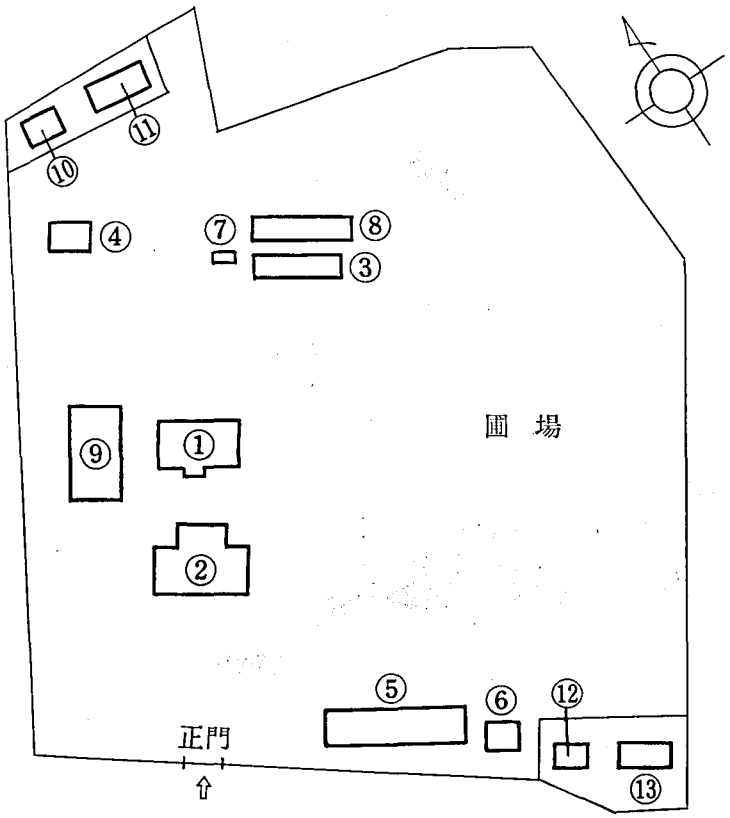

土　　地　21,828m²

建物面積　1,387m²

（宿舎含）

①庁舎　W1$\frac{161}{161}$　②庁舎　RC1$\frac{191}{191}$　③温室　W1$\frac{122}{122}$

④硝子室　W1$\frac{49}{49}$　⑤収納舎　W1$\frac{238}{238}$　⑥堆肥舎　W1$\frac{30}{30}$

⑦便所　W1$\frac{6}{6}$　⑧温室　W1$\frac{152}{152}$　⑨作業舎　R1$\frac{188}{188}$

⑩宿舎　$\frac{33}{33}$　⑪宿舎　$\frac{49}{91}$　⑫宿舎　$\frac{56}{56}$　⑬宿舎　$\frac{47}{70}$

伊豆薬用植物栽培試験場

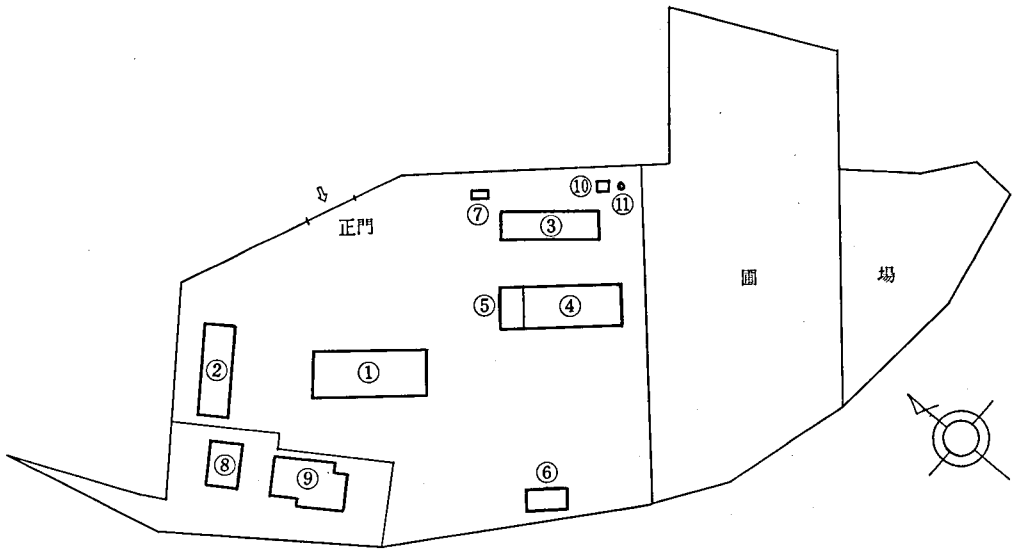

土　　地　8,266m²

建物面積　696m²

（宿舎含）

①庁舎　RC1 160/160　②倉庫　W1 72/72　③温室　W1 99/99

④温室　R1　⑤準備室　W1 33/33　⑥堆肥舎農具舎　W1 26/26

⑦便所　W1 3/3　⑧宿舎　CB1 47/47　⑨宿舎　W1 91/91

⑩ポンプ　⑪源泉

和歌山薬用植物栽培試験場

土　地　5,694m²　　建物面積　811m²（宿舎含）

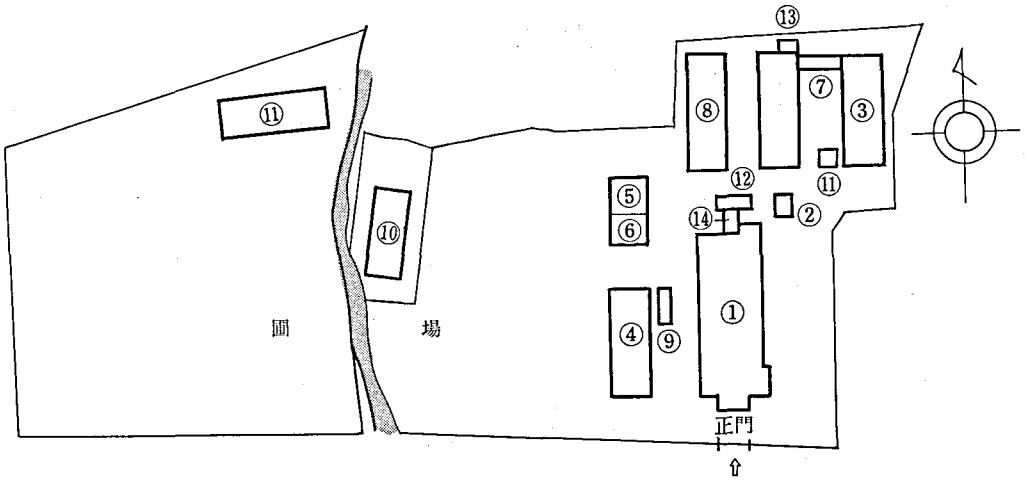

①庁舎　$W1\frac{264}{264}$　②実験室　$W1\frac{9}{9}$　③倉庫　$W1\frac{79}{79}$　④温室　$W1\frac{79}{79}$

⑤硝子室　$W1\frac{23}{23}$　⑥網室　$W1\frac{23}{23}$　⑦渡廊下　$W1\frac{9}{9}$　⑧農具舎　$W1\frac{89}{89}$

⑨ボイラー室　$W1\frac{6}{6}$　⑩宿舎　$W1\frac{43}{43}$　⑪薬品庫　$W1\frac{3}{3}$，堆肥舎　$W1\frac{79}{79}$

⑫便所物置　$W1\frac{9}{9}$　⑬便所　$W1\frac{1}{1}$　⑭渡廊下　$W1\frac{6}{6}$

種子島薬用植物栽培試験場

土地　92,429m²（他に下田分場　20,003m²）　　建物面積　649m²（宿舎含）

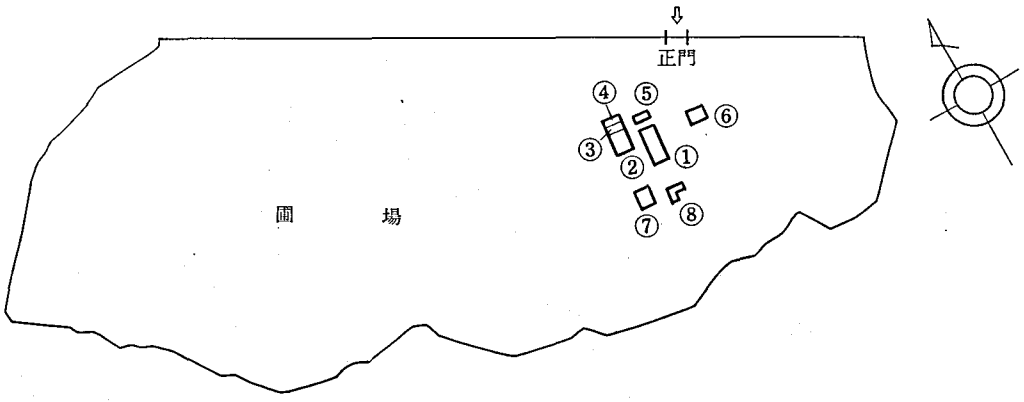

①庁舎　$RC2\frac{145}{201}$　②硝子室　$W1\frac{134}{134}$　③準備室　$W1\frac{46}{46}$　④発電室　$W1\frac{28}{28}$

⑤車庫　$W1\frac{38}{38}$　⑥宿舎　⑦標本室　$W1\frac{66}{66}$　⑧宿舎

組　織（昭和49年4月1日現在）

所　長
副　所　長

- 総務部
  - 庶務課
    - 補佐
    - 庶務係
    - 人事係
    - 厚生係
  - 会計課
    - 補佐
    - 予算係
    - 出納決算係
    - 調度係
    - 管理係
  - 業務課
    - 調査係
    - 検定係
- 合成化学研究部
  - 第一研究室
  - 第二研究室
- 薬品部
  - 薬品第一室
  - 薬品第二室
  - 薬品第三室
  - 麻薬室
- 生物化学部
  - ホルモン室
  - 標準品製造室
  - 酵素室
- 放射線化学部
  - 放射線化学第一室
  - 放射線化学第二室
- 生薬部
  - 生薬第一室
  - 生薬第二室
- 療品部
  - 療品室
  - 家庭用品第一室
  - 家庭用品第二室
  - 理化学試験室
- 環境衛生化学部
  - 環境衛生第一室
  - 環境衛生第二室
  - 環境衛生第三室
- 食品部
  - 食品第一室
  - 食品第二室
  - 食品第三室

- 食品添加物部
  - 添加物第一室
  - 添加物第二室
  - 添加物第三室
- 衛生微生物部
  - 細菌第一室
  - 細菌第二室
  - 真菌室
- 薬理部
  - 薬理第一室
  - 薬理第二室
- 毒性部
  - 毒性第一室
  - 毒性第二室
  - 動物管理室
- 医化学部
  - 医化学第一室
  - 医化学第二室
- 薬品病理部
  - 薬品病理第一室
  - 薬品病理第二室
- 附属図書館
  - 管理閲覧係
  - 情報係
  - 調査室
- 大阪支所
  - 庶務課
    - 補佐
    - 庶務係
    - 会計係
    - 業務係
  - 薬品部
    - 薬品第一室
    - 薬品第二室
  - 食品部
    - 食品第一室
    - 食品第二室
  - 薬理微生物部
    - 衛生微生物室
    - 薬理室
- 北海道薬用植物栽培試験場
  - 庶務係
  - 栽培管理室
- 春日部薬用植物栽培試験場
  - 庶務係
  - 栽培管理室

伊豆薬用植物栽培試験場

和歌山薬用植物栽培試験場

種子島薬用植物栽培試験場

定員の変遷（昭和24年～昭和49年）

職種別 / 昭和(年度)	官吏			雇員			傭人	合計
	事務官	技官	計	事務	技術	計		
	名	名	名	名	名	名	名	名
24	10	54	64 臨時官吏14	3	37	40	99	217
25	12	76	88	14	36	50	99	237
26	14	97	111	16	38	54	107	272
27	13	95	108	15	36	51	98	257
28	13	95	108	15	36	51	98	257
29	13	94	107	15	35	50	95	252
30	12	94	106	15	33	48	93	247
31	15	113	128	24	29	53	66	247
32	15	113	128	24	29	53	66	247

俸給表別 / 昭和(年度)	行政職(一)	行政職(二)	研究職	指定職	合計
	名	名	名	名	名
32(4月)	48	52	147		247
33	48	52	147		247
34	48	52	147		247
35	49	52	149		250
36	49	60	149		258
37	60	57	173		290
38	61	62	177		300
39	61	64	186		311
40	61	64	185	1	311
41	61	64	185	1	311
42	61	64	185	1	311
43	61	64	185	1	311
44	60	61	186	1	308
45	60	58	186	1	305
46	60	55	186	1	302
47	59	51	189	1	300
48	57	48	190	2	297
49	54	46	199	2	301

〔注〕 昭和35年度～昭和37年度　非常勤職員の定員化にともなって増員
昭和37年度　食品検査関係の本省定員が振替って増員
昭和38年度　北海道薬用植物栽培試験場の新設にともなって増員
昭和39年度　毒性部の新設にともなって増員
昭和44年度以降　定員削減により漸減
昭和49年度　毒性部の増員

厚生省設置法抜粋（昭和24年5月31日 法律第151号）

（附属機関）

第十五条　第二十九条に規定するものの外，本省に左の附属機関を置く．

国立衛生試験所

（国立衛生試験所）

第二十四条　国立衛生試験所は，左に掲げる事務をつかさどる機関とする．ただし，第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事務を除く．

一　国家検定を要する医薬品及び食品等の試験及び検査を行うこと．

二　輸出検査法に基き輸出する医薬品（生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く．），医薬部外品，化粧品，医療用具及び食品等の試験及び検査を行うこと．

三　国内消費用医薬品（生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く．），医薬部外品，化粧品，医療用具及び食品等の試験及び検査（消毒剤，殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査を除く．）を行うこと．

四　毒物及び劇物の試験及び検査を行うこと．

五　薬用植物の栽培，指導及び研究を行うこと．

六　医薬品等の試験的製造並びに医薬品等の試験及び検査に必要な標準品の製造を行うこと．

七　その他衛生上必要な事項の試験，調査及び研究を行うこと．

2　国立衛生試験所は，東京都に置く．

3　国立衛生試験所の内部組織は，厚生省令で定める．

4　厚生大臣は，国立衛生試験所の事務を分掌させるため，所要の地に国立衛生試験所の支所及び薬用植物栽培試験場を設けることができる．その名称，位置及び内部組織は，厚生省令で定める．

厚生省組織規程抜粋（昭和27年10月1日 厚生省令第41号）

改正　昭和29年省令第57号　昭和38年省令第11号
昭和30年省令第 8号　昭和38年省令第50号
昭和31年省令第 6号　昭和39年省令第41号
昭和31年省令第10号　昭和40年省令第16号
昭和31年省令第47号　昭和43年省令第25号
昭和33年省令第11号　昭和45年省令第36号
昭和34年省令第 8号　昭和47年省令第38号
昭和37年省令第13号　昭和49年省令第12号

第一章　本省

第二節　附属機関

第十二款　国立衛生試験所

（所長及び副所長）

第八十九条　国立衛生試験所に，所長及び副所長一人を置く．

2　所長は，厚生大臣の指揮監督を受け，所務を掌理する．

3　副所長は，所長を助け，所長に事故があるときは，その職務を代理する．

（内部組織）

第九十条　国立衛生試験所に，次の十五部及び附属図書館を置く．

総　務　部
合成化学研究部
薬　品　部
生物化学部
放射線化学部
生　薬　部
療　品　部
環境衛生化学部
食　品　部
食品添加物部
衛生微生物部
薬　理　部
毒　性　部
医化学部
薬品病理部

（総務部の分課及び事務）

第九十一条　総務部に，庶務課，会計課及び業務課を置く．

2　庶務課においては，職員の人事，公印の管守及び文書に関することその他所の事務で他の主管に属しないものをつかさどる．

3　会計課においては，会計，物品及び営繕に関することをつかさどる．

4　業務課においては，検定，検査，試験，製造及び調査研究の事務に関することをつかさどる．

（合成化学研究部）

第九十二条　合成化学研究部においては，新医薬品の合成，構造及び組成の研究並びに新医薬品の試験，試験的製造及びこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（薬品部）

第九十三条　薬品部においては，医薬品（生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く．次条，第九十四条の二，第九十四条の八から第九十四条の十二まで，第九十六条の五及び第九十六条の七において以下同じ．），医薬部外品，毒物，劇物，麻薬，大麻，あへん，けし，けしがら及び覚せい剤の試験，検査及び試験的製造並びに麻薬の試験及び検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（生物化学部）

第九十四条　生物化学部においては，ホルモン類，酵素類及び活性たんぱく質類等の試験，検査及び試験的製造並びに医薬品，医薬部外品，ホルモン類及びビタミン類の試験及び検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（放射線化学部）

第九十四条の二　放射線化学部においては，医薬品，医療用具等に関する放射化学的及び放射線化学的試験，検査及び試験的製造並びに食品，家庭用品，空気，水等に関する放射化学的及び放射線化学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（生薬部）

第九十四条の三　生薬部においては，生薬及び生薬製剤の試験，検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（療品部）

第九十四条の四　療品部においては，医療用具及び衛生材料の試験，検査及び試験的製造並びに家庭用品に含まれる有害物質等に関する試験及び検査並びにこれらに必要な研究並びに医薬品等の分析機器の管理に関することをつかさどる．

（環境衛生化学部）

第九十四条の五　環境衛生化学部においては，空気，水，温泉等に関する試験及び検査並びに化粧品の試験，検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（食品部）

第九十四条の六　食品部においては，食品，器具，容器包装等及びこれらに附加又は混入している異物の試験及び検査（栄養生理的試験及び検査を除く．第九十六条の五及び第九十六条の六において以下同じ．），並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（食品添加物部）

第九十四条の七　食品添加物部においては，添加物の試験，検査及び試験的製造，食中毒検体の試験及び検査並びに食品，医薬品，医薬部外品及び化粧品に使用される色素の試験及び検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（衛生微生物部）

第九十四条の八　衛生微生物部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，食品，添加物，器具，容器包装，家庭用品等及び空気，水，温泉等に関する衛生微生物学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（薬理部）

第九十四条の九　薬理部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物，劇物，食品，添加物，器具，容器包装，食中毒検体，家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質等に関する薬理学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（毒性部）

第九十四条の十　毒性部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物，劇物，食品，添加物，器具，容器包装，食中毒検体，家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質等及び化学物質に関する中毒学的試験及び検査並びに実験動物の飼育管理並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（医化学部）

第九十四条の十一　医化学部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物，劇物，食品，添

加物，器具，容器包装，食中毒検体，家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質等に関する医化学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（薬品病理部）

第九十四条の十二　薬品病理部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物，劇物，食品，添加物，器具，容器包装，食中毒検体，家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質等に関する病理学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（附属図書館）

第九十五条　附属図書館においては，図書の収集，保管及び閲覧，業績誌の編集並びに国立衛生試験所における試験，検査及び研究に関する情報及び資料の収集及び分析並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（支所）

第九十六条　国立衛生試験所に，支所を置く．

2　支所の名称及び位置は，左の通りとする．

名　　称	位　　置
国立衛生試験所大阪支所	大阪府大阪市東区法円坂町

（支所長）

第九十六条の二　国立衛生試験所支所に，支所長を置く．

（支所の内部組織）

第九十六条の三　国立衛生試験所支所に，庶務課及び次の三部を置く．

薬　品　部

食　品　部

薬理微生物部

（支所の庶務課）

第九十六条の四　庶務課においては，公印の管守，文書，会計，物品，営繕及び図書に関することその他支所の事務で他の主管に属しないものをつかさどる．

（支所の薬品部）

第九十六条の五　薬品部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物，劇物等の試験，検査及び試験的製造並びに医薬品及びビタミン類の試験及び検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（支所の食品部）

第九十六条の六　食品部においては，食品，添加物，器具，容器包装等及びこれらに附加又は混入している異物並びに食中毒検体の試験及び検査，添加物の試験的製造並びに食品，医薬品，医薬部外品及び化粧品に使用される色素の試験及び検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（支所の薬理微生物部）

第九十六条の七　薬理微生物部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物，劇物，食品，

添加物，器具，容器包装等に関する衛生微生物学的試験及び検査並びに薬理学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

（薬用植物栽培試験場）

第九十六条の八　国立衛生試験所に，薬用植物栽培試験場を置く．

2　薬用植物栽培試験場の名称及び位置は，次のとおりとする．

名　　称	位　　置
国立衛生試験所北海道薬用植物栽培試験場	北海道名寄市大字大橋
国立衛生試験所春日部薬用植物栽培試験場	埼玉県春日部市大字粕壁
国立衛生試験所伊豆薬用植物栽培試験場	静岡県賀茂郡南伊豆町字下賀茂
国立衛生試験所和歌山薬用植物栽培試験場	和歌山県日高郡川辺町大字土生
国立衛生試験所種子島薬用植物栽培試験場	鹿児島県熊毛郡中種子町野間

国立衛生試験所組織細則

昭和33年 4月23日	伺　定	昭和43年4月18日	一部改正
昭和33年 8月 1日	一部改正	昭和43年7月 1日	〃
昭和34年 5月 1日	〃	昭和44年4月 1日	〃
昭年35年 3月24日	〃	昭和44年5月 1日	〃
昭和37年 9月 1日	〃	昭和45年4月 1日	〃
昭和39年 3月31日	〃	昭和45年7月 1日	〃
昭和39年10月 1日	〃	昭和46年6月14日	〃
昭和40年 5月 1日	〃	昭和47年7月 1日	〃
昭和40年 8月 1日	〃	昭和48年4月25日	〃
昭和41年 4月 1日	〃	昭和48年7月 1日	〃
昭和42年 5月 4日	〃	昭和49年7月 8日	〃

厚生省組織規程（昭和二十七年厚生省令第四十一号）第百三十六条の規定に基き，国立衛生試験所組織細則を次のように定める．

昭和三十三年四月二十三日

国立衛生試験所長　刈　米　達　夫

目　次

第一章　総則（第一条—第四条）
第二章　総務部（第五条—第十四条の二）
第三章　合成化学研究部（第十五条—第十七条）
第四章　薬品部（第十八条—第二十一条）
第五章　生物化学部（第二十二条—第二十五条）
第五章の二　放射線化学部（第二十六条—第二十六条の三）
第六章　生薬部（第二十七条—第二十九条）
第七章　療品部（第三十条—第三十二条）
第八章　環境衛生化学部（第三十三条—第三十六条）
第九章　食品部（第三十七条—第四十一条）
第九章の二　食品添加物部（第四十一条の二—第四十四条）
第十章　衛生微生物部（第四十五条—第四十七条の二）
第十一章　薬理部（第四十八条—第五十条）
第十二章　毒性部（第五十条の二—第五十条の五）
第十二章の二　医化学部（第五十条の六—第五十条の八）
第十二章の三　薬品病理部（第五十条の九—第五十条の十一）

第十三章　附属図書館（第五十一条―第五十三条の二）
第十四章　支　所
第一節　庶務課（第五十四条―第五十六条の二）
第二節　薬品部（第五十七条―第五十九条）
第三節　食品部（第六十条―第六十二条）
第四節　薬理微生物部（第六十三条―第六十五条）
第十五章　薬用植物栽培試験場
第一節　北海道薬用植物栽培試験場（第六十六条―第六十八条）
第二節　春日部薬用植物栽培試験場（第六十九条―第七十一条）
第三節　伊豆薬用植物栽培試験場（第七十二条）
第四節　和歌山薬用植物栽培試験場（第七十三条）
第五節　種子島薬用植物栽培試験場（第七十四条）
附　則

第一章　総則

（目的）

第一条　この細則は，国立衛生試験所の組織の細目及び事務の分掌について必要な事項を定めることを目的とする．

（課長補佐）

第一条の二　総務部の庶務課及び会計課並びに支所の庶務課にそれぞれ課長補佐一人を置く．

2　課長補佐は，課長を補佐し，係長を指揮監督し，課の事務の処理にあたるものとする．

（係及び係長）

第二条　総務部の課，支所の庶務課及び附属図書館に係を置き，係に係長を置く．

2　係長は，上司の指揮監督を受け，係の事務を掌理する．

（主任）

第二条の二　総務部の各課，支所の庶務課，附属図書館及び薬用植物栽培試験場（係が置かれていないものを除く．）の各係並びに係が置かれていない薬用植物栽培試験場を通じて主任七人以内を置く．

2　主任は係長（係が置かれていない薬用植物栽培試験場にあつては場長）を助け，係又は試験場の事務の処理にあたるものとする．

（室及び室長）

第三条　部（総務部を除く．）に室を置き，室に室長を置く．

2　室長は部長の指揮監督を受け，室の事務を掌理する．

（主任研究官）

第三条の二　各部（総務部を除く．）を通じて主任研究官三十三人以内を置く．

2　主任研究官は，部長の指揮監督を受け，特別研究に関することをつかさどる．

（薬用植物栽培試験場の係及び室等）

第四条　北海道薬用植物栽培試験場及び春日部薬用植物栽培試験場に係及び室を置き，係及び室にそれぞれ係長及び室長を置く．

2　係長又は室長は，場長の指揮監督を受け，係又は室の事務を掌理する．

第二章　総務部

（庶務課の係）

第五条　庶務課に，次の三係を置く．

庶　務　係
人　事　係
厚　生　係

（庶務係）

第六条　庶務係においては，次の事務をつかさどる．

一　公印の管守に関すること．
二　公文書の接受，発送，編集及び保存に関すること．
三　諸規程の制定及び改廃に関すること．

四　所内の取締及び保清に関すること.

五　自動車の配車に関すること.

六　前各号に掲げるもののほか，課の事務で他の主管に属しないもの.

(人事係)

第七条　人事係においては，次の事務をつかさどる.

一　内部組織及び定数に関すること.

二　職員の任免，給与，分限，懲戒，服務その他人事に関すること.

三　職員の教養，訓練その他能率増進に関すること.

四　職員の公務災害補償，恩給及び退職金に関すること.

五　機密に関すること.

(厚生係)

第七条の二　厚生係においては，次の事務をつかさどる.

一　職員の厚生及び保健に関すること.

二　共済組合に関すること.

三　公務員宿舎に関すること．ただし，会計課の主管に属するものを除く.

(会計課の係)

第八条　会計課に次の四係を置く.

予　算　係
出納決算係
調　度　係
管　理　係

(予算係)

第九条　予算係においては，次の事務をつかさどる.

一　歳入歳出予算案の作成に関すること.

二　歳出予算の執行計画の立案及びその配分に関すること.

三　支出負担行為の認証に関すること.

四　前各号に掲げるもののほか，課の事務で他の主管に属しないもの.

(出納決算係)

第十条　出納決算係においては，次の事務をつかさどる.

一　債権の管理に関すること.

二　歳入金の調定及び徴収に関すること.

三　歳出金の支出に関すること.

四　前渡資金に関すること.

五　歳入金及び歳出金の決算に関すること.

(調度係)

第十一条　調度係においては，次の事務をつかさどる.

一　物品及び役務の調達計画及び総合調整に関すること.

二　物品及び労務の契約に関すること.

三　物品の検収に関すること.

四　支出負担行為の手続に関すること.

五　支出決議の手続に関すること.

(管理係)

第十二条　管理係においては，次の事務をつかさどる.

一　建物及び設備の営繕及び維持管理に関すること.

二　国有財産の取得，管理及び処分に関すること.

三　物品の管理に関すること.

(業務課の係)

第十三条　業務課に，次の二係を置く.

調　査　係
検　定　係

(調査係)

第十四条　調査係においては，次の事務をつかさどる.

一　研究の連絡調整に関する庶務を行なうこと.

二　検定，検査，試験及び研究に関する調査，報告及び統計に関すること.

三　検定手数料等の原価計算に関すること.

四　標準品の交付依頼の受理及び交付に関すること.

五　厚生科学研究費に関すること.

六　研究生及び実習生に関すること.

七　講習，見学，講師派遣その他研究に関する庶務を行なうこと.

八　前各号に掲げるもののほか，課の事務で他の主管に属しないもの.

（検定係）

第十四条の二　検定係においては，次の事務をつかさどる.

一　検定及び検査の連絡調整に関する庶務を行なうこと.

二　医薬品等の検定申請，検査申請又は試験依頼の受理及び成績通知に関すること.

三　検定合格証紙，検査印紙，製品検査合格証及び輸出検査証明書の管理及び交付に関すること.

四　検定及び検査手数料（印紙収入）の収納に関すること.

五　輸出検査法に基く抜取り収去及び表示に関すること.

第三章　合成化学研究部

（合成化学研究部の室）

第十五条　合成化学研究部に，次の二室を置く.

第一研究室

第二研究室

（第一研究室）

第十六条　第一研究室においては，次の事務をつかさどる.

一　新医薬品の合成，構造及び組成に関する研究を行なうこと.

二　新医薬品の試験，試験的製造及びこれらに関する研究を行なうこと.

（第二研究室）

第十七条　第二研究室においては，新医薬品の開発のために必要な化合物の合成，構造及び組成に関する研究をつかさどる.

第四章　薬品部

（薬品部の室）

第十八条　薬品部に，次の四室を置く.

薬品第一室

薬品第二室

薬品第三室

麻　薬　室

（薬品第一室）

第十九条　薬品第一室においては，医薬品，医薬部外品，毒物及び劇物の規格及び基準に関する研究をつかさどる.

（薬品第二室）

第二十条　薬品第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　医薬品及び医薬部外品の検定及び検査を行なうこと.

二　医薬品及び医薬部外品の試験を行なうこと.

三　医薬品及び医薬部外品の輸出入検査を行なうこと.

四　毒物及び劇物の試験及び検査を行なうこと.

五　前各号に掲げる事項に関する研究を行なうこと.

（薬品第三室）

第二十条の二　薬品第三室においては，次の事務をつかさどる.

一　医薬品の特別審査を行なうこと.

二　医薬品の特別審査に関する調査研究を行なうこと.

（麻薬室）

第二十一条　麻薬室においては，次の事務をつかさどる.

一　麻薬，家庭麻薬，大麻，あへん，けし，けしがら，覚せい剤及び習慣性がこれらに類似する薬物の試験，検査及び鑑定並びにこれらに関す

る理化学的研究を行なうこと.

二　麻薬，家庭麻薬及び覚せい剤の規格に関する研究を行なうこと.

三　麻薬，家庭麻薬及び覚せい剤の試験的製造及びこれに関する研究を行なうこと.

四　麻薬中毒の化学的判定法，治療薬及び予防薬に関する研究を行なうこと.

五　麻薬に関する犯罪鑑識の用に供する麻薬の製造を行なうこと.

第五章　生物化学部

(生物化学部の室)

第二十二条　生物化学部に，次の三室を置く.

ホルモン室

標準品製造室

酵　素　室

(ホルモン室)

第二十三条　ホルモン室においては，次の事務をつかさどる.

一　ホルモン類の検定及び検査を行なうこと.

二　ホルモン類の生物化学的試験及び研究を行なうこと.

三　ホルモン類の試験的製造及び規格に関する研究を行なうこと.

(標準品製造室)

第二十四条　標準製造室においては，次の事務をつかさどる.

一　ホルモン類標準品の製造を行なうこと.

二　ビタミン類標準品の製造を行なうこと.

三　医薬品及び医薬部外品の試験及び検査に必要な標準品の製造を行なうこと.

四　前各号に掲げる規格に関する研究を行なうこと.

(酵素室)

第二十五条　酵素室においては，次の事務をつかさどる.

一　酵素類及び活性たんぱく質類等の試験，検査及び生物化学的試験及び研究を行なうこと.

二　酵素類及び活性たんぱく質類等の試験的製造及び規格に関する研究を行なうこと.

第五章の二　放射線化学部

(放射線化学部の室)

第二十六条　放射線化学部に，次の二室を置く.

放射線化学第一室

放射線化学第二室

(放射線化学第一室)

第二十六条の二　放射線化学第一室においては，次の事務をつかさどる.

一　医薬品，医療用具等の放射化学的試験，検査，検定及び研究を行なうこと.

二　放射性医薬品，放射性同位元素を含む医療用具等の試験的製造及び規格に関する研究を行なうこと.

三　食品，家庭用品，空気，水等の放射化学的試験，検査及び研究を行なうこと.

(放射線化学第二室)

第二十六条の三　放射線化学第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　医薬品，医療用具等の放射線化学試験，検査及び研究を行なうこと.

二　食品，家庭用品，空気，水等の放射線化学的試験，検査及び研究を行なうこと.

第六章　生薬部

(生薬部の室)

第二十七条　生薬部に，次の二室を置く.

生薬第一室

生薬第二室

(生薬第一室)

第二十八条　生薬第一室においては，次の事務をつかさどる.

一　生薬及び薬用植物の生薬学的試験，検査及び研究を行なうこと.

二　生薬及び生薬製剤の規格に関する研究を行な

うこと.

三　資源植物に関する生薬学的調査及び研究を行なうこと.

(生薬第二室)

第二十九条　生薬第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　生薬，生薬製剤及び薬用植物成分の理化学的試験，検査及び研究を行なうこと.

二　生薬及び薬用植物の有効成分の試験的製造及びこれに関する研究を行なうこと.

三　資源植物の医薬的利用に関する研究を行なうこと.

四　天然有機化合物の構造及び組成に関する研究を行なうこと.

第七章　療品部

(療品部の室)

第三十条　療品部に，次の四室を置く.

療　品　室

家庭用品第一室

家庭用品第二室

理化学試験室

(療品室)

第三十一条　療品室においては，次の事務をつかさどる.

一　医療用具及び衛生材料の試験及び検査並びにこれらに関する研究を行なうこと.

二　医療用具及び衛生材料の規格及び基準に関する研究を行なうこと.

三　医療用具及び衛生材料の試験的製造及びこれに関する研究を行なうこと.

(家庭用品第一室)

第三十一条の二　家庭用品室においては，次の事務をつかさどる.

一　衣類たる家庭用品に含まれる有害物質の理化学的試験及び検査並びにこれらに関する研究を行なうこと.

二　衣類たる家庭用品に含まれる有害物質の基準に関する研究を行なうこと.

(家庭用品第二室)

第三十一条の三　家庭用品第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　衣類以外の家庭用品に含まれる有害物質の理化学的試験及び検査並びにこれらに関する研究を行なうこと.

二　衣類以外の家庭用品に含まれる有害物質の基準に関する研究を行なうこと.

(理化学試験室)

第三十二条　理化学試験室においては，医薬品，医薬部外品，医療用具等の定性分析又は定量分析のため，各部が共通して使用する分析機器の管理に関する事務をつかさどる.

第八章　環境衛生化学部

(環境衛生化学部の室)

第三十三条　環境衛生化学部に，次の三室を置く.

環境衛生第一室

環境衛生第二室

環境衛生第三室

(環境衛生第一室)

第三十四条　環境衛生第一室においては，次の事務をつかさどる.

一　空気及び空気に含まれる物質の理化学的試験及び検査を行なうこと.

二　空気及び空気に含まれる物質の検査基準に関する研究を行なうこと.

三　空気及び空気に含まれる物質の調査及び研究を行なうこと.

四　騒音，照明等環境衛生に関する事項の調査及び研究を行なうこと.

(環境衛生第二室)

第三十五条　環境衛生第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　化粧品及び化粧品原料の理化学的試験及び検

査並びにこれらに関する研究を行なうこと.

二　化粧品の規格及び基準に関する研究を行なうこと.

三　化粧品及び化粧品原料の試験的製造並びにこれに関する研究を行なうこと.

(環境衛生第三室)

第三十六条　環境衛生第三室においては，次の事務をつかさどる.

一　水，温泉等に関する理化学的試験及び検査を行なうこと.

二　水，温泉等の検査基準に関する研究を行なうこと.

三　水，温泉等の調査及び研究を行なうこと.

第九章　食品部

(食品部の室)

第三十七条　食品部に，次の三室を置く.

食品第一室

食品第二室

食品第三室

(食品第一室)

第三十八条　食品第一室においては，次の事務をつかさどる.

一　食品成分及び食品中の有害物質の理化学的試験及び検査（輸出入に関するものを除く.）並びにこれらに関する研究を行なうこと.

二　器具，容器包装等の試験及び検査（輸出入に関するものを除く.）並びにこれらに関する研究を行なうこと.

三　食品，器具，容器包装等の規格及び基準に関する研究を行なうこと.

(食品第二室)

第三十九条　食品第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　食品，器具，容器包装等の輸出検査及びこれに関する研究を行なうこと.

二　食品，器具，容器包装等の輸入検査及びこれに関する研究を行なうこと.

(食品第三室)

第四十条　食品第三室においては，次の事務をつかさどる.

一　食品及び添加物中の異物の試験，検査及び研究を行なうこと.

二　器具，容器包装等に附加又は混入している異物の試験，検査及び研究を行なうこと.

第九章の二　食品添加物部

(食品添加物部の室)

第四十一条　食品添加物部に，次の三室を置く.

添加物第一室

添加物第二室

添加物第三室

(添加物第一室)

第四十二条　添加物第一室においては，次の事務をつかさどる.

一　添加物の製品検査を行なうこと.

二　食品添加物公定書に収められている添加物（食品中のものを含む.）の理化学的試験検査及び研究を行なうこと.

(添加物第二室)

第四十三条　添加物第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　添加物の規格及び基準に関する研究を行なうこと.

二　添加物の試験的製造及びこれに関する研究を行なうこと.

三　食品，医薬品，医薬部外品及び化粧品に使用される色素の試験及び検査に必要な標準品の製造及びこれに関する研究を行なうこと.

(添加物第三室)

第四十四条　添加物第三室においては，次の事務をつかさどる.

一　食品添加物公定書に収められていない添加物（食品中のものを含む.）の理化学的試験，検査

及び研究を行なうこと.

二　食中毒検体の理化学的試験，検査及び研究を行なうこと.

三　化学物質による食中毒の試験及び検査並びに化学物質による食中毒の防止に必要な基礎的調査及び研究を行なうこと.

第十章　衛生微生物部

（衛生微生物部の室）

第四十五条　衛生微生物部に，次の三室を置く.

細菌第一室

細菌第二室

真　菌　室

（細菌第一室）

第四十六条　細菌第一室においては，次の事務をつかさどる.

一　医薬品，医薬部外品及び医療用具の細菌学的試験，検定，検査及び研究を行なうこと.

二　細菌の産生物質に関する研究を行なうこと.

三　医薬品，医療用具等の滅菌法に関する研究を行なうこと.

（細菌第二室）

第四十七条　細菌第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　家庭用品，空気，水及び化粧品の細菌学的試験，検査及び研究を行なうこと.

二　食品，添加物，食中毒検体，器具，容器包装等の細菌学的試験，検査及び研究を行なうこと.

三　前二号に掲げる細菌学的試験の規格及び基準に関する研究を行なうこと.

四　培地に関する研究を行なうこと.

五　細菌学的試験，検査及び研究に必要な微生物の保存に関すること.

（真菌室）

第四十七条の二　真菌室においては，次の事務をつかさどる.

一　医薬品，食品等の真菌の検査及び研究を行なうこと.

二　抗真菌剤の試験及び研究を行なうこと.

三　真菌の分類及び保存に関すること.

四　真菌の産生物質に関する研究を行なうこと.

五　真菌の病源性に関する研究を行なうこと.

第十一章　薬理部

（薬理部の室）

第四十八条　薬理部に，次の二室を置く.

薬理第一室

薬理第二室

（薬理第一室）

第四十九条　薬理第一室は，次の事務をつかさどる.

一　医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具及び衛生材料の薬理学的試験，検査，検定及び研究を行なうこと.

二　毒物，劇物，農薬，殺そ剤及び殺虫剤の薬理学的試験，検査及び研究を行なうこと.

（薬理第二室）

第五十条　薬理第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　食品，添加物，異物，器具，容器包装，食中毒検体等の薬理学的試験，検査及び研究を行なうこと.

二　家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質の薬理学的試験，検査及び研究を行なうこと.

第十二章　毒性部

（毒性部の室）

第五十条の二　毒性部に，次の三室を置く.

毒性第一室

毒性第二室

動物管理室

（毒性第一室）

第五十条の三　毒性第一室においては，次の事務をつかさどる.

一　医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具及び衛生材料の中毒学的試験，検査及び研究を行なうこと．

二　毒物，劇物，農薬，殺そ剤及び殺虫剤の中毒学的試験，検査及び研究を行なうこと．

（毒性第二室）

第五十条の四　毒性第二室においては，次の事務をつかさどる．

一　食品，添加物，異物，器具，容器包装，食中毒検体等の中毒学的試験，検査及び研究を行なうこと．

二　家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質の中毒学的試験，検査及び研究を行なうこと．

三　化学物質に関する中毒学的試験，検査及び研究を行なうこと．

（動物管理室）

第五十条の五　動物管理室においては，実験動物の飼育及び管理並びにこれらに関する研究をつかさどる．

第十二章の二　医化学部

（医化学部の室）

第五十条の六　医化学部に，次の二室を置く．

医化学第一室

医化学第二室

（医化学第一室）

第五十条の七　医化学第一室においては，次の事務をつかさどる．

一　医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具及び衛生材料の医化学的試験，検査及び研究を行なうこと．

二　毒物，劇物，農薬，殺そ剤及び殺虫剤の医化学的試験，検査及び研究を行なうこと．

（医化学第二室）

第五十条の八　医化学第二室においては，次の事務をつかさどる．

一　食品，添加物，異物，器具，容器包装，食中毒検体等の医化学的試験，検査及び研究を行なうこと．

二　家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質の医化学的試験，検査及び研究を行なうこと．

第十二章の三　薬品病理部

（薬品病理部の室）

第五十条の九　薬品病理部に，次の二室を置く．

薬品病理第一室

薬品病理第二室

（薬品病理第一室）

第五十条の十　薬品病理第一室においては，次の事務をつかさどる．

一　医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具及び衛生材料の病理学的試験，検査及び研究を行なうこと．

二　毒物，劇物，農薬，殺そ剤及び殺虫剤の病理学的試験，検査及び研究を行なうこと．

（薬品病理第二室）

第五十条の十一　薬品病理第二室においては，次の事務をつかさどる．

一　食品，添加物，異物，器具，容器包装，食中毒検体等の病理学的試験，検査及び研究を行なうこと．

二　家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質の病理学的試験，検査及び研究を行なうこと．

第十三章　附属図書館

（附属図書館の係及び室）

第五十一条　附属図書館に，次の二係及び一室を置く．

管理閲覧係

情　報　係

調　査　室

（管理閲覧係）

第五十二条　管理閲覧係においては，次の事務をつかさどる．

一　図書の収集，保管及び管理に関すること．

二　図書閲覧及び文献複写に関すること．

三　前二号に掲げるもののほか，館の事務で他の主管に属しないもの．

（情報係）

第五十三条　情報係においては，次の事務をつかさどる．

一　業績誌の編集及び頒布に関すること．

二　情報及び資料の加工並びに加工された情報の提供に関すること．

（調査室）

第五十三条の二　調査室においては，次の事務をつかさどる．

一　情報及び資料の収集及び評価に関すること．

二　情報及び資料の分類，検索及び統計に関すること．

三　前二号に掲げる事項に関する調査研究を行なうこと．

第十四章　支　所

第一節　庶務課

（庶務課の係）

第五十四条　庶務課に，次の三係を置く．

庶　務　係

会　計　係

業　務　係

（庶務係）

第五十五条　庶務係においては，次の事務をつかさどる．

一　公印の管守に関すること．

二　公文書の接受，発送，編集及び保存に関すること．

三　支所における諸規程の制定及び改廃に関すること．

四　支所職員の人事に関すること．

五　図書の収集，保管及び閲覧に関すること．

六　支所内の取締及び保清に関すること．

七　前各号に掲げるもののほか，支所の事務で他の主管に属しないもの．

（会計係）

第五十六条　会計係においては，次の事務をつかさどる．

一　歳出予算の執行に関すること．

二　歳出金の支出に関すること．

三　歳出金の決算に関すること．

四　契約に関すること．

五　国有財産の管理に関すること．

六　物品の管理に関すること．

（業務係）

第五十六条の二　業務係においては，次の事務をつかさどる．

一　検定，検査及び研究の連絡調整に関する庶務を行なうこと．

二　検定，検査，試験及び研究に関する調査，報告及び統計に関すること．

三　医薬品等の検定申請，検査申請又は試験依頼の受理及び成績通知に関すること．

四　検定合格証紙，検査印紙，製品検査合格証及び輸出検査証明書の管理及び交付に関すること．

五　標準品の交付依頼の受理及び交付に関すること．

六　検定及び検査手数料（印紙収入）の収納に関すること．

七　輸出検査法に基く抜取収去及び表示に関すること．

第二節　薬品部

（薬品部の室）

第五十七条　薬品部に，次の二室を置く．

薬品第一室

薬品第二室

（薬品第一室）

第五十八条　薬品第一室においては，次の事務をつかさどる．

一　医薬品及び医薬部外品の検定，検査及び試験

を行なうこと.

二　医薬品及び医薬部外品の輸出入検査を行なうこと.

三　医薬品及び医薬部外品の試験的製造を行なうこと.

四　前各号に掲げる事項に関する研究を行なうこと.

(薬品第二室)

第五十九条　薬品第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　化粧品，医療用具，衛生材料，毒物及び劇物の試験及び検査を行なうこと.

二　ビタミン類の試験，検査及び標準品の製造を行なうこと.

三　麻薬，家庭麻薬，大麻，あへん，けし及びけしがらの試験及び検査並びに鑑定を行なうこと.

四　前各号に掲げる事項に関する研究及び試験的製造を行なうこと.

第三節　食品部

(食品部の室)

第六十条　食品部に，次の二室を置く.

食品第一室

食品第二室

(食品第一室)

第六十一条　食品第一室においては，次の事務をつかさどる.

一　食品，器具，容器包装等の試験及び検査並びにこれらに関する研究を行なうこと.

二　輸出入食品の検査及びこれに関する研究を行なうこと.

三　食品中の異物の試験，検査及び研究を行なうこと.

四　食品，器具，容器包装等の規格及び基準に関する研究を行なうこと.

(食品第二室)

第六十二条　食品第二室においては，次の事務をつかさどる.

一　添加物の製品検査を行なうこと.

二　添加物の理化学的試験，検査及び研究を行なうこと.

三　添加物の試験的製造及びこれに関する研究を行なうこと.

四　食中毒検体の理化学的試験，検査及び研究を行なうこと.

五　化学物質による食中毒の試験及び検査並びに化学物質により食中毒の防止に必要な基礎的調査及び研究を行なうこと.

六　食品，医薬品，医薬部外品及び化粧品に使用される色素の試験及び検査に必要な標準品の製造並びにこれに関する研究を行なうこと.

第四節　薬理微生物部

(薬理微生物部の室)

第六十三条　薬理微生物部に，次の二室を置く.

衛生微生物室

薬　理　室

(衛生微生物室)

第六十四条　衛生微生物室においては，次の事務をつかさどる.

一　医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具及び衛生材料の細菌学的試験，検査及び研究を行なうこと.

二　食品，添加物，食中毒検体及び器具，容器包装等の細菌学的試験，検査及び研究を行なうこと.

三　無菌試験に関する検定，検査及び研究を行なうこと.

四　医薬品，食品等の真菌の検査及び研究を行なうこと.

(薬理室)

第六十五条　薬理室においては，次の事務をつかさどる.

一　医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，衛生材料，毒物及び劇物の薬理学的，病理組織学

的試験，検査及び研究を行なうこと．

二　食品，添加物，器具，容器包装等の薬理学的，病理組織学的試験，検査及び研究を行なうこと．

三　注射薬の発熱試験及び発熱性物質に関する研究を行なうこと．

第十五章　薬用植物栽培試験場

第一節　北海道薬用植物栽培試験場

（北海道薬用植物栽培試験場の係及び室）

第六十六条　北海道薬用植物栽培試験場に，庶務係及び栽培管理室を置く．

（庶務係）

第六十七条　庶務係においては，次の事務をつかさどる．

一　公文書の接受，発送，編集及び保存に関すること．

二　物品及び営繕等に関すること．

三　前各号に掲げるもののほか，試験場の事務で他の主管に属しないもの．

（栽培管理室）

第六十八条　栽培管理室においては，次の事務をつかさどる．

一　寒冷地における薬用植物の栽培管理を行なうこと．

二　薬用植物の品種改良試験及びこれに関する研究を行なうこと．

三　内外国産薬用植物の栽培試験及びこれに関する研究を行なうこと．

四　薬用植物の種苗の収集及び配布並びに外国との種子交換に関すること．

五　生薬標本の作成に関すること．

六　薬用植物の栽培指導に関すること．

七　標本薬用植物の栽植及び調査を行なうこと．

第二節　春日部薬用植物栽培試験場

（春日部薬用植物栽培試験場の係及び室）

第六十九条　春日部薬用植物栽培試験場に，庶務係及び栽培管理室を置く．

（庶務係）

第七十条　庶務係においては，次の事務をつかさどる．

一　公文書の接受，発送，編集及び保管に関すること．

二　物品及び営繕等に関すること．

三　各試験場との連絡調整に関すること．

四　前各号に掲げるもののほか，試験場の事務で他の主管に属しないもの．

（栽培管理室）

第七十一条　栽培管理室においては，次の事務をつかさどる．

一　薬用植物の栽培管理を行なうこと．

二　薬用植物の品種改良試験及びこれに関する研究を行なうこと．

三　内外国産薬用植物の栽培試験及びこれに関する研究を行なうこと．

四　薬用植物の種苗の収集及び配布並びに外国との種子交換に関すること．

五　生薬標本の作成に関すること．

六　薬用植物の栽培の指導に関すること．

七　標本薬用植物の栽植及び調査を行なうこと．

第三節　伊豆薬用植物栽培試験場

（伊豆薬用植物栽培試験場）

第七十二条　伊豆薬用植物栽培試験場においては，次の事務をつかさどる．

一　亜熱帯性及び熱帯性薬用植物の温室栽培試験を行なうこと．

二　薬用植物の品種改良試験を行なうこと．

三　内外国産薬用植物の栽培試験を行なうこと．

四　生薬標本の作成に関すること．

五　標本薬用植物の栽植及び調査を行なうこと．

六　薬用植物の栽培指導に関すること．

第四節　和歌山薬用植物栽培試験場

（和歌山薬用植物栽培試験場）

第七十三条　和歌山薬用植物栽培試験場において

は，次の事務をつかさどる．

一　けしの栽培試験及び栽培指導を行なうこと．

二　薬用植物の品種改良試験を行なうこと．

三　内外国産薬用植物の栽培試験を行なうこと．

四　生薬標本の作成に関すること．

五　標本薬用植物の栽植及び調査を行なうこと．

六　薬用植物の栽培指導に関すること．

第五節　種子島薬用植物栽培試験場

（種子島薬用植物栽培試験場）

第七十四条　種子島薬用植物栽培試験場においては，重要薬用植物等に亜熱帯性及び熱帯性薬用植物の試作栽培試験に関する事務をつかさどる．

附　則

この細則は，昭和三十三年四月二十三日から施行する．

附　則

この細則は，昭和三十三年八月一日から施行し，昭和三十三年五月二十日から適用する．

附　則

この細則は，昭和三十四年五月一日から施行し，昭和三十四年四月一日から適用する．

附　則

この細則は，昭和三十五年三月二十四日から施行し，昭和三十四年十月一日から適用する．

附　則

この細則は，昭和三十七年九月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和三十九年三月三十一日から施行し，昭和三十九年一月一日から適用する．

附　則

この細則は，昭和三十九年十月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和四十年五月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和四十年八月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和四十一年四月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和四十二年五月四日から施行し，昭和四十二年四月一日から適用する．

附　則

この細則は，昭和四十三年四月十八日から施行し，昭和四十三年四月一日から適用する．

附　則

この細則は，昭和四十三年七月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和四十四年四月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和四十四年五月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和四十五年四月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和四十五年七月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和四十六年六月十四日から施行し，昭和四十六年四月一日から適用する．

附　則

この細則は，昭和四十七年七月一日から施行する．ただし，第三条の二第一項の改正規定は，昭和四十七年四月一日から適用する．

附　則

この細則は，昭和四十八年四月二十五日から施行し，昭和四十八年四月一日から適用する．

附　則

この細則は，昭和四十八年七月一日から施行する．

附　則

この細則は，昭和四十九年七月八日から施行し，同年四月一日から適用する．ただし，第五十条の四に一号を加える改正規定は，昭和四十九年四月十六日から適用する．

予　算　の　変　遷（昭和25年度～昭和49年度）

区分＼年度	昭和25年度	昭和26年度	昭和27年度
	千円	千円	千円
〔組織〕 国立衛生試験所 厚生本省試験研究機関	43,218	78,077	87,158
国立衛生試験所運営費	42,418	43,294	54,056
国立衛生試験所施設整備費	800 大阪支所整備費	—	—
医薬品等の国家検定及び検査に必要な経費	—	34,783	33,102
国立機関原子力試験研究費	—	—	—
放射能調査費	—	—	—
特別研究促進調整費	—	—	—
環境保全総合調査研究費	—	—	—
〔組織〕 厚生本省			
厚生本省	2,187	8,573 〔輸入食品検査〕	11,422 〔食品検査 1,905〕 〔輸入食品 4,610〕
災害復旧費等その他の経費	1,200 〔伊豆和歌山災害復旧費〕	—	—
合計	46,605	86,650	98,580

昭和28年度	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度	昭和32年度
千円 90,454	千円 96,849	千円 107,888	千円 103,843	千円 113,805
67,947 〔本所修繕費 1,263〕	74,450	73,405 〔研究費 515〕	77,561 〔研究費 515〕	85,367 〔研究費 1,682〕
3,915 〔種子島新設費 1,697〕 〔伊豆温室新築 2,218〕	1,268 〔伊豆温室増築 1,102〕 〔和歌山土地購入 166〕	15,157 〔2号館3階増築〕	7,342 〔1号館改修工事〕	6,868 〔2号館改修〕
18,592	21,131	19,326	18,940	20,832
—	—	—	—	738
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
13,058 〔食品検査 2,110〕 〔輸入食品 4,487〕	14,197 〔食品検査 2,584〕 〔輸入食品 4,021〕 〔黄変米 309〕	15,107 〔厚生本省 8,352〕 〔保健衛生諸費 6,755〕	14,938 〔厚生本省 7,773〕 〔保健衛生諸費 7,165〕	16,200 〔厚生本省 8,288〕 〔保健衛生諸費 7,912〕
—	706 〔放射線被害対策費〕	—	7,752 〔食糧管理特別会計 黄変米検定 3,027〕 〔放射線衛生試験 4,725〕	2,387 〔食糧管理特別会計 黄変米検定〕
103,512	111,752	122,995	126,533	132,392

区分＼年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度
〔組織〕 国立衛生試験所 厚生本省試験研究機関	千円 133,687	千円 147,784	千円 156,668
国立衛生試験所運営費	92,168 〔研究費 2,556〕	103,610 〔製薬研究費 1,633〕 〔研究費 2,556〕	120,693 〔製薬研究費 727〕 〔研究費 3,443〕
国立衛生試験所施設整備費	6,659 〔3号8号館改修〕	11,141 〔合成化学室改修 1,2号館暖房工事〕	6,380 〔RI検定室増築〕
医薬品等の国家検定及び検査に必要な経費	26,952	22,377	25,479
国立機関原子力試験研究費	7,908 〔照射装置 800〕	10,656 〔RI棟新築 5,820〕	4,116
放射能調査費	—	—	—
特別研究促進調整費	—	—	—
環境保全総合調査研究費	—	—	—
〔組織〕 厚生本省			
厚生本省	16,245 〔厚生本省 7,532 保健衛生諸費 8,713〕	19,642 〔厚生本省 7,970 保健衛生諸費 11,672〕	18,645 〔厚生本省 8,952 保健衛生諸費 9,693〕
災害復旧費等その他の経費	1,374 〔伊豆災害復旧費〕	5,883 〔伊豆災害復旧費〕	—
合計	151,306	173,309	175,313

昭和36年度	昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度
千円 186,051	千円 241,957	千円 336,960	千円 409,537	千円 488,342
139,332 〔研究費 5,609〕	171,028 〔研究費 9,347〕	237,006 研究費 a330千円 30,800 比率㊙7，㊕3	272,931 毒性部設置19,885 研究費 a360千円 33,683 大気汚染調査 3,450	281,731 研究費 40,126 比率㊙6.5，㊕3.5 大気汚染調査 3,941
8,617 〔春日部温室外〕	8,328 〔春日部庁舎 北海道設立準備庁舎〕	24,401 本所井戸 春日部 作業舎 9,284 北海道庁舎15,117	68,747 本所動物舎54,107 伊豆庁舎 種子島硝子室 北海道作業舎 14,640	140,708 〔本所本館新築 第1年次〕
27,127	39,907	50,229	43,581	48,205
5,298	9,083	6,697	6,335	5,481
2,000	8,253	2,492	1,252	1,359
3,677	5,358	16,135	16,691	10,858
—	—	—	—	—
18,922 厚生本省 9,756 保健衛生諸費 9,166	1,531 〔食品検査費〕	26,903 公害調査 24,830 食品検査費 1,480	3,726 〔食品検査費 3,726〕	4,990 〔食品検査費 3,160〕
6,232 〔和歌山種子島 災害復旧費〕	—	—	—	—
211,205	243,488	363,863	413,263	493,332

区分＼年度	昭和41年度	昭和42年度	昭和43年度
〔組織〕 国立衛生試験所 厚生本省試験研究機関	千円 458,851	千円 443,121	千円 562,309
国立衛生試験所運営費	314,350 (研究費 a450千円 48,657 大気汚染調査 3,950)	348,358 (研究費 a500千円 53,016 大気汚染調査 3,959)	417,555 (研究費 a530千円 56,082 大気汚染調査 8,368)
国立衛生試験所施設整備費	79,096 〔本所本館新築 第2年次〕	18,122 〔大阪支所動物舎 北海道暖房等〕	61,604 〔本所動物舎第 1年次〕
医薬品等の国家検定及び検査に必要な経費	49,865	49,001	50,699
国立機関原子力試験研究費	8,300 〔RI棟増築 3,620〕	24,100	22,598
放射能調査費	915	751	504
特別研究促進調整費	6,325	2,789	9,349
環境保全総合調査研究費	—	—	—
〔組織〕 厚生本省 厚生本省	6,363 〔公害調査 2,067 〔食品検査費 3,045〕	7,296 〔庁費 1,226 〔食品検査費 6,070〕	8,458 〔庁費 1,030 〔食品検査費 6,613〕
災害復旧費等その他の経費	—	—	—
合計	465,214	450,417	570,767

昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度	昭和47年度	昭和48年度	昭和49年度 (49.5.1現在)
千円 611,513	千円 653,729	千円 721,784	千円 826,135	千円 937,854	千円 1,053,919
472,638 研究費 a570千円 75,952 比率研6，発4	568,783 研究費 a620千円 99,174 特別研究，研究用機械	630,348 研究費 a670千円 105,801	720,658 研究費 a730千円 115,197 2号館修繕 22,090	809,734 研究費 a800千円 139,307 2号館修繕 27,984	918,230 研究費a860千円 159,032 大阪受変電 和歌山温室改修 11,724
58,396 本所動物舎第2年次	7,180 〔動物焼却炉〕	—	—	—	—
51,329	50,891	50,949	71,315	82,895	96,716
20,970	23,803	28,862	32,124	31,598	35,754
494	355	945	1,219	5,111	3,219
7,686	2,717	10,680	—	7,228	—
—	—	—	819	1,288	—
20,241 庁費 1,032 食品検査費13,757 公害調査 4,000	20,541 庁費 885 食品検査費14,330 公害調査 4,000	22,685 庁費 1,325 食品検査費20,550	71,586 庁費15,913 食品検査費27,900 家庭用品検査26,741	97,520 庁費18,520 食品検査費31,000 家庭用品検査46,474	31,229 庁費 11,113 食品検査費 8,500 家庭用品検査 11,616
—	—	—	4,775 環境庁公害調査費	4,472 環境庁公害調査費	3,892 環境庁公害調査費
631,754	674,270	744,469	902,496	1,039,846	1,089,040

施　設　の　変　遷　(昭和20年～昭和48年)

本所（含目黒分場）

昭和20年
- 3.10　神田区和泉町2，本庁舎建物，事務所建本館$\frac{629}{1,017}$坪他計18棟$\frac{1,844.5}{2,817.5}$坪を被爆のため焼失，本所を目黒分場とした（敷地2,500坪建物$\frac{833.49}{839.49}$坪）．
- 進駐軍の命により目黒分場の業務を閉鎖．

21年
- 2.15　世田谷区玉川用賀町2丁目203，元陸軍衛生材料廠跡地敷地6,358.2坪，建物20棟2,679.94坪を東京財務局長（現関東財務局長）より借用，本所とした．
- （この頃より目黒分場は戦災職員の仮住居に使用された．又薬剤師国家試験の実技準備室として使用された．32.3.31まで）

23年
- 3.31　千代田区和泉町2の旧本所敷地3,222坪を用途廃止し，東京財務局へ引継ぐ．

27年
- 標準品製造のため1,000,000円をもって1号館に冷蔵室3坪恒温設備を設ける．
- 検定業務のため3,000,000円をもって無菌室を設ける．
- 7.3　目黒分場の事務庁舎を関東信越地区事務所へ貸与（39.4.10まで）．

28年
- 3,694,000円をもってドラフト等の整備を計る．
- 12.18～28　隣接旧陸軍衛生材料廠跡地に米軍駐留のため借用地1部変更となる．このため現裏門を新設するとともに守衛所5坪を新築する．

29年
- 1,134,000円をもって実験室のガス，給排水設備の整備を行なう．
- 1,680,000円をもって事務室の木造床等の補修を行なう．
- 3.24　危険物倉庫8坪，便所4坪を新築する．予算額698,450円

31年
- 3.22　2号研究棟屋上に鉄筋コンクリート1部鉄骨造り3階205坪を増築，講堂，図書室等を設置する．工費14,867,000円
- 5.25　現本所敷地6,358坪建物2,679.94坪を関東財務局より所管換を受ける．
- この年，施設整備計画を立案，初年度として1号研究棟の模様替整備工事を行なう．予算額7,092,000円

32年
- 2号研究棟の模様替整備工事を行なう．予算額6,243,000円
- ドラフトの整備を行なう．7ヶ所1,400,000円

33年
- 3.31　目黒分場の土地32.5坪，建物23坪をあへん倉庫用として薬務局長へ有償所管換を行なう．
- 10.2　構内電柱電線等取替える．1,223,000円
- 3号事務棟，8号動物舎，無菌室の模様替整備工事を行なう．予算額6,106,000円

34年
- 3.28　汽缶室に放射線照射設備を設ける．797,000円
- 4.27　旧事務室を食堂に改修，株式会社丸悦に貸与食堂を開設する．
- 7.20　3号事務棟に給排水設備及び便所を設ける．420,000円

9.3　製薬研究室を2号研究棟に設ける．1,200,000円

12.28　1，2号研究棟に熱風暖房設備を設ける．9,847,000円

35年　3.25　1号研究棟に動物飼育室（生物化学部）を設ける．1,082,700円

3.28　放射線化学実験棟鉄筋コンクリート造平家建34坪を新築．5,819,766円

9.30　構内電線改修，変電設備改修．1,100,000円

10.4　8号動物舎に空調設備を設ける．2,336,000円（内冷却水循環設備は36.6.30）

10.11　水道本管を改修し，旧軍配管を整理する．2,526,000円

低温実験室を1号研究棟に設ける．519,000円

36年　3.8　構内に宿舎を建設のため庁舎敷地より382坪を宿舎敷地へ用途を変更する．

3.23　放射線化学実験棟に検定室20坪を増築．3,763,000円

1，2号研究棟の外壁塗装工事を行ない迷彩色を消す．950,000円

3.27　構内に始めて宿舎（無料）が出来る．1戸9.5坪

高架水槽を取替え消火栓を整備する．2,557,000円

9.10　動物焼却炉を汽缶室に新設．298,000円

37年　2.28　放射線化学実験棟に冷暖房設備を設ける．4,198,000円

変電設備を増設する．960,000円

11.28　無料宿舎2棟4戸40.68坪を新築．

38年　4.5　隣接米軍駐留地跡地3,415坪建物984.97坪を関東財務局長より所管換を受け，当所より敷地523坪建物木造2階建（旧事務庁舎及び倉庫，厚生施設等）699坪を同局長へ引継ぐ．

これにより，本所の統合改築等施設整備計画が進行することとなる．

8.20　テニスコート，バレーコート完成．1,716,000円

4号館を改修し，厚生施設を移す．又24号館を改修し，仮設動物舎とする．1,945,000円

9.18　整備計画に基づき，木造老朽建物3棟80坪を取こわす．

39年　3.17　運転手宿舎及び厚生省独身宿舎を構内に新築のため，庁舎敷地より307坪を宿舎敷地へ用途変更．

3.10　運転手宿舎1棟2戸19.88坪を新築．

3.30　拡声装置を設ける．570,000円

3.31　雑用水用の井戸を設置，径25cm深150m．5,000,000円

4.11　目黒分場敷地2,467坪建物816.49坪を関東信越地区医務局，同麻薬取締官事務所等設置のため厚生省大臣官房会計課長に所属換を行なう．（目黒分場消滅）

9.10　整備計画に基づき倉庫303坪を取こわす．

変電設備増設工事．680,000円

40年　3.26　動物舎鉄筋コンクリート造2階建312.12坪を新築．53,400,000円

2号研究棟の排水設備改修工事を行なう．1,560,000円

整備計画に基づき倉庫等309坪を取こわす．

この年本館鉄筋コンクリート造り地下1階地上3階$\frac{1,316}{4,818}$m² の建築が2年計画で始まる.

41年　6.28　塵埃焼却炉完成. 220,000円　従来の埋没処理に終止符をうつ.

12.28　25号館623 m² のうち453 m² を取こわし, 残り170 m² を車庫に改修.

この年本館建築工事は順調に進む.

42年　2.2　本館落成. 鉄筋コンクリート造地下1地上3階建$\frac{1,316.02}{4,818.45}$m², 総工費219,952,653円 設計管理, 建設省, 関東地方建設局. 施工, 木田建業株式会社.

3.17　放射線化学実験棟55. 9m² を増築. 3,619,370円

43年　1.29　照射食品用動物舎新築. RC 224 m², 10,718,123円

8.31　新動物舎建設のため4号館403 m² を用途廃止.

11.15　3号館を厚生施設に改修, 4号館より移転させる. 403 m². 改修費5,483,483円 (内3,805,000円は建設省特別修繕費)

この年新動物舎新築工事着工.

44年　10.17　裏門守衛所, 旧車庫等293 m² を用途廃止し, 敷地1,000 m² をあへん倉庫用地として厚生省薬務局長へ有償貸与 (44年7月).

12.2　新動物舎落成. RC 3階建$\frac{615.81}{1,814.74}$m², 122,374,640円

45年　3.25　照射食品毒性試験動物舎等新築$\frac{129.33}{138.69}$m². 11,504,000円

7.6　庁舎敷地より723.4 m² を宿舎敷地へ用途を変更.

9.19　無料宿舎木造3棟5戸を移築有料宿舎とし, RC 3階建18戸$\frac{376}{1,114}$m² を新築し, 無料宿舎8戸有料宿舎10戸とした. 工費41,712,322円

12.25　RI棟に排水検査室30 m² を増築. 1,174,000円

46年　3.27　24号館の1部を用途廃止し取こわし, 動物焼却炉を新設, 無塵と無臭化をはかる. 35 m², 7,158,600円

48年　3.—　第1期2号研究棟改修工事. 22,094,000円

8号館を動物舎に使用のため改修. 995,300円

10.—　第2期2号研究棟改修工事. 27,984,000円

8号館を家庭用品室に使用のため一部改修. 1,960,000円

大阪支所

昭和20年　6.6　大阪市東区京橋3丁目35大阪衛生試験所庁舎及び同区石町の官舎は被爆により焼失.

21年　4.—　業務を停止.

22年　12.5　庁舎敷地949坪及び宿舎敷地403坪を用途廃止し, 大阪財務局長へ引継ぎ, 再建敷地として大阪市城東区関目町1丁目1番地に2,357坪を受ける.

24年　4.15　東京衛生試験所大阪分室として兵庫県伊丹市北村字石仏897 (財)大阪栄養研究所を一部借上発足.

25年　4.—　庁舎を大阪市福島区堂島浜通り3丁目1 (財) 塩見理化学研究所の一部を借上げ移転

(24年5月国立衛生試験所と改称，同年10月大阪支所となる)．

27年　宿舎2棟新築．28.44坪，820,000円

8.5　中学校建築のため城東区関目町の用地2,357坪を大阪市建築局へ引渡し，東区法円坂町6（現在地）1,178坪78と等価交換を行なう（登記完了28年8月14日)．

28年　3.31　庁舎落成，現在地において業務を始める．本館 RC 2階建他計$\frac{148}{272}$坪，17,338,867.90円

29年　4.22　別館等落成．116.45坪，6,167,559円

10.19　無菌室等の空気調節装置を設ける．2,375,000円

34年　1.一　近畿地区麻薬取締官事務所用地を無償貸与．

36年　水道管取替．537,000円

37年　3.31　交換室を移転し事務所に改修する．

38年　3.23　庁舎敷地100坪を宿舎用地に用途変更．

39年　8.14　近畿地区麻薬取締官事務所庁舎等$\frac{47.98}{65.98}$坪の所属を受ける．

12.24　庁舎前の舗装，囲障を設ける．712,000円

41年　ドラフト等改修及び窓サッシュ改修塗装．2,067,000円

42年　10.12　動物舎新築のため別館34.96 m² を取こわす．

43年　3.30　動物舎落成．RC 2階建$\frac{216.22}{328.34}$m²，16,373,000円

47年　9.12　給水加圧工費．1,820,000円

門司分室

昭和26年　12.16　輸入食品検査のため福岡県門司市西海岸通8番地の2に敷地294坪を門司市より借受けた．庁舎新築木造29.5坪，1,067,700円（業務は昭和27年2月開始)

31年　8.一　門司分室閉鎖．施設を門司検疫所に所属換する．

春日部薬用植物栽培試験場

昭和20年　3.30　乾燥収納舎等増築．23坪，12,794.29円

27年　4.24　国道4号線布設のため建設省等と土地交換．受　持木文夫より145坪，渡　持木文夫へ30坪，建設省へ123坪．

33年　12.5　場長，農夫宿舎を場中央部より東南角に移築．380,000円

34年　3.24　正門を庁舎直前より道路よりの入口に移す．

36年　12.11　温室を新築．152 m²，4,153,000円

37年　12.17　宿舎1戸新築．10.16坪，501,700円

38年　3.28　統合改築計画に基づき作業舎等木造建物10棟133坪を取こわす．

3.31　庁舎を新築．CB 57.96坪，6,540,000円

39年　2.20　作業舎を新築．鉄骨造56.88坪，3,590,000円

41年　1.31　宿合改増築，場長宿舎木造2階建$\frac{14.45}{21.35}$坪等3棟4戸，延66.26坪，4,120,000円

43年　12.27　圃場整地のため土盛工事．1,312,000円

46年　7.1　庁舎敷地より1,180 m²を宿舎敷地へ用途変更．

47年　12.—　旧温室等補修．645,300円

北海道薬用植物栽培試験場

昭和36年　北海道名寄市大字大橋108番地に北海道名寄市より土地85,838 m²の提供を受け北海道薬用植物栽培試験場の設置を計画する．

37年　11.15　準備庁舎新築．RC 26坪，1,877,000円

38年　12.9　庁舎，温室，宿舎（5戸）等落成．118坪，15,467,938円

39年　11.4　宿舎1棟2戸新築．24.86坪，1,872,000円

12.9　作業舎新築．CB 2階建$\frac{54.46}{76.03}$坪，5,179,225円

42年　10.31　庁舎暖房設備．1,450,000円

44年　12.20　場長，室長宿舎増築．各14.04 m²，820,000円

12.22　自家発電機設置，5 KVA，466,500円

45年　10.16　上水道布設．3,120,000円

伊豆薬用植物栽培試験場

昭和22年　3.14　静岡県賀茂郡南中村下賀茂155（現南伊豆町）に静岡分場設置のため，高島菊次郎他2名より土地2,246坪，鉱泉井戸1ヶを購入する．77,360円

23年　3.31　庁舎32坪，温室30坪，宿舎3戸31坪等8棟，126坪75を新築．1,423,465円49銭

25年　災害復旧工事．700,000円

29年　3.30　第2温室を新築．50坪，2,400,000円

9.10　第2温室に準備室を増築．10坪，1,160,000円

31年　温室30坪等を改修．1,425,000円

34年　1.13　鈴木久助より土地購入．160坪，509,000円

3.30　昭和33年9月26日台風22号により被災した施設の復旧成る．967,000円（他に備品等407,000円）

35年　3.31　昭和34年8月14日台風7号（狩野川台風）により倒壊した温室2棟その他被災施設の改良復旧成る．5,399,000円

6.27　上水道を引込む．30,531円

38年　3.23　庁舎敷地134坪を宿舎敷地へ用途変更．

39年　12.9　木造庁舎32坪を取こわしRCに改築．48.5坪，5,375,000円（現庁舎）

40年　3.20　主任宿舎木造12.75坪を取こわしBCに改築．14.29坪，973,000円

41年　11.8　国道136号線拡巾のため敷地147.45 m²を建設省へ所管換をする．

12.6　敷地内道路，水路459.85 m²を建設省より所管換を受ける．

12.17　敷地整地のため第1次土盛工事．929,916円

44年　3.14　第2次土盛工事．1,100,000円
　　12.8　農夫舎木造1棟2戸61 m² を取こわし，場長宿舎木造91.91 m² に改築．2,580,000円
45年　3.—　第3次土盛工事（含石積工事）．1,950,000円
46年　11.20　源泉揚湯管及び揚湯装置補修工事．863,000円
47年　6.16　天皇皇后両陛下ご来場のため構内歩道等の整備を行なう．

和歌山薬用植物栽培試験場

昭和21年　5.—　大阪衛生試験所の戦災及び機能停止により東京衛生試験所が管理者となる．
24年　6.1　大阪衛生試験所より施設の所属換を受ける（官制改正）．
25年　災害復旧．500,000円（温室その他）
27年　3.26　藤田村，矢田村学校組合と，隣接学校用地240坪を受け234坪を渡す土地交換を行なう（差引624坪）．
30年　3.31　土地購入．岩崎房次郎より125坪．175,000円
31年　3.29　土地購入．岩崎房次郎より195坪．150,000円
32年　1.29　土地購入．130坪．139,275円
33年　3.31　土地購入．瀬戸佐太郎より560坪．465,878円
37年　3.31　昭和36年9月15日台風18号（第2室戸台風）により倒壊した温室，宿舎その他被災施設の復旧成る．2,392,000円
　　12.3　上水道を引込む．
43年　1.10　庁舎等改修．1,100,000円

種子島薬用植物栽培試験場

昭和29年　11.1　鹿児島県熊毛郡中種子町大字野間字松原山及び大字伊原字外越に，鹿児島県より建物20坪，中種子町より土地37,047坪，建物105坪の寄附を受けて発足（寄附受納手続完了34.11.12及び41.11.14）．
34年　12.9　自家発電機設置．3 KVA，285,000円
36年　3.29　上水道設備．136,000円
37年　3.31　昭和36年9月15日台風18号（第2室戸台風）にて半壊した収納舎60坪をBC 61坪に改良復旧し庁舎とする．3,840,000円
　　6.6　電気設備引込む．160,000円
38年　3.11　宿舎2戸新築．BC 26坪，1,823,203円
　　3.23　庁舎敷地356坪を宿舎敷地に用途変更．
39年　12.10　硝子室新築．40.54坪，3,800,000円
40年　10.—　旧炊事室を温室準備室に改修，旧厩舎及び発電室を車庫に改修．
46年　10.5　種子島空港拡張工事に伴ない，敷地10,200m² を鹿児島県へ無償貸与のため大蔵省南九州財務局鹿児島財務部に引継ぐ（町道用地分を含む）．

47年	12.12　種子島空港拡張工事に伴なう補償工事として庁舎等の移築，囲障門の新設，圃場の整備等落成.

機械器具の整備　(昭和25年度～昭和48年度)

各年度に購入した主な機械器具を次に示す．部名は購入した部または現在管理している部を示し，部名は( )内のように略した．

総務部(総務)，合成化学研究部(合成化学)，薬品部(薬品)，生物化学部(生物化学)，放射線化学部(放射線)，生薬部(生薬)，療品部(療品)，環境衛生化学部(環境)，食品部(食品)，食品添加物部(添加物)，衛生微生物部(微生物)，薬理部(薬理)，毒性部(毒性)，医化学部(医化学)，薬品病理部(病理)，附属図書館(図書館)，大阪支所(大阪)，北海道，春日部，伊豆，和歌山，種子島の各薬用植物栽培試験場(それぞれ，北海道，春日部，伊豆，和歌山，種子島)

昭和25年度		
品名	数量	部名
ベックマン分光光電光度計	1	医化学
昭和29年度		
恒温装置	1	微生物
パイロジェン検査装置	1	薬理
分光光電光度計	1	大阪
昭和31年度		
放射能用操作箱	1	放射線
ルドルフ高感度旋光計	1	生物化学
放射能測定装置(米国トレーサラブ)	1	放射線
ベックマン炎光分析装置	1	環境
分光光電計	1	〃
昭和32年度		
ペン記録ポーラログラフ	1	療品
ガスクロマトグラフ	1	薬品
拡声装置	2	総務
ベックマンpH計	1	生物化学
組織自動処理固定染色装置	1	薬理
分光光電光度計用螢光附属装置	1	食品
光電比色計	1	〃
分光光電光度計	1	添加物
自動車トヨペット	1	総務
昭和33年度		
照射装置	1	放射線
赤外分光光度計	1	療品
放射線機械ガンマー線スペクトロメーター	1	放射線
ルドルフ高感度旋光計用光度計装置	1	生物化学
顕微鏡	1	微生物
ふらん器	1	〃
線量率計	1	放射線
自動車ダットサン	1	総務
空気清浄機	1	微生物
フード	1	放射線
直示天秤	1	〃
電気集塵計	1	〃
電気計算機	1	総務
複写装置	1	食品
ガスクロマトグラフ(柳本)	1	療品
自動車ダットサンピックアップ	1	総務
昭和34年度		
X線螢光分析装置	1	食品
分光光電光度計(日立)	1	〃
ペーパークロマトスキャンナー	1	放射線
ルドルフ旋光計用モノクロメーター附属品	1	生物化学
光電光度計(日立)	1	環境
放射能測定装置	1	放射線
ウェルタイプシンチレーションディテクター	1	〃
ルドルフ石英及びモノクロメーター附属品	1	〃
微量天秤	1	伊豆
ラマン線分光光度計	1	生物化学
ガスクロマトグラフ附属品	1	療品
X線螢光分析装置	1	食品

昭和35年度

品名	数量	部名
遠隔操作装置	1	放射線
線量率計	1	〃
シンチレーションディテクター（鉛ブロック付）	1	〃
放射能測定装置	1	〃
放射線自動試料測定装置	1	〃
放射線遮蔽用鉛硝子	1	〃
ルドルフ高感度旋光計用附属品	1	生物化学
受光増巾部(日立分光光度計用)	1	食品
メトラー直示天秤	1	〃
ベックマン目盛拡大pH計	1	〃
自動車プリンススカイライン	1	総務
超軟X線装置	1	生物化学
溶存酸素計	1	環境
焔光光度計	1	食品
メトラー直示天秤	1	微生物
オークリッチ型フード	1	放射線
ガスクロマト用記録計	1	環境
ルームクーラー	1	療品
電動走行形ホイスト	1	放射線

昭和36年度

品名	数量	部名
ガスフローカウンター	1	放射線
サンプルチェンジャー	1	〃
自動生産組織標本作成装置	1	薬理
窒素微量自動分析装置（コールマン）	1	合成化学
排水モニター	1	放射線
分光光電光度計（日立）	1	生物化学
〃　〃（島津）	1	薬品
βγ線同時計数装置	1	放射線
沪紙泳動用濃度計（アタゴ）	1	大阪
赤外線分光光度計	1	〃
電気冷蔵庫	1	医化学
三眼顕微鏡	1	微生物
耕耘機	1	春日部
アイハジャーフアーメンター	1	微生物
メトラー直示天秤	1	療品
水位自記記録計	1	〃
メトラー直示天秤	1	薬品
電位差滴定装置	1	〃
クロマトビュー	1	生物化学
電磁撹拌式加圧釜	1	合成化学
電子管式自動平衡温度計	1	療品
顕微鏡	1	薬理
直示微量天秤	1	生物化学
ガスクロマトグラフ（柳本）	1	環境
自動計数装置	1	療品
フラクションコレクター	1	生薬
ガスクロマト装置用恒温槽	1	食品
ガスクロマトグラフ（コタキ）	1	〃

昭和37年度

品名	数量	部名
アニマルカウンター	1	放射線
液体シンチレーションスペクトロメーター	1	〃
シンクロスコープ（日立）	1	〃
ベルト式動物飼育機（ウサギ）	2	薬理
256チャンネル波高分析装置	1	放射線
分光光電光度計（日立）	1	薬品
〃　〃（島津）	1	食品
ペン記録式ポーラログラフ	1	添加物
水中放射能迅速自動分析装置	1	放射線
電位差滴定装置（スイスメトローム）	1	薬品
ポーラログラフ	1	大阪
自動車ニッサンセドリック	1	総務
動力耕耘機	1	種子島
小型冷却遠心機	1	医化学
電子顕微鏡	1	大阪
分光光電光度計	1	環境
ガスクロマトグラフ恒温槽	1	食品
記録計算器	1	療品
水素焔イオン化検出装置	1	環境
螢光ガラス線率計	1	放射線
メトラー直示天秤	1	生薬
電源装置	1	療品
電気計算機	1	生物化学
超ミクロトーム	1	微生物

昭和38年度

品名	数量	部名
冷却遠心機	1	薬理
超遠心機（日立）	1	生物化学
ガスクロマトグラフ	1	療品
赤外顕微鏡	1	〃
線量率計	1	放射線
直示天秤	1	〃
セレクティブストレージ	1	〃
分光光電光度計（日立）	1	〃

品名	数量	部名
分光光電光度計（日立）	1	食品
〃　〃（日立）	1	薬理
分光螢光附属装置（日立）	1	薬品
ペン記録式ポーラログラフ用高感装置	1	添加物
高圧沪紙電気泳動装置	1	放射線
自動測定記録計	1	環境
浮遊粉じん自動測定	3	〃
ガスクロマトグラフイー	1	大阪
分光光電光度計	1	〃
ポーラロメーター	1	〃
総酸化物自動測定記録計	1	環境
亜硫酸ガス　〃	1	〃
窒素酸化物　〃	1	〃
浮遊粉じん　〃	1	〃
一酸化炭素　〃	1	〃
総酸化物　〃	3	〃
窒素酸化物　〃	3	〃
亜硫酸ガス　〃	3	〃
一酸化炭素　〃	3	〃
オゾン発生装置	1	〃
フラクシ ョンコレクター	1	医化学
自動車プリンスグロリヤデラックス（38年型）	1	総務
耕耘機	1	北海道
メトラー直示天秤	1	薬品
ワールブルグ検圧装置	1	生物化学
超遠心機用水平ローター	1	〃
レントゲンドーズメーター	1	放射線
耕耘機（三菱テイラー）	1	和歌山
自動風向風速計	1	環境
ガス濃縮器	1	〃
軟X線撮影装置	1	薬理
交通量測定器	1	環境
家兎発熱試験体温記録装置	1	毒性
シンチレーシ ョンディテクター	2	放射線
電気計算器	1	環境
Co^{60}照射用鉛箱	1	放射線
比色滴定装置	1	薬品
電動キモグラフィオン	2	薬理
動物人工呼吸器	1	〃
臓器灌流装置	1	毒性
恒温槽	1	生物化学
昭和39年度		
オスメット浸透圧計	1	毒性

品名	数量	部名
オートアナライザー（テクニコン）	1	〃
ガスクロマトグラフ（島津）	1	添加物
ガスクロマトグラフ（日立昇温本体）	1	薬品
ガスクロマトグラフ（コールマン）	1	食品
ガスクロマトグラフ（特別附属品）	1	薬品
薄層クロマト濃度計（オヅマ）	1	医化学
硫化水素記録計	2	環境
オゾン発生装置	1	〃
紫外線吸収自動記録計	1	添加物
自動旋光計	1	生物化学
トライカーブフローモニターシステム	1	放射線
多用途監視記録装置	1	生物化学
ベルト式動物飼育機	3	薬理，毒性
分光光電光度計（島津）	1	療品
螢光光度計（米国ターナー）	1	薬品
自記式分光光度計	1	大阪
分光光電光度計	1	〃
炭化水素記録計	1	環境
自動車プリンスグロリヤ（65年型）	1	総務
電気低温恒温器	1	春日部
自動車マスターラインライトバン	1	北海道
耕耘機（三菱テイラー）	1	〃
記録計	1	食品
ワールブルグ検圧装置	1	薬品
電動タイプライター	1	毒性
メトラー直示天秤	1	〃
ミクロトーム自動研磨機	1	〃
電動計算器	1	〃
ベックマンpHメーター	1	放射線
顕微鏡写真自動露出計	1	毒性
電子管式自動平衡温度記録計	1	〃
直示天秤	1	生物化学
自記酸素測定装置記録計	1	薬品
ワールブルグ検圧装置	1	毒性
微量螢光光度計	1	療品
高感度記録計	1	生理化学
タイトリースコープ	1	薬品
冷却遠心機	1	微生物

昭　和　40　年　度

品　　名	数量	部　　名
液体ガスクロマト用検出器	1	薬　　品
ガスクロマトグラフ(日立昇温)	1	生　　薬
菌株保存庫（中野式）	1	微　生　物
自動測定記録計（鉛）	1	環　　境
〃　〃　（紫外線）	1	〃
赤外線分光光度計	1	合成化学
〃　〃　（日立）	1	薬　　品
分光光電光度計	1	生　　薬
自動試料交換装置	1	放　射　線
放射性ガス連続測定装置	1	〃
万能型写真顕微鏡装置（ウルトラフォート2型）	1	微　生　物
光電分光光度計	1	大　　阪
自動車ニッサンセドリック	1	〃
ベルト式動物飼育機	2	〃
自動車三菱ジープ	1	種　子　島
自動車ニッサンセドリック	1	春　日　部

昭　和　41　年　度

品　　名	数量	部　　名
液体シンチレーション用変換装置	1	放　射　線
液体ガスクロマト分離装置	1	薬　　品
菌株保存庫（中野式）	1	微　生　物
自動車日産セドリックワゴン	1	伊　　豆
自動測定記録計（アルデヒド）	1	環　　境
赤外線分光光度計	1	〃
自記分光光電光度計（日立）	1	療　　品
〃　〃　（島津）	1	生物化学
分光光電光度計（日立ダブルビーム）	1	薬　　品
放射能測定装置(ウェルタイプ)	1	放　射　線
ラジオクロマトグラムスキャンナー	1	〃
ガスクロマトグラフ（島津）	1	環　　境
ガスクロマトグラフ	1	大　　阪
電位差滴定装置	1	〃
自動測定記録計（アルデヒド）	1	環　　境
オートアナライザー	1	薬　　品
分光蛍光光度計	1	療　　品

昭　和　42　年　度

品　　名	数量	部　　名
液体クロマト用定流ポンプ	1	薬　　品
ガスクロマトグラフ（島津）	1	環　　境
〃　（自動昇温分取式）	1	療　　品
ガスボイラー	1	毒　　性
自動凍結乾燥機	1	生物化学
顕　微　鏡	1	微　生　物
固型飼料製造機	1	毒　　性
自動車プリンスデラックス	1	総　　務
自動ケージ洗滌機	1	毒　　性
自　動　旋　光　計	1	薬　　品
ベルト式動物飼育機	2	毒　　性
ガスクロマトグラフ（ペスティサイドアナリシス）	1	食　　品
原子吸光炎光分光光度計	1	大　　阪
液体シンチレーション計数器	1	放　射　線
低温ふらん器	1	微　生　物
示　差　熱　天　秤	1	療　　品

昭　和　43　年　度

品　　名	数量	部　　名
X線螢光分析装置	1	食　　品
ガスクロマトグラフ（日立）	1	薬　　品
〃　〃　（柳本）	1	療　　品
核磁気共鳴装置	1	〃
自動血球計数器	1	毒　　性
質量分析計（日立）	1	食　　品
書　　棚	1	総　　務
分光光電光度計（日立ダブルビーム）	1	環　　境
〃　〃	1	毒　　性
分光螢光光度計（日立）	1	医　化　学
一酸化炭素自動測定記録計	1	環　　境
亜硫酸ガス　〃	1	〃
窒素酸化物　〃	1	〃
遠心分離器	1	大　　阪
アミノ酸分析計	1	生物化学
トライカーブモニター用デジタルボード	1	放　射　線

昭　和　44　年　度

品　　名	数量	部　　名
ガスクロマトグラフ	1	環　　境
自動車トヨペットクラウン	1	総　　務
ラジオ薄層クロマトグラフ	1	放　射　線
積　算　機	1	療　　品
万能試験機オートグラフ	1	〃
紫外線自動測定記録計	1	環　　境
窒素酸化物自動測定記録計	1	〃
炭化水素自動測定記録計	1	〃
原子吸光分光光度計（日立）	1	毒　　性
一酸化炭素自動測定記録計	1	環　　境

品　　名	数量	部　　名
スーパースコープ	1	毒　　性
電気恒温器	3	微 生 物
温度記録計	1	〃
実験台（試薬棚を含む）	16	新動物舎
DALTON ドラフトチャンバー	2	〃
クリーンベンチ	1	微 生 物
オッシロポーラログラフ（柳本）	1	療　　品
ガスクロマトグラフ（島津）	1	大　　阪
ガスクロマトグラフ（島津）	1	毒　　性
プラチナスレイボーPR—9（恒温恒湿器）	1	療　　品
ガスクロマトグラフ（柳本）	1	添 加 物
光電読取式カードセレクター（NAPA-2A）	1	図 書 館
ポーラログラフ（柳本）	1	大　　阪
ガスクロマトグラフ（島津）	1	医 化 学
冷却遠心機（富永）	1	毒　　性
ガスクロマトグラフ装置(島津)	1	〃
電子式卓上計算機（ビジコン）	1	環　　境
ベルト式動物飼育機	11	毒　　性
ビデオテープレコーダー装置	1	〃
ベルト式動物飼育機	1	〃
〃　　〃	1	大　　阪

昭　和　45　年　度

回析格子自記赤外分光光度計	1	療　　品
自動車（トヨペットクラウンオーナー）	1	総　　務
ガスクロマトグラフ（日立）	1	合成化学
窒素酸化物自動測定記録計	1	環　　境
分光式自記濃度計	1	療　　品
マルチコン分光光度計（島津）	1	食　　品
自記分光光度計（島津）	1	療　　品
分離用超遠心機（日立）	1	毒　　性
原子吸光光度計（米国パーキンエルマー）	1	療　　品
一酸化炭素自動測定記録計	1	環　　境
分光光度計（日立）	1	生物化学
インストロン万能試験機用恒温試験装置	1	療　　品
ベルト式動物飼育機	7	毒　　性
プレハブ冷蔵庫	1	〃
原子吸光分光光度計（パーキンエルマー）	1	環　　境

品　　名	数量	部　　名
電子顕微鏡（日立）	1	病　　理
オキシダント自動記録計	1	環　　境
特殊デカップリング測定装置	1	療　　品
万能冷却遠心機	1	放 射 線
ヤンマートラクター	1	種 子 島
線 量 率 計	1	放 射 線
炭化水素自動測定記録計	2	環　　境
ベルト式動物飼育機	3	毒　　性
オキシダント測定計	1	環　　境
亜硫酸ガス測定記録計	1	〃
万能引張試験機	1	〃

昭　和　46　年　度

倒立顕微鏡（ニコン）	1	病　　理
小型自動車トヨペットコロナマークⅡ	1	北 海 道
自動車ニッサンセドリック	1	総　　務
卓上電気計算機（セイコー）	1	薬　　理
クリーンベンチ（日立）	1	微 生 物
顕微投映装置（千代田）	1	毒　　性
自記旋光分散計	1	療　　品
二波長分光光度計（日立）	1	〃
ニコン大型マイクロ写真装置	1	病　　理
排水モニター	1	放 射 線
低温灰化装置	1	療　　品
ウルトラミクロトーム	1	病　　理
ガスクロマスフィルター	1	環　　境
多用途監視記録装置	1	薬　　理
ラットブラケット式ケージ	10	毒　　性
アミノ酸分析計	1	〃
超音波洗滌機	1	〃
液体シンチレーションカウンター	1	薬　　理
低温恒温槽	1	医 化 学
分光光度計（島津）	1	添 加 物
ガスクロマトグラフ EE（島津）	1	食 品 部
円二色性付属装置	1	療　　品
標本自動染色装置（サクラウルトラヒストダイヤー）	1	毒　　性
飯野式 SB 持型高圧蒸気滅菌装置	1	〃
ガスクロマトグラフィー装置（島津）	1	食　　品
表面アラサ計	1	療　　品

品名	数量	部名
ラット用半自動飼育機	30	毒性
書棚（レール付）	1	総務
エアコンディショナー	1	〃
スロンボエラストグラフ（血液凝固測定装置）（西独ヘリグ社）	1	薬理
オートカールフィッシャー	1	薬品
pH スタット	1	医化学
ベルト式動物飼育機	1	大阪
多用途監視記録装置	1	〃
単分子膜測定装置	1	〃
電気泳動装置	1	〃

昭和47年度

品名	数量	部名
自動車スカイラインエステートワゴン	1	春日部
標本自動染色装置	1	病理
電子式卓上計算機	1	毒性
自動血球計算器	1	病理
全自動冷却遠心機	1	医化学
紫外線吸収モニター	1	薬品
標準型オゾンエージングテスター	1	療品
高速冷却遠心器	1	生物化学
分光光度計(島津ダブルビーム)	1	薬理
自動車トヨダマークⅡワゴン	1	種子島
ピアス型クリオスタット（英国ブライト社）	1	病理
低温灰化装置（日立）	1	毒性
オートクライオトーム	1	薬理
低温灰化装置（日立）	2	大阪
アミノ酸分析計（日立）	1	〃
ガスクロマトグラフ（島津）	1	食品
ガスクロマトグラフ（柳本）	1	〃
自動車ニッサンデラックス	1	大阪
自動試料燃焼装置	1	放射線
クリーンベンチ（日立）	1	病理
ガスクロマトグラフ（柳本）	1	添加物
ニコン万能顕微鏡	1	病理
マルチチャンネル分析装置（日立）	1	放射線
二重収束質量分析装置	1	療品
高感度ポーラログラフ	1	〃
原子吸光分光光度計（日立）	1	添加物
高速液体クロマトグラフ（日立パーキンエルマー）	1	療品
ガスクロマトグラフ（島津）	1	〃
炭酸ガス培養器	1	病理
電子式卓上計算機	1	療品
卓上電動計算機	1	環境
クリーンルームクラス（日立）	1	病理
書棚		総務
固型飼料製造機混合機	1	毒性
高圧蒸気滅菌装置	1	〃
分光光度計	1	大阪

昭和48年度

品名	数量	部名
紫外線吸収モニター	1	医化学
超音波細胞破砕装置	1	〃
自記呼吸酸素測定装置（柳本）	1	〃
ゲル沪過クロマトグラフ	1	薬理
全温恒温器	1	環境
自動血球計数器（東亜）	1	毒性
分光けい光光度計（日立）	1	療品
自動旋光計	1	生薬
ガスクロマトグラフ（島津）	1	薬理
〃 〃	1	薬品
ガスクロマトグラフ（日立）	1	生薬
ミナミ式抽出蒸留装置	1	〃
温度勾配培養装置（架台付）	1	微生物
バイオフォトメーター（自記微生物光度計）	1	〃
高感度ポーラログラフ	1	添加物
自動血球計算器	1	療品
重金属分析装置	1	毒性
分析用超遠心機（日立）	1	療品
ミクロトーム自動研磨機	1	毒性
ラジオ液体クロマトグラフ	1	放射線
サクラミクロトーム自動研磨機	1	療品
マルチモードスケーラー放射能測定装置	1	放射線
クリーンベンチ	1	微生物
γ線検出器ユニット	1	放射線
デジタル分光々度計（日立）	1	療品
ラジオ薄層クロマトグラフ	1	放射線
デジタルダブルビーム分光光度計（島津）	1	療品
放射性ガス連続測定装置附属品（検出器）	1	放射線
液体シンチレーション用ディテクター処理装置	1	〃

品　　名	数量	部　　名	品　　名	数量	部　　名
除　雪　機	1	北　海　道	表面張力計	1	〃
自動車ニッサンセドリック	1	伊　　豆	ベルト式動物飼育機	2	〃
自動車セドリックワゴン	1	〃	崩壊溶出試験器	1	〃
打　錠　機	1	薬　　品	超ミクロトーム	1	〃
ガスクロマトグラフ	1	大　　阪	理学熱分析装置	1	〃
低温恒温器	1	〃			

検定検査試験件数の推移 (昭和26年～昭和48年)

(昭和26～37年は歴年，昭和38年以降は年度で集計)

区分	年度別	昭 26	昭 27	昭 28	昭 29	昭 30
国家検定	東京	1,001	1,934	1,695	1,433	1,742
	大阪	157	938	251	302	284
	計	1,158	2,872	1,946	1,735	2,026
国家検査	東京	6,062	5,533	6,597	3,536	2,777
	大阪	1,724	2,752	2,608	1,366	780
	計	7,786	8,285	9,205	4,902	3,557
輸出検査	東京	409	580	336	421	—
	大阪	465	346	188	72	33
	小樽	—	108	170	—	—
	門司	—	327	163	21	8
	計	874	1,361	857	514	41
輸入食品等検査	東京	19	497	657	1,406	1,832
	大阪	118	743	1,263	1,746	1,597
	小樽	—	173	57	—	—
	門司	—	276	238	515	134
	計	137	1,687	2,215	3,667	3,563
特別行政試験	東京	1,899	1,076	717	1,033	3,316
	大阪	—	—	—	—	703
	計	1,899	1,076	717	1,033	4,019
一般依頼試験	東京	753	629	608	818	989
	大阪	82	193	194	374	560
	計	835	822	802	1,192	1,549
一斉取締試験	東京	—	—	—	—	—
	大阪	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
製品検査	東京	980	687	3,520	5,128	6,525
	大阪	951	667	2,710	1,932	2,544
	計	1,931	1,354	6,230	7,060	9,069
特需試験	東京	478	276	236	32	43
	大阪	—	43	51	—	25
	計	478	319	287	32	68
計	東京	11,601	11,212	14,366	13,807	17,224
	大阪	3,497	5,682	7,265	5,792	6,526
	小樽	—	281	227	—	—
	門司	—	603	401	536	142
	計	15,098	17,778	22,259	20,135	23,892

昭 31	昭 32	昭 33	昭 34	昭 35	昭 36	昭 37
2,045	1,822	1,829	1,588	1,616	1,574	1,537
317	379	632	898	1,051	1,077	1,137
2,362	2,201	2,461	2,486	2,667	2,651	2,674
7,790	3,247	2,017	569	4,099	1,873	366
3,686	2,328	208	284	389	198	282
11,476	5,575	2,225	853	4,488	2,071	648
—	—	238	2,757	4,173	3,873	3,981
18	53	14	151	198	291	373
—	—	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—	—
22	53	252	2,908	4,371	4,164	4,354
1,599	1,690	1,629	1,405	1,116	944	1,036
1,526	1,470	1,477	1,097	1,184	880	630
—	—	—	—	—	—	—
129	—	—	—	—	—	—
3,254	3,160	3,106	2,502	2,300	1,824	1,666
809	917	1,585	871	726	1,140	1,022
1,336	1,787	2,918	1,454	915	1,063	3,451
2,145	2,704	4,503	2,325	1,641	2,203	4,473
905	1,188	1,090	1,253	1,200	1,131	818
954	660	1,017	1,102	1,040	870	1,047
1,859	1,848	2,107	2,355	2,240	2,001	1,865
—	751	783	649	774	387	329
—	85	312	558	564	380	218
—	836	1,095	1,207	1,338	767	547
7,779	8,184	12,520	13,086	11,658	7,948	5,939
3,574	3,062	6,144	7,837	7,905	6,726	6,213
11,353	11,246	18,664	20,923	19,563	14,674	12,152
4	22	—	—	—	—	—
3	9	—	—	—	—	—
7	31	—	—	—	—	—
20,931	17,821	21,691	22,178	25,362	18,870	15,028
11,414	9,833	12,722	13,381	13,246	11,485	13,351
—	—	—	—	—	—	—
133	—	—	—	—	—	—
32,478	27,654	34,413	35,559	38,608	30,355	28,379

区分	年度別	昭 38	昭 39	昭 40	昭 41	昭 42
国家検定	東京	1,652	1,566	1,153	1,061	1,195
	大阪	1,355	1,422	1,268	1,216	1,229
	計	3,007	2,988	2,421	2,277	2,424
国家検査	東京	182	96	170	120	26
	大阪	65	57	32	47	7
	計	247	153	202	167	33
輸出検査	東京	3,302	15	15	11	15
	大阪	172	—	—	—	—
	計	3,474	15	15	11	15
特別審査試験	東京	1,080	1,388	3,621	2,453	1,251
	大阪	—	—	—	—	—
	計	1,080	1,388	3,621	2,453	1,251
輸入食品等検査	東京	360	411	5,990	5,539	2,750
	大阪	754	699	300	278	544
	計	1,114	1,110	6,290	5,817	3,294
特別行政試験	東京	975	205	585	437	758
	大阪	907	381	19	66	54
	計	1,882	586	604	503	812
一般依頼試験	東京	885	771	537	521	326
	大阪	1,094	561	287	139	100
	計	1,949	1,332	824	660	426
一斉取締試験	東京	635	530	719	884	313
	大阪	609	550	411	516	223
	計	1,244	1,080	1,130	1,400	536
製品検査	東京	6,045	6,067	6,200	5,457	4,765
	大阪	6,698	6,863	7,008	6,146	4,993
	計	12,743	12,930	13,208	11,603	9,758
計	東京	15,086	11,049	18,990	16,483	11,399
	大阪	11,654	10,533	9,325	8,408	7,150
	計	26,740	21,582	28,315	24,891	18,549

昭 43	昭 44	昭 45	昭 46	昭 47	昭 48
1,335	1,258	1,066	1,065	990	985
1,199	957	923	916	933	1,023
2,534	2,215	1,989	1,981	1,923	2,008
14	13	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—
20	13	—	—	—	—
20	50	38	77	43	35
—	—	—	—	—	—
20	50	38	77	43	35
737	479	481	893	472	256
—	—	—	—	—	—
737	479	481	893	472	256
4,698	2,635	2,523	5,332	5,410	1,272
611	502	491	657	602	309
5,309	3,137	3,014	5,989	6,012	1,581
586	623	527	383	544	642
93	110	200	153	112	184
679	733	727	536	656	826
216	197	191	120	14	5
162	11	8	1	2	2
378	208	199	121	16	7
241	236	387	728	248	876
166	102	64	142	—	7
407	338	451	870	248	883
5,066	4,660	914	895	910	581
5,106	4,265	1,760	1,383	1,332	812
10,172	8,925	2,674	2,278	2,242	1,393
12,913	10,151	6,127	9,493	8,631	4,652
7,343	5,947	3,446	3,252	2,981	2,337
20,256	16,098	9,573	12,745	11,612	6,989

国家検定品目の推移　(昭和23年～昭和48年)

年度	事　項	告示年月日及び番号
昭23	薬事法（旧法）制定	昭23. 7.29　法律第197号
昭24	特定医薬品検定規則制定	昭24. 9. 6　省令33号
昭26	スルファチアゾール，同錠，次サリチル酸ビスマス注，塩酸オキソフェナルシン，注射用塩酸オキソフェナルシン，ヘキシルレゾルシン，ヘキシルレゾルシン丸，避妊薬（ゼリー），同（錠剤），同（クリーム），同（坐剤），インシュリン注，脳下垂体後葉注，ブドウ糖注，転化糖注，果糖注，リンゲル液，ロック液　計18品目	
昭27	プロタミン亜鉛インシュリン注，イソアミルレゾルシン，同丸……3品目追加	昭27. 4.18
	避妊薬親水性坐剤，同泡発性坐剤，同泡発性粉剤，イソニアジド，同錠……5品目追加	〃　6.28
	チオアセタゾン，同錠，同散剤……3品目追加 計29品目	〃　10.21
昭28	スルファチアゾール，同錠，次サリチル酸ビスマス注，塩酸オキソフェナルシン，注射用塩酸オキソフェナルシン，ヘキシルレゾルシン，イソアミルレゾルシン，同丸，果糖注……9品目削除	
	4-エチルスルホニルベンズアルデヒドチオセミカルバゾン……1品目追加 計21品目	
	薬事法施行規則（昭23，省令37号）を一部改正「検定」の章を加え，特定医薬品検定規則（昭24，省令33号）を廃止	昭28.10，1　省令46号 同附則
	薬事法施行規則第26条の四第一項の規定により検定をうけるべき医薬品，手数料，検定基準及び試験品の数量を定める	昭28.12.14　告示382号
昭29	イソニアジド注，イソニアジドメタンスルホン酸ナトリウム，同錠，4-エチルスルホニルベンズアルデヒドチオセミカルバゾン錠，同散……5品目追加	昭29. 7. 1
	避妊薬液剤……1品目追加 計27品目	昭30. 1.14
昭30	イソフェンインシュリン注，グロビン亜鉛インシュリン注　2品目追加	昭30. 8,12
	ピラジナミド……1品目追加 計30品目	〃　12.21
昭31	ピラジナミド錠，グルクロノラクトンイソニアゾン……2品目追加	昭31. 7.16
	イソニアジドグルクロン酸ナトリウム，同錠……2品目追加	〃　8. 8
	検定をうけるべき医薬品，手数料，検定規準及び試験品の数量を定める件（昭28，告示382号）により検定手数料原価計算書制定	〃　9. 8　告示252号
	ピルビン酸イソニアゾン，ピルビン酸カルシウムイソニアゾン，オキシトシン注，バソプレシン注……4品目追加 計38品目	昭32. 3. 2
昭32	ピルビン酸カルシウムイソニアゾン錠，インシュリン亜鉛懸濁注，結晶性，無晶性インシュリン亜鉛懸濁注……4品目追加 計42品目	昭32. 5.29

年度	事　　項	告示年月日及び番号
昭33	タンニン酸パソプレシン油性懸濁注……1品目追加 計43品目	昭33. 5.30
昭34	アルミノパスカルシウムイソニアジド錠……1品目追加 イソニアジドメタンスルホン酸ナトリウム顆粒……1品目追加 計45品目	昭34.10.26　告示300号 昭35. 2.25　〃　45号
昭35	パラアミノサリチル酸イソニアジド，同錠，同顆粒……3品目追加 イソニアジドスルフイソミジン錠，同散，2-エチルチオイソニコチナミド，同錠……4品目追加 計52品目	昭36. 1.26　告示　11号 〃　1.30　〃　13号
昭37	マレイン酸エルゴメトリン注……1品目追加 イソニアジドスルフイソキサゾール錠，同散……2品目追加 計55品目	昭38. 2.28 〃　3. 1
昭38	2-エチルチオイソニコチナミド坐剤……1品目追加 計56品目	昭38. 7.15
昭39	イソニアジド散，イソニアジド顆粒……2品目追加 避妊薬エアゾール，イソニアジドスルフイソメゾール散，同錠……3品目追加 計61品目	昭39. 9. 3　告示439号
昭40	イソニアジドメタンスルホン酸ナトリウム，同錠，同顆粒，グルクロノラクトンイソニアゾン，イソニアジドグルクロン酸ナトリウム，同錠，転化糖注，ピルビン酸イソニアゾン，ピルビン酸カルシウムイソニアゾン，同錠，ピラジナミド，同錠，ヘキシルレゾルシン丸，ロック液……14品目削除 中性インシュリン注，二相性インシュリン水性懸濁注……2品目追加 避妊薬（非イオン性界面活性剤）……1品目追加 計50品目 検定手数料原価計算書改定	昭40. 5.24　告示286号 〃　7.27　〃　384号 昭41. 1.12　〃　11号 昭40. 5.24　〃　286号
昭41	エタンブトール，同錠，同カプセル……3品目追加 計53品目	昭41.10.　告示473号
昭42	避妊薬の分類方法の改正による品目数増加（10品目→14品目）……4品目追加 オキシトシン舌下錠……1品目追加 オキシトシン点鼻液……1品目追加 計59品目	昭42. 4. 6　告示136号 〃　4.25　〃　194号 〃　9.14　〃　375号
昭43	診断用パソプレシン注……1品目追加 2-プロピルチオイソニコチナミド，同錠……2品目追加 計62品目	昭43. 4. 3　告示128号 〃　5.25　〃　258号
昭44	イソニアジド，同錠，同注，同散，同顆粒，アルミノパスカルシウムイソニアジド錠，パラアミノサリチル酸イソニアジド，同顆粒，同錠，イソニアジドスルフイソミジン散，同錠，イソニアジドスルフイソキサゾール散，同錠，チオアセタゾン，同散，同錠，4-エチル	

年度	事　項	告示年月日及び番号
	スルホニルベンズアルデヒドチオセミカルバゾン，同錠，同散，2-エチルチオイソニコチナミド，同錠，同坐剤…… 24品目削除 避妊用メンフェゴール錠，フェリプレシン注…… 2品目追加 計40品目	昭44. 7.29　告示258号 〃　10.15　〃　339号
昭47	避妊用ポリオキシエチレンノニルフェニルエーテル錠及び検定手数料原価計算書改定…… 1品目追加 計41品目	昭47. 7. 1　告示225号
昭48	避妊用メンフェゴールエアゾール…… 1品目追加 計42品目	昭48. 6.27　告示185号

製品検査品目の推移　(昭和28年～昭和48年)

制定，改正年月日 政令番号	製品検査実施者	
	厚生大臣	都道府県知事
昭28. 8.31 第229号	溶性サッカリン ズルチン タール色素 ニトロフラゾーン及びその製剤 過酸化ベンゾイル 繊維素グリコール酸ソーダ	溶性サッカリン，ズルチン又はタール色素を主要成分とする製剤 合成膨張剤
昭29.11.30 第300号	溶性サッカリン ズルチン タール色素 ニトロフラゾーン及びその製剤 ニトロフリルアクリル酸アミド及びその製剤 過酸化ベンゾイル 繊維素グリコール酸ソーダ	同　上
昭32. 7. 5 第176号	同　上	溶性サッカリン，ズルチン又はタール色素を主要成分とする製剤 硫酸カルシウム かん水（中華そばの製造に用いられるアルカリ剤）
昭35. 9.10 第249号	サッカリンナトリウム ズルチン タール色素 ニトロフラゾーン及びその製剤 ニトロフリルアクリル酸アミド及びその製剤 希釈過酸化ベンゾイル	サッカリンナトリウム，ズルチン又はタール色素を主要成分とする製剤 硫酸カルシウム かんすい（中華そばの製造に用いられるアルカリ剤）
昭40.12.23 第378号	サッカリンナトリウム ズルチン タール色素	サッカリンナトリウム，ズルチン又はタール色素を主要成分とする製剤 硫酸カルシウム及びその製剤

制定，改定年月日政令番号	製品検査実施者	
	厚生大臣	都道府県知事
	希釈過酸化ベンゾイル	かんすい（中華そばの製造に用いられるアルカリ剤）
昭43. 7. 3 第228号	サッカリンナトリウム タール色素 希釈過酸化ベンゾイル	サッカリンナトリウム又はタール色素を主要成分とする製剤 硫酸カルシウム及びその製剤 かんすい（中華そばの製造に用いられるアルカリ剤）
昭44. 7.15 第191号	タール色素	かんすい（中華そばの製造に用いられるアルカリ剤） 希釈過酸化ベンゾイル サッカリンナトリウム及びその製剤 タール色素の製剤 硫酸カルシウム及びその製剤（硫酸カルシウム50パーセント以下を含有するものを除く）
昭47. 8.28 第323号	タール色素	かんすい（中華そばの製造に用いられるアルカリ剤） タール色素の製剤

国立衛生試験所標準品 (昭和49年現在)

国立衛生試験所において製造し，交付している標準品は次のとおりである．

日本薬局方標準品

	標準品名	包装単位	価格	使用目的
			円	
1	アスコルビン酸	1g入 1本	2,800	アスコルビン酸散，同錠，同注射液，注射用コルチコトロピン，持続性コルチコトロピン注射液の定量法
2	安息香酸エストラジオール	20mg入 1本	2,800	安息香酸エストラジオールの純度試験，同注射液，同水性懸濁注射液の確認試験および定量法
3	インシュリン	20mg入 1本	3,300	インシュリン注射液，インシュリン亜鉛水性懸濁注射液，結晶性インシュリン亜鉛水性懸濁注射液，無晶性インシュリン亜鉛水性懸濁注射液，プロタミンインシュリン亜鉛水性懸濁注射液，イソフェンインシュリン水性懸濁注射液の定量法，イソフェンインシュリン水性懸濁注射液の純度試験
4	エストラジオール	20mg入 1本	2,500	エストラジオールの純度試験
5	塩酸チアミン	200mg入 1本	2,900	塩酸チアミン，同散，同錠，同注射液，乾燥酵母，硝酸チアミン，同散，同錠の定量法
6	塩酸ピリドキシン	200mg入 1本	3,100	塩酸ピリドキシン注射液の定量法
7	含糖ペプシン	20g入 1本	2,900	含糖ペプシンのたん白消化力試験
8	ギトキシン	20mg入 1本	2,500	ジゴキシン，同錠，同注射液の純度試験
9	血清性性腺刺激ホルモン	1,000単位入 1本	8,000	血清性性腺刺激ホルモン，注射用血清性性腺刺激ホルモンの定量法
10	酢酸コルチゾン	100mg入 1本	2,500	酢酸コルチゾン，同錠，同水性懸濁注射液の確認試験
11	酢酸ヒドロコルチゾン	100mg入 1本	1,200	酢酸ヒドロコルチゾンの確認試験および純度試験，同水性懸濁注射液の確認試験
12	酢酸プレドニゾロン	100mg入 1本	2,100	酢酸プレドニゾロンの確認試験
13	シアノコバラミン	20mg入 5本	2,700	シアノコバラミン，同注射液の定量法，酢酸ヒドロキソコバラミンの純度試験および定量法
14	ジギタリス	1g入 3本	3,700	ジギタリス，同末の定量法
15	ジギトキシン	50mg入 1本	3,400	ジギトキシンの確認試験および定量法，同錠の純度試験および定量法
16	ジゴキシン	50mg入 1本	4,100	ジゴキシンの確認試験および定量法，同注射液の定量法
17	酒石酸水素エピネフリン	20mg入 1本	1,900	エピネフリン，酒石酸水素エピネフリンの純度試験
18	酒石酸水素ノルエピネフリン	20mg入 1本	2,000	エピネフリン，酒石酸水素エピネフリンの純度試験，酒石酸水素ノルエピネフリン注射液の定量法
19	G-ストロファンチン	100mg入 1本	4,300	G-ストロファンチンの定量法，同注射液の確認試験および定量法

日本薬局方標準品

	標準品名	包装単位	価格	使用目的
			円	
20	胎盤性性腺刺激ホルモン	1,000単位入 1本	7,500	胎盤性性腺刺激ホルモン，注射用胎盤性性腺刺激ホルモンの定量法
21	チロジン	500 mg入 1本	1,800	注射用ヒアルロニダーゼのチロジン含量試験，パンクレアチンのたん白消化力試験
22	デスラノシド	100 mg入 1本	4,700	デスラノシドの純度試験および定量法，同注射液の確認試験および定量法
23	トロンビン	500単位入 2本	4,700	トロンビンの定量法
24	ニコチン酸	500 mg入 1本	2,300	ニコチン酸注射液の定量法
25	ニコチン酸アミド	500 mg入 1本	2,300	ニコチン酸アミド注射液の定量法
26	脳下垂体後葉	10 mg入 2本	1,600	脳下垂体後葉注射液の定量法，オキシトシン注射液，パソプレシン注射液の純度試験および定量法
27	薄層クロマトグラフ用酢酸レチノール	10,000単位入 10カプセル	1,500	酢酸レチノールおよびパルミチン酸レチノールの確認試験，ビタミンA油，同カプセルの定量法
28	薄層クロマトグラフ用パルミチン酸レチノール	10,000単位入 10カプセル	1,500	酢酸レチノールおよびパルミチン酸レチノールの確認試験，ビタミンA油，同カプセルの定量法
29	パラアミノベンゾイルグルタミン酸	500 mg入 1本	3,900	葉酸の純度試験
30	ヒアルロニダーゼ	500 mg入 1本	3,100	注射用ヒアルロニダーゼの定量法
31	ヒドロコルチゾン	100 mg入 1本	2,400	ヒドロコルチゾンの確認試験および純度試験
32	プレドニゾロン	100 mg入 1本	2,800	プレドニゾロン，同錠の確認試験
33	プロゲステロン	10 mg入 1本	2,600	プロゲステロンの確認試験
34	ヘパリンナトリウム	1,200単位入 1本	3,800	ヘパリンナトリウム，同注射液の定量法，硫酸プロタミン，同注射液の抗ヘパリン試験
35	マレイン酸エルゴメトリン	20 mg入 1本	2,700	酒石酸エルゴタミン，同錠，同注射液，バッカク，脱脂バッカク，バッカク流エキス，マレイン酸エルゴメトリン，同錠，同注射液の定量法
36	葉酸	500 mg入 1本	2,800	葉酸，同錠，同注射液の定量法
37	ラナトシドC	100 mg入 1本	5,000	ラナトシドCの純度試験および定量法
38	リボフラビン	200 mg入 1本	3,000	リボフラビン，同散，同錠，リン酸リボフラビン，同注射液の定量法
39	硫酸プロタミン	100 mg入 1本	3,500	イソフェンインシュリン水性懸濁注射液の純度試験
40	リン酸ヒスタミン	20 mg入 1本	1,200	注射用コルチコトロピン，持続性コルチコトロピン注射液の純度試験
41	ルチン	500 mg入 1本	2,200	ルチン，同錠，同注射液の定量法
42	レセルピン	50 mg入 1本	3,600	レセルピン，同散，同錠，同注射液の定量法

国立衛生試験所標準品

	標準品名	包装単位	価格	使用目的
			円	
1	エストロン	20 mg入 1本	1,900	エストロン製品の確認試験および定量法
2	塩酸チアミン液	1 mg入 10本	1,100	チアミン製品の定量法
3	酢酸デスオキシコルトン	20 mg入 1本	1,500	酢酸デスオキシコルトン製品の確認試験および定量法
4	ジエチルスチルベストロール	20 mg入 1本	700	ジエチルスチルベストロール製品の確認試験および定量法
5	パレイショデンプン	100 g入 1本	3,900	パンクレアチン，ジアスターゼ製品のデンプン消化力試験の参考
6	ビタミンA油（ビタミンA検定用）	1 g（10,000単位）入 10本	3,700	ビタミンA製品の定量法
7	プロピオン酸テストステロン	20 mg入 1本	1,900	プロピオン酸テストステロン製品の定量法
8	融点測定用｛アセトアニリド，アセトフェネチジン，カフェイン，スルファニルアミド，スルファピリジン，ワニリン｝	各1 g入 6本	6,200	融点測定用温度計，同装置の補正
9	リゾチーム	500 mg入 1本	3,800	リゾチーム製品の定量法
10	アシッドバイオレット6B	1 g入 1本	1,070	食品，医薬品，化粧品および製剤中のアシッドバイオレット6Bの確認試験
11	アシッドレッド	1 g入 1本	770	食品，医薬品，化粧品および製剤中のアシッドレッドの確認試験
12	アゾルビンエキストラ	1 g入 1本	670	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のアゾルビンエキストラの確認試験
13	アマランス	1 g入 1本	540	食品，医薬品，化粧品および製剤中のアマランスの確認試験
14	インジゴ	1 g入 1本	730	外用医薬品，化粧品および製剤中のインジゴの確認試験
15	インジゴカルミン	1 g入 1本	460	食品，医薬品，化粧品および製剤中のインジゴカルミンの確認試験
16	エオシン	1 g入 1本	540	食品，医薬品，化粧品および製剤中のエオシンの確認試験
17	エリスロシン	1 g入 1本	560	食品，医薬品，化粧品および製剤中のエリスロシンの確認試験
18	オイルエローAB	1 g入 1本	470	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のオイルエローABの確認試験
19	オイルエローOB	1 g入 1本	490	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のオイルエローOBの確認試験
20	オイルオレンジSS	1 g入 1本	460	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のオイルオレンジSSの確認試験
21	オイルレッドXO	1 g入 1本	470	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のオイルレッドXOの確認試験
22	オレンジI	1 g入 1本	540	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のオレンジIの確認試験

国立衛生試験所標準品

	標準品名	包装単位	価格	使用目的
			円	
23	オレンジⅡ	1g入　1本	850	外用医薬品，化粧品および製剤中のオレンジⅡの確認試験
24	ギネアグリーンB	1g入　1本	960	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のギネアグリーンBの確認試験
25	サンセットエローFCF	1g入　1本	500	食品，医薬品，化粧品および製剤中のサンセットエローFCFの確認試験
26	タートラジン	1g入　1本	570	食品，医薬品，化粧品および製剤中のタートラジンの確認試験
27	テトラクロルテトラブロムフルオレセイン	1g入　1本	720	外用医薬品，化粧品および製剤中のテトラクロルテトラブロムフルオレセインの確認試験
28	テトラブロムフルオレセイン	1g入　1本	650	外用医薬品，化粧品および製剤中のテトラブロムフルオレセインの確認試験
29	トルイジンレッド	1g入　1本	620	外用医薬品，化粧品および製剤中のトルイジンレッドの確認試験
30	ナフトールエローS	1g入　1本	460	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のナフトールエローSの確認試験
31	ニューコクシン	1g入　1本	580	食品，医薬品，化粧品および製剤中のニューコクシンの確認試験
32	パーマネントオレンジ	1g入　1本	600	外用医薬品，化粧品および製剤中のパーマネントオレンジの確認試験
33	ハンサエロー	1g入　1本	600	外用医薬品，化粧品および製剤中のハンサエローの確認試験
34	ファストグリーンFCF	1g入　1本	1,700	食品，医薬品，化粧品および製剤中のファストグリーンFCFの確認試験
35	ファストレッドS	1g入　1本	1,000	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のファストレッドSの確認試験
36	ブリリアントブルーFCF	1g入　1本	1,000	食品，医薬品，化粧品および製剤中のブリリアントブルーFCFの確認試験
37	フルオレセイン	1g入　1本	620	外用医薬品，化粧品および製剤中のフルオレセインの確認試験
38	フロキシン	1g入　1本	590	食品，医薬品，化粧品および製剤中のフロキシンの確認試験
39	ポンソーR	1g入　1本	530	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のポンソーRの確認試験
40	ポンソーSX	1g入　1本	540	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のポンソーSXの確認試験
41	ポンソー3R	1g入　1本	560	粘膜以外医薬品，化粧品および製剤中のポンソー3Rの確認試験
42	リソールルビンBCA	1g入　1本	560	外用医薬品，化粧品および製剤中のリソールルビンBCAの確認試験
43	レーキレッドC	1g入　1本	560	外用医薬品，化粧品および製剤中のレーキレッドCの確認試験
44	レーキレッドCBA	1g入　1本	610	外用医薬品，化粧品および製剤中のレーキレッドCBAの確認試験

国立衛生試験所標準品

	標準品名	包装単位	価格	使用目的
			円	
45	レーキレッドDBA	1g入　1本	600	外用医薬品，化粧品および製剤中のレーキレッドDBAの確認試験
46	ローズベンガル	1g入　1本	560	食品，医薬品，化粧品および製剤中のローズベンガルの確認試験

各部の試験研究業務の発展

目　　次

1. 合成化学研究部……253
2. 薬　品　部……255
3. 生物化学部……260
4. 放射線化学部……262
5. 生　薬　部……265
6. 療　品　部……267
7. 環境衛生化学部……270
8. 食　品　部……273
9. 食品添加物部……276
10. 衛生微生物部……278
11. 薬　理　部……281
12. 毒　性　部……284
13. 医 化 学 部……293
14. 薬品病理部……295
15. 附属図書館……298
16. 大 阪 支 所……301
17. 薬用植物栽培試験場……308

各部名の下に収載してあるのは，現在の厚生省組織規程からの抜粋である．

1. 合成化学研究部

合成化学研究部においては，新医薬品の合成，構造及び組成の研究並びに新医薬品の試験，試験的製造及びこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

合成化学研究部は昭和43年（1968）に製薬研究部を改称して生れ，製薬研究部が新設されたのは昭和34年（1959）の機構改革の際である．製薬研究部の設置より数えて16年が経過している．この期間は国立衛生試験所百年の歩みに比べれば，きわめて短いことではあるが，当所では合成あるいは製薬関係の業務は司薬場開設の当初からほとんど絶ゆることなく重要なこととして扱われている．明治7年（1874）に開かれた司薬場は外国から輸入される医薬品の真贋を判定し，その純度を見きわめるために設けられたものではあるが，その頃の人々が，一方では自らの手で純正な医薬品を作りだしたいと願ったであろうことは容易に想像され，実際に当時司薬場内に製薬学校が併設されたことは記録に明らかである．しかし本格的に医薬品の製造が当所で始まるまでにはさらに年月を要し，大正3年（1914）の臨時製薬部設置まで待たねばならない．この年第一次世界大戦が勃発し，ドイツからの医薬品の輸入が杜絶したことが契機となっている．臨時製薬部は大正7年（1918）発展的に医薬品製造試験部となり，当所はわが国医薬品産業が近代化するまで，医薬品生産の指導的立場をとり続けたのである．この部は第二次世界大戦の終戦後まもない昭和22年（1947），合成化学部に変わり，昭和24年（1949）には製薬関係の業務はさらに圧縮され，研究部の下に改良研究部として残るに止まり，昭和30年（1955）には製薬ないし合成化学の部門は当所の組織から一端姿を消すに至るのである．この背景には製薬企業の近代化によって，国家の機関による医薬品の製造の必要性が少なくなって来たことと，戦中戦後の医薬品品質の低下に伴い，衛生試験所の業務が医薬品などの品質管理を主とするよう変革されたことによると考えられる．

昭和33年，次年度の予算編成に当たり，製薬関係の部の新設について検討が加えられた．この頃製薬企業は相次いで近代的な研究所を新設し，本格的に新医薬品の開発に乗り出していた．新医薬品の開発には，多額の費用を要し，膨大複雑な組織を必要とする．医薬品産業は国民福祉に役立つ新医薬品を生みだすことを目的とするとともに一方では利益を求め，それを再び新医薬品の開発に還元することによって成り立つ．衛生試験所における製薬研究のあり方は企業のそれと異なり，採算を度外視しても造る必要のある医薬品の開発研究を行なうにあるとされ，組織と予

算の要求がなされた．目標とする病気は癌などの難病であって，第一研究室では合成化学的研究，第二研究室では合成された物質の生理活性の検討を行なう方針とした．

昭和34年 (1959)，公定書医薬品部と公定書外医薬品部が統合されると同時に，製薬研究部の新設が認められ，当所の製薬・合成部門は消滅以来4年にして復活したのである．新部長には板井孝信公定書外医薬品部長が就任し，部員は部長を含め8名で発足した．この部の新設によって，新しい研究室の改築工事費として約百万円，製薬研究費として163万円余が認められている．

この頃国立衛生試験所の予算は戦後のGHQ時代の影響が残り，ほとんど検定業務に関する予算でまかなわれており，研究に関する費用はきわめてわずかであったため，安定にして潤沢な研究のための予算を獲得することが，当時のきわめて強い要望であった．この点を考慮し，新設製薬部門の名称に，あえて研究の2字を加えて製薬研究部とし，さらに組織規程上研究部門の筆頭にこの部を置いたのである．のちに研究費が独立してみとめられ，研究と検定の業務比率も現在のように改められ予算化されるようになった．

製薬研究部は当初の目的を達成するため，制癌剤を主に，抗菌，抗カビ，抗ウィルス剤などの開発を志向し，衛生微生物部などの協力を得て研究を進めた．研究の対象化合物として当時未開発の分野であったピリダジンがとり上げられ，この化合物をN-オキシドに変え活性化し，多くの化合物を合成，はじめ *in vitro* によるスクリーニングが行なわれたのである．合成された化合物から医薬品候補物質を探し出す研究は困難をきわめたのであるが，他方有機化学的研究は大いに実り，これらの研究は板井部長によってまとめられ「ピリダジン-N-オキシドの化学」と題して衛生試験所報告82号に掲載された．

昭和41年7月板井部長が大阪支所長として転出したのに伴い，鈴木郁生第一室長が製薬研究部長として就任した．

昭和40年12月(1965)石館守三所長を迎えたが，就任当初より製薬研究部のあり方について再考することを提言され，慎重に研究内容が検討された．その結果，医薬品を製造するという仕事は，企業の近代化によって，難病治療など特別な医薬品を除いては衛生試験所が指導的立場をとることは少なくなっているのが現状であると解析され，一方これより先，昭和39年 (1964) には毒性部が新しく設けられ，農薬，食品添加物その他化学物質によって生じる害から国民の健康を守る業務が急増し，従来から続けられている医薬品等の品質管理の業務と共に，これらが当所の主たる使命となりつゝあることが明らかになって来た．こういう時代背景をふまえて，単に製薬という目的にだけこだわらず，合成化学的な専門知識と技術を磨き，これを生かし，広く当所の他の部門と協力し研究の成果を挙げるべきであるという結論に達した．この方針に従うべく昭和43年7月 (1968) 製薬研究部は合成化学研究部と名称を変え，引続き鈴木が部長となり，この業務に当たることになった．

合成化学研究部設立の際の考え方に従って研究は進められ，ここ両三年ようやく新しい共同研究の芽が生じつゝあるのが現状である．具体的にその主なものを示すならば，一つには発癌や突

然変異誘発作用に関する研究で，衛生微生物部，薬理部，薬品病理部などと共同で研究が行なわれ，他は制癌化合物の開発研究で，これには薬品部，医化学部，薬理部，薬品病理部などの協力を必要としている．

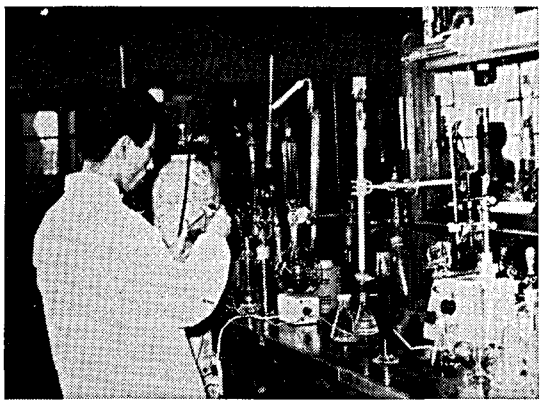
合成化学研究部実験室

国立衛生試験所が行なわねばならない仕事はきわめて多岐に亙り，かつ複雑である．時代の要望に応えて国民の福祉に貢献するためには，基礎的な学問を重視し，関連の各分野を駆使して研究の成果をあげるようすべきであろう．合成化学研究部が当所において果たす役割も，基礎的なことではあるが，他の部門の業務を支援し，関連部と密接に連携し研究を推進することにあると確信している．

（鈴木郁生）

2. 薬　品　部

薬品部においては，医薬品（生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く．以下同じ．），医薬部外品，毒物，劇物，麻薬，大麻，あへん，けし，けしがら及び覚せい剤の試験，検査及び試験的製造並びに麻薬の試験及び検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

現在，当部の名称は薬品部となっているが，戦後分析試験部（昭和22年），有機化学試験部（昭和24年），公定書医薬品部（昭和30年），医薬品部（昭和34年），薬品部（昭和43年）とその名称の変遷が行なわれ，業務内容にも若干の異動があった．なお，麻薬部の業務が昭和43年に薬品部の業務の一部に繰り入れられている．

したがって現在の薬品部は4室（薬品第一室，薬品第二室，薬品第三室，麻薬室）から成り立っている．

当部における各業務内容の変遷はつぎのとおりである．

1. 国家検定　戦後，医薬品の品質確保および性病予防ならびに保健の立場から，GHQが厚生省を通じて，医薬品に対し，試験検査料を徴収せずスルファミン，スルファチアゾールその他のサルファ剤，次サリチル酸ビスマス注射液，塩酸オキソフェナルシン注射液などのヒ素剤およびその製剤，ならびに駆虫薬ヘキシルレゾルシンおよび同丸剤についての化学試験を実施したが，

昭和25年に至り，全医薬品についての一斉検査が行なわれ，その結果多数の不良医薬品が発見された．その中で最も注目をひいた品目に避妊薬，ブドウ糖注射液，リンゲル液などがある．当時，避妊薬については規格および試験法がほぼ完成されており，これにしたがっての試験結果は約50検体中合格品は2検体であった．ブドウ糖注射液についても，約数百件収去して多数の不良品を発見している．この試験においては定量法としてベルトラン法を用いていたが，戦前製薬部が購入していたドイツ製の旋光計を用いて定量することを検討した結果，操作が簡易で精度も良好であることを見出し，その後この方法に切り替えて数多くの検体を迅速に処理し得るようになったいきさつがある．

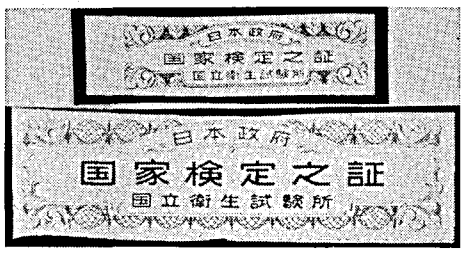

国家検定証紙

第二次大戦後，とくに重要と考えられる医薬品について，国家が品質を管理することの必要性が強調され，国家検定の制度が発足した．昭和24年には18品目が指定され，現在では42品目となっている．その間指定品目に幾多の改変がなされたが，ブドウ糖注射液，リンゲル液，避妊薬については現在もなお継続されている．

2.　一斉取締試験　昭和25年に行なわれた前述の一斉検査では約2万件近くが収去され，試験されている．これが端緒となり，年1回は少なくとも実施することを立前とし，本省監視課と協議の上その年の品目を決定し，実施してきた．

毎年多数の医薬品を検査しているが，そのうちとくに注目されるものに，昭和39年から40年にかけて，かぜ薬として用いられたドリンク剤による事故発生にともなうかぜ薬の一斉取締試験がある．

当部ではこのためにオートアナライザーを用いてまず予試験を行ない，さらにガスクロマトグラフィーによりカフェイン，アミノピリン，フェナセチンなどを含む製剤延約700件を処理し得た実績を有している．

また，昭和48年には鎮痛解熱剤中のフェナセチンの定量のために，高速液体クロマトグラフ装置を予試験として活用し，試験の能率化を図るなど機器による分析を一斉取締試験に適用する傾向が近年顕著に現われてきている．

一斉取締試験により不適となったものについては，国家検査を行なっているが，最近ではその数も少なくなっている．

3.　特別審査試験　医薬品の品質確保のため，製造承認の際の特別審査が，薬事法第78条第2項の規定に基づく薬事法施行令の一部を改正する政令（第358号）および薬事法施行規則の一部を改正する省令(昭和37年)の公布によって，昭和37年10月から施行された．特別審査は，医薬品製造承認申請書の規格および試験方法欄に記載された試験方法の適否について実地に検討を行なうものであり，これによって「規格および試験方法」の審査を適正ならしめ，医薬品の品質確

保を図るものである.

旧薬事法時代には，医薬品の製造承認（当時は製造許可）の審査にあたっては，その成分，分量，用法，効能，効果等に重点が置かれ，その規格や試験方法については複合製剤は特に審査の対象とされていなかった．その後昭和24年5月製薬課長通知に始まる一連の行政措置がとられ，昭和36年2月新薬事法の施行によって，規格および試験方法に関する事項が明確に示され，医薬品の品質確保のための措置が時代の推移とともに次第に重要視され，現在の特別審査の制度に至ったのである.

特別審査の対象品目としては，規則第64条の2の各号に掲げられた医薬品で，いわゆる新医薬品と解熱鎮痛剤である.

なお，昭和45年11月にはかぜ薬の特別審査業務の一部が地方に移譲された.

4.　麻薬に関する業務　麻薬については，昭和38年4月麻薬部の設立以来，昭和43年6月まで続いた業務の内容をそのまま当部に引継ぎ，現在は麻薬室として存在している．その業務の変遷はつぎのとおりである.

旧麻薬取締法の時代(昭和23年～28年)から麻薬に関する業務は行なわれていたが，昭和28年3月新麻薬取締法が制定され，麻薬取締法に規定された麻薬，あへん，大麻の試験業務（一斉収去，国庫帰属麻薬試験を含む）が体系化され，さらに昭和38年麻薬中毒者措置法の追加により，麻薬中毒者診断のために，体内麻薬の有無をクロマトグラフィーその他の理化学的方法により検査するなどの業務も分担した．また鑑定業務は昭和40年4月麻薬取締官事務所の鑑定官が行なうことになったが，これと同時に国，都道府県に対する交付の要綱が示され，鑑識用麻薬（塩酸ジアセチルモルヒネ）の製造業務を開始した.

昭和29年，現行あへん法が制定され，国内におけるけしの栽培が開始（再開）されたので，けし耕作者または甲種研究栽培者が国に納付したあへんのモルヒネ含有量の測定業務を開始し，同時に輸入あへんのモルヒネ含量の測定も併せて実施し，現在に至っている.

5.　特別行政試験　この試験は戦前から行なわれていたが，戦後において目立ってきたのは昭和25年頃からである．毎年若干の件数を取り扱い，主として本省監視課（現在監視指導課）からのものが多い.

試験内容も複雑かつ，技術的に高度のものを要求されるケースが多い．戦後の主だったものとしては，前述1.国家検定の項で記載したＧＨＱ指示による一斉検査，クレゾール石鹸液(昭和27年～28年)，かぜ薬アンプル製剤（昭和39年～40年）などである.

以上が薬品部の検定検査業務の経過に関する概略である.

現在は，国家検定においては不適と判定されるものは少なく，良好な傾向を示している．これは医薬品製造業者が，戦後の混乱期からいち早く脱出する努力をしたためであると思われる．国家検定品目は前述のとおり，若干の移り変わりを示しているが，現在においてはその品目の改変


薬品部実験室

を検討すべき時期に来ていると思料される．いいかえれば，国家検定の制度は存続すべきであるが，品目についてはその試験方法等を考慮して改訂を加えるべきものであると考える．

一斉取締試験については，ほぼ毎年行なわれているが，この不適品率は国家検定のそれより多く，検査品目については各方面の情報を収集し，今後も収去品目を検討して継続して行なわれるべきであり，医薬品の監視体制の一環としての役割をこの試験に期待するものである．医薬品製造業者の品質管理については，戦争直後よりは格段の進展を示しているが，その格差は依然として残されている．特別審査制度の影響を受けて，ここ数年来，メーカー試験部門の能力の充実は確かに認められるが，これも少数の先進メーカーに限られ，残余のメーカーについては，さらにレベルアップの要ありと考えられる．J.G.M.P. (Japan Good Manufacturing Practices) の設定の必要が検討されている折柄，これの実施に対するチェックの一方法として，一斉取締試験の存在は有意義なものと云えよう．

規格および試験方法の設定に関する業務としては，日本薬局方をはじめとして殺虫剤指針収載品目（昭和34年頃開始），臨床診断用医薬品基準（仮称，昭和44年頃開始）などがあり，それぞれについて当部の関係する各室が中心的存在として推進を図り，現在に至っている．

なお，試験検査業務の国際協力としては，昭和45年頃から開始した対スリランカ医薬品検査所の技術協力も特筆されるものである．

スリランカ国からの研修生の受入れ，当部からの専門家派遣など開発途上国に対する技術指導により，コロンボ計画の一環に貢献している．

以上述べたように，検定検査業務については，当試験所の存在理由を意義づける要素の一つを占めていることが充分考えられるところであるが，現在の社会状勢の推移を考えるとき，国の試験研究機関としてなすべきより有用な業務の開発を考える時期に到達していることに思いを致すべきであろう．

つぎに研究業務について眼を向けてみると，主として医薬品の規格および試験方法に関しての基礎的研究が古くから行なわれ，各種の分析機器類を駆使しての報文が大部分である．たとえば，UV，IR，GC，オートアナライザー，液体クロマトグラフィー，けい光分析，電量滴定などによるもので，最近では製剤中の主有効成分の安定性の検討に関する報文も見受けられ，医薬品およびその製剤分析に関しては，我が国の先覚者的存在にまでこぎつけるに至っている．

そしてこれらの成果は，日本薬局方をはじめとして殺虫剤指針，臨床診断用医薬品基準設定に役立ち，また国家検定および一斉取締試験の各品目に対する規格および試験方法の設定のために

寄与しているということができよう.

また，麻薬に関しては戦争直後に比して，近年麻薬事犯は減少の傾向を示してきているが，これらにかわり幻覚剤，覚せい剤などの濫用の傾向が生じたことにともない，幻覚剤の標準品の合成研究および試験法の設定のための研究も数年前から実施している.

さらに当所薬用植物栽培試験場との関連も深く，栽培試験場において栽培されたけし属植物に関する協同研究も歴史が古い．最近では *P. bracteatum* の研究が注目され，あへん欠乏に対処する研究として寄与することになろう.

つぎに，薬品部の今後のあり方について若干ふれてみよう.

社会状勢の推移にともない，当然薬品部の体質も改善されなければならない.

医薬品の品質管理に関連して，従来どおりの検定検査は必要であるが，この場合，国として行なわなければならない検定検査業務にのみ限定し，余力を他の有用な業務に振り向けるべきであろう.

ここ数年来，製剤技術は格段の進歩の跡を示している．これに対応して製剤の有効性および安定性を確認するための技術的向上を図ることが当面の課題である.

製剤分析の面では，前述のようにかぜ薬については，すでに数年前から分析法の研究を積み重ね，現在ではほぼ満足すべき段階に到達していると言える．この成果については第8改正日本薬局方に一部活用されている．このような研究を他の製剤についても同様に実施する必要がある.

製剤の安定性に関しては，十分に検討されたものは少なく，今後の研究課題として残されているものである．主有効成分と配合薬との相互作用ならびに配合薬間の相互作用などを含めて，製剤の安定性の検討は将来薬事衛生行政指導のための指針としても必要なものである.

医薬品の有用性を確認するための一手段として，製剤中の有効成分の確認および確保と安定性の検討とは，相俟って当薬品部の業務の将来における主流となるべきものであり，研究の方向づけもこの面に向けられるべきである.

すなわち，薬品部の業務の骨格は①医薬品（製剤を含む）の分析化学的研究と②医薬品（製剤を含む）の薬剤学的研究を柱とし，その成果を③有意義な検定検査業務に活用する方向にむけて将来は推進されるべきものと考える.　（井上哲男）

3. 生物化学部

生物化学部においては，ホルモン類，酵素類及び活性たんぱく質類等の試験，検査及び試験的製造並びに医薬品，医薬部外品，ホルモン類及びビタミン類の試験及び検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

当部は昭和24年 (1949) 研究部 (標準品製造部を含む.)，昭和30年 (1955) 特殊薬品部と称した時代があったが，昭和38年 (1963) に放射性医薬品室が放射線化学部に分離昇格した際，生物化学部となって今日に至っている．

戦後，物資難などの混乱時代を反映した問題に関連する試験研究が当部でも行なわれたのであるが，当部で主流となってきた試験研究の一つは，生物活性を有する医薬品の研究調査と試験規格の作成であるといえよう．もちろん，一時期に麻薬，覚せい剤に関する試験研究や放射能調査なども行なわれた．すなわち，覚せい剤の取締に必要な phenylmethylaminopropane や ephedrine など覚せい剤原料の検出法を考案するなど一連の発色反応に関する研究も行なわれ，昭和29年 (1954) に発生したビキニ環礁水爆実験によるマグロの汚染調査やそれ以後における天水，各種飲食品などの放射能調査に多くの実績を残した．

しかし，1940年代は欧米においても生物活性を有する医薬品，特にホルモン剤や抗生物質の試験研究に bioassay (生物検定) が繁用されようとしていた時代であった．これは，1920年代に英国を中心に発達した数理統計学を導入することによってその体系を整えられた bioassay が，英局方，米局方に収載され，時を同じうして1950年から1952年にかけて Burn, Finney, Emmens および Bliss らが相継いで bioassay に関する成書を出版したことにも基因する．さらに1953年に英局方では bioassay を一般試験法に一括収載したが，これが各国薬局方の bioassay の原型となったのである．戦後，これらの知識や情報が入手されるとともに，当部でもインシュリンの検定を始め，薬局方収載品などに関する bioassay の規格成文化を図り，いまだ十分とはいえなかった当時のホルモン製剤などの品質の向上に資するよう努力を払ったのである．すなわち，試験動物一つをとってみても，現在のような精選された動物を入手することは予想だにできなかった時代であったが，Burn の成書を片手にその実験成績を整理し，誤差の要因と考えられるものを一つずつ除きながら規格化したのである．その結果，昭和26年 (1951) 特定医薬品検定規則に基づいてインシュリン注射液および脳下垂体後葉注射液が検定品目に指定されて以来，昭和45年 (1970) のフェリプレシン注射液までの18品目に関する bioassay や日本薬局方に収載されているホ

ルモン製剤の bioassay，さらに新薬審査に関する bioassay を行なう基盤がこの時期に培われ，今日に及んでいるのである．また，わが国の海洋国である特徴を生かすため，魚類，特にクジラなどを原料とするインシュリンおよびヘパリンナトリウムの研究が始められたが，インシュリンについては，アミノ酸配列など構造に関する研究にまで進展し，この実績は今日ペプチドホルモンやタンパク質などの分析に役だっている．一方，ヘパリンナトリウムの研究は，国際標準品制定のための共同研究に参加して提出した検定結果から，WHO の要請に答えることができたものと信じている．

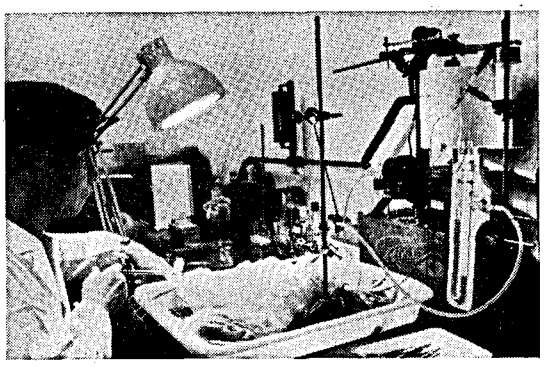
bioassay（生物検定）

当部の試験研究の一主流が bioassay の開発と規格化にあるとすれば，標準品の製造および配付ということは切り離して考えることができない．bioassay において初期に用いられた絶対法は，動物が異なれば単位の値が変動して無意味であるというよりは危険であるため，標準品との比較法が採用されるようになった．この標準品はジギタリス，インシュリン，脳下垂体後葉ホルモンなどの国際標準品が，すでに 1923 年に国際連盟の委員会で制定されており，戦前から当所へ送付されてきていたのである．当部では妊馬尿から抽出して分離精製した高純度の卵胞ホルモンであるエストロンおよびエストラジオールが標準品の前駆をなすもので，第六改正日本薬局方にインシュリン標準品ほか 3 品目が収載されたのに対して，国立衛生試験所標準品交付規定に基づき製造交付を始めたものは，昭和 27 年 6 月 17 日に告示されたインシュリン標準品はじめ 19 品目であった．その後，薬局方が版を重ねるに従って標準品の品目も増加し，現在，43 品目の日本薬局方標準品と 9 品目の国立衛生試験所標準品を配付している．ここに，当所標準品の原料を提供され，また規格値の決定に際して共同検定を行なうなど種々協力を惜まれない関係各社に対して深甚なる感謝の意を表したい．標準品の内容は，前記タンパク質ホルモン，ビタミン，ステロイドおよび強心配糖体などのほかに，含糖ペプシン，ヒアルロニダーゼ，リゾチームなどの酵素類がある．

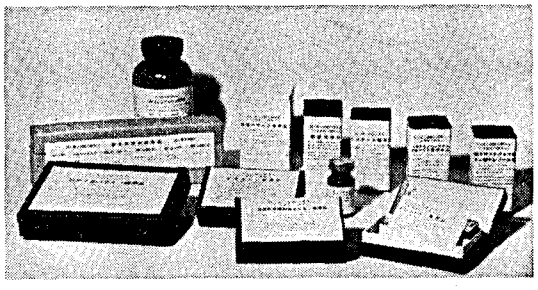
当所で製造配付している標準品

酵素関係製剤を当部で研究し始めたのは昭和 34 年 (1959) からであるが，これらの研究成果が今日の酵素類に関する局方規格の作成や標準品の製造，さらに新薬審査などの基礎となっている．しかし，この分野の試験研究は，規格および単位の統一や基質の規格化など当部における今後の

重要研究課題の一つとなるであろう．さらに一方では，薬物の生体内運命や薬効を製剤分析と関連づけること，releasing hormone に関する試験研究および生物活性を有する医薬品の不純物の検索に用いる radioimmunoassay などの研究も，酵素製剤と同様，当部では今後 bioassay との対比も含めて時代の要請に応じられるよう努力しなければならない課題であると考えている．

（川村次良）

4. 放射線化学部

放射線化学部においては，医薬品，医療用具等に関する放射化学的及び放射線化学的試験，検査及び試験的製造並びに食品，家庭用品，空気，水等に関する放射化学的及び放射線化学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

発足：当部は昭和 38 年 (1963) 4 月に新設された．昭和 29 年 (1954) 太平洋における米国の核爆発実験による海産魚類の放射能汚染に端を発し，厚生省はじめ各省，自治体の研究機関による放射能汚染の調査研究が年と共に盛んに行なわれるようになった．昭和 31 年 (1956) 5 月科学技術庁が設置され，環境放射能汚染の調査は同庁原子力局における全国的な観測ネットの整備と常時測定を目指した放射能調査計画の設定のもとに続行され，年と共に体制が整備されていった．当所においても，この体制の一環として，魚類や飲料水の核種分析が毎年行なわれて来ていた．

一方放射性同位体（ＲＩ）を診断用または治療用医薬品として用いることが昭和 30 年代の前半から日本でも行なわれはじめた．発端となったのは放射性ヨウ化ナトリウム ($Na^{131}I$) を用いる甲状腺の診断であるが，年と共に他の核種も用いられ，使用する病院の数も増加して来た．これに対処して，厚生省薬務局と当所においては，これらのＲＩを放射性医薬品と名づけて医薬品の一種として取扱い，輸入製造の許可承認，規格書の設定などの業務を行なって来ていた．

上述の業務は両方とも当時の特殊薬品部において行なわれて来ていたが，これらを専門とする部の新設が要望され，昭和 38 年 (1963) に至って放射線化学部が発足したのである．

構成：部の構成人員としては，特殊薬品部において上述の業務に従事していたグループが中心となり，2 室が設けられ部長以下 6 名という少人数で発足した．この構成および人員は現在に至るまで変化をみていない．

予算：予算面について述べると，一般研究予算，試験検定予算以外に，科学技術庁で調整を行なっている国立機関原子力試験研究費および放射能調査研究費と呼ばれる特別の予算が交付されている．この両方とも，一般予算とは性格を異にしており，前者は原子力平和利用の発展のため

に後者は放射能汚染の監視のために，科学技術庁で調整し一体化して要求，交付する特別調査研究予算である．このような予算の制度が設けられたのは昭和30年頃からであったが，年と共に前者の方は膨脹し当所においてもかなり多額のものに成長している．

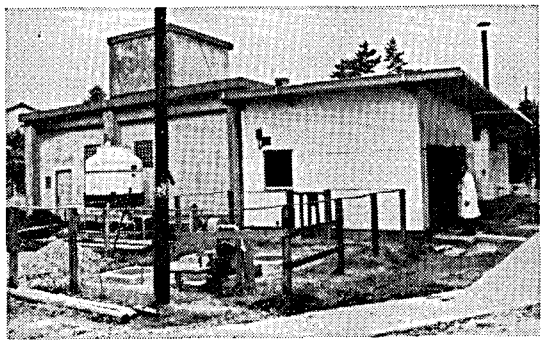
RI実験施設

施設：当部の発足以前から，ＲＩを取扱うには特殊の施設が法律で要求されており，昭和35年(1960)本庁舎とは別棟のＲＩ取扱い施設が建設された．建設の目的は，当時としては放射性医薬品の試験検定と放射性医薬品の試験法の研究が主なるものであった．その後いろいろの研究目的から数回増築工事が行なわれて現在に至っている．また放射線滅菌の研究用として，^{60}Co 線源 170 Ci が昭和34年3月，600 Ci が昭和39年3月に設置された．

施設内の機械類などは，主に原子力試験研究費によって購入された．部の発足当時は施設内は実験室と放射能測定機器が若干あったのみで，本格的な研究は実行不可能な状態であったが，年と共に次第に整備され，現在ではＲＩ利用研究を行なうのに必要な備品は殆ど整備されている．

業務：昭和38年当部の発足時には，放射性医薬品の品質試験法に関する研究が若干行なわれた以外には，全国の蹙台で採取された飲用天水中の ^{90}Sr，^{139}Cs の分析が最も大きな仕事であった．その後放射能汚染調査の全国ネットワークの関係から水の分析は他の研究所にゆずり，ＲＩを利用する研究に重点がおかれるようになった．現在までの研究テーマの主なものをあげると，放射性医薬品の試験法，放射性診断薬の開発，標識化合物の合成，標識化合物を用いる医薬品等の代謝，ＲＩを用いる有害金属の代謝などであり，当所の性格をそのまま反映しているといえよう．またこれらの研究テーマは厚生行政や学界の動きにも同調しているものであり，医薬品の代謝，公害原因物質の動態などトピック的な要素も研究問題として取り上げられて来た．

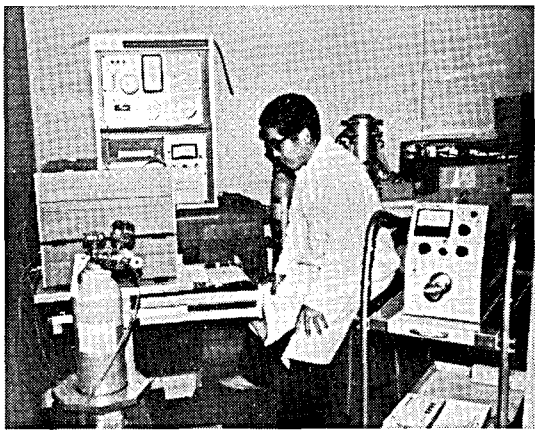
放射能測定室

また国の行なう原子力政策の一つとして，γ線を用いる食品保存のための食品照射研究開発計画が昭和42年に原子力委員会で採択され，国内の各方面の研究所が参加して研究に着手した．当所も厚生省サイドとしてこの計画に参加し，じゃがいも，玉ねぎ，米，小麦，ウィンナーソーセージなど年次計画で研究を行なった．参加したのは毒性部，食品部，食品添加物部，放射線化学

部でテーマは放射線照射食品の健全性である．この研究は年次を追って品目をかえて続けられ，じゃがいもについてはすでに食品衛生法による許可がなされているが，当所の研究はまだ続けられている．

一方医療用具の放射線滅菌の研究も，病院現場や輸出メーカーの要請により研究テーマとして取り上げられ，昭和45年頃から今日に至るまで続けられた．参加したのは衛生微生物部と療品部であり，ディスポーザブル注射針，注射筒をはじめ種々の医療用具について原子力研究所高崎研究所，東京都立アイソトープ研究所の協力のもとに研究が行なわれた．テーマとしては滅菌に必要充分な放射線量の検討と照射した医療用具の品質であり，大きい成果をあげている．

試験検定業務については，当初放射性医薬品の検定が当部の大きな目標であったが，流通機構と減衰するという事情のため，まだ検定検査が行なわれたことはない．しかし放射性医薬品は新薬として取扱いをうけるために，輸入製造承認を行なう以前に審査のために行なう試験は実行されており，数年前からは放射性医薬品の発展開発途上にあるために，かなり件数の増加をみている．その結果薬事法に基づく基準（放射性医薬品基準）の制定に際し重要な基礎データを提供している．

将来への展望：ＲＩを利用する研究は，現在当所の各部で行なわれており，その実験はすべて前述のＲＩ取扱い施設内で行なわれている．そのためＲＩ施設に出入りする研究者の数は現在20名をこえる状況にあり，当部にとつてはこれらの研究者のための施設の整備，管理が一つの大きな業務となっている．

また厚生省，科学技術庁などで計画される特別な研究プロジェクトにも当部の性格上参加を要請されることが多く，現在特殊疾病研究スモン班，有害金属等の安全性評価の研究に当部が参加している．このような形での研究業務も将来発展してゆく状勢にある．

当部の将来としては，当所全体の原子力予算の調整，ＲＩ施設管理という業務をかかえ，他の部または他の研究所との共同研究の場が多くなるという事情もあり，当部独立の将来計画や主体性をもった理想もあるが，むしろ衛生試験所各部の研究におけるＲＩ使用のセンターというような機能を持つことが強く要望されてゆくと思われる．（浦久保五郎）

5. 生　薬　部

生薬部においては，生薬及び生薬製剤の試験，検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

衛生試験所における生薬の試験研究の歴史は古く，刈米先生を長として薬用植物の部門が設けられた大正11年（1922）に遡る．刈米先生を中心としてなされたいくつかの仕事は当時としては世界的な業績で，植物化学の歴史に残るものであった．

戦時の混乱を経て，この伝統がどのように引きつがれたかは明らかでないが，現在の春日部薬用植物栽培試験場を含む薬用植物部門と切り離して，当時新進の山口一孝博士を長として再建されたのが現在の当部の始まりといえよう．それ以来，大きな変革はなく，昭和30年代からは，生薬材料学的な仕事を中心とする室，植物化学的な仕事を中心とする室の，2室8～10名からなる小じんまりした部として今日に至っている．施設も共通機器の整備などによって仕事がやりよくはなってきたが，旧衛生材料廠の建物である旧1号館東端1階の実験室を永らく使用してきたが，昭和49年に改修工事が行われた旧2号館3階へ移転した．



生薬標本（宮内庁より譲られたもので，明治24年頃作られた標本）

戦後の混乱期を脱して以来，山口部長を中心として行われた生薬部の仕事の主なものは，当時始めて確立しつつあった医薬品の検定・検査制度にもとづく生薬・生薬製剤の試験・検査のほか，当時機器の進歩に伴って急速に進歩しつつあった分光分析の植物成分の定量への応用，各種クロマトグラフ法の植物成分への応用などがあるが，山口部長個人はインド薬用植物の調査，「植物成分分析法」の完成にも努力されている．

その間，下村孟博士を中心として生薬の形態学的試験・研究も行われてきたが，特に粉末生薬の研究は，生薬の規格設定・品質の向上にも役立つものであった．昭和36年（1964），山口部長の大阪支所長転出に伴い，下村博士が部長に昇格されたが，昭和42年（1967）厚生省薬務局参事

官に栄転されたため部長としての在職期間が短かかったことは，この方面の研究の発展のためには惜しまれることであった．

一方この時期は物理的方法と分離法の進歩によって天然物化学の進歩が著るしかったが，当部の植物化学的研究もこれに対応した切り換えが行われ，より天然物化学的な研究に重点がおかれるようになった．

その間，一斉収去・国家検査・特行試験等により生薬・生薬製剤の品質向上にも努力してきたが，新に医薬品特別審査試験の一部分担が加わり，また第7改正第1部，同第2部，第8改正などの局方改正に当っても相当の協力を行っている．

昭和39年(1964)刈米所長の視察に始まったタイ薬用植物研究の援助は，海外技術協力事業団を通ずるコロンボ計画による海外援助として具体化し，当部が中心となってバンコクのタイ国公衆衛生省医科学局内にその研究部門を確立することになり，専門家の派遣（9回のうち4回は当部の下村，西本2回，佐竹），研修生の受け入れ(11名，内7名は当部へ)，器材供与が行われてきたが，昭和48年 (1973) に一応完了して follow-up にはいっている．

現在の試験・研究：現在当部は定員9名（1名欠員）で構成されているが，その業務と研究の概況は次の通りである．

1.　生薬及び生薬製剤の試験検査：生薬は天産物として他の医薬品と性格を異にしているが，輸入時あるいは製剤原料として製造業者が在庫する生薬を中心として一斉収去試験を行っている．その他必要に応じての特行試験（最近ではとりかぶと属の根を混入した紫胡などの試験），あるいは特別審査の一部を分担している．



生薬部で分離した天然有機化合物の標本

2.　医薬資源植物・生薬の実態調査

3.　生薬・生薬製剤の規格・試験法の基礎的研究：一斉収去・局方規格等と関連して，形態・基原・純度・確認・定量等について研究している．

4.　植物資源の医薬的利用に関する研究：前記の援助計画と関連したタイ薬を始め東洋薬物の基原・形態・利用の研究，主要薬用植物の原種解明のための花粉，染色体の研究のほか，酸化還元系に関係する天然キノン類（やぶこうじ科のベンゾキノン，かき科のナフトキノンなど)，サポニンやステロイド資源とつながりを持つトリテルペン類（いね科，やぶこうじ科，さるのこしかけ科など）についてその成分の化学構造と生物活性について研究を行ってきている．

5.　天然有害物質の化学的研究：現在の当部の研究面での中心課題で，真菌室・東大医科研との共同で新しい

mycotoxin の検索とその化学，発がんが証明されているワラビの発がん物質の検索とその成分の化学的研究を目下実施中である．

将来の展望と課題：衛試が当面の行政上の必要を満す試験検査と，将来を見通した基礎研究を併せて十分に行うのにはあまりに多くの制約がある．当部の第一の問題は医薬品の一部として天産物としての特殊性を持つ生薬の品質確保のために何をするかであろう．そのためには基原形態を始め博物学的な知識をも必要とするが，大学・企業に求めえぬものを，どのように国立試験研究機関内に育てて行くか考えなければならないと思う．また，全国5個所の薬用植物栽培試験場もその合理的運営が要望されているが，もっとも関係の深い当部もこれとの関連において考慮すべき面も少くない．一方，今後の衛試の一の方向を有害化学物質に向けるものとすると，生態系全般における天然有機化合物の示す生物活性は極めて重要な課題であろう．今後，当所全般の将来計画とのからみ合いの中から，生薬の特殊性と当部の構成員の能力を生かした将来が展開することを期待している．（名取信策）

6. 療　品　部

療品部においては，医療用具及び衛生材料の試験，検査及び試験的製造並びに家庭用品に含まれる有害物質等に関する試験及び検査並びにこれらに必要な研究並びに医薬品等の分析機器の管理に関することにつかさどる．

現在の療品部の業務は大別して次の3つである．

1. 療品室における医療用具の基準設定とそれにともなう試験及び研究．
2. 家庭用品室における衣類などの家庭用品中に含まれている有害化学物質の検索とその分析法の設定．
3. 理化学試験における共通使用の大型分析機器の保守管理と分析化学的研究．

つぎに，上記のそれぞれの室の戦後の試験研究業務の発展について，回顧してみる．

(1) 療品室　現在の療品部は戦後に作られた調査部の一部であったが，その後物理試験部を経て昭和30年 (1955) に療品部と改称されて以来，その業務は当部の療品室に引き継がれている．

当初の業務内容は歯科材料を主とし，これにコンドーム，ガラス製注射筒，注射針などの検定検査であったが，その後脱脂綿，ガーゼ等の衛生材料が加わり，昭和24年法律により注射筒，注射針，腸線縫合糸の輸出検査も始められた．

昭和43年6月，療品部長を勤めていた藤井正道氏が勇退された．その頃から新しいプラスチ

ックの医療用具殊に人工臓器に関係するものの品質と，これらのエチレンオキサイド滅菌及びコバルト60による放射線滅菌法との研究が開始された．

昭和40年には塩化ビニル樹脂製血液セット基準が告示され，昭和45年にはディスポーザブル輸血・輸液セット，同採血セット，人工血管，医療用接着剤，コンタクトレンズ，ディスポーザブル注射筒，同注射針の基準が，昭和46年には人工心肺，昭和47年には人工心臓弁の基準が告示された．これら基準作成にあたっては，当室が主となってそれらの市販品の品質について調査研究を行なったもので，その結果薬事課医療用具担当者の協力をえて新しい分野に進出することができた．

さらに心臓ペースメーカ及び診断用X線装置の基準原案も完成し，近く告示される．

現在研究中のものに人工腎臓装置並びに子宮内避妊器具（通称避妊リング）の基準がある．

当室で拡充しなければならないのは電気治療器あるいは診断器などのME機器の分野であろうが，当所には人員，施設などでそれだけの余力がないのは遺憾である．

一方歯科材料については，ほとんどJISにより規格化されているので今後の問題はそれらの衛生学的な面であると思われる．

また衛生材料については，昭和41年生理処理用品（通称パット）さらに昭和45年には月経処理用タンポンの基準が作られ告示された．この方面での今後の問題は不織布の取り上げ方と共に，これらを含めた衛生材料の薬事法の中の位置づけを明確にすることである．

重要な研究課題は塩化ビニル樹脂の可塑剤として使用されているフタル酸エステルの毒性問題である．これは昭和47年に新聞報道されて以来，日赤血液センター並びに当所医化学部，薬理部，薬品病理部と協同研究を行ない，当室では血液セット及び輸液セットなどに使われている塩化ビニル樹脂から水又は血液に溶出されるフタル酸エステルの量について検討を続けている．

同時にここ数年，医療用プラスチック材料の研究を推進し，8局輸液用プラスチック容器試験法の制定をはじめ，人工心臓弁の抗凝血性材料の検討など，医科器機学会あるいは人工臓器学会に研究発表を行ない，この方面の中心的存在となっている．



家庭用品中の有害物質の分析

(2) 家庭用品室　昭和47年度より厚生省に衣類などの家庭用品に含まれる有害物質の規制を行なうための試験費がつき，当所においては昭和47年7月より当部に家庭用品室が新設され，その業務を担当することになった．

まず防炎処理剤，殺菌，防虫剤など9品目と顔料色素などの6品目の急性毒性，慢性毒性，皮膚刺激，アレルギー性などの動物実験と臨床試験が衛生試験所をはじめ東

京女子医大，東京医大，信州大学，慶応大学などで分担して始められた．

昭和48年10月には「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」が公布され，まず衣類に含まれるホルムアルデヒドと有機水銀化合物の分析法について検討し，さらに市販品について調査し，その後その基準並びに試験法が告示された．

業務の全部が厚生省の試験依託費で行なわれている関係上，その試験予算は年々増加し昭和47年度2千万円のものが49年度には1億円を超える規模となり，近く厚生省の施策の柱となるであろう．しかしこれを担当する当所の人員はきわめて少なく，また実験施設の貧弱さが目立ち，早急に対処する必要がある．

(3) 理化学試験室　昭和33年(1958)自記記録式の赤外分光光度計が設置された頃から，高価な分析機器を特定の部に属させずに共通に使用する方式，いわゆる中央機器分析室を設けて，ここで管理することになり，昭和42年(1967)新研究庁舎が完成したときから，この新館3階の2室をこれに充当した．

昭和41年の自記分光光度計EPS-Ⅱ型に始まり，年次計画的に自記螢光光度計，示差熱分析装置，二波長分光光度計，自記旋光分散計，原子吸光分析装置，核磁気共鳴装置．さらに昭和48年には二重収束質量分析計が設置され，化学系の大型分析機器の整備が行なわれている．



質量分析計（右はコンピューター）

所内外からの依頼測定と，これらの機器の保守管理を所員2名と臨時職員1名とで行なっているが，この方面の今後の進歩と機器類の老朽化の際の更新を考えるとき，ゆるがせに出来ない問題を多く含んでいる．　（大場琢磨）

7. 環境衛生化学部

環境衛生化学部においては，空気，水，温泉等に関する試験及び検査並びに化粧品の試験，検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

環境衛生化学部は，終戦後にはその前身として調査部の中にあったようで，昭和24年（1949）5月，当所が現在の名称である国立衛生試験所と改称された頃，無機化学試験部として設置されている．無機化学試験部に，化粧品療品係，温泉係および医薬品毒劇物係の3係が置かれていた．

化粧品療品係は，化粧品等に関して無機化合物についての試験研究を担当し，原料資材の不足から粗悪な製品が出回っていたので，当時のＧＨＱの命令で化粧品の一斉収去検査を行ったり，粗悪な原料を是正するため化粧品業界の人々とともに原料の規格の制定も行っていたが，これが漸次発展して現在の化粧品原料基準の母体となった．

昭和23年（1948），温泉法が制定されて温泉と温泉源に法的な意義づけがなされた．温泉とは温泉源で摂氏25度以上の泉温，または総硫黄など定められた化学物質等が決められた量以上含有する冷鉱泉としている．当所はその温泉の成分分析を行う機関第1号として，昭和23年9月に指定を受けている．当時の温泉分析法は，日本薬学会衛生調査会の前身ともいえる全国衛生技術者協議会の協定法である鉱泉検査法であった．ちなみに，鉱泉検査法は，大正5年（1916）頃から約4年間にわたって審議され，作られている．昭和23年の温泉法施行に関する厚生次官通知に，温泉の分析法は日本薬学会協定鉱泉検査法に準じて行うよう示している．後，衛生検査指針が順次制定され，昭和26年（1951）に温泉分析法指針として温泉分析法が確立されたが，その制定に当っては無機化学試験部は多大に寄与している．

医薬品毒劇物係は，リンゲル，蒸留水，オキシドール等の無機化合物に関する試験を行なっていた．その当時から約20年後の昭和44年（1969）に，福井県下国道8号線で交通事故が起り，タンクローリーで輸送中の30％シアン化ナトリウム溶液約2トンが流出し，付近の井水，田圃等に被害が生じた．厚生省の要請で化学的な処理の指導のため当部部員が現地へ行ったことを契機として，毒劇物の廃棄処理方法の基礎的な研究を行なうようになった．

昭和30年（1955），太平洋マーシャル諸島の北にあるビキニ島で，水素爆弾の実験が行なわれた．この近海でとれる遠洋マグロの放射能汚染が大きな社会問題となって，無機化学試験部部員が，神奈川県三浦三崎港など遠洋マグロの水揚げされる港において放射能の検査を行ない，また，

太平洋海域における放射能汚染の調査にも参加している.

そして昭和30年(1955) 7月，無機化学試験部に代って新たに環境衛生化学部が誕生し，無機化学試験部長であった市川重春が環境衛生化学部長に就任された．新しい部の構成は，空気ならびに水について理化学的試験研究を行う係，化粧品に関する試験研究を行う係および温泉の分析を主体とする係の3係が置かれていた．これが後に環境衛生第一室として空気，水に関する業務，環境衛生第二室として化粧品に関する業務，温泉試験室として温泉分析に関する業務を行っている.

当部が新しい名称になった後の数年間は，昭和35年(1964)にコールドパーマネントウェーブ用剤の基準が制定される等化粧品の衛生化学的な問題が社会に浸透し，広く一般からの製品等の試験検査の依頼が増加してきた．コールドパーマネントウェーブ用剤の基準制定の際に当部が中心となって動いたように，薬事法で定めている化粧品以外に，人の身体を清潔にし，美化し，魅力を増すため皮膚，毛髪，爪，歯などに用いる医薬部外品や色素類も業務の対象にしている.

昭和39年(1964)より化粧品原料基準の制定の作業が初まり，試験法の追試を担当，現在431品目が収載されている．化粧品原料基準の作業が始まった頃からコールドパーマネントウェーブ用剤に新種が出現し，基準の改訂が行われた．その際，基準の中に，薬剤による毛髪の強度の変化（強度変化）とロッドを用いてウェーブ効果を計る試験法を加えるべく基礎実験を行ったが，基準に取り入れる程の成果は上らなかった．昭和42年(1967)化粧品品質基準が告示されれので，これを柱の一つとしているが，化粧品の特性から，化学のほか，毛髪の強度変化のような理学的試験基準を取り入れうる基礎的な研究を行いたい.



化粧品の試験

昭和30年代に至って，わが国の産業も戦後の打撃から立直って，産業活動の活発化につれて環境汚染も問題化し，工場排水，ばい煙排出の規制が次第に行われてきた.

当時，空気イオンの研究，工場，自動車等からの排出ガスによる環境空気の汚染調査，工場排水中の有害物質の除去についての研究等を行っている.

昭和38年(1963) 4月，市川部長が退官され，後任に外村が就任した．環境衛生第一室は山手室長，環境衛生第二室は南城室長，温泉試験室は小幡室長で部長以下10名で編成していた.

厚生省に公害課が設けられて，当部も協力することとなった．大気汚染物質である一酸化炭素の連続測定記録計の開発を担当して，赤外線吸収法を応用し作成した.

昭和38年8月，非分散形赤外分析計の試運転を始め，同年10月頃から，主として自動車排気ガスによる都内の大気汚染を調査する目的で，東部，南部および北部の工場地域から数キロ離れ

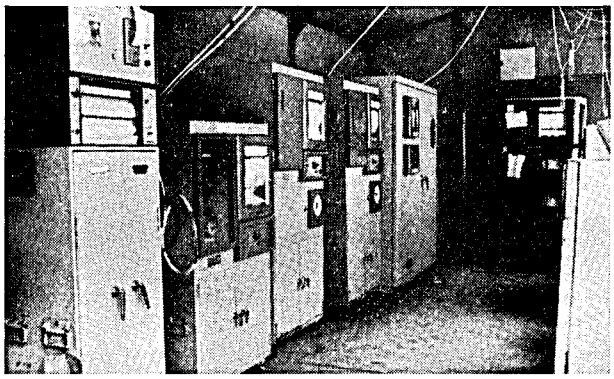

霞ヶ関に設置した大気汚染自動測定装置

た都心の官庁街で，かつ交通量の多い霞ヶ関厚生省前，工業地域にあり中仙道に沿った板橋清掃事務所前，専ら自動車排気ガスの影響が多く，工場ばい煙の影響を殆ど受けない環七通りと甲州街道の大原町交差点の3地点を選び，沿道で一酸化炭素，浮遊ふんじん，イオウ酸化物，窒素酸化物およびオキシダントならびに自動車交通量の連続測定を行っている．その後，上記の汚染物質については何れも環境基準が作られているが，測定結果はその資料として利用された．

工場等の排出するばい煙による大気汚染の調査として，三重県四日市市で三重県の協力の下に，我が国最初のイオウ酸化物を主体とする拡散，濃度分布の調査を行った．イギリスのレスター，アメリカのナッシュビルで行った大気汚染調査を参考にして，ばい煙等の発生源として強力な関西電力の四日市ならびに三重両火力発電所を中心として，2km，4km，6kmの同心円を描いて測定地点を定め，重点的に測定する必要の認められた地点には連続分析記録計をおく企画をした．作成したサンプリング網は，その後，わが国各地で行った大気汚染調査のモデルとなっている．

この調査で，検体の採取，前処理，分析等の方法について県職員の指導を行ったが，その後，各地域で行われた調査についても，厚生省の依頼でサンプリング網の作成に当っての協力，測定方法の指導を行って，技術の向上と一定化に貢献している．

工場排水等による公共用水域の水質汚濁の問題についても，厚生省に協力する必要が生じてきたので，昭和39年（1964）10月，温泉試験室を環境衛生第三室と改称し，温泉を含めた水質の試験を行うことにした．また阿賀野川の水銀について分析を行った．

昭和43年（1968）4月，社会情勢の変化にともなって，温泉の試験等に関する業務は他の温泉分析検査指定機関にゆだね，河川，湖沼等の水質についても，飲料に供する水道水を中心とした研究業務に転換した．

環境汚染の広域化，国民生活の向上等によって水道原水は，質，量とも危惧すべき問題があり，従来ともすれば経験的な判断，立場で考えられていた水道水質の面に，衛生化学的な考え方を導入することを目途として研究を行っている．

昭和49年4月，厚生省の水道課は水道環境部となって，水道水関係の業務は環境衛生行政の重要な柱の1つにまで進展している．

昭和43年末，分析化学の手技のほか，必要な動物実験，生化学的な手技等を駆使して成果を得ている．

塩素滅菌剤の水道水中許容量を決める協同研究で，人血球の機能に与える影響を見た．有害性金属の急性ならびに亜急性毒性，残留排泄および体内分布について動物実験を行い，水道水質基準作成の基礎資料を得た．特にセレンについては染色体異常に関しての研究を行っている．水道水質基準の策定に当って汚染物質等の分析方法は，全国8薬科大学と共に行っている．水道水利用の立場から海水の淡水化の研究が行われているが，得られた転換水の水質基準の作成資料を作った．水道原水の安全性確保のためＰＣＢ等数種の物質の分解除去法，定量法等に成果をあげている．以上水道水についての研究成果を略述した．

環境浄化に関する研究としては，10数年来皇居外苑濠々水の維持管理，災害時都民に飲料水として供しうるよう水質浄化法等について研究している．また，昭和47年より毒劇物の輸送時等の事故発生による災害，汚染の防止のためアクリルニトリル等数種の毒劇物について廃棄処理法の研究を行った．

当部は，化粧品ならびに水道水の安全性確保のため調査研究を行っているが，分析化学，生化学，必要あれば動物による実験等を研究の中に取り入れて成果をあげるべく努力している。

昭和49年4月，環境衛生第二室は狩野室長に代わり，環境衛生第一室は山手室長，環境衛生第三室は佐谷戸室長で，部長以下9名で研究業務を行っている．　（外村正治）

8. 食　品　部

食品部においては，食品，器具，容器包装等及びこれらに附加又は混入している異物の試験及び検査（栄養生理的試験及び検査を除く．以下同じ.），並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

沿革　昭和30年 (1955) 従来の生化学試験部の改組により食品部が誕生し，食品及び食品添加物等に関する衛生化学的試験研究を行ったが，同部内にあって，厚生省食品衛生課より派遣の身分の輸入食品試験研究担当者も昭和37年 (1962) 業務共々衛生試験所に吸収され，こゝに国立衛生試験所食品部門の基礎が確立された．

昭和37年食品添加物行政の充実に伴って食品添加物部が分離独立し，さらに同部強化のため，昭和43年食品部より食中毒担当室が移管された．

現在食品部はつぎの三室より成る．

第一室：ＥＣＤ，ＦＰＤ等の高感度ガスクロマトグラフィーの技術を中心として主として農作物の残留農薬に関する試験研究を担当．

第二室：輸入食品に関する衛生化学的試験研究を担当.

第三室：かび毒に関する衛生化学的研究を中心とし，異物に関する試験研究を担当.

業務　残留農薬に関する試験研究：残留農薬が食品衛生上の問題になったのは有機燐剤による急性中毒事故が頻発し始めてからと思われ，パラチオンについで次々に新しい有機燐剤が農薬として実用化されるたびにその残留量について検査が行われた．その後有機水銀剤，ドリン剤等に関しても比較的早くから残留試験が行われていた.

昭和30年代の後半，農薬による急性中毒が減少するに従い，あらためて農薬の食品中への残留が衛生上の重要事項となり，残留基準設定が緊要となった．昭和39年 (1964) この目的をもって米，果実，野菜等農作物中の諸種農薬の残留実態調査が開始された．まず約10種類の農作物につき鉛，砒素，亜鉛，マンガン，水銀等の農薬成分，有害性金属，ＤＤＴ，ＢＨＣ等有機塩素系殺虫剤並びにパラチオン，ＥＰＮ等有機燐剤等がとり上げられた．その後，有害性金属は省かれたが，毎年ほぼ5種の農作物が追加され，有機塩素剤及び有機燐剤を中心とする実態調査が各農作物ごとに2年間づつ行われた．昭和43年 (1965) からトマト，きうり等，おおむね消費量の多い生食農作物，繁用されている農薬の順に残留許容量が設定され，毎年農作物及び農薬の種類が追加されて来た.

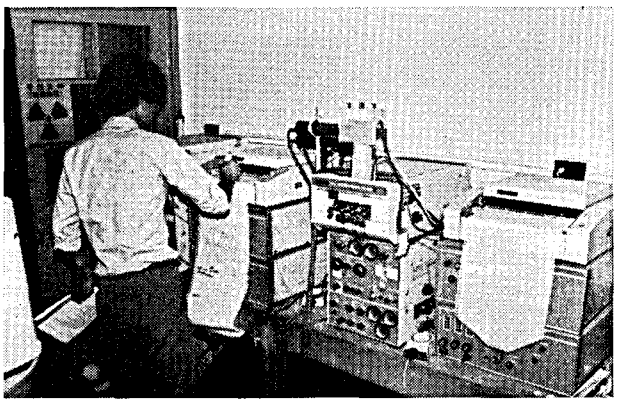

残留農薬のガスクロマトグラフィーによる分析

昭和46年度から従来の農作物―農薬の組合せごとの連続2年間の残留試験のうち，最初の年は国立衛生試験所食品部で主として試験法の設定を中心として残留試験を行い，2年目は該農産物の生産県を中心とする地方衛生研究所で担当することとなって今日に及んでいる.

かび毒汚染に関する試験研究：昭和27年 (1952) 黄変米事件に端を発してかび毒が食品衛生上の重要項目として脚光を浴びるに至り，当時食品部では輸入黄変米に関し *Penicillum citrinum* の産生するかび毒 citrinin を中心として，数年に亘り食品衛生化学的研究を行い，食品中の citrinin の検出定量法等を確立した．その後昭和40年 (1969)，USDA の依頼によるわが国食品のかび及びかび毒汚染の調査において，衛生微生物部真菌室と協力し，かび毒に関する種々の衛生化学的研究を行い，その結果，ascladiol の単離及びその化学構造の決定に成功した.

昭和44年 (1969) より厚生省癌研究助成金による発がん性かび毒研究の一環として食品衛生化学的研究を分担し，多くのかび毒につき諸種食品中の検出定量法を設定した．ついで昭和45年よりいくつかの地方衛生研究所の協力の下に，食品衛生調査研究費による諸種食品のアフラトキ

シン及びステリグマトシスチン等による汚染の実態調査を行った．その後も両研究費によるかび毒試験法の設定及びそれを応用してのかび毒汚染実態調査を行い今日に至っている．

この間昭和46年輸入ピーナッツ中にアフラトキシンを含有するものが発見され，この種試験が輸入食品化学試験の重要な項目となった．

輸入食品の化学試験：前記の如く昭和37年食品衛生課所属の担当官が業務ともども当所に吸収されて輸入食品の化学的試験は食品部の担当業務となった．

本業務は輸入食品中の添加物の試験が主であるが，このほか腐敗試験，青酸配糖体，マイコトキシン等有害成分あるいは有害汚染物質に関する試験，さらに農薬等の残留試験等々食品衛生化学の総ゆる分野に及んでいる．また全輸入食品件数の4～5％が検査されている現状にも拘らず，わが国で指定されていない添加物の検出，定量等，時に極めて複雑な試験を必要とする例もあり，試験業務の錯綜している食品部にとっては過重なものであり，ややもすれば試験が遅れがちであった．簡易な試験の港駐在員への移譲等種々の対策が考慮されて来たが，食品衛生法改正による指定機関制度の発足は，この試験の改善に大きく寄与するものと期待されている．

器具及び容器包装に関する試験研究：器具及び容器包装類の衛生化学的試験研究も食品衛生上重要な課題であるが，特にプラスチック類の食品用器具容器包装への進出は目覚ましいものがある．しかしこれらは種々の添加剤を含み食品衛生上の問題点も少くない．

このような観点から食品部では特にプラスチック製器具容器包装の広範な衛生化学的研究を行い，合成樹脂製一般器具容器包装並びにポリエチレン製牛乳容器等の規格基準の設定に寄与して来た．

食中毒の原因究明に関する試験研究：昭和26年(1951)埼玉県で起ったヘキソーゲン中毒事件を始め，ヒ素入粉乳中毒，水俣病，缶詰ジュース中毒，阿賀野川メチル水銀中毒等の大きな中毒事件に際してその原因究明に関する試験研究を分担し大きな成果を挙げて来た．

昭和43年(1968)食中毒に関する試験研究は食品添加物部の所管となったが，ＥＣＤ-ガスクロマトグラフィーの技術に関連し，同年に起ったかねみ油食中毒事件においてもその原因究明に食品部が大きな役割を果たすこととなった．

なおこれらの試験研究に関連し，螢光X線分光分析装置等幾つかの高額分析機器が食品部に設置され，当所機器の近代化に大きく貢献した．

油脂の酸敗に関する試験研究：昭和30年代後半になって，即席めん類の大量消費等油脂食品の摂取量が甚だしく増加し，酸敗油脂による中毒のおそれがあるので食品部において油脂の経時的変化，直射日光の影響等酸敗に関する諸試験研究に着手した．その後間もなく酸敗即席めんによる食中毒が頻発するに至り，直ちに酸敗試験法を設定すると共に，即席めんについて酸敗の実態調査を行い中毒防止に寄与した．またさらに酸敗油脂の毒性，酸敗に関する反応機構等多くの基礎的研究を行って来た．

異物に関する研究：戦後日本よりの輸出食品について主として米国から異物検査によるクレー

ムがつくことが多かったので，食品衛生における異物検査の重要性が認識された．昭和27年当所に異物検査室が創設され諸種異物の試験，鑑別法等に関する研究並びに輸入，国内諸食品の試験，検査が行われた．その後昭和30年食品異物部として再編成され，ダニ類の忌避剤，誘引剤，不活性ガスによる殺ダニ等の異物に関する広範な研究が行われて来ている．

その他：以上の諸試験研究のほか，社会問題化した食品衛生化学上の諸課題に関連して行った試験研究も少なくない．昭和44年牛乳のβ-ＢＨＣ汚染に端を発した有機塩素系殺虫剤による乳肉食品及び母乳等の汚染問題，並びに昭和46年社会問題化したＰＣＢによる魚介類および母乳等の汚染問題では，試験法設定のための諸研究に引き続き，汚染実態調査のため極めて多数の試料について残留試験を行った．これらのほか，比較的近年の例では，生ビール中の保存料含有の有無，清涼飲料水中のカフェイン含量，缶詰マグロ中のメチル水銀，シイタケ中のホルムアルデヒド等比較的小さな問題は枚挙にいとまがなく，これらに対処するために行った試験研究例は極めて膨大である．（田辺弘也）

9. 食品添加物部

食品添加物部においては，添加物の試験，検査及び試験的製造，食中毒検体の試験及び検査並びに食品，医薬品，医薬部外品及び化粧品に使用される色素の試験及び検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

戦後の食品工業技術の発達に伴い，市販加工食品の多様化は著るしいものがあった．この結果，食品に使用される食品添加物の種類とその量は大巾に増加し，食品衛生上食品添加物の問題はきわめて重要視されるようになってきた．このため，従来食品部の一室において行なわれてきた食品添加物担当部門を大巾に拡張する必要性に迫られ，昭和37年（1962）4月食品添加物部が誕生した．当初は一部二室制をとり，タール色素，サッカリンナトリウム，希釈過酸化ベンゾイル等の製品検査を実施するとともに，主に食品添加物の分析法についての研究を行なった．また当時は依頼試験件数が多く，一室はほとんど依頼試験にかかりきりの状態であった．

昭和41年（1966）2月食品添加物公定書第2版が告示された．成分規格28品目が追加され，収載品目は259となったが，本公定書の作製に当って多くの部員が規格委員会委員として協力した．

この頃より食品添加物の安全性に関する考え方が厳しくなり，昭和42年にかけて，安全性に疑問のある着色料8品目が食品添加物より削除され，使用禁止となった．

昭和43年10月北九州を中心とする地域に米糠油中毒事件が発生したため，食品部に協力して事故油の物理，化学的恒数の測定を行なったが，この結果からは事故原因の究明はできなかった．この米糠油中毒事件を契機として食品添加物，食品汚染物質の安全性に関する洗い直しの必要性が高まり，これとともに当部においても単に食品添加物の分析に止まらず，広く安全性確保を目的とした研究を緊急に行なう必要性が生じてきた．

昭和44年（1969）にはサイクラミン酸塩の使用禁止とともに，当部では統一試験法を作製し，使用禁止後の取締りに遺漏なきよう厚生省食品化学課を通じて全国に通達した．食品添加物を食品に使用した場合，食品成分と反応して二次的に有害物質を生成する恐れのあるものとして，過酸化水素と亜硝酸ナトリウムをこの対象にとり上げた．特に後者は，食品中あるいは生体内において発がん物質を生成する可能性が大きく，食品衛生上きわめて重要な問題として現在もなお研究を継続している．

昭和48年4月米糠油中毒事件に類似した千葉ニッコー油熱媒体汚染事件が発生したため，急遽熱媒体分析法を作製するとともに，千葉県衛生部，千葉県警察本部より依頼された約300検体について熱媒体の分析を行なった．事故油のみならずマヨネーズその他の第二次加工食品の安全性の問題等もあり，部員全員が検体処理に当り，ほぼ1ヶ月間で全ての分析を終了した．事故油中の熱媒体は，精製工程中の減圧脱臭操作によりほとんど除去されていたため，0.1 ppmを越える検体はなく，熱媒体汚染の事実に拘らず，中毒事故の発生は認められなかった．

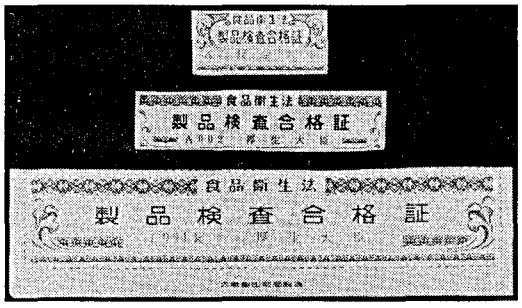

製品検査証紙

また昭和46年より規格委員会において検討を続けてきた食品添加物公定書第3版は昭和48年10月ようやく告示されたが，この成分規格，試験法の改正，設定は部員の努力によるところがきわめて大きいものである．

厚生大臣が行う製品検査としては，昭和23年よりタール色素が，昭和35年よりサッカリンナトリウム，昭和28年より希釈過酸化ベンゾイルがその対象品目に指定されていたが，サッカリンナトリウム，希釈過酸化ベンゾイルは既に昭和44年に対象品目から除外されている．タール色素は現在年間約1,400検体（大阪支所を含む）であるが，不合格品は年間数検体であるので，タール色素に関しては製品検査の目的はほ

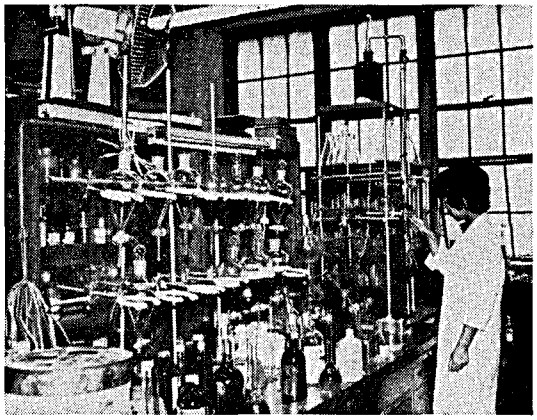
タール色素の製品検査

ぼ達し得たものと考えられる.

今後の当部の方針として，食品の安全性確保を第一の目標とすることに変りはないが，単に食品中の有害物質，食品添加物の分析乃至はそれに関する研究に止まらず，食品による危害を未然に防止するための生物学的要素も大巾にとり入れる必要があると思われる.　（谷村顕雄）

10. 衛生微生物部

衛生微生物部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，食品，添加物，器具，容器包装，家庭用品等及び空気，水，温泉等に関する衛生微生物学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる.

戦後の暗澹たる混乱の時代を乗り切り，今日までに至る約30年の歴史を振り返って考えると，その根底を流れる思想の中心は飽くまでも医薬品ならびに医療品などの微生物学的な安全性を確保することにあって，そのための検討，特に検査，検定方法に対する基礎資料を提供するといった地味な業務の連続であったと考えられる. この間に昭和29年 (1954) より，輸入食品の微生物検査が開始され，また昭和34年 (1959) に真菌室が新設されると同時に，衛生細菌部の名称も衛生微生物部と改めてからは，検査，研究の対象が拡大され，時代の要請にもとずく厚生行政に対する反応の度合が一段と高められたことなどは，特筆すべき事柄と考えられる.

試験検定業務ではブドウ糖，リンゲル，インシュリン，オキシトシンなどの注射薬を主体に無菌試験が国家検定として続けられ，輸出検査として腸線縫合糸の無菌試験が行われている. これに関連し医療品，特に最近ディスポーサブルの製品に対する無菌試験が，試験方法の検討と共に業務の一つになっている. また避妊薬が国家検定の一品目に加えられ今日に至っている. これに関連し従来有機水銀剤が主剤として用いられていたが，毒性の点で再検討が要求され，これが契機となって非イオン活性剤を主剤とするものが当部で開発されたことは有意義なことである.

先の無菌試験に関連し，6局までは真菌を対象とする場合，単に培地のみをあげてあったが，真菌に適する培地と培養用試験管の改良を試み以後それが採用されている. 以上の検定，検査に併行して進められて来たそれぞれの研究でも，また著しい進歩と業績を残している. 先ず，医薬品関係の細菌学的領域において，当初は主として殺菌，消毒，防腐剤などの開発研究が活発に行われ，特に化学療法剤としてのサルファ剤，フラン誘導体の抗菌性の検討が広範囲に行われた. その後，真菌の産生する抗菌性物質の研究もいち早く取り上げられたが，新物質の開発までには進展しなかった. むしろパトリンなど既知物質の産生条件の検討などで幾分の成果をあげること

ができた.

この頃，細菌性発熱物質，抗腫性物質などのスクリーニングなどにも単発的に力を入れたが，この間に若干の生理活性的な研究に手がつけ始められ，当時の結核化学療法剤として注目されたイソニコチン酸ヒドラジドに関する生体臓器の親和性などの研究がある．また一方細菌の栄養生理に関する学問的発展に伴って培地基材の研究，細菌の薬剤耐性の機構などが取りあげられた.

昭和42年 (1967) 以降，多くの変異原物質が発癌性を有することが知られてから，微生物，特に細菌を用いて各種薬剤の突然変異誘発性を調べることが世界的に実施される機運を察知し，細菌による発癌物質のスクリーニングの可能性を検討する試みが行われるようになった．ここで，グアニジン類やニトロシンノリンなどの誘導体についてのファージ誘発能が試験された．今日，Transforming DNA, Point mutation, Rec assay など細菌を用いる突然変異原の試験方法により種々の医薬品，食品添加物などがあらためて検討され始めている.

これとは別に新しい医薬品，医療器具中には加熱滅菌の不可能なものが多くなり，ガス滅菌法の応用が急激に広まったが，それでも十分でないものがあることから，放射線滅菌の研究がとりあげられ，当部ではディスポーサブルな注射筒，注射針を手始めに輸血セットなどに応用すべく試験が行われ，照射線量，耐性菌の検索，マーカー菌の研究が進められ，それらの成果を収めた.

昭和41～44年，WHOを中心とする諸外国で医薬品の微生物汚染がGMPの一環として改めて注目され，わが国でも造影剤，絆創膏などの微生物汚染が問題になったのをきっかけに，点眼剤，ドリンク剤，シロップ剤などの微生物汚染の製造工場内における調査研究が開始され，その基準設定のための本格的な研究体制がもたれた．今日当部における主要研究課題の一つである.

食品に関する検査，研究業務は，昭和27年 (1952) より輸入食品の検査が強化され，当部にその検査の一部を分担するため厚生省から併任官が配置された．当時は主として乳製品のうち学童給食用粉乳の細菌および真菌検査が行われる一方，細菌では食肉，冷凍魚介類などの水産食品から昭和39年以降は畜産食品の食肉，アルゼンチンより輸入の馬肉などのほかブロイラーなどのサルモネラ汚染を対象とする検査が急激に増加した．真菌では昭和27年頃から突発した輸入外米のカビ汚染に端を発した黄変米事件から輸入米の真菌検査が開始された．これに学童給食用粉乳の真菌検査が加わり，昭和36年頃までは年間約1,000件，細菌検査は最近まで約5,000件にのぼる件数を実施した．以上の検査によりサルモネラ汚染は当初の50％汚染が10％に，また輸入米のカビ汚染は急激に減少するという成績を収めた.



輸入食品検査

昭和39年 (1964) 以後輸入食品にサルモネラ検査が行なわれるようになり，その実体が発表されるにおよび，わが国のサルモネラ汚染の実体も急速に解明されるようになり，それまで1％以

下とされていたわが国のサルモネラ汚染も実は10～30%程度を認められることが明らかとなり，その様相は今日なお続いている．今日のようにサルモネラ問題が再び世に問われるようになったのは当部の業績の一つであり，これは輸入食品のサルモネラ検査法が，第一線での現場検査に採用されるようになったためである．

食品に関する微生物学的研究は，特にここ10年余の間に著しい発展を示した．すなわち輸入食品の微生物検査の発足当時は，検査方法の設定に必要な基礎研究が，主としてブドウ球菌，サルモネラ等を対象に進められ，その後乳製品，魚介類，畜産食品中特に冷凍食肉などの細菌または真菌等の検査法が，次々と確立され今日に至っている．また前述の穀類の真菌検査基準の設定は，食品衛生の分野では全く新しい試みであった．当時国内に発生した中毒事件に関連し，ブドウ球菌性食中毒の解明のため，バクテリオファージを利用した疫学的追究によって，その汚染源を明らかにした業績はわが国最初の例として高く評価されている．さらにサルモネラの生物型とファージ型の研究，その起病性の機構などの基礎研究に併行して，中毒発生の生態の解明に進みつつある．これらのほか，応用研究としてＡＦ２，ソルビン酸等の保存料のソーセージ，豆腐に対する効果試験などを実施した．これら添加物について，それらが腸管内微生物相によって受ける影響を検討するための研究が，サイクラミン酸ナトリウムについてここ数年とり上げられ，分解菌の本体を究明しつつあるが，体内に摂取された後の消化器管内における医薬品，食品添加物の運命は多くの謎をもっているので，今後この方面の研究を綜合的に発展させるべく重点をおいている．

真菌学領域における研究は，当部における異色の一つであるが，前述の黄変米事件以来，真菌のヒトの健康に及ぼす問題が改めて認識されはじめた．研究室の誕生当初は真菌学のトレーニングの時期があり，この間に真菌の分類，同定に関する研究が，食品由来菌のみでなく，広い環境の空気，水，土壌，腐朽動植物体などの生棲菌について行われた．昭和40年頃からは研究業務の中心を食品中の有毒真菌の分布に関する研究におき，主食であるコメを始め，貯穀類，粉乳，粉状食品として小麦粉，そば粉，きな粉などに分布する真菌の調査とそれらの毒性の検定などをつづけてきた．たまたま発癌性カビ毒のアフラトキシンが英国で発見され，これを産生するコウジカビの一種 *Aspergillus flavus* のわが国食品中の汚染に関して注目されたが，わが国で始めて本菌の分布を小麦粉由来菌で確認した．その後このマイコトキシン（カビ毒）の汚染に関する調査が，わが国の消化器癌発生頻度の高い地区において綜合的に進められ，その班研究に参加している．同時にニューギニア，マレーシアなどの海外調査の協力班としての活動も行っている．今後は特に発癌性

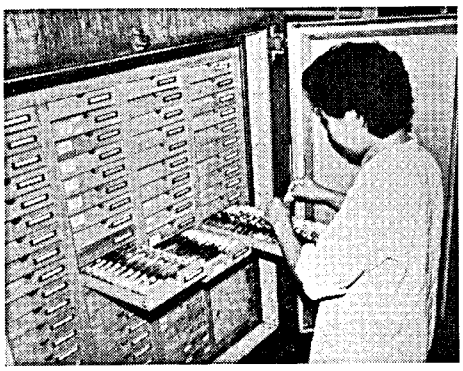

真菌の保存

のマイコトキシン類について，産生菌の生態，特に輸入食品の汚染状況の実体をつかむべく研究を進めると共に，簡易な生物検定法の創設を目標に，厚生省，文部省のがん特別研究の助成をうけて発展させつつある．

以上のとおり真菌の衛生学的研究は今のところ食品が主体であるが，今までに医真菌領域の研究として，病原真菌の分類，同定を試みる一方，人屍体の肺臓の真菌フローラに関する研究を行い，今まで肺の呼吸実質の深部は無菌とされていたことが誤りであることを指摘した．また人体表皮面における真菌の分布に関しても研究を行い資料を提供した．一方純菌学的な研究も継続して行っているが，日本産子嚢菌類の分類学的研究は国際的な立場から注目されている．このように真菌に関しては諸外国との交流も盛んに行われている．（倉田　浩）

11. 薬　理　部

薬理部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物，劇物，食品，添加物，器具，容器包装，食中毒検体，家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質等に関する薬理学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

沿革：薬理部は昭和24年の所内機構改革の際に所内限りの薬理試験部の名称のもとに誕生したが，その後昭和30年(1955) 7月の機構改革で省令による薬理部が設置され現在に及んでいる．

薬理試験部として発足した当時の人員は部長以下4名であったが，静脈注射液の発熱性物質試験が国家検定に採用されるに際して8号館が新設され10名を越える陣容となり，昭和39年(1964) 10月毒性部が新設される時点では19名を数えたが，その後若干の増減があり，現在10名で業務を行なっている．

業務と業績：薬理部は2室で構成され，薬理第一室は医薬品，医薬部外品，化粧品，毒劇物など，薬理第二室は食品，添加物，家庭用品などについて薬理学的試験研究および検査を行なっているが，薬理第一室では医薬品（ブドウ糖注射液とリンゲル液）の国家検定の一部を分担している．

当所の性格からみて，発足当時から現在にいたるまでの当部の業務は薬効薬理よりも安全性に関連した薬理学的試験・検査・研究に重点が置かれている．

薬理試験部として発足した当初は，発熱性物質の試験とそれに関する研究が大きな比重を占めていた．しかしその後に医薬品，食品添加物，農薬などにつき国内外の状勢の変化に応じて主として中毒学的な面からの追求が要求されるようになった．

発熱性物質試験が国家検定項目に指定されたのは昭和26年(1951)で，当時国内で使用される静脈注射液による悪感戦慄を伴う発熱事故が頻発して居り，また当所を担当した進駐軍の細菌学者ボーズマン氏の強い指示があった事情による．この注射薬の発熱性物質試験法に関しては，すでに米局XIIにブドウ糖注射液に就いて収載されていたが，国内での実施にあたっては検討を要する諸問題が多く，ウサギの正常体温とその生理的変動に関する基礎研究から出発し，日局VIにわが国独自の発熱性物質の試験法が収載された．その後も現在にいたるまで，発熱と環境諸条件の影響，注射液中の発熱性物質と微生物検出との関係，日局収載発熱性物質試験法の再検討，電気的測温機器の発熱性物質試験への適用などについて広範にわたる検討を加え，昭和46年第8改正日本薬局方においてはこれらの成績をもとに改正が行なわれた．また，発熱に関連した薬理学的研究として，ビタカンファーの下熱作用，ＬＳＤの微量検定への発熱試験の応用，持続発熱動物を用いた薬物の下熱効果の試験などに関する研究が行なわれた（大阪支所を含む）．

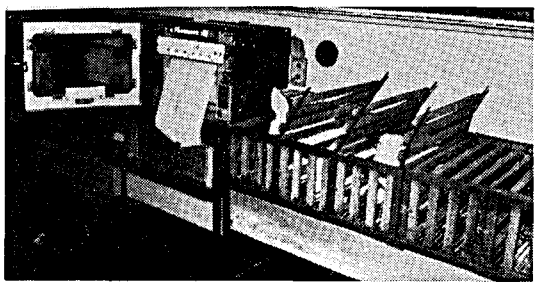
発熱性物質試験

国家検定は，当所ではブドウ糖注射液，リンゲル液のほかロック液，転化糖，果糖注射液などについても行なわれたが，昭和32年頃から発熱性物質陽性と判定され不合格となるものがほとんどなくなり，注射液の質の向上と相まって，現在ではブドウ糖注射液とリンゲル液の2品目に限って年間1,200～1,300件を処理しており，検定業務開始以来昭和47年までに18,000件以上を処理した（大阪支所を含む）．

薬理部が発足当時の薬理試験部時代から担当している他の試験・研究としては，医薬品，食品添加物，農薬・殺虫剤，毒物・劇物その他の安全性評価のための業務がある．

稲に障害を与える二化メイ虫の特効薬として昭和28年頃から有機リン製剤がわが国にも導入され中毒事故が頻発したため，パラチオン誘導体の毒性を判定する試験を行ない毒・劇物指定の資料を提供するとともに，モノフルオロ酢酸アミドなどについても解毒剤の研究を行なった．また食品添加物であったオーラミン，ズルチンやビタミンK_3，その他防カビ剤の長期毒性についても検討を加えた．

黄変米事件に関連しては，タイ国黄変米ならびにイスランジア黄変米の毒性と解毒に関する研究を担当した．その後中性洗剤の有害性がさけばれ，昭和37年に科学技術庁の研究班が組織された際には局所吸収，皮膚，粘膜刺激その他の安全性に関する研究を分担し，その後胎仔に及ぼす影響に関する検討をも行なった．

食品添加物各種については，連用時の肝機能に及ぼす影響を肝薬物代謝酵素活性の変化との関連から検討を加えるとともに，昭和45年より開始された再点検に際しては各種食用色素，防腐保

存剤の一般薬理作用と胎仔移行ならびにその奇形発現の面から検討を加えている.

老化に伴う動脈硬化の発現は循環系機能障害に限らず生体全機能に影響を及ぼすが，各種治療薬の薬効評価には確立された基準はなく，この問題に関連して実験動物を用いる動脈硬化の模型病態の作製とその推移を長期間観察するとともに，薬物の抗脂血症への効果判定を脂質生合成，肝での代謝，組織と血液間の出納から総合的に検討を加える実験を行なっている.

薬物乱用は大きな社会問題を提起したが，モルヒネ連用時の実験的依存動物の組織学的変化は副腎皮質にのみ現われると云う結果に基づき，間脳-下垂体-副腎系機能との関係を追及した結果，モルヒネによる実験的身体依存形成期には，非依存時と極めて異った生体反応が現われ，副腎の皮質刺激ホルモン感受性に変化は起こらず，下垂体からのＡＣＴＨ放出の抑制が起こることを確認した.

各種医薬品等の連続投与時に実験動物の性腺ならびにその附属器に非特異的抑制がみられる場合が多く，これら薬物の次世代に及ぼす影響は医薬品の安全性確保の面から重要な問題であるので，プロゲステロン様作用薬物，蛋白同化作用を現わす薬物等を用い，妊娠周辺期投与による雌胎仔及び新生仔の性分化能に及ぼす作用を検討する研究を行なった．雌胎仔の生殖中隔の発達障害を示標とした所見からは，その臨界期の算定が可能と考えられ，また，その障害も用量―反応関係の推移から定量的評価が可能と考えられる成績が得られ，このような影響を受けた次世代動物の分化と生殖能に関する検討をも行なっている.

薬物の薬効・毒性の発現は多くの因子によって変動を受けるものであり，生体側の機能変動も大きな要因となり得る．したがって，前臨床段階での薬物評価にあたっては実験動物側の生理機能に変動を及ぼす条件をあらかじめ把握して置くことは必須であるため，動物の生後日令，性，種，系統，食餌成分等の相違による医薬品の薬効・毒性発現に及ぼす影響について各種薬物投与を行なって研究した．また，消化管内容物の有無，消化管内薬物移動の変化，剤型の相違などを薬物の作用発現とその吸収・分布・代謝・排泄との関連において検討し，さらに実験的病態下の動物の薬物作用発現を生理条件下のものと対比して，とくに薬物代謝酵素活性の変動，これら酵素と薬物の結合能電子伝達系活性の変動などから検討を加える研究を行なった.

環境の汚染が広く認識されるに及び，とくに微量重金属の生体に及ぼす影響が重視されるにいたった．その反復摂取後の生体内運命と機能への影響を観察する目的でカドミウム，マンガンの放射性同位元素を用いる吸収，排泄とその分布からみた標的臓器における機能の変動に関する研究も続行中である.

医療用具に次々と新しい材質が用いられるようになり，それらの各種用途に適した使用法を設定するにあたり規格の厳密な検討が求められる．その検討の一環として，第八改正日本薬局方に輸液用プラスチック容器試験法が収載されるにあたり，その器材の生物学的溶出試験法を基礎的に検討し，また，人工臓器各種材質についても主として血液成分や凝固能に及ぼす影響の面から種々の検討を加えている.

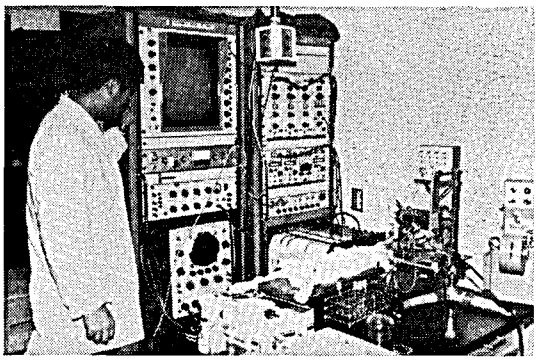

多用途監視記録装置

医薬品，添加物の発がん性の研究は未知の面が多いが，これら化学物質の発がんに到るまでの比較的早期において，影響を被る標的臓器の変化を機能的に把握し，がんと関連するパラメータを検索する諸研究を行なっているが，これらの実験は，既知の発がん物質とその代謝物の意義も考慮されるべき問題を含むので，それら各種誘導体の局在，細胞成分との結合，組織画分における諸酵素活性の変動に及ぼす影響などを形態学的変化の検索と併行して検討を行なっている．

各種研究業務は，研究諸分野の専門が細分化するとともにそれぞれの境界領域他部門との協力が必須となってくるが，近年ようやく新しい機器も整備されるようになって来たので，従来以上に所内各部との協力を進め，また大学，各研究機関との協力研究を推進する必要があろう．

（大森義仁）

12. 毒　性　部

毒性部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物，劇物，食品，添加物，器具，容器包装，食中毒検体，家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質等及び化学物質に関する中毒学的試験及び検査並びに実験動物の飼育管理並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

当所に90名前後の人員からなる毒性センターを設置しようとする構想が生まれ予算要求されたのが昭和38年（1963）であり，センター設置は認められなかったが，11名の人員からなる1部と300坪の動物舎（現在の10号館）の新設が認められた．新設の部は39年10月に発足したが，この部の命名については筆者は中毒学部とか，あるいは毒理部などの案を出したが，どうもあまりすっきりしないと思っていたところ，薬務局から毒性部ではどうかという意見が出され，これがよかろうということで簡単に決まった．部の名称としてのこの呼称に対して当時，少し異様な感がしないでもなかったがなれるに従って親しみ深いものとなり，最近では毒性研究を対象とする学問を毒性学と呼ぶ風潮すらでてきているので，こういうことはわれわれ専門家が難しく考えるよりも事務系の人の感覚の方が当を得ているのかも知れない．もっとも当所に毒性部ができ，各種「毒性」問題が報道関係を賑わしてきたから毒性学という名称が生じてきたのかも判らない

が，化学物質の毒性研究に対し，以前に用いられた中毒学あるいは毒物学に代わり，将来毒性学という名称が確立されることは必定と思われる．

昭和39年当時，薬理部の人員は動物飼育管理要員を含めて19名であったが，薬理部で行なわれていた仕事のかなりのものが毒性部に移ることから新規に認められた11名を加えた30名を切半して薬理，毒性両部それぞれ15名とし同年10月から大森薬理部第二室長が薬理部長に昇格し，池田薬理部長が毒性部長に移籍した．

〔I〕 毒性部における研究業績

毒性部発足以来現在に至るまでの研究実績を，医薬品，食品添加物等の区分に従って述べる．

(a) 医薬品：サリドマイドによる奇形発生事件が契機となって，医薬品の毒性評価に催奇形性ということが加わり，わが国では昭和38年 (1963) 4月から新医薬品について原則的に催奇形性が調べられねばならないことになった．このとき薬務局が示した試験法は，数人の学者に相談して作ったものであるが，当時この方面の学問的基盤はきわめて薄かったことから，この試験法についてさらに検討する必要があるとされ，薬務局は科学技術庁特別研究促進調整費（特調費）による研究班を組織した．一方，昭和38年に英国の Somers がサリドマイドがウサギで顕著な催奇形性を示したという論文を発表しており，いずれこれを追試しなければならないことになると判断してウサギの妊娠生理についての基礎的研究を始めていた．このようなことから，当部では前記の研究班でウサギによる実験を担当し，サリドマイドおよびアスピリンについて研究を行なった．ラットおよびマウスを用いて研究を行なった3大学での結果ではサリドマイドの催奇形性を認めなかったが，当部での実験ではサリドマイドの催奇形性を認め，アスピリンではそれを認めず，人における催奇形性試験におけるウサギの有用性を示すとともに，その後における本動物による催奇形性試験実施の基礎を作った——正常ウサギの妊娠に関する基礎的研究（昭40年），サリドマイドおよびアスピリンの催奇形作用（昭40年）．

昭和40年 (1965) 1月，すなわち毒性部が発足して間もなく，「アンプル入カゼ薬中毒事件」が発生した．これはアミノピリンあるいはスルピリンを含有するアンプル入カゼ薬を飲んで数名の人が急性中毒死した事件で，サリドマイド事件に次いで医薬品の安全性について大きな警鐘となったものである．この事件に対して中央薬事審議会の中に対策委員会が作られたが，散剤または錠剤の形よりもアンプル入のような水剤の場合の方が吸収が早く毒性が強いであろうことは常識的に容易に考えられることであり，アミノピリンのような薬を水溶液の剤型で薬局の店頭でがぶ飲みするのはきわめて好ましくないというのが委員会の大方の意見であった．しかし，薬務局としてはこのような製剤を禁止するにはそれがとくに毒性が強いという実証を必要とし早急に当所で実験してほしいというので，剤型による毒性差を毒性部で，吸収の差を薬理部で担当して実験を始めた．水溶液と散剤の毒性差については，後者をアラビアゴム液中の懸濁剤として投与することにより小動物使用も可能であるが，錠剤を小動物にそのままの形で投与することは不可能であり錠剤を投与する基礎的研究から始めねばならなかった．部員の創意工夫により，ウサギを

用いて，人が錠剤を服用するのときわめて類似した投与法を考案し，マウスおよびウサギにおける詳細な急性毒性の研究の結果，ピリン剤の剤型による毒性差，および市販アンプル入薬の主剤が多数の配合剤により著しく毒性が増強されていることを認め，薬理部が行なった剤型による吸収差のデーターとともにアンプル入カゼ薬禁止の基礎資料となった——Pyrazolone 系解熱・鎮痛剤の毒性に関する研究（昭41年），毒性試験法における問題点（昭43年）．本事件に対する行政措置は急を要するというので，実験の方も1月ほど休日を返上して行なったことを覚えている．

わが国では終戦後間もなく発生した大規模のヒロポン中毒以来，モルヒネ系鎮痛剤，催眠剤，解熱鎮痛剤，シンナー，近くは幻覚剤など薬物乱用が，保健衛生上はもちろん社会的にも重要課題であった．昭和40年の10号館新設の際に，筆者がミシガン大学薬理学教室で得た経験を生かして薬物依存性研究のためサル実験室を作り，完成と同時に研究を開始した．モルヒネ系薬剤の依存性研究には，基準薬であるモルヒネに対して充分に身体的依存性の生じたサルを作ることが必要であるが，このため6時間間隔1日4回注射のミシガン方式を改変して8時間間隔1日3回注射の連続投与により充分目的にかなうことを認め，この方式によってコデイン，フェンタニル，ペンタゾシン，ＬＳＤなどの依存性の研究を行なった——サルにおける薬剤の依存性に関する研究（第1報）飼育施設ならびに生態，（第2報）モルヒネの身体的依存（昭42年），（第3報）モルヒネの身体的依存（昭43年），モルヒネ系薬剤の身体的依存性の検定法．薬物依存性の研究については，サル以外にラット——催眠剤の身体的依存に関する研究（昭41年），精神安定剤の身体的依存性に関する研究（昭45年），ウサギ——ウサギにおけるモルヒネの身体的依存性の研究（昭44年），ＬＳＤの依存性に関する研究（昭45年），ＳＴＰの依存性に関する研究（昭46年）——についても行なってきているが，このうちウサギにおけるモルヒネの研究では，従来この方面の研究には不適とされていた本動物はモルヒネに対して容易に耐性が発現するとともに，明確な禁断現象として現われる身体的依存性が充分に生ずることを見いだし，入手と取扱いが容易な本動物を用いてモルヒネ系薬剤の依存性についてさらに研究する価値のあることを認めた．

長らく奇病として取扱われていたスモンの原因追求のため，昭和44年(1969)にスモン調査研究協議会が厚生省の研究班として発足したが，翌年その原因物質としてキノホルムが疑われるに及んで協議会は本剤の神経毒性について広汎な研究を開始し，当部はその1員としてニワトリおよびモルモットを用いて神経毒性を研究する一方，スモン患者の緑舌および緑尿について重金属分析を行なった——キノホルムの毒性に関する研究（昭46，47，48年）．


動物飼育室

医薬品の毒性研究としてはその他，解熱鎮痛剤の毒性研究(昭42年)，Actinomycin

Dの毒性に関する研究（昭44年），造影剤用フェライトの毒性に関する研究（昭45，46，47年），などがあり，これらはいずれも急性および亜急性毒性研究である．フェライトは理科学研究所が新しい造影剤として開発したもので，前記の毒性研究は実用化の可能性を調べるためのものである．

(b) 毒物・劇物：毒・劇物については，とくに皮膚・粘膜に及ぼす影響が重要な毒性であることから，ウサギによる化学物質の一次刺激試験法について詳細な検討を加え，従来最も簡単な毒性試験と考えられていたこの試験についても，なお研究を要する点がいくつかあることを知った——皮膚粘膜の一次刺激試験について（昭44年）．このような基礎的研究を基として，東大紛争その他の学生騒動の際に使用されて問題となったクロロアセトフェノン，あるいは護身用として市販の申請があったがそれを厚生省が拒否したため裁判となり現在係争中であるブロムアセトンなどの催涙液の一次刺激性を明らかにし——催涙液の局所毒性に関する研究（昭44年），終戦直後埋没されたイペリットが原因となって問題となった大久野島毒ガス事件に関連して，送付された検体の刺激試験を行なった（昭45年）．

なお，毒・劇物については，吸入毒性も重要な毒性であり，当部で考案した小動物用の吸入装置を用い，一酸化炭素中毒の治療薬に関する研究（昭42年），シンナー（昭44年）およびその成分であるトルエンおよび酢酸エチル（昭45年）の吸入による急性あるいは亜急性毒性研究を行なった．

試薬として市販されている化学物質には毒性未検討のものが多く，毒物あるいは劇物に指定することを検討する必要性のあることから，薬務局は昭和45年度から3ヵ年にわたって「毒物・劇物指定に関する研究班」を組織し，班員が全部実験条件を一定にして多数品目について急性毒性を調べたが，当部はこれに参加してマウスおよびウサギで30ほどの試薬について急性毒性試験を行なった．

(c) 化粧品：化粧品中に含まれる殺菌剤，乳化剤などの特殊成分による人の皮膚障害発生を防止するため，これら成分の配合基準を定める必要性が生じ薬務局は昭和45年度から3ヵ年にわたり皮膚科の臨床医を入れた研究班を組織した．当部もその一員として加わり，約30品目の特殊成分についてウサギの眼粘膜に対する刺激性について研究し，基準設定の基礎資料を提供した．同局はまた，化粧品中に使用されている色素には毒性未検討のものが多いことから，とくにその慢性毒性を主体とした研究を昭和47年度から企図し，信州大学皮膚科では皮膚投与により，当部では経口投与（飼料混入）による慢性毒性研究を行なっているが現在実施中のものは赤色221号とだいだい色204号である．

(d) 食品添加物：添加物の慢性毒性研究は薬理部の時代から当部に引継がれた重要な仕事の一つであるが，現在までこの研究を行なってきたものに，食用赤色101号（ポンソーR，MX），102号（ニューコクシン），105号（ローズベンガル），106号（アシッドレッド），食用紫1号（ベンジルバイオレット4B），ズルチン，サリチル酸，デヒドロ酢酸ナトリウム，サイクラミン酸

ナトリウム，サッカリンナトリウム，塩化アルミニウムなどである．このうちとくに意義の深いのはラットおよびマウスにおける赤色101号の長期毒性研究であり，その結果本剤は肝腫瘍を発生せしめることが判明した——食用色素101号のマウスにおける催腫瘍性について（昭42年），Chronic Toxicity of Ponceau MX in the Rat (1966), Carcinogenicity of Ponceau MX in Mouse (1968), Ponceau Rの発がん性に関する研究（昭46年）．赤色101号についての当部のデータ，および本剤と類似の構造を持つ赤色1号（ポンソー3R）についてFDAがラットおよびマウスで認めた肝腫瘍発生のデータを基にして，食品衛生調査会は昭和40年（1965）に赤色1号および101号の使用を禁止したが，このことが以後における多数の添加物の使用禁止または規制の端緒となったものである．紫1号は，昭和47年(1972)末に使用禁止となったものであるが，大阪大学医学部病理宮地教授が行なった発がん実験とそれに対する当部での追試の両実験では一致して，本剤の5％含有飼料をSprague-Dawley系雌ラットに与えると1年以内に乳腺がんおよび皮膚がんが高率に発生することが認められた——Induction of Mammary Gland and Skin Tumours in Female Rats by the Feeding of Benzyl Violet 4B (1974)．この両実験の結果から，米国その他の国で紫1号の使用を禁止したが，保健行政上の面は別としても，本剤について得られた事実から今後さらに多くの研究テーマが生まれるものと考えられ学問的に非常に興味の深いものである．サイクラミン酸塩は，ラットに長期間投与して膀胱がんが発生したという米国での1報告から，昭和44年に多くの国で使用禁止となったものであるが，学問的にこの事実を追試する必要があることと，残された唯一の合成甘味料のサッカリンの安全性についてさらに検討する必要性が生じたため，サイクラミン酸塩についてはラットにおける26月の，サッカリンについてはラットで26月，マウスでは21月の詳細な長期毒性研究を行なったが，両剤とも膀胱腫瘍発生を示さず，サイクラミン酸塩の特徴的な毒性として精子形成細胞障害が認められた（昭48年）．

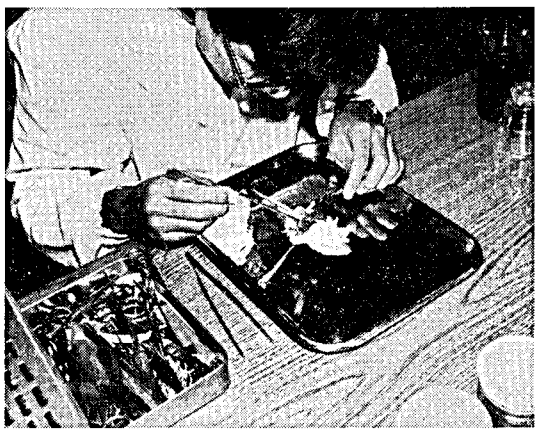

マウスの解剖

昭和45年に，ロシアの学者が食用赤色2号（アマランス）に胎仔毒性があると発表して問題となったが，このものについてFDAが早速追試を始めたため，当部では赤色2号と類似の化学構造をもつ赤色102号について催奇形性を含む胎仔毒性研究を昨年から行なっている．

昭和48年の中ばころ，わが国で殺菌剤として使用されている2-(2-フリル)-3-(5-ニトロ-2-フリル）アクリル酸アミド（AF2）が，遺伝学者の研究によって強い変異原性を持つことが明らかにされ，食品添加物はもちろん，他の化学物質の毒性ということに新しい問題を生ぜしめた．人における毒性評価のう

えで変異原性ということをどの程度に位置づけるかは難しいところであるが，本剤の安全性についてさらに深く検討を要することを示唆していることには間違いなく，この観点から，マウスを用いてＡＦ２の大量投与による長期毒性研究と Dominant lethal assay（優性致死試験）を現在行なっている．

(e) 食品汚染物質：食品の汚染化学物質は，食品添加物や残留農薬などと異なり，イタイイタイ病，水俣病，ライスオイル中毒（カネミ油症）などのように，実際に人における中毒事例を発生せしめたという意味で，最も重要視されねばならないものである．昭和43年 (1968) の秋にカネミ油症発生が報告されたとき科学技術庁は早速研究班を組織して原因探究を始めたが，この研究班の一員として中毒油，ＰＣＢ，およびニワトリ集団中毒の原因となったダーク油についてマウスおよびニワトリで急性および亜急性毒性研究を行なった——油症の原因物質に関する毒性学的研究（昭45年）．その後この問題とは別個に昭和45年ころからＰＣＢによる各種食品，とくに魚類の汚染が報告され，さらに人体汚染の存在も認められるようになって大きな社会不安を生ぜしめるに至ったことは衆知のことである．油症はＰＣＢによる人の亜急性中毒であり，ＰＣＢによる環境汚染は同物質の長期微量摂取による慢性毒性の問題である．本物質の慢性毒性に関する知見がきわめて乏しいことから，昭和46年度科学技術庁特調費により，油症の原因物質であった4塩化ビフェニルを主成分とするカネクロール400を検体としてマウスを用い，２代にわたる催奇形実験とこれに引続いて３代目の動物における21月の慢性毒性研究を行なってきているが，近く最終的な結果が得られる段階にある——ＰＣＢの次世代に及ぼす影響とその慢性毒性に関する研究，第１報（昭48年）．

わが国における水俣病発生に関連して，メチル水銀による魚介類の汚染は数年来，世界各国における重大な関心事であり，メチル水銀による危害を防止するため本物質の人体摂取耐量を定める必要性が痛感されていた．昭和45年夏，前記の目的に対する研究としてサルで少なくとも２年間投与の実験を行なってほしいとの依頼をＷＨＯから受けた．メチル水銀は悪臭があるため普通の方法で飼料に混入してもサルはこれを忌避して食べないため，まず投与法の研究をしなければならなかった．半年以上にわたる投与法およびその妥当性についての研究の結果，きわめて満足すべき方法を見出し，総数25匹のサルを用い４段階のメチル水銀量を与える実験を開始した．現在まで２年半以上経過し，この間，高用量のメチル水銀を投与した２群では死亡を含む特徴的な神経症状を認め，低用量の２群ではこれらの徴候を認めておらず，メチル水銀の慢性毒性評価上非常に満足すべき結果が得られている——Long-term Toxicity Study of Methylmercuric Chloride in Monkeys, First Report (1973)．２年までの結果からさらに投与を継続した方が望ましいこと，またこのような実験を再び繰返すわけにはゆかないことから少なくとも３年，できればさらに長期投与を続けたいと考えている．メチル水銀の慢性毒性，とくに無作用量把握を主眼とした研究は世界で皆無であることから，本研究の成果は人におけるメチル水銀の長期微量摂取の毒性評価上貴重な資料を与えるものと考えている．なお，本研究の中間報告は，昭和48年に厚

生省が決めた魚類中メチル水銀暫定許容量の設定基礎の一部となった.

昭和43年厚生省は，イタイイタイ病について，カドミウムの慢性中毒が基盤となり，これに諸要因が加わって本疾患が形成されるものである，という見解を発表し，またカドミウム中毒予防対策の一環として昭和45年に米についての暫定許容量として1 ppm という数値を決めた．この基準は，カドミウムの人および実験動物における各種の入手しうる限りの知見を基にしたものであったが，実験動物における慢性毒性のデータは必ずしも充分ではなく，さらに研究を行なうことが必要とされた．そこで当部では，多数匹のマウスを用い，とくに骨組織に及ぼす影響に重点を置いて15月投与の実験を行ない，近く最終的な結果が得られる段階にある——塩化カドミウムの毒性に関する研究，第1報（昭47年），第2報（昭48年）.

以上のメチル水銀および塩化カドミウムの研究は，昭和46年から発足した環境衛生局委託研究費による「食品中の微量重金属等の安全性に関する研究班」のテーマでもあるが，この研究班ではさらに他の有害金属についても逐次研究を進めてゆく計画であり，当部では慢性毒性研究の予備実験として数種のマンガンおよび鉛塩について急性毒性実験を行なった.

(f)　照射食品：原子力平和利用の一環として科学技術庁は，γ線照射による食品保存を目的とした照射食品の開発を企画し，昭和42年 (1967) に大規模な研究班を組織し，諸種の食品について照射の効果と照射された食品の健全性について年次的に研究を続行してきている．当部では安全性の面を担当し，現在までバレイショ，玉ネギ，米，小麦，ウィンナーソーセージ等について研究を行なってきた．わが国では一般に，原爆による被害に関連して一般国民の放射線に対する警戒心がとくに強いことから，照射食品の安全性の研究もきわめて慎重に行なわねばならず，1食品について，小動物の一生涯にわたる慢性毒性研究，サルにおける6月以上の毒性研究，小動物における3代にわたる次世代試験を行なうことを原則としている．すでにバレイショについての研究は完了しており，その実用化が昭和47年に食品調査会によって承認された．玉ネギについてはサルでの実験を除いて終了しており，現在，照射米のラットにおける長期毒性研究とマウスにおける次世代試験，照射小麦のラットにおける長期毒性研究，照射ウィンナーソーセージのラットにおける長期毒性研究と次世代試験が進行中である.

本研究は，実験に入るまでの飼料作製とその保存，そして実験そのものの規模から，膨大な予算と労力を要するものであり，当部における各種の研究のうち，最も多くの人員をあてねばならない仕事である．なお，この研究は現在のところ，昭52年度まで継続されることになっている.

(g)　農薬：当部が発足してからしばらくして，食品中トレランス設定の基礎となる人体許容量を決めることを目的として農薬の慢性毒性研究が始まり，現在までラットについて水銀剤（酢酸フェニル水銀，塩化エチル水銀，塩化第二水銀）——水銀化合物の長期毒性に関する研究（昭43年），続報（昭46年），ＥＰＮ——ＥＰＮの毒性に関する研究（昭45年），ブラスチサイジン——ラットアルカリホスファターゼ活性に及ぼすBlasticidin Sの影響（昭45年）を報告した．これらの研究中に，水銀剤は水俣病との関連において水銀による環境汚染に対する規制を強める必要

が生じたため農薬としての使用が禁止されたが，ＥＰＮについてはその人体許容量設定の基礎資料となり，ブラスチサイジンについてはこのものは血中アルカリホスファターゼ活性を特異的に抑制するという興味ある事実が見出された．現在ＰＣＰ-Baおよびカスガマイシンについてラットによる長期慢性毒性研究を行なっている．

昭和44年（1969）に高知県衛生研究所から，牛乳および乳製品の，有機塩素剤とくにβ-ＢＨＣによる汚染が高いことが報告され，次いで各方面の機関からβ-ＢＨＣによる母乳汚染もかなり進んでいることが報告されてから農薬として用いられていたＢＨＣによる食品汚染は大きな社会不安を呼んだ．β-ＢＨＣの慢性毒性については従来充分なデータがなかったことから，その毒性を明らかにして人に及ぼす影響の程度を知る目的で現在まで各種の研究を行なってきている——サルにおけるβ-ＢＨＣの毒性研究（昭46年），マウスにおけるβ-ＢＨＣの長期慢性毒性に関する研究（昭47年），β-ＢＨＣのサルによる亜急性毒性に関する研究（昭48年），Tech. ＢＨＣおよびＢＨＣ異性体による肝腫瘍発生に関する研究（昭48年）．

なお，前記のような慢性毒性研究のほかに，除草剤の2・4-Dおよび殺菌剤のメタンアルソン酸鉄の催奇形試験をも行なった（昭48年）．

(h) その他：以上のほかに食品中の保存料の相乗作用に関する研究（昭42年），ラットおよびウサギにおける実験的動脈硬化症に関する研究（昭43，44年），Allylthioureaの毒性に関する研究（昭43年），自動車排気ガスに関する生物学的研究（昭43年），Fentanylに対するNalorphineの拮抗，各種麻薬に対するNalorphineの拮抗作用の研究（昭44年），Dyrene (triazine系農薬)の毒性に関する研究（昭47年）などが，厚生科学研究費等による研究あるいは特行試験として行なわれた．また毒性研究における基礎的研究としては，前文でも一部ふれたもののほかに，ウサギの正常胎仔骨格の計測値，第1報，第2報（昭43年），粉体吸入毒性試験法に関する研究（昭45年），発がん性試験法に関する研究（昭45年）などがある．

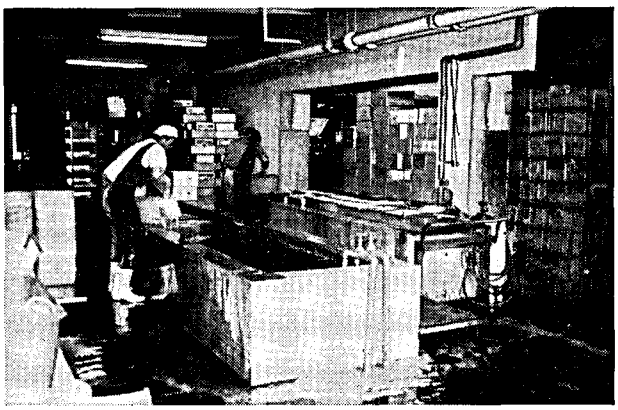

ケージ等の消毒洗浄室

これらのほかに，比較的簡単な試験あるいは当所の他部との協同研究がいくつかあるがこれは省略する．

（本文中にあげた各テーマの年号は，一部のものを除き，専門雑誌または学会で発表した年を示す）

〔Ⅱ〕 回顧と将来への展望

Chemical hazards（化学物質による健康障害）ということが医学の分野で重要な位置を占めつつあり，予防医学の主課題が伝染病であった前時代に対比して現在では Chemical hazards が重要課題である．そしてその対策の基幹となるものは毒性研究であることはいうまでもない．わが国で起ったイタイイタイ病，水俣病，粉乳ヒ素中毒事件，ライスオイル中毒事件，医薬品によるいくつかの中毒事例は，これらに関連して異常なまでに強まった化学物質に対する一般国民の不安と相まって，毒性研究に対する関心と必要性をとくに増長せしめた．このような背景を下に出発した毒性部に仕事が殺到することは当然すぎることである．一つのテーマの毒性研究には多大の費用と労力を要するものであり，当部が過去10年間に行なってきた仕事の量は当部の人員からみて実に過大であったと思われる．幸いに，新設の部の地盤をなんとかして築かねばならないとする部員の熱意と一致協力によりどうにか凌いできたが，すでに処理能力の限界に達している．毒性研究に対する行政的あるいは社会的需要がいかに大きいとはいえ，少し仕事を引受けすぎたのではないかという非難があるとすればこれは甘受しなければならないであろう．

昭和48年に，保健衛生の面から家庭用品および一般化学物質を規制する法案が国会を通過し，49年からこの法律が実施されることから毒性研究課題がさらに飛躍的に増大することとなった．これに対処するため当所に毒性研究を主体とする安全センターを新設しようとする構想が生まれ昭和49年度予算として，13,000m² の施設の要求に対し基本設計料が認められた．このことはセンター施設の建設が原則的に認められたと解せられるが，組織としてのセンターが認められるか，認められるとしてもどのくらいの人員になるかは予断できない．48年の予算要求時の構想では総数94名となっているが，仮にこの数の人員のセンターができたとしても厚生省各局の総需要を満たすことはとうてい不可能であり，そのためには莫大な人員が要ることになる．このことからセンターは何名なくてはならないという性質のものではなく，当所および外部の諸要因を考慮して作りうる最大なものということになろう．

〔Ⅰ〕で述べた各テーマの研究ではそれぞれ興味ある事実が見出されており，それを手掛りとして学問的にいくらでも研究を進めてゆくことができる．たとえばウサギを用いて多くのモルヒネ系薬剤の身体的依存性を調べて，その結果が人での依存性と平行するならばウサギがサルにとって代わる可能性もあるし，Sprague-Dawley rats の雌に紫1号の5％飼料を与えると高率に乳がんおよび皮膚がんが起るという事実も，学問的にはがん発生を示さない濃度はどの程度か，ラットの種差はどうか，雄にがんが起りがたいのはなぜか，内分泌機能との関係はどうか，など研究テーマはいくらでもあるが，次々に押しよせる業務のために，1研究テーマを深く堀下げる余裕がなかったのが当部の泣きどころである．当所のような機関では，国民の保健衛生に直接役立つことを第一として深みをさけてできるだけ幅広く研究を行なうべきか，あるいは幅の方は多少犠牲にしてもある程度堀下げるべきか，の判断はなかなか難しい．毒性学の発展という観点からいうと，もし大学における毒性研究が活発でその程度が高いのであれば前者の考え方が当所の性格

にかなうものであるが，教育機関における現状はそうでないので，当所に安全センターができるとすれば後者の考え方を充分考慮すべきであろう．

最後に，薬理部時代からの仕事を振り返って強く感ぜられることは，ある一つの仕事で得た経験が，他の全然別の仕事の基礎となるほど重要な役目をしているということで，薬理部時代に行なわれていた発熱性物質試験ではウサギの体温上昇を目安とするものであるが，体温は外界の諸要因によってきわめて微妙に変動するものであるのでこの試験には厳格な動物管理を必要とし，この面にとくに留意が払われていた．一方，催奇形性試験における交配，妊娠およびその維持などにも外界要因が微妙に作用するものであり，この試験遂行にもきわめて厳格な動物管理が要求されるものである．サリドマイドのウサギでの催奇形性試験において，催奇形性という始めての試験を，しかもほとんど学問的背景のなかったウサギでの実験を可能ならしめたのは発熱性試験実施で得た経験である．また，メチル水銀，β-BHC，照射食品のサルによる長期あるいは短期毒性研究を行政的あるいは社会的要請に応じて早急に実施できたのも，サルによるモルヒネ系薬剤の依存性研究によってサルの飼育ならびに取扱いに充分習熟していたからである．そしてまた，身体的依存性研究のかなめは，サルの behavior の綿密な観察による禁断現象の適確な把握であるが，これの訓練はサルはもちろん他の動物における急性中毒症状の観察に非常に役立ったのである．（昭和49年2月記）　（池田良雄）

13. 医　化　学　部

医化学部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物，劇物，食品，添加物，器具，容器包装，食中毒検体，家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質等に関する医化学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

医化学部は昭和43年（1968）7月発足したが，その設立の主眼は，当所の生物部門強化の一環として，医薬品，食品添加物を始めとする保健，衛生上問題となる各種化学物質の生体内代謝を中心に，その生化学的研究を行なうことにあったと思う．勿論，このような広範囲な問題を一つの部でこなすことはとても不可能で，現に当所の他の関連部においてもいろいろの角度から，これらの問題に積極的に取組んでいる．

そもそも医化学部の設立に際しては，昭和30年に設置されたビタミン化学部が廃止され，その人員が振り替えられるとともに，若干名の人員の増強が行なわれた（2室，9名）．従ってその後も実際には医薬品としてのビタミン剤の試験業務を引受けて現在に至っている．

発足当初は，従来から続けてきたビタミンに関する生化学的研究のほか，膀胱がんの成因の一つとも言われているトリプトファン代謝物の研究を加えて出発した．ところが昭和44年（1969）からサイクラメート（チクロ）問題がやかましくなり，当部においても人体代謝の研究に着手した．そしてそれを摂取した大部分の人の尿中に，その分解物であるシクロヘキシルアミンの排泄がみられることを確認した．このような人でのデータは，動物実験と違い説得力も強く，医化学部の一つの行き方を示唆するものと思われるが，これを行なうに当っていろいろの障害もあり，その後，他の物質について余り発展していないが，今後も場合によってはとり上げるべき問題の一つと思う．

このサイクラメートの問題は同年11月には一応，行政措置として使用禁止ということで決着がついたが，その後もその代謝の研究は動物あるいは微生物のレベルで続けられ，その代謝の第一段階であるシクロヘキシルアミンの生成が，チクロを長期摂取することによる腸管内のある種の細菌の適応によって起こることを確認し，それに関与する酵素の発見といったところまでつめることができた．

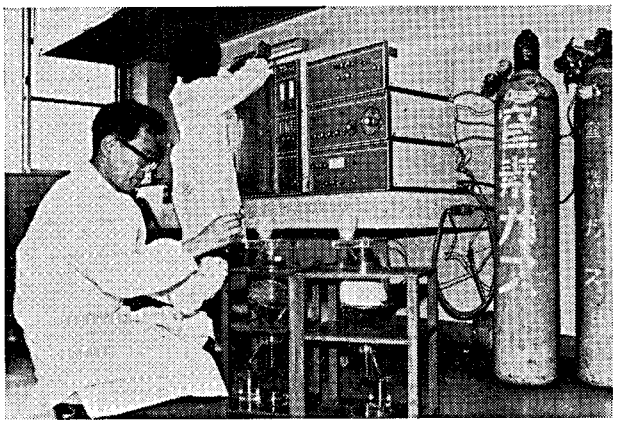

代謝実験室

この仕事が動機となり，その後も食品添加物の代謝を中心とした現在までの当部の研究姿勢が形成されたように思う．またそれを促すような厚生省からの食品添加物の総点検に伴う当所への要請（慢性毒性試験，催奇性試験，代謝試験），あるいは機関特別研究（食品に関係ある諸物質の安全性に関する研究，昭和45年以降）といった当所の重要研究テーマの一つに参加し，いくつかの食品添加物について取組んできた．（サッカリンの代謝；食用色素の消化酵素に及ぼす影響；細菌によるアゾ系食用色素の還元機構；ポリアクリル酸ナトリウムの酵素作用に及ぼす影響等）．

一方，化学物質のがん原性ということが各方面での関心事となり，厚生省がん研究の中に川城所長を班長とする「医薬品，食品添加物及びその他特殊物質の発がん性に関する研究（昭和46～48年）」の研究班が組織されたが，当部もそれに参加し，食用色素を中心にその吸収，排泄，組織分布，代謝の研究を行なってきた．（緑1号，紫1号およびモルホリンの代謝に関する研究等）．これらの物質のがん原性は一般的に弱かったり，ある特定な条件の下でのみ起ったりするもので，長期にわたり大量に投与する必要があるものが多く，代謝面でも従来余りかえりみられていなかった．

これとは違った意味で，むしろ強い発がん性物質による実験的動物がんの発生，あるいは制が

ん剤の効果等について，それを裏づける生化学的研究（代謝および生体成分との相互作用）も関連部の協力を得て手がけ始めている（発がん性ニトロソ化合物の生化学的研究等）．

これ以外に，輸血バッグを始めとする塩化ビニール製品に使われているプラスチック可塑剤であるフタル酸ジエチルヘキシルエステルの代謝および一連のフタル酸エステル類の生化学的研究，あるいは合成洗剤の経皮吸収および組織分布といった問題についても研究を行なっているが，今後，日常生活に関連のある幾多の化学物質の安全性の確保という立場から，その人体に及ぼす影響を生化学的な面から研究していく必要が生じてくるであろう．

以上，当部の誕生以来5年間の歩みについて概略触れたが，まだその歴史は浅く，これまで扱ってきた仕事の範囲も限られているので，今後その他の領域にも積極的に取組んでいく必要があろう．　（山羽　力）

14. 薬品病理部

薬品病理部においては，医薬品，医薬部外品，化粧品，医療用具，毒物，劇物，食品，添加物，器具，容器包装，食中毒検体，家庭用品，空気又は水に含まれる有害物質等に関する病理学的試験及び検査並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる．

沿革　終戦後，先進諸国において各種有機化学工業が著しく進展し，新物質の数々が生活環境に導入され，生活を豊かにして来た．此の波はわが国にも押し寄せ，経済力の発展と共に，化学物質の利用は高度の水準に達した．今日の段階では単に海外で開発された技術を導入して物の生産を計るに止まらず，自らの手で，より付加価値の高い物を作り出さざるを得ない立場に立たされるようになって来ている．それと共に，これ等の人体に対する安全性確認が国の基本的要望の一つとなって来たことは，当然の帰結と言えよう．

化学物質の人体に及ぼす影響については，それが未知である限り，当該化合物の実験動物に対する影響を，諸種の手段で検索することに依り予測，判断する以外に方法が無い．種々な手段の中で，病理形態学的手技は，現在欠くべからざる地位を占めており，特に化学物質の癌原性有無の判定においては，病理組織学的診断が事実上唯一の手段となっている．癌対策が国民的関心事になると共に，化学物質の人体に及ぼす各種の危険性の中で，それ等の癌原性有無を検索することが不可欠の要素となり，実験腫瘍病理学者を中心とする部を設けることが，時代の要望となりつつあった．

これ等の要請に基き，当部は昭和45年（1970）7月，薬品病理部の名称のもとに新設され，以

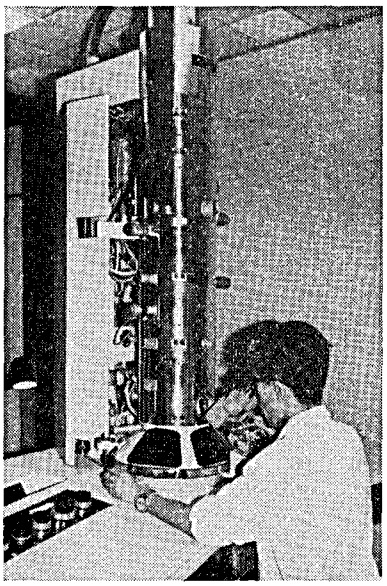
電子顕微鏡

後年毎に内容の充実が計られて来た．当部の業務内容は，後に詳述の通り，①凝癌原性物質選別法の開発，②人癌モデル作製法の確立，③化学物質の構造と癌原性，標的臓器との相関についての検索，④行政上検索が必要とされる化合物の発癌性及び催奇形性試験，⑤制癌剤開発等に集約され，関係各部及び所外研究機関との密接な協力の下に業務を遂行している．

之等の業務遂行に当って，第一室（室長1，研究員1）には主として細胞遺伝学的変化を指標とし，第二室（室長1，研究員3）には，動物実験とその病理組織学的診断を指標する研究者が集っている．専門分野を異にする研究者が一つの部を構成し，同一目的を果すために強力な協同研究態勢を敷いていることは，他の大学，研究機関病理部では類例を見ない所である．

業務内容　(1)　凝癌原性物質選別法の開発　癌原性有無を検索する最も信頼性の高い方法は，医学実験用小動物を用うる所謂長期発癌実験で，その国際的標準方式に関しては，1973年，WHOの癌専門下部機構ＩＡＲＣに依り勧告が為されている．然し，それを為し得る研究機関は，世界的にその数が限られており，現在，年間凡そ100検体をテストするのが限度である．テストを要すると思われる検体数に比して，その能力は余りにも尠い．従って，如何なる化合物を優先して此の標準方式に乗せるべきか，その優先順位を定めるための方法――凝癌原性物質選別法――の確立が目下の急務として国際的に要請されている．

昭和48年，厚生省は「がん研究助成金」に依る研究課題の中に，国の要請に基づく特別大型研究課題2つを選び，その1つとして上述のテーマを推進することとし，当部を中心として全国的にその研究組織を作ることになった．此の組織は，現在23機関，38名の研究者で構成されているが，当部からは2室が共に参画している．

第一室では，哺乳動物細胞，特に培養ハムスター細胞に対する細胞毒性，染色体異常発現を指標として研究を行っている．現在迄の成績では，既知の癌原性物質及び非癌原性物質を対象とした場合，癌原性物質を選別し得る最も良い手段の1つとして注目を浴びている．又，第二室では，新生存法及び経胎盤法を検討中である．

(2)　人癌モデル作製法の確立　人間の癌においては，各臓器に発生する各型の癌が夫々多少共異った生物学的特徴を有し，宿主個体における病態像を異にしていることは周知の事実である．従って，癌の診断，治療の発展に対処するためには，他の疾患の場合と同様に，各々の癌モデルを短期間に，選択的に，且高率に発生させる手段の開発が基本的な要望課題となっている．

当部においては，発足以来此の課題と取り組み，合成化学研究部との共同研究を進めて来たが，

過去3ヶ年の研究の結果，ニトロソ尿素誘導体に依る骨髄性白血病及び中枢神経系腫瘍，ニトロソウレタン誘導体に依る上部消化管腫瘍の撰択的発生に成功し，学界に多大の貢献を成して来た．又，最近，過半数の動物に膣腫瘍を発生せしめ得る化合物を見出し，経口避妊薬の性器癌発生に及ぼす影響を観察するための基礎的手段を見出すに到った．

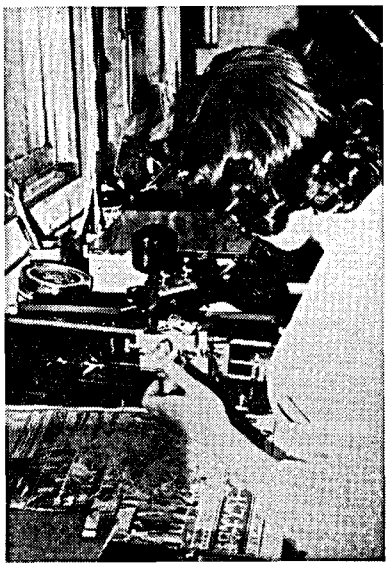
ミクロトームによる組織切片の作製

(3) 化学物質の構造と癌原性，標的臓器との相関　現在の知識では，化学構造を知っただけでは，その化合物の癌原性有無，標的臓器を推測することは出来ない．個々の化合物について動物実験を行い，その結果を蓄積することに依ってのみ，将来その知識が集大成され得る．又，その努力を通してのみ，上述の人癌モデル作製のための良い実験手段が見出されて来る．

当部においては，前記ニトロソ尿素，ニトロソウレタン系化合物の他に，4-アミノアゾベンゼン，キシリヂン，2-アミノフルオレン系化合物等について逐次発癌実験を行っている．

(4) 行政上検索が必要とされる化合物の発癌性及び催奇形性試験　世界中で，今日迄に長期発癌試験が終り，癌原性有無について判然とした結論が出された化合物は約3,500種に満たず，未だテストが行われていない化合物，天然物が巷に溢れている．当部においては，日常生活に直接，間接関係のある諸物質の中から，化学構造上既知癌原性物質に類似性を持つ化合物を系統的に撰択し，長期発癌実験を行いつゝある．現在迄にスチルベン系螢光染料，尿素系合成ゴム原料，カビ毒等を検索して来た．又，フタール酸エステルの医療上の重要性に鑑み，その培養細胞に与える影響につき精査中である．

一方，厚生省本省の立案に依る食品添加物の安全性確認試験の一環として，当部においても年一検体づゝの催奇形性試験を担当し，又亜硝酸の慢性毒性を検索して来た．

(5) 制癌剤の開発　制癌剤の開発は世界的要望に基づく研究分野である．当部は，合成化学研究部の行う本業務の一翼を担い，その効果の形態学的検索についての責任を果しつゝある．

将来像　戦後医学，薬学は急速に進歩し，先進諸国においては，多くの伝染性疾患が原因別死亡順位の上位から姿を消し，癌が第2位に定着するようになった．且，癌の発生は，生活環境に存在する化学物質に起因すると目されて居り，化学物質に関する発癌研究は益々その重要性を増しつゝある．

わが国の産業の発達は著しいものがあり，世界各国の注視する所となっている．それと共に自らの繁栄のために作り出した多くの物質に依って自らが被害を蒙むる度合も深刻化し，化学物質の安全性確認が国是の基本の1つとなりつゝある．安全性確認の諸項目の中から，癌原性有無の

項目を除外することは不可能である.

昭和48年度に行われたWHO-IARCの調査資料に依ると，当年度全世界の研究機関において，約350種の化合物について長期発癌実験が行われつゝあり，その約3割がわが国で行われている．山極・市川・吉田に依る実験腫瘍病理学の伝統を受け継いだ，各大学医学部病理学教室及び附属癌研究機関の努力に基づく所が多い．然し，実験の対象となっている化合物を，研究室内だけで用いられるものと，社会に関連のあるものとに分けると，諸外国では後者が圧倒的に多いのに反し，我が国のみは前者にその努力が集中している．化学発癌の研究が，従来如何に文部省科研費の援助の下で推進されて来たか，又国民の健康を護る厚政行政とは疎遠であったかを如実に反映した姿と思われる.

化学物質が人体に及ぼす障碍の中から，発癌に及ぼす影響を除外して安全性を論ずることは不可能である．又，長期発癌実験を行い得る人材と施設を持った研究機関は限られており，わが国においては，2，3の例を除くと，各大学医学部病理学教室がその中心を為している．発癌実験の結果の分析と評価に，病理組織診断は必要不可欠であり，之を行い得る実験病理学者の育成は，之等大学医学部において成されている．従って，我が国においては，厚生行政に直接関与する化学物質の癌原性有無の検索も，事実上之等の大学，研究機関の全国的協調網を確立することに依り実施せざるを得ない.

当部は，自らが業務内容の項に紹介した各分野に亙り研究業務を遂行すると共に，之等全国的協調網の要として責任を果して行きたいと考えている.　（小田嶋成和）

15. 附属図書館

附属図書館においては，図書の収集，保管及び閲覧，業績誌の編集並びに国立衛生試験所における試験，検査及び研究に関する情報及び資料の収集及び分析並びにこれらに必要な研究に関することをつかさどる.

神田和泉町の東京衛生試験所の図書類は非常に完備されていたと聞いている．しかし昭和20年3月10日の空襲で，既に疎開してあった一部を除き，その大部分を焼失した.

戦後用賀の現在地に移り，所名も昭和24年国立衛生試験所と改め，図書類も着々と収集されていった．当時の図書の係は川島克己であった．しかし本格的に図書室らしい体裁を整えたのは昭和27年(1952)からで，この年から外国雑誌数十種類を継続購入することになった．その後重要な雑誌についてはバックナンバーを購入し，戦中戦後の空白を埋めていった.

図書室は庶務課（昭和30年より総務課）の図書係によって運営され，はじめ2号研究棟の2階にあったが，昭和31年2号研究棟に3階を増築した際，この3階に移った．昭和33年，総務課が総務部となり，附属図書館が独立し，その下に図書係と編集翻訳係が置かれた．館長は薬用植物部長兼任の田中穣で，昭和34年副所長が設けられ田中穣は初代の副所長となったが，引きつづいて附属図書館長事務取扱いを命じられた．昭和42年本館が新築され，附属図書館はその3階に移転した．昭和43年に田中穣が退職されてからは，石館守三所長が館長事務取扱いとなった．

これまでの附属図書館の業務は，図書の購入，整理，保管，閲覧，部長回覧，複写などに関するものと，衛生試験所報告の編集，発刊，配布に関するものであった．前者は図書委員会において審議され，後者は衛生試験所報告編集委員会において編集されてきたが，のちに両委員会は一つになり附属図書館所属の図書委員会として運営されるようになった．

昭和43年7月に調査管理部が新設されたが，同45年7月に廃止され，その中の調査室が附属図書館に所属することになった．この際附属図書館は管理閲覧係，情報係，調査室の2係1室の構成となった．またはじめて専任の附属図書館長が置かれ，朝比奈晴世が館長に就任した．

調査室は近年重要な問題となってきた化学物質の毒性や医薬品の副作用に関する情報，文献，各国政府ならびにWHO，FAOなどの国際機関の刊行物などの収集，整理，保管，提供に関する業務を行なう室で，情報係もこれに協力した．情報の提供に関しても積極的に取り組み，調査管理部時代に昭和43年9月から毎月発行している調査月報を引つづいて発行することになった．昭和45年11月朝比奈正人が館長となって現在に至っている．

戦前の衛生試験所彙報は昭和25年（第67号，第68号）から衛生試験所報告と改名し，その後毎年1回発行して昭和49年には第92号が発刊されることになった．この報告は研究発表誌であるとともに年報的な性格も持っていて，昭和27年第70号からは検定検査等の成績も掲載し，また昭和45年からは業務報告として各部の試験研究業務の年報を各部長執筆で収載し，国立衛生試験所の歴史を刻明に記録してゆくことになった．衛生試験所報告は現在，所内，官公庁，都道府県およびその衛生研究所，官公立および私立大学および研究所，学会，協会，民間等に1千余部配布しているが，国際交換約90部を含んでいる．なお昭和35年当所の英名の変更にともない，衛生試験所報告の英名は第78号から Bulletin of National Institute of Hygienic Sciences と改名された．またこの年には衛生試験所報告総索引（第39号～第77号）が発刊されている．

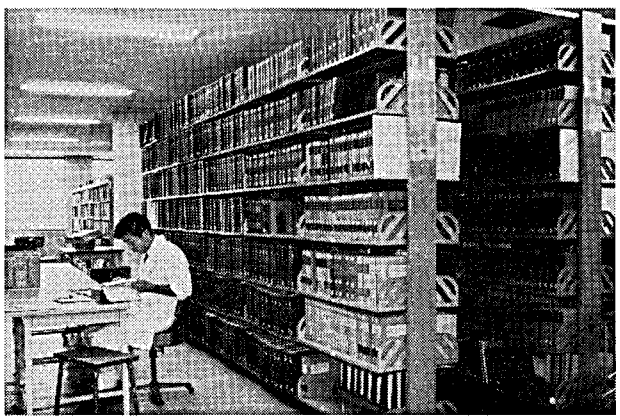

附属図書館内

雑誌単行本等も次第にその種類を増し，昭和49年外国雑誌は図書館で購入するもの121種，外に調査室30種，各部・場（大阪支所は除く）36種，計187種類を購入している．国内雑誌は図書館36種，調査室4種，各部・場7種，計47種類を購入している．外に寄贈雑誌約500種類がある．予算としては当所で年約1千万円が図書の購入に当てられている．昭和48年当所の雑誌総合目録を発行したが，これは図書館および各部・場（大阪支所は除く）が当所の予算で購入した雑誌，Advance もの，Annual もの，関連機関の報告，図書館に寄贈された雑誌などを含み，800種類余の所蔵目録となっている．また館内にゼロックス2台を備え複写の便に供しているが，現在これではまだ足りないくらいによく使用されている．外国雑誌の部長回覧は廃止されたが，昭和46年2月から雑誌の目次複写サービスを始めた．

調査室の業務は年々多忙を極め，国内，国外（特にアメリカ，イギリス，カナダ，WHO等）の文献，政府刊行物，情報等の資料の入手に尽力する一方，各種の問合わせに対する回答に追われている．この種の仕事は少ない人手ではきわめて困難である．しかし調査月報も昭和49年5月には通巻69号となり，所内，官公庁，研究所，病院等に約500部を配布している．執筆者には所内や厚生本省などからも加わってもらい，資料紹介なども含め，特異な存在となっている．

また昭和47年度より日本もWHOの医薬品副作用の国際モニタリングに参加したので，WHOへの報告に関して薬務局安全課に協力している．また医薬品副作用に関し，日本医薬情報センター（ＪＡＰＩＣ）とも連けいを密にしている．さらに最近では生物学的データの集積整理の問題に関して，日本学術会議学術情報研究連絡委員会データ情報分科会との関係も生じてきた．

近年多量の情報の整理とそれの活用に関する必要性が痛感され，図書館の意義と重要性が更めて認識されてその近代的改革が進められるようになった．その業務は一般に技術的にも進歩したし，サービスの範囲も拡大されてきた，国立衛生試験所も附属図書館の中に調査室を加えたことは，図書館としては一つの進歩であるが，まだ旧態依然たるものがあり，今後改良の余地はきわめて多い．国立衛生試験所の重要な部門として今後の発展を期待したい．　（朝比奈正人）

16. 大 阪 支 所

国立衛生試験所に，支所を置く．

支所の名称及び位置は，次の通りとする．

国立衛生試験所大阪支所　大阪府大阪市東区法円坂町

国立衛生試験所支所に，支所長を置く．

国立衛生試験所支所に，庶務課及び次の三部を置く．

薬品部　食品部　薬理微生物部

1. 組織および庁舎等

明治8年(1875)3月，国立衛生試験所の前身である司薬場の一つとして文部省大阪司薬場が大阪の地に開設された経緯は別にして，昭和20年戦災による事務閉鎖のあと，昭和24年(1949)厚生省東京衛生試験所大阪分室として，試験検査業務を再発足した以後の組織，庁舎等の変遷について略記すれば次のとおりである．

昭和24年4月大阪分室として再建した当時は，兵庫県伊丹市北村字石仏879番地にある財団法人大阪栄養研究所の一部を借り受けて発足したものであり，機構としては特定医薬品検査係，輸出入薬品検査係，輸出入食品検査係，細菌試験係の4係で業務を行ない，主席以下技官5名，助手2名の計7名であった．同年10月厚生省組織規程により，官制上国立衛生試験所大阪支所と改称された．同時に庶務係をもうけ5係となった．(同年末職員数13名)

昭和25年4月，支所は大阪市内から遠隔の地にあるため，市内中心部の大阪市福島区堂島浜通3丁目1番地，財団法人塩見理化学研究所の一部を借り受け移転した．(同年末職員数19名)

昭和27年12月，現在地の大阪市東区法円坂町6番地に待望の独立庁舎を新築完成し移転した．敷地は戦時中疎開用地として所有していた城東区関目の土地と換地したもので，面積は3,894m²(約1,178坪)，庁舎は鉄筋コンクリート二階建で，建坪は延799m²(約241坪)，この外附属建物として物品倉庫，動物飼育室などがあった．総建築費は17,820,860円であった．昭和28年1月，機構を従来の5係から庶務係，薬品係，食品係，細菌試験室に改めた．同年10月資金前渡官吏を置くこととなり，給与の支給，物品の購入支払が円滑になると共に，支所の業務遂行上大いに益することになった．(同年末職員数30名)

昭和29年3月，発熱試験室，無菌室，光学機械室，暗室など特殊試験室の設備を重点とした別館1号を新築した．(鉄筋コンクリート平家建，355m²，約107坪)同時に薬品庫，車庫も完成した．

同年4月，細菌試験室を細菌係に改め，黄変米検査の本格化に伴い食品係に菌学試験室を置い

た.

昭和30年5月，麻薬鑑定業務の開始に備えて薬品係に麻薬室を置き，更に同年10月，発熱物質試験の実施により薬品係に発熱試験室を置いた.（同年末職員数33名）

昭和31年（1956）10月，組織規程の一部改正により支所長，庶務課，薬品部，食品部，細菌薬理部の1課3部制の機構が確立した.（同年末職員数36名）

昭和33年4月，国立衛生試験所組織細則の制定により支所組織も定められ，庶務課に庶務係，会計係を，薬品部に薬品第一室，薬品第二室を，食品部に食品第一室，食品第二室を，細菌薬理部に細菌室，薬理室を，それぞれ設置することとなった.（同年末職員数39名，他に臨時職員5名）

昭和34年4月，大阪支所創立10周年を迎え，大阪市教員会館において記念式典を行なった.（同年末職員数40名　臨時職員5名）

昭和37年4月，従来から輸入食品の試験検査業務を掌る者として環境衛生局食品衛生課の職員で大阪支所併任となっていた者（8名）の併任が解除され，国立衛生試験所に配置換となったので，これらの職員は名実共に支所職員となった.（同年末職員数44名）

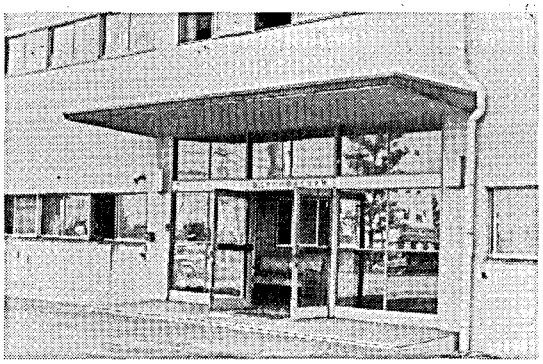

大阪支所玄関

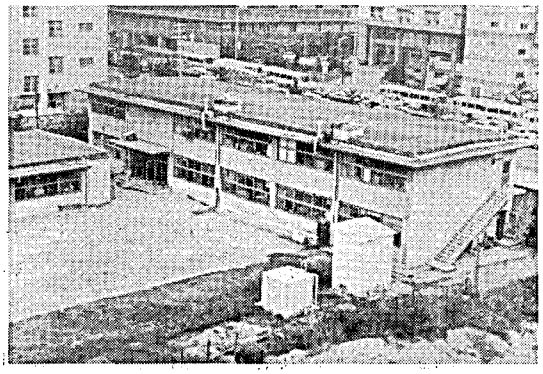

大阪支所（後方より）

昭和39年12月，支所敷地内東南に昭和34年に建築した近畿地区麻薬取締官事務所の庁舎（鉄筋コンクリート二階建，延185m²，約58坪）が支所に所属換となったので，別館2号館とし，会議室，共用機器室として使用することになった.（同年末職員数43名）

昭和43年3月，実験動物の飼育増加に伴い，別館1号館の南側に動物舎（鉄筋コンクリート二階建，延261m²，約79坪）を新築した.（同年末職員数44名，臨時職員2名）

昭和44年5月，大阪支所創立20周年を迎え，大阪府立青少年会館において記念式典を挙行した.（同年末職員数45名，臨時職員2名）

昭和45年7月，組織規程の一部改正により細菌薬理部を薬理微生物部に，また細菌室を衛生微生物室に改め現在に至っている.

2.　業務　支所の過去と現在

前述のように昭和31年10月現在の支所長，庶務課，薬品部，食品部，細菌薬理部（昭和45年7月薬理微生物部に改める）の機構が確立するまで，組織にいろいろの変遷があった．

したがって，以下に業務の内容を述べるに当たり，多少の重複は避けられなかった．

薬　品　部

25年の歳月を顧みると，薬品部はその機構や担当する業務が目まぐるしく変わったが，関西唯一の医薬品の化学検定部門としての役割を存分に果してきたと言える．その間，部員の献身的な精励と辛苦のあとが偲ばれる．膨大な検定業務に携わるかたわら，その重圧に屈せず日常の試験業務から派生する幾多の研究課題を集約しつつ業績の蓄積に努力が払われたこと，また優れた逸材の輩出したことは特筆に値する事実である．

昭和24年4月，兵庫県伊丹市の緑ヶ丘陵の地にあった財団法人大阪栄養研究所を借用し，関西の学界，業界の要望を担って厚生省東京衛生試験所大阪分室が誕生した．当時，六品目（スルファチアゾール，ヘキシルレゾルシン，次サリチル酸蒼鉛注などの製剤）を主体とする国家検定と輸出品取締法に基づく医薬品の検査に主力が置かれ，7名の構成員がこれに従事した．

ついで昭和25年4月，大阪大学医学部付属病院裏地にあった財団法人塩見理化学研究所に移転するに伴い，検定検査の対象品目は急激に増加の一途をたどり，最盛期には年間ほぼ5,000件に達した．また，化学分析技術の進歩により，多様化した医薬品の特性に応じた機器分析を積極的に採用し省力化が図られた．

とくに脱脂綿，ガーゼ，繃帯などの衛生材料の粗悪な品質の改善が要望され，以後数年にわたり技術指導と試験法規格の設定に努力が払われた．その業績は昭和27・28年度の厚生科学研究報告に実を結んでいる．

昭和28年4月，現在地に移転するにおよんで支所の内部組織の強化が図られ，薬品部は一部二室制に編成替えされることになった．

これに伴って，構成員は14名となり，対応する検定業務も増加の一途をたどることになった．とくに，昭和31年度より国産阿片の特行試験と犯罪捜査に絡む麻薬，覚醒剤の鑑定業務が実施され，年間約2,000件の処理が行なわれた．

また昭和32年4月，同33年6月よりパイロジェン試験施設の整備に伴い，順次リンゲル液，ブドウ糖注射液の国家検定を実施し，年間約1,000件以上が処理された．

一方，国家検定や一斉取締試験の内容は，公定書記載の解熱薬，ビタミン剤，生薬製剤，抗菌剤，殺虫剤，添加物にいたる医薬品を網羅し，有害性金属や色素を対象とした化粧品にまで適用された．

このように，医薬品や化粧品など国民生活にとって最も影響のある重要な物を取り扱う業務の増加に伴って，広範囲な基礎分野の研究が試みられた．その一つとして，ビタミンに関する研究が挙げられ，水溶性，脂溶性を問わず標準品製造に伴う試験法規格の洗い直しが行なわれ，化学分析にとどまらず微生物学的な定量法の開発が行なわれた．

とくに，ビタミンB_1のチオクローム反応の解析，ビタミンDの化学的異性化およびビタミンCとピロールの呈色反応，ビタミン類の微生物学的定量に関する研究などが優れた業績となっている．さらに検定業務に派生する問題点を究明し，規格の新設あるいは改良を目途とした幾多の業績が公表された．とくに解熱薬，ビタミン剤，界面活性剤，抗結核剤，化粧品の有害性諸物質などに知見が集められている．そのほかフザール酸とその類似化合物の合成，抗菌性に関する研究，アンチピリン誘導体と抗菌性に関する研究，アルカロイドの微生物転換に関する研究など地道な業績が，揺籃期にあった薬品部を支えていたことは極めて意義深い．

このように膨大な検定業務に携わるかたわら研究員の質的向上が図られ，支所の基礎も固まりつつあった．

昭和37年頃よりサリドマイド事件をはじめ医薬品の副作用や催奇性など未知領域における社会問題が頻発し，医薬品の安全性および有効性が再評価される段階に至り，当然支所の業務内容も最大の転換期を迎えるようになった．

そこで既存業務の合理化を図りつつ，研究員の教育に努め，薬理微生物部と緊密な協力のもとに生物化学領域の課題を採り上げた．

その一環として発熱物質の構造と活性の問題，さらに昭和47年度より医薬品の有効性にかかわる問題として製剤の溶出試験，また医薬品—向精神薬と生体膜との相互作用などについて着々成果を収めつつある．

食　品　部

沿革：大阪支所食品部の歴史は昭和24年4月に東京衛生試験所大阪分室が兵庫県伊丹市に設置され，輸出入食品検査係がおかれたときに始まる．当時の主要業務は食品の輸出検査の実施であった．同年10月に国立衛生試験所大阪支所となったが，昭和28年1月に庁舎が法円坂に移った際に食品係となり第一室と第二室が設けられた．その業務分担は次の通りである．

第一室　輸出入食品の検査及びこれに関する研究を行なうこと．食品，器具，容器包装等の試験及び検査ならびにこれらに関する研究を行なうこと．その他．

第二室　添加物の製品検査を行なうこと．添加物の理化学的試験，検査及び研究を行なうこと．

昭和31年10月に食品部が発足した．当時の人員は8名であったが，その後7～10名の間で変動し，昭和49年1月現在の構成人員は9名となっている．

輸出入食品検査：担当区域は福井，岐阜，三重の3県以西，昭和27～33年は年間1,000検体以上について行なっていたが，海空港の食品衛生監視員事務所の試験・検査設備の充実に伴って件数は減少し，昭和36年度以降は農産物，水産物，かん・びん詰などを中心に年間数百件の検査を行なっており，その内容は現場で行なうことのできない特殊試験に変って来ている．一方輸出検査の方は昭和42年度以降行なわれていない．

製品検査：食品衛生法（第14, 15, 16条）では食品添加物のうち必要な検査を行なうべき品目を指定し厚生大臣，都道府県知事または指定都市市長が製品の検査を行ない，衛生上の安全を期

するように定められている（合格品には製品検査合格証紙が貼付される）．製品検査中厚生大臣が行なうべきものは国立衛生試験所で検査されており，輸出入食品の場合と同様に西日本の分は当部で実施している．当初は溶性サッカリン（サッカリンナトリウム），ズルチン，タール色素，ロダン酢酸エチルエステル及びその製剤（まもなく廃止）について実施された．その後昭和20年代の後半にニトロフラゾーン及びその製剤，ニトロフリルアクリル酸アミド及びその製剤，繊維素グリコール酸ナトリウム，過酸化ベンゾイルなどが追加された．昭和30年代は製品検査の比重が急激に上昇した時代であった．すなわち30年には年間2,544件であったのが35年には7,905件と5年間で3倍以上の増加を示しピークに達し，昭和41年度まで年間6,000件を越えていたがニトロフラゾーン，ニトロフリルアクリル酸アミド，ズルチンの指定削除，サッカリンナトリウムおよび繊維素グリコール酸ナトリウム等の対象品目からの除外，タール色素の指定品目数の減少などの処置がとられるようになった結果件数は漸減し，昭和45年度以降はタール色素のみ年間1,000件内外を実施している．なお，昭和47年8月からタール色素の1ロットの単位が120kgから300kgに引上げられた．

黄変米問題：昭和26年末に神戸港で陸揚げされたビルマ米にはじめて黄変米が発見されたのに続いて，外見的にはほとんど異常のない「白い黄変米」もあることが知られ，昭和28年頃より当時の食品係で菌の培養検査による黄変米粒の検出に従事することになった．

残留農薬：昭和27年頃よりパラチオン（ホリドール）などの強力な有機合成農薬が実用化されるようになり，これは農産物の増収に多大の寄与をなしていることは申すまでもないことであるが，これがいわゆる「自然の秩序」を破壊する発端となり，食品中の農薬の残留の国民の健康に及ぼす影響が憂慮されるようになって来た．このような事態に対処するために厚生省では食品中の農薬の残留基準の設定作業に着手し，その一環として当部では昭和39年より果実，野菜中のヒ素，鉛の分析作業を開始した．この成果等を基にして昭和43年3月にきゅうり，トマト，ぶどうおよびりんごにヒ素，鉛，BHC，DDTおよびパラチオンの5種の残留基準が設定された．その後対象品目および農薬の種類は年々追加され，昭和49年1月現在で46種の穀類，豆類，野菜，果実，茶に21の農薬の残留基準が定められており，この他に牛乳，乳製品については暫定残留基準が定められている．また，厚生省食品化学課の依頼により，ECD検出器付ガスクロマトグラフを使用する残留農薬（有機塩素剤）の分析法の研修を昭和44年度より地方衛研の技術者を対象として実施し，残留農薬分析技術の普及に貢献した．一方，残留実態調査は昭和39年度より西日本関係の生産地調査および市場調査を担当している．この他にも昭和45年度には母乳中の有機塩素農薬残留の実態調査を行なった．研究面では昭和48年より炎光比色（HPD）検出器付きガスクロマトグラフが備えられるようになったので，有機リン，有機イオウ農薬の残留分析法の設定に関する研究を開始した．

カドミウム汚染問題：昭和43年に当所で原子吸光光度計を購入したのを機に，当時「イタイイタイ病」の問題が漸く注目を浴びはじめた時期でもあったので，当部でたまたま入手した東北，

北陸，関西，九州の産米についてカドミウムの分析を行なったところ，いずれの産米にもカドミウム汚染が見られるのを指摘したのを契機として，昭和43年度厚生省公害調査研究委託費によるカドミウム等微量重金属による環境汚染に関する研究に参加を求められ，昭和44年に宮城県，群馬県，長崎県の特定河川とその流域におけるカドミウム等の微量重金属の環境汚染濃度に関する研究にも参加した．さらに昭和45年度には，全国の鉱山，製錬所周辺地域のカドミウム環境汚染調査にも参加し，海水，底質，米，土壌，魚介類などの多数の試料につきカドミウム分析を行なった．またこれらの調査に必要な原子吸光分析法によるカドミウム分析についての試験法を作成するなど，カドミウム汚染問題について積極的に取組んだ．

食品添加物の規格，試験法の作製：昭和32年に厚生省の食品衛生調査会に公定書部会が設けられ，第一版食品添加物公定書の作成業務が開始されたが，当部では当初より関西小部会のメンバーに参加し，大阪食品添加物協会技術委員会の協力の下に，収載添加物の規格，試験法の作成に当り，引続き昭和41年の第二版，昭和48年の第三版の作成にも参加した．また，薬学会協定衛生試験法の作成のための衛生化学調査委員会にも昭和31年度より関西部会を組織して参加し，現在に至るまで衛生試験法の作成に協力した．

今後の問題：食品添加物については一応試験，検査法が整備されているが，食品中の添加物の試験法については未だ十分ではないのでその開発に尽力することが必要である．また近年増加しつつある天然物添加物についても優れた品質のものが供給されるように規格基準を設定することが必要である．なお昭和48年度より乳肉衛生関係の試験依頼がくるようになった．この傾向は将来も続くものと思われる．

薬理微生物部

薬理微生物部は昭和31年に設置された細菌薬理部が昭和45年に名称変更されたものである．当部は支所設立当時より存在していた細菌試験係（昭和24年）および発熱試験室（昭和30年）を合併して成立したもので昭和38年まで部長は支所長が兼任されており，実験室は庁舎の両端に位置していたため実質的な部としての活動は昭和38年4月現部長の就任とともに始まったものといえる．

発足当初は輸入食品の細菌検査および発熱物質試験を主たる業務としており，いずれも関西地区の食品衛生監視員ならびに製薬メーカーの検定依頼の便利さを考慮して設けられたものであった．

当初の最大の課題は部としての体制をととのえることであった．そのための主要な作業は人事の刷新と研究業務への環境整備であった．昭和39年より約2ヶ年に亘って漸くこの点が解決され，新人の登用，抜擢が行われ，劣悪な環境からやや脱却した．

さらに国家検定の権威を高めることと技官の質の向上をめざして二つの室の異質的な業務を統合し，共通のテーマにより協同研究体制をとることの必要性が痛感され，細菌性発熱物質に関する研究テーマをとりあげ，薬学者を中心として獣医学者と共に化学および生物学の中間領域の学

問として部をあげての共同研究が推進されて来た．この間，歴代支所長よりこの研究グループに対し理解と激励が与えられ，また在阪各大学より友好的な援助があり，とくに人事面での人材確保を容易ならしめた．研究の進展と共に学位取得者も4名に達した．一方業務量の増大にともなって動物の飼育数も増加し，同時に試験所の業務内容も次第に単純な化学分析より動物実験の重要性がみとめられ昭和43年には新に動物舎が完成し，また発足当初7名であった定員は11名に増員され，本所における毒性部，薬理部および衛生微生物部の3部に相当する巾広い業務内容をもつに至った．

ついで昭和40年頃より公害問題の重要性が認識され，衛生試験所の業務内容が大きく再編成の方向に向うこととなり，本所に対応して当部の業務も次第に変革を求められつつある．すなわち，昭和44年以降薬物とくに農薬および食品添加物についての催奇形試験ならびに慢性毒性試験が行政当局の要望により開始されることとなった．

このためには業務を整理し，とくにブドウ糖液およびリンゲル液の国家検定業務を地方庁に移換し，余剰人員をもって毒性試験に当らせる方針が打出されたが，受入側や法制上の問題が解決しないため，未だ結論を得ないままである．

しかし，このことは当部の性格に重要な転換をもたらすものであり，運営の慎重さが望まれるものであったが，幸いにして当部は一体となって方向転換も順調に進行し，従来の研究地盤に立って新な研究の展開が可能となりつつある．

さらに，昭和48年度にいたり合成洗剤の毒性問題が喧伝されるにいたり，本省の企画した全国的な研究班に当部も参画し，問題解決に一翼を担うこととなった．

以上のごとく，当部の業務は当初の基盤的な発熱物質に関する研究を基調としながら，次第に多岐に亘り，所謂ライフサイエンスの研究の場としての方向をとりつつあるが，その目的達成にはなお程遠いものがある．当今大阪支所のあり方が問題とされているが，少くとも当部の方針としての基礎研究を重視し，その上に立って人材の育成をはかり，社会もしくは行政上に必要なライフサイエンスの諸問題に対応していくという考え方は基本的に大きな誤りでないように思われる．しかし，支所の現状からこの問題は当部のみで行われるべきものではなく，内容をさらに分化拡大せしめて，組織の充実をはかるべきであると考える．

3.　将来の展望

大阪支所が誕生して早や25年が過ぎた．時とともに人も業務も変わり，支所のあり方について考えも変わるのはやむを得ないところであろう．

しかし，支所の将来を考えるとき，現状のように業務を分担して行なうのか，戦前，戦中のように全く独立するのか，また特別の任務と特長とを持つ機関になるのか，これらは支所のみでなく国立衛生試験所全体の問題として決定されるべきことであろうと考える．

（朝比奈晴世，持田研秀，慶田雅洋，加納晴三郎）

17. 薬用植物栽培試験場

国立衛生試験所に，薬用植物栽培試験場を置く．

薬用植物栽培試験場の名称及び位置は，次のとおりとする．

国立衛生試験所北海道薬用植物栽培試験場　北海道名寄市大字大橋
国立衛生試験所春日部薬用植物栽培試験場　埼玉県春日部市大字粕壁
国立衛生試験所伊豆薬用植物栽培試験場　静岡県賀茂郡南伊豆町字下賀茂
国立衛生試験所和歌山薬用植物栽培試験場　和歌山県日高郡川辺町大字土生
国立衛生試験所種子島薬用植物栽培試験場　鹿児島県熊毛郡中種子町野間

第一次世界大戦の影響を受けて，医薬用または製薬原料としての薬用植物の供給が不足したため，内務省は圃場を設け，内外の薬用植物を試植，広く種苗を配布して栽培を奨励する計画を立てた．この方針にそって，大正7年（1918）内務省に担当職員が置かれ，その後着々と準備が進められ，大正11年(1921)，東京衛生試験所に薬用植物栽培試験部が設置された．ついで同12年，粕壁（のちの春日部）に薬用植物栽培試験部附属圃場が新設された．これが当所薬用植物栽培試験場の始まりである．それ以後現在に至るまで，和歌山，伊豆，種子島，名寄に相ついで栽培試験場が設置されたが，その経緯は次の通りである．

昭和13年（1938）1月，厚生省設置に伴い，春日部圃場（内務省東京衛生試験所薬用植物栽培試験圃場）は厚生省に移管．

昭和14年（1939）10月，厚生省大阪衛生試験所に薬用植物栽培試験場を設置することが決まり，和歌山県日高郡矢田村にその場所を選定．

昭和22年（1947）4月，東京衛生試験所の薬用植物栽培試験部は植物部と改称．

昭和23年（1948）4月，植物部に伊豆分場を新設．

昭和24年（1949）10月，植物部は薬用植物園と改称．

昭和29年（1954）11月，薬用植物園に種子島分場設置．

昭和31年（1956）4月，薬用植物園を薬用植物部と改称，春日部，和歌山，伊豆，種子島の各分場は，それぞれ薬用植物栽培試験場と改称．

昭和34年（1959）4月，薬用植物部は廃止され，各栽培試験場は，国立衛生試験所長直轄の形となる．

昭和39年（1964）7月，北海道薬用植物栽培試験場が設置される．

昭和47年（1972）5月，春日部薬用植物栽培試験場開場50周年記念式典挙行．

将来の展望　政府関係試験研究機関の筑波学園都市への移転計画の一環として，現在国立衛生

試験所では，春日部試験場を拡充強化した形の薬用植物研究施設（仮称）を設置する構想を進めている．その施設の内容は，栽培部，育種部，生態生理部などの研究部門をそなえ，他の四試験場の中心的存在として試験研究の推進に当たるものとすることが考えられている．

薬用植物資源の確保，生産改良，利用等に関する研究の重要性を思うとき，近代的な設備をそなえた新研究施設の一日も早い実現が期待される．

最近の和漢薬再認識の傾向もあり，また医薬原料植物の需給が一部ひっ迫している面もあって，薬用植物栽培にかける各方面の期待は大きい．こういう情勢の中で，この新構想の持つ意義は重大であるが，さらにこれを契機に，北は北海道から伊豆，和歌山を経て，南の種子島に至る各地の風土気候の特色を生かして試験研究を進める各栽培試験場のそれぞれについても，その強化充実をはかり，その連繋の下に一層の成果があげられることが期待される．

以下に各試験場について，設置された順にその設置の経過，施設，業務等の概要を述べる．

春日部薬用植物栽培試験場

沿革および施設：当場設置の経緯はすでに略述したが，当場の位置する春日部は，関東平野のほぼ中央に当たっており，昔は粕壁町であったが，昭和29年に付近の町村とともに春日部市となり，現在は春日部市大字粕壁と呼ばれ，当場もこれにしたがって改名している．

敷地面積は22,176m²，発足当初の土地の一部が国道4号線のため一部削られたが，それ以外は変わっていない．建物としては発足当初建築されたガラス室，温室の一部，堆肥舎等が建在で，その後昭和38年に完成した事務室および研究棟（191m²），昭和39年に完成した作業舎（188m²），昭和36年に完成した新温室（152m²），昭和37年から昭和41年に完成した宿舎4棟等計13棟1,387m²がある．

業務：重要製薬原料植物および生薬原料植物の栽培試験，品種改良ならびに各県等関係者に対する栽培指導が当場の主たる業務であるが，これにともない，生薬調製法あるいは含有成分についての試験研究，内外の主要薬用植物の収集ならびに保存育成，外部に対する種苗の配布などを行なっている．現在標本園の植物は約3,100種，温室の植物は約750種，その他育苗中のもの約500種に達している．

なお，海外の植物園その他研究機関と種苗の交換を行なっており，昭和47年の実績はつぎのとおりである．

リスト　発送　300件　受入　250件

種苗　発送　40件　延1,000種　受入　50件　延700種

上述した薬用植物の栽培試験その他の試験研究のうち，第二次世界大戦以降のおもなものをあげるとつぎのとおりである．なおこれらの試験研究のうちの多くは，伊豆，和歌山，種子島および北海道の各試験場，あるいは国立衛生試験所生薬部，麻薬室，その他の研究機関との協力のもとに行なわれている．

1.　ケシの栽培試験は，かつての戦時下のアヘンアルカロイドの需要増に対応するために始められ，国内におけるアヘン製造も行なわれてきた．ところが最近わが国におけるケシ栽培者の数は，労力不足や経済的理由のため激減している．また世界的にアヘンの需給がひっ迫している事情もあり，当場では現在労力を節約し効率的にケシアルカロイドを製造する方法として，全草抽出法の実用化の研究を行なっている．また寒冷地での栽培に適するような耐寒性のある優良品種の育成も試験中である．

コデイン原料として使用可能なテバインを主成分とするハカマゲシの栽培試験も行なっている．

2.　大麻は繊維原料として栃木県などで生産栽培されているが，麻薬成分を含有するため管理上の問題が多い．そこで当場では麻薬成分の本体であるテトラヒドロカンナビノールを含有しない種の導入育成をこの数年間行なっており，その栽培実用化の可能性を究明中である．

3.　トウキは家庭薬原料として多量に用いられるが，実際に市場に流通しているトウキの多くは白トウキまたは北海トウキと呼ばれる他品種との交配種である．この北海トウキはトウキにくらべ香味がおちるが，畑からの収量が多いので栽培が盛んである．そこで純正種であるヤマトトウキと北海トウキの栽培試験を行ない，優良種の育成をはかる目的で研究が進められている．

4.　重要な生薬であるミシマサイコは，現在すでに野生のものはほとんどなくなり，栽培の必要性が強く要望されている．そこで栽培上の基礎的問題を解明するために，肥料試験，播種時期試験，花芽の抑制試験，水耕試験などを実施中である．

5.　センブリも野生種が採収されていたものであるが，資源が欠乏した状態で栽培法の確立が望まれている．そこで畑地栽培の可否，すなわち発芽試験，土性別試験，花芽分化の促進等につき研究を行なっている．



シャクヤク（春日部）

6.　ステビアは南米原産の植物で，和漢薬とは関係のないものであるが，甘味成分を含み，甘味剤原料として各方面の関心が高い．またその成分の生理活性等についても興味があるので，当場では数年前より栽培試験を行ない，県などの要求に応じ種苗の分与も行なっている．

7.　生干し，湯通し等生薬の調製法による含有成分の変化は，生薬の有効性確保の観点から重要な問題である．当場では現在シャクヤクについてこの問題を検討中である．

8.　ベルベリン原料であるオウレンおよ

びキハダの不足は問題となっているが，当場では数年前より栽培の各種条件とベルベリン量との関係を調査研究するほか，特にオウレンについては現在10～15年を要している栽培期間の短縮をはかるべく検討を加えた．

9. ベラドンナはわが国では従来栽培されていなかったものであるが，ハシリドコロ（ロート根）の生産が減少しているため，その代用として栽培収穫することが必要と考えられ，このため昭和34年頃より栽培試験および品種改良，病害予防などの研究が最近まで行なわれた．

10. 駆虫薬サントニンの原料であるミブヨモギおよびクラムヨモギの栽培試験，ヘノポジ油の原料であるアメリカアリタソウの栽培試験は，昭和25～30年頃当時の厚生省の寄生虫駆除対策と併行して行なわれた．

11. 血圧降下剤原料として多量にインド方面より輸入されたインド蛇木については，昭和33～37年頃栽培試験が行なわれている．

12. その他，ジギタリス，コガネバナ，キキョウ，セネガ，アストラガルス属などの研究も行なわれた．（小島康平）

和歌山薬用植物栽培試験場

沿革：発足当時和歌山県と大阪府とは全国のケシ栽培の約8割をしめていたので薬用植物，主としてケシ栽培試験場が設けられることになり，最初候補地として和歌山県におけるケシ栽培の中心地である有田郡があげられたが，適当な敷地が得られなかつたため，当時の日高郡矢田村（現川辺町大字土生）に設置され，ケシ病害対策の研究を目的として業務を開始した．第二次大戦後，昭和21年4月から2年間管理経営を民間の会社に委託したこともあったが，昭和23年4月からは東京衛生試験所，植物部の和歌山分場として再出発した．

職員：発足当時は研究職3名（植物病理2，栽培1），助手2名，作業員4名，事務官1名，事務補助員1名，用務員1名，計12名であったが，戦後は研究職1名，行政職㈠1名，行政職㈡（農場作業員）3名，計5名である．

施設：開設当時は約1.1haの圃場を持っていたが，戦後は敷地5,694m²（1,722坪）でそのうち圃場は約40aに縮少した．

試験研究業務の発展・開設当時：ケシ病害対策を研究の第一目的として設置されたため，主としてケシの病害対策に関する研究（ケシの植物病理学的研究，薬剤散布試験，種子消毒試験，肥料と病害の関係についての試験等）を行なうとともに，あわせて品種改良，栽培法の改善（植物ホルモン処理試験，採汁法試験等）に関する試験が行なわれた．

戦後から昭和28年のケシ栽培再開までの期間：昭和20年にケシ栽培が禁止となったので，その後は当時和歌山県下で栽培の多かった除虫菊を主としてその他の薬用植物の栽培試験が行なわれた．

除虫菊については，開花と結実に関する研究，品種および系統の保存，品種の特性調査，新品種育成に関する試験（個体選抜試験，系統分離試験等）などの品種改良に関する試験を主とし，

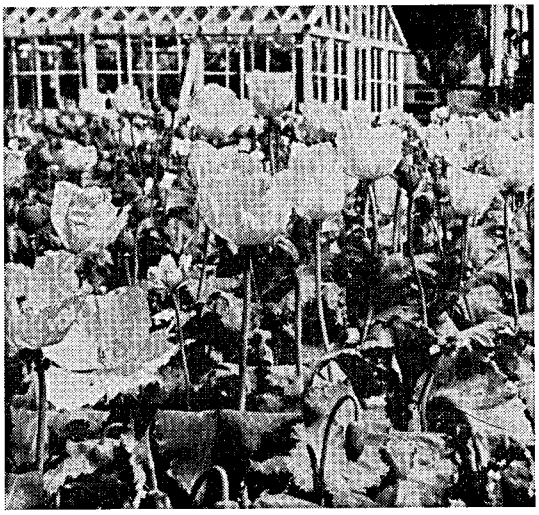
ケシ（和歌山）

その他肥料試験，主要病害の調査などの栽培法改善に関する試験研究を行なった．

クラムヨモギ（サントニン原料）は戦後の回虫駆除対策としてパキスタンより導入された植物であるが，この植物について和歌山県地方における栽培の可否を試験し，栽培可能であることを明らかにした．

またこの時期にはレモングラス（香料，ビタミンA合成原料）について肥料3要素試験を行ない，当場土壌ではカリの肥効の大であることを明らかにしている．

昭和28年ケシ栽培再開から現在までの期間：ケシの品種改良，栽培法，病害等の試験ならびに栽培指導を主として行ない，その他ヒトツバハギ，コカ，クラムヨモギ，ウコン，ソラヌム・アビクラーレ，ミシマサイコ，オウレンなどの試験もあわせて行なって来た．

1.　ケシの栽培試験　当場における試験研究の第一目的として，品種の育成，系統の保存および特性調査，肥料・土壌水分・土壌pHなどの栽培条件，採汁の時期および方法，多収穫栽培法，病虫害防除，全草抽出などに関する試験を行なっている．新品種の育成については昭和32年(1957) 愛知白という早生種を父とし，一貫種を母として人工交配を行ない，その後代から系統分離を行なって多収にし，早生の早生（わせ）一貫種という優良品種を育成した．そのほか耐病性品種，耐寒性品種についてもトルコ種と一貫種との人工交配を行なって，系統分離を続行中である．栽培条件に関する試験として，肥料試験を行なった結果窒素肥料は慣行の施肥量の2倍を必要とすること，また土壌水分の好適範囲は土壌容水量の65～80％であること，好適土壌pHは7.0前後であることを実験的に証明する等，ケシ栽培法改善に資する業績を発表している．

2.　その他の薬用植物に関する試験研究　クラムヨモギについては前期に引き続いて研究が行なわれ，土壌水分と初期生育との関係，水田裏作栽培，生育ならびに収量におよぼす肥料成分の影響など，栽培法改善に資する多くの結果が明らかにされた．その他，ヒトツバハギ（セクリニン原料）の試作についての報告もある．　（大野忠郎）

伊豆薬用植物栽培試験場

沿革および施設　当場は昭和23年熱帯，亜熱帯系薬用植物の研究を目的として設置されたものであるが，当場の位置する下賀茂は伊豆半島の南端近く，下田市より約20 km，東西両海岸のほぼ中間の地点にあり，古くから下賀茂温泉として知られた所である．

敷地面積は当初7,460.8 m² であったが，その後隣接地の購入，一方では国道136号線の拡幅に

よる潰地により，総面積は現在7,843.36 m² となり，またこの間低地圃場の盛土工事が行なわれ現状におよんでいる．建物は当初庁舎（木造，105.6 m²），1本の温泉源，この温泉熱利用による温室（99 m²），倉庫（74.25 m²），農具堆肥舎（26.4 m²），宿舎2棟（56.1 m² および 39.6 m²）をもって発足した．その後29年には第2温室（198 m²）が新設されたが，一方では33年の狩野川台風，34年の7号台風による未曾有の風水害で温室の倒壊など施設，物品に甚大な被害をこうむったことがあった．その後温室の改築など復旧工事がなされ，さらに39年には鉄筋ブロック建ての現庁舎160.7 m²）が完成し，引き続き宿舎2棟の改築も行なわれ現在に至つている．

職員は最初場長以下7名をもって出発し，間もなく13名にまで整備されたが　その後本所の機構改革や行政整理などのため漸減を余儀なくされ，現在では6名にまで減少している．

当場の歴史的行事として47年6月16日非公式ながら天皇，皇后両陛下の行幸啓があり，両陛下には1時間40分にわたり場内をご視察になられ，当場の歴史に光輝ある一頁が飾られた．

業務：当場の業務の主体は熱帯，亜熱帯系薬用植物の研究にあり，まずこれらの標本植物を広く蒐集し，温室内で育成保存するとともに，資源開発，栽培法の確立，品種改良などの立場から試験研究を行なうとともに，種苗の配布，栽培指導などをも行なうことゝしている．まず標本植物については戦前春日部試験場で保有していた温室植物約80種を母体とし，逐次国内各地の植物園などから蒐集してきたが，29年ころから種苗交換による外国からの直接導入を開始し，以後これを積極的に推進してきた．現在標本植物の数は約900種に達し，これらのなかにはストロファンツス，タイフウシ，マチン，チョウジ，カカオなどわが国では始めて開花，結実し話題を呼んだものが少なくない．また導入種子の数は現在約3,500種に達し，種子標本として保存されている．



温室内（伊豆）

栽培試験の対象としたおもな植物を年次順に記するとつぎの通りである．

1.　ムラサキオモト　昭和24～26年

全草を整腸薬とし，土壌水分，肥料三要素について研究した．

2.　香料ゼラニウム　昭和26～30年

ゼラニウム油の原料植物で，土壌水分，肥料三要素について研究した．

3.　レモングラス　昭和27～44年

元来重要な香料植物であるが，戦後レモングラス油の主成分シトラールからビタミンAの合成が行われるようになり，重要研究課題としてとりあげ，優良系統の選定，栽培，採油の基礎的問

題について詳細な研究を行ない多大の成果をあげた.

4.　コカ　昭和29年～

局所麻酔薬コカインの原料植物で栽培やコカ葉の乾燥，貯蔵について研究中.

5.　インドジャボク　昭和30～44年

血圧降下，精神安定薬原料として戦後にわかに登場し，薬用植物試験場全体の立場からとりあげ，種子の発芽や栽培の基礎問題について研究し，種子島，春日部など他試験場とともに多くの成果をあげた.

6.　ズボイシア　昭和35年～

トロパンアルカロイド資源開発の立場から，優良系統の選定，栽培法の確立を主目的として研究中.

7.　ガランタミン含有植物　昭和36～39年

ガランタミンが小児麻痺に有効と報ぜられてから，本成分を含むシヨウキラン，ナツズイセン，スノーフレークについて若干の栽培試験を行なった.

8.　シトロネラ　昭和36～41年

レモングラスと近縁の重要な香料植物であるので，レモングラスとの関連において栽培，採油の基礎的問題について研究した.

9.　ウコン　昭和38年～

根茎は利胆薬，止血薬となるほか着色香辛料としてカレー粉の原料に重用される．従来日本に入っている系統は色の淡い欠点があるので色の濃い系統を導入し，優良系統の育成，栽培法の確立を目標として研究中.

10.　ベルベリン含有植物　昭和39年～

ベルベリンは整腸薬として重要であるが近年国内のベルベリン資源が不足しているので，当場では熱帯植物のベルベリン資源開発を目的とし，アルカンゲリシア，ヒブラウレア，チノスポラなどベルベリン含有植物を導入し，栽培やベルベリン含量について研究中.

11.　ルチン原料ユーカリ　昭和40～44年

血管補強薬のルチンの原料として濠洲で開発されたユーカリの種類，マクロリンカ，デレガテンシスの種子を導入し，植物の生育，ルチン含量について研究した.

12.　ミシマサイコ　昭和43年～

静岡県特産の重要な漢薬原料であるので，当場では主として暖地栽培の立場から研究中.

13.　ステビア　昭和46年～

天然甘味資源として近年にわかに注目を浴びており，当場では原産地パラガイから種苗を導入し，繁殖，生育，収量，甘味成分などについて研究中.

14.　シンナモムム　昭和46年～

漢薬原料，香辛料として重要なシンナモムム属植物の代表的な種類について，優良系統の選定，

栽培法の概要を明らかにする目的で研究中.　(宮崎幸男)

種子島薬用植物栽培試験場

沿革および施設　昭和29年11月25日に多くの来賓を招いて盛大に開庁式を挙行したが，実際の業務開始はその前年10月からである.

土地および建物は中種子町から寄附を受けたのであるが，諸般の事情により正式に事務手続きが終ったのは昭和34年11月12日である. 即ち土地は松原地区に原野5町9反4畝12坪，山林4町4反14坪，外越地区（下田部落）に原野2町2坪，計122,633 m² で，建物は松原山地区に木造平家建5棟，計105坪2合5勺を行政財産として引継受納を完了し，同年12月1日登記を済ませた.

しかるに昭和46年に隣接している種子島空港滑走路の拡張工事が実施されることになり，当場の敷地並びに建物の一部が拡巾工事に入るため鹿児島県側からその個所を提供してほしいとの要望があった. 当場としても極力反対の態度を表明したが最終的に承認し，補償要求書を県へ提示した. 敷地10,200 m² は鹿児島財務部へ引継いだ.

従って現有敷地は102,634 m² (31,101坪)，建物は9棟延べ649 m² (196坪) で，そのうち昭和36年の台風で木造収納舎が倒壊したので鉄筋ブロック一部2階建て (203.04 m²) は災害復旧工事で建替え，昭和37年3月に宿舎2棟（場長用47.318 m²，職員用40.418 m²）を新築，更に昭和39年12月にガラス室 (134.04 m²) を新築した.

人員は現在研究職1名，行政職㈡4名の計5名である.

業　務　当場は重要薬用植物特に亜熱帯及び熱帯性薬用植物の研究を業務としており，設立以来今日まで多くの薬用植物について栽培試験を行なってきた. その主なものは次のとおりである.

1. コカ　昭和30年に当時の刈米所長から送付を受けた種子828粒を播いた. その後度度伊豆試験場から種子の供与を受けた. 本島においては夏季は著しい生育を示し容易に開花結実する. 種子も発芽良好であるが，気温が10 °C以下になると寒さのため枯死することが判った. 現在は保存株366本を栽植し，耐寒性種の育成に取組んでいる.

2. キナ　昭和33年に伊豆試験場から送付の台湾産種子3種類 (*Cinchona ledgeriana, C. succirubra, C. hibrida*). 発芽は良好であったが夏冬共に生育不良である. 現在は保存株程度である.

3. インドジャボク　昭和32年，当時の刈米所長からインド産種子4,335粒を譲受し，本格研究を開始した. 発芽率は10％程度であったが生育が良く，越冬も容易で樹高も80 cm内外に的達し，約300本の3年生株から12万粒以上の種子を採集したので，かねてから栽培希望の鹿児島，宮崎，高知及び徳島の各県に種子を配布して栽培を指導した. 有効成分のレセルピン，レシナミンはインド産に比して劣らず，夏季収穫のものが含量が高いという成績を得た.

4. ガジュツ　種子島，屋久島における昭和48年の作付面積は約120 haに及び，農家のよい副業になっている. 繁殖率が極めて低いので多収穫栽培に力を入れ，植付時期別試験ほか数々の

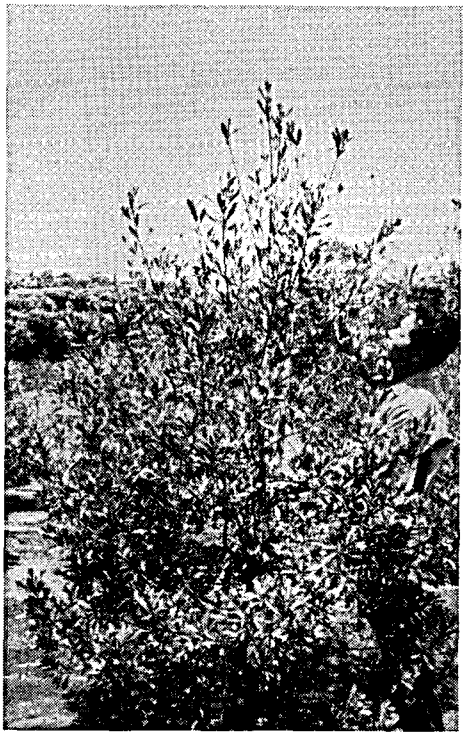
ズボイシア（種子島）

試験を実施してきた.

5.　ズボイシア　生育も速く，種子島では播種後21か月で開花結実する．発芽率は高いが変異が多く，そのため優良系統の選抜育成が必要であり，現在研究中である.

6.　ミシマサイコ　暖地性でありながら，九州の高原にも自生をみるので種子島での生育は不適かと思っていたが，適否試験の結果，生育は良好で収量も標準を上廻った．今後実際生産者への栽培指導を行ってゆきたい.

7.　タイマ　無毒性大麻の生育と繁殖その他について昭和49年から試作している.

上記のほか今日まで栽培試験を実施し，試作中の植物はウコン，クミスクチン，ニッケイ属植物，ルチン含有ユーカリ属植物，サンビロート，台湾産イノコズチ属植物，アザミゲシ，ハズ，シュウキラン，ヒトツバハギ，ローゼル等である.

栽培試験以外の業務：(1)　九州各県の薬用植物栽培状況および採取出荷等についての実態調査．(2)　南西諸島における薬用植物の調査．(3)　外国との種苗の交換．(4)　薬用植物栽培に関する技術的指導.　（高城正勝）

北海道薬用植物栽培試験場

寒冷地における薬用植物の栽培研究を目的に，昭和37年（1962）より試験場開設の工事を始め，昭和39年7月（刈米所長）に正式に発足し今日に至っている．当場は北海道旭川の北約80 km名寄盆地の北部（北緯44°22′，東経142°28′）天塩川と名寄川の合流点近くに位置し，土質は砂質土壌で，年平均気温は5.9 °C（'73）である．施設は用地83,599 m²，建物8棟846 m²で，用地のうち圃場は約40,000 m²である．現在トウキ，センキュウ，シャクヤク，ダイオウ，ゲンチアナ・ルテア，ケシ，オウレン，キハダ，ボタン，ヤクヨウニンジン等20種類の薬用植物について栽培試験，試作，展示栽培をおこなっている．このほか標本園を設け，温室鉢植物を含めて約2,000種の植物を管理して研究，見学等に供用している.

発足以来現在までの研究その他の業績のおもなるものはつぎのとおりである.

1.　センキュウ　セリ科の多年生草本で，古来より漢方薬として強壮，鎮静に使用され大正時代より北海道で栽培されているが，栽培体系が確立されておらず，昭和39年以来栽培法の改良を目的に試験をおこない，苗の作り方と収量の関係を明らかにした．昭和40年以降病害虫の効

果的な防除方法の研究に着手し，ベト病，アカダニ等の地上部の病害虫に対しては対策を得たが，地下部の根ぐされ病については未解決で，今後研究すべき課題となっている．一方，良品質の生薬をうる目的で掘上げ時期，湯通し，乾燥等の調製法について研究し品質との関係を明らかにするとともに，調製方法の不明の点について試験を続行中である．センキュウは結実しないために株分けによって増殖をおこなっている現状では育種的な考慮がなされていない．こんご良質で多収のセンキュウを育成することと，現在の農業経営に合致した機械化栽培の体系づくりを研究すべきであろう．

2.　ゲンチアナ・ルテア　苦味健胃薬ゲンチアナ根の基源植物であるゲンチアナ *Gentiana lutea* L. は欧州中南部アルプス，ピレネーなどの山脈に野生し，その採取品を古くよりわが国は輸入して現在に至っている．自生地の気象条件から，当地方においてゲンチアナの生育が可能ではないかと考え，その栽培を目標に基礎的な資料をうるため，昭和38年より試験を開始した．発芽試験の結果，水谷次郎氏が札幌市琴似町で昭和39年に採種したものが良く発芽し，外国から入手したものは不良であった．この事から新鮮な種子を戸外で播種すれば発芽することが判明した．昭和41年に2年生の苗を定植し，以来毎年その生育状況を調査し，現在10年生の株が圃場に栽培されている．開花は3年生よりみられるが，ごくわずかで0.3％，7年生で45％であった．昭和45年より一部を掘り上げ，5年生から8年生の根の収量について調査した．一方北大薬学部では2年生，5年生，6年生の根について品質を調査した結果，メルクの標品と変りなく苦味剤として優れた性質を存することが判明した．


ゲンチアナ・ルテア（北海道）

以上のことから今後は採種圃を造成して本格的な栽培試験を継続し，国産ゲンチアナ根の生産に寄与したい．

3.　ダイオウ　輸入生薬として重要なダイオウは中国より輸入されたものが市場品として取り扱われている．最近国内でも生産をはじめたが，まだ，市場には出廻っていない．ダイオウはタデ科の多年生草本で，高温をきらい寒冷地に適する薬用植物であることに注目し昭和39年より試験を開始した．試験に供したダイオウは水谷次郎氏の育成増殖した *Rheum palmatum* L. である．生育調査の結果，当地方においても夏期1ヶ月ほど生育を停止し，地上部が枯死したり，ときには全株が枯死する．昭和47，48年，当地方は水稲の豊作の年であったが，ダイオウは生育不良で，全株枯死するものが多かった．8月の気温降下期となると再び旺盛な生育を開始する．このダイオウは結実しないために株分けによって増殖しているが，植え付け当年の萌芽率は65％，

最終生存率は43％と低い．1年目と2年目では生育に大きな差があり，2年目になると草丈，株張りが大きくなる．2年株の地下部生体重は約6kgである．

昭和40年より調製方法について試験をおこないその結果，凍結乾燥法によって輸入ダイオウに近い良質のものが得られることをたしかめた，今後増殖の方法と夏枯れの防止法が解明されれば実際栽培も可能とおもわれるので，この点に重点をおいて研究をつづける計画である．

4. トウキ　セリ科3年生の草本で，センキュウと共に用いられる漢薬で，寒冷地を好む薬用植物である．現在北海道で実際に栽培されているトウキは北海当帰と称するもので，古来大和地方で作られていた大深当帰に比べると，品質は悪いが栽培が容易でしかも収量が多い．そのため昭和のはじめ頃より急速に北海当帰が普及して，現在に至っている．昭和39年より栽培方法の改良を目的に，苗の大きさと抽苔の関係について根頭部直径8mm以上のものは抽苔することを解明し，苗の仕立法について研究中である．調製方法については，収穫時期と品質，収量との関係について研究中である．また北海当帰は，大深当帰とエゾノヨロイグサの交配種といわれているが，変異が多いのでこの中から上質でしかも多収の系統を選抜する試験もおこなっている．この優良品種の育成と機械化栽培の体系づくりが，今後の課題である．

5. その他の薬用植物　当地方におけるボタン，オウレン，アミガサユリ，ムラサキ，カンゾウ，ベニバナ，ハマボウフウの生育収量の調査と栽培法の確立，シャクヤク，ヤクヨウニンジン，ケシの栽培法の改良，キハダの育苗，植林について研究中である．

試験研究のほか，北海道に自生している薬用植物（キハダ，ヒカゲノカズラ，コウホネ，エゾノレンリソウ，ハマボウフウ，ハマナス等）の分布状態あるいは採取・出荷の状況，実際に農家で栽培されているトウキ，センキュウ，シャクヤクの実態調査，また薬用資源開発の目的で外国との種子交換，未利用植物の調査研究をおこなっている．（本間尚治郎）

寄　　稿

目　　次

田原良純先生の追憶……村　山　義　温…… 321
私の思い出……刈　米　達　夫…… 321
私の思い出……若　林　栄四郎…… 324
石尾先生と共に24年 ……遠　藤　与　作…… 333
薬用植物栽培試験部の生い立ち……木　村　雄四郎…… 336
私と製薬部……篠　崎　好　三…… 340
和泉町時代の面影を追う……服　部　安　蔵…… 345
衛試の思い出……田　中　　穣…… 347
衛生試験所時代の私の思い出……市　川　重　春…… 349
東京衛生試験所在職当時を顧みて……秋　葉　朝一郎…… 351
製薬部の思い出……板　井　孝　信…… 353
「赤れんが」はわが心のふるさと ……武　田　義　道…… 355
試験所の思い出……北　尾　誠二郎…… 357
東衛時代の思い出……寺　田　安　一…… 358
長い名前とケシ……藤田早苗之助…… 360
和歌山薬用植物栽培試験場……平　山　重　勝…… 363
思い出断片……大　岡　増二郎…… 365
大阪支所の草創期……原　　一　郎…… 368
大阪支所の想い出……喜谷市郎右衛門…… 371
大阪の鎮台……山　口　一　孝…… 373
在職時代の感慨……石　館　守　三…… 376

田原良純先生の追憶

村山義温

私は明治42年に大学の薬学科を卒業したが，当時薬学界は微々たるもので製薬業も未だ振わず，従ってよい就職口もない有様であった．

私はしばらく大学の助手として働いていたが，偶には天から降る慈雨を望んでいた．

大正3年に勃発した欧洲第一次戦争は私にとってまさに慈雨であった．ドイツを敵としたゆえ医薬品の輸入が杜絶し，自給自足を余儀なくされた．因って東西両衛生試験所は命により急遽医薬品の試製調査をしなければならない事となった．

重要な医薬品のうちアルカロイド類のモルヒネ，キニーネとアトロピンは一応できていたが，コカインは製法がむつかしく壁にぶつかっていた．

私が田原所長の招きで嘱託の辞令を頂戴して見るとこのコカインの製法調査の命令であった．私はこの固い壁を破るべく青山新次郎の協力を得て一生懸命に働いた．

漸く半合成法という特殊の方法でコカ葉からコカインを製出することができ一安心したが，更に努力して薬局方に適合する塩酸コカインを作り得て私の使命を果たし，田原所長の知遇に報いることができた．

私は当時大学の助手のまま臨時の嘱託として働いたので任務は終ったが田原所長の懇請により引続き勤務することとなった．間もなく製薬部の官制ができ，その部長となり前後13年務めた．

ここで田原良純先生のことにふれる．私は在勤中先生より役人としての心得（仮に吏道と名づく）を教訓指導され，また一身上のことまで細かに指導されたので上司というよりも恩師という気持で終始仕えた．

製薬の仕事が略一段落したので私は欧米各国製薬業の視察という命令を受け，大正10年から11年にわたる一年間の海外出張の旅に出た．その間に，学位論文も通過し私としては一生涯中の最も光栄ある時代であった．

好事魔多し，視察旅行を終ってその報告と謝恩を胸に浮べつゝ勇躍帰国したところ先生は既に御目にかかれぬような病状であった．これは私にとってこの上もない痛恨事であった．

私　の　思　い　出

刈米達夫

大正の始め欧洲第一次大戦の影響によって，わが国は極度の医薬品欠乏に悩まされ，医薬品自

給対策を立てるために内務省に臨時薬業調査会というのができて，学界，製薬業界，関係官庁の大物を集めて会議が開かれた．その席上，植物の柴田桂太教授（現東大薬学部柴田教授の尊父）が薬用植物の栽培，殊に外国産薬用植物の移植栽培試験の必要について熱弁をふるわれたそうで，その結果，内務省衛生局に薬用植物栽培奨励に関する職員設置の予算が認められ，それが私が大学卒業の翌年，大学院にいた時であるが，柴田，朝比奈両先生から御推薦があり，大正7年4月，内務技師の辞令を戴いた．私の仕事は奨励，増産の行政的方面であったが，野田医務課長の好意により内務省衛生試験所技師を兼任して研究の仕事もできるようにして頂いた．時の衛生試験所長田原良純先生も非常に好意を示され，私のために研究室2室を与えられ，その他，多大の便宜を与えられた．ここに薬用植物栽培試験部の看板をかけ若年27歳で部長に任命された．始めは内務省に週4日，衛生試験所に2日ということに野田医務課長の諒解を得たが，研究室の方が引力が強かったので，だんだんそれが逆になった．大正9年に潮衛生局長の裁断によって薬用植物事務を衛生試験所に移管することになり，私の身分は衛生試験所技師兼内務技師ということになり大変有難かった．

その頃は日本の好況時代で政府の予算もかなり豊富で，殊に医薬品の国産は重要な国策に数えられたので研究費も旅費も充分に頂き，5月に任官して8月には台湾，12月にジャワ，セイロン，3年目の大正10年には1年間の欧米出張と，今から見れば夢のような話であった．

私が内務省に入るまでは衛生局の薬系技術官は野副豊三郎さん（明治42年東大卒）が製薬監督官として技師を兼ね，田山安二郎さんという古い薬剤師が1人で薬務一切を切りまわしていた．私のあと3ヶ月ばかりたってから松尾仁さん（大正3年東大卒）が衛生試験所嘱託から技師として保健課に入り，そのあと1年たってから安香愛二さん（大正5年東大卒）が麻薬担当の技師として医務課に入り，技手が増員されて薬系が急に伸びた．松尾仁さんは甚だ優秀な人物であった．籍は保健課であったが薬務全般を見た．内務省に入った以上，法律の知識の必要を感じ中央大学法科の夜学に通って卒業し，後には事務官と法律論を戦わしても負けなかった．それでいて事務官連との交際も，駈引きも中々さえているし，局の中で松尾政務技師，安香事務技師，刈米学術技師という蔭口を聞いた．松尾さんは早く昇進して勅任技師になり課長の待遇を受けた．大戦のさ中，衣笠所長のあとを受けて衛生試験所長になったが，空襲は激しくなり，また，長年事務畑におった人だけに技術の統率には中々苦労が多かったように見受けられる．彼の時代に若し薬務局ができて，薬務局長になったら，すばらしい腕をふるえたに違いない．彼の在職中に衛生試験所は戦火に焼け，終戦後は，つまらぬことでGHQ（連合軍総司令部）の御気げんを損じ退職の止むなきに至った．親ゆずりの貸家を十数軒持っていたが，それも焼けた．優秀なる彼の晩年が幸福でなかったことは誠に気の毒に堪えない．

私は衛生試験所時代に田原良純，西崎弘太郎，衣笠豊の3所長に仕えた．田原所長は技術官の典型として尊敬すべき人であった．学識においても明治26年，すでに牡丹皮の成分ペオノールの構造，合成までも完成して世界の有機化学書に載っている．炭火で元素分析をやった時代であ

る．フグ毒の研究で学士院賞を得た．本省の上層部にも押しがきいた．臨時製薬部を経常予算に切りかえるのにも，めざましく努力をされたが法制局に衛生局の川村事務官の案内で説明に行かれた時に「私は法律は知りませんが，実際上，臨時部の組織では優秀な人材は確保できません」と白髪頭を振り立てての熱弁には法制局の人達も参ったと，同事務官から聞いた．後年，ある技師が試験所での研究を自分の名で特許を取った事件が起こって，まっすぐな田原先生のことだから自分の責任のように心配してノイローゼになり退官された．私の最も尊敬する長官であった．

次の西崎所長はクリスチャンで人格の高い学者であった．ヌーボー式のぼんやりしているようであったが，つかむところはちゃんとつかんでいた．次の衣笠所長については，私が，まもなく京都大学に移ったので，特に記すべきことはない．

大正12年の関東大震災は私の在職中の最も大きな出来事であった．9月1日午前11時58分，私は2階の図書室にいて，始め平気でいたが，だんだんひどく揺れ出したので実験室に帰ろうとしたが，階段が揺れて振り落とされそうになり，ようやく手すりにしがみついて降りた．廊下には消火器が倒れて四方八方に噴水のように水がほとばしり，ロッカーは倒れ，天井のセメントは落ち，物すごい光景だった．そこに丁度薬用植物部の渥美技手が来合わせて実験室は無事，ガスの火は消してきたというので同君と共に表に避難した．飛び火が屋根に落ちて燃え出したのを入所したばかりの若い藤本磯男君が余震ゆらぐ中を勇敢に長い梯子をかけて屋上に昇り火を消した．製薬部で金属ナトリウムの瓶がこわれて，それに水がかかり火を噴いたが，これも皆で消し止めた．午后3時頃，ゴーという異様な響きが聞こえたので皆で，つなみだつなみだと騒いだが，後日わかったのは避難して集まった10万人の生命を一瞬に奪った被服廠跡の旋火であった．今，その場所に慰霊塔が立っている．衛生試験所が煉瓦建築で南風の火の粉を防いだので南佐久間町の2町四方の人家が焼けないで助かった．町民から非常に感謝された．それから震災救護事務が始まった．水道が出ないので市民は井戸水にたより，それに井戸に毒を投入してまわったものがあるという流言が飛び，所員の半ばは井戸の水質検査を受持った．また，牛乳が地方から出まわり，水をまぜて売っているという評判が立ったので牛乳の街頭検査もやった．市内で化学的発火原因の場所をたづねて53個所ばかりを調査した．薬品倉庫で過マンガン酸カリの瓶と硫酸の瓶がこわれて反応し火を出したところもあり，発烟硝酸の瓶が倒れて棚板に浸み込み発火したところもある．恐らくニトロセルローズが出来て爆発したのであろうと解釈した．目黒の陸軍衛生材料廠でコンクリート床の倉庫の中に石油罐入りのエーテルが百罐あまり積み上げてあったのが崩れ落ちて罐とコンクリートのショックで火花を発し百罐あまりのエーテルが燃え上った．その近くにあった吸入用酸素ボンベの倉庫に火が移り，ボンベが皆爆発した．そのボンベを後日，参考品として衛生試験所に1個貰ったが厚さ1cm余もある鉄の容器が飴のように破裂していた．これらの調査報告は私がまとめて震災救護事務局に出したが，今後の地震に備えて参考になるべき点が多い筈である．危険物倉庫の名の下に黄燐，金属ナトリウム，塩素酸カリなどやエーテル，アルコールなどを貯蔵したところもあったが，危険物倉庫は発火性薬品と引火性薬品とは別棟に

すべしという教訓を得たのも，この時の産物である．自動車徴発令書というのを官庁に割り当てられて衛生試験所は4枚割り当てられたが，道行く自動車をつかまえてこれを渡すと，すぐ連行して何日でも使用ができた．先に述べた発火場所の調査なども，自動車の御蔭だった．某子爵家の車，ダイムラーの乗り心地の良かったことは今に忘れられない．

昭和13年，京都大学に薬学科ができて，慶松，朝比奈両先生から教授就任をすすめられたが，わが半生を育てられた衛生試験所を去るに忍びず，また，2児を東京に残して行くことにも後ろ髪を引かれる思いで，両先生再三の御説得にも御ことわり続けたが，最後に慶松先生から「君は個人のことばかり言うが，薬学全体のことを考えんのか」と大喝されて遂に落城した．今日においては一たん大学の場を踏んで後に衛生試験所に帰って御恩返しのできたことは良いことであったと慶松，朝比奈両先生に深く感謝している．昭和15年6月21日，京大の松本（信三）医学部長が加藤（於菟丸）衛生局長に会って私の割愛方を懇請することになっていた．ところが，その前夜，厚生省が雷火で全焼し，余燼くすぶる焼跡に立って松本部長と加藤局長の対談は私の生涯の運命を決定した数刻として深い印象に残っている．私は昭和40年72歳で衛生試験所を去ったが，公務員歴47年の内，31年を衛生試験所に，16年を京都大学に過ごした．生涯の半ばを過ごした衛生試験所は私のふる里である．

私　の　思　い　出

若林栄四郎

薬用植物栽培試験圃場の誕生

第一次世界大戦の際，輸入が杜絶して医療上医薬品の窮乏になやまされたことから，政府は医薬品の国内自給を企図するにいたり，その施策の一環として薬用植物の試験に関する事項をとり上げ，大正7年これを担当する職員を内務省に設置した．私は大正10年3月薬用植物試験に関する事務取扱嘱託という辞令をもらって内務省衛生局（潮恵之助局長）医務課（野田忠広課長）に所属し，翌大正11年4月この事業が東京衛生試験所（田原良純所長）薬用植物試験部（新設）への移管に伴い，同部に移って，続いて刈米部長の下に勤務することになった．これと同時に大正11,12年度の継続予算で試験部附属圃場の新設が確定したので場所の選定，造営物の建築に着手することになった．概ね刈米先生と，時には衛生局の野田医務課長とともに東京府下，神奈川，千葉，埼玉の諸県下の候補地を調査して歩いた．交通，地価，土質などの条件を勘案して粕壁を推すことに，見方が一致したので決定することになった．就中，近距離の処に沖積の砂質壌土，関東ロームの埴質壌土，黒ボクの埴土などの異なる土質の土地が得られるので栽培試験に向いていると考えられた．ついで土地の買収にかかることになり金子七右衛門氏（粕壁町の旧家で，昔からキグスリ金子と云われた薬店を営み，またハクカ，ウイキョウ，シソその他の薬用植物を栽

培する薬草園を経営，さらに同氏の創案になる効率の高い蒸留装置を備えた工場をもち，白檀油，丁子油紫蘇油などの植物精油の製造を行なっていた）の薬草園を中心に隣接する民家所有の耕地を含め一括2ヘクタール余を1段歩当800円で買収した．現春日部薬用植物栽培試験場は略買収当時のそのままであるが，国有財産の評価額は坪当5～6万円とせられ，普通の売買の場合の時価は著しく昂騰して18～20万円で，買収価格に比べると実に8000倍になっている．往年金子氏が薬草園に植えたクスノキが現試験場の一隅に残存し，胸高幹周3メートルに達して，なお生育を続け，金子薬草園の名残をとどめている．買収地は直ちに地均を行ない，ほぼ刈米先生の計画案により，耕地はその用途別により区分し，本庁舎，温室，硝子室等とともに夫々場内における配置を定め栽培試験地区は1区の面積を0.5，1.0，2.0アール，草本植物標本地区は1.6平方メートルに区劃し区間に歩道を配することとし，私の母校に設けられた農商務省の委託にかかる耕地整理技術者養成所から，その備品トランシットを借用し，敷地全面の測量を行ない，さらに栽培試験地区を区劃して形態を整えた．それがそのまま維持され使用されて今日に至っている．建造物中，官舎，農夫舎，調査室など11年度分は予定通りに完成，本庁舎，温室その他12年度分の建造物は9月1日の関東大震災により被害を受け，また資材，作業員の不足により一時工事を中止する事態を生じて竣工が遅延するに至った．工事は営繕係の後藤己之松君が終始監督に当り，竣工に際しては工博大熊喜邦大蔵技監の厳重なる検査により完成が確認せられて，引渡を了えた．この圃場の名称は内務省東京衛生試験所薬用植物栽培試験圃場となっているので，大変長い名ですねと云われる人もあったが，私は薬用植物試験部附属圃場から自然に生れた生粋の名でもあり，圃場本来の使命をも表わすに極めてふさわしい名称でもあると信じていた．そして初代場長刈米先生で発足したことも，また意義深いものがあると思っている．なお柾目の通った杉の赤味の標札に墨痕鮮かに書かれた門標は多分衛生局の紀本参事官の書であったと思う．圃場に本庁舎ができてから門柱に掲げられ，長い間多くの来訪者を送迎し，またよく写真の対象となって親しまれたことを思うと，深い愛着を感じる．後年この名称は現在の春日部薬用植物栽培試験場となったが，場員の間でこの名称から栽培の二字を削除するしないで論議がかわされたとのことを耳にしたが，その是非は果してどんなものであろうか，私にはその真意がわかりかねる．名は体を表わすと云われるが，この場合，如実に真相を把握した適切な辞ではないでせうか．

圃場の業務

（I）　薬用植物種苗の蒐集とその栽植

野外薬用植物の採集はもとより，交換購入などにより広く国の内外より種苗を蒐集栽植してその充実をはかる方針をとった．つぎに主なる種類を記す．

1　吐根，キナ（3種），コカ（2種），クルクマ属植物（キサントリーザを含む3種），カワカワ，マテチャ，大風子，白檀，巴豆，セネガ，アメリカアリタソウ

大正7年政府のとられた医薬品国内自給の方針に従い，係員を海外に派遣して薬用植物に関する調査が行なわれることになり，刈米先生と東大理学部小石川植物園の中井猛之進先生とがジャ

ワ，ボナペの両島へ，同じく小石川植物園の柴田桂太先生と松尾仁内務技師とが北米へ，野副豊三郎内務技師が南米へ旅行の際，旅先で集められたもので，これらの種苗は小石川植物園内に栽植せられ，圃場に温室が完成するのをまって移された．

2　麻黄，スペイン甘草，コルヒクム，ヒドラスチス，セネガ，ジギタリス

もと薬学博士下山順一郎先生の十条薬草園，正しい名称としては是好薬園に栽植せられていた薬用植物を下山先生の委嘱により板橋町の飯田常次郎氏（主にジギタリスを栽培し，多量の葉末を製造して大阪の製薬会社に納入しておられた．ジギタリスの栽培調製については多年の経験を積み，相当規模の乾燥調製設備を備えて，すぐれた品質の製品をつくっておられた）の邸宅内に移されていた種苗を譲り受けた．

3　モミジバダイオウ，ウワウルシ

富山薬学専門学校長高橋隆三先生が欧州の旅行先にて入手した種子を寄贈せられたもの．

4　チョウセンダイオウ

朝鮮咸鏡北道羅南林業試験場技師斉藤龍本氏が生育原地にて採種せられしもの，刈米先生の指示により私より願い出て2回にわたり寄贈を受く．

5　キンモンダイオウ，モミジバダイオウ，その他大黄属植物種子3種

東大薬学部の柴田承二，藤田路一両先生により種苗交換により外国から入手せられしもの．

以上のダイオウ類は，圃場内での栽植育苗は，きわめて困難であることが判明したので，その生育立地条件を考慮し，主に長野，岩手両県下の高冷地に栽培を試み好結果を収めた．近年，シンシュウダイオウと名付けて栽培するに至った品種は，上記のチョウセンダイオウと他のダイオウとの交配により育成されたものである．

6　ロカイ　（アロエサポナリア）

帰国の便船がアフリカの南端ケープタウンに寄港の際，同地にて入手，持ち帰られしもの．多分，国峰専吉先生か野副豊三郎技師であったかと想われるが，審かでない．

（Ⅱ）　栽培試験と指導奨励

圃場設置の趣旨に従い，その使命の達成を期して，重要なる薬用植物について，良品質，多収穫，経済的生産を目ざして各種の栽培試験調査を実施し，併せて指導奨励に当った．試験に供した主なる植物と試験課題は概ね次の通りである．

ダイオウ，セネガ，ミシマサイコ，カノコソウ，オウレン，トウキ，シャクヤク，サフラン，ロベリアソウ，ケシ，チョウセンアサガオ属植物，ベラドンナ，ハシリドコロ，マオウ，アメリカアリタソウ，ジギタリス，トウゴマ

(1)　植物別栽培法の確立　(2)　優良品種系統の選抜育成　(3)　一代雑種の利用　(4)　栽培植物の自生化　(5)　自生植物の作物化　(6)　立地条件と生育生産力との関係調査

なお，温室植物中キナ（サクシルブラ種）については小石川植物園には養成された苗を持参し，野副豊三郎内務技師に随行して，わが国本土内の暖地紀州潮の岬のほか3ケ所の露地に定植し，

発育を調査したが失敗に帰した．吐根については静岡県河津の温泉地帯の民家の温室を借りて育苗繁殖，薬用部の生育に関する調査を行なった（大作昂君担当）．また圃場温室内のバニラに人工授粉を試み，果実の発育，収穫数量，品質の調査を行って良い成績を得た．

指導奨励

戦時下におけるロベリアソウ，ケシの栽培のように国の企画に基づく場合はもとより，企業体が採集栽培生産を企画する場合，その事業を助長するための協力，種苗の配布，個人の栽培に関する相談に応ずることなども一般の栽培試験とともに圃場業務の一つになっていた．普通には道府県，民間会社，共同団体などからの要請に応じて圃場の職員を派遣し指導奨励に当るのであった．対象となった植物には前掲の種類のほか，タマサキツヅラフジ，コエンドロ，チコリーなどがあり，また自生植物ではオウレン，センブリ，キハダ，キキョウ，キササゲ，リンドウ，マタタビ，ムラサキなど多数の種類がある．岩手県では当時の警察部医務課の東海林豊治課長が県民，就中農山村民の医療保健と収入とを計るため，山林原野に自生する薬草を採集利用する計画の下に，その第一回講習会を県庁大講堂に開くことになり，私は刈米先生とともに出席した．その後続いて毎年県下各所に次々と講習会が開かれることになり，この事業はほとんど県内隈なく普及するに至った．かくして自生薬用植物の未利用資源の開発利用，資源の涵養保全が進められ，またサフランその他の栽培も普及し，この事業は相当の効果を挙げることが出来たと云われた．この指導奨励には圃場の職員がそれぞれ担当に応じてその役目を果すことにしていたが，指導とは云っても，そうした関係で接触した世の多くの人々の体験，経験，創意工夫になる尊い成果から反って教えられることが多かった．私はそれを吸収して身につけ，さらにそれを活用することを思うて，私にとっては望ましい収穫であるので，よろこび楽しみにしていた．しばしば場員の間でこのことを話合ったものである．なお私はこの栽培試験と指導奨励の点で，勉めて世の要望期待に応えることの出来るようにと場員とともに微力を致し少しでも多く役立つ圃場であり，他から好かれ，よろこばれる圃場であることを願ってきた．そして私は圃場の内にあっては石原活磨君，外に出ては藤田早苗之助君の活躍があり，共にふさわしい適任者のあったことをよろこんでいた．石原君は主に標本植物園の管理を担当せられた関係もあって圃場への来訪者を迎えてその説明案内の役を受けもたれた．同君の明快巧妙興味にとんだ解説は聴く人を魅了し好感を以て迎えられた．外部からは春日部圃場の名物男と云われた程で，よく圃場の存在を誇示する処となった．また藤田君は広く薬用植物の栽培に通暁し，指導奨励を担当して，しばしば埼玉，茨城両県下をはじめ各地に派遣せられては，地味な任務に力を尽し，良く栽培事業の普及定着に貢献せられた．

（Ⅲ）　戦時下の圃場業務

圃場は大正12年度中に略施設を了え，その後次第に人員を増置し，場内の整備拡充が進められ，第二次世界大戦に及んでは薬用植物の栽培生産に対する要望が増大したため，それに対応する栽培試験，栽培の指導奨励を実施することになった．

1.　ロベリアソウの栽培

粕壁町を中心に附近一帯の町村，さらに遠く茨城県下に及ぶ広い地域に栽培を奨励指導し，大量の乾草が生産された．この収穫物は悉く圃場に収納することになっていたので，新たに収納処理庫を場内に新築してこれに当てた．戦時下呼吸興奮薬としての塩酸ロベリンの製造供給が重視せられた所以である．

2.　ケシ栽培試験場の設置とケシの栽培

第一次世界大戦後，阿片の国内消費は著しく増加し，国外よりの輸入量も多額にのぼり，国内生産量の遠く及ぶ処でなかった．政府はケシ栽培試験場設置を策し，昭和16年度予算に計上することになり，大蔵省当局に説明のため私に出席するようにとのことであった．そして予算の説明は或は深夜に及ぶかも知れないとのことであったので，そのつもりでいた．この予算の獲得はむづかしいことと考えられたが案外容易に認められて試験場の設置が決定した．私は大阪衛生試験所の町口英三所長とともに設置場所の選定にあちこち調査を進めた上，紀勢線道成寺駅に近い和歌山県日高郡矢田村土生を選んで試験場を設けることとし，東京目白の徳川生物学研究所に勤務中の平山重勝君を迎えて業務を担当してもらうことになった．現在の和歌山薬用植物栽培試験場がそれである．これまで阿片の増産に対する要望は大なるものであったにも拘らずケシの作付段別は増加を見るに至らず昭和12年の全国段別2,019町歩，阿片の収量21,213 kgを最高として爾後次第に衰退の傾向を辿るに至った．昭和16年には厚生省衛生局（加藤 於蒐丸局長）の安香，保見両厚生技師をはじめ関係係官によって作付面積2,000町歩の実現を期して努力することになり圃場から藤田早苗之助，平間好美の両君と私とが厚生省兼任となって広く全国をまわって栽培奨励技術の指導に当ることになった．戦時下食糧増産を急務として耕地の使用は割当制が実施せられ，ケシ作付面積の確保意に委せず苦労の種であった．その後なお減段を続け遂に終戦によってケシの栽培は終結するに至った．

3.　トウゴマの栽培

蓖麻子油は飛行機用の減摩油として多量に消費され，戦時中特にその増産が重視された．また朱肉製造原料にも用いられる．宮中にて公儀で使われる印鑑捺印用朱肉の量は相当額に達する由，一時不自由をきたすに至ったため，宮城内の一部の地にトウゴマを作られたとのことであった．

なお，以上の他にスコポラミン，アトロピン，ヒヨスチアミン原料としてチョウセンアサガオ属植物，ベラドンナ，ハシリドコロ，ヒヨスなどのナス科植物，メンタ油原料のハクカ属植物等も栽培した．

4.　宮中御料生薬の納入と吹上御苑内薬用植物園の設置

刈米先生の指示により，ベニバナ，カミツレ花，シソ葉，ハクカ葉の4種を乾燥調製の上，年々続いて納入した．宮内省薬剤課にて調剤され煎剤として服用されるとのこと，主に皇太后陛下の御料，他の宮様の中にもこうした薬剤を好んで用いられるお方がおられるとの話であった．吹上御苑内へ薬用植物園を設ける話は昭和16年のことであった．私は細井美水薬剤課長を訪ね，さ

きに刈米部長の下に勤務せられた北添孝純君が同課在勤なので三者打合せの上，細井課長の指示を受け，御苑の一部に場所を定め，整地の上，主要な薬用植物を栽培し，管理を続けたが，戦争が烈しくなって宮城内に防空壕が設けられ，やがて東京が空襲を受けるに至って，この仕事は自然に打ち切られることになった．私は上記用務のため，しばしば吹上御苑に伺うのであったが，その沿道には馬場，宮内庁楽部，呉竹寮，御養蚕所，紅葉山，道灌濠，蓮池，高い石垣，桔梗門，汐見坂，生物学御研究所，半蔵門などが見られた．吹上御苑の池の清らかな水，悠々遊ぶ雉の姿，静かに落付いた御苑の美しい景観などが眺められた．

来訪者

季節的には薬用植物の花期，殊にカミツレ，ジギタリス，ケシの花時，ケシの乳汁採集の頃が最も多い．各方面から様々の人が来られ，話合っては教えられ，また励まされ深い印象となって胸奥に残った思い出の人も少なくない．また政界，官界，学界に知名な立派な人々にお会いする機会を得たことも私の喜びである．つぎにその一部の来訪者をあげてみる．敬称は省略させて貰います．

東京衛生試験所評議委員会委員

長井長義（委員長），朝比奈泰彦，西崎弘太郎，林　春雄，丹波敬三，刈米達夫，柴田桂太，池口慶三

長井先生は薬学界の長老，麻黄の成分エフェドリンの研究で世界的に有名．林先生は東大医学部の教授，柴田先生は東大理学部教授，朝比奈先生は文化勲章の受賞者，他の先生方は何れも薬学博士，これら大勢の立派な人々をお迎えすることの出来たことは，正に特筆に値することであろう．刈米先生の御案内で場内を廻られ薬用植物を話題に明るく楽しそうに話合われた容姿がうかがわれた．昼食は私の住む官舎の座敷で長井先生には隅にあった箱火鉢を運んでその上に膳を据えられての目立つ姿，何となく座敷での不自由さが察せられた．私の家族までも親しくお会いすることが出来たことを喜んだ．

内務大臣　安達謙三

現職大臣の来訪はこれまで唯一人，案内の刈米先生と親しみ深く話合われた様子が思い出される．

大蔵次官　大口喜六，大蔵事務官　加屋興宣，大蔵省主計局長　河田　烈，大蔵省予算決算課川西課長，法制局　守山参事官，法制局事務官　佐藤　達夫

大蔵省関係者は，概ね衛生試験所の予算に関連をもたれる人々，佐藤達夫さんは植物にくわしく話題の豊富な人，その後，幾度か来訪せられた．現在は人事院総裁．

厚生省衛生局長　山田準次郎，厚生省衛生局見習　亀山孝一

衛生局の人は所管関係での来訪，亀山さんは初めての来訪時は見習，それから事務官，課長と，どんどん伸びて県知事に進まれ，幾度となく来訪されて馴染の深い人，明るく親しみ易く，即興の巧さはかつてセイロンベンケイソウが葉挿しで根を出し芽を出し苗となる処からハカラメソウ

と命名して人を笑わせている.

陸軍衛生材料廠々長　羽田益吉，渡辺又治郎，松南千寿，田口文太，山口誠太郎，清水寅次

上記は初代廠長から順次歴代の廠長を列ねた顔振れ，その多くは陸軍々医学校教官時代からの来訪者，羽田さんはシナの苗を養成栽植所持せられたことで国内唯一の人と云われた．私は幾度かお会いして教を受け親しみ深い人となっていた.

東大医学部三浦内科　三浦謹之助

三浦内科で知られた著名な医師，大正7年12月西園寺公望公爵（元老，元勲待遇，1940年歿，国葬）が第一次世界大戦の平和会議の特使として渡欧の際，主治医として随行，随員中には外務省嘱託近衛文麿公爵（国会議員，組閣2回，1945年終戦直後自殺），同外務省嘱託伊藤文男公爵（伊藤博文公の御子息），常時西園寺公の身辺にかしづかれたオハナさんがあった．刈米，中井両先生はジャワ，ボナペ両島における薬用植物調査のため渡航の際，特使一行の乗船日本郵船の丹波丸にて行を同じくし，シンガポールまでの船上にて三浦，刈米両先生がお会いする機を得られ，たまたま薬用植物の話題に花が咲き，この邂逅が縁となって三浦先生の圃場参観の運びとなったとのこと．圃場来訪の際は私が案内を担当，場内を一巡したが，薬用植物には，とりわけ深い観察，納得の表情が伺われた．そして終始慇懃であったことが思い出される．また，かつての丹波丸船上でのお二人の交歓が如何に暖かい心のふれ合いであり，楽しいものであったかが察せられた.

画家　丸山晩霞，竹内栖鳳

丸山画伯は御夫妻で2回来訪，竹内画伯は2人の門弟を連れられて来訪，さらにお出になられる御希望であったが，第2回は植物が時季的に生育末期の状態であったのでやめられた．何れも薬用植物の題材にとり入れられていたことが思い出される.

東大理学部小石川植物園園芸主任　松崎直枝

日清戦争の折，北京一番乗で勇名を馳せた松崎大尉の御子息，ジャワ，ボナペ両島，南北米から集めた種苗の栽植を担当してもらった関係で知り合う仲であった．豪放磊落，かつ博識の士で，私には慕わしい人であった.

圃場余録

1.　創設の頃の粕壁

ここは関東平野の平坦地，広く田畑の続いた米麦主産の農村地帯に位置する日光街道の宿場町，昔は大勢のお伴を従えた大名が駕籠で，庶民は徒歩でこの街道を往き来した．また参観交代の折，大名の泊られた旅宿や米麦，油脂などを取扱う大きな商店が軒をつらねていた．お伊勢詣りの人々が泊られたと云うことで広く知られた国田屋という旅籠屋は圃場のすぐ南に大きな三つの土蔵と主屋の一部が残っていたし，町の家並や風習などからも昔の名残が感じられた．東京からは東武鉄道の始発駅業平橋から粕壁駅まで34粁，当時の汽車で1時間半ほどで着く．貨客混成の列車で石炭をたき，黒煙をはいて走る小型の蒸気機関車に牽引される．客車の腰掛には畳表が張ら

れ，うす暗いガラスの石油ランプが点されていたものもあった．列車の運行回数も少なく一列車に乗りおくれると1時間半から2時間余も待たされるし，最終列車は午後9時半，両駅間の乗車賃は60銭であった．圃場は粕壁駅の東方徒歩10分程の処にあり，境界線の一部が古利根川に接している．この川は坂東太郎の異名をもつ利根川の分流で沿線に拡がる水田の用水として大きな役目を果している．また雨水などの過剰の水を集めて下流に送るので用悪水路となっている．田植の頃ともなれば，水かさを増して川一杯になり音もなく緩に流れ周辺の草木の緑を調和して美しく閑かな景観を現出する．河岸に生えるヨシの中にはヨシキリが騒がしいほどに鳴き囀り，夏には蛍が飛び交う．水鳥ではバン，クイナ，カイツムリ，シラサギなどがあり，季節渉禽にはカッコウ，ガン，カモなどがある．またこの地に住みつく鳥類にはミミズク，フクロウがある．カイツムリはこの地方ではムグッチョと呼んでいる鳥で水面に游泳するうち急に速い速力で50米から100米ほどの距離をほぼ一直線に行跡を残して美しい姿で飛翔し，停止しては水中に没し，暫くして少し離れた処に浮び出ては游泳する水鳥で，カイツブリとも云われる．漢字では入ヘン（片）に鳥のツクリ（旁）を書いた鳰をニホと読み，水に没する鳥ということで，日本で作られた文字であるとのこと．

シラサギは，この辺に多く見られる鳥で，よく集団した棲息地としては野田村が有名である．初夏の緑の水田に降り立ち，白く散らばる眺は美しくすがすがしい．川の浅瀬に静かに一歩一歩かぼそい体を運ぶ姿や，小頸をかたげ，片足をあげて立つ姿などは淋しく憐れを覚ゆる．カクコウ（郭公）は五月の初，八十八夜の頃に飛来する渉禽で，遠くまでとおる明るい調子で鳴くので快よい季節感を届ける使者でもあるように思われる．ガンやカモも季節になるとよく飛来する鳥で古利根川の川面に游泳する姿を見かけた．特にガンは朝早く，また夕暮近く美しい隊列を組んで飛び鳴くのを見聞もするのは平常のことであったが印象的である．フクロウは，この地方ではデレスケデンベイとも呼ばれ，昼間は樹のしげみ，木の空洞，納屋の隅などに姿を隠し，夜間に，活動する夜行鳥で，大きな丸い目をもち，太い鈍い声で鳴くが，それが淋しいような，怖いような何となく無気味なものである．また，この附近の堀や沼には，珍しいとされている食虫植物のムジナモ，タヌキモが生えているし，鮒，鯉，鯰，鰻などの魚類が棲息し，漁を業とする漁師もいた．漁師は簡単に持運びの出来る小型の舟を水に浮べて，それに乗り，鰻掻きという特殊の漁具を使って水底の泥の中にいる鰻をとっていた．鰻の蒲焼は，この町のおいしい食物とされていたが，老舗の寿司金は川魚料理では町一番と云われ鰻の蒲焼のおいしいことでは定評となっていた．圃場来訪者の食事には，きまったように，ここの蒲焼がつかわれた．この附近でとれる鰻は土質の関係で特に味の良い蒲焼が出来るのだとのことである．漁獲が減り，需要が増すようになって，千葉，茨城産がつかわれ，その後は養殖魚に変わってしまった．この頃では魚類ばかりでなく，鳥類などもめっきりと減って，ほとんど鳴き声や姿が消えてしまったものが多い．（昭和29年粕壁町に市政がしかれて春日部市となる）

2. 圃場労務

圃場開設の初期は場員数が少なく，為すべき用務が多かったので，せわしない日が続いたが，全員が協力して良く業務を円滑に処理することが出来た．その後，次第に場員が増加され，小使，農夫，雇，技生，技手が夫々職務を分担して配置につき，圃場は次第に整備充実するに至ったが必要に応じて随時相協力して事に当たる方針に変わりなく，創設当時からの伝統の如く持続された．私の在職中，全員が協調融和夫々任務にはげみ圃場業務をさしたる支障もなく進めることの出来たことを思っては，ひそかに感謝し喜んでいた．圃場には昨今の法人，その他の企業とちがって，小使を除いては被服の貸与，給与と云ったものがなかったが，あたかも，それが普通の如く考えられていた．場員は農作業では汚れをいとわず働けるよう，おおむね粗服をまとい作業についた．私に忘れられない次のような思い出がある．ある日，職員の一人が農作業の身支度をととのえ，土にまみれて除草に専念していた．見学に来られた学生の集団が，その側を通り，その内の一人から，何うしたことかその職員は「あんちゃん御苦労様」との放言を浴びせられた．職員は相手の言動から忍び難い下げすみを痛感し，休憩時に私の処へその次第を訴えて来られた．心なき行きずりの冗談かとも思われたが，平素温厚の場員であり，私の信頼する人物でもあるので，よくよく肚に据えかねる処のあったことを思い，その胸中も察せられて学生の引率者に申出て謝罪を求めて結末をつけた．私は後年はからずも，ここに話題の学生にめぐり合った．すでに学を了えて会社に入り盛んに活動して居られる立派な社会人であった．「往年あなたにきつく叱られましたね」と云われて，すぐに当時の学生であることが解った．謝罪を求めた際の私の態度，言葉遣いには，相当きびしいものがあり，殊に柔か味，暖か味に乏しい私のことなので相手にとっては深刻に受けとられたことが思い出され，身のちぢまる思いがした．彼は「あの頃は若かったのでね」と云って笑われ，お互いに思い出話を交して別れた．その後二人は何回となく合っては話合うことになり親しい友となってしまい，あの時の「あんちゃん御苦労様」と云われた言葉が今では何か名文句ででもあるかの様に思われるに至った．なお話題の中の圃場の職員と云うのは圃場創立50年の記念祝典にあたり，多年勤続功労者として石原活磨君，藤田早苗之助君とともに表彰を受けられた，大作昂君のことである．大作君は書記事務官が行なう圃場業務の一切を処理するほか，さらに毎日定時の気象観測を担当し，さらに農作業に従事して労を惜しまなかった．なお小石川植物園に栽植されていた温室植物を圃場に移転するに当り，その植物の管理担当者であった園丁が植物とともに同行して農夫として圃場の人となった．その妻，猪飼ともさんも，また小使として圃場の人となって勤めることになった．猪飼さんは小柄で，よく体が動き，曲ったことが嫌いな素朴な明るい人で場員から好かれていた．欲得をはなれて良く圃場のために尽された稀に見る人であった．大作，猪飼のお二人は本務外である労務にも敢然身を挺して従事せられた．夏の陽射の下，額に汗し，土にまみれて励まれる尊い姿に接するとき，私は自ら頭が下がった．しかし，今にして思えば正に酷使に値するものではなかったろうか．私のゆきすぎ，思いやりの足らざりしを省み，心ひそかにおわびしている．なお往年圃場労務で行動を共にした

場員諸君の協力に対して，ここに改めて謝意を表します．

この思い出は今を溯る50余年前の遠い昔の大正10年に始まるおぼろげな記憶を辿って記したもので，数々の間違いや，思い違いがあることと思う．お気付きの点は正していただきたいと願っている．なお，私は在職中圃場を介して世の多くの人々に接する機会に恵まれた．そこには深く心に刻まれた思い出の人々があり，出来事があって感懐ひとしおである．私の尊敬する人は歴史上の人物の中に，また小説に登場する架空の人にもあるが，現実の二人がこの人々の中にあった．そのお人柄，識見，学識などせめて少しでもあやかりたいと願っている．また異数の人としては目に一丁字なき素朴な貧しい農家の人で，心の豊かな　人として立派な老農があった．訥々と語る経験，体験，その物腰，態度には何とはなしに強くひきつけられた．この人は，すでに30余年前に幽明界を異にするに至ったが，今なお，私のうやまいしたう一人である．老農が晩年私との話の中で，ふと云われた桃栗3年柿8年，達磨は9年おれは一生，と言葉はすでに世間で聞かれることではあるが，このお百姓さんの長い人生行路の修養の一つの糧でもあったように思われたし，また私に与えてくれた親切な尊い一つの教訓でもあったと信じている．なお，この辞は，桃栗3年柿8年，柚は9年で成りかねる．「柚の大馬鹿18年」という言葉から飛躍して出来た宗教家の成句ではないでしょうか．次にまた私の同僚，後輩の中にこの人はと将来を嘱望した3人があったが何れも大きく成長して有為の人となられたので，わがことのように喜んでいる．私は在職26年（1921～1947年）の長きに及んだが，この間，刈米先生はじめ勤を共にした場員諸君から厚い支援を受け，また関係各位からいろいろと御世話をいただいたことは感謝にたえない．ただ徒に多くの歳月を空費して遂にこれといった業績もなく，恩義に報いることが出来たろうか，また良く圃場の使命を果し得たであろうかに思い及ぶとき，誠にお恥ずかしく心中忸怩たるものがある．省みて己が無能を恥ずるのみである．

石尾先生と共に24年

遠藤与作

私が衛生試験所に入所したのは大正7年2月で，調査部所属であった．その時の調査部長は石津利作博士で，石尾先生は石津部長の下で，綿馬根の研究（博士論文の副論文）をされていた．当時石津部長は星製薬に転出することに確定しておられ，そのあとを受けて石尾先生に調査部長となられたのである．その時より昭和16年12月，石尾先生が大阪衛生試験所長として赴任されるまで，実に24年間，石尾先生の下で心技ともに御指導を受けたのであった．従って先生のことに就て記すのも衛生試験所100年史の一駒と思い拙文にもかかわらず，記憶を辿り寄稿した．

かえりみれば，長い間所長を続けられた田原良純先生の後を受けて大正11年3月西崎弘太郎博士が所長となられ，翌年5月石尾先生は海外に出張され，1年の後帰朝されてより検明部長と

なられた．昭和7年3月衣笠豊博士が西崎弘太郎所長の後を継ぎ所長となったとき，石尾先生は再び調査部長となられた．その後昭和16年12月まで9年の長きにわたり，東京衛生試験所の調査部長として勤められたのであるが，石尾先生の海外に居られたときを除き，私はほとんどすべての期間を常に先生の下に行を共にしたことになる．

石尾先生の指導をえて行なった仕事を思い出し，追憶を交えてその一端を紹介する．まず，私が試験所に入所して初めに実験を手掛けたのは，河豚卵を加水分解して生じたアミノ酸の分離であった．

河豚卵の毒成分は明治42年に田原所長によって解明され，そのものはテトロドトキシンに基因すると発表されているが，前記の河豚卵より生ずるアミノ酸の研究は石津部長のとき，鈴木喜一氏が着手されたものを引き継いだのであった．その当時は現在行われている機器分析とは異り，各成分を分離し，精製して，本体を確認するので，一応完結するには約1年半を要した．

次に鮭の白子に就てのアミノ酸を研究する予定で資料を集めると共に，桐油の脂肪酸の研究に着手した（桐油の不飽和脂肪酸—エレオステアリン酸—の構造研究は石尾先生の博士論文の主論文である）．この実験中で最も苦心したのは，不飽和酸のブロム化であった．文献によればエレオステアリン酸（以下脂肪酸と略す）を氷酢酸に溶解し，これにブロムを作用して，ヂブロム誘導体を造ったとあるので，これを追試したところ，ブロムを混加するに従い樹脂化してしまい，これよりヂブロム化物を分離することに非常に苦心したが，収量は至って少ないものであった．また，ある文献では脂肪酸を石油エーテルに溶解し，25°Cに温めつつブロム化すると50％のヂブロム化物を得たとしてあったので，これも追試して見たが，この条件でブロム化しても，ヂブロム化物を得ることが困難であった（脂肪酸を氷酢酸にとかして，ブロムを添加すると，ブロムの添加が，進むにつれて樹脂状物が出来る．この樹脂化を防ぐため，エーテルあるいは石油エーテルを使用したのである）．しかし私達は脂肪酸をエーテルあるいは石油エーテルに溶解し，これを−15°Cに冷やしつつブロム化することで，容易にかつ好収量のヂブロム化物を，またヂブロム化物あるいは脂肪酸をクロロホルムに溶解し，−15°Cに冷やしつつブロム化することで，テトラブロム化物を容易に得ることが出来，そのうえ高収量でもあった．また本実験中ヂヒドロエレオステアリン酸を薄いカリ液にとかし，これに過マンガン酸カリ液（完全に分解するに要する計算量の1/2量）を加えて酸化したのち，着色物を脱色して出来た結晶物を除いた水溶液に塩酸を加えて酸性とすると，僅かに析出物があった．このものはエーテルにも溶けないので，何かの夾雑物の様に思われたが，丁寧に集めて置き，精査したところ，テトラヒドロオキシステアリン酸とわかった．このものはエレオステアリン酸の2個の2重結合の位置を決定するために重要な役割となった．私が衛生試験所で，実験にたづさわっている間をふり返えって見ると，実験も文献通りには結果を得られないことが間々あった．また実験条件としての温度，あるいは溶剤の選択の重要さを知るとともに，いささかの事柄をも無視してはならないことを知った．これ等の事柄は如何に機器分析が発達しても，技術者によって解決してゆかねばならないと思う．

この一連の研究は大正10年頃より検明部勤務中の前半（昭和2年頃）に掛けて行われたが，当時われわれは，夜7時，8時に実験室を出ることはよくあった．その頃，刈米博士は実験室に居られ，我々が退勤するときなお1人で勉強している様子を石尾先生が見て，刈米氏は良く勉強していると，感心をしていられたのも思い出の一つである．

昭和7年3月，再び調査部に戻ってからは食品に関連する調査試験事項が多かった．パラオキシ安息香酸エステル（エチル，プロピル，ブチル）が食品の保存剤として使用許可になったのも，その当時のことであった．

日支事変始まって以来，時日の経過とともに物資の欠乏を告げはじめた．砂糖もその内の一つであった．私達は砂糖の代替品としての，サッカリンおよびズルチンの試験方法を調査することになった．サッカリンは多量（1/4000以上）に使用すると食品に苦味がつき，それ以上の割合で使用しても，甘味は殆ど増さず，苦味のみが増し，食品の味を損うことを知った．ズルチンは使用量を増す程，甘味は増加するが，砂糖の甘味と違い，舌上に長く残り，後味の悪いものとなる．然しサッカリンおよびズルチンは砂糖の代用甘味料として食品への使用を許されていたが，ズルチンの食品への使用は禁止となった．

昭和16年石尾先生が大阪衛生試験所長に栄転されたとき，私も大阪行きを勧められたが家事上の都合でお断りしたうえ，一旦衛生試験所を辞職した．その後も松尾所長の下で嘱託として勤め，昭和23年9月松尾所長の退官なされたのを機に，私も長い間御世話になった衛生試験所を去ったのである．

石尾先生は大阪衛生試験所長となられたが，行政面より寧ろ学者としての石尾先生であったと思われる．先生は外部の人には接し難い人のように思われていた．これは先生の性格が外部に現れていたのかも知れない．私ども部下の誰もが，公的の事で判断を求めたとき，先生は結論を脳裡に画いて置き，それとは反対の方面より何かと論ぜられ，俗説に石橋を杖で叩いて渡る式の慎重さで事を決せられた．先生は常に自分の仕事の正確さを誇りとされていた．また先生は将来斯くあるべきことを予想して仕事を計画されていた．私の入所した大正7年当時は動物を飼育してビタミンの研究をし，海外出張より帰る（大正13年春）と合成繊維および合成樹脂の研究を，支那事変中に於てはペニシリンの研究を手にしたが，公務の関係上，何れも完結を見られなかったのは惜まれた．これも先生の性格上完全の研究成果として，世に出したいと思われていたことであろう．

石尾先生のほかに忘れ得ない人に鈴木憲二郎氏のあることにふれよう．大正年代より，大平洋戦争の終戦に至るまで図書館長を勤められた亡き鈴木憲二郎氏は衛生試験所の100年史を取りまとめるに当り見遁すことの出来ない一人であると思う．

氏は岩手県釜石の出身で，弁護士の志望で上京されたと聞く．勤めながら勉強していたが，人間味の裕かな人で，図書館長として熱心の余り，勉強は二次的となり，遂に目的を果すことが出来なかった．私が入所した時には既に図書係りをして居られた．その当時は石尾先生が図書主任

であった関係上，毎日朝昼夕と3回は顔を合せることになり，折りにふれ試験所内部の事柄に就いて話された．また氏は所員の誰彼の差別なく交渉が深かったので，調べる図書により研究の内容も推察していて，主任技術者の助手が図書館に来ると，ズバリ調べる本を探して，出してあげるので助手が驚いていたという．それ程に試験所としても，当時代には必要な人であったと思う．また試験所は神田和泉町で戦災を受けたにもかかわらず，貴重な本の多くが疎開によって，難を免がれたのも氏による所が多いと思われる．現在氏が生存していたなら，衛生試験所の100年史を編さんするに当っても，何かと貢献されたことであろう．氏は試験所を退職されたのちも，泉会の名称で旧所員と現所員との連絡会を組織して試験所発展のために勤められた一人であることを書き添えて，衛生試験所の100年の歳月の内に鈴木憲二郎図書館長のあったことを附記されるよう切望いたします．

薬用植物栽培試験部の生い立ち

木　村　雄四郎

はじめに

国立衛生試験所が創立百年を迎えるに当り，幾年か前の東衛会総会で当時の所長さんの石館東衛会長から記念事業の件で諮問されたことがある．偶々会員として出席していた私は日本薬史学会常任幹事の立場からどうか衛生試験所百年史を編さんして貰いたいと要望したものであるが，幸いにもその後この要望が全面的に採択されて具体化し，待望の百年史が完成する運びになった．

けだし衛生試験所百年史こそは独り試験所の百年史に止まらず，わが国の薬学，薬業の発達史の一面を物語るものとして大いに期待されると共に，今にして関係資史料を蒐集し整備しない限り散逸する恐れもあったと思われる．

さて私が内務省時代の東京衛生試験所に勤めたのは大正7年5月から大正13年12月までの正味6年半で，専ら薬用植物栽培試験部の創設にいささか微力を致すと共に私にとって有益な研修時代であったが，薬史学的見地からいささかその生い立ちを述べることにしたい．

医薬品の自活対策

大正7年といえば第1次欧洲大戦の直後であり，それまでほとんど欧米の医薬品に依存していたわが国の治療界もその大半が輸入杜絶によってテンヤワンヤの騒ぎとなった．

そこで合成医薬品についてはいち早く衛生試験所（当時は田原良純所長）に臨時製薬部が設けられて，村山義温先生はじめ新進の若手技術官によって逐次合成医薬品の試製調査報告がなされ，わが国製薬業界を指導し開発された．

薬用植物を原料とする医薬品についても当時必須の医薬品であったサントニンなども急騰を告げ，キニーネやモルヒネ，コカイン，エメチンなども著しい品不足のためにその増産対策が急務

とされた.

当時，内務省に設置された臨時薬業調査会の記録によると，大正4年3月4日午後1時30分開会（第8回）の乙部特別委員会で朝比奈泰彦委員は第9号議案『薬用植物栽培の奨励方法の件』につき次の通り説明されている.

『附録第37，第38号（省略）中，本邦ニ生産スル生薬ハ少数ニ過ギズ，他ハ海外ヨリノ輸入ニ俟ツモノナリ．元来植物ノ栽培ハ土地ノ気候ニ関スル所大ナリト雖モ，独逸国ノ如キ寒国ニ於テモ栽培セラルルヲ以テ，本邦ニ移植ヲナス決シテ不可ナラザルベシ．熱帯産ノ植物ハ温室ノ設備ヲナシ植物園ニ，野生ノモノハ之ヲ農事試験場ニ依嘱シ，奨励ノ方法ヲ講ゼラレタキコトノ希望ヲ述ベ，同委員ニ於テ原案ヲ起草スルコトヲ協議セリ』とある.

さらに大正4年3月11日午后1時50分開会（第9回），第9号議案として『薬用植物栽培奨励の件』前回の続き.

『朝比奈委員ヨリ前回同様ノ趣旨ヲ述ベ　尚，地味気候ノ関係上内地ニ移植セシモノモ，ソノ成分ニ変化ヲ来スモ計ラレズ，故ニコレ等ノ調査ノタメ試験所設置ノ必要アリトノ説明アリ』

次で大正4年3月15日午後1時50分開会（第10回），第9号議案の薬用植物栽培奨励方法の件の中で『農商務省提出ノ別案附録第40号ノ第1ノ2項ハ内務省ニ於テ調査セルヤトノ朝比奈委員ノ質問ニ対シ，中川望委員ヨリ時局前各府県ニ照会シ回答ハ纏リ居ルモ全部一括製表ノ運ビニ成リ居ラザル旨答フ．丹波敬三委員ヨリ本案ノ審議ノ便ヲ計リ，少数委員ヲ設置シソノ中ニ新規ニ理学博士柴田桂太君ヲ臨時委員トスル必要ヲ述ベ多数ノ賛成アリ.

委員長ハ理学博士柴田桂太君ヲ臨時委員ニ嘱託方当局ヘ要求スルコトヲ述ベ左ノ通リニ委員ヲ指名セリ.

山田準次郎，高橋三郎，近藤平三郎，朝比奈泰彦』.

さらに大正4年3月25日午後1時30分開会（第11回）『三宅秀委員長ハ新ニ臨時委員ヲ嘱託セラレタル理学博士柴田桂太君ヲ各委員ニ紹介ス.

三宅委員長ヨリ薬用植物移植栽培ニ関スル調査委員ヲ別席ニ於テ調査セラレムコトヲ要求シ関係委員退席ス』とあって当時の状況が判る.

なお朝比奈委員の質問による農商務省農務局から提出された議案第40号の『薬用植物ニ関スル調査組織』は次の通りであった.

薬用植物ニ関スル調査組織

一　薬用植物ニ関スル左記事項ハ専ラ内務省ニ於テ調査スルコト.

一．本邦ニ必要ナル薬用植物ノ種類（天然産ト作物トニ区分スルコト）.

一．同上本邦生産品ニ在リテハソノ生産額（数量及価額）生産地方及ソノ製造方法（製造ニ伴フ設備）経費ソノ他生産品ノ歩止等製造上必要ナル要件ヲモ調査スルコト.

一．同上輸入品ニ在リテハ輸入額（数量及価額）輸入国ソノ生産状況（天然産ナリヤ栽培スルモノナリヤ）.

一. 同上内外品々質ノ優劣比較.

一. 同上現在及将来ニ於ケル需用ノ見込額（内外品共）.

一. 同上製品，粗製品及原料ノ価額（卸売価額，本邦生産品ニ在リテハ生産地価額ヲモ調査スルコト）.

一. 以上ノ外，薬用植物生産調査上必要ナル事項.

二 新ニ生産ヲ奨励スベキ薬用植物ノ本邦ニ於ケル生産ノ適否ニ関スル大体ノ研究ハ農商務省ト連絡ヲ保チ内務省ニ於テ実行スルコト.

三 従来，スデニ栽培セル薬用植物及前項研究ノ結果大体本邦ニ於テ栽培ヲ奨励スルノ価値アリト認メタルモノハ第一項ノ資料ニ基キ内務省ト連絡ヲ保チ農商務省ハ本省及地方農事試験場ヲシテソノ作物ノ経済的価値ヲ調査セシメ有利ナリト認メタルモノニ対シテハ相当ノ奨励方法ヲ講ズルコト.

ともあれ当時１ケ月に４回もの委員会が開催されて，政府当局並びに学識経験者によって薬用植物栽培並びに試験機関の設置の大項が決定されたことはまことに注目に値するものがある.

試験部発足のころ

このような経緯のもとに大正７年５月内務省衛生局に薬用植物試験に関する事務を担当する職員として技師１名，技手１名が増員され，技師に刈米達夫先生，技手に柴田文一郎氏が任命され，私は定員外の嘱託を依嘱された．ひとえに朝比奈先生のご推挙によるものであり，使命の重大さを認識し青春の血を湧かしながら働いた．朝比奈泰彦，柴田桂太両先生も非常勤ながら顧問格の嘱託としてこの事業の全般について指導された.

私どもは最初から衛生局の職員であったが，試験研究などの都合から田原所長の好意により，衛生試験所の一室を貸与された．その頃の東京衛生試験所は神田区和泉町（現，千代田区神田和泉町）に在って，初め調査部の二階の一室を間借したが間もなく本館一階の検明部と薬剤部の間の大部屋に遷り，逐次備品，機械，器具，薬品，図書などを整備しながら調査研究を進め，予算面では衛生局の野田忠広医務課長や庶務の紀本参次郎書記のお世話になった.

刈米先生は任官早々に大阪府三島郡に於けるケシ栽培，阿片採集の講習会や台湾に於ける薬用植物調査に出張され，更にキナやトコンの種苗を入手するため東大の中井猛之進先生（植物分類学）と共にジャワやセイロン島への出張が続いた.

一方，薬用植物栽培試験のために埼玉県粕壁町（現，春日部市）の金子七右衛門氏所有の圃場（同氏は薬剤師として金子薬局を経営の傍ら製油工場を経営し，更に自家の圃場で各種の薬草栽培を行い，一頃は粕壁町長に就任するなど土地の有力者であった）に依託して先ず第一に当時の駆虫対策としてヤマジソを栽培してチモールを製造することやアメリカアリタソウを栽培しヘノポジ油を生産するなどの試験が実施された.

また，東京帝国大学理学部附属植物園の温室，東京府小笠原島農事試験場，鹿児島高等農林学校指宿園芸試験地などに依託試験を行い，とりわけキナやトコンやヤボランジ等の苗の管理とそ

の増殖を依嘱し，さらに露地栽培を実施するため適地を物色したもので刈米先生と和歌山県潮岬方面に出張したことがあるが，新和歌浦から汽船で勝浦に上陸して潮岬に向かい環境を調査した．

指宿の園芸試験地には大正9年3月に出張したが，豊富な温泉熱を利用した温室内でキナやトコンやヤボランジの苗が育成され生育も極めて良好であった．当時の指宿は馬の産地としても知られていたが野外の温泉に馬が盛んに温浴しており一驚を喫した．当時の指宿は未だ鉄道が通じておらず，往路は船便により帰路は十三里の行程を鹿児島まで馬車便により一日を要した．

未だ栽培担当の若林栄四郎氏も就任前のことで，私は屢々薬草栽培試験に関して粕壁に出張したが，次第に薬草栽培の技術に興味を持つと共にその研究に関心をたかめた．同時に牧野富太郎先生に師事して日曜には各地の植物採集に精励し，その頃の調査に『武蔵野の薬用植物について』（木村，薬学雑誌42巻，295頁，1922年）がある．

また試験室の整備と共に私の初研究として『サントニンの新定量法』（刈米，木村，薬学雑誌40巻，927頁，1920年）がある．たまたまサントニンを含まない偽のシナ花が市販されて問題視された頃である．また梨葉の成分としてアルブチンを単離証明した（刈米，木村，薬学雑誌43巻，247頁，1923年）．その頃盛んにウワウルシが薬用されたが，その代用生薬としてコケモモの研究が行なわれた（刈米，渥美，薬学雑誌40巻，639頁，1920年）．

ヤマジソの栽培並にチモールの製造試験やアメリカアリタソウを栽培し国産ヘノポジ油の試製に成功したのもその頃のことである（刈米，若林，木村，薬学雑誌　44巻，722頁，1924年）．その他ヘノポジ油の有効成分アスカリドール簡易定量法（刈米，木村，薬学雑誌44巻，86頁，1924年），デリス根の成分研究（農用殺虫剤）（刈米，木村，近藤，薬学雑誌44巻，1049頁，1924年）などがある．

ともあれわが国の薬用植物栽培事業も当初は独立した試験場とする計画のもとに，当初両三年に渉って国立薬用植物栽培試験場設置に関する予算を申請したが，大正9年の経済界の不況に当面し断念させるを得ない破目となり，大正11年4月から衛生試験所に統合され，薬用植物栽培試験部（部長に刈米達夫先生）となり，同時に金子七右衛門氏の好意により同氏の土地を買収して粕壁試験圃場（現，春日部薬用植物栽培試験場）とし，圃場主任に若林栄四郎氏が迎えられた．

すなわち，大正11年4月5日附の内務省訓令第357号によると「東京衛生試験所ニ医薬品製造試験及薬用植物栽培試験ニ関スル事務ニ従事セシムル臨時職員左ノ通リ相定ム．右訓令ス」とあって定員は技師8人，技手18人，書記2人となっている．

斯くて私は大正13年12月朝比奈，刈米両先生のご推挙により津村研究所並びに津村薬用植物園の創設のため辞任し，民間で薬用植物の栽培ならびに和漢薬の研究に着手することになった．

その頃の主なる同僚には先に柴田文一郎氏（現，熊本女子短期大学名誉教授），後に渥美嶮次郎氏（薬局自営），照井留吉氏（現，三丸製薬合資会社代表取締役）および若林栄四郎氏などがあり，お互に切磋琢磨した間柄として懐しい想い出が尽きない．

私　と　製　薬　部

篠崎好三

はじめに

国立衛生試験所は，このたび創立百年の記念日を迎えることになり誠に御同慶にたえない．

この変転きわまりない社会において，誕生以来次第にその機構を拡大しながら百年の記念日を迎えることができたことは，試験所が夫々の時代に即応して，国家社会に幾多の功績を挙げてきた賜である．今後いよいよ複雑化する社会に対処して，よくその使命を全うし益々発展せられるよう願うものである．

私が衛生試験所在職28年の間には，夫々の時代により，様々の思い出は尽きないが，紙面にも限りがあり，私が一製薬部員として歩んだ道を回顧し，特に直接間接に関係した第二次世界大戦中の思い出を，拙文ながら紹介してみたい．

私は大正7年5月内務省東京衛生試験所に入所を許され，薬剤部を経て同年9月臨時医薬品製造試験事務嘱託を命ぜられ製薬部勤務となった．

製薬部は大正3年7月第一次世界大戦がぼっ発し，医薬品の輸入が止まり，治療上大きく支障をきたしたので，同年10月内務省は，東京および大阪の衛生試験所に臨時製薬部を設け，医薬品の製造研究を命じた．東京衛生試験所においては，村山義温製薬部長（現東京薬科大学名誉学長）始め部員一同の献身的努力により，幾多の重要医薬品の工業的製造法を研究発表し，わが国製薬技術の向上と，輸入に依存していた医薬品産業の振興に多大の貢献をなしとげた．

大正7年11月世界大戦は終結したが，翌12月官制が改革され，それまで嘱託員であった幹部の方々は，夫々技師，技手等に任官され，恒久的研究機関となり，その後幾多の研究が発表され，また昭和11年目黒区中目黒にリン酸コデイン製造工場が設立され，第二次世界大戦に際しては，緊急医薬品の製造に活躍した．

私が初めて製薬部勤務となった頃は，なお，合成医薬品や硫酸アトロピン，硫酸キニーネ，阿片アルカロイド等の工業的製造研究が盛んに行なわれていた．製薬部は第1科より第5科に分れていた．私は第3科柳沢秀吉技師の下で硫酸アトロピンの製造研究に従事することになった．アトロピン類の研究についてはすでに先輩により大体研究されていたが，私が担当した時には原料ロート根が約1,700貫あった．これを消化するのに約3年間を要した．

同科において実験第一主義のかなりきびしい薫陶をうけたが，この経験は私の製薬技術者としての将来に貴重な体験となった．

大正11年3月，司薬場時代より薬事衛生行政に，また，フグ毒素の研究（学士院賞受賞）に多大の功績をあげられた田原良純先生が退官され，後任所長に警視庁衛生検査所長西崎弘太郎先生

を迎えた．同年また柳沢先生が退官されたが，丁度その頃村山先生が欧州出張から帰朝され，私は同先生の下で植物成分の研究に従事することになった．また，私は技手に任官された．

私が第1科の研究室に移って間もない大正12年9月1日，突如としておそった大地震により，東京および，横浜地方における惨状は，目をおおうものがあった．地震と同時に製薬部東館に小火（ぼや）が発生したが，部員の一致協力で直ちに消しとめ，事なきを得た．

衛生試験所は奇蹟的にも，一望焼土と化した真只中に，その所在地和泉町とともに類焼をまぬがれた．試験所構内も異状がなかったので，附近の罹災民を収容し，所員は衛生面を通じて救護事業に協力した．

私は村山先生の御指導で，カワカワ樹脂成分のカワ酸，メチスチチン等の構造研究，黄蓮，黄柏中のアルカロイド，山椒の辛味成分等について研究した．山椒の成分中，揮発油成分についてはすでに知られていたが，辛味成分については，なお不明であった．私たちは，新鮮な山椒のエーテル浸出エキスから，初めて辛味物質の本体ともみられる軟質の結晶性物質を得た．この物質は純粋ではないが，強烈な麻痺作用があり本物質をサンショオールと命名した．この物を接触還元すると，無味，無臭の融点61°の白色リン片状結晶が得られた．これをヒドロサンショオールと命名した．この物を塩酸で分解して，ラウリン酸と一種のアミン性物質が得られた．この研究は未完成であったが，村山先生が昭和3年3月，熊本薬学専門学校長に御栄転せられ，研究を永続し得ない事情があったため，私が薬学会総会で予報として発表した．ついで，浅野，兼松両氏がこれを追試し，薬学雑誌，第51巻，5号（昭和6年）で同時に発表した．これらの研究には，なお幾多の不明の点があったが，山椒の辛味成分研究の端緒を開いたものと思う．

私はこれ等研究を通じて元素分析，分子量測定等の基礎的研究や，化学の研究方法等について御懇篤なる御指導を受け，一層化学の研究に興味をもつようになった．村山先生の後任には東京大学薬学科から近藤龍博士（後の当所々長，故人）を迎え，製薬部第1科の研究員はみな近藤先生の指導下にはいった．

製薬部長の後任には第2科の石川静逸技師が就任した．石川先生は田原先生のフグ毒素の研究に協力者として尽力し，製薬部開設以来，阿片アルカロイドについて幾多の研究を発表せられ，ついに，リン酸コデインの工業的製造法を確立し，昭和11年目黒区中目黒に，リン酸コデイン製造工場を設立したのを機会に勇退された．また，同12年3月製薬部開設以来製薬機械の設計，設備等工作に関する一切の業務を担当し，功績のあった技手小管元市氏は技師に昇任の後退官された．目黒工場長には製薬部開設以来村山先生の下で多くの研究を発表し，功績のあった青山新次郎技師（退官後製薬会社を経て近畿大学薬学部長，故人）が就任した．

村山先生の後任として着任した近藤先生の研究は，フェニールエチルアミン類，合成エフェドリン類，アンチピリン誘導体，更に財団法人癩予防協会委嘱による大風子油の製造等多岐にわたり，その他多くの研究発表がある．私はそれ等のうち数項目について，共同で，或は単独で研究発表した．私が衛生試験所彙報，第46号，52頁に発表したノバルギン（局方名スルピリン）

の製法は第7，第8日本薬局方解説書に紹介されている．

日支事変と第二次世界大戦

昭和六年満洲事変ぼっ発を契機として，昭和8年3月，わが国が国際連盟を脱退するにおよび，日支間の関係益々険悪化し，次第に戦争状態に突入し，また米英との外交関係も日に日に悪化の傾向をたどり，わが国に対する経済封鎖も次第に強化された．ここにおいて，製薬部は昭和11年リン酸コデインの製造が中目黒の新設工場に移転した後の作業場を利用し，時局に即応した緊急医薬品，および輸入薬品の製造を計画した．すなわち，

クロラミンT

最初に着手したのが板井孝信技師担当のクロラミンTの製造であった．この薬は創傷等の消毒の外，イペリット，ルイサイト等のビラン性毒ガスの損傷による皮膚の消毒剤として重要であった．本剤は空気中に長く貯蔵すると分解のおそれがあるため一定数量を備蓄して救急用とした．

フェノバルビタール

つぎに計画したのが鎮静剤フェノバルビタール，および溶性フェノバルビタールの製造であった．

これは近藤部長と板井技師の合作によるものであった．機械設備など資材不足勝ちの折柄にも拘わらず相当完備したものであったが，本品の製造はかなり困難で軌道にのるまでには相当の時日を要した．本品製造の担当者は初め板井技師これにあたり，次に神谷正夫，桑山孝男の両技手，嘱託の堀内淳一，山本栄，堀部邦男，大家大二の諸氏であった．

ビオホルムの国産化（キノホルムの名称で薬局方に収載）

これよりさき，私は昭和10年半ば衣笠豊所長からビオホルム研究の命を受けた．この薬品は元来スイス，チバ製品会社の発売で，アジア南部，東南アジア方面に多いアメーバ赤痢に卓効があり，また下痢をともなう腸疾患に著効あることが認められていた．私は種々研究の結果，既知製法と全く異なるパラジクロルベンゾールを出発原料とする新合成法を考案し，製法特許を得た．この研究には初め大久保守正氏（陸軍薬剤官として出征，無事帰還）次いで三谷栄作氏（本官で出征，陸軍歩兵中尉で戦死）等の協力を得た．元来，衛生試験所の研究は一般に公開し，民間企業等に任すべきが本来の使命である．発表当時数社の製薬会社から特許権払下げの希望があったが，衣笠所長の熟慮の結果，時局がら，衛生試験所で製造を実施することになり，昭和13年度予算に計上され，工業化の準備が開始された．担任者として，最初に嘱託梅木清四郎（現法務技官）柏瀬利夫，ついで荒川健，近藤宗太郎（何れも薬局開設），赤尾一郎の諸氏の協力を得た．キノホルム製造工程中，加圧反応，特に危険の多いキノリン合成反応，更に多量の水蒸気を必要とする粗製のクロルオキシキノリンの精製法等幾多の困難を克服し，昭和14年6月キノホルムの名称で，製品第1号（25g入）が発売された．製品の大部分は陸海軍の衛生部に納入され，一部は民間にも払下げられた．

ちなみに，衛生試験所は昭和13年1月厚生省の所管になった．

塩酸ロベリン

塩酸ロベリンは呼吸興奮剤として毒ガス対策上重要であった.

昭和13年10月私は衣笠所長から塩酸ロベリンの製造研究を命ぜられロベリア草30 kgを支給された. 而して製造法としては衣笠先生が, かつて米糠からビタミンB_1の抽出に応用した酸性白土吸着法によるよう指示を受けた. 助手としては金子正三郎氏（ロベリンの工業化に尽力した後, 退職して武田薬品工業（株）東京工場勤務）の協力を得て, 1回仕込み10 kgの規模で3回抽出を試みた. 本法の問題点は, 酸性白土に吸着させたロベリンをアルカリで脱解する点にあった. 3回の実験では委しい研究はできなかったが, 種々苦心研究の結果, ついにロベリンの純結晶をとりだすことができた. 一応の目標ができたので, 工業化は市川技手に託し, 私はキノホルムの製造に専念した. その後ロベリア草も豊富に入荷し, 設備も完成し, 近藤部長や市川技手, 藤田知一郎嘱託等により委しく研究され, また製法特許も得られた. 工業化には前記の外, 中里亮一郎, 村山佐, 勝又享吉, 宇田川秀男の諸氏の協力を得た. なおロベリア草中のロベリンの含量は0.2％と僅少のため, その抽出には多量の原料を要し従ってその設備もぼう大にならざるを得ず, ロベリンの浸出用木槽は10万リットル2基と, 濾過用木槽1基が設備された. かようなぼう大なる装置を操作する従業員の労苦は想像以上のものがあった. かくして得られた塩酸ロベリンは主として1％1 ccのアンプル入りとし, 寺田安一薬理試験部長の安全性の検査を経て, 陸海軍衛生部や, また都道府県に配布し万一に備えた.

この外製薬部では輸入薬品の製造も計画した. すなわち,

テオフィリン

この薬品は強心利尿剤として重要である. 本品の研究は主として宮永謙介技手（後技師に昇進して退官）によるもので工業化には嘱託の佐藤輝夫, 大崎銀蔵, 渡辺秀雄の諸氏が協力した. かくして製薬部は一大製薬工場と化した.

タンニン酸フェナゾリン

本品は従前, 食欲増進剤とし輸入されていた. この研究は, はじめ藤岡忠仁技師, 次いで板井技師, およびその協力者により研究されたが, 清水二郎技手はそれ等の研究を基礎としてこれに改良を加え, 工業化に成功した. これ等の研究ならびに工業化には, 嘱託江本龍雄（後に厚生技官, 現日本公定書協会部長）橋本勉二（故人）斎藤吉雄の諸氏が協力した.

さて当時, 日支間の関係は愈々深刻化し実質上戦争状態にあり, 国費ぼう大の折柄, 行政改革の議起り, 厚生省関係の衛生試験所や栄養研究所等の合併が問題となり, 厚生省より木戸厚生大臣始め高官の方々が視察にみえた.

近藤部長の言明によれば一行は特に製薬部や目黒のリン酸コデイン工場等に注目して帰られた由. このことは一般には知らされていなかったが, われわれ事実を知らされていた者は, いつ合併の内命がくるか案じていたが, ついにそのことなくて済んだことは衛生試験所のために幸福であった.

昭和16年衣笠先生が勇退され，厚生省から松尾仁先生を所長に迎えた．同年また青山リン酸コデイン工場長が退官し，同工場長には製薬第5科の田中穣技師（後の副所長）が目黒工場長に就任し，私がその後任として技師に昇任した．

松尾新所長を迎えた当時，各製品の製造は各科の主任技師の指導下にあったが，これを改めて製造はすべて統一し，近藤製薬部長総指揮の下に，私と市川重春技手（昭和19年技師に昇任，終戦後環境衛生化学部長）が全責任をまかされた．

昭和16年12月8日わが国はついに米英に対し宣戦を布告するに至った．当時，国内事情は，日支事変以来物資は次第に欠乏の度を深め，太平洋戦争に突入してからは，原材料はすべて割当制となった．然し折角割当切符は入手できても，これを現物化すること困難で，私は近藤部長のお供をして，タール製品販売統制会社，また試験所の製品納入さきの陸軍衛生材料廠（試験所の現在地），医薬品統制会社等に直接交渉して始めて現物を入手できる状態であった．石炭もまた同様で，石炭統制会社の手を経ねば全く入手できず，しかも石炭は時として，当所より直接貨物駅に引きとりに行かねばならぬことも屢々あったが，ある時など午前6時半に早出して丹野善吉運転手や工員とともに飯田町駅に石炭を引取りに行ったことや，また，隅田川駅に行き，捕虜の手をかりて，石炭をトラックに満載して運んだこともしばしばあり，忘れえぬ思い出である．

作業員の確保もまた極めて困難であった．戦時下，当然のことながら，一面には公務員の給与制度は大正7年制定のままで（多少の戦時手当はあったが）職員も勿論であったが，日給者の賃金は特に低く，初任給は女子65銭，男子85銭であったと記憶する．このため公立職業安定所からも紹介をことわられ，やむなく試験所として異例の裏門前に男女工員募集の札を下げる仕末であった．かように種々の手段をつくすも応募者は少なく，常に欠員がちであった．このため，工員の初任給引上げについて，庶務部長に交渉するが，規則と予算をタテに容易に諒承せず，生産第一主義を主張するわれわれとは常に平行線をたどり，幾度か激論の末，漸やく若干の賃金の引上げができた．然し，なお欠員は解消せず，動員学徒の応援を得て欠を補なったが，学生は交替制であり，慣れない人々を使用して仕事をすることは，特に化学工場においては指導者の気苦労が絶えなかった．動員された学校は，東京，明治，星の各薬専校であった．

一方，戦況は昭和17年6月わが軍がミッドウエー海戦に敗れてより日に日に利あらず，次第に後退を続け，昭和19年末頃からB 29爆撃機が日本本土に来襲するようになり，その度に，多量の有機溶剤や金属ナトリウムを使用している製薬部は，人一倍苦労が多かった．そのため通用門の附近に防空壕を造り危険物はここに修め空襲にも無事であった．

翌20年始め頃からわが国の都市に対し敵機の焼夷弾攻撃が次第に強化され，同年3月9日夜の東京大空襲により，永い間神田区和泉町の一角にその偉容をほこった衛生試験所の本庁舎も無残にも焼失してしまった．当夜の空襲で幸に所員に異状はなかったが，ただ残念なことに多数の書籍を，埼玉県南埼玉郡百間村（現在宮代町）小島良平氏宅に疎開のため梱包してたものを焼失したことである．また当夜の空襲で，薬剤部の主席技手大武徳之氏御一家は品川区戸越の自宅附

近で焼死し，キノホルム係助手赤尾一郎氏は台東区吉野町の隅田川河畔で焼死された．謹しんで弔意を表する．

思えば，昭和13年以来製薬部においては，近藤部長はじめ部員一同，あらゆる困難を克服し，緊急薬品や輸入薬品の製造に邁進してきたが，この悲運にあい，誠に痛憤に堪えなかった．

かくして，焼跡の整理も大体済ませ，3月下旬所員一同は目黒のリン酸コデイン製造工場に転勤になった．ここにおいて臨時官制をしかれ，近藤製薬部長が研究班長に，私が製造班長に，市川技師が副製造班長に夫々任命され，従来より同工場に勤務中の丸田技手，山下峰敬技手（現大塚薬品工業（株）取締役）芹沢筆次嘱託（故人）および神田より転勤の小幡利勝技手（現環境衛生化学部環境衛生第2室長，理博）等が製造班勤務となり，リン酸コデイン，塩酸エチルモルヒネの製造指揮にあたった．然し敵機の空襲益々はげしくなり，食糧，物資等の不足はいよいよ深刻となり，所員一同一般国民と共に，あらゆる困難に堪え奮闘したが，昭和20年8月6日，次いで9日には，広島と長崎に相次いで原子爆弾が投下され，幾十万の死傷者を出し，また同7日にはソビエト連邦共和国は，わが国に対し宣戦を布告するなど，わが国も遂に力尽きて，無条件降服のやむなきにいたり，8月15日の玉音放送により終戦をつげられた．同日正午門前に整列してこの玉音を聞いた職員，学生一同は悲憤の涙にくれた．然し一面には，これで戦争の苦しみは終わったという安心感がいりみだれ，複雑な心境であった．

終戦により，リン酸コデイン等の製造は中止され，私も製造班長の職をとかれた．終戦後，衛生試験所は移転問題その他種々あったようであったが，製薬部は廃止されることになったので，翌年1月私は辞表を提出し，3月18日依願免本官の辞令を頂き，永い間お世話になった衛生試験所に別れをつげた．辞任後，厚生大臣からキノホルム製造に関する特許実施権と製造用機械（修理して使用可能）の払下げをうけ，製薬会社に入社し，引き続きキノホルムの製造を続けていた．

なお，ついでながら，会社においてキノホルムの製造工程中，クロルオキシキノリンの精製法と，キノリン系化合物のヨード化法を考案し（何れも製法特許）大量生産方式を確立し，かつ，品質の向上と製造原価を著しく低減させた．また国内の需要をみたすのみならず，東南アジア方面，欧米等にも輸出されるようになった．

和泉町時代の面影を追う

服　部　安　蔵

衛生試験所には，明治7年の司薬場としての創立をとるか，明治20年の官制公布をとるかによって2つの誕生日があるが，昭和12年には後者を採用して官制公布満50年のお祝いが催された．創立100年のお祝となれば前者によるのが正しい．当時私は沿革史編纂の調査を命ぜられ，既に公刊されているので，その後の今日までの変遷と共にいづれ正史として公にされることであろう．

そこで半世紀前の明治の残り香消えやらぬあの赤レンガの2階建の古風な洋風建築と玄関横の前庭あたりに静かに世の変遷を眺めて亭々として聳えていた銀杏の古木を思い浮べながら，遙か霞の彼方に遠ざかりゆく和泉町時代の面影を追って，その一端にふれてみたい．

私が大正8年無給技生でもここに就職しようと撰んだのは，有為な先輩が比較的多勢いたことに魅力を感じたからである．そして偶然配属されたのは調査部の先輩上遠野与作先生の室であった．先生は当時の恩賜の銀時計組の秀才で上遠野さんといった方がぴったりする程ひとたびその声咳に接した人々は忘れ難い親しみの印象をうけた．そこで上遠野さんが大正11年大阪に栄転されるまで4ヶ年間親しくご指導をいただき，この短い年月の間に生涯を通じて偉大な感化をうけた．それは私にとっては官界生活の第1歩であったため，まづ吏道の規準を体得した．当時はこの頃のように物価が鰻のぼりにあがるが給料がそれに追いつけないという暮しにくい世の中であった．上遠野さんは毎日の昼食にはきまったように小使に馬鈴薯を買わせ時間がくると水浴の中でゆでて塩や砂糖で味付けしてパンをたべておられた．それで格別生活に不平を漏らされるでもなくただ時々「この頃はほんとうに世帯持はやりきれんね」と嘆息されることもあった．そしてたわいない世間話に花を咲かせ，中食はほほ笑ましい楽しいつどいであったし，その中にも数々の人生訓をもらされた．上遠野さんの「辛棒する木に花が咲く」これが私にとって衛生試験所に落ちつかせる教訓に役立った．その頃の職制は，高等官という官界生活のあこがれの的である技師と判任官の技手とがあり，その下に枠外ともいうべき技生という職工の仲間のような職制があり約1ヶ年は無給で，それが過ぎると運がよければ有給技生となって月俸10円を給与されることになっていた．この技生というのは毎日何回となく伝票とザルを持って倉庫に通い物品を運ぶのが役目であったので夕方になると足が棒のようになった．それで誰いうとなく技足と呼んでいた．その頃（1919年1月）は西園寺公が愛妾お花さんをつれてパリの講和会議で人種平等を叫んでいたが，国内は派閥全盛で政・官・財・軍・学ともに能力を無視し，その派閥外の者は一生足に鉛のおもりがつくようなもので，うだつがあがらなかった．それでも多くは，運命と諦めて格別不平もなくただ黙々として仕事に励んでいた．

大正3年に東京駅が開設され，新橋東京間が開通，大正8年に東京—万世橋（昭和18年廃駅）間が開通したが，東京—上野間はまだ開通しなかった．ようやく大正14年に上野—神田間が開通し山手循環線が運転した．そこで上野駅から和泉町の庁舎までは徒歩で30分位かかったが，その頃はいまのようにダンプカーも砂利トラも殺人自動車もなく，通路の向，柳原あたりは，まだ三味線堀が残り，朝は長閑に肥舟が並び，街の通りには「おあい，おあい」と汲取人が叫んで歩いた．ところが，乾いた日は砂塵濛々であるが雨の日には靴を没するような泥路となり，いまのように舗装がしてなかったし，ゴム靴という便利なものがまだ普及していなかった．そこで本町通りと上野駅の間の悪路には荷車がつづき，街の角々や，われわれ仲間の間で俗に玄海灘といわれた通路には，車のあと押しの立ちん坊というルンペンのような商売があり，荷車が道路にめりこんで動けなくなるとそれを押して1銭か2銭の労賃を貰う商売があった．それでいつとはなしに

上野駅からの朝の出勤は製薬部の連中との楽しい話し合いの通路ともなった．その頃和服の通勤者は1－2割位もあったろうか，殊に製薬部の技術者は着物をきかえるのが面倒なのかドテラにインバネスをまとって下駄ばきで平気でいた．もちろん仕事着にきかえるのだからこれでもよかったわけである．いまでも記憶に残るのは松葉茂君である．ともかくも，いまからみると豪放ともいうべき愉快な風景であった．街の風物も春になると「朝顔の――苗や，夕顔の――苗」「金魚――金魚――」という呼び声が流れ，定斉屋のカチン，カチンという錠前の音が響き，やがて6月半ばになり鳥越神社の若者のかつぐ「みこし」がねり歩き太鼓の音が流れると，夏休みがくるのが待ち遠しいというどちらかというとよき時代であった．

衛　試　の　思　い　出

田　中　　穣

私は，大正13年1月，高木誠司先生（京都大学名誉教授）の助手（当時の職名は「技手」）として入所しました．当時の衛試は，西崎所長の下に，庶務部，調査部，検明部，薬剤部，薬用植物栽培試験部と製薬部の6部があり，総員約150名程，その内製薬部は部長に村山義温先生を頂き，部内に5科あり，部員約40名で，高木先生は第4科長（現在の部長級）を勤めて居られました．当時の製薬部というのは，戦後の製薬研究部とちがい，重要医薬品（その当時の）の製造法を研究するのが仕事で，私が最初に頂いた問題は，石炭酸を色々な条件でクロル化した時にできる，オルト及びパラクロルフェノールの分離定量というのでした．これは，ニトロ化すると，オルト，パラの溶解度が異なることで定量できました．その後の研究で，オルト体だけを造る方法がきまりましたが，これは，グアヤコールの製造を目的とした原料研究です．その当時は，グアヤコールは結核治療薬として最重要なものでした．それ程素朴な時代で，今から考えると誠にウソ見度いなことですが，若い私は向になって仕事と取組んだもので，懐しく思っています．

同年末に行政整理があり，高木先生は大学へ戻られるため御退職になり，私が科をお引受けすることになり，その後，組織換えなどがあり，大正15年7月に，技師に昇任し，第5科を受け持たされることになりました．

当時の技師は高等官といって，いばって居り，また権威もあったものでしたが，私はまだ若僧なので，おとなしくして，先輩の先生方に教えを乞うようにしていました．その時分は今とちがって，部長級の方々でも，若い者が，先生呼ばわりせず，○○さんというように「さん付け」で呼んでいましたが，これは，お互になごやかに親しくお付合いしていたことの表われだと思っています．

その当時，官庁所属の試験機関は，いくつもなく，殊に衛生関係の仕事をする所は衛試以外にないので，それ等の試験，研究，調査はすべて衛試が担当し，適宜に捌いていたのですから，世

の中も随分と単純だった訳です．この様に，暫くは太平な時期が続き，所員も良く学び，よく遊んだものです．といっても，今とちがって遊ぶ設備などは余りなく，映画街などというものは浅草以外には余りなかったようで，手近な所では，碁，将棋，玉つき位なもの（麻雀などはまだ無かった）．また，野球（軟式）も仲々盛んで，所内は勿論，他の役所や会社のチームとよく手合せをやったもので，私は祭り上げられてその餓鬼大将になり，千葉辺までも遠征したことは楽しい思出の一つになっています．

部屋の旅行などは，私の部屋が一番先にはじめ，次第に他の部でもやるようになり，後には，2部屋合同の一泊旅行をやったりするようにもなりました．私が近藤さん（元所長）達の同好者と一緒に山歩きをはじめたり，冬になるとスキーに出かけたり，また，刈米先生の命令で，ダンスを習いに行ったのは，その後大分たってからのこと．今でこそ私は無精者に成り切っていますが，その頃は若かったので，いくらか元気もあったようです．

こう書いて来ると，何だか遊んでばかりいた様に思われるかも知れませんが，皆な命ぜられた仕事はきちんと勤めた．その結果は試験所彙報（今の衛試報告）を御覧になればわかります（時代の違いというものは考慮に入れて）．服務規律などは，今よりも，もっとしっかりしていました．

そうこうしている内に，世間は次第に不穏になり，遂に日支事変が勃発したので，衛試では，近藤製薬部長の指揮の下に，いち早く空襲防禦用薬品の製造を開始し，近藤研究室では，塩酸ロベリンの製造をはじめ，私はクロラミンTの製造に協力し，また，私の部屋としては，テオフィリンの製造を工業的スケールでやりましたが，後に空襲によって全部，空になって了いました．

私が青山博士（故人，前近畿大学薬学部長）の後任として目黒分場長を命ぜられたのは，日支事変が大分拡大した時（昭和15年）で，その頃，目黒分場では，アヘンを原料にして，リン酸コデインを年産2,500 kg製造していました．当時，分場は，私の他に主任技師松島義一君（終戦後，暫く衛試につとめていた松島崇君の厳父）のほか技術者（技手），工手（今の技術補助員）など40名位の組織で，皆な一生懸命に働いてくれました．

その内に，戦争は第二次大戦にまで発展し，リンコデは全部軍用に廻されました．次第に原料入手が困難になり，私は石炭や原料薬品の入手のため奔走しましたが，遂に，予定の半量も出来なくなり，松尾所長が，軍から強いお叱りを受け，分場に何か不正でもあるかとの疑いで，取調べを受けました．しかし不正どころか，一同血の出るような苦労をして，生産につとめていた訳で，私共は泣き切れない様な気持でした．この事が原因で，その後間もなく，私は神田の本所詰め（平技師に格下げ）を命ぜられ，松島技師は免職されることになり，この事を私が場員に披露した時には，場員一同泣いて，総辞職すると申し合せ，これをなだめるのに一苦労したような訳です．

戦争の終結は御承知の通りですが，終戦後，昭和21年に，私は戦争中の責任をとって辞職しました．

その後，昭和24年に衛試に再度お勤めするようになるまでの約4年間．試験所は大分もめたよ

うに聞いていますが，詳しい事はわかりません．私の再帰後も，進駐軍の監督下の衛試は実にみじめなもので，時にその存在の危ぶまれたこともありました．しかし，一同心を合せてよく苦難を乗り越えましたが，近藤所長は，昭和28年，御苦労が元で急逝された事は誠に傷心の極みです．刈米先生が次の所長に就任され，世の中がおさまって来た事もありますが，先生のお力で衛試は順調に発展を続けて来たことは御承知の通りです．

刈米先生が御退官ときまった時，私もやめさせてもらうつもりでいましたが，薬務局長の要請もあり，また親友秋谷君の勧告もあって，私は踏み止まって，石館所長が衛試に馴れるまで勤めることに決しました．

その頃既に，何人かの，余人を以て換え難い人達が衛試を去って行きました．衛試に大きな功労があり，対外的にも権威のある人達が，どういう気持ちで出て行ったか，私にはよくわかっていました．

私は，予定通り，昭和43年3月末日を以て退官致しましたが，正直な所，後髪を引かれる様な気持ちでした．私個人としては，自分の全心身を衛試に捧げた事に満足しています．この時の，衛試としては，前古未曾有の精神的混乱も，関係各位の御努力と所員の皆さんの自重とによって，時の流れと共に常態に復した様で，誠に結構な事でした．

しかし，ここ数年間に急に拡大した世相の悪化によって，衛試に関係深い事柄も益々増大の一途を辿っている様で，関係の深い各位には，日夜を問わず御多忙を極めて居られる様伺って居り，御同情を禁じ得ませんが，何卒充分御自愛の上，御建闘の程を祈っております．私は，「衛試は健在なり」の語を以て拙文を結びたいと存じます．

衛生試験所時代の私の思い出

市　川　重　春

衛生試験所創立100年を迎えるにあたり衷心よりお慶びを申上げます．顧みれば私は大正14年3月31日内務省東京衛生試験所に技生を拝命以来，昭和38年4月1日附で「厚生技官（国立衛生試験所環境衛生化学部長）辞職を承認する」との辞令をいただくまで満38年の永い間勤務した者で，試験所は私の古巣であり，この長い年月の戦前戦後を通じ試験所の思い出はあまりにも多く実に感慨無量です．紙面の都合上印象深かった点を思い出すままに記すことにします．

私の入所時代の衛生試験所は神田区和泉町に赤煉瓦造の2階建として聳え立ち，当時は類例のないもので，構内の高い煙突と6角型の巨大な高い毒室と大きな高い銀杏の老樹は赤煉瓦とともに試験所の目印でした．今は大平洋戦争の戦災により焼失しましたが私には実になつかしい思い出の場所です．

私の入所当時の試験所は衛生試験所沿革史にある内務省東京衛生試験所で，所長西崎弘太郎先

生の下に検明部，薬剤部，調査部，製薬部，薬用植物栽培試験部で構成し，各部長，技師，技手，嘱託，技生，書記，雇等が配置されていた．なお所内には評議員会，部長会，和泉会があり，所員全体の会としては「互恵会」があって，毎月積立金をし冠婚葬祭の際に慶弔の意を表わし，春と秋には懇親会や旅行会などを催して無礼講な宴会などもやって全所員が楽しんだものです．今もその当時の記念写真など見ては若かりし昔の時代をなつかしんでいます．また私達若い連中は龍門会というグループを組織して相互間の親睦をはかり，よく講演会を催したり，また花見会や紅葉狩りをしてよくさわいだものです．今にして思えば実に同僚のよしみが深く礼儀も正しく何事にもけじめがあったように思います．

私は入所直ちに西崎所長より「任技生」の辞令を受け製薬部勤務を申し渡され，製薬部長村山義温先生から第2科長石川静逸先生の指導を受けるよう申し渡された．当時の製薬部第2科は2室に分れていて，私は第2室主任小田原慶信技手の助手として牛の脳下垂体後葉エキスの研究に没頭中，小田原技手は大正14年9月24日退職し，神尾真澄技手が主任となられたが，同氏は間もなく大正15年春病気のため退職され，私が大正15年12月3日技手に任ぜられた．

昭和3年に村山部長が辞職され，石川技師が製薬部長になり，近藤龍先生が技師として第1科長となられた．私はアルカロイドの研究の専任とされた．

その後所長は西崎先生から衣笠豊先生となり，戦争中から戦後にかけて松尾仁先生，近藤龍先生が受継がれた．ついで近藤先生急逝のため刈米達夫先生がなられた．この間私は衛生試験所技師となり，戦後，無機化学試験部長となり，環境衛生化学部長を最後に退職した．

上述のように私は在職38年間に6代の所長および5代の部長の御指導を受けましたが，各先生はそれぞれ持味を持った立派な御人柄で，色々と研究の方法は勿論，人間社会において人として知っていなければならない事柄を教えていただき，同僚諸君の御協力によって多岐にわたる研究をさせて頂いた事は，私にとって終生忘れ得ない思い出になりました．

就中大正15年12月3日技手に任ぜられてからは，阿片アルカロイド塩酸塩その他の阿片アルカロイドの製造に従事し，また内地産ロベリア草アルカロイドの研究も手掛けた．特に第2次世界大戦となってからは塩酸ロベリンは応急薬として指定され，衛生試験所の製薬部において製造され，注射薬として軍需用に提供した．

神田本庁舎戦災後は全員一同目黒分場に集合，前後策を協議した結果各所に分散研究することとなり，試験所再興の地として用賀の元陸軍衛生材料廠跡が与えられたが，折角陣容整備の後に使用が禁止され，再び研究する場所を探し，再興のためほんとうに臥薪嘗胆の連日であったが間もなく用賀の使用が再許可され，用賀に本腰を落つけることができた．その後は全員の協力と努力とによって今日見るような国立衛生試験所の威容を再現し，100年祭を祝うことが出来るのはほんとに嬉しいことです．戦災後の思い出は筆舌に尽くされません．

東京衛生試験所在職当時を顧みて

秋　葉　朝一郎

私が東京衛生試験所に技師として在職したのは，昭和4年5月から昭和19年4月にいたる15年間でありまして，神田和泉町の庁舎が戦災によって焼失する2カ月前のころまででした．

私は大正15年3月に東大医学部医学科を卒業して細菌学教室に入ったのですが，3年ほどたった昭和4年4月のある日，竹内松次郎先生から東京衛生試験所へ細菌学担当の技師として赴任しないかというお話がありました．当時の内務省東京衛生試験所に細菌学研究室が設置されたのは大正11年からで，初代の担当者は植木良佐博士（故人），第2代は佐藤徠作博士（故人）でした．お二人とも教室の先輩でありますが，佐藤博士が衛生試験所を辞して内科学を専攻することになりましたので，その後任として赴任するようにということだったのです．東京衛生試験所は東大の医学部と密接な関係にあり，恩師の横手千代之助先生（衛生学）や林春雄先生（薬理学）なども顧問をしておられたような関係もありましたことから，私も快諾して昭和4年5月から赴任したわけです．当時は調査部（衣笠豊部長）所属の研究室で細菌室と称しており，技師1名，技手1名，嘱託の研究員2名に女性の雇員2名といういかにも小さい研究室であったのです．医学系出身の技師の研究室としては他に薬理室が同様に小規模なものであって調査部内にありまして，東大医学部で2年先輩の伊東幹愛氏（故人）が在任しておられました．伊東氏は数年在職されましたが，不幸病気のため逝去されて，その後任として東大医学部の薬理学教室から田辺左門博士がこられたのでした．田辺君は私と東大医学部で同級生でありましたので，おたがいに楽しい交友をつづけておりましたが，2～3年ほどして厚生技師となって厚生省衛生局薬務課に転出しました．厚生技師という研究をはなれた役人生活は，理論家であり直情径行の彼には肌に合わない面もあって，辞任して東大に帰えりついで横浜医学専門学校に薬理学の教授として転出され，数年前横浜市立大学医学部教授在任中病気のため物故されました．田辺君が厚生省に転出後薬理室の主任技師として迎えられたのが，寺田安一博士でありますが，終戦後衛生試験所を辞して郷里に帰られ，三重県立医学専門学校教授となられ，現在も国立三重大学教授として活躍しておられます．

私が医系出身でありながら技師として15年間在職しましたことは，当時では前例のない長い期間の記録であるといわれました．したがって私の生涯の職場となろうかと思っていたのでしたが，昭和19年1月に当時の東京帝国大学に南方自然科学研究所が設立されたときに，はからずも私が医学衛生部の教授の一員として招かれましたため，東京衛生試験所を辞して東大に帰りました．そして恩師の竹内松次郎先生が東大を停年退職されたおり，後任として東大医学部に配置換えとなり，昭和21年1月から細菌学講座担当を命ぜられ，昭和35年3月末の停年退職まで母

校に在職いたしたのです.

東京衛生試験所在職15年間をかえりみますと懐しい憶出はすくなくありませんが，私が今もって感謝いたしておりますのは，優れた薬学専攻の方々に交誼をいたゞいて，薬化学に関する知識を自然に吸収することができたことと，またこれらの方々と共同研究をする機会に恵まれたことであります．衛生試験所時代に得た知識と経験と交友関係が，東大に移ってからも，また現在においてもたいへん役に立っており，ありがたい因縁と感謝しておるしだいです.

衛試在職中の研究の思出として印象に残るものは，食品衛生に関するものと化学療法に関するものとであります.

食物中毒は現在では有毒化学物質に因るものが大きくクローズアップされ，国立衛試の業績が高く評価されていることに敬意を表しておりますが，私の在職した戦前においては，細菌性のものが注目を惹いていた時代でした.

食物中毒事件が衛生試験所にもちこまれると，検明部や調査部の化学分析の担当者と私たち細菌学担当のものとが，共同して原因の解明にあたるのが通例でした．大正11年5月に浜松市でおこった大福餅中毒事件，同年末におこった腸チフス菌混入栗まんじゅうに因る犯行事件，昭和17～24年にかけて浜名湖口地区で発生したアサリとカキ中毒事件などの解明に，多くの所員の方々とともに苦労して，いちおうの成果をあげて責任を果たし得たことも忘れ得ません.

おこがましい話ですが，私のライフワークとでもいうべきものは，化学療法に関するものなのですが，この領域の最初の研究は，田中穣博士との協同研究である有機水銀化合体に関するものでした．1934～1938年ころにおこなったものですが，田中博士が合成されました化合体のうちで最も優れていたものはフェニール水銀アセテートであることが判り，これは後に市販されました．これは主として外用殺菌剤として臨床的に用いられたのでしたが，終戦後これがアメリカで避妊薬の主成分として利用されておることを知り驚いたことを思いおこします.

その後は，1938年に発表されたスルホンアミド剤の文献を読み，板井博士らの協力を得て研究を始め，東大に移ってからもしばらくの間この問題にとりくみました.

私が東大の南方自然科学研究所の医学衛生部に招かれましたのは，南方地域に流行する伝染病マラリアや腸チフスなどに対する合成化学療法剤の研究に従事するのに適した者として選ばれたということでありますが，これも衛生試験所に在職したことに因るものと思うのであります．このときの転任については，当時東大医学部薬学科の教授であられた石館守三前所長が，私の転任について松尾所長の承認をうるために尽力されたのでありました.

私の在職当時，先輩の技師として在任された刈米前所長，近藤前所長，田中前副所長，当時の服部検明部長（前共立薬科大学長）などの先生方には，個人的な交友としてもたいへんお世話になった楽しい思出はつきません.

終戦後衛生試験所が用賀に移ってから，細菌室は細菌試験部となって規模も大きくなり，八田貞義博士（現衆議院議員）が伝染病研究所より赴任されて部長となり，また私の東大で助手をし

ておった桑原章吾博士（現東邦大学教授・理事長）が在任され，ついで，私の教室から岩原繁雄博士が赴任し，八田博士辞任後に衛生微生物部長となられたのですが，私の後任にあたるこれらの方々が多面的な立派な業績をあげられて，昔の小研究室から大きい研究部に育成されたことに対して深く敬意を表しまするし，また現職員の方々のご努力により更に発展しますことを祈ります．

製薬部の思い出

板井孝信

大学卒業直後から34年間の衛生試験所の日々は私の社会生活の大半を占めてその思出はつきない．特にその中でも忘れられないものは神田和泉町の製薬部での医薬品を実際に製造したときである．

私が入所して近藤部長から与えられたテーマはタンニン酸フェナゾリン（第五改正日本薬局方収載の食欲増進剤）の製法を検討することであった．このテーマは私以前にも研究されたが，完成されなかったといういわくつきのものであった．これは出発原料であるオルト塩化ニトロベンジルがうまくできないのが不成功の主因であった．この物質は皮膚につくと骨身に泌みる痛みをおぼえる扱いにくいものであったが，あれこれやつているうちにドイツの試薬を入手することができて，最終段階まで到達することができた．

つぎは昭和10年夏休みに細菌感染症のはじめの化学療法剤であったプロントジルの記事を読んだのが発端で，スルファニルアミドを作り，翌年2月26日，雪のふりしきる一日，事件も知らずジアゾカプリングして赤色の結晶を合成した．

その年の7月，蘆溝橋事件が突発してだんだん非常時色が強くなってきた．スルホンアミドの縁で毒ガス対策のため，クロラミンTを製造することを命ぜられた．大規模な製造に全然無経験の私は近藤部長の御指導の下に実験を開始し，同時に予算請求し数千円の予算がついて，来年3月までに2,000キロを製造し，それを含量1gの錠剤にして20錠入りの管瓶10本ずつの箱に包装するというのである．

中でも困ったのは錠剤作りで，在学中調剤実習はあったが，錠剤などは習わなかったので全然無知であった．顆粒を作つて打錠しても，乾くとパクッとはがれてしまうのには閉口した．結局下請けの助けをかりて作り上げた．錠剤の包装のためには3月に入って毎晩11時まで残業してやつと年度末に完納することができた．次年度は年4トンの製造の予算が与えられて継続されることになった．

翌14年のある日，所長室に呼ばれて出頭するとすでに部長，藤岡，田中技師がおられ，厚生省の松尾技師からさらに製造品目を増加するので至急予算を作成するようとのことであった．その

担当は第1科はキノホルムと塩酸ロベリン，第3科はタンニン酸フェナゾリン，第4科はフェノバルビタール，第5科はテオフィロールであった．実際の担当者である先輩技手の方にはすでに経験ずみの品目であったが，私は全然はじめてで，今考えると誠に盲蛇におじずの感がする．所を挙げての体制で他の部からも人員が動員されて製造試験が始まった．一段階を一人ずつに割り当てての強行軍であった．

フェノバルビタールの製法にはドイツ，アメリカに数種の方法があり，その一つについては既に田中技師の報告が出されていた．しかし，これは全工程を通じての収率はわずか小数点以下のパーセントであった．幸なことに，その報告のあと，はじめの2階程は Organic Synthesis に改良法が収録されていたので，収率も上ったが，つぎの2段階は無水アルコール中ナトリウムを用いる方法で大規模では困難であり，ことに最終の閉環反応が収率 40 %以下であった．折角作ってきた原料を最後に消耗するのが誠に痛かった．製造試験のある日，反応容器からのアンモニア臭に気付き，尿素がアルカリと加熱されて分解すると考えついた．従来の方法が加圧加熱を長時間行つていたのを1～2時間にすることで大いに収率が向上した．その後，実際の製造において原料と容器を無水にすることに努力したところ，収率 90 %以上になった．多量のナトリウムを使用するので，処理方法を危惧したが，近藤部長御考案の二段コックで切りぬけた．このころ，私は肺浸潤で休養しなければならなくなり，堀内，山本（栄）両君があとを継いで完成してくれた．

この間の機械，装置は全部部長の御指示によったものである．工業的に見てはまだ改良の余地の多いものであったであろうが，これで初年度 300 キロの責任を果すことができた．

フェノバルビタールナトリウムの方は無水エタノール中でナトリムウ塩としたが，吸湿性があり，ナトリウム含量が局方の規定より低いのに苦労した．後年，薬局方の原案作りや，医薬品の試験をして感慨をあらたにしたことであった．

一方，タンニン酸フェナゾリンは清水君の名人芸で，塩化ベンジルのニトロ化後の異性体の分離が可能になり，以後の段階はすらすらと進み，タンニン酸塩とすると量が大きく増加した．製品の溶解度がまたまた局方に抵触したが，これを清水君が塩酸を加えて一度あめ状に沈殿させ，上澄液を除去して再沈殿させる方法を見出して完成することができた．

この製造事業は戦時中の輸入杜絶対策とともに，官庁の整理統合を避けるねらいもあったようである．

この期間に製薬部に籍をおいた人は職員でも 100 名に近かったであろうし，工手を入れればその何倍かであったと思う．燐酸コデインの製造が目黒に移ったあとの製薬部の一階が，全部工場に変わり，カーキ色の作業服と帽子で多数の人が機械と反応釜の間の狭い場所で働いた．この間の近藤部長の指揮や御苦労は大変であったが，その下でも皆よく働いた．かけがえない眼を失明した人もあり，何人かが病気に倒れた．しかし，やればできるという信念を獲得したのは私ばかりではない．

「赤れんが」はわが心のふるさと

武　田　義　道

私と衛生試験所とのつながりは，私が昭和4年2月東京薬学専門学校の卒業試験終了後卒業式もまたずに東京衛生試験所（当時は内務省の管轄でした）の御厄介になったときから始まります．当時の衛生試験所は神田区和泉町にあり，国電秋葉原駅下車，昭和通りを横切り，東方約500メートルという交通便利な位置を占めておりましたが，この建物は昭和20年3月の空襲で残念ながら烏有に帰しております．神田区に入っていましたが実は神田と下谷と浅草の3区の境界点に位置し，付近には柳原土手（神田区），市村座（下谷区），鳥越神社（浅草区），三味線堀などがあり下町独得の江戸情緒が多分に残つていて，お昼休みのそぞろ歩きにはもつてこいのところでした．試験所の敷地は徳川の譜代代名藤堂家の屋敷跡と伝えられていますが，建物は当時としてはなかなかモダンなヨーロッパ風の赤れんが造りで，間口が著しく広いのが特徴でした．私の入所した当時試験所は，検明，薬剤，薬用植物栽培試験，調査，製薬および庶務の6部から構成されており，私は縁あって検明部に入ることになりました．検明部とは空気，飲料水，鉱泉，鉱石，飲食物，着色料，薬品，化粧品等広範囲の分析を一般の依頼に応じて実施する機関で，当時としてはなかなか権威のあるものでした．

私は昭和4年から昭和19年退官するまでの15年間検明部で終始しましたが，この時代は私の生涯の中で最も充実した時代であったと思います．勿論太平洋戦争のぼつ発した昭和16年12月以降はさすがに世の荒波が押しよせてきましたが，それでも結構楽しい日々であったと記憶しております．今考えてみると辛いこともいろいろありましたが，親切な先輩，同僚等のおかげで毎日学問と実験とに純粋に打ち込むことができたからでしょう．私は主として鉱泉分析という比較的ユニークな仕事に携わっていたせいかも知れませんが，何か心の「張り」がありました．鉱泉分析は現地（臨地）試験と試験室試験とにわかれますが，私は現地試験を行なうため数多くの有名無名の温泉地を訪れました．ラドン（ラジウムエマナチオン）測定器，ガス分析器，触媒試験装置等をひつさげ，旅役者よろしく，次から次と温泉場を移動して歩いたことは私の衛試時代の最も楽しい思い出の一つです．

温泉分析といえば，これには一つショッキングな思い出があります．忘れもしない昭和11年2月26日私は温泉の現地分析のため大石志名雄君（後の広島県衛生技師）と共に神奈川県の湯河原に出張しておりました．2月26日の未明「火事だ！」というけたたましい叫び声と「パンパン」という爆竹のような音に夢が破られました．私たちは何が何だかさっぱりわからないまま寝まき姿で高価な器機をかかえるように持って玄関の方に移動して待機しておりましたが，騒ぎは間もなく静まりました．

さて翌朝になってわかったことですが，何と驚いたことに私たちの宿泊していた旅館に隣接している旅館に，時の元老牧野伸顕伯（吉田首相の岳父）が静養に来ており，26日未明，けつ起青年将校の一味に焼き打ちをかけられたということです．これが有名な2・26事件の一分派活動であったわけです．そして「パンパン」という音は青年将校と護衛警官との拳銃の撃合いの音であったのです．さいわい火災の方も大事に至らずに消し止められ，牧野伯爵は旅館の女中頭に背負われて裏山に避難し，危く一命をとりとめたということでした．しかし湯河原における流言飛語は大へんなもので，私たちも当分東京に帰れないのではないかと真剣に考えたものでしたがさいわい1日後に大きな荷物をかかえ，戒厳令下のものものしい東京駅頭にたどりつくことができました．そして部屋の田山卓郎君（後の埼玉県衛生技師）と柴田範男君（後の徳島県衛生技師）の出迎えを受けたときは本当に涙が出る程嬉しく感じました．この出来事は私の衛試在職中に遭遇した終生忘れることのできない最大事件でした．

話しを元に戻します．昭和4年入所当時の所長は西崎弘太郎博士，検明部長は石尾正文博士（後の大阪衛生試験所長）でしたが，昭和7年3月調査部長衣笠豊博士が所長に昇格され，石尾検明部長は調査部長となり，検明部長には服部安蔵博士（後の共立薬科大学々長）が昇格就任されました．服部博士と私との関係はこのとき以来本日まで延々40年間密接なつながりを以て続いておりますが，先生は希にみる人格者でその人世観，処世訓は実に素晴らしいものがあり，私の生涯に重大な影響を及ぼされたことをしみじみ感謝しております．

昭和12年5月に創立50周年記念祝賀式が上野精養軒で盛大に行われました（昭和12年は，試験所としての官制がしかれた明治20年から起算すると50周年に当っています）．

当時私は28才の青年技手で，丹野運転手の車で試験所と上野の会場との間を目まぐるしく往復したことをついこの間のように記憶しております．昭和18年12月服部先生が退官されたことは私に大へんなショックを与えましたが，昭和19年7月（当時の所長は松尾仁博士）に永年すみなれた衛生試験所を辞し，旧検明部員の長谷部俊彦氏（西崎所長の甥）の御紹介で，長谷部氏が既に先輩として活躍されていた陸軍需品本廠研究部に軍属として入りました．終戦後昭和20年11月前所長衣笠博士のお世話で，同博士が顧問をされていた内外化学製品株式会社に入社し，研究部の技師としてまた衣笠博士の秘書役として2年間をすごし，昭和22年11月に衣笠博士の御了解のもとに，これも東衛会員の田中泰雄，豊田武（前厚生技師）両氏の御紹介で山之内製薬に入社しました．山之内には当時既に東衛会員の篠原亀之輔博士，宮永謙介氏，田中穣博士（後の衛試副所長）等10人のそうそうたる東衛会員がおり，その後さらに服部先生に約1年間顧問をお願いし，私の担当の試験業務に輝かしい業績を加えることが出来ました．昭和35年山之内製薬在職中学位論文を作成提出した際にも刈米所長および池田毒性部長に大へんお世話になりました．

昭和46年1月山之内製薬定年退職後，東衛会員宮永謙介氏の御紹介で，これもやはり東衛会員で以前から面識のあった佐藤三郎氏の経営する株式会社佐藤薬学研究所に招かれ本日に至つております．

赤れんが時代の先輩たちはこの数年の間に続々と現役を去ったが，人は変っても私の心のふるさとの思い出は少しも変っておりません．私は今でもほのぼのとした気持でしばしば用賀の門をくぐり，図書室を活用させていただき，また現役の各位にもお目にかかり，技術的の諸問題について腹臓のない御意見などをうかがつております．また昔の東衛会員のかたがたとは現役時代以上に深いおつきあいをさせていただいております．

以上私事をいろいろ述べて恐縮でしたが，御覧いただいたように私の一生は退官後も試験所出身者を中心とした世にも不可思議な運命の糸で操られております．それにしても今さらながら試験所の偉大さ，幅広さをしみじみ感じ，同時に試験所に入つて本当によかつたと思う心切なるものがございます．

さて衛生試験所もいよいよよわい百年を迎えることになり，私のような多少の昔のことを知っておりことに前述のような試験所とは切っても切れぬ因縁を持っている者にとっては感無量の一語に尽きます．ここで改めて衛生試験所および東衛会の諸先輩，同僚たちの広大無辺な慈悲力に万腔の謝意を捧げ，更に衛生試験所が無限大の発展を遂げられることを衷心よりお祈り申し上げる次第でございます．

試　験　所　の　思　い　出

北　尾　誠二郎

神田和泉町の赤煉瓦の衛生試験所はいつまでたっても懐かしい思い出で一杯です．

昔は薬専を卒業して更に薬学の研鑽をつむのには東大の専科か衛生試験所のコースが主として選ばれたもので，私も昭和7年大阪薬専を卒業して助手2年更に1年余り京大の薬局に勤務しましたが，向学の念？たちがたく当時私の父と懇意の間であった日本新薬前社長　故市野瀬潜氏からの衣笠所長宛の紹介状を頂いて単身上京したのが昭和10年の秋でありました．幸い入所を許可されて製薬部長の故近藤龍先生の下で勉強させて頂く事となりました．

此の時に初めて今は亡き近藤先生にお目にかゝり，其の後は長年に亘り公私共多大の御指導と御厚誼に預り，先生の御高潔なる御人格と温情溢るゝ人間味にふれ，其の後の私の人生に大きな感銘を受けました．

製薬部へ入った時に与えられた最初の研究課題は過酸化水素液の安定剤の研究でありましたが，間もなく私にとっては大変大きなテーマでありましたビタミンCの合成が与えられました．

此の合成途上には微生物酸化の工程があり，之の指導を当時細菌部長の秋葉朝一郎先生と市川忠次氏から受けましたが，之も私にとりましては貴重なる収穫でありました．当時試験所の内部で研究発表会があり私は此のビタミンCの合成について発表をしましたが，最前列には衣笠所長，刈米，近藤，秋葉，今野，服部，石尾と錚々たる諸先生がおられその前で一助手が話をするので

すから，自分の研究発表とは云え冷汗ものでした．然し其の時に刈米先生に名前を覚えて頂いて其の後試験所で製薬部と薬植部と協同でロベリンの製造を行う時に其の主任にして頂きました．

ロベリア草を大きな桶で浸出してロベリンを酸性白土に吸着させるまではよかったのですが，之を遊離さす事に苦労しました．たまたまビタミンCの合成に使用したナトリウムメチラートを思い出し，之を使用して100％近く完全に遊離さす事が出来た感激は今でも忘れる事が出来ません．此のバーゼからエーテル性の塩酸で之も高収率で塩酸ロベリンを造る事が出来ました．

昭和15年に刈米先生は京大へ来られ，私も又同年には日本新薬へ就職しましたので，其の後刈米先生には家族ぐるみ格別に御昵懇にして頂き結婚の媒妁までして頂きました．

試験所生活は私にとって全く楽しい青春時代でありました．よく学びよく遊びと云った時でした．ある時清水二郎君等の同じ部屋の連中と相談して近藤先生を誘惑し土曜日からスキーに出掛ける事に衆議一決，11時試験所をうまくぬけ出して上野駅に集合，駅でスキーの服装に着換えて予定の列車に乗り込みやれやれと喜んでいたら，隣の車で守衛さんが帰省の為乗っているのが判り，高崎までオーバーをかぶって難をのがれた事も今は楽しい思い出となりました．其の外近藤先生と1泊で行った製薬1科の懇親会等は楽しくて今でも忘れる事が出来ません．

私は昭和21年日本新薬を円満退社して京都薬品工業株式会社を創立し現在に至っていますが，試験所時代大変親しくしていた三谷正雄君が昭和22年ビルマより帰還後之に参加して呉れ，私の片腕として現在元気で一緒に仕事をしている事を何よりの喜びとしております．又製薬部で一緒に勤務していた鈴木勝美君も傍系会社の日東薬品工業に居ります．之も試験所に勤務させて頂いたお陰でございます．

私の試験所に勤務した時代と現在の薬業界を比較してみますと誠に隔世の感があります．其の間に試験所の任務も愈々其の重大さを増して参りましたが昔の製薬部が無くなった事は誠に惜しい限りであります．

製薬部で研究された数々の業績が我が国の製薬業界発展に寄与した功績は誠に図り知れないものがありますが，其れを思います時に近い将来現在の試験所に製薬研究所が併設される事を心から念願して，試験所の益々の御発展を心からお祈りし私のつたない文を終ります．

東衛時代の思い出

寺田安一

今回衛生試験所創立100年を記念して在職時代の思い出を書くよう指示されましたので，小生もその一員として業務を果しましょう．

小生の在職期間は昭和14年から6年間，終戦の年まで続きました．だから正しくいえば，厚生省東京衛生試験所であり，和泉橋にあって，所長は衣笠先生から松尾先生に受継がれました．そ

の間に戦争が始まり，軍人が東京にあふれ，やがて空襲となって，試験所もがらがらになって，私どもは転々と移動しているだけで，処置なしでした．そのような状態の下で私は東京を脱出する思いで帰郷したら，母親が爆死し，父親は軽い脳出血がやっと治ったという状況でした．私も召集が近いし（9月1日付の予定だとあとで判りました），家庭的な面も考えねばならないので，そのまま故郷に居坐ったというのが実状です．

所で私が草深い田舎に引込んで，試験所時代を顧ると，色々のことが思い出されますが，そのうち私の最も忘れられないものは，試験所が（正確には試験所の機構が）私に新しい目を開いてくれたことです．これは私のその後の人生の進路に大きな影響を与えたものですから，以下それについて説明し，この機会に日頃懐いている感謝の意を表したいと思います．

その当時はスルフォンアミド時代であって，何んでもかんでもスルフォンアミド剤を服用すれば，病気は治るような印象を与えていました．その反面その毒性もまた多く，全世界からその毒性に関する論文が続々と発表されました．とくに日本各地からの発表はものすごく，一人で一年間に部厚い論文を6つも発表された人がいましたし，鬼の首でもとったような喜びをもって書きまくるといった調子のものが多かったようです．その時点で厚生省からこれを劇薬にすべきかどうかと問合せがあったので，早速その基礎実験に関する文献を漁ったところ，殆んどないのです．すべて臨床例ばかりなのです．その後もその毒性を本格的に追求している人は見当りません．一体これはどうしたことでしょうか．もちろん Domagk は経口的には無毒と考えていたとはいえ，これだけ騒いでいるのだから，一人くらい真面目にこれを追求しそうに思うのに，誰も顧みないのです．今回の公害問題でもそうですが，薬理学会の人々が全然これを問題にしないことが私には不思議でしょうがありませんでした．一方私どもが大学でやってきたことは現実の場では何んの役にもたたないことを身にしみるように知ることができました．あれだけのエネルギーと，あれだけの知識と，技術と，能力をこの方面に向ければ，必ずやこんな問題は簡単に片付くだろうし，世の人々はさぞ喜んでくれるだろうと思うのだが，何故顧ようとしないのだろうか．薬理学の進路は間違っているのではあるまいかと考えざるをえなかった．その後私が腐敗中毒の研究をやるに及んで，この考えは益々強まるばかりなのです．何故なら，生理学から独立して，薬理学の分野を創設した Schmiedeberg は先づ第一に腐敗中毒の研究を手掛けているのです．そうすると，彼は中毒問題を追求するために生理学を造反したのではあるまいかとさえ考えられるのですが，その後はさっぱり進展していない．

この方面は未開拓地なのです．化学面や細菌学面では進展しているのに薬理学面では進展しないので，この研究を駄目にしているのです．我々人類の生命の素である食物の腐敗を防止することこそ現代科学の最大の研究課題であるべきなのに，薬理学部門が未開拓なるが故に進展しないということに薬理学研究者は責任を感じなければならないはずなのに，誰もこれをふりむこうともしない．むしろこの方面の研究者を異端者あつかいするのですから，全くわけが判らない．

ところが近頃になって，今まで馬鹿にしていた人々が急に方向を転換して，この方面の学会を

作ろうとしています．その動機はともあれ，30年間叫び続けてきたことが判ってもらえたことは誠にうれしいことで，これが軌道に乗り，進展していけば，必ずや世の人々が喜ぶ結果をうるでしょうし，長い間の私の努力も無駄ではなかったことに満足を感じています．

なお私はこの新しい分野を発見できた御陰で，薬理学界の最大の盲点を追求することが私の一生の仕事となりまして，今回これを一応纏め上げることができました．その題名を「下剤の薬理」と名付けました．この中には今まであいまいもことしていた下剤の瀉下機構を解明していますし，色々な食中毒性瀉下機構も解明していますし，それらを細菌学的な手法によらず，薬理学的な手法で簡単に短時間で鑑別する方法も記載しているのですが，残念ながら今の所誰もその出版を引受けてくれる人が現われません．しかし無理はしますまい．

私どもの郷里に谷川士清といって，本居宣長よりも20年先輩で，宣長と同じことをやったにも拘らず，彼の原稿は埋もれましたので，石室を作って，その中に入れ，その上に自然石を置いて，「ほごづか」と大書し，その裏に

何故に　くだしき身ぞと　人とわば
それと答えん　大和だましい

と書いて死んでいった人がいました．

これが研究者の心意気ではありますまいか．

私は私のやるべきことをやったのだし，彼と違って個々の論文は発表してありますので，誰かが読んでくれるでしょうから，それで満足であります．

以上のように，私は試験所に席を置いたために開眼させてもらいましたことを感謝すると同時に，私の開眼の手助けをして下さった当時の人々に心から感謝しています．幽明境に入られた人には御冥福を祈り，御元気な方には益々御元気ならんことを祈ってやみませんし，衛生試験所の益々発展することを心から祈ります．

長い名前とケシ

藤田　早苗之助

忽然と去った私の32年の勤務期間は，それが国立衛生試験所100年史につながる後半期の大きな発展期の基礎時代であったことを顧みると転々感慨無量であります．思い出せば種々様々のことが，雲が湧くように幻のベールの中から次々と現れて，到底限られた紙面には述べつくせない程沢山ありますが，とくに印象に残ったことを二，三この際の思い出として記したいと思います．

私は昭和13年4月当時の東京衛生試験所粕壁薬用植物栽培試験圃場へ，ロベリヤ草栽培に関する臨時職員として採用されました．そのときの試験場の門標の看板の文字が前記のもので，私

の名前よりも更に恐しく長い名称に驚いたことを今もって忘れません．そして看板の文字の内，栽培と，圃とを除いて，粘壁薬用植物試験場とするのがその頃の世間並みの呼び名の様に思われて，そのことを若林場長に質ねましたところ，それはこの試験場の他の試験場と性格を異にしている点でここでの試験研究は直ちに栽培の実際に役立つことを旨とするものであり，圃場栽培の実際についての試験研究を行なうものであることを，看板に表現したためこの様な名前になったものである．命名者は薬植部長の刈米先生であるとのことで，それで納得した訳であります．日本はそれから15年，18年，20年と大きく，画然と変わり，ことに戦後10年は一瞬にすぎ去った感がいたします．春日部試験場は大正12年に発足以来，昭和の今日にいたっていますが若林場長は昭和23年に退官されました．それから数年後のことでありました．試験場は発足当時の使命はすでに果しているから，このへんで発展的な新発足をすべきであるとの説が起り，それも当時は不自然に感じませんでした．そして看板の名称変更が真面目に論議されたことなどありました．今にして思えば看板の名称などよりも，大切なのは仕事の中味で，それが時流に即していれば何も問題はなかったのです．しかし名称問題などに気をとられていたときは，すでに親がつけて呉れた名前の真意を忘れ，特異性を逸脱していたときで，云うなれば本来の行くべき方向を見誤っていたことを知るべきであったと思います．古典伝統の主要生薬植物を軽視し，徒らに新規の植物に走り，そのニュースバリューを追うことをもって新しい発展と誤認した結果は，漢薬需要の著増した最近の社会情勢とは全く歩調を異にして，世の信頼性と指導性を失墜したことは覆うべくもありません．熟々と看板本来の意味を軽視した報いの程を知らされた思いで，悔まれてならない胸の痛い思い出であります．

次には何といってもケシのことであります．私は32年も居ましたのでロベリア草，ケシ，ヘノポジ草，ハッカ，ミシマサイコ，トウキ，センキウ，サフラン，タクシャ，ベラドンナ，マオウ，オオギなど欲張って沢山担当しましたが，一番重味を感じたのはケシで，実績は上がりませんでしたが，相当に苦しみました．昭和16年，戦争がいよいよ拡大長期化の見通しとなり，政府は国内栽培によるアヘンの増産計画を立てました．それによると生産地和歌山を中心に，他はかつてケシ栽培の実績のあった府県に栽培反別を割当て，アヘンの一定数量を確保しようというものでありました．この本拠は厚生省衛生局で，薬事課主管で行なわれました．当時のアヘン主任官は保見吉亮技師で，ケシ栽培指導の総師は春日部の若林場長が当り，私と平間氏が衛生局へ転出して全国の栽培指導に当りました．この指導は大変なもので「ケシ栽培の実際」という栽培手引きを関係者に配布し，毎年春秋2回，保見技師はじめ関係者全員手分けで，全国へゲートル巻き，水筒持参の旅装で指導に出ました．17年，18年はまあまあでしたが，19年になりますと旅行も宿泊も困難となり，時には食事抜きで歩いたこともありました．栽培地では何処でも食糧増産を優先せよと呼んでいる時で，手数のかかる，肥料の沢山必要なケシを増反することは容易なことではありませんでした．当時の資料は一部焼滅していますので，記憶を辿りますと，全国への割当反別は19年の秋が最高で，かつ最後でありました．その全国面積は2,000町歩を割当て，実際

に消化できた反別は1,900町歩やっとであったと思います．そしてこれが20年春に採収された訳ですが，採れたアヘンもこれまであったものも全部接収されてしまった訳です．しばらくは虚脱状態が続いたのは私ばかりでなかったと思います．私には忘れ難いことであります．

次にはこれもケシについての思い出でありますが，昭和20年10月ポツダム政令によって栽培禁止となっていたケシが，その後わが国が国際連合に復帰し，昭和29年度から研究栽培が認められ，翌30年には一般栽培も20町歩だけ栽培が認められ，これを和歌山の主産地で栽培を再開することになりました．9年間のブランクを置いての再開は非常な喜びでありました．国内栽培のアヘンの平均反収は戦前は1.05 kg でありましたが，戦後再開した昭和30年度は 1.537 kg と上りました．麻薬取締りの方からみると戦前には予想もしなかった大変な難しい情勢に急変し，行政当局の頭痛の種となりました．当時の薬務局麻薬課長は市川可知男氏で，同氏は内外の信望すこぶる厚く，人柄としては暖かい抱擁力のある明敏な名課長で知られた御方でありました．

私はある日その市川課長から呼ばれて，奇想天外の相談を受けました．それは現在和歌山で栽培しているケシ栽培者の個々について，アヘンがどの位採れるかを予測する方法はないかということでした．私は即座にその様な難しい方法はないと回答しましたところ，その無理なことはよく承知しているが，本省としては，麻薬事故防止の一環の方策として，栽培地での違反防止を狙いとしている．もちろんアヘン収量の正確な数量が推定できればそれに越したことはないけれども，できなかったとしても，取締りの面から本省も斯くの如くに現地にまで乗り出して見張っている．この事実を栽培地に何等かの形式で示すことによって，かなり注意を喚起するであろうから，その精神的効果は或程度期待できるのではないか，どんなことでも行って無駄とは思わない．これが吾が真意であるから一つ気軽に考えて何か策を練ってくれないかとの打ち明けたご相談を頂き，その熱意に動かされ，それでは考えましょうと引き受けました．しかしその後自宅でどんなに苦慮しても名案はなく，やっと考えついた策は，採れるアヘンの推定量でなく，採れたアヘンの推定量ならばどのくらいか推測できるかも知れないというものでした．その方法は栽培地を地域的に小字単位，又は部落単位に区分し，一区分毎に指定標準圃なるものを選定する．これと同地区内の各栽培圃場を，同一の方法，同一尺度で，細かに定めた調査事項を測定して置く．指定標準圃のアヘン収量が判ったら，それを100として，同地区内の他圃の測定値と比較して推定アヘン量を算出する方法である．指定標準圃場の選定と，調査項目の測定，記入に不均衡がなければかなり近い線が摑めるものと考えられた．早速課長の所に持ち込むと，大いによろしい，早速に今回直ぐに実施しようと即決しました．調査事項と事項別の表現点数とか，調査用紙の印刷に入り，一方それから数日後には和歌山の栽培地実測に入るため県薬務課や，試験場への応援依頼の連絡など大変な騒ぎとなりました．かなり古いことで記憶は薄れましたが調査人数はおよそ1,000人を越えたように覚えています．本省では麻薬課長一人が留守に残り，補佐の中野事務官（後の衛試総務部長），同平瀬技官（後の製薬課長）をはじめ，若手の技官，事務官は総出でこれにあたり，前記和歌山県薬務課，和歌山試験場の他，地元ケシ耕作組合の役員の応援も得て，これまでにな

かった大動員でした．いよいよ総員栽培中心地の湯浅町に乗り込み，第1日目は本調査の趣旨，調査方法の説明会，調査班の編成などに終り，第2日と3日はケシ圃場を虱つぶしに点検し調査票に書き込みながら進めました．現地調査の行動に入ってからは応援の皆様も汗を流して終日，実によく行ってくれました．しかし初日の調査説明会では，こんなやり方でアヘンの収量が推定できる筈はないとか，これだけの大調査を行なうのに事前に相談のないのは当方を無視しているとか，この調査は何の効果もないから中止した方がよいとか，反論，非難は轟々たるものでした．私一人がその目の敵となった形で散々に攻め立てられ，百方説明に努め，やっと静かになってもまた暫くして繰り返えされたのには閉口しました．そんな思いをして2日間，ケシ畑からケシ畑へ馳せ廻り，スケールも，野帳も汗と土にまみれ，3日目の夕方には平瀬技官や中野事務官の首筋は赤く日焼けしていました．調査が終って帰宅してやっと助かったと思いました．

調査の結果については確信があった訳でありませんから，落着かない気持ちで待ちました．7月末頃課長に電話で御伺いすると，未だ全部終っていないので言明はできないが，大変よい結果が得られているとのことで，慰めの言葉のようにもとれましたが，非常に気が軽くなりました．あの様に反論，非難を食ったのですから，結果が悪かったら落胆したに相違なかったと思います．それから8月下旬になって麻薬課をたづね，中野事務官，平瀬技官に忌憚なき結果をお質ねしたところ，推定値は予想していた以上によく的中して，こちらも驚いているくらいであるとのお話を承わり，これですっかり安堵して良い気分になりました．あの様な大がかりの調査はやろうとしても二度と出来る機会に恵まれるものではありません．はじめから企画も，演出も，実施も全面的に信頼して下さった市川課長の襟度に今更ら頭が下ります．あの個人別に記入した調査野帳は非常に貴重なものです．私はこれが一時借用できるものなら借用して，調査項目間の相関々係や指定圃と一般圃との相互関係その他について，統計手法による信頼度の検討を試みたい意慾に駆られ，借用を申し込みましたが本省からの承認は得られませんでしたし，それには事情のあることと思い諦めました．私としてはこの一件はもっとも強く残っている会心の思い出であります．

そのケシも最近はアヘンを採らないで，全草からモルヒネを抽出する方向に進んでいます．やがてその方法が確立されるでしょう．

和歌山薬用植物栽培試験場

平　山　重　勝

昭和14年の春，私は大阪衛生試験所長の町口英三博士の要請で，和歌山県下に蔓延しているケシの病気を1週間程視察，調査した．当時この地方で特産的に栽培されていたケシの病害の防圧および栽培指導のため，大阪衛生試験所に薬用植物栽培試験場を設置することが決定したのであった．このような経緯で私は厚生技官に任用され，衛生試験所の技師として入所した．

分場の敷地はすでに内定していた．土地・建物は県からの寄附によるものである．現在の和歌山分場のある土地ではあるが，当初はも少し広い敷地であった．大部分は水田でうしろは丘である．前は国道をへだてて，紀勢線が走り，道成寺駅に近く，そのむこうには安珍・清姫で有名な日高川の清流，道成寺駅の北，分場の西には道成寺がある，というのどかな眺めの場所である．

自分は道成寺駅の一つ手前の御坊駅から少しはなれた御坊町（今は市）から通勤した．汽車で，時には自転車で，又気候のよい時には徒歩でゆっくり田圃道を通うのも楽しみであった．その当時は朝に上った新鮮な魚が昼には食膳に上り，ミカンは店の土間に山積みにされて，貫という単位で買うのであった．分場の近くの山畑には夏ミカンの栽培が多く近くにこれを材料としてクエン酸や香油をとっている高砂香料の工場もあり，子供の頭ほどのものを，「酸っぱいものを」と遠慮しながらくれる人もある．

このような静かな環境の下で，私共は早速建物を作り，圃場の設計に取りかからねばならない．道成寺駅前に小さな一軒の家を借り，建物の設計，圃場の計画，機械・器具などの調達を始めることになった．それまで徳川生物学研究所でのんびりした研究生活をしていた自分には，官庁のしきたりなど少しも知らなかったので，いろいろの事務的手続を覚えるのに戸まどうことが多かった．一方ケシの病気については，茎葉や果実から分離した菌について，京都大学農学部植物病理学研室員で所員に内定していた青柳純三氏（当時井村姓）に研究を依頼した．

その年の冬，建物が出来上った．日高平野を前にした丘の中腹に，白い壁，赤い屋根の本館，収納舎，農具室，堆肥舎，硝子室などを含む建築は，小規模ながら与えられた坪数と，やゝ物資の不自由となって来た当時としてはよく出来たものと思っている．新らしい庁舎に移って，ケシの葉枯病を中心とした研究と，新らしい品種の育成と栽培法の研究が始まった．最初の職員は私と青柳氏のほかに中野徳三郎，川口弹蔵，本下直吉，八田キミエらであった．

季節的な忙しさはあっても，比較的平穏な分場の事務も戦局が発展するにつれて次第に窮屈になって行った．

大東亜戦に没入することになって，医薬品の不足から全国的にケシ栽培の勧奨が行なわれたのであるが，栽培技術もなく，栽培地も無雑作に選ばれているため，既栽培地以外では成績は香ばしくなかった．町口所長が逝去されて石尾正文博士が後任であった．全国に種子を消毒して送る仕事も加わって多忙であった．戦争は激しくなって，和歌山分場の上を白い飛行雲を残して通るB 52の編隊の通りすぎる日が続き，また真黒いグラマン艦載機が紀勢線の列車に機銃射撃を加えるのも見られた．

ペニシリンの発見に刺戟されて抗生物質の検索に従ったのもこの頃である．青柳氏が去られてそのあと山本昌木氏が赴任され，その仕事を引き継がれた．

輸送の困難などの理由で，和歌山県下で収穫された阿片の収納，買上げ阿片代金支払の根拠となる分析検体の採集，調製などの仕事も和歌山分場で行われるようになり，大阪本庁からの応援，学生の勤労奉仕などで分場は混雑を極めた．自分も毎日宿直室で寝泊りした．

戦争は末期の様相となり，ついに明治8年司薬場として出発した大阪衛生試験所も戦災のため焼失して，事実上消滅して了った．しかし納入阿片の分析支払は行われなければならないので，東京衛生試験所の所員の応援も得て和歌山分場で分析が続けられた．

戦争は終り，多量に収納された阿片は進駐軍の命令で収去されることになった．冬のある日，阿片を満載したトラックの上乗りをして大阪に向った．もちろん米や飯盒，みそ，漬物をつめたリュックサック持参である．峠で小休止した際，暗やみの中に武装している黒人兵が警備して立っているのを見た時のことは今でも脳裡に鮮かである．又大阪について不慣れな英語で応待したことも思い出される．数日間滞在するうち，兵隊と近ずきになり，戦争の話しや，身の上話しをきいたり，コーヒーを御馳走してもらった思出もある．

翌昭和21年の早春，自分は山本昌木，湯川良夫の両氏と共に東京に転勤を命ぜられた．

思　い　出　断　片

大　岡　増二郎

南方ジャワ島で終戦を迎え八ケ月余抑留された後，内地に送還されて大竹港に上陸したのが昭和21年5月であった．

友人故慶松一郎博士（当時厚生省勤務）から薬務関係の司政官としてジャワへ行ってもらえぬかと頼まれて赴任した関係上，取敢えず上京して同君を訪ねたところ苦労をかけて済まなかったと詫びられた．その折り衛生試験所長の職にあった故松尾博士が筆者に会い度いと言っておられたからというので，その足で用賀の試験所に所長をお訪ねした．松尾所長は帰国の挨拶をしたところ，「君の帰りを待っていた．是非試験所に来て欲しい」と早速勧めを受けた．東大との縁も切れていることではあるし，終戦後の内地の事情も今浦島同然の筆者には皆目判らないので，遠縁に当る先輩故鈴木秀幹氏に相談（恩師服部教授は昭和17年に亡くなられたので師に相談という訳にいかない）したところ，「左様言って呉れるなら行ってはどうか」と言われたのでこれに従って所長に宜敷御配慮方をお願いし，家族の疎開先が広島県庄原町と判ったのでそこへ逆戻りした．

愈々発令の段階になって松尾所長から「実は本省へ申請していたところ君の経歴からすると俸給は所長の次席にいる近藤君より上になる，近藤君の俸給を急に上げる訳にもいかぬので近藤君の下で我慢して呉れぬか」と言って来られた．近藤龍先生は筆者が東大の学生時分分析実習の面倒を見て頂いた先輩でもあり，先輩の上になど毛頭考えたこともないので俸給を落とされるのは残念であったが所長にお任かせすることにした．辞令を貰ったのは9月だったと思うが5月に遡って発令され薬剤部長を拝命した．

東京の留守宅は家族が疎開中空襲で焼けてしまっていたので差し詰め住む家とてなかったのだ

が，所長の御配慮で目黒分室の舎宅の一つを当てがって頂いたのは大助かりだった．

試験所は神田の庁舎が烏有に帰して以来諸所に分散して仕事を継続し，昭和21年3月から用賀の元陸軍衛生材料本廠の建物に移転したのだそうだが，当時は専ら実験室の建設中であった．

建設は予算の関係やら資材の入手難などあってなかなか渉どらず，職員は大方不便な環境にあった．それに終戦後間もない時期で気も荒んでいたせいもあったろう．何かにつけて我先にと先陣争いをする，些細なことに喧嘩腰になるという風で，当時の世情そのまゝエゴイズムを露呈し勝ちであった．

GHQがスルファミン，甘味剤等の国家検定を実施するよう指令して来たのも丁度この頃で，ボーク博士，ボーズマン等が実験室を視察に来たときなど，粗末な実験台に貧しい機械器具を並べて全く恥づかしい思いをしたことを覚えている．

ところが建設が終らぬ内に試験所予定の庁舎の一部を英軍が使用するとかで一部立退きの止むなきに至り，国家検定の業務を当時閉鎖中だった目黒分室に移すことゝなった．目黒分室は検定依頼者の足の便利がよいという理由もあった．

この種検定の業務は試験所でも始めてのことであって，大蔵省に予算獲得のため説明に出向いたこともある．大蔵省の係官がこの業務で現在何程の収入を得ているかと聞くので，新規の業務だから予算を請求しているのだと怒鳴ったこともあった．1ヶ月数百件の検定を当時6～7名の少人員でこなすことは並大抵ではなかった．

大体この種の仕事は研究業務などとは違って面白くない．これを特定の部員だけに担当させ，然も連夜8～9時迄も残業して貰うことは不平の種になり勝ちである．又依頼業者は成績の送付が晩くなるとわいわい言って来る．どんなに気を使ったかわからない．幸筆者が在任中検定に関して問題を起したこともなく何とか責任を果し得たことは偏に部員諸君の御理解と御協力との御蔭と感謝している．特に中島辰巳博士や森秀将君等には随分御苦労をかけたと思っている．

不良薬品や不良甘味剤の出廻った終戦後の混乱時代の試験所としては国家検定は当然やって然るべき業務と受止め，係部員の増員，引いては機構の改革まで具申したが容易に受入れられなかった．試験所に入って来る若い人達の多くは研究を目的とし，学問技術を身につけて学位論文でも作り上げようとする向学心に燃えた方々である．現場的な仕事に憂身をやつす位なら何も安月給で働く要のないことはよく判る．又試験所としても一時的にもせよ研究部門の比重低下に繋がるようなことは好んでやり度くはないのかも知れない．然し時代が時代である．時代の要請に逆らえば取り残こされる．時代の要請を満たし社会への貢献度を高めてこそ試験所の存在価値を高める所以であろう．

労働運動が展開し始めたのもこの頃である．試験所にも労働組合支部結成の声が起った．因習を蔵し保守的傾向を孕んだ所にも時代の波は押寄せて来た．若い人達には革新傾向のものも可成りいたし，夫等の人達の多くは鋭い批判力を持った方達でもあった．組合支部は間もなく結成された．支部長は互選ということだったが図らずも筆者が選ばれてしまった．筆者はその任に非ず

と辞退したが受入れて貰えず已むなくお引受けすることになった．当時は所長以外は全部組合員で部長も例外ではなかった．組合はその揺籃期でもあり，一般に組合員意識は今日の様に高揚されてはいなかったので，支部は出来たものゝ開店休業の状態だった．当時の公務員の給与は民間に比較して極めて低かったが，給与のことで特に運動を起したこともなかったと思う（人事院は其後に出来た）．一度国家検定業務遂行のため係要員の増員を要求して所長室へ押かけたことがあったが組合としてだったか部としてだったかははっきりした覚えがない．筆者も当時は部長としての仕事に手一杯であって，組合の仕事は専ら松浦博博士その他の委員方にお任かせし放しだった．今の組合の諸君からはお叱りを受けることであったろう．

試験所の機構はその後，総務，研究，分析試験の三部制に改められた．筆者は分析試験部長を拝命した．医薬品，食品，ビタミン等を包含した大きな部で益々仕事量がふえ，貧乏籤の麻薬の責任者まで兼務させられた．国家検定の専務は多少人員の融通がつく様になったのは有りがたかったが相変らず忙がしいことに変りはなかった．

大阪分室を設置しようという案の出て来たのもこの頃であった．筆者はその候補地物色の命を受けた．大阪医薬品協会の故持田専務が筆者の学生時代からの懇意な先輩であり又ジャワ赴任中も苦労を共にした仲間なので，その協力方をお願いしたところ親身になって助力され，候補地の見当をつけていただいたり，一々候補地を案内して下さったりした．最初に出来た伊丹の大阪分室はその時第一候補に挙げた場所であった．持田先輩のお蔭で筆者としては大きな責任を果し得たことを有りがたく思っている．

どんな仕事をする場合でも自分独りでは決して出来るものではない．親しい友人や知人中でもいゝ先輩や後輩の方から助力や協力がなければ仕事はうまく運ばない．持田先輩は其後惜しいことに病死された．残念でならない．

其後松尾所長は永年の御勤務から勇退され近藤先生が所長になられた．筆者が職を辞任したのもそれから間もなくのことであった．

試験所に御厄介になって以来の筆者の私生活はご多聞に洩れず所謂闇生活であって，暇さえあれば芋の買出しに出掛けるような始末，食うだけに精一杯であった．四人の子供を抱え長男は私大に進学したし，当時の公務員の給与では生活は苦しいというよりは寧ろ不可能に近かった．後二年足らずで恩給という未練もあったが背に腹は換えられず辞任を決意したのも生活のためだった．

試験所に限ったことではないが，先輩は後輩の面倒を見るのが一つの務めである．私事を理由に勝手に辞めることは時には部下の迷惑になることもある．又逆に筆者の如く中途から上席の方に入り込んだりすることは永年勤続して来た後輩の方々に迷惑になることでもある．あれこれ思案したが結論は変わらなかった．

三年余りの在任ではあったが其の間所長を始め同僚，後輩の方々からの御援助御協力を得て大過なく勤め了せたことは筆者にとって大変仕合せであった．試験所での経験が其後の民間での活

動にも大いに役立ったことは言うまでもない．深く感謝して筆を措く．

大阪支所の草創期

原　一郎

国立衛生試験所大阪支所の前身である厚生省大阪衛生試験所は昭和20年6月6日の大空襲により玄関の鉄製の標札のみを残して焼失し，そのまゝ終戦を迎えた．

終戦後も東京衛生試験所の近藤所長が大阪衛生試験所の所長を兼務されていたが，業務は停止状態であった．然しながら大阪という医薬品・食品等の重要な生産地に国の試験機関がないということは関西以西の地方庁や関係業者には不便であり，かつ国民の保健衛生の上からも大阪衛生試験所の復興が望まれていた．

丁度その時期に戦後の復興は医薬品・食品等の貿易による外貨の獲得が他の産業と同様重要な問題であることと，我が国で生産する製品の信用を回復するための処置として，輸出取締法（昭和23年法律第153号）に基き輸出医薬品輸出食品等検査規程（昭和24年4月）が公布されることとなり，医薬品食品等の検査および点検については東京衛生試験所が担当することになった．また，その後国民の保健衛生を確保するため薬事法に基き特定医薬品検定規則（昭和24年9月）が公布されることになり，検定機関として同じく東京衛生試験所が指定される見通しとなった．

このような事態に対処するため，大阪に試験検定のための機関の設置を要望する気運がたかまり，関係業界からも要望書が提出された．

厚生省としてはその要望に応え取りあえず大阪地区に東京衛生試験所大阪分室を設置することになった．しかしながら他の戦災都市と同様阪神地区も市街地はほとんど焼野ケ原となり，普通の住宅もなかなか手にはいらず一つの建物に数家族という例も多く，まして試験室をともなう建物を入手することはなかなか困難なことであった．当時は庁舎の新築については未だ予算化されておらず，一時賃借することで建物の物色に専念した．たまたま兵庫県伊丹市に大阪栄養研究所（下田吉人所長）という戦時中軍の栄養食を主として製造していた会社の研究所（木造2階建）があり，その建物を当時の大阪府の土田衛生部長の御斡旋によりお借りすることに決定した．次の難問は東京から赴任してくる中島辰己，河内敬朝，吉村淳，石田行雄（以上世帯持ち）宇都宮則久（当時独身）の5技官の宿舎をどうするかということであった．結局研究所の2階の所長室，応接室，図書室等を借用し1世帯1室ということになったが，気の毒な状況であった．次の問題は開設についての備品の整備であったが，与えられた予算は55万円だけで，他は用賀と本省の食品衛生課からの現物支給で，新品は中型の電気冷蔵庫だけ，他は古いもので，なかには旧軍部の研究機関で使用していたものもあった．他に戦時中藤井寺（大阪近郊）の大阪女子薬学専門学校（現大阪薬科大学）に疎開してあった木製の戸棚と何ういうわけか電線が相当量あった．物資不

足の折柄この電線が都市ガスのない研究所の作業（電熱用）に意外な恩恵を与えた．勿論このような状態なので特定医薬品の全部を検定しようとしたわけではない．現在の支所に動物舎ができ発熱物質試験が出来るようになったのはそれからずっとあとのことである．

やっと開設のめどがつき開所式を開催したのは春爛漫の昭和24年4月で，研究所の前庭の桜が満開であった．東京から慶松薬務局長，近藤所長その他現地の関係者の方々が参集され，伊丹の白雪の冷酒と折詰で花見を兼ねた風流な祝賀の宴が行なわれた．そのとき已に門柱の門標は国立衛生試験所大阪支所となっており本省からの公文書も支所名が使われていた．

さて開所式が終りいよいよ試験にとりかかり先ず困ったのは無菌室で，規模はとも角少なくとも学問上合理的な設備にしなければならず，百方知恵をしぼった．又試験技術の面の苦労は当時未だ大学でも独立した講座もなく，調剤学や薬局方の講義のなかで行なわれたと思われる製剤の試験のうち丸剤の試験であった（特に崩壊試験法）．それは劇薬の丸剤すなわち特定医薬品に指定された「ヘキシルレゾルシン丸」の試験であった．当時ゼラチンコーティングの技術もやっと緒についたばかりの時で，製造業者の技術陣も製造技術の面や試験の面で苦労が多かった．某社では担当の技術者の方が3名まる1週間朝から夕方迄じっと分室の実験室の作業を見詰め観察していた．その努力のおかげかその会社の製品は1度も不適品を出すことはなかった．薬剤学という一つの学問が出発したのはこのゼラチンコーティングの問題からではなかったかと思う．次に問題になったのは，伊丹の山のなかの研究所は景色はよかったがいかにも不便で，関係府県の担当者も業者側でもなんとか大阪市中にという要望が強かった．然し庁舎の新築予算もなく用地も未定で，当分は建物を賃借りしなければならないので，関係方面にお願いし心当りを物色した．賃貸建物の物色と平行して進めなければならない作業として，大阪支所の官制公布のための草案の作成と近い将来に新築される予定の支所の用地の手配であった．支所の官制はたまたま同時に告示される予定の国立予防衛生研究所の広島，長崎の両支所（原子爆弾影響の調査研究のため）の官制と関連があるので注意するようにとのことであった．

支所の用地（天神橋の大阪衛生試験所の用地は已に大蔵省の方針で労働省関係の建物が新築されることに決定していた）は主として大蔵省の大阪財務局，大阪府，大阪市，大阪商工局，日本銀行大阪支店等と交渉し確保につとめた．特に当時の大阪財務局では局長の鹿嶋準太郎大蔵技官，国有財産関係の担当官の小林課長，大阪市関係では担当助役の栗本順三氏，木本用地課長に大変お世話になった．幸に天神橋の用地の代地として以前から城東区の関目（せきめ）という所に2,000坪の敷地が用意されていたが，その土地は大阪市関係の学校用地として適当な場所なので大阪市としてはその場所を譲って下さるならば他の適当な市有地を同じ坪数で交換してもよい，また市有地以外でも斡旋する用意があるという厚意的なお申し出があり，現在の大阪支所のある法円坂のほか，堂島その他の候補地について説明があったが，結局大阪でも一等地の法円坂に大体決定した．ただし法円坂附近は将来地下鉄が通る予定なので天秤等精密機械に対する影響は厚生省側で調査してもらいたい，また法円坂附近は大阪市としては緑地地帯として特別に考えている地区なので有

害ガス，病原菌等の取扱いには注意するようにとの申し出があった．これで用地の方は煮つまって来たが，前記の賃貸建物の方は一向に進捗せず難航していた．ところが偶然大阪大学理学部の赤堀四郎教授（後の大阪大学総長で文化勲章受賞者）から「大阪大学の事務局長に会ってごらんなさい，よい話があるかもしれませんよ」との助言があり，早速面会したところ「大阪大学医学部付属病院の裏側の阪大微生物研究所と同じ通りに理学部の外郭団体で数学，物理，化学の調査研究を行なっている財団法人の塩見理化学研究所の鉄筋コンクリート100坪4階建の建物があり，全部というわけにはいかないが半分ぐらいなら貸すかもしれません．理事長と交渉されては如何」ということで渡りに舟とその厚意を受けた．然し考えてみると外郭団体といっても敷地は大学の構内にあり一度大学の総長に御挨拶をしてからと申し出たところ，「総長には私から話しておきます」との事でその後も理事長，事務局長には度々面会の機会があったが，総長は大体御留守がちであった．ある日事務局長が留守で総長は在室されていたので，早速秘書嬢に名刺を通じ総長室に入った途端，総長は満面朱を注ぎ言葉鋭く「君が厚生技官として厚生省を代表して財団法人の塩見研究所の理事長と建物賃貸の件で交渉する事は法的には正しい．然し君も承知の通りあの場所は大阪大学の構内にあり精神的には大学そのものである．それにもかかわらず総長の私に一言の挨拶もなく交渉を始めるとは何事か」と大変な御立腹であった．しばし呆気にとられたが「先生それは少しお話がちがうようです……実はこれこれしかじか……現に私は御挨拶のためここに居るではありませんか」と申し上げたところ，しばらく考えておられたが急に態度を改め言葉も柔らかく「これは大変失礼なことを申し上げ申訳ありません．それでどのくらいの期間使用されますか」「大蔵省の了解もあり大体今後二ヶ年ぐらいで新庁舎が出来上がる予定で用地の手配もすんでおります」「今度阪大にも薬学部が出来る予定で衛生試験所には何かとお世話になることと思います．塩見研究所の件は承知しました」．その後若干の曲折もあったが結局昭和25年4月1日には塩見研究所の門に国立衛生試験所大阪支所の門標をかゝげる事が出来た．誤解がとけるとすぐに面子にこだわらずあっさりその怒りをとき交渉にも応じて下さった今村荒男総長の態度は夕立のあとの涼風のようなさわやかな感じであった．

大阪支所の草創期は終戦後占領下という特種な時代で，物資の不足その他色々と困難な事情があったが，前記のように厚生省東京衛生試験所という大きなバックがあったとはいえ，現地の各機関の方々の善意と厚意により大きな過失もなく乗り切れたことは有難いことであった．又前記の御援助御協力にあずかった方々のほか，多数の方々の厚意ある援助を受けたが，特に後の大阪大学薬学部の初代部長故村上信三博士，大阪医薬品協会常務理事故持田敏雄博士が終始援助されたことも忘れてはならないことである．

大阪支所の想い出

喜谷市郎右衛門

昭和26年3月末の頃であったと思う．厚生省製薬課の課長補佐の時であった．当時の薬務局長，故慶松一郎博士から，大阪に転勤してくれないかとのお話があった．その理由としては，国立衛生試験所の支所が大阪にあるのだが，現在，借家をしており，仕事も拡充をしなければならない．支所の建物を建設する予算もとる努力をしているので，近くその予算もとれるであろう．支所長も今は空席になっているので，今後の支所の運営と建設のために，是非行って欲しいと言うことであった．

戦争中の海軍生活のせいで，どこに行くのも苦にはならないし，大阪には今まで何度も行っているので全然知らない土地ではなし，江戸ッ子が一生に一度位大阪の空気を吸うのも，後のためにはなるかも知れない．そんな考えであったが，大阪には親戚一軒ないので行くのは良いが今の住宅難の時代には家に困るのだがというご返事をしたところ，家は何とか手配をして見つけるからとのことで，大阪に出かけることになった．

ところが，その家が仲々見つからず日も経ち4月も終りになったので，思い切って転勤の発令をしてもらって，大阪に行って自分で見つけましょうということになり，5月に発令，東京を後にした．

当時，大阪支所は，福島区堂島浜通3丁目1番地の財団法人塩見理化学研究所の建物内にあった．阪大医学部付属病院の裏になる．

大阪支所は昭和24年10月に東京衛生試験所大阪分室から国立衛生試験所大阪支所と改称され，最初，原一郎技官が分室長で，戦後の復興の先陣を務められたが，私の転勤する頃にはすでに鳥取県の薬務課長に栄転された後であった．

塩見理化学研究所は仲々由緒ある研究所だそうで，時の研究所長は，阪大理学部の佐多教授であったが，戦争の影響を受けて余り活潑な活動もなく，小さな研究所の建物もあちらこちらが傷み，すっかり見すぼらしくなっており，研究所員もほとんどおらず，我々の支所に，その半分を貸すという状態であった．

さて，支所の人員は僅かに20余名，庶務係と，医薬品検査，食品検査，細菌試験の係に分れていたように思う．そして，医薬品と食品関係の親玉は夫々，中島辰己技官，寺島敏雄技官で，庶務は小塩事務官であった．

医薬品は，スルファチアゾールやマファルゾールなどの国家検定，ビタミンB_1やガーゼ，脱脂綿などの国家検査と輸出入医薬品の検査，食品は食用色素，ズルチン，サッカリンなど食品添加物の製品検査や輸出入食品の検査が主な仕事であった．

仕事としては決まりきった余りパットしないことを，薄暗い塩見研究所の部屋の中で，各人がモゾモゾとやっていた．

兎も角，大阪支所はこんなことではいけない．社会や業界の要望に答えて，出来るだけ多くの仕事をやって行かなければならない．そのためには先づ有力な人員を増強すると共に新しい試験設備を入れて，全所員の意欲をふるい立たせることが必要である．そう考えて，当時の本所長近藤龍先生にお願いして，至急に，2，3人を外から採用するお許しを得た．そして，医薬品検査に伊藤酉一技官，食品検査に豊田勤治技官，少し遅れて，庶務に日野出事務官が入って来て，支所も次第に賑かになって来た．

一方，支所の建設については，先づ土地について確認を促進する必要があった．

すでに以前から，試験所保有の関目の土地と大阪市の土地とを交換する話があったが，どこの土地何坪と交換するのか余りはっきりしていなかった．そこで，大阪市と話合った結果現在の法円坂町の土地約1,200坪と交換することに決まり，大蔵省の了解もとりつけたが，この間，本所では南方庶務課長が，支所では小塩事務官が折衝に努力をして呉れた．

このように土地も決まり，幸い，昭和27年度，昭和28年度の2年計画で，本館と1号館の建築予算約2千万円が獲得出来た．

今から考えると夢みたいに安い予算であるが，当時，鉄筋のこの種の建物は坪当り10万円位が相場であったが，大蔵省の予算は坪当り6万円の計算であったと記憶している．

なおこの時の土地の評価額も坪当り3千円位だったと思う．

1号館の工事に取りかゝったのは昭和27年の春からであるが，この法円坂の地は古く難波宮の跡と言われ，戦前は陸軍の被服廠であったが，戦時の空襲で爆撃を受けて灰燼に帰し，その後数年間手をつけず放置されたままであったので，当時は雑草の丈高く生い茂った原で，一部には爆弾でえぐり取られた穴もあり，破壊されたレンガの塊も散乱し，又，あちこちに浮浪者のトタンの小舎がけも残り，何とも気持の悪いところであった．

工事は余り大工事でもないので，夏から秋へと順調に進み，12月中旬には新庁舎へ引越しということになった．ところが11月，12月になって内部の仕上げということになると仲々はかどらない．一方本所からは，塩見研究所との賃貸契約も年内限りとしたから何とか年内に引越をしろと言って来る．工事を急がせて，何とか試験台も入り，給排水やガス工事も終り，引越が御用納めの12月28日となった．まだ一部にはガラスの入らない窓もあったが，強引に引越作業を断行し，所員一同の大活躍の甲斐あって，短い冬の日もすでに暮れた7時頃に完了した．

ところがその翌朝見廻ってみて驚いたことに，前日取り付けられたばかりのピカピカの試験台の水道の蛇口が一夜のうちに一本残さず盗まれてしまった．

まだ工事完了引渡が済んでいないので，支所側の損害にはならなかったが，まだそのように物のない時代であった．

昭和28年のお正月から，新しい庁舎で張り切った新しい気分で仕事が始まった．塩見研究所

内の何となく陰気な，暗い庁舎と違い，窓の大きい，当時としてはモダンな明るい，周囲の広々とした法円坂の庁舎は，とも角，将来の発展への希望を持たせて呉れた．

次いで，第1別館建築の第2期工事も開始され，間もなく完成した．

この頃，ブドウ糖や果糖の注射液，リンゲル液などの国家検定が行われており，パイロジェン試験が実施され始めた．ところが大阪支所ではパイロジェン試験が出来ないため，関西のメーカーはこれらの注射液をすべて東京で国家検定を受けざるを得なかった．そこで大阪でもパイロジェン試験位は出来るようにしようということで，この新しい第1別館にその施設を作ると共に，北川純男技官に京大の薬理学教室に勉強に行ってもらい，大阪でもこれらの国家検定が出来るようになった．

又，その頃，国内でけしの栽培も復活し，あへんの国産が再び行われるようになって，けしの栽培が特に関西で行われるところから大阪支所でもその検収試験を行うようになりベテラン中川雄三技官が来られた．

この大阪支所でのあへんの試験はしばらく続いたが，近年に至り，けし栽培も再び下火になり，又，麻薬試験の業務も取締官事務所に移ったりして，支所では行われなくなったようであるが，これもなつかしい想出の一つである．

そのほか，森永のヒ素入ミルク事件におけるヒ素の検査，黄変米さわぎにおける黄変米の試験など，その時々の社会を賑わせた出来事に，大阪支所も支所なりにおつき合いをし，ある時は大変忙しい思いをしたことも，今となっては懐しい楽しい想出である．

昭和32年厚生省に帰るまで，満6年間大阪支所で過したが，若い者ばかりで活気がみなぎっており，楽しい6年間であった．

大　阪　の　鎮　台

——昭和三九年における随想——

山　口　一　孝

——窓辺閑想——

私が西も東もわからない大阪にやって来て支所に収まってから早や4ヶ月経った．

五月晴れの朝など，支所長室の窓を広く開けて，いらかの波を泳ぐ鯉のぼりや建設中の鉄骨に日一日かくされて行く生駒山を眺めていると，大阪城の六の丸（？）位はあづかっているんだなと一寸悪くない気持になって来る．しかし最近向い側に完成した共済会館の階上ロビーから“大阪の霞ヶ関”の近代的なビルにはさまれて残る大衆食堂と我が“六の丸”を見下したとたん，この悦なる気分はもろくも破れてしまい，あの低い窓によって“六の丸城主”を想った自分がこっけいに感じられたのである．今や我が支所はビルの窓から“ありゃ何じゃいな”と見下される存

在となっていることは残念なことであるが，このあたりの夏草繁るつわもの共の夢の跡が，僅か10年足らずで大阪の誇る文化センターに生れ代ったことは何としても大阪の，さらには日本の経済力強化による近代化の象徴として喜ぶべきことにちがいない．

この建物が前任者や現所員の開拓者的努力により，焼跡にいち早く建設されたとき，簡素ながらにスマートな姿が好評されたことを想えば感無量である．それよりも問題はわれわれのやっている仕事である．この点では正しく日本の西半分の薬と食品のコントロールという大仕事をやっているわけで，つわもの共の夢の跡にうち建てられた支所が西日本の保健衛生を護る鎮台として，大阪城三の丸位の自負は持ってもよいだろう．

そして中味は言うに及ばず，建物もがたくましく前進する大阪の近代化に伍して更新され，ビルの窓から見下されないようになったとき始めて民主国日本も板についたといえるだろう．このことは大阪や西日本のためばかりでなく，日本のため必要であることがいずれは認められるとは思うが，その日を早めるためわれわれは黙々と努力を続けて行きたい．

——かなえの座——

“産学協同”について先日人から意見を求められた．私がこの言葉を耳にしたのはわずか数年前のことで最近刊行された薬学白書もこの問題にふれている．産業界と学界とがともども相たすけ補い合って共通の繁栄をもたらす場を育てようとすることは，いかにも大阪ならではのアイディアであり，今後の具現に大きな期待が持たれる．しかし国家試験研究機関のわれわれのおかれた立場はこれら両次元で形作る魅力ある産学の場とは自ずから異った位置におかれている．われわれがもし存在意義を強いて産学の場に見出そうとするならば，あえて異郷に安住の夢を追うとまでは言えなくても，しょせん無理を重ねて徒労に困ばいするのが落ちではないかと思われる．それならば産学の場以外にわれわれの価値を格付けできるような別の指標が考えられるだろうか？問題は3次元的となってくる．

このようなことは大学のような学問的環境で研究に専念する学徒や，高度成長の波に乗っている産業人にとっては恐らく切実な問題となり得ないであろう．そのいずれでもない研究公務員の1人である私が，頑張りやあきらめや伸び上りや，やせ我慢をくり返えしたのち，辛うじて納得せざるを得なかった指標は“サービス精神”に外ならなかったのである．

こう思いついたとて，生来人のことより我身が大切，やりたいことをやっていれば御気嫌な程度の精神よろしからざる輩として通ってきたものが，今更“われサービス精神に徹せん”などと宣言して見たとて相手にもされまいが，それ以外に胸を張っていられる根拠が思いつかないのだから仕方がない．

内務省や軍を背景に官僚の“鶴の一声”が通った時代では，官吏は正に安んじて産学を超越して鎮座し得たであろうが今はちがう．

生れ代った民主日本国の憲法第25条の具現を使命とする厚生省の公務員であるわれわれには，国民の保健衛生を守護する鎮台のつわものとしての使命が托されている．“新兵器”の整備状況

は大分遅れているとは思うが……

薬や食品の監視や公害の防除など，ときに生産者や経営者の利益と相反しても公衆の立場から護らねばならない問題や，もうけ仕事や学究的には興味が少ないけれど，国民の保健上からやらなければならない医薬資源の開発や農薬調査など，当然われわれの受持つべき問題であるが，さらに学窓の精鋭学徒が純学術的興味から直進して行く後に広く残された領域を気永に網を引いて清掃するようなスクリーニング・テストや，ルーチン的な研究や，公益の視野からの産学両界とは異なる協同研究体制の確立なども実現したいものである．具体的な研究テーマとしても公衆の保健，衛生上の必要に基いた問題をとり上げ，大学では基礎科学的に，産業界では企業体の利潤追及を前提とした国民所得強化の立場から，官公立研究機関では国民，地方自治体への社会奉仕を建前として三位一体となり取りくむことができたなら，憲法第25条を支える科学技術の柱は産・学・公の三つとなり，民主日本の前途は弥栄と叫びたい．

過去10年間たくましく成長した産学両柱の姿には目を見はるものがあるが，残る1本の“公の柱”の成長はまことに遅々としている．

この辺で残る柱も材質を補強し，能率や，寸法や，所員の社会生活における収支バランスなどを高度成長した他の柱に合わせておかないと，後日民生を支えるかなえの座にガタが来るおそれなしとしない．

——春がすみ——

大阪の大気が異様に汚れていることは，生駒ドライブウェーを三つほどジグザグしただけで色彩感覚がまるで変り，眼下の街が赤みを帯びたきたない灰色のもやにかくされて行くのでも感じられる．それから僅か30分で達する薬師寺や法隆寺の点在する大和路の春は本当にすばらしい．

その配色は若草色とカナリヤ色とさくら色とたいしゃ色が渾然と融け合ったもので，色立体をかりて表現すれば，明度・冴度の共に高い色域のコントラストの妙ともいえるだろう．そしてこれこそ日本の色だと思った．大阪の中小企業地域の色には冴度がない．

大和路では菜の花の咲くあぜ道で，日曜画家が法輪寺をカンバスに収めていたが，その色調も春がすみにうるむ暖色をよくとらえていたように思った．

そういえば私はかつて精神科の医師で，日曜画家でもあるX博士が，自ら研究のためＬＳＤをγ単位で連用した間における彼の画風の変化をカラースライドで見せられて驚嘆したことがある．同博士は画の方でも春陽会の会員とかで，私の素人目にも氏の平常の作風はデッサンといい，配色といい，印象派後期を思わすバランスの保たれたものである．それがなんとＬＳＤの少量投与を行なった後では，原色の対比による見ちがえる鮮やかな配色となり，デッサンにも簡潔大胆なデフォルメが現われてくる．この段階における作品には，マチスかモジリアーニを連想させる解放感が見られる一方，なおバランスは失なわれておらず，私には一番魅力的であった．さらに投与量を増すにつれ黒が大胆に使われるようになり，デフォルメが進むばかりでなく，幻覚による像が現われたピカソかブラック的（？）なものとなり，最大許容投与量における作品は精神病者

の落書だか抽象画だかわからないものとなっていた.

私は平素良識ある科学者であり，印象派的感覚の良き日曜画家でもある同氏の画家としての感覚が，ＬＳＤの投与量に従って，ほぼ美術史の進展に平行して変ったという事実を知ったとき，なにか文化の未来をのぞいたような気がして背すじが寒くなってきた.

そして今さらながらモザイック的な地質構成の日本列島に育ち，太平洋の湿気でブァッファーされている日本の生活と感情の調和（大和といいたい）が貴いものに感じられたのである.

——おわりに——

以上は私が国立衛生試験所大阪支所長を拝命して間もないころ，大阪医薬品協会の御依頼を受けて執筆し，同協会会報第186号（昭39・7）に掲載されました拙稿そのままであります.

その後私は試験所を去り，大阪を離れて一薬業人となりましたが，激動の9ヶ年を経た今日これを読み返しますと，一句一語にも公私様々の想出がよみがえり感無量であります.

拙稿は“われわれの……”と1人称複数代名詞を用いた現在形を主とし，これに未来への期待を熱っぽく表現した形を交えたような文体でありますが，これを今となって三人称の過去形に書き改めて見ても一向ピンと来ませんので，そのまま投稿いたします.

在職時代の感慨

石館守三

私が国立衛生試験所長に迎えられたのは，昭和40年の12月15日で，暮も迫った頃だった．昭和36年東京大学定年退官後，財団法人東京生化学研究所で余生を送る予定であったが，時あたかも薬品や食品の安全性がようやく喧しくなりだし，国立衛試の役割が重視される時を迎えて，薬務局と衛試としては外部から所長を迎える異例の決断をしたようだ．私としては重い腰を上げたのも薬事科学行政の重要性に動かされたためであった．厚生省の慣習は学界出身の私にはなかなか馴じめない体質の相違があったが，所員一同も当局も私を大いに支持してくれたことには，今もって感謝している．昭和45年11月，今の（社）日本薬剤師会に転身するまでの5年間在任したことになる.

着任当時は古い建物であったが，翌年には本館が新築され，サリドマイド禍の影響でその2年前には薬理・毒性の新館ができてはいたが当時の水準からすれば不備なものであった.

時勢は日本経済の高度成長期途上にあって消費経済の華やかな時代に当る．それと並行して薬品の消費，食生活の変革期として保存食品，冷凍食品の拡大など，医薬品，食品の安全性がもっとも喧しく毎日の新聞や議会で問題にならない日はなかった程だった．従って衛生試験所の機能の拡大が要望されてはいたが，厚生省当局の力が弱いためか，大蔵省の認識の不充分のためか，生産の増強が優先し，福祉政策はいつも後廻しであった．それに公務員の人員削減で，実質的充

実は極めて困難であった．その制限の枠内で衛試の機能をいかに発揮するかにあった．その方向も委員会を作って探究しつつ，第一に実験動物施設を思い切って近代化すると同時に拡張することを優先せしめた．その結果当時としては見ごたえのある毒性実験施設が44年度にでき上った．そして翌年には麻薬部を薬品部に合併し，また薬品病理部を新設してもらった．それは薬理・毒性部の基礎を強化するためと，発がん性の有無を始め，安全性の確認には実験病理学の裏付なくしては研究所としての権威にかけるであろうという私の考えが当局に理解されたからで，幸いなことであった．ここに日本では初めての薬品病理（Chemical Pathology）なる部門が誕生し，優秀な医学出身の人材を揃ええたことも幸いであった．

私の在職当時，国立研究機関の筑波学園地区への移転問題と同時に厚生省研究機関のあり方が機関長会議の重要な課題であった．そのために多くの論議が繰り返されたが，既設の機関の改革は論議倒れになるのが落ちであった．

国立研究機関の使命と責任の重要性は頭では認識してはいるが，身をもってこれを実行することには日本の社会制度では大きな困難がある．時代の進運と学術の進歩に対応して国立研究機関の機能の充実をはかるにしても将来を見透しての計画はむずかしい．医薬品の安全性の確保のための施設も，後手後手となりがちである．厚生行政は科学行政であるといいながら，国家10年，20年の計を責任をもって見守り，それに精進する科学者の熱意を理解する主体が確立していないのが欠陥であろう．国立研究機関の向上に直接に責任を持つ者は機関長であり，彼に自主的責任を大巾に与えることが第一の条件であると考えられるが，そのために提言もしたのであったが，所詮それは今の行政機構と慣習では無理な注文であったようだ．私は夢を残して昭和45年の晩秋，衛試の同僚に別れを告げることになった．

光輝ある衛試100年の歴史の中で，計らずも所長として末席に名を連ねる身となったわけであるが，それは予期しなかった出会いでもあった．私にとって衛試の5年間は衛生行政府に留学をしたという感慨が深い．この経験が私に残された余生の仕事になお生きて働いてくれていることを有難く思う．

ここで出会った人々そして去った人々の思い出は，パノラマのように浮ぶ．それらの人々は，みな衛試の歴史を形成した大切な人材である．ご多幸を祈って筆をおく．

年　　表

1868年（慶応４年；明治元年）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	1.— 鳥羽伏見の戦に英国公使館附医官ウイルスをして官軍傷兵の治療に当らせる	1.3 鳥羽伏見の戦 1.17 職制を定め神祇，内国，外国，陸海軍，会計，刑法，制度の７科を設置
	3.7 西洋医術採用を宣明 4.17 大総督府は横浜に仮軍陣病院を設けウイルスを院長とし傷病兵を治療する 4.19 阿片煙草厳禁令を布告 4.— 林洞海が医学所頭取となる	3.14 五ヶ条御誓文を発令 4.3 福沢諭吉，英学塾を芝に移転し慶応義塾と改称 4.11 江戸城を明渡す
	6.26 医学所を改組し医学校と改称 7.— 横浜の軍陣病院を下谷藤堂藩邸跡に移し医学校と合して大病院と呼称 8.15 小石川養生所，白山御薬園を大病院の所管とする	5.15 上野に彰義隊敗る 6.29 昌平坂学問所を復活し昌平学校とする 7.17 江戸を東京と改称 8.23 会津藩白虎隊士，飯盛山で自刃 8.27 天皇睦仁，即位大礼式挙行(17才) 9.8 明治と改元，一世一元制を定める 9.12 駅逓規則制定頒布 9.12 開成所を復興し開成学校とする 9.22 会津落城
	10.17 長崎精得館を長崎医学校と改称	10.13 明治天皇東京行幸，江戸城を皇居と定め，府兵を置き，東京を警備 11.2 海軍局を東京築地に設置
	12.7 医業取締および医学奨励に関し布告 **この年** テトラエチルアンモニウム塩の神経節しゃ断作用を発見(Brown ; Fraser)	12.8 沼津兵学校を創立

1869年（明治２年）

	2— 医学校と大病院を合併し，医学校兼病院と改称，５局（医学署，病院，種痘館，微毒院，薬園）を置く	2.5 府県施政順序を公布 2.5 大阪に造幣局を設置(７月造幣寮と改称) 2.8 新聞の刊行を許可 3.28 東京奠都 4.8 民部官を設置し，府県事務を行なう
	5.1 開成所の理学，化学の両	5.10 アメリカ大陸横断鉄道完

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	教場を大阪に移し大阪舎密局とする（明治3年理学所と改称し，ついで大阪開成学校となる） 6.15 昌平学校を大学校と改め，教育行政官庁を兼ねる 大学校は大学本校（昌平学校）および分校（開成学校，医学校兼病院）を管理する 7.8 大学校の官制を制定 12.17 大学校を大学，開成学校を大学南校，医学校兼病院を大学東校と改称 12— ドイツ医学採用を決定 **この年** 元素の周期率を発表 (Mendeleev) 白血球からDNAを抽出 (Miescher) 石黒忠悳 「foreign薬鑒法」を訳著（医薬品分析書の嚆矢） 抱水クロラールの催眠作用を発見 (Liebreich)	成 6.17 藩籍奉還，知藩事を置く 7.8 官制を改革し，太政官，神祇官の二官を置き太政官の下に民部，大蔵，兵部，刑部，宮内，外務の六省，待詔院，集議院，弾正台，開拓使，大学校等を設置，衛生行政は大学校が担当 8.15 蝦夷地を北海道と改称 9.17 民部省札を発行 11.17 スエズ運河開通 12.25 東京，横浜間電信開通

1870年（明治3年）

		1.27 国旗「日の丸」を制定布告
	2.— 長崎医学校，大阪医学校を大学の所管とする	2.— 小，中学規則，大学規則を制定
		3.14 集議院を開く
	4.24 種痘法を施行	
	7.12 大学本校を学制改正により閉鎖	7.19 普仏戦争始る
	8.9 生鴉片取締規則を達	8.20 大阪，神戸間に電信開通
		9.19 平民に苗字を許す
	10— 工部省を設置	10.2 常備兵員を定め，陸軍は仏式，海軍は英式となる
		11.13 徴兵規則を制定
	12.7 売薬取締局を大学東校の所轄とする	
	12.23 売薬取締規則を布達	**この年** 電気製鋼炉を発明 (Siemens)
	12— 京都府に舎密局を設置	

1871年（明治4年）

衛生試験所	医事薬事	社会一習
		1.5 郵便駅郵接遞規則を制定，郵便を東京，大阪間に開設
		2.15 大阪造幣寮開所式
	4.30 各地方官に売女黴毒除害の方法の施設設置を命令	4.5 戸籍法を制定
	5.— 各地方売女渡世の新規開業の禁止	5.10 新貨条例を発布
		5.24 一般農民の米販売を許可
	6.17 行旅病人取扱規則を布達	6.26 長崎，上海間の海底電信開通
	6— 棄児養育米給与方を達	
	7.18 大学を廃し文部省を創設	7.9 司法省設置（刑部省，弾正台廃止）
	7.21 大学南校を南校，大学東校を東校と改め文部省に所属	7.14 廃藩置県
		7.27 民部省廃止
	8.— 屠牛場並牛肉販売取締を達	7.29 官制を改革し太政官を本官，諸省を分官とした（正院，左院，右院を設置）
		8.9 散髪，廃刀を許可
		8.28 エタ，非人の称を廃止
		10.28 府県官制を制定
	11.12 長与専斎が明治政府要官岩倉，木戸，大久保，伊藤の一行と欧米医事制度の調査に出発	11.22 府県を廃合し3府72県とする
		11.23 府兵を廃し巡羅兵3000人を置く（邏卒制度）
	11.10 種痘館を廃し東校に種痘局を置き種痘医の免許，痘苗につき規則を制定	11.27 県治条例を発布
		12.27 新紙幣を発行
	この年 東校にドイツ軍医Müller および Hoffmann を招きドイツ医学をとり入れる	**この年** イギリスにおいて安全マッチ製造開始
	兵部省軍医寮が「軍医寮局方」を制定（冬）	
	三崎嘯輔が薬品雑物試験表を著わす	
	癩菌を発見（Hansen）	
	オランダ軍医スロイスが金沢藩金沢医学館に薬局学科を設置	

1872年（明治5年）

	2.11 文部省に医務課を置く	2.28 兵部省を廃止し，陸軍，海軍の2省を設置
		3.14 開拓使仮学校設置
		4.9 庄屋，名主，年寄等を廃止し，戸長，副戸長を設置
		4.14 大阪造幣局（寮）において硫酸製造を開始
		4.22 京都，大阪，神戸間に電

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		信開通
	5.— 京都府が薬種商業之規則を布告し，薬局を「合薬業」，従来の薬店を「通薬業」とした	
	7.17 売薬取締規則廃止を布告	7.1 郵便制度を全国に普及
	8.3 学制（109章，8大学区制）を公布し，東校は第1大学区医学校，大阪医学校は第4大学区医学校，長崎医学校は第6大学区医学校と改称	
	9.19 種痘医師免許は地方官限りとする	9.7 東京，京都間に電信開通 9.12 新橋，横浜間に鉄道開通 9.29 横浜にガス燈点火
	10.5 諸港輸入薬品取締の方法の調査方を文部省へ達	10.2 人身売買を禁止，芸娼妓解放を布達
	10.10 海軍省に海軍々医寮を設置	
	10.— 第4大学区医学校廃校	
		11.9 太陽暦を使用
		11.11 監獄則並閏式を制定
		11.15 古事記により神武天皇即位年を以て紀元とする
		12.1 徴兵令を公布（施行6年1月10日）
		12.— 太陽暦となり，12月3日を以て，明治6年1月1日とする。人口3,310万人
	この年 海軍々医寮が「海軍軍医療薬局方」を制定（晩秋）	
	学制改革により南校は第1大学区第1番中学となり，明治6年専門学校に昇格し開成学校となる.	**この年** 夏よりアラビア数字を使用

1873年（明治6年）

		1.4 五節を廃し，神武天皇即位日，天長節等を祝日とする
	2.15 京都舎密局所管の栗田口解剖場を京都療病院所轄とし死体解剖を行なう	2.21 キリスト教を解禁
3.28 司薬局創立につき調査開始	3.2 斃畜獣取締を布告	3.22 函館大火（1,300戸焼失）
	3.23 文部省医務課を医務局に昇格し，長与専斎医務局長となる	3.25 上野山内を公園に指定 3.— 断髪令を公布
	5.15 人家稠密の地における牛豚豢養禁止を布告	5.5 皇居，太政官炎上，赤坂離宮を仮に皇居と定める
	5.20 長与医務局長は医学校教師ヘルマンによる薬剤取調之法を立案	
	6.15 太政官が文部省に医制の研究を命じる	6.24 集議院を廃し，その事務を左院に移管

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	6.22 文部省，薬業調査を府県に達	
	6.— 第1大学区医学校に製薬学教場を付設	7.28 地租改正条例布告
	7.3 温泉に関し調査を行なう	
	7.— 火葬を禁止する	
	7.— 墓地の新設，拡張を制限する	
10.5 輸入薬品検査機関を神奈川，長崎，神戸に設置する件，太政官より聴許		
10.5 輸入薬品検査略則を指示		
	11.10 内務省設置	
12.18 試薬場設立具体案を右大臣に提出	12— 文部省より太政官に医制を伺う	**この年** 古来の勝区，名人の旧跡を公園と定める
		タイプライター発明 (Sholes)
		東京にガス燈点火

1874 （明治7年）

	1. 9 市街等人家稠密の地に於て牛豚類の蓄養を制限する	1.15 東京警視庁を設置
		1.15 邏卒を巡査と改める
2.13 文部卿は太政官に，三港に試薬所の開設を努力したが，所期目的を達成できず，まず東京府下に中枢機関の設立につき伺う		2.1 佐賀の乱起る
3.27 東京司薬場を東京府下日本橋馬喰町に仮設し，永松東海を場長，マルチン（ドイツ人）を教師とする		
		4.4 台湾征討を開始
	5.7 開成学校を東京開成学校と改称し，法学校，化学校，工学校，諸芸学校，鉱山学校の5専門学校に分科する	5.11 大阪，神戸間に鉄道開通
	5.7 第1大学区医学校を東京医学校と改称する	
	6.24 牛痘種継所を設け各地の良苗を申請させる	6.23 北海道屯田兵制度を創設
8.— 東京司薬場を下谷和泉橋通りの医学校（藤堂藩邸）内〔元中根邸跡〕に移す	8.18 医制（76条）を東京府に達（翌月京都，大阪2府に達）	
	8.23 医務取締設置を東京府に達	
9.— 「薬品の真贋純雑を鑑識し能はざる者は，司薬場に請求すべし，費用を要せずして鑑定し与うべし」と布達	9.19 劇毒薬（31種）取締を布達	9.22 電信条例を制定
	9.— 東京医学校に製薬学科本科開講	9.— 浴場の男女混浴を禁止
	10.30 種痘規則を制定	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
11.12 東京司薬場に薬品巡回員を設置 11.— 近代式司薬場を医学校構内に新設し，製薬学科の実習室を兼ねる 12.18 司薬場の事務権限ならびに施行条件の概略を制定 12.22 贋薬販薬取締罰則を達 12.23 江頭元朴京都司薬場長心得となる	12.8 恤救規則を制定 12.— 京都府，医務条例を制定 **この年** 炭素化合物の立体構造を解明 (van't Hoff) アンモニア製氷機を発明 (Linde) 亜硝酸塩の血管拡張作用を発見 (Bernheim) サリチル酸の簡易合成を発見 (Kolbe; Schmitt)	

1875年（明治8年）

1.— 永松東海，東京司薬場長を辞す	1.20 宮内省に侍講，侍医，薬剤官および薬剤生を置く	1.8 横浜郵便局，外国郵便を開始 1.18 小学校令を制定（満6才より14才までとする）
2.15 京都司薬場を設置，監督にゲールツを任命 2— 柴田承桂東京司薬場長心得となる 3.24 大阪に司薬場を設置ドワルス監督となる（大阪市東区大手前町）	2.9 小石川薬園を小石川植物園と改称 2.10 文部省より医制37条の施行につき三府に達	
4.29 三司薬場通用の検査済印紙を制定	4.8 悪病流行の節，貧民治療概則を達 4.14 医制を改正し三府に達 5.23 火葬を解禁する	4.14 立憲政体の詔書発布 4.14 元老院，大審院を設置（左院，右院を廃止）
5.— 柴田承桂，東京司薬場長心得を辞す 5.24 直井鋌吉，京都司薬場長心得となる 5.24 江頭元朴，大阪司薬場長心得となる	5— 東京医学校に速成を目的とする通学制度（別科）を設け，医学科3年，製薬学科2年とする	5.7 日ソ，千島樺太交換条約に調印 5.20 メートル法条約締結（9年1月1日より施行）
6.— 島田泰夫，東京司薬場長心得兼務となる	6.28 衛生行政事務を文部省より内務省に移管する	6.1 東京気象台創設 6.25 貨幣条令を制定 6.28 新聞条令を頒布
7.17 各司薬場は内務省衛生局の所管となる	7.3 恤救規則申請調査心得を制定 7.4 内務省に第七局を設置し，衛生事務を所管する 7.17 第七局を衛生局と改称し，庶務，製表，売薬，種痘，出納の5課を置く	7.5 元老院会議を初めて開催 7.— 開拓使仮学校を札幌学校とする
8.— マルチン熱海温泉を分析		8.5 度量衡取締条例および検

衛生試験所	医事薬事	社会一般
試験する 9.6 大阪司薬場で薬学講習会を初めて開き，製薬，試薬の伝習を始める 10.25 司薬場試験心得および薬局試験法を東京，京都，大阪司薬場に達 10.27 司薬場検査印紙貼付を布達		査規則，種類表を頒布（施行9年3月）
	11.24 阿片栽培者および製煉法を調査（3府において取扱った阿片は内地産約2933g，輸入400g 20円/1gであった） 11— 長与専斎衛生局長がゲールツおよびドワルスに日本薬局方草案作成を依頼する 12.25 薬舗開業試験施行の件を達 **この年** 淋菌を発見（Neisser）	11.30 府県職制ならびに事務章程を設け，県治条例を廃止する 11.— 新島襄，京都に同志社英学校を設立 12.12 東京，吉原大火

1876年（明治9年）

	1.9 府県衛生課事務条項を制定 1.12 医師開業試験に関し府県に達 2.1 衛生局は売薬課税につき伺書を上申	
3.19 贋薬取薬取締罰則（贋悪薬品取締規則）にストリキーネなど20種目を追加	3.31 公立，私立病院設立伺および願書式を達	3.28 廃刀令を公布
3.25 司薬場検査薬品表式を制定	4.5 娼妓黴毒検査方法を施設させる	4.1 男子20才を以て丁年を定む
4.— 司薬場に試薬師を置く	4.12 種痘規則を改正し，種痘医規則を制定	
5.1 東京司薬場を薬舗等実地試験伝習のため開場	5.8 製薬免許手続を達	5— 上野公園開園
5.8 各司薬場で内国製薬品の検査を行った上で，製薬免許鑑札を内務省より交付することとなる	5.18 天然痘予防規則を制定	
6. マルチン職を解かる（任期満了）	6.1 阿片採取の方法および栽培製煉法を告示	
	6.— ベルツ（ドイツ人，内科医）来日	7.26 京都，大阪間に鉄道竣工
8.12 京都司薬場を廃し，横浜司薬場（ゲールツを教師に任命，10月）および長崎司薬場（エーキマンを教師に任命，11月）を設立	8.— 熊谷県四万温泉入浴心得（温泉分析表）出版	8.14 札幌学校を札幌農学校とする

衛生試験所	医事薬事	社会一般
10.— 横浜司薬場長心得に直井鋌吉を任命 11.8 外国人出願の薬品検査手数料を定める 12.6 司薬場事務条件を達	11.30 東京医学校を本郷加賀屋敷跡に移転 **この年** 脾脱疽菌の培養に成功(Koch) サリチル酸の鎮痛作用を発見(Stricker)	10.24 熊本に神風連の乱起る 10.26 荻の乱起る 11.29 東京，京橋に大火 **この年** 実用電話を発明 (Bell) 四サイクル内然機関を発明(Otto) タイプライターを企業的に製造(Remington & Sons Co.)

1877年（明治10年）

	1.20 売薬規則を布達	1.11 東京警視庁を廃止し，内務省に統合 1.18 正院を廃止
2.— 東京司薬場教師にプリュヘ（オランダ人）を任命する 2 —島田泰夫東京司薬場長心得を解かる	2.19 毒薬劇薬取扱規則を達（毒薬19種，劇薬46種指定）	2.15 西南の役起る（9月に終る）
3.26 司薬場試験条例を制定する		3.19 京都，大阪間に鉄道全通
4.12 司薬場検査印紙を改定し，毒劇薬標記を定める 4.26 横浜司薬場を横浜市北仲通旧伊国領事館跡に開場を布告（5月開場式を行なう） 4.— 試薬師に奏任，判任，等外の階級を設ける	4.12 東京医学校と東京開成学校を合併し東京大学とする（製薬学科は3年制となる）	
5.— 各府県製造の阿片を分析し，その結果を発表し，製造を奨励する	5.3 博愛会設立さる	
6.— 各司薬場の製薬学教場を廃し，試薬師，助手等の余暇あれば講義をする程度とする 7.10 司薬場は願出の薬品で容量不足のものに「容量不足」の文字を捺印して返付する旨を新聞に広告し，量目の不正を防止した 7.11 東京司薬場乾燥室より出火，試験室等全焼（11日午后5時20分頃出火） 7.19 フランスよりコルヒクム等25種の薬草の種子をとりよせ，東京司薬場で試植する		7.— 府県官職制を制定
	8.6 大阪市東区道修町2—13に司薬研究所（夜学）を開場〔12年9月20閉鎖〕 8.27 コレラ病予防心得を制定	8.— 第1回内国勧業博覧会を東京で開催（8月21日～11月30日）
		9.11 アメリカ人モース，大森

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		貝塚を発見
10.29 衛生局は東京司薬場へ石炭酸の製造を依頼		9.24 西南戦争終る 10.17 学習院を開校 10 — 造幣寮を造幣局に再び改称
	12.8 脚気病につき各府県に調査を命じる 12.25 薬舗開業資格を制定 12.— ゲールツ日本薬局方蘭文草案を脱稿する	
	この年 駆虫アルカロイド（ペレチエリン）をザクロより分離に成功（Tanret）	**この年** 全国にコレラ流行（死者6,800人） トーマス式製鋼法を発明（Thomas） ろう管式蓄音機を発明(Edison)

1878年（明治11年）

2.22 ストリキニーネ等20種の薬品の薬局方試験法を制定	1.25 衛生局所属東京製薬所を東京司薬場内に設置	
	3.26 ジフテリア予防心得を制定	3.17 東京，神田大火（4,560余戸焼失）
	3.— 東京大学医学部製薬学教場は製薬学本科第1回卒業生9名をはじめて出す	3.20 東京府会開会（府県会の嚆矢）
4.15 薬品試験につき各司薬場に注意書を布達	4.18 「アニリン其他鉱属製の絵具染料を以て飲食物に着色するものの取締方」を達（有害飲食物着色料の取締）	
5.— 柴田承桂大阪司薬場長となる	5.28 地方庁に衛生担当吏員を設置	5.14 大久保利通暗殺さる
	5.— 京都府が飲食物着色料取締規則を制定	
	5.— 飲料水注意法を公布	
	6.29 東京府，医師薬舗の兼業を自今禁止する	
	6.— 東京警視本署が牛乳につき「搾取人取締規則」を制定	
7.— 外国薬局方製剤の処方に注意を喚起	7.10 産婆の器械使用を禁止	7.22 郡区町村編成法を制定
	7.— 金沢医学所に薬学科を付設	7.22 府県費および区費を地方税と改称
	8.9 薬用阿片売買製造規則を達	
	9.19 売薬規則を改正し，売薬許可を地方庁で行う	
	9.20 製氷営業人に対し製造および発売のときあらかじめ管轄庁の検査を受けるよう達	
	10.— 東京薬学会結成	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
11.— 東京司薬場講義課程中衛生学大意の一科を加える	11.17 売薬検査心得書を制定 11.23 東京薬学会「東京薬学新誌」を創刊〔第7号（12年1月15日）で廃刊となる〕 11.— 陸軍病院薬局方第2版発行 11.— 神奈川県が牛乳営業規則を制定 11.— 兵庫県が牛乳につき「搾取人及び請売人取締規則」を制定 12.20 東京府，医業取締規則を制定 12.— 東京大学が学士号を制定 12.— 飲食物の中毒および薬物の誤用等による被害者およびその状況を，府県は内務省衛生局に報告することになる **この年** 酵素にEnzymeの名称を提案（Kühne） インジゴを合成（Bayer） サッカリンを合成（Remsen；Fahlberg）	12.5 参謀本部設置 **この年** 昆虫記を発表（Fabre）

1879年（明治12年）

1.21 辻岡精輔，長崎司薬場勤務となる		1.15 東京学士会院（のちの日本学士院）創立
2.— ドワルス任期満了となる	2.24 医師試験規則を達	
3.11 大阪司薬場試験条例を改正	3.11 漢方医団体温知会を結成	
3.— 大阪司薬場長柴田承桂辞職し村橋次郎試験事務を監督する		
3.— 東京司薬場教師ブリュヘ退職し，後任に長崎司薬場教師エーキマン任命さる		
4.1 辻岡精輔長崎司薬場長心得となる		4.4 琉球藩を廃し，沖縄県を置く
4.1 長崎司薬場試験条例を改正	5.— 東京大学製薬学科通学生第1回23名卒業	
4.7 故意貼換を防ぐため，検査印紙印刷法を改む	6.26 コレラ病予防仮規則を制定	6.4 招魂社を靖国神社と改む
	6.— 東京府癲狂院を設立	
	7.11 東京一ツ橋に脚気病院を設立	
	7.14 海港コレラ病予防仮規則を制定	
	7.14 内務省に中央衛生会を設	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	置，医師，獣医師，化学家を委員とする	
	7.21 海港コレラ病予防規則を検疫停船規則に改む	
	8.25 コレラ病予防規則を公布	8.31 皇子明宮嘉仁親王（大正天皇）御誕生
9.15 東京司薬場に和漢薬物調査会を設置		9.29 学制を廃し，教育令を公布
10.— 東京司薬場内にケシを栽培（約164坪）〔翌13年5月19日～29日阿片を採取〕		
	12.27 中央衛生会を常置機関とし，職制および事務章程を制定，地方衛生会規則，町村衛生会事務条項を制定	
	12.27 府県衛生課事務条項を達	
	この年 コレラ流行猖獗をきわむ	**この年** 炭素線電球を発明 (Edison)
	東京府において市街掃除規則，厠囲構造屎尿汲取規則を制定	
	ヨードホルムを傷に適用（Mosetig）	

1880年（明治13年）

	1.17 薬品取扱規則を達（注意薬，毒薬，劇薬を規定）	
	3.19 コレラ消毒法心得を改正	
4.5 桜井小平太，長崎司薬場長心得となる	4.10 東京大学製薬学科は本科と通学生制度を統合する	4.5 集会条例を公布
4.7 辻岡精輔，東京司薬場長心得とるな		
4.— 外国人教師による薬品の禁許権を場長に移す		
6.14 辻岡精輔，東京司薬場長となる		6.14 備荒貯蓄法を公布（14年1月1日施行）
7.10 条約面により没収したる阿片買上方を制定	7.9 伝染病予防規則を公布し，コレラ病予防規則を廃止する	7.14 刑法，治罪法を公布
7.17 東京司薬場試験条例を改正する		8.7 新潟大火(5,500余戸焼失)
8.— 薬品検査印紙面記載方法を改正		
	9.10 伝染病予防心得書を達	
	9.15 種痘医規則を改正	
10.— 大阪司薬場を大阪府下北区中の島1丁目に移転する（庁舎新築）	11.5 太政官は中央衛生会に日本薬局方制定を委任する	
11.8 司薬場年報中湿潤する阿片買上明細表を制定	11.10 各地避病院存廃につき調査	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	11.— 東京薬舗学校（東京薬科大学の前身）設立さる 12.14 伝染病予防規則を改正 **この年** マラリア病原体を発見 (Laveran) チフス菌発見さる (Eberth; Gaffky)	12.24 大阪南区大火（2,980余戸焼失）

1881年（明治14年）

		1.14 警視庁を再設置 1.26 東京神田，深川方面大火 (15,000余戸焼失) 1.27 上野公園の博物館新館竣工
	2.26 薬学会創立	1.28 ドストエフスキー死去 (59才) 2.11 東京神田大火（7300余戸焼失）
5.30 東京司薬場教師エーキマン満期につき解雇，この時より東京司薬場は外人の手を離れる		4.7 農商務省を新設 5.30 太政官の中に統計院を設置
7.1 薬品検査告示箋を改正する 7.6 東京司薬場の試験事務分課を制定 7.22 長崎司薬場を廃止 9.6 桜井小平太，大阪司薬場長心得となる		6.4 爆発物取扱方を制定 7.— 初の生命保険会社（明治生命）設立さる 9.— 東京物理学校（東京理科大学前身）創立 10.12 国会開設の期を明治23年と定む
この年 京都舎密局廃止さる	12.— 薬学雑誌を創刊 **この年** アンナカを創製 (Tanret) 昇汞の殺菌作用の発見および細菌学を確立 (Koch) 狂犬病予防法の発見，およびワクチン免疫を確立 (Pasteur)	11.11 日本鉄道会社を設置

1882年（明治15年）

		1.4 軍人勅諭頒布
2.— 司薬場の衛生事務を拡張し，薬品の検査のみならず衛生に関する物件も試験を行なうこととなる	2.17 医学校卒業生に無試験にて医術開業免許を与えることになる	2.27 憲法および制度研究のため伊藤博文をヨーロッパに派遣決定（3月14日出発）
	3.2 開業医子弟に開業を許可	3.16 立憲改進党結成さる 3.20 上野に新博物館開館

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	4.17 薬舗並に薬種取締規則を布達	
	5.27 医学校通則および薬学校通則を制定	5.10 東京商船学校開校
	5.— 広島薬学講習所開設（22年解散）	
		6.27 日本銀行条令を制定（10月開業）
	8.11 医師の行政処分に関する件を達	
	9.30 行旅死亡人取扱規則を制定	
	10.27 売薬印紙税規則を達	10.21 東京専門学校（早稲田大学前身）開校
この年 東京司薬場で常用食品の調査を開始	**この年** 東京，京都，神奈川の一部で肺病調査を行なう コレラ流行する パラアルデヒドを鎮痛剤に使用（Cervello） 結核菌を発見（Koch）	**この年** 世界経済恐慌 火力発電を開始し，電燈事業始る

1883年（明治16年）

	1.— 衛生局に保健，医事の2課を置く	
		2.15 東京電燈会社設立
	3.31 府県聯合衛生会規則を制定	3.1 東京気象台天気図を発行
	4.23 中央衛生会委員ベルツの意見により各府県に対し肺，肝に寄生虫ある疾病の報告を依頼	
5.5 東京，大阪，横浜の3司薬場の名称を内務省衛生局東京，大阪，横浜試験所に改める	5.5 東京試験所内の製薬所を廃し薬品試製所を設ける	
5.21 衛生局試験所処務権限並章程を定め，検明，司薬の2部および庶務掛を置く	5.— 東京薬舗学校を東京薬学校と改称	
5.— 後藤新平，東京試験所長心得兼務となる（司薬部長辻岡精輔，検明部長田原良純）	5.— 陸軍に薬剤官を設置	
		6.1 天気予報を開始
7.23 鉱泉取調条項を制定	7.20 衛生局に薬草試植園を設置	7.2 官報を発行
7.— 横浜試験所改築に着手		
8.30 横浜試験所試薬監督ゲールツ死去		8.22 ツルゲネーフ死去(64才)
10.22 薬品検査告示箋書式を改定	10.23 医師免許規則，医師試	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	験規則を制定	11.28 鹿鳴館開館 12.28 徴兵令を改正し，現役，予備役，後備役の制度を採用
12.— 技師，技手の官印を作製し配布 **この年** 各部の分担はつぎの通りである。検明部：大気，用水，土壌，衣服料，飲食物，鉱泉等の衛生上の利害の解明，飲食物，著色料等を検査し，その他警察および裁判に関する分析試験 司薬部：薬品の精粗真贋の検査を行ない医薬用の適否の判別，生薬，新薬の性徴成分の解明	**この年** 連鎖状球菌を発見(Fehleisen) ジフテリア菌を発見 (Löffler) アンチピリンを合成し，解熱剤として使用 (Knorr) 新潟医学校の付属として新潟薬学校を設置 (21年廃校)	**この年** マッハ力学を発表 (Mach)

1884年（明治17年）

1.18 薬品試験告示箋を改定	1.3 従来地方庁にて下付した医術免許証の所有者に，更に内務省で免許を下付する旨を達 3.— 大阪平野町に薬舗夜学校設立 (18年7月廃止) 4.15 京都私立独逸学校（京都薬科大学前身）設立	1.4 官吏恩給令を制定布達 3.15 地租条令を制定 3.17 憲法制度取調局を設置
5.2 辻岡精輔，横浜試験所長心得となる 5.— 横浜試験所改築竣工		5.26 兌換銀行券条例制定（7月1日施行）
	6.1 私立名古屋薬学校（名古屋市立大学薬学部前身）設立 6.— 医術開業仮免状下付の条件に関し通知	6.12 鹿鳴館舞踏会始まる
7.— 後藤新平東京試験所長心得の兼務を解かれ，長井長義所長となる	7.2 静岡県ではじめて鉱泉発見使用事務手続を制定 7.22 内務省，中央衛生会を開く	7.7 華族令を制定，公侯伯子男の5級とする
9.18 辻岡精輔，横浜試験所長となる 9.— 大阪試験所事務監督村橋次郎同所長に補せらる	9.4 コレラ流行地より古着，襤褸の輸送を禁止する	
10.14 衛生局試験所における薬品其他の検査手数料を定め，内外人からともに徴収した 10.— 薬品検査告示箋様式を改正	10.4 墓地および埋葬取締規則を布達	
12.25 衛生局東京試験所々員の薬品出張試験を実施	12.— 衛生局はエーキマンに日本薬局方釈義の編纂を委任する **この年** 染色法により細菌の分類を行なう(Gram) コレラ菌を発見(Koch) 大日本製薬会社（社長長井長	12.27 火薬取締規則，爆発物取締規則を制定 **この年** 人造絹糸を発明(Chardonnet) 反動蒸気タービンを発明 (Persons)

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	義）設立（わが国製薬会社の始） コカインの局所麻酔作用を発見 (Köller) 肺炎菌を発見 (Fraenkel) 化学平衡と反応速度の熱力学理論を発表 (van't Hoff) 糖類の化学構造を発表(Fischer) 高木兼寛が海軍の食糧改革を進め，脚気予防に成功	

1885年（明治18年）

	1.28 黄燐を摺附木製造に使用禁止	1.27 ハワイ移民出発（2月上陸拒否され，3年後に解決）
2.9 司薬場検査印紙を廃し，衛生局検査印紙を定め，医薬用に適するもののみに貼用		
	3.22 入歯，歯抜，口中療治，接骨営業者取締方を達 3.25 鍼術灸術営業差許方を達 3.— 私立熊本薬学校（熊本大学薬学部前身）設立	3.12 東京日本橋大火(1,320余戸焼失) 3.— 品川，赤羽間鉄道開通
	3.— 薬学会を東京薬学会と改称	4.18 専売特許条令を制定 5.17 府県制および郡制を公布 5.26 ユーゴー死去（83才） 5.31 富山市大火(5,500余戸焼失)
	8.31 日本薬局方の日本文，ラテン文，ドイツ文の三草案完成（10月13日太政官に提出）	
9.2 小石川戸崎町の薬草試植園を東京試験所の付属とする 9.2 東京試験所内の内務省直轄薬品試製所を東京試験所付属薬品試製所とする		
10.31 長井長義，東京試験所長を辞す		10.20 メートル条約に加入
11.5 田原良純，東京試験所長心得を命ぜらる 11.5 村井純之助，薬草試植園長を命ぜらる	11.9 種痘規則を制定し，種痘医規則，天然痘予防規則を廃止する	
		12.22 伊藤内閣成立 12.22 太政官を廃止し，新たに内閣を定め，外務，内務，大蔵，陸軍，海軍，司法，文部，農商務，逓信の9省を設置する
	この年 狂犬病予防に成功(Pasteur) 甘汞を利尿剤に使用（Jendrassik)	12.22 統計院を廃止し，内閣に統計局を設置する **この年** 写真フィルムの製造に成功 (Eastman)

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	薬品作用の側鎖の法則を提唱(Ehrich) エフェドリンを発見(長井長義)	

1886年（明治19年）

1.— 薬品試製所廃止さる 試製所跡に牛痘種継所を移し，同所跡を試験所に移管し，3階建試験室1棟を新設し，瓦斯火の使用を開始する		1.26 北海道函館，札幌，根室の3県を廃し，北海道庁を設置する
	2.23 東京府，薬種商規則を制定	2.27 各省官制を公布
	2.27 各省官制により内務省に県治，警保，土木，衛生，地理，社寺，会計の7局を設け，衛生局に衛生，医務の2課を置く	2.27 宮内省に侍医局を設置
3.16 試験所処務権限並章程更訂され，所長の権限を拡張し，東京試験所に検明部を置き生理，病理，化学の3科に分ける。また東京試験所に参考館を置き衛生学的試験品，器械，書籍等を陳列し公衆の参考に供することとした	3.19 売薬検査心得を制定	3.2 帝国大学令を公布（分科大学制となる）
	4.7 東京薬業組合設立	4.10 小学校令を公布し，尋常，高等の2科とし，尋常科4年とする。また学校令および師範学校令を公布
5.— 衛生試験彙報第1号を発刊		5.4 警視庁官制公布
	6.25 日本薬局方を制定（20年7月1日より実施）	
	7.20 地方官制公布，衛生事務は第二部の所管となる	7.13 グリニッチ標準時を採用東経135°の子午線時を標準時と定む
		7.— 海軍に薬剤官を置く
	9.— 大阪に卸仲買仲間よりなる製薬組を設立	
	10.15 京都私立独逸学校の別科に薬学科を付設	
	10.— 大阪薬学校を設置	
	11.6 中央衛生会官制を公布	11.16 万国赤十字条約に加盟
	11.25 売薬規則中5ヶ年の営業免許期限を廃止する	
	11.— 大阪薬舗学校を設置	
	12.— 内務省と警視庁が薬舗巡視を行なう	
	この年 内務省衛生局編纂日本鉱泉誌（上，中，下巻）を刊行	**この年** イギリスがビルマを併合
	アルカロイドをはじめて合成	アルミニウムの電解製法を発明

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	(コニイン)〔Ladenburg〕 アセトアニリドを解熱鎮痛剤として使用 (Cahn) ザロールを鎮痛剤として使用 (Nencki)	(Héroult; Hall)

1887年（明治20年）

		1.22 東京電燈会社はじめて電燈点火
2.— 大阪試験所長村橋次郎解任され，桜井小平太同所長心得となる		
	3.— 薬品の封緘並薬品営業取締の件を発令	
4.— 田原良純，東京試験所長となる		
5.31 衛生試験所官制を公布（衛生局東京試験所を東京衛生試験所とし，大阪，横浜も同様に改称し，内務大臣の直轄となり検明，薬剤の2部制となる）	5.19 博愛社を日本赤十字社と改称	5.6 叙位条令を公布 5.9 琵琶湖疏水着工（23年完成，初の水力発電） 5.21 学位令を公布
5.31 東京衛生試験所長に田原良純，大阪衛生試験所長に桜井小平太を任命		
6.8 横浜衛生試験所長に辻岡精輔発令さる 6.20 衛生試験所検査印紙を定める東京衛生試験所検明部長に島田耕一，薬剤部長に大中太一郎を任命	6.30 中央衛生会，上下水道布設促進の建議を提出	6.14 陸軍幼年学校，陸軍士官学校官制公布
7.— 衛生試験所処務概則並処務規程を制定	7.1 日本薬局方を施行	
	9.30 勅令により府県立医学校費用は明治21年以後地方税を以て支弁することを禁じた。このため廃校するもの多し	9.22 海軍機関学校条例制定
	10.— 薬用阿片のモルヒネ含量改正され，所有阿片の交換を行なう	10.7 陸軍大学校条例を公布 10.18 陸軍戸山学校条例制定
11.— ケシ，ジギタリス，ヒヨス，ベラドンナ，チームス，ラベンデル，ウイキョウ，コロシント，緬草，アルテアの10種の薬用植物の栽培および収獲法を官報に公示し，栽培を奨励した		
12.24 検査印紙貼付様式，告示箋の交付について改正 **この年** 日本食料調査報告を発表	**この年** エフェドリンを麻黄より単離（長井） ジウレチンを創製 (Schroeder) フェナセチンを解熱薬に使用	12.26 保安条令を公布 **この年** 電解質溶液の電離説を発表 (Arrhenius) 仏領インドシナ連邦成立

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	(Hinsberg) 髄膜炎菌を発見 (Weichselbaum)	

1888年（明治21年）

	2.13 日本薬局方ラテン訳本発刊	
	4.7 大阪薬品試験会社設立	4.25 市制および町村制を公布（22年4月1日施行）
	4.— 日本薬局方調査委員会設置	4.30 枢密院を設置
5.— 横浜衛生試験所，新庁舎に移転（横浜市北仲通5丁目の旧庁舎の土地建物を司法省に譲り，同市本町5丁目の同省用地を収受し新庁舎を新築，竣工）	5.7 三宅秀ほか4名はじめて医学博士の学位をうける	
		6.1 東京天文台開設
		6.14 海軍兵学校官制公布
		7.14 海軍大学校官制公布
	11.6 東京薬学校および薬学講習所を合併し，私立東京薬学校を設立する	
	11.— 衛生局所管下谷牛痘種継所を大日本私立衛生会に移管する	
		12.11 東京美術学校を設置
		12.28 陸軍軍医学校条例を公布
	この年 帝国大学医学部教授東京医学会を結成する	**この年** 国歌「君が代」を制定，各条約国に通告
	スルホナールを創製し，催眠薬に使用 (Baumann ; Kast)	マンガン鋼を発明 (Hadfield)
	カフェインの利尿作用を発見 (Schroder)	

1889年（明治22年）

	2.— 薬剤誌第1号発刊	2.11 大日本帝国憲法，皇室典範，議院法，衆議院議員選挙法，貴族院令を公布
	3.15 薬品営業並薬品取扱規則を公布	
	3.27 薬剤師試験規則，薬品巡視規則を制定し，毒薬劇薬品目の指定を行なう	
		4.11 新宿，立川間鉄道開通
	5.7 医術開業試験委員組織権限を制定	5.16 博物館官制公布
6.— 東京衛生試験所薬剤部長		

衛生試験所	医事薬事	社会一般
に古川栄，横浜衛生試験所薬剤部長に大中太一郎を任命		
10.— 薬品，鉱物および金属の検査手数料を改訂		7.1 東海道鉄道本線全線開通 10.28 濃尾地方大地震
		12.24 内閣官制を公布 12.24 山県内閣成立
	この年 破傷風菌の培養に成功，翌年血清療法を完成（北里） クレオソートの祛痰作用を発見（Fraenkel） 蛋白質の研究を発表（Fischer）	**この年** パリー万国博覧会でエッフェル塔を制作（Eiffel）

1890年（明治23年）

1.28 小石川の薬草試植園を廃止し薬草は隣接の帝国大学植物園に移植し，薬草試植の事業を帝国大学に移管する		1.18 富山県下で米騒動起り各地に波及 1.23 新島襄死去（48歳）
2.— 従来大日本製薬会社へ所員1名を派出していたが，爾今これを廃止する（東京衛生試験所）		2.11 金鵄勲章創設 2.13 水道条令を公布 2.27 貴族院令を施行
3.— 検査印紙貼付規定を改正	4.1 第1回日本医学会開催	
4.— 中浜東一郎 東京衛生試験所長兼務を命ぜらる（田原所長ドイツ留学のため）	4.3 全国薬剤師大会（第1回薬剤師連合会）を東京にて開催（258名参加，当時薬剤師は約1700名，医師は約40,200名）	4.9 琵琶湖疏水竣工 4.21 民法の一部，民事訴訟法および商法を公布
	4.— 第3回内国勧業博覧会を東京上野で開催，国産医薬品を陳列する	
		5.17 府県制および郡制を公布
	6.1 医科大学医院薬局を「模範薬局」と改称し，医院外に独立して大学の直属とする	6.11 法制局官制公布 6.21 官吏，軍人恩給法公布
	6.18 千葉，仙台，岡山，金沢，長崎の各高等中学校医学部に薬学科を付設	
	6.— 名古屋薬学校を愛知薬学校と改称	
	7.10 汽車検疫心得を制定	7.1 第1回衆議院議員選挙
	7.10 帝国大学薬学科第1回生5名が卒業，最初の薬学士となる	
	7.11 大阪薬学校および大阪薬輔学校を合併し共立薬学校とする	
	7.13～15 帝国大学薬学科教室で第1回公私立病院薬局長会議を開催	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
8.2 衛生試験所官制および処務分課を改正 8.— 中浜東一郎 東京衛生試験所長に補せらる		8.2 中央気象台官制公布
	9.25 鉱業条例を公布	9.5 大阪で大火（1800余戸焼失）
	10.11 伝染病予防心得を廃止し，地方官官制の改正により衛生事務を内務部第三課の所管とする 10.— 改正日本薬局方草案を完成	10.20 元老院を廃止 10.30 教育に関する勅語を発布
	11.— 宮内省侍医局に薬剤師長を置く	11.29 第1回帝国議会開院式を挙行 12.16 東京，横浜に電話交換局を設置
	この年 エーキマンの起稿した日本薬局方註釈を発行 ツベルクリンを創製（Koch） ジフテリアの血清療法を発表（Behring） ブドウ糖の構造を決定（Fischer） 蛋白質（卵白アルブミン）を結晶化（Hofmeister）	**この年** 電解ソーダ法を発明（グリースハイム・エレクトロン社） 名地で米騒動起る

1891年（明治24年）

1.29 印紙貼付の生薬の種類を拡大する		1.12 東京，大阪に商工会議所設立
	2.23 京都において，はじめて薬品巡視を行なう 2.— 海外諸港より来る船舶に検疫施行方を制定	
		3.8 神田駿河台にニコライ堂竣工 3.23 度量衡法を公布（26年1月1日施行）
4.— 衛生試験所の試験報告謄本再下付制を定める 東京衛生試験所内の事務分担を定める		
5.— 再検査の制を定める	5.20 改正日本薬局方を公布	5.6 松方内閣成立 5.11 大津事件（ロシヤ皇太子ニコラス親王負傷）発生
7.— 再検査手数料を定める		
		8.16 電気試験所創立 9.1 東京，青森間鉄道開通
10.— 桜井小平太 大阪衛生試験所長辞任し，島田耕一同所長となる	10.19 東京府，私立病院並産院設立規則を制定	10.28 濃美地方大地震〔死者9700名〕

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	12.18 田中正造，足尾銅山鉱毒に関する質問書を衆議院に提出 **この年** メチレンブルーをマラリアに応用，化学療法の新語を作る (Ehrlich) ヒマシ油の瀉下作用はリチノール酸であることを証明 (Meyer) ベルツ博士草津温泉を推賞 睾丸精液より特殊物質をリン酸塩とし抽出，スペルミンと命名し，ホルモン化学の途を拓く (Poehl)	**この年** 人造絹糸製造法を開発 (Cross ; Bevan)

1892年（明治25年）

	1.17 東京薬学会を日本薬学会と改称 1.— 私立京都薬学校独立	
3.— 検査手数料は登記印紙にて納付する旨を公布		3.8 鉱山監督署設置
4.— 衛生試験所は共司掌事務に係る民事訴訟につき国を代表する件を発布	4.21 改正日本薬局方ラテン訳本発行	
	8.15 同志社，ハリス理科学校に薬学部設置（27年廃校） 9.27 官吏療治料給与の件を制定 11.30 大日本私立衛生会，伝染病研究所を創立	
12.— 依頼試験損害賠償に関する件を通牒		
	この年 発疹チフス東京に流行 肺結核の人工気胸術を創始(Forlanini)	**この年** ジャワ直立猿人を発見 (Dubois)

1893年（明治26年）

1.— 衛生局衛生試験所の保証または試験済という文字の記入を禁止し，試験成績書記載方について公布		
		3.20 郡司成忠海軍大尉1行63名千島探険に出発
	4.— 第1回監獄医協議会を東京に開催	4.14 集会結社法，出版法，版権法を公布
	6.11 日本薬剤師連合会を日本薬剤師会に改組〔会長（総理）正親町実正〕	6.— 鉄道庁神戸工場が日本最初の電気機関車を製造
7.10 工業用酒精に混和するメチルアルコールの容器に貼付する		

衛生試験所	医事薬事	社会一般
印紙を制定		
7.— 田原良純帰朝		
	8.3 私立共立富山薬学校設立	8.10 帝国大学官制公布
	9.— 大学の講座制発足	
10.— 報告書写および反訳文の手数料を規定	10.31 地方庁の衛生事務が警察部の所管となる	
11.— 東京衛生試験所長中浜東一郎辞任		
	この年 チフスワクチンを発明	**この年** 活動写真を発明（Edison）
	逗子でヨードを試製（鈴木仲子）	北京，山海関に鉄道開通
		ナンセンが北極探険を行う

1894年（明治27年）

5.— 技師田原良純，匈牙利国に出張	5.6 清掃に関し内務省訓令を出す	5.31 韓国で東学党の乱起る
	5.12 日本薬剤師会第1回定時総会を開催	
	5.25 清国および香港に流行する伝染病に対して船舶検疫を施行する	
	6.23 薬剤師試験委員組織権限を公布	6.25 高等学校令を公布，高等中学校を高等学校と改称
7.— 田原良純 東京衛生試験所長となる		7.16 日英通商航海条約調印
		8.1 日清戦争起る
	9.1 小学校に体育および衛生に関して訓令	9.15 天皇，広島大本営に到着
		9.16 日本軍平壌を占領
		9.17 黄海大海戦
		11.6 金州城を日本軍占領
		11.8 日本軍大連湾を占領
		11.22 日米通商航海条約調印
		12.1 日伊通商航海条約調印
	この年 タカジアスターゼを発見（高峰譲吉）	
	北里柴三郎とエルザンがそれぞれ別個にペスト菌を発見	
	赤痢流行する	

1895年（明治28年）

1.— 裁判関係品化学的鑑定事項取扱方の件を通牒		1.20 日本軍山東半島上陸
		1.27 大本営，政府連合御前会議で講和条件可決
		2.1 日本軍威海衛占領
		3.30 日清休戦条約調印

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	4.16 内務省に臨時検疫局を，庁府県に臨時検疫部を設置	4.17 日清講和条約（下関条約）成立
		4.23 露，仏，独の三国，日清講和に干渉
	5.1 中央衛生会官制を公布	5.25 台湾島民反乱起る
		5.29 近衛師団台湾に上陸
		6.7 日本軍台湾府占領
		6.8 日露航海条約調印
		9.22 救世軍日本支部発足
		10.8 京城事変起る
		11.8 遼東半島還付条約調印
この年 初頭の内務省衛生局主脳および三衛生試験所長はつぎの通りであった 内務省衛生局長 高田善一 保健課長 医務課長 柳下士興 東京衛生試験所長 田原良純 大阪衛生試験所長 島田耕一 横浜衛生試験所長 辻岡精輔	**この年** コレラ，ジフテリア流行する（死者39000人） 第8議会で漢方存続案否決さる X線を発見 (Röntgen) 空気液化装置を発明 (Linde) ヘキサミンの酸性尿に対する防腐作用を発見 (Nicolaier)	**この年** 路面電車初めて京都に開通 無線電信を発明 (Marconi)

1896年（明治29年）

	2.— 衛生局長後藤新平，阿片の断禁，漸禁の策を政府に進言	
	3.29 獣疫予防法を公布	3.28 葉煙草専売法を公布
	3.31 痘苗製造所官制を公布（東京大学に痘苗製造所を設置），血清薬院官制を公布	3.31 拓殖務省官制を公布
	4.7 医術開業試験委員官制，薬剤師試験委員官制を制定	4.4 日独通商航海条約調印
	5.14 ジェンナー種痘発明百年記念会を上野公園で開催	
		6.9 日露協商成立，朝鮮を共同保護下に置く
		6.15 三陸地方に大津波起る
		8.4 日仏通商航海条約調印
	10.— 大阪衛生試験所内に大阪痘苗製造所を開設	
11.— 衛生試験所技手を同書記に任用できる件を公布，官制中改正	11.— 日本歯科医会結成	11.23 樋口一葉死去（25歳）
	この年 陸軍中央衛生材料廠設置	**この年** 第1回オリンピックをアテネで開催
	放射線を発見 (Becquerel)	平瀬作五郎はイチョウ，池野成一郎はソテツの精虫を発見

1897年（明治30年）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
1.— 大阪衛生試験所長島田耕一辞任し，辻岡精輔同所長となる 1.— 横浜衛生試験所長に堀鉞之亟がなる	1.11 文部省が学校清潔方法に関し訓令	1.10 英照皇太后崩御
		2.15 大阪で初めて活動写真が興行さる
	3.15 学生，生徒身体検査規定を制定	3.27 砂防法を公布
	3.24 足尾銅山鉱毒事件に調査委員会を設置	3.29 貨幣法を公布（金本位制確立する）
	3.30 阿片法を公布	
	3.— 薬品の封緘並薬品飲食物等の検査営業者取締の件を発布	4.12 森林法を公布
	4.1 伝染病予防法を公布（従来の6種にペスト，猩紅熱を追加し，各地で自主的に置かれを衛生組合を法制化した）	
		6.22 帝国大学官制を改正し，帝国大学を東京帝国大学とし，京都に京都帝国大学を設置
	7.19 汽車検疫規則，船舶検疫規則を制定	
9.15 赤痢羅病者数は今期51,024人に及び，これに必要な石炭酸も増大し，東京，大阪，横浜の内務省三衛生試験所の石炭酸試験数は177,658ポンドに及ぶ	9.22 薬品検査証明業者取締方を制定	9.1 拓殖務省を廃止
10.— 横浜衛生試験所長堀鉞之亟辞任し，島田耕一同所長となる	10.9 文部省に学校衛生主事を置く	10.9 師範教育令を公布
10.— 登記印紙を貼用する書類の取扱手続を定める	10.19 海軍軍医学生，薬剤学生，造船学生，造兵学生条令制定	10.21 台湾総督府官制を公布
	11.— 内務省衛生局を改組し防疫課を設置する	
	11.— 共立富山薬学校は市立富山薬学校となる	
	この年 赤痢菌を発見（志賀潔）	**この年** 蒸気タービン船を発明（Persons）
	オイカインの局所麻酔作用を試験（Harries）	ディーゼル機関発明（Diesel）
	マラリアが蚊の媒介によることを発見（Ross）	アッサム地方大地震

1898年（明治31年）

	1.12 公立学校に学校医を置く	
	2.26 学校医職務規程制定	
	3.25 陸軍中央衛生材料廠条例を廃止し，陸軍衛生材料廠条例を	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	公布	
	4.— 限地開業医制度に関して，その免許の範囲の厳正方を達	
5.11 永松東海死去（59才）		
		6.15 万国郵便条約に調印
		6.21 戸籍法を制定
		6.30 大隈内閣成立
		7.30 ビスマルク死去（82才）
	8.— 初版陸軍薬局方を制定	
	9.28 学校，幼稚園伝染病予防および消毒方法を制定	
10.— 大阪衛生試験所を大阪市東区京橋3丁目に新築し移転	10.22 臨時検疫職員設置，臨時検疫局官制を廃止	10.1 東京市役所開所式
	10.28 府県警察部に衛生課を置く	
		11.8 第2次山県内閣成立
	12.— 東京製薬同業組合設立	12.9 学位令改正
		12.— 東京市，水道完工
	この年 ラジウムを発見（Curie夫妻）	**この年** 米西戦争起る（スペインはキューバ，プエルトリコ，フィリピンを失う）〔4月～8月〕
	プリンを合成（Fischer）	
	フェノールフタレインの瀉下作用を発見（Vamossy）	

1899年（明治32年）

	2.14 海港検疫法を公布	2.1 東京，大阪間に電話開通
		2.7 中学校令，高等女学校令，実業学校令を公布
3.— 阿片法により納むべき阿片売下代価は収入印紙を以て納入の件発令	3.27 長井長義ほか3名はじめて薬学博士の学位をうける	3.1 郵便条例中改正公布，はがき1銭5厘，封書3銭となる（4月1日施行）
	3.27 日本薬学会社団法人認可	
	3.28 行旅病人，行旅死亡人取扱法を公布	3.2 北海道旧土人保護法を公布
	3.31 伝染病研究所官制を公布し，内務省の所管となる	3.2 特許法，意匠法，商標法を公布
		3.4 著作権法を公布
		3.10 印紙税法を公布
		3.14 関税法を公布
		3.16 国籍法を公布
		3.22 罹災救助基金法を公布
	4.12 海港検疫所管制を制定し，横浜，神戸，長崎，ロノ津に海港検疫所を置く	4.18 万国工業所有権保護同盟条約および議定書に加入（7月13日公布，15日発効）
		4.22 専売局官制公布
		6.14 福岡県豊国炭坑でガス爆発（213人死亡）
		6.— 東京歌舞伎座で実写映画初公開

衛生試験所	医事薬事	社会一般
7.— 陸軍薬剤官平山増之助が日本薬学会において市場に流通の医薬品の60%が不良品であると講演	7.4 京都帝国大学に医科大学設置 7.19 産婆規則を制定 7.20 東京府，私立病院産院規程を制定	7.29 万国平和会議条約に調印
	9.6 産婆試験規則および産婆名簿登録規則を制定 9.— 日本薬学会に薬物改良方法調査委員会を設置	8.3 私立学校令を公布 9.22 臨時緯度観測所官制公布（水沢）
	10.— 神戸，大阪に初めてペスト流行し，地方庁衛生課ホルマリン消毒を施行 11.8 家鼠駆除の件，船鼠駆除の件を達 12.13 臨時ペスト予防事務局官制を公布	10.11 南ア戦争（ボーア戦争）起る（1899～1902）
	この年 第1回肺結核死亡数全国調査を実施 万国結核予防会議に代表を派遣 関西連合医会結成 明治医会結成し，医師法案について明治医会案を発表 ペスト流行する アスピリンを解熱鎮痛剤として使用（Dreser）	**この年** 治外法権撤廃さる

1900年（明治33年）

	2.24 飲食物其の他の物品取締に関する法律を制定 3.6 汚物掃除法および下水道法を公布 3.9 感化法，精神病者監護法を公布 3.24 門司港に海港検疫所を置く 3.26 学生，生徒および幼児の身体検査規定を制定 3.28 臨時海港検疫所官制を制定 3.29 日本薬局方調査会官制を公布（臨時に置かれ，39年常設となる） 3.30 庁府に臨時検疫官設置を定む 4.7 牛乳営業取締規則を制定 4.17 有害性着色料取締規則を制定	3.7 未成年者の喫煙禁止法を公布 3.7 産業組合法を公布 3.13 郵便法，郵便為替法を公布（10月1日施行） 3.14 電信法を公布（10月1日施行）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	4.— 文部省に学校衛生課を置く	
5.21 牛乳の比重および脂肪量の検定方法を定める	5.24 満18歳未満の娼妓禁止	5.10 皇太子嘉仁親王九条節子姫と御結婚 5.15 清国に義和団の乱起る
	6.5 清涼飲料水営業取締規則を制定 6.15 再び臨時検疫局官制を制定（9月に廃止）	6.4 工業試験所官制公布 6.15 清国へ出兵決定
	7.3 氷雪営業取締規則を制定 7.— 東京府，看護婦規則を制定 7.— 東京薬種貿易商業組合創立	7.— 監獄事務を内務省より司法省へ移管
		8.20 小学校令改正され，義務教育4年となる 8.24 厦門に日本陸戦隊上陸 8.25 黒田清輝死去（61歳）
	9.3 死亡診断書等に関する省令を制定 10.2 娼妓取締規則を制定（公娼の検疫始まる）	
10.12 飲食物および布片中砒素および錫試験方法を定める 10.20 牛乳に移行する毒薬劇薬処方に関する件を制定 10.29 売薬に付着する衣剤の件を定める		
	11.5 海軍少薬剤士候補生採用規則制定 11.26 飲食物にタール色素使用に関する件を定める 11.— 東京製薬同業組合および薬業同業組合が薬局方改正私案を発表 12.17 飲食物用器具取締規則を制定	
	この年 量子論を発表（Planck） カフェインを合成（Traube） ベンゾカインを局所麻酔剤として使用（Einhorn）	**この年** 初めて公衆電話を上野，新橋間に開設

1901年（明治34年）

		1.22 英ビクトリア女王逝去 2.3 福沢諭吉死去（68歳） 2.5 八幡製鉄所第一高炉に火入式
	4.12 畜牛結核予防法を公布	4.13 漁業法を公布 4.20 日本女子大学開校 4.29 裕仁親王御誕生

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		5.20 安部磯雄ら社会民主党結成，即日禁止
		5.26 東亜同文書院設立
		5.27 山陽線全通
6.10 試験手数料に関する規定を定める	6.— 日本薬学会に薬学奨励実行委員会設置	6.2 桂内閣成立
		6.16 孫文，日本へ亡命
		6.21 星亨暗殺さる
	8.23 医薬用，工業用酒精戻税法施行細則を制定	
	9.27～10.3 全国衛生技術官会議開催	9.6 米，マッキンレー大統領狙撃さる（14日死亡）
		9.7 義和団事件落着
		9.20 永代借地権法公布
10.— 衛生試験所長会議を横浜衛生試験所にて開催（10月1日より2週間）	10.16 人工甘味質取締規則を制定	
	11.19 大阪製薬同業組合設立（認可35年3月25日）	
	12.2 日本赤十字社条例を公布	12.10 田中正造 足尾鉱毒事件で直訴
	12.25 ペスト菌取扱取締規則を制定	12.13 中江兆民死去（55歳）
	この年 高等学校の医学部独立し，千葉，仙台，岡山，金沢，長崎は医学専門学校となる	**この年** ノーベル賞を創設（スエーデン）
	インジゴの量産化なる（BASF）	シベリア鉄道開通
	アドレナリンを発見（高峰譲吉）	
	トリプトファンを発見 (Hopkins)	

1902年（明治35年）

		1.19 東亜同文書院創立式挙行
		1.25 青森歩兵第5連隊八甲田山で雪中遭難
		1.31 日英攻守同盟条約に調印
		1.— シベリア鉄道開通
		2.8 木村栄，緯度変化のZ項発見
3.— 官制中改正	3.— 東京帝国大学医科大学に歯科講座を新設	3.17 鉱毒調査委員会官制公布
	3.— 検疫所を地方庁の所管とする	
	3.— 東京麹町紀尾井町に明治薬学校設立（明治薬科大学の前身）	
	4.2 第1回日本連合医学会を東京で開催	
		5.8 台湾島民を日本国籍に編入

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		5.20 キューバ共和国成立 5.31 馬関を下関と改称
6.— 鉱毒調査会の嘱託により東京衛生試験所は所長以下5名足尾銅山鉱毒調査に従事（約1年間）	6.— 東京女子薬学校設立（恩田重信，中心となる）	
	9.8 長与専斎死去（64才）	9.19 正岡子規死去（35才） 11.1 税務所官制，専売局官制（改正）公布 11.9 外国郵便規則制定
	この年 セクレチンを発見（Bayliss; Starling） テオフィリンを利尿剤に応用（Minkowsky） アドレナリンを精製（Abel; Furth; 高峰譲吉） タンパク質がポリペプチドであることを提唱（Fischer）	**この年** 松島公園設置

1903年（明治36年）

	1.20 警視庁に臨時防疫職員を置く	
	3.19 監獄官制を公布，監獄に監獄医および薬剤師を置く	3.27 専門学校令を公布
	3.25 福岡医科大学官制を公布	3.— 大阪で第5回内国勧業博覧会を開催
	3.27 千葉，仙台，岡山，金沢，長崎の各医学専門学校が専門学校令による専門学校となる	3.— 東北地方大饑饉
	3.— 薬剤師試験委員官制改正さる	
	4.— 医術開業試験，薬剤師試験事務を内務省より文部省に移管	4.1 東京，大阪に中央郵便局，中央電信局設置
		4.13 小学校国定教科書令を公布（施行は37年4月1日）
		4.— 山手線開通（新橋—渋谷—上野）
	6.24 痘苗及血清其他細菌学的予防治療品製造取締規則を制定	6.1 日比谷公園開園
	7.25 臨時ペスト予防事務局官制を廃止	
		8.10 電気鉄道取締規則制定
		8.22 新橋，品川間市電開通
	9.28 飲食物防腐剤取締規則制定	
10.— 横浜衛生試験所長 島田耕一辞職し，斎藤寛猛同所長に補せらる		10.1 樟脳専売法実施
		10.30 尾崎紅葉死去（37歳）
	11.7 神奈川県に臨時防疫職員を置く	11.18 米，パナマ運河地帯を永久租借

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	11.— 日本薬学会に薬学術語選定委員会，衛生試験法調査委員会設置 11.— 大日本歯科医会結成 **この年** 日本花柳病予防協会設立 帝国連合医会結成 消毒剤の石炭酸係数を創設 (Rideal ; Walker) バルビツール酸系催眠剤バルビタール（ベロナール）を使用 (Fischer ; Mering) ニコチンを合成 (Pictet ; Rotschy) X線を治療に応用 生化学 (Biochemistry) という新語を使用 (Neuberg)	12.5 長岡半太郎，原子模型を発表 12.17 ライト兄弟最初の飛行に成功

1904年（明治37年）

	2.4 肺結核予防に関する内務省令を制定	2.10 日露戦争起る（宣戦布告） 2.23 日韓議定書に調印
3.— 出張試験に関する費用徴収法を改訂		3.27 旅順港閉塞作戦で広瀬武夫ら戦死
	4.— 大阪道修薬学校設立（大阪薬科大学前身）	4.1 煙草専売法を公布 4.2 下士兵卒家族扶助令を公布 4.21 横川省三，沖禎介ハルピンで銃殺さる
6.22 東京衛生試験所に調査部を設置（衛生上の利害およびその試験方法等の調査）		6.15 常陸丸沈没
6.— 大阪衛生試験所長辻岡精輔死去（5日）し（51才），平山松治同所長となる		8.10 黄海海戦 8.21 お茶の水，中野間電車開通 8.29 日印通商条約に調印 9.4 遼陽大会戦 9.27 小泉八雲死去（55歳） 9.— 愛国婦人会創立
	この年 第1回癩患者調査を行う（患者数30.393名） 日本住血吸虫を発見（桂田富士郎） アドレナリンを合成 (Stolz)	10.14 沙河大会戦 11.30 旅順203高地占領

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	アルサニル酸ナトリウム（アトキジール）をトリパノゾーマに試用 (Thomas ; Breinl) プロカインを合成し，局所麻酔剤として使用 (Einhorn)	

1905年（明治38年）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		1.1 相続税法，塩専売法を公布
		1.2 旅順開城，水師営で調印
	2.4 結核予防に関する内務省令制定	2.16 実用新案法，郵便貯金法を公布
		3.10 奉天入城
		5.8 鉱業法を公布
4.9 日本薬学会総会において第1回全国衛生技術官会議を開く	4.— 痘苗製造所および血清薬院を伝染病研究所に移管する	5.27 日本海海戦
	5.6 売薬税法を改正	5.— 井口在屋，渦巻ポンプの理論と実験を発表
	5.7 医師免許規則を一部改正し，新たに文部大臣の指定した私立医専の卒業生に無試験免許の制度を採用	
	5.11 伝染病予防法を改正（鼠駆除を市町村の義務とする）	
	6.14 警視庁に防疫評議員を置く	6.9 米国大統領日露講和に乗出す
	7.1 私立医学専門学校指定規則を制定	
	9.— 大阪道修薬学校に女子部併設（帝国女子薬学専門学校母体）	9.1 日露休戦議定書に調印
		9.5 日露講和条約に調印
		9.5 日比谷で講和反対国民大会騒擾
10.— 大阪衛生試験所瓦斯自製を廃し，大阪瓦斯株式会社より，その供給を受ける		
11.— 内務省衛生試験所長会議を開催（20日～26日）主な出席者はつぎの通り 内務省：窪田局長　池口技師 東京衛生試験所：田原所長，高橋薬剤部長，慶松調査部長，山本検明部長 横浜衛生試験所：斎藤所長，西崎検明部長，杉山薬剤部長 大阪衛生試験所：平山所長	11.30 大阪府，兵庫県に臨時防疫職員を置く	
	12.29 山口県に臨時防疫職員を置く	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	この年 梅毒スピロヘータを発見 (Schaudinn ; Hoffmann) 酵素にリン酸の必要を示し，糖リン酸を発見し，また助酵素を発見 (Harden ; Young)	**この年** 天橋立公園，大沼公園設置 孫文が中国革命同盟を結成 特殊相対性理論を発表 (Einstein)

1906年（明治39年）

	1.— サリチル酸を清酒の防腐剤に指定	1.7 西園寺内閣成立
3.29 衛生試験所官制を改正 3.— 衛生試験所年報様式を規定	3.31 日本薬局方調査会官制を公布し，同会を常置機関とする	3.31 鉄道国有法を公布（10月1日施行）
	4.11 屠場法を公布 4.— 警視庁附属分析所を警視庁衛生検査所として独立	4.6 廃兵院法を公布 4.18 サンフランシスコ大地震
5.— 検査印紙貼布の様式を改め，所名割印を施すことになる	5.2 医師法，歯科医師法を公布 5.— 大阪女子薬学校設立〔44年廃校〕	5.24 イプセン死去（78才） 5.— 外山亀太郎，カイコの一代雑種の研究を発表
6.22 医薬用適当薬品には衛生試験所の検査印紙（5種）貼付の件を制定 6.— 横浜衛生試験所長斎藤寛猛辞職し，西崎弘太郎同所長となる	6.6 牛乳営業取締規則，人工甘味質取締規則，有害性着色料取締規則等飲食物関係規則を改正 6.26 府県に屠畜検査員を置く 6.27 屠場の構造設備標準を制定	6.1 露国より樺太北緯50度以南を受領 6.11 帝国学士院官制公布 6.— 日米海底電線竣工（8月1日通信開始）
	7.2 第三改正日本薬局方を制定	
		8.1 関東都督府官制公布
	9.3 医師法施行規則，歯科医師法施行規則を制定 9.12 医師法の外国免許に関し勅令を公布 9.27 勅令に基き英国と医師免許に関し相互主義を採用	
	10.30 私立歯科医学校指定規則を制定	10.22 セザンヌ死去（67才）
	11.17 医師会規則を制定，また歯科医師会に医師会規則を適用する件を制定	11.26 南満州鉄道株式会社設立
12.28 斎藤寛猛死去（53才）	12.3 陸軍伝染病予防規則を制定 **この年** 空中窒素固定法を発明 (Haber) 梅毒血清反応を発表 ホルモン説を発表 (Starling) アセチルコリンの合成および脈管系運動抑制効果を研究発表	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	(Hunt ; Taveau) ガンマ線を発見 (Rutherford)	

1907年（明治40年）

	3.19 癩予防に関する件を公布 3.— 下山順一郎私財を投じ十条に薬草園を開設し是好薬園と命名 4.9 薬品営業並薬品取扱規則を一部改正し，指定医薬品制度を定める 4.10 官立医学専門学校規定を制定 5.24 第2版陸軍薬局方を制定 6.— 内務省管下の薬品巡視官を設置し，第1回薬品巡視官会議を開催 7.20 癩予防に関する件施行規則を制定 12.11 何れの薬局方にも記載せざる薬品又は製剤（新薬新製剤）の取締に関する件を制定 **この年** 医師法に基き各地に医師会設立される 私立東京歯科医専，私立日本歯科医専が専門学校令による専門学校となる トリパン赤をトリパノゾーマに使用 (Ehrlich) 麦角アルカロイドの交感神経麻痺作用の研究を開始(Barger; Carr ; Dale) ツベルクリン反応を発見 (Pirquet) ブロムワレリル尿素（ブロムラール）を創製 (Soam ; Eeckhont) 筋肉収縮による乳酸生成を研究 (Fletcher ; Hopkins)	3.12 帝国鉄道庁官制公布 3.14 米両院日本移民制限法を可決 3.15 樺太庁官制を公布 3.21 小学校令を改正し，義務教育年限4年を6年に延長 5.1 豊田佐吉，自動織機を発明 6.10 日仏協約に調印 6.15 東清および南満鉄道連絡に関する日露協約に調印 6.22 仙台に東北帝国大学設置 (43年12月22日官制公布) 7.19 韓国皇帝退位宣言 7.24 日韓協約に調印 7.28 日露漁業協約および通商航海条約に調印 10.25 文部省第1回美術展覧会開催（第1回文展） **この年** 世界経済恐慌

1908年（明治41年）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	1.10 宮内伝染病予防令を制定	
		2.18 移民制限日米紳士協定成立
		3.27 監獄法を公布
4.7 官制中改正し，増員を行ない，6月以降依頼薬品の小分官営実施となる	4.— 私立富山薬学校の県立移管を認可	4.12 露国との樺太境界画定書に調印
4.— 傭人の名称を定め，その給料および被服給与規定を制定	4.— 日本薬学会に薬剤師試験制度改正委員会を設置	
5.11 衛生試験所事務分課改正され，庶務課を庶務部に改める		
5.20 衛生試験所手数料に関する件を改正		
	6.2 医科大学附属病院に薬局長を置く	6.— 赤坂離宮竣工
8.— 東京衛生試験所長田原良純を上海において開催の阿片会議に委員として派遣決定	8.21 日本薬剤師会が社団法人となる	
		9.29 警察犯処罰令を制定
		10.1 刑法および監獄法を施行
		10.13 精神作興に関する戊申詔書を宣布
		11.7 日清電信協定に調印
		12.5 鉄道院官制公布
		12.28 伊，シシリー，カラブリア地方に大地震
	この年 コルヒチンを白血病に応用（Dixor ; Malden） キノフェンを痛風関節炎に導入（Nicolaier ; Dohrn） スルファニルアミドを合成（Gelmo） ヨードチンキを治療に使用	**この年** グルタミン酸ソーダのうま味を発見（池田菊苗） ステープルファイバーを創製（Courtaulds社）

1909年（明治42年）

	1.26 有害性着色料取締規則を改正	
3.22 大阪衛生試験所においてクロール酸カリウム事件起る	2.— 万国阿片会議を上海で開催（5日～13日）	
3.31 飲食物並嗜好品分析表を発表（彙報10号）	3.11 モルヒネおよびその注射器密輸入取締方を制定	
3.— 東京衛生試験所煉瓦造本館落成 なお，42年度に補足工事その他の営繕費の追加を受ける		
4.1 衛生局主管に係る薬用阿片に関する事務を東京衛生試験所	4.1 清国のモルヒネおよびその用具輸入禁止令を実施	4.5 特許，商標，意匠，実用新案の各法を改正公布

衛生試験所	医事薬事	社会一般
に移管 4.— 衛生試験所彙報を続刊する 4.— 守警を常置し，守警職務規程，服務内規および同宿着規則を定む 5.9～5.10 東京衛生試験所新庁舎へ移転 5.24 混濁を有する丁幾，舎利別検査の件を達	4.5 売薬免許の際注意方の件を達 4.14 種痘法を公布 4.— 九州療養所等癩療養所4ヶ所新設さる	4.6 米，ペアリー北極探険に成功 5.6 新聞紙法を公布
	7.17 医師法，歯科医師法の第1次改正が行なわれ，「病院，医院，その他診療所の広告に関する件」を制定 8.13 阿片法施行規則中一部改正	7.6 清国が英仏独と鉄道借款協定に調印 7.31 大阪市に大火（16,800戸焼失） 8.14 近江，美濃地方大地震 10.26 伊藤博文ハルピンにて狙撃される（犯人は韓国人安重根）
11.13 日本薬局方所定ブドウ酒判定標準および試験法を制定 11.— 衛生試験所長会議を大阪にて開催 11.— 雇員および傭人に対する公務出張または賞与および慰労金給与の件は，所長限で決行できることになる	11.30 第三改正日本薬局方一部改正される	
	12.28 内務省令により明治43年1月以降，精神患者の詳細な調査を実施 **この年** アルスフェナミン合成さる（Ehrlich ; Bertheim） フグ卵巣よりテトロドトキシンを分離（田原良純） ロッキー山紅斑病の病原体を発見（Ricketts） 酵素作用が水素イオン濃度に依存を示し，pHの概念を確立（Sorensen）	

1910年（明治43年）

	1.— 私立熊本薬学校が熊本薬学専門学校に昇格 1.— 市立富山薬学校が県立富山薬学専門学校に昇格	
3.4 東京衛生試験所の修繕工事，新営工事共に完成 3.26 東京衛生試験所新庁舎完成祝賀会を開催		3.25 地租条例を改正公布

衛生試験所	医事薬事	社会一般
3.28 官制中改正 4.20 現業員勤務手当支給の件を公布		
		5.6 英国王エドワード7世死去，ジョージ5世後継 5.15 ロンドンにて日英博覧会を開催 5.19 ハレー彗星出現 5.28 コッホ死去（67才） 6.1 幸徳秋水事件起る 6.7 イタリー南部大地震起る
7.26 田原良純所長万国食餌衛生会議に出席のためベルギー国へ出発（44年3月25日帰朝，この間，高橋増次郎所長代理を命ぜられる）	7.14 勅令を以て娼妓等の愛の病院を道府県費を以て設立することを定める	7.14 風俗営業取締令を公布
8.2 柴田承桂死去（61才）		8.13 ナイティンゲール死去（90才） 8.22 日韓合併条約に調印 8.29 韓国を朝鮮と改める 9.30 朝鮮総督府官制を公布 11.20 トルストイ死去（82才） 12.22 九州帝国大学設置（44年3月31日官制公布）
	この年 オリザニン（ビタミン B_1）を発見（鈴木梅太郎） サルバルサン（606号）の駆梅剤としての効果を発表（Ehrlich；泰） ヒスタミンの血管拡張作用を発見（Barger；Dale） 催眠剤ブロムジエチルアセチル尿素（アダリン）を創製（Bayer社）	明（Haber）

1911年（明治44年）

	1.1 売薬税法施行規則中「売薬税」を「売薬印紙税」に改める 2.— 帝国議会にて官公立病院設置に関する建議を可決	1.6 アメリカのカリフォルニア州で排日問題起る 2.21 日米通商航海条約に調印
2.11 東京衛生試験所技師石津利作，万国衛生博覧会出品の用務によりドイツ国ドレスデンに向け出発		
	3.27 売薬税法中一部改正 3.28 水道条例を改正し，特許水道およびその強制買収の規定を設置 3.29 工場法を公布（大正5年9月1日より施行）	3.10 白瀬中尉南極（南緯75°）より引返す（43年11月29日出発）
		4.3 日英通商条約に調印 4.9 東京，浅草新吉原大火

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		(6,550余戸焼失)
	5.14 恩賜財団済生会を設立	5.1 中央線全通
		5.3 北海道紋別で大山火事
6.— 依頼試験のため判任官以下の内地出張に関し所長専行の件を制定		6.24 日独通商航海条約に調印
		7.13 日英同盟条約を更新
8.26 阿片中のモルヒネ含量およびその賠償金額ならびに売下価格に関する件を制定	8.14 按摩術営業取締規則，鍼術灸術営業取締規則を制定	
10.— 横浜衛生試験所長西崎弘太郎をオランダ国ハーグで開催の万国阿片会議に委員として派遣（翌年帰朝）		10.10 清国に辛亥革命起る
	11.— 東京に実費診療所誕生	
		12.14 アムゼン（ノールェー）初めて南極に到達
		12.29 孫文中華民国大統領となる
この年 独文日本鉱泉誌 (Die Bade-und Luftkurorte Japans) を刊行	**この年** 梅毒スピロヘーターの純粋培養を研究（野口英世）	**この年** 雲仙県営公園を設立
	ビタミンの名称使用を提唱 (Funk)	フォードが自動車の大量生産を開始

1912年（明治45年；大正元年）

1.— 高等官以下の内国出張および賜暇願ならびに除服出仕の件は各所長限りで決行できることとなる	1.23 国際阿片条約を締結	1.1 清国，中華民国と改称
		1.18 スコット南極に到着
		2.12 下山順一郎死去（59才）
	3.1 日本薬局方外毒劇薬品目を改正	
	3.19 庁府県に警察医を置く	
	3.28 朝鮮薬律を制定	
4.1 東京衛生試験所試製の河豚毒素（テトロドトキシン）を無償にて官公私立病院，医師に使用結果報告義務を課して分与することとなる	4.30 防疫職員官制を公布	4.14 英，タイタニック号氷山に衝突沈没，1,595名溺死
		4.29 北海道夕張炭坑爆発(278人死亡)
	5.10 毒物劇物営業取締規則を制定	5.14 ストリンドベリー死去（63才）
	5.10 家事上必要な毒物劇物を指定	5.22 山陰線全通
	5.28 メチルアルコール(木精)取締規則を制定	
6.— 東京衛生試験所参考館を毎日開館し，参観人の便宜を増進する	6.18 私立産婆学校，産婆講習所指定規則を制定	
		7.5 ロンドンにて国際無線条約に調印

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		7.30 明治天皇崩御，大正天皇践称，大正と改元
8.7 石津技師帰朝		
	9.— 全国にコレラ発生（患者1000人余）	9.13 明治天皇御大葬，乃木希典殉死
10.— 鉱泉依頼者心得を印刷配布		10.17 第一次バルカン戦争起る
		11.25 日伊通商航海条約に調印
この年 日本鉱泉分析表（500種）を発表（彙報12号）	**この年** ネオアルスフェナミンを梅毒治療に導入(Ehrlich) フェノバルビタールをてんかんに使用（Fischer；Mering） アクリフラビンをトリパノゾーマに応用（Benda） 呼吸酵素が酸素の活性化にあづかるという呼吸学説を発表（Warburg）	**この年** ストックホルムで第5回オリンピックが開催され，日本が初参加

1913年（大正2年）

	2.11 日本結核予防会を設立	2.10 東京にて新聞社，交番焼打事件起る
		2.11 犬養，尾崎氏らの弾劾により桂内閣総辞職
		2.— 護憲運動各地で起る
3.— 大日本婦人衛生会総裁東伏見宮妃殿下が東京衛生試験所に台臨		
3.— 大阪衛生試験所の増改築を行なう（3～4月）		
6.13 官制中改正され，横浜衛生試験所を廃止し，東京衛生試験所に合併（横浜衛生試験所長西崎弘太郎は東京衛生試験所技師に転出）		6.13 教育調査会官制公布
		6.13 政府行政整理を発表
		6.29 第2次バルカン戦争起る
7.14 手数料に関する規定中改正され，印紙1箇2銭を3銭以内に，印紙付薬品小分願手数料を廃止し，新たに包装料の徴収を規定	7.26 有害性着色料取締規則中一部改正	
7.26 野菜果実類の貯蔵品及昆布中銅の試験法を改正		
		8.4 広東にて反乱起り，孫文ら亡命
		8.19 ハーグにて万国平和会議開催
	9.19 医師試験規則および薬剤師試験規則を改正（薬剤師は中学，高女卒業後3年以上の薬学校を卒	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	業したものが受験資格を得ることとなる）〔大正10年10月1日施行〕	
	9.19 歯科医師試験規則を改正	
		10.5 満蒙5鉄道の利権を獲得
		10.6 中華民国（遠世凱総統）を承認
		10.10 桂太郎死去（67才）
		11.22 徳川慶喜死去（77才）
	12.— ペスト菌検査法指針を定める	
この年 鉱泉中ラジウムエマナチオン含量の調査開始	**この年** 変性梅毒患者の組織中に梅毒スピロヘータを発見（野口英世） エメチンのアメーバ赤痢駆除作用を発見（James） アレルギー学説を提唱（Richet）	**この年** 高峰譲吉博士帝国学士院会員となる 石炭の液化に成功（Bergius） 寺田寅彦ラウエ斑点を研究発表

1914年（大正3年）

		1.12 桜島大噴火
	2.19 「行政庁をして委嘱により済生会の事務を施行せしむるの件」を公布	
	3.30 売薬法を公布（10月1日施行）	
	3.30 肺結核療養所設置及び国庫補助に関する法律を公布	
	3.— 日本連合医師会創立総会を開催	
	4.2 医師法を改正し，医術開業試験を延期する	4.11 昭憲皇太后崩御
		4.22 米，メキシコ開戦
5.— 物品取扱規則を改正		
		6.17 蚕業試験所官制公布
		6.29 取引所令を公布
		7.28 第一次世界大戦開始
	8.13 売薬法施行規則を公布	8.15 パナマ運河開通
	8.27 「戦時中医薬品を輸出せんとする者の内務大臣の許可を受くべき件」を制定	8.23 日本第一次世界大戦に参加，ドイツに宣戦を布告
		8.— ドイツが染料，医薬品の国外流出を禁止，このため輸入医薬品高騰
	9.— 東京，大阪の薬業者が薬業調査会設置を内務大臣に進言	
10.7 東京，大阪両衛生試験所に民間製薬事業指導機関として臨時製薬部を設置，コカイン，アスピリン，サリチル酸，石炭酸その他重要な医薬品の調査研究に着手	10.14 伝染病研究所を内務省より文部省に移管	10.— 農商務省に化学工業調査会設置
11.— 官制中改正		11.7 青島陥落

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	12.4 内務省に臨時薬業調査会を設置し，業界の有力者を委員に委嘱し，医薬品の需給調節，自給対策をはかる	12.18 東京駅開業式
この年 裁判化学鑑定例綴を発表（彙報14号）	**この年** ゲンチアナバイオレットを消毒剤として使用（Churchman ; Russel） 神経系をコリン作働性とアドレナリン作働性に分類（Dale）	

1915年（大正4年）

	1.3 医師，歯科医師，薬剤師取締規則（軍令）を発令	1.25 米価高騰のため，米価調整令を公布
2.28 東京衛生試験所にサリチル酸製造係を置く		
3.1 東京衛生試験所に塩酸モルヒネ製造係を置く		3.— 猪苗代水力発電所竣工
5.— 高等官俸給令改正され，衛生試験所長である技師にして5年以上高等官3等にあり，功績のあるものは1人を限り高等官2等に陞進できる道をひらく	5.— 内務省は阿片製造奨励のため，大阪府三島郡福井村尋常小学校において「罌粟栽培並阿片採取講習会」を開く（参加者23府県66名）	5.31 独，ツェッペリン飛行船ロンドンを空襲
6.23 パナマパシフィック国際博覧会出品のため The Mineral Springs of Japan と題する書籍を作成	6.19 染料医薬品製造奨励法を公布（11月15日施行） 6.19 看護婦規則を制定	6.10 乙卯研究所設立 6.21 無線電信法を公布
	7.14 東北帝国大学に医科大学を設置（仙台医学専門学校を移管，附設薬学科は在校生卒業と同時に閉鎖） 7.— 東京，大阪，神戸3市に市立結核療養所の設置を命令	
8.— 製薬用阿片売下げに関する件を定め，東京衛生試験所において取扱いを行なうことになる	8.28 私立看護婦学校，養成所の指定標準を制定 9.14 伝染病研究所の痘苗，血清販売規定を制定	
	10.13 ジフテリア血清，破傷風血清検定規定を制定 10.14 染料医薬品製造奨励法施行規則を公布	10.19 日本は英，仏，露の単独不講和協約に加入
		11.10 大正天皇即位の御大礼を京都で挙行
	12.11 東京，芝，白金に北里研究所を開所	12.10 教育振興に関する詔書発布
この年 東京および大阪両衛生試験所は国産奨励のため製造研究の成果を大正4年2月より大正6	**この年** 大戦のため外国医薬品の輸入杜絶し，この結果不良医薬品出回る	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
年まで29回にわたってモルヒネ，サリチル酸等25品目の医薬品につき製造調査報告を行なった	山極勝三郎と市川厚一が人工癌発生に成功 ワイル氏病レプトスピラを発見（稲田竜吉；井戸泰） ヒスタミンがアナフィラキシーに関係あることを発見（Mann；Cannon） 甲状腺ホルモンを発見しチロキシンを分離（Kendall）	

1916年（大正5年）

		1.12 大隈重信首相爆弾を投げられ隻脚を失う 1.22 工場監督官を設置
	2.— 私立静岡女子薬学校設立 3.11 「癩予防に関する件」を一部改正し，療養所長に入所患者に対する懲戒権を与える	
	4.1 東京帝国大学に伝染病研究所を付設	4.6 畜産試験所官制公布 4.25 経済調査会を設置
	6.14 学校衛生官を置く 6.27 保健衛生調査会官制を公布	
		7.3 日露新協約に調印 7.10 簡易生命保険法を公布 8.3 鉱夫労災扶助規定を制定
	9.8 歯科医師法を改正 9.9 歯科専門標傍に関する省令を制定 9.22 医師および歯科医師試験官制を公布	
	10.11 文部省に学校衛生会を設置 10.— 第3版陸軍薬局方を制定	
	11.10 大日本医師会結成さる	11.3 親王裕仁立太子礼挙行 12.9 夏目漱石死去（50才） 12.13 独の休戦申入れで取引市場大暴落
	この年 ヘパリンの血液凝固時間延長作用を発見（Mclean；Howell） 葉緑素の解明の研究を行なう（Willstätter） 薬剤師の混合販売問題起る	**この年** 一般相対性理論を発表（Einstein）

1917年（大正6年）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		2.1 独，潜水艦による無制限撃沈を宣言
		2.3 米，対独断交
		2.5 生糸暴落
3.— 東京衛生試験所製薬部新館竣工	3.9 大阪薬学専門学校設立認可	3.8 露，ペトログラードに大革命勃発（2月革命），12日革命成功
	3.26 東京薬学専門学校設立認可	3.15 皇帝ニコライ2世退位，ルヴォフ仮政府樹立，16日帝制廃止
	3.24 高峰譲吉，財団法人理化学研究所を設立	
4.— 大阪衛生試験所で阿片成績という冊子を刊行	4.— 第1回全国官公立病院薬剤部長（薬局長）協議会を日本薬学会年会に併催	4.6 米，対独宣戦布告
	4.— 内務省衛生局は埼玉県粕壁町に薬用植物試験場を設置	4.16 レーニンがスイスより露都に帰る
		4.20 第13回衆議院議員総選挙
		4.30 張作霖独立を宣言
		5.11 日米協会設立
	6.30 精神病者の全国調査を実施	6.3 アルバニア，独立を宣言
		6.5 臨時外交調査会を設置
		6.— 駆逐艦艇地中海で独潜水艦と会戦
		6.— 露，第1回ソビエト大会を挙行
	7.2 工業所有権戦時法を公布〔9月15日施行，これにより敵国人所有特許権解消〕	7.4 期米昂騰する
		7.16 露都に革命反乱起る
		7.20 露ケレンスキー内閣成立
	7.20 軍人救護法を公布	7.23 生糸昂騰する
	7.24 阿片法改正の件を公布	
	7.31 拓植局官制を公布	
	8.14 製薬用阿片売下に関する件を制定	8.22 早稲田大学に学校騒動起る
	8.— 内務省地方局に救護課を設置	
	9.6 爆発性物品取締規則（警視庁令）を制定	9.1 「暴利を目的とする売買の取締に関する件」を公布
		9.1 孫文，広東政府大元帥に就任
		9.12 金輸出禁止令を公布
		9.14 露，ケレンスキー独裁政府共和制を宣言
		9.28 戦時船舶管理令を公布
	10.22 製薬用阿片売下げの会社を指定	10.6 警視庁奸商取締令を公布
		10.7 東京市，白米を廉売
		10.16 株式暴落，市場混乱する
		10.30 小額紙幣発行緊急勅令を公布
		11.7 露，ペトログラードに十月革命起る
		11.8 ソビエト政府樹立，レー

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		ニン労農政府を組織
	12.12 酒精の変性を命ずる場合，混和すべき物品の種類および数量の標準を制定	12.15 露，独墺土勃4国と休戦条約締結
この年 東京衛生試験所の庶務部，調査部本館，製薬部南館竣工	この年 次亜塩素酸塩とクロラミンを消毒に使用 (Dakin) 日本でサルバルサン製造開始さる 医師免許につきメキシコと相互主義を採用	この年 KS磁石鋼を発明(本田光太郎；高木弘)

1918年（大正7年）

	2.16 染料事業の発達に資するため，特別塩規則中一部改正	2.1 米価高騰し，取引所創立以来の高値となる
	4.25 衛生試験に関する調査および試験ならびに染料医薬品製造奨励法施行に関する事務に従事するため内務省に臨時職員を置くの件（薬用植物栽培試験に関する職員）を裁可	4.— 北海道帝国大学設立 4.— 平山修次，小惑星の族を発見
	5.1 阿片法第4条を改正し，阿片のモルヒネ含量および賠償金額を改正	
	5.— 内務省衛生局に薬用植物栽培試験に関する職員を増員	7.29 工業試験所の分析試験および鑑定規則を改正
		8.2 日本，シベリア出兵を宣言
		8.3 米価暴騰のため，富山県下に米騒動起り，全国に波及
		8.11 日本軍ウラジオストックに上陸
		8.16 穀類収用令を公布
		8.18 日本軍クラスノヤールスクを占領
		8.26 穀類収用補償金を公定，東京期米暴落
		9.19 日本軍ブラコエシチエンスク占領
		9.29 原敬内閣成立（初の政党内閣）
	10.25 医薬品輸入取締に関する件を公布（キニーネ関係薬品の輸入許可制）	10.17 ハンガリー独立を宣言 10.18 チェコ独立を宣言
11.— 技師刈米達夫ジャワおよびセイロンへ出張，翌年帰朝		11.9 ドイツに革命起り，皇帝退位
		11.11 第一次世界大戦休戦条約成立
12.24 医薬品製造試験事務に		12.6 新大学令および高等学校

衛生試験所	医事薬事	社会一般
従事させるため衛生試験所に臨時に技師7人，技手17人，書記2人を増置 12.— 臨時製薬部を医薬品製造試験部に改称 **この年** 製薬部東館竣成	**この年** 脳室撮影法を考案(Dandy) 精神病のマラリア療法を考案(Jaugregg)	令を公布 **この年** 流行性感冒世界に広がる

1919年（大正8年）

		1.18 パリーで講和会議開催(西園寺公望全権委員)
	2.— 大学令を改正公布，東京帝国大学の分科大学制を学部(法，文，医，工，理) 制に変更	
	3.21 京都薬学専門学校設立認可	3.2 モスクワでコミンテルン創立大会開催
	3.25 精神病院法を公布	
	3.27 結核予防法，トラホーム予防法を公布	
	4.9 阿片法中一部改正(医師・薬剤師などに売下げの件)	4.5 都市計画法を公布
	4.10 医師法第3次改正され，医師会の強制設立等に関する規定を設く	4.8 朝鮮動乱鎮撫のため6箇大隊を派遣 4.10 史跡名勝天然記念物保護法公布
		4.12 関東庁官制を公布，関東軍司令部条令を公布
5.— 技師国峯専吉英領インドへ出張		5.23 改正選挙法公布
		6.28 連合国対独講和条約に調印，国際連盟規約および国際労働規約締結
		7.16 板垣退助死去 (83歳)
	8.29 学校伝染病予防規程を制定	8.1 印刷工大罷業，東京各新聞休刊，3日解決
		8.1 独国会ワイマール憲法を採択
	9.17 薬剤師試験規則中一部改正	
	9.25 医師会令を公布，医師法施行規則，歯科医師法施行規則中一部改正	
	10.18 医薬品輸入取締の件廃止	10.29 第1回国際労働会議をワシントンにて開催，日本も参加
	10.19 文部省児童，生徒および学生の近視眼予防に関し注意する	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	10.23 結核予防法施行令を公布，同法施行規則を制定	
		12.23 インド統治法成立
この年 製薬部北館，倉庫，葡萄酒小分場完成	**この年** マーキュロクロムの消毒作用を報告 (Young) トリパルサミドをトリパノゾーマ症に試用 (Jacobs ; Heidelberger)	**この年** 大阪市立児童相談所設置さる α粒子による原子核破壊実験に成功 (Rutherford)

1920年（大正9年）

		1.10 国際連盟成立 1.13 平和克服の大詔渙発
	2.9 全国官公立薬局長協議会組織さる	
	3.5 サンガー夫人来日，産児制限を遊説	3.8 露，過激派政府成立 3.11 ニコライエフスクの日本軍守備隊襲撃事件起る 3.12 エジプト独立を宣言 3.15 財界恐慌始る
	4.1 歯科医師会規則を制定 4.21 按摩術営業取締規則一部改正され，柔道整復術が公認され，マッサージ術に関する規定が付加される 4.— 全国官公立薬局長協議会を全国病院薬局長会議と改称	4.29 日露軍事協定調印
		5.1 上野公園で初のメーデーを挙行 5.15 鉄道省官制を公布 5.25 ニコライエフスクにてパルチザンによる日本人殺害事件起る
7.— 大阪衛生試験所長平山松治欧米へ出張（翌年帰朝）町口英三所長事務代理となる		7.5 学位令改正され，文部大臣の認可を得て各大学にて学位を授与することとなる
		8.1 農商務省工務局に労働課を新設，内務省に社会局新設
9.6 官制中改正され，東京衛生試験所長はこれを勅任となすことを得ることとなる	9.17 内務省附属栄養研究所設置	
9.9 内務部内臨時職員設置制公布さる（医薬品製造試験事務関係）		
9.— 衛生試験所技手を同書記に任用し得るの件を廃止		

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		10.1 第1回国勢調査を実施（人口5596万3千人）
		11.15 ジュネーブにて第1回国際連盟総会開催
	12.1 県立富山薬学専門学校を官立に移管	12.13 常設国際司法裁判所設置決定
	12.6 モルヒネ，コカインおよびその塩類の取締に関する件を公布	12.14 国際連盟，軍備縮小案を可決
	12.19 第4改正日本薬局方を公布（10年4月施行）	12.17 国際連盟，日本委任統治領を決定
この年 製品製造試験成績報告第1号を発行 製薬部西館完成	**この年** アトロピンの散瞳および鎮痙作用と構造式の関係を研究（Cushny） エフェドリンの合成完成（Späth） 有機水銀塩を利尿剤として研究さる（Saxl；Heilig）	**この年** 学術研究会議官制を公布 東京帝国大学に女子聴講生を入学許可 第一次世界大戦後の世界経済恐慌起る アメリカで最初のラジオ放送行なわる アーベル体の理論発表（高木貞治）

1921年（大正10年）

		1.29 独賠償金に関する連合国協定成立
2.— 大阪衛生試験所において所員の義務官舎の制を布く		
		3.3 皇太子殿下欧州巡遊のため横浜出帆
4.— 技師刈米達夫および村山義温欧米各国へ出張（翌年帰朝）	4.9 黄燐燐寸製造禁止法を公布	4.8 水道条例を改正し，地方委任の規定を追加
		4.9 職業紹介所法を公布（11年7月より施行）
		4.12 尺貫法をメートル法に改正
5.2 官制中改正され，東京衛生試験所調査部拡張増員さる		5.5 孫文，大総統に就任，広東政府を正式に樹立
6.— 度量衡取締規則により検量薬品の印紙面にその内容量目を標記することとなる	6.3 司法省官制を改正し，監獄衛生官制度を採用 6.9 阿片のモルヒネ含量および賠償金額を改正	6.— ドイツマルク相場大崩落
7.— 大阪衛生試験所長平山松治勅任官を以て待遇さる	7.15 私立愛知薬学校廃校 7.— 衛生局を改組し，新たに予防，調査の2課を設け5課となる	7.1 上海にて中国共産党創立大会開かる
		8.— 国際連盟日本事務局設置さる
		10.6 メートル法の国際条約に調印

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	11.12 府県衛生職員制を制定	10.— 帝国大学教授の停年制を制定（11年3月より実施） 11.4 原敬首相東京駅頭で刺殺さる 11.12 ワシントンにて軍縮会議開催 11.13 高橋是清首相となる 11.24 東京天文台官制公布 11.25 皇太子裕仁親王摂政に就任
12.— 大阪衛生試験所長平山松治辞職し，町口英三同所長事務取扱を命ぜらる		12.10 日英米仏4国協約成立（13日調印） 12.10 日英同盟を廃棄 12.15 日英米3国海軍協定成立 12.15 日米，ヤップ島協定を公表
	この年 アクリノールの殺菌作用を発見 (Morgenroth) アセチルコリンが神経伝導媒体であることを認める (Loewi) 田原良純がテトロドトキシンの研究により帝国学士院賞を受賞	

1922年（大正11年）

		1.10 大隈重信死去（85才） 2.1 山県有朋死去（85才） 2.4 山東条約調印 2.6 海軍軍備制限条約および九ヶ国条約に調印 2.— 人口動態調査令を公布 3.30 未成年飲酒禁止法を公布
3.29 東京衛生試験所長田原良純辞職し，西崎弘太郎同所長に補せらる 3.— 大阪衛生試験所長事務取扱町口英三同所長に補せらる		
4.1 事務分課中改正され，東京衛生試験所において取扱いの医薬用阿片の試験および調製に関する事務を大阪衛生試験所に移管 4.1 大阪衛生試験所における医薬品製造試験事務を東京衛生試験所に移し，大阪における事務は大正11年度限りで廃止となる 4.— 内務省所管薬用植物栽培試験事務を東京衛生試験所に移管し，同所内に薬用植物栽培試験部を設置し，栽培試験場として埼玉	4.10 家畜伝染病予防法を公布 4.22 健康保険法を公布（昭和2年1月1日全面施行）	4.15 少年法，矯正院法を公布

衛生試験所	医事薬事	社会一般
県粕壁町に約6,000坪の敷地を購入し，11，12の2ヶ年計画にて諸般の造営を行なう 4.— 技師衣笠豊欧米各国へ出張（翌年帰朝）		
5.— 試験所成績報告書に所長および主任技術官連署を廃止し，所印の押捺にかえる	5.4 学校衛生調査会官制を公布	5.13 ジュネーブにて平和協定成立 5.25 司法省官制の改正により，監獄局を行政局に改め，監獄を刑務所と改称 6.24 日本，シベリア派遣軍の全面撤退を声明
7.6 医薬品の製造試験および薬用植物栽培試験に関し意見を聴取するため東京衛生試験所に評議会を設置 7.— 大阪衛生試験所長町口英三勅任官を以て待遇さる		7.9 森林太郎死去（63才） 7.15 日本共産党非合法結成
	9.8 社会局に保険課を設置 9.8 簡易保険健康相談所規則を制定	
	10.30 社会局官制により，社会局が内務省の外局となる	10.30 伊ムッソリーニが内閣を組織 10.— シベリア撤兵完了 11.17 アインシュタイン来日 11.30 山東還付協定に調印 11.— 国勢院を廃止し，統計局を設置 12.30 ソビエト社会主義共和国樹立 12.— 独，マルク紙幣大暴落
	この年 インシュリンの精製に成功（Banting；Best） 結晶インシュリンを創製(Abel) ニケタミドを合成，興奮剤として試用（Ciba Laboratories） ビタミンEを発見（Evans） ジフテリア・アナトキシンを発見（Ramon）	

1923年（大正12年）

	1.20 徳島高等工業応用化学科に製薬学部設立認可	1.1 山東鉄道を中国へ還付
	3.2 明治薬学専門学校設立認	2.— 丸の内ビルディング竣工 3.29 工業労働者最低年令法を

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	可 3.17 医師法第4次改正，日本医師会の設置を規定 3.— 金沢，千葉，長崎の各医学専門学校が医科大学に昇格，附属薬学科は各医科大学附属薬学専門部に改組	公布
4.— 医薬品製造試験および薬用植物栽培試験事務に従事する臨時職員減員さる 4.— 技師石尾正文欧米各国へ出張，同年帰朝		4.1 郡制を廃止 4.14 恩給法を公布 4.18 陪審院法を公布
5.— 官制中改正され，両衛生試験所職員減員さる		5.26 丸の内郵船ビルディング竣工 5.30 日ソ漁業契約調印
	6.30 精神病院法施行令を公布	
		8.11 独，賠償支払中止を宣言 9.1 関東大震災起る 9.2 山本権兵衛，内閣を組織，非常徴発令，戒厳令を施行 9.16 大杉栄殺害事件暴露 10.30 トルコ，共和国を宣言
	11.— 法定，日本医師会設立，従来の大日本医師会解散	11.8 独，ミュンヘンにてヒットラーの革命運動勃発 11.10 国民精神作興に関する大詔渙発 12.27 虎の門大逆事件勃発，山本首相責を負い総辞職
	この年 フィゾスチグミンのコリンエステラーゼ阻害作用を発見 (Bamger ; Stedam)	**この年** アメリカで四エチル鉛のガソリン添加始る 無線放送時代に入る

1924年（大正13年）

		1.7 清浦奎吾内閣を組織 1.21 レーニン死去（55才） 1.26 皇太子裕仁，久邇宮良子女王と御結婚
	3.13 陸軍伝染病予防規則を制定	3.25 ギリシャ，共和制を採用
4.— 技師石川静逸欧米各国へ出張，同年帰国		
5.— 官制中改正	5.— 鈴木梅太郎ビタミン研究により帝国学士院賞授賞 6.10 地方学校衛生職員を制定め，各府県に1名の学校衛生技師を置く	5.15 国際移民会議開催 5.— 京城帝国大学設立 6.11 加藤高明内閣を組織 6.22 世界一周のアメリカ機，霞ヶ浦に着水 7.1 アメリカ，排日新移民法

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		を実施 7.1 メートル法を実施 7.16 賠償問題ロンドン会議開催 8.12 各省に政務次官を設置 8.16 連合国および独，最終議定書に調印
	9.9 学校伝染病予防規程を制定	
	10.24 医制発布50年式典を上野にて挙行	10.10 内務省全国労働調査を行なう 11.29 東京放送局設立
12.— 官制中改正	12.20 税関官制制定され，検疫所は税関の所管となる 12.— 衛生局改組され，予防，防疫，医務，衛生の4課となる	
この年 震災対策記録を発表	**この年** B. C. G. 接種を発明 (Calmette) チトクロムを発見 (Keilin)	**この年** 内務省主催による第1回明治神宮体育大会を開催

1925年（大正14年）

	1.17 道修薬学専門学校認可，(10月帝国女子薬学専門学校と改称，現大阪薬科大学) 1.— 私立九州薬学専門学校を官立に移管し熊本薬学専門学校と改称 2.11 阿片条約による第1回阿片会議議定書調印さる 2.— 内務省衛生局，医制50年史を刊行	
	3.30 刑務所伝染病予防心得を制定	3.1 東京放送局開所 3.12 孫文死去（60才） 3.22 東京放送局仮放送開始
	4.3 歯科医師法を改正し，歯科医師以外の者の開設する歯科診療所，歯科技工所の開設，管理等に関し，命令を以て規定することとなる 4.13 薬剤師法を公布 4.— 日本生化学会創立	4.1 中学校に軍事教育を実施 4.1 農商務省を廃止し，農林省，商工省を設置 4.20 飛行郵便を東京，大阪，福岡間に開始 4.22 治安維持法を公布 4.26 独，ヒンデンブルグ元帥大統領に当選
	5.7 刑務所収容者の健康診断規定を制定	5.5 普通選挙法を公布 5.24 日本労働組合評議会創立
	6.24 中央衛生会官制を一部改正し，会長を内務大臣とする 7.— 行刑衛生会を設立	7.1 広東で国民政府樹立さる

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		7.12 東京放送局本放送を開始
	8.13 大阪府が危険物品取締規則を公布（9日1日施行）	
		9.18 帝国議事堂全焼
		9.30 関東地方に大豪雨
		10.1 国勢調査，失業統計調査を実施
		11.1 東京，国電環状線完成
この年 衛生試験所沿革，衛生試験所業績を発表	**この年** RNAを発見（Leven）	

1926年（大正15年；昭和元年）

	1.— 月刊日本薬報を発行	1.11 張作霖東三省独立を宣言
		1.28 加藤首相死去（67歳）
		1.30 若槻礼次郎内閣成立
	3.17 歯科医師会令を公布	3.5 大阪にて労働農民党結成
	3.17 歯科医師免許につきメキシコ，イギリスと相互主義を採用	3.11 日本農民組合分裂
	3.18 薬剤師会令を公布	
	3.27 売薬税法を廃止	
	4.20 帝国女子医学専門学校に薬学科を設置	4.9 労働争議調停法，暴力行為等処罰法を公布
	4.25 内務省社会局に保険部を設置	4.24 ソ，独中立条約調印
	4.25 地方官制の改正により内務大臣の指定した府県に衛生部を置くことができることになる	4.26 国際経済会議をジュネーブにて開催
	4.— 日本薬学会46回総会および学術大会を大連にて開催	
		5.15 ノルウェー探険隊アムンゼン大佐飛行船ノルゲ号北極横断に成功
	6.30 健康保険法施行令を公布	
		7.1 青年訓練所令公布
		7.7 蔣介石，中国国民政府総司令に就任
		7.9 蔣介石，北伐行動を開始
		8.22 ギリシャに革命起る
		8.— 日本放送協会設立
		9.8 独，国際連盟に加入
	10.24 薬剤師会令により公法人日本薬剤師会設立	10.17 日本農民党結成
		10.— 汎太平洋学術会議を東京で開催
		10,— 明治神宮体育大会を開催
	11.4 政府，日本医師会と診療契約を締結	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	12.16 政府，日本歯科医師会と診療契約を締約 12.17 政府，日本薬剤師会と薬剤支給契約を締結 **この年** ビタミン B_1 を分離 (Kuhn) 悪性貧血に対する肝臓療法を発見 (Mirot ; Murphy) ビタミン B_2 を発見(Goldberger) プラスモヒンをマラリアに応用 (Schuleman ; Schönhöfer ; Wingler)	12.5 社会民衆党を結成 12.9 日本労農党を結成 12.25 大正天皇崩御，摂政宮裕仁親王践祚，昭和と改元 **この年** 八木アンテナ発明論文提出（八木秀次；宇田新太郎） 明治神宮絵画館竣工

1927年（昭和2年）

	1.1 健康保険法を全面施行 1.20 食肉移輸入取締規則を制定	
		3.3 明治節を制定 3.7 北丹後地方大地震 3.20 金融界不安，日銀非常貸出を実施 3.30 銀行法を公布
	4.5 花柳病予防法を公布	4.1 小田原急行電鉄開通 4.1 兵役法を公布 4.12 蔣介石，上海で反共クーデター 4.20 田中義一内閣成立 4.22 モラトリアム実施
	5.12 日本産婆会設立 5.— 政府公立病院と健康保険の診療契約を逐次締結	5.21 リンドバーク大西洋横断飛行に成功 5.28 日本第1次山東出兵決定（7月8日出兵）
		6.20 ジュネーブで日英米3国海軍軍縮会議開会（8月失敗に終る）
		7.24 芥川竜之助自殺(36才) 8.13 第1回都市対抗野球を開催 8.30 山東派遣軍撤退を声明
	9.10 東京府，病院，産院取締規則，診療所取締規則を制定 10.11 国立療養所官制を公布	9.18 徳富芦花死去（60才） 10.19 丹波敬三死去（74才） 11.25 国際無線電信条約に調印 12.30 東京 上野，浅草間に最初の地下鉄開通
この年 大阪衛生試験所に栄養研究部を設置	**この年** チロキシンを合成 (Harington ; Barger) 硫酸アンフェタミンの昇圧およ	**この年** Heisenbergが不確定性原理を発表 北京付近で化石人類を発見

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	び中枢興奮作用を発見（Alles） 大日本製薬がエフェドリン“ナガイ”を創製	(1921～1926, Anderson; Zdansky ら）し，これに北京猿人と命名（Black）

1928年（昭和3年）

		1.23 日ソ漁業条約正式調印
2.— 薬用植物栽培試験報告第1号を発表		2.20 普通選挙法による最初の衆議院議員選挙を実施
		3.15 日本共産党大検挙
		3.— 台北帝国大学設置
		3.— 高柳建次郎が最初のブラウン管使用テレビ実験に成功
		4.16 河上肇京大教授辞職
		4.19 第2次山東出兵決定（5月8日断行）
	5.8 文部省学校衛生課を体育課と改称	5.3 済南事件起る
		5.21 野口英世客死（53才）
	6.15 飲食物防腐剤，漂白剤取締規則を制定し，飲食物防腐剤取締規則を廃止	6.4 張作霖爆死事件起る
		6.29 治安維持法を改正
		6.— 菊地正士，電子線回折実験を発表
	7.9 商工省，重要輸出品取締規則を公布	7.3 特別高等警察を設置
		8.27 パリーで15カ国不戦条約に調印
	9.1 花柳病予防法を施行	9.4 米価高騰し，期米後場立合を停止
		9.— 仁科芳雄，クライン・仁科の式を発表
		10.8 蔣介石，中国国民政府主席に就任
		11.1 御大礼記念事業としてラジオ体操を開始
		11.3 初の明治節
		11.7 米，フーバー大統領当選
		11.10 今上天皇即位大礼を挙行
	12.— 健康保険診療方針を定める（除歯科）	
	この年 天然卵胞ホルモンの単離が進められる（Butenandt; Doisy）	**この年** ラマン効果を発表(Raman)
	アスコルビン酸をオレンジ，キャベツ，副腎から分離（Szent-Györgyi; Zilva）	
	石館守三ら樟脳の強心作用を化学的に解明	
	ATPを発見〔Fiske（ドイツ）とSubbarow（アメリカ）が別個に〕	

1929年（昭和4年）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	1.— 上野女子薬学校設立	
2.10 長井長義死去（84才）		
3.— 日本鉱泉分析表（474種）を発刊（彙報34号）	3.19 学校医，幼稚園医および青年訓練所医令を制定	3.26 航空郵便規則を制定 3.28 日華済南事件協定に調印 3.28 国宝保存法を公布
4.13 後藤新平死去（72才） 4.— 毒物学的試験を開始	4.1 医師，歯科医師，薬剤師の試験事務を文部省より内務省に移管 4.2 救護法を公布（7年1月1日より施行）	4.1 東京，広島文理科大学，神戸商業大学，東京，大阪工業大学開校 4.— 名古屋帝国大学設立
	6.20 工場危害予防および衛生規則を制定	6.3 中華民国国民政府を正式承認 6.10 拓務省を新設 6.15 中央本線の電車を国分寺から立川まで延長 6.28 万国郵便条約に調印
	7.22 阿片法中賠償金規定改正	7.2 浜口雄幸内閣成立 8.19 独，飛行船ツェッペリン伯号世界一周の途次，霞ケ浦に着く（26日ロサンゼルス着）
	9.— コカ樹の栽培取締に関する件を制定	
	10.29 学校看護婦に関し訓令 10.— 京城薬学専門学校設立	10.24 世界大恐慌
		11.1 明治神宮体育大会を挙行 11.21 金輸出解禁令を公布 12.16 東京駅八重洲口開業 12.29 清水トンネル開通
	この年 ペニシリンを発見（Fleming） マスタードガスが腫瘍の成育を阻害することを証明（Berenblum） 脳波を発見（Barger） Butenandt と Doisy が各独立してエストロンの単離に成功	

1930年（昭和5年）

		1.11 金輸出解禁実施 3.12 丹羽藤吉郎死去（75才） 3.15 東京，横須賀間電車開通 3.28 内村鑑三死去（70才）
	4.— 日本薬学会創立50年記念式典挙行 4.— 日本薬学会第1版日本薬局方刊行 5.19 麻薬取締規則を制定	4.22 ロンドンにて海軍軍縮条約に調印 4.25 統帥権干犯問題起る 4.— 上海自然科学研究所落成

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	9.— 第4版陸軍薬局方を制定	9.1 本所被服廠跡に震災記念堂竣工
	10.27 内務省に薬業振興協議会を設置し，医薬品の国内生産の奨励を行なう	10.1 第3回国勢調査を実施〔人口9.039万人〕 10.1 東京，神戸間特急つばめ運転開始（東京，大阪間8時間20分） 10.26 台湾霧社蕃人反乱事件起る
	11.26 国立長島愛生園設立 11.26 東京女子薬学専門学校（明治薬科大学前身），昭和女子薬学専門学校（昭和薬科大学前身），共立女子薬学専門学校（共立薬科大学前身）認可さる 12.12 帝国女子医学薬学専門学校（東邦大学薬学部前身）設立認可 12.27 有害避妊用具取締規則を制定	11.14 浜口首相東京駅にて狙撃さる 11.15 日本，エチオピア修好条約に調印 11.26 伊豆地方に大地震 12.20 中央線電車，立川から浅川まで延長
	この年 サントニンの構造を決定（Clems） プロントジルが連鎖球菌に有効なことを発見（Domagk） シクロプロパンを麻酔に応用（Handerson ; Luckhardt） ジビニールエーテルを麻酔に応用（Leake ; Chen） 日本民族衛生協会，日本精神衛生協会を設立	**この年** 世界恐慌により争議続出（米の銀行破産2278行に及ぶ） サイクロトロンを創案（Lawrence; Livingston） アセチレンのビニール化反応を発見（Reppe） ゲノム分析法を確立（木原均）

1931年（昭和6年）

	2.24 上野女子薬学校を東京薬学専門学校女子部と改称 2.24 阿片委員会官制を制定 3.8 （財）癩予防協会設立	
3.30 衛生試験所彙報目次及索引を発行（1～38号） 4.— リン酸コデイン製造に従事するため，増員さる	4.1 重要産業統制法を公布 4.2 癩予防法および寄生虫予防法を公布	3.1 英仏伊三国海軍協定成立 4.1 国立公園法を公布 4.2 労働者災害扶助法および労働者災害扶助責任保険法を公布
	6.23 学校歯科医および幼稚園歯科医令を公布	5.1 大阪帝国大学創立 6.13 北里柴三郎死去（80才） 6.15 東京中央郵便局竣工 6.20 米大統領フーバー，モラトリアムを宣言
	7.3 麻薬の製造の制限および	7.2 万宝山事件起る

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	分配に関する条約を締結	
	9.1 市立岐阜薬学専門学校設立	8.26 浜口雄幸死去（62才） 9.18 満洲事変起る 9.20 英，金本位制を停止
	10.— 私立愛知高等薬学校開校	10.18 エジソン死去（84才） 10 24 国際連盟理事会期限付満洲撤兵勧告案を可決，日本代表拒否 10.— 北海道，東北大飢饉
11.— 薬剤師の実地試験場を東京衛生試験所に設く	11.27 阿片吸飲防止に関する協定を締結	11.7 東京科学博物館開館
11.— 内務省衛生局主催の薬事講習会（第1回）を東京衛生試験所において開催	11.— 健康保険歯科診療方針を定める	11.11 渋沢栄一死去（92才）
12.— （財）癩予防協会より委託され東京衛生試験所において大風子油の製造を開始		12.13 犬養内閣成立 12.13 金輸出再禁止令公布，即日施行 12.13 紙幣の正価兌換停止 12.17 簡易水道布設助成規則を制定
	この年 n-ヘキシルレゾルシンを駆虫剤として推奨（Lamson） ビタミン D_1，D_2 の分離に成功（Windaus） カロチンの化学構造決定（Karrer） プロスチグミンを抗コリン剤として使用（Aechliman） 呼吸酵素の研究を開始（Warburg） 肝油時代に入る 男性ホルモン作用物質を精製しアンドロステロンと命名（Butenandt）	**この年** イネの新品種農林1号完成 合成ゴムを発明（Carothers） 成層圏飛行に成功（Piccard）

1932年（昭和7年）

	1.1 救護法を施行	1.9 独，賠償金不払を宣言 1.21 スペインに革命起る 1.28 上海事変起る
	2.1 学校医職務規程および学校歯科医職務規程を制定	2.2 国際連盟，日華問題を討議
	2.24 公立健康相談所設置につき通知	2.29 リットン調査団来日
3.15 東京衛生試験所長西崎弘太郎退官し，衣笠豊同所長に補せらる		3.1 満洲国建国宣言
	3.19 神戸女子薬学専門学校設立	3.5 団琢磨殺害さる
4.— 阿片アルカロイド塩酸塩およびリン酸コデインの製造を開始	4.5 阿片法施行規則中改正	4.29 上海で重光公使ら重傷 4.— 京都でトロリーバス運転開始

衛生試験所	医事薬事	社会一般
5.6 西崎，衣笠新旧所長歓送迎会に際し，東京衛生試験所の現，旧職員の親睦機関「東衛会」設立	5.11 阿片賠償金中改正	5.5 日華停戦協定調印 5.15 五・一五事件起る 5.15 犬養首相暗殺さる 5.26 斎藤内閣成立
	6.25 第5改正日本薬局方制定 7.1 医薬品および歯科材料製造奨励金交付規則を制定 7.22 売薬部外品取締規則を制定 8.1 寄生虫予防法を施行 8.16 薬業振興協議会を薬業振興調査会と改称 8.23 警視庁令で化粧品取締規則を制定	6.29 特別高等警察部を新設 7.30 ロサンゼルスで第10回オリンピック大会開催 7.31 独，総選挙でナチス第1党となる
	9.7 文部省，学校給食に関し訓令	9.15 日満議定書に調印，満洲国を承認 10.30 日本共産党大検挙(2200名) 11.8 ルーズベルト，米大統領に当選 12.16 東京日本橋白木屋本店火災
	この年 プロントジルの合成に成功，連鎖球菌に試用 (Mietzsch; Klarer; Domagk) カルバルゾンがアメーバ赤痢に有効なことを発見 (Leake) ヌペルカイン（ジブカイン）を持続性局所麻酔剤に応用 (Mieischer) アテブリンを抗マラリア剤に応用 (Mietzsch ; Mauss) 黄色酵素を発見 (Warburg) 佐々木隆興と吉田富三が発癌物質を研究 ビタカンファー発売さる	**この年** 大東京制実施さる (35区制) 陽電子を発見 (Anderson) 中性子を明らかにする (Chadwick) 原子核の転換を行なう (Cockcroft; Walton) 重水素を発見 (Urey)

1933年（昭和8年）

	1.— 保健衛生調査会設立	1.2 日本軍山海関を占領 1.30 独，ヒットラー内閣成立 3.3 三陸地方大地震 3.27 国際連盟脱退の詔書を渙発 3.29 米穀統制法を公布
	4.5 医師法，歯科医師法を改正し，診療所，歯科診療所の開設等につき定める 5.— (財)癌研究所開設	4.1 児童虐待防止法を公布 4.19 米，財界恐慌 4.19 金輸出再禁止 5.3 大阪市営地下鉄，梅田，

衛生試験所	医事薬事	社会一般
6.22 リン酸コデイン売下規程が制定さる		心斉橋間開通 5.4 少年救護法を公布 5.26 京都大学で滝川事件起る 5.31 日華停戦塘沽協定に調印 6.19 丹那トンネル貫通 7.15 英仏独伊が協力条約に調印 7.29 小切手法を公布 8.4 日本労働総同盟罷業統制規約を決定
	9.— 保健衛生調査会が結核予防の根本対策につき答申 10.4 診療所取締規則，歯科診療所取締規則を制定 10.31 牛乳営業取締規則を新たに制定	10.3 第1回満洲開拓武装移民団東京出発 10.14 独，国際連盟および軍縮会議より脱退 10.15 新渡戸稲造，バンクーバーで客死（72才） 12.1 池口慶三死去（67才） 12.23 皇太子明仁親王御誕生
	この年 アスコルビン酸を合成 (Reichstein; Haworth) ビタミンAの構造決定 (Karrer) 精神病のインシュリン療法を考案 (Sanger) 尿素の生合成回路を発見 (Krebs ; Henseleit) 解糖作用系の主要径路を解明 (Embden ; Meyerhof)	

1934年（昭和9年）

1.— 飲食物並日用品類分析表を発表（彙報43号）	3.13 愛育会設立	3.1 満洲国が帝政を実施，溥儀皇帝となる 3.16 瀬戸内海，雲仙，霧島の3国立公園を指定 3.21 函館市大火 3.24 傷兵院法を公布
4.— 試験手数料に関する規定中改正され，また毒物学的試験のため，東京衛生試験所に技師1人，技手1人増員さる		4.1 東京で卓上電話機をはじめて使用 4.18 帝人疑獄事件発生 5.30 東郷平八郎死去（88才） 6.14 ヒットラーとムッソリーニがベニスで会談 7.8 岡田啓介大将組閣 7.12 日，印新通商条約に調印 8.2 ヒンデンブルグ大統領死去（78才）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		8.19 ヒットラー独総統に当選 9.18 ソ連，国際連盟に加入 9.21 関西地方大風水害（室戸台風）
	10.— 健康保険相談所を全国12カ所に設置 11.— 内務省衛生局に医療制度調査会を設置 11.20 麻薬取締規則を改正	11.17 湯川秀樹中間子論を発表 11.— ベーブルース等アメリカ職業野球団来日
	12.31 含鉛白粉の製造販売を禁止	12.1 丹那トンネル開通 12.4 阿寒，大雪山，日光，中部山岳，阿蘇の5国立公園を指定 12.8 日米国際無線電話開通
	この年 コレステロールよりアンドロステロン，プロゲステロンを合成（Butenandt; Ruzicks） フェノチアジンを動物の駆虫剤に使用（Haller ; McNaught ; Beards ; Eds） マファルゾールの駆梅効果を発見（Tatum） 非特異性免疫元療法流行	**この年** 人工放射能を発見（Joliot 夫妻） 米で最初のディゼル機関車を運転 東北地方冷害

1935年（昭和10年）

		1.13 ザール地方ドイツに帰属決定 2.28 坪内逍遙死去（77才）
		3.16 独，ベルサイユ条約軍事条項を廃棄，徴兵復活を発表 3.23 北満鉄道譲渡協定成立，日，満，ソ三国正式調印 3.27 国際連盟脱退効力発生 4.1 青年学校を全国に設置 4.9 天皇機関説弾圧を受け，美濃部博士3著書発禁
6.3 田原良純死去（81才）		
		7.1 東京，千葉間国電電化完成 7.— ペルシャ，国号をイラクと改称 8.3 日本政府，国体明徴を声明
	9.20 日本薬局方調査会官制を公布	9.— 欧洲政局不安により株昂騰 10.1 台湾に自治制を施行 10.4 伊，エチオピアに宣戦 11.10 ギリシヤ帝政を復活

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		11.15 フィリピン共和国誕生 11.17 全日本労働総同盟成立 12.9 ロンドンで軍縮会議開催
	12.— 国際衛生条約を批准 12.28 私立愛知高等薬学校は名古屋薬学専門学校となる **この年** プロスチグミンを筋無力症に応用 (Walker) チオバルビツール酸を麻酔に使用 (Tabern ; Volwilger; Miller) 有機ヨード化合物をX線造影剤として使用 (Binz) ビタミン B_1 を合成 (Williams; Andersag; Westphol) マンデル酸誘導体を防腐剤として使用 (Rosenheim) スルファミンを抗菌剤に応用 (Trefouël; Nitti; Bovet) 精神病の前頭葉白質切断術を創始(Moniz) 呼吸系におけるジカルボン酸の触媒作用を提示 (Szent-Györgyi) 助酵素Ⅰ, Ⅱの化学構造を決定 (Warburg; Euler) 製薬会社の満洲進出盛んとなる ビタミン時代に入る ナイトロジェンマスタードを合成 (Prelog; Stepan) インシュリンによるショック療法を考案 (Sakel)	**この年** 都市保健館（東京）および農村保健館（所沢）を開所する 湯川秀樹，中間子概念を発表 デリンジャー現象を発見(Dellinger) タバコモザイクビールスの結晶化に成功 (Stanley) レーダーの実用化に成功 (Watson-Watt)

1936年（昭和11年）

		1.15 ロンドンの軍縮会議に脱退を通告 2.1 十和田，富士箱根，吉野熊野，大山の4国立公園を指定 2.26 2.26事件起る 3.7 独，ラインランドに進駐 3.9 広田内閣成立 3.24 メーデー禁止を全国に通達
3.— 東京衛生試験所目黒分場竣工		
4.— 技師今野運治スイスにて開催の麻薬不正取引防止会議に出席し，かねて欧州各国へ出張，同年帰朝 4.— 塩酸エチルモルヒネの製造開始	4.10 日本薬局方50年史を発行 4.13 日本薬局方公布50年祝賀会を東京会館で挙行	
	6.26 危険薬品の不正取引に関	5.9 伊，エチオピアを併合

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	する条約に調印 7.3 毒劇薬，毒劇物品目を大巾に改正 7.23 飲食物用器具取締規則を改正	
7.23 琺瑯または釉薬を施した飲食物用器具中の鉛またはヒ素の試験法が制定される		7.17 スペインに内乱勃発
8.25 臨時職員設置制中改正され，技師4名，技手7名，書記3名増員，また官制中改正され技師1名，技手5名，書記1名減員		8.1 第11回オリンピックをベルリンで開催
9.25 目黒分場の開場式を行なう		9.— 上海で抗日事件続発 9.— 日本諸学振興委員会設置 10.1 ムッソリーニ独伊枢軸を声明 11.3 米大統領にルーズベルト再選 11.7 国会議事堂竣工 11.25 日独防共協定に調印 12.10 英，エドワード8世退位発表 12.11 上野，松戸間省線電車開通
	この年 ビタミンPの分離に成功 (Szent- Györgyi) ビタミンD_3を分離(Brockmann) ビタミンEを発見および単離 (Evans) ビタミンB_2の合成に成功 (Kuhn ; Karrer) ストレス学説を発表 (Selye) シヨウジヨウバエの眼色遺伝を研究発表 (Beadle 等) 生命の起源学説を発表(Oparin)	

1937年（昭和12年）

	1.27 学校身体検査規程を制定	
		2.2 林内閣成立 2.11 文化勲章令制定，第1回受賞（長岡半太郎ほか18名）
	3.31 母子保護法を公布（13年1月1日施行）	3.31 軍事扶助法を公布（7月1日施行） 3.31 アルコール専売法を公布
4.11 中浜東一郎死去（80才）	4.5 保健所法を公布	4.1 ハガキ2銭，封書4銭に改訂（37年ぶり） 4.1 朝日新聞神風号訪欧飛行

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		に出発 4.5 防空法を公布 4.9 日蘭通商協定成立 4.30 仁科芳雄らにより理研にサイクロトロン完成
5.31 東京衛生試験所官制実施50年式典を挙行	5.6 日本学術振興会，国民体力に関し建議 5.— 満洲医科大学付属薬学専門部，学則公布（13年8月設立） 6.23 国立結核療養所官制を公布，村松晴嵐荘設置	5.24 パリ万国博覧会開催 6.4 近衛内閣成立
	8.2 診療エックス線装置取締規則を制定	7.7 日華事変（芦溝橋事件）起る 8.3 商工省，暴利取締令を公布 8.13 第二次上海事変起る 8.14 百貨店法公布 8.24 国民精神総動員実施要綱を決定
	9.— 日本学術振興会ＢＣＧの綜合研究に着手 10.— 代用国産医薬品の使用奨励を行なう 11.0 日本医師会，国民体位向上に関する具体方策について答申	9.— 大牟田市に集団赤痢発生 10.16 第1回文展開催 10.25 企画院を設置 10.27 蒙古連盟自治政府成立 11.5 日本軍杭州湾敵前上陸 11.6 日独伊三国防共協定締結 11.17 大本営令を制定 12.2 スペイン，フランコ将軍政府を樹立 12.11 伊，国際連盟脱退 12.13 南京陥落 12.15 山川均など社会主義者大検挙
	この年 ヒダントインを抗けいれん剤として使用（Putnam；Merritt） 抗ヒスタミン剤の開発進む（Bovet；Staub） スルファミン剤の国産なる TCA回路を提唱（Krebs）	**この年** ＤＤＴの殺昆虫作用を発見（Müller） コルヒチンによる染色体倍化を発見（Blakeslee；Avery）

1938年（昭和13年）

1.11 厚生省所管となる	1.11 厚生省設置され，官房，体力，衛生，予防，社会，労働の5局，臨時軍事保護部，保険院により組織さる 1.11 衛生局は保健，指導，医務の3課となる	1.10 海軍陸戦隊青島を占領 2.1 大内兵衛ら検挙さる

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	3.29 公衆衛生院官制を公布	3.13 ヒットラー，独墺合併宣言
		3.25 商店法を公布
		3.31 社会事業法を公布（7月1日施行）
4.— クロラミンTおよび塩酸ロベリンの製造開始	4.1 国民健康保険法を公布（7月1日施行）	4.1 国家総動員法を公布
	4.1 保健所を開設	4.2 農地調整法を公布
		4.6 電力国家管理法を公布
		4.18 傷兵保護院官制を公布し，厚生省の外局とする
	7.1 医薬制度調査会を設置	7.5 関西地方に豪雨
	7.11 厚生大臣，医薬制度につき調査会に諮問	7.9 物品販売価格取締規則を公布
8.17 西崎弘太郎死去（68才）	8.23 国家総動員法により医療関係者職業能力申告令を公布	7.30 産業報国連盟創立
	9.— 保険医療規格調査会発足	9.1 関東地方に猛台風
	9.— 日本医薬品輸入統制会社設立	
		10.1 石炭の配給統制開始
		10.5 東大河合栄次郎教授著書発売禁止
		10.6 北海道夕張炭抗でガス爆発
		10.12 日本軍バイアス湾に上陸
		10.21 日本軍広東占領
		10.27 日本軍武漢三鎮占領
		11.— 保険制度調査会を設置
		11.— 東京帝室博物館復興工事完成
	12.— 全国医薬品原料配給統制会を設立	12.6 国民体力管理制度調査会官制を公布
		12.13 国家総動員法により資金統制，配当制限を発動
		12.16 興亜院を設置
	この年 発情ホルモンの構造類推によりスチルベストロールおよびヘキセストロールを合成（Dodds）	**この年** ナイロンを発明（Carothers）
		ウランの核分裂を発見（Hahn; Strassmann）

1939年（昭和14年）

1.— アガリチンおよびキノホルムの製造開始		1.5 平沼内閣成立
		1.7 国民職業能力申告令公布
		1.15 新橋，渋谷間地下鉄開通
		1.25 警防団令公布（4月1日施行）
		2.10 日本軍海南島に上陸

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		2.20 東京，奉天間直通電話開通
		2.20 大学の軍事教練，必須科目となる
		3.25 軍用資源秘密保護法を公布
	3.25 近視予防思想普及に関し通知	3.27 NHK技術研究所，国産テレビジョン実験放送に成功
	3.— 京都帝国大学医学部薬学科を設立	3.30 工場就業時間制限令を制定
		3.31 賃金統制令を公布
4.1 テオフィロール，タンニン酸フェナゾリン，フェノバルビタール，溶性フェノバルビタールの製造開始	4.1 厚生省衛生局は保健，資材，医務の3課に改組され，予防局に結核課を新設	4.1 青年学校義務制となる(20年廃止)
	4.6 職員健康保険法，船員保険法を公布	4.1 名古屋帝国大学開設
	4.7 東北薬学専門学校を設立	4.5 映画法公布〔検閲制〕
		4.7 伊，アルバニア占領
		4.12 米穀配給統制法公布（10月1日施行）
		4.26 満蒙開拓青年団10万人の第1期9000人を計画
	5.13 7帝国大学および6官立医科大学に臨時医専を設置	5.12 ノモンハン事件起る(日，ソ軍衝突)
	5.22 日本結核予防協会を解散し，結核予防会を設立	5.22 独伊軍事同盟締結
		5.29 藤原工業大学創立
	7.27 国民体力審議会官制を公布し，保健衛生調査会，国民体力管理制度調査会を廃止する	7.8 国民徴用令を公布（15日施行）
		7.15 臨時軍事保護院官制を公布し，傷兵保護院を廃止する
	7.28 傷痍軍人医療委員会を設置	7.26 日米通商航海条約廃棄を米より通告
	8.23 第5改正日本薬局方大改正さる	8.25 人口問題研究所官制を公布
	8.27 医薬制度改革問題論議さる	8.30 阿部内閣成立
	8.— 結核予防生活指導要綱を決定	8.— 日本亜鉛，カドミウム精錬を開始
		9.1 張家口に蒙古聯合自治政府成立
		9.1 興亜奉公日を制定
		9.1 独軍，ポーランド進駐
		9.3 英，仏対独宣戦布告，第二次世界大戦起る
		9.15 ノモンハン事件に関し日ソ停戦協定成立
10.— 大阪衛生試験所の薬用植物栽培試験場を和歌山県日高郡矢田村に設置	10.3 国民体力審議会に国民体力管理制度要綱を付議	10.18 価格等統制令を公布
	11.29 厚生省衛生局に薬品生産課を増設（12月20日実施）	11.4 野村外相，グルー米駐日大使と日米会談開始

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	この年 パントテン酸の構造を決定 (Williams) ピリドキシンを合成 (Kuhn; Harris; Folkers) スルファチアゾールを合成 (Fosbinder ; Walter; 津田) ビタミンK_1, K_2を発見し,その機能を研究(Dam; Karrer; Doisy) メナジオンの抗出血作用を確立 (Ausbacher ; Fornhol ; Fernholz) アンギオテンシン (昇圧物質)を発見 (Page 等) ロイコプテリンを合成 (Wieland ; Purrmann)	12.23 武道振興委員会設置 **この年** 第10回明治神宮体育大会挙行 体力制度始まる 国民体力審議会に国民優生法案要綱を諮問 原子核磁気モーメントを測定 (Rabi)

1940年 (昭和15年)

		1.15 静岡市大火, 4600余戸焼失 1.16 米内内閣成立 2.1 海運統制令公布 2.11 紀元2600年に際し時難克服の大詔渙発
3.— 日本鉱泉分析表 (357種)を発表 (彙報54号)		3.30 汪精衛, 南京政府樹立
	4.13 医薬品配給統制要綱を発表	4.8 国民体力法を公布 4.30 学校給食奨励規定を定める
	5.1 国民優生法を公布 (16年7月1日施行) 5.1 ロックフェラー財団寄付による公衆衛生院完成 5.— 東部および西部医薬品中央配給統制組合創立	5.11 英, チャーチル内閣成立 5.17 独軍, マジノ線突破
	6.17 衛生材料配給統制要綱を発表 6.20 厚生省落雷のため類焼, 医籍, 歯科医籍の一部を焼失	6.1 生活必需品に対し切符配給制度を採用し, 6大都市に実施 6.10 イタリー参戦 6.17 フランス, 独軍に降伏 7.22 第2次近衛内閣成立 8.21 トロッキー, メキシコ市郊外で暗殺さる (63才)
	9.— 大阪府医薬品卸株式会社創立	9.11 部落会, 町内会, 隣保班, 市町村常会設置を通達 9.27 日, 独, 伊三国同盟を締結
	10.28 医薬制度調査会, 医療制度改善方策を答申	10.1 第5回国勢調査を実施 (人口10522万人)

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	10.— 東京府医薬品卸株式会社創立	10.12 大政翼賛会を結成 10.19 会社経理統制令を公布 10.28 伊，ギリシヤ開戦 11.6 米，ルーズベルト大統領三選 11.10 紀元2600年記念式典を挙行 11.23 大日本産業報国会結成 11.24 西園寺公望死去（92才） 11.29 帝国議会開設50年記念式典挙行 11.30 政府職員共済組合令を公布 11.30 日華新条約，日満華共同宣言に調印
	12.5 公衆衛生院，栄養研究所を統合し厚生科学研究所を設置 **この年** スルファジアジンを発明（Roblin ; Williams ; Winnek; English) 薬剤の作用機序として代謝拮抗学説を提唱（Woods ; Filder) ペニシリンの生産始まる（Chains ; Florey ; Moyer) 抗原抗体反応の理論を発表(Pauling) アクチノマイシンAを分離(Waksman) サントニンの国産品が市場に出る(日本新薬KK)	12.8 タイ，仏印軍交戦

1941年（昭和16年）

		1.8 陸軍，戦陣訓を示達 1.11 新聞紙掲載制限令を公布 1.22 人口政策確立要綱を閣議決定 1.31 タイ，仏印停戦協定調印
	2.5 医薬品統制規則を制定 2.5 医薬品その他衛生用物資現在高調査規則を公布	
	3.5 医療保護法を公布（施行10月1日） 3.6 阿片委員会官制を廃止(施行4月1日) 3.28 薬事奉公会を設立 3.29 日本新薬工業組合を設立	3.1 小学校令を改正し，国民学校令を公布 3.27 松岡外相，ヒットラー独総統と会見 3.— 国立公園法を改正
4.— 歯科材料の緘封を実施	4.18 星薬学専門学校設立	4.1 生活必需物資統制令を公

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	4.29 阿片委員会，国立公園委員会および傷痍軍人委員会を廃止 4.— 東京帝国大学薬学科に薬品分析化学講座を新設 5.7 医薬品及衛生材料生産配給統制規則を制定 5.26 医事に関する専門委員会設置	布 4.1 6大都市に飯米通帳制を実施 4.13 日ソ中立条約を締結 5.6 ソ連，スターリン首相就任 5.10 国防保安法を施行 5.29 ルーズベルト米大統領国家非常事態を宣言
	6.21 社会保険審査会を設け，保険制度調査会を廃止 6.— 石川県が結核特別対策を行なう	6.22 独，ソ開戦
7.2 東京衛生試験所長衣笠豊退官し，松尾仁所長心得を命ぜらる	7.1 国民優生法を施行，公立癩療養所を厚生省に移管 7.10 保健婦規則を制定 7.16 私立保健婦学校，養成所規定を制定 7.19 日本医薬品生産統制株式会社を設立 7.27 日本医薬品配給統制株式会社を設立	7.24 日本，仏印と日本軍進駐協定を締結 7.25 米，英，日本資産凍結を通告 7.26 英，日英通商航海条約廃棄を通告
8.1 松尾仁，東京衛生試験所長になる	8.1 厚生省衛生局資材課を薬務課，薬品生産課を薬品課と改称 8.4 人工甘味質取締規則を改正し，たくあん漬にサッカリンの使用を認める 9.17 輸入医薬品応急対策協議会を開催	8.1 厚生省，社会局を生活局，体力局を人口局と改称，職業局を新設 8.4 日本軍仏印に進駐 8.30 重要産業団体令を公布 10.16 大学，専門学校在学年限短縮を決定 10.18 東条内閣成立
12.2 食用色素およびビタミン剤の緘封を実施 12.2 検査印紙又は検査印紙及び試験成績票貼付の件を改定し，新たに制定 12.— 大阪衛生試験所長町口英三辞任し，石尾正文同所長となる	11.29 日本保健婦協会設立 12.10 第5改正日本薬局方戦時大改正さる 12.11 薬業整備に関する方針概要を決定 12.11 企業許可令を公布 12.15 医療関係者徴用令を公布	11.26 ハルノート提示さる 12.8 対米，英に宣戦を布告 12.8 日本軍ハワイ真珠湾を攻撃，マレー半島に上陸 12.11 日，独，伊三国戦争完遂協定調印 12.11 独，伊対米宣戦布告 12.21 日，タイ軍事同盟成立 12.22 国民徴用扶助規則を制定 12.25 香港陥落 **この年** ベータートロンを発明 (Kerst)

1942年（昭和17年）

	1.17 売薬製造卸売同業会設立 1.19 医療関係者徴用扶助規則を制定	1.1 食糧の配給通帳制を実施 1.2 日本軍マニラを占領 1.9 国民勤労報国令施行規則

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	1.— 日本細菌学的薬品統制協会設立	により学徒出動命令下る 1.16 大日本翼賛壮年団結成される
	2.1 厚生省に技監制度を設ける 2.18 売薬営業整備要綱を発表 2.21 健康保険法を一部改正し職員健康保険法を廃止する 2.25 国民医療法および戦時災害保護法を公布 2.— 臓器薬品協議会設立	2.1 技術院開庁 2.1 繊維製品消費配給規則を公布し，衣料に点数切符制を実施 2.2 大日本婦人会発足 2.15 日本軍シンガポール占領 2.21 食糧管理法を公布 2.21 国民体力法を改正し，体力検査の対象を拡張する 2.24 重要物資管理営団法を公布
3.— 下旬，静岡県浜名湖にてアサリ中毒事件（中毒者334名，内死亡114名）発生し，調査を実施		3.8 日本軍ビルマ，ラングーンを占領 3.9 日本軍ジャワ全島を占領 3.27 日本軍スマトラ全島を占領
	4.1 国民学校児童にＢＣＧを接種 4.15 日本医療団令を公布 4.16 公立結核療養所を日本医療団に移管	4.18 米，陸軍機日本本土を初空襲
	5.15 医薬品小売業整備要綱を発表 5.22 日本生薬統制株式会社設立	5.15 企業整備令および同施行規則を公布 5.20 翼賛政治会結成される
6.30 衛生試験所検査印紙の貼布をもって検印押捺に代えることになる		6.5 ミッドウェー海戦 6.11 関門鉄道トンネル竣工（7月1日貨物，11月15日旅客運転） 6.11 米，ソ相互援助条約締結
	8.21 結核対策要綱を閣議決定 8.— 医師会令および歯科医師会令を公布	8.27 西日本，台風により被害
	10.13 医薬制度調査会が薬事制度に関する調査審議のため，特別委員会を設置 10.28 国民医療法施行令を公布 10.30 国民医療法施行規則を制定	9.1 青少年の国民登録を実施
	11.1 厚生省を改組し，予防局と衛生局を合併し衛生局に，労働局と職業局を合併し勤労局とし，保険院を保険局とする 11.1 人口問題研究所，産業安全研究所および厚生科学研究所を統合し厚生省研究所を創設 11.1 衛生局薬務課と薬品課を	11.1 拓務省に廃止し，大東亜省を設置

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	統合し，薬務課となる 11.2 府県衛生事務を警察部より内務部に移管 11.9 医薬制度調査会が薬事制度改善方策につき厚生大臣に答申	12.23 大日本言論報国会設立 12.— Fermiらアメリカにて原子核分裂に成功
	この年 ビオチン（ビタミンH）の構造を決定 (du Vigneaud) BHCの殺虫性を発見 (Raucourt; Slade)	**この年** ICIがポリエチレンの工業生産を開始

1943年（昭和18年）

	1.16 国立健康保険療養所官制を公布 1.— 大政翼賛会結核予防対策を答申	
	2.2 保険医および保険薬剤師指定に関する件を制定 2.11 薬事奉公会「薬事日報」を創刊 2.25 日本試薬統制株式会社設立	2.1 日本軍ガダルカナル島撤退を開始 2.2 スターリングラードの独軍降伏 2.24 徴兵年令を19才に引下げる
3.— 静岡県浜名湖でカキによる中毒事件（16名中6名死亡）発生し，調査を実施	3.12 薬事法を制定公布（11月1日施行，薬剤師法，薬品営業並薬品取扱規則等を総合） 3.— 日本学術振興会BCGの研究成果を発表 3.— 保険医，保険歯科医，保険薬剤師の療養規定を制定	3.— 商工組合法を公布
	4.4 家庭薬統制株式会社設立	4.16 緊急物価対策を決定 4.18 山本五十六連合艦隊司令長官ソロモン上空で戦死（59才） 4.29 朝比奈叅彦文化勲章受賞 5.3 国民動員実施要綱を決定 5.29 アッツ島日本守備隊全滅
	6.10 製品物動医薬品需給計画実施要領を発表	6.8 交易営団発足 6.25 学徒戦時動員体制確立要綱を発表 7.1 東京都制実施 7.10 米英軍シシリー島上陸 7.25 伊，ムッソリーニ首相辞任
8.12 山梨県でワッフルによる食中毒事件起り調査を実施	8.13 医薬品製造業整備要綱を発表	8.1 日本，ビルマ同盟条約調印 8.20 日本，タイ同盟条約調印 9.8 イタリー無条件降伏

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	10.6 薬剤師会令を公布 10.23 医薬品および衛生材料配給機構整備要綱および小売薬業整備要綱を決定 10.26 医薬部外品取締規則を制定公布 11.1 厚生省を改組し，人口局を健民局に，社会局を廃し，その事務を健民局と勤労局に移管 11.16 日本医薬品生産統制株式会社を設立（生産および配給を統合） 11.16 日本売薬配給統制株式会社設立さる 12.21 医薬品その他衛生用物資確保対策要綱を閣議決定 **この年** ベナドリールを合成 (Rieveschl) ビオチンを合成 (Harris; Walf; Mozingo ; Folkers) ジクマロールの抗凝血作用を確認 (Link) イルガフェンを創製 (Läuger; Martin)	9.10 鳥取地方大地震 10.10 教育に関する戦時非常措置方策を閣議決定 10.14 日比同盟条約調印 10.18 統制会社令を公布 10.21 学徒出陣，神宮外苑で壮行会 11.1 商工，農林，逓信，鉄道省および企画院を廃止し，軍需省，運輸通信省，農商務省を設置 11.5 大東亜会議開催 11.13 東京疎開計画決定 11.22 米，英，華三国首相カイロ会談を開催 11.28 米，英，ソ首相テヘラン会談を開催 **この年** 軍需会社法を公布 各地に健民修練所を設置

1944年（昭和19年）

	1.14 医薬品統制株式会社（統制会社令による）設立 3.7 厚生省衛生局を改組し，医務，薬務，医療，防疫，防空の5課となる 3.17 家庭薬統制株式会社（統制会社令による）設立 3.— 大阪府医薬品協会設立	1.7 東大付属南方自然科学研究所官制を公布 1.8 緊急学徒勤労動員方策および緊急国民勤労動員方策要綱を閣議決定 1.26 防空法による疎開命令発令 2.1 米軍マーシャル群島に上陸 2.6 クェゼリン，オルット両島の日本守備隊全滅 2.25 決戦非常措置要綱を閣議決定 2.29 高級享楽を停止 3.6 新聞夕刊廃止 3.18 女子挺身隊強化方策決定

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	4.1 日本生薬統制株式会社(統制会社令による)設立 5.17 学校身体検査規程を制定 5.— 東京医薬品協会設立 6.— 社会保健診療報酬算定協議会設置 7.5 東京，大阪に製薬監理官事務所を設置 8.30 家庭薬処方整理実施要綱を制定 **この年** ストレプトマイシンを発見 (Waksman) DNA が遺伝物質であることを実証 (Avery; Macleod; McCarty) 8-アザグアニン (制がん剤) を合成 (Roblin)	6.6 連合軍ノルマンディ上陸作戦開始 6.16 独新兵器 V_1 号出現 7.1 サイパン島日本軍全滅 7.17 学童集団疎開実施要綱を発表 7.18 東条内閣総辞職 7.22 小磯内閣成立 8.1 砂糖の家庭配給を停止 8.1 テニヤン島守備隊玉砕 8.5 最高戦争指導会議を設置 8.8 第2関門トンネル開通 8.10 グアム島守備隊玉砕 8.25 連合軍パリーに突入 8.31 台湾人徴兵制度実施 10.10 米，機動部隊沖縄を攻撃 10.13 台湾沖で航空戦 10.18 満17才以上を兵役編入 10.19 神風特攻隊を編成 10.20 米軍，レイテ島上陸 10.24 フィリッピン沖海戦 11.8 米大統領にルーズベルト4選 11.10 汪精衛名古屋にて病死(60才) 11.24 米 B29 東京初空襲 12.7 東海地方大地震 12.15 米軍，ミンドロ島上陸

1945 年 (昭和 20 年)

	1.— 厚生省指定工場規則を公布 2.— 医薬品配給統制品 335 品目となる	1.9 米軍ルソン島上陸 1.13 東海地方大地震 2.2 娼妓取締規則廃止 2.4 米，英，ソ，ヤルタ会談始る
3.8 東京衛生試験所の図書の一部を埼玉県下に疎開 3.10 東京衛生試験所本庁舎戦	3.3 静岡女子薬学専門学校設立	3.6 勤労動員令を公布 3.10 米 B29 東京を大空襲 3.17 硫黄島の日本軍全滅

衛生試験所	医事薬事	社会一般
災により焼失 3.11 上野東京薬学専門学校女子部に集合し対策を練り，本所を目黒分場とする 3.31 目黒分場を本部とし，明治薬学専門学校，東京帝国大学，東芝新庄工場などに班を編成して分散する		3.25 本土決戦国民義勇隊を組織
	4.2 医療戦時措置要綱を閣議決定 4.5 医師免許の特例に関する件を公布 4.13 栄養士規則を制定	4.1 連合軍沖縄本島上陸 4.5 ソ連，日ソ中立条約不延長を通告 4.7 鈴木貫太郎内閣成立 4.12 米，ルーズベルト大統領死去（63才），トルーマン，大統領となる 4.22 ソ連軍ベルリンに突入 4.28 伊，ムッソリーニ処刑さる（61才） 4.30 独，ヒットラー自殺（56才）
	5.21 国民医療法に基き保健婦規則を制定 5.25 厚生省衛生局は医務，薬務，医療，防疫の4課となる	5.7 独，無条件降伏 5.19 軍輸通信省を廃止し，運輸省を新設 5.25 東京大空襲，皇居炎上
6.7 戦災により大阪衛生試験所庁舎焼失	6.27 保健婦養成所指定規定を制定	6.7 西田幾太郎死去（76才） 6.25 沖縄の地上戦終る
	7.5 花柳病予防法特例を制定	7.14 伊，対日宣戦布告 7.26 連合軍ポツダム宣言を発表
	8.21 軍関係医薬品を厚生省へ引継ぐことを決定（次官会議） 8.21 海港検疫の万全策樹立決定 8.24 厚生省に復員対策委員会を設置	8.6 広島に原子爆弾投下さる 8.8 ソ連，対日宣戦布告 8.9 長崎に原子爆弾投下さる 8.10 御前会議ポツダム宣言受諾を決定 8.15 日本無条件降伏，天皇終戦詔書を放送 8.16 東久爾宮内閣成立 8.18 満洲国皇帝退位，満洲国解散 8.28 占領軍第1陣上陸 8.30 マッカーサー元師厚木着
	9.20 衛生局は医務，薬務，医療，防疫，臨時検疫の5課となる 9.24 終戦処理のための厚生省顧問を勅命 9.27 厚生省へ保健確保を指令（司令部） 9.— 大阪医薬品協会設立	9.2 ミズリー鑑上で降伏文書に調印，聯合軍総司令部を東京に設置 9.10 マッカーサー元師，日本管理方針を発表 9.20 ポッダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件公布
10.— 用賀，旧陸軍衛生材料本	10.26 厚生省を改組，勤労局	10.6 特別高等警察を廃止

衛生試験所	医事薬事	社会一般
廠の建物に分散先より一部移る	および健民局を勤労，労政，社会の3局とし，臨時防疫局を設置	10.11 労働組合運動の助長を指令
	10.26 衛生局は医務，薬務，医療，保健の4課となる	10.15 治安維持法廃止
		10.24 国際連合成立
11.24 麻薬原料植物の栽培，麻薬の製造，輸入，輸出等禁示に関する件の指令により目黒分場の製薬業務閉鎖	11.2 塩酸ジアセチルモルヒネおよびその製剤の所持等の禁止および没収に関する件指令	11.2 財閥資産の凍結解体を指令
	11.24 厚生省に地方引揚援護局を設置	11.20 ニュールンベルグ国際軍事裁判所開廷
		11.26 米軍，理研，京大，阪大のサイクロトロンを破壊
	12.1 軍事保護院を廃止し，保護院と医療局を設置し，陸海軍病院および傷病軍人療養所を国立病院および国立療養所として一般に解放	12.1 陸海軍省を廃止し第1，第2復員省を設置
		12.2 発疹チフス朝鮮より侵入
		12.9 農地改革を指令
		12.16 近衛文麿自殺〔55才〕
	12.11 日本における一般市民の栄養調査を指令	12.17 婦人参政新選挙法成立
		12.21 労働組合法を公布
		12.28 対日管理理事会設置
	この年 キニーネを合成 (Woodward ; Doering)	**この年** アメリカで原子爆弾を創製
	ジメルカプロール (BAL) を解毒剤として応用 (Peters ; Stocken)	終戦後，メチルアルコールによる死亡者続出
	葉酸の構造を決定（アメリカンサイアナミド社）	日本全国人口調査（総人口71998104人）
		アメリカで電子計算機 ENIAC 完成

1946年（昭和21年）

	1.17 日本赤十字社を廃止	1.1 天皇，神格否定の年頭詔書を出す
	1.21 麻薬統制制度設置を指令	1.4 軍国主義者の追放，右翼団体の解体を指令
	1.28 医薬品の生産（旧軍医薬品の利用，生産計画）に関し指令	1.10 国際連合第1回総会をロンドンで開催
	1.29 有毒飲食物等取締令公布	
	1.30 メタノールの所持販売を禁止	
2.15 旧陸軍衛生材料本廠あと（現在地）に移転	2.8 衛生局は医務，薬務，保健，予防の4課となる	2.1 第1次農地改革を実施
		2.2 官国幣社廃止法を公布
		2.9 主要食糧管理強権発動緊急勅令を公布
		2.16 金融緊急措置令を公布（25日より新円の切換実施）
		2.20 北朝鮮に人民政府樹立
		2.28 公職追放令を公布
		2.— 食糧の遅欠配はじまる
3.31 大阪衛生試験所業務停止（創立以来71年の歴史を閉じ，石	3.7 特殊物件中の麻薬の保管および受払に関する件を指令	3.3 物価統制令を公布
		3.26 ソ連軍，満洲撤退開始

衛生試験所	医事薬事	社会一般
尾所長以下職員は依願退官した）また和歌山薬用植物栽培試験場は東京衛生試験所が管理	3.13 衛生局改組され，医務，薬務，製薬，保健，予防，防疫の6課となる 3.29 社会保険調査会を設置 3.— DDTの生産を開始	3.— 米国教育使節団来日，6・3・3・4制を勧告 3.— 引揚援護院を設置
4.1 技師，技手を技官，事務官，属を事務官と改称（各庁職員通則制定）	4.1 名古屋薬学専門学校は名古屋市立名古屋薬学専門学校となる	4.5 満洲より最初の引揚船博多に入港 4.10 戦後初の総選挙（婦人議員初選出）
5.19 陸軍衛生材料本廠を政府衛生試験所に使用することに関する覚書（AGOO 4 MG）が出る	5.1 公衆衛生院官制および人口問題研究所官制を公布（厚生省研究所は廃止） 5.11 日本政府の保健および厚生行政機構改正に関する件を指令 5.11 悪質有害甘味質の規則を強化（溶性サッカリンを許可） 6.19 麻薬取締規則を公布 6.19 按摩術営業取締規則，鍼術灸術取締規則の特例に関する件を制定 6.— 薬学教育審議会を設置（26日第1回委員会） 6.—ペニシリンの国産本格化 7.5 ズルチンの販売を許可 7.15 日本脳炎を伝染病に指定	5.1 メーデー復活 5.3 極東国際軍事裁判開廷 5.4 交通機関，復員者にDDT撒布消毒を指示 5.22 第1次吉田内閣成立 6.21 ララ援助はじまる 6.— 社会保険制度調査会，社会保険医療協議会を設置 7.1 逓信省を新設 7.1 米，ビキニ環礁で原爆実験 7.4 フィリピン共和国独立
	8.7 交易営団所有医薬品を厚生省に譲渡を指令 8.8 キニーネ関係医薬品の移動禁止を指令 8.15 日本ペニシリン協会設立 8.30 医師，歯科医師の実地修練および国家試験制度を制定 9.25 東部および西部医薬品工業協会設立 9.30 検疫所を厚生省に移管 9.— 医薬品統制株式会社解散 9.— 臨時物資需給調整法公布 9.— 日本医薬品配給株式会社設立	8.12 経済安定本部および物価庁発足 8.16 ネール，インド独立臨時政府樹立 8.21 中共，満洲に自治政府樹立 9.7 生活保護法を公布 9.27 労働関係調整法を公布
	10.6 昆虫類駆除計画に対する除虫菊の割当に関する覚書が出る 11.5 衛生局は公衆衛生局，医務局，予防局となり，医務局に医務，薬務，製薬，病院，療養の5課を設置，医療局を廃止 11.13 国民食糧および栄養対策審議会の設置を閣議決定 11.18 内務大臣の指定した府	10.1 ニュールンベルグ国際軍事裁判判決 10.8 教育勅語の奉読を廃止 11.3 日本国憲法を公布 11.15 当用漢字，かなづかい決定

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	県に衛生部，民政部を設置 12.13 発疹チフスの予防措置を指示 12.14 歯科用資材配給統制会社の解消および配給廃止に関する覚書を指令 12.19 DDTの配給実施を指令 12.19 官立薬学専門学校規定を改正し，厚生薬学科，製造薬学科の2分科制とする（22年4月実施） **この年** 肺縫縮術発表さる パスが結核菌に抗菌力あることを発表 (Lehmann) クロロキンがマラリアに有効なことを発見 (Drake) チビオンを結核剤として認める (Lehmann) コルチゾン合成さる (Sarett; Kendall) ペニシリンを合成 (du Vigneaud) ヘキシルゾルシンを駆虫薬に使用	12.21 南海大地震

1947年（昭和22年）

	1.— 指定生産資材割当規則を公布	1.4 公職追放範囲を拡大 1.16 皇室典範，皇室経済法，内閣法を公布 1.18 学校給食はじまる 1.31 総司令部2.1スト中止を指令
	2.4 医療制度審議会設置	2.20 英，インド独立を承認 2.25 八高線で列車事故（163名死亡）
3.13 スルファミン等の製品検査要綱（スルファミン等の製品の検査に関する件）が通知され，検定を開始 3.14 伊豆に薬用植物栽培のための土地を購入し，温室，庁舎の新築に着手	3.19 児童局を新設	3.12 トルーマン・ドクトリン宣言発表 3.17 総司令部「結核対策強化に関する覚書」を指令 3.27 労働基準法成立 3.31 帝国大学の名称廃止を決定 3.31 教育基本法および学校教育法を公布
4.— 東京衛生試験所の組織を庶務部，分析試験部，合成化学部，生物化学部，生薬部，細菌部，植	4.1 国立療養所官制を公布 4.1 日本医療団解散 4.2 医務局は医務，薬務，製	4.1 6・3・3制（男女共学）を実施 4.5 全国知事，市町村長選挙

衛生試験所	医事薬事	社会一般
物部，調査部の8部に拡張	薬，麻薬，病院，療養の6課となる 4.26 検疫所が厚生省の所管となる 4.30 飲食物その他物品取締に関する法律および有害飲食物等取締令施行に関する省令を制定 4.— 経済安定本部生活物資局に医薬品課を設置	4.7 総司令部「保健所拡充強化に関する覚書」を指令 4.17 地方自治法を公布 4.20 第1回参議院議員選挙 4.25 衆議院議員選挙（戦後第1回） 4.30 国会法を公布 5.3 日本国憲法施行
5.6 旧陸軍衛生材料本廠の3建物を第8軍政地司令部より明渡しを要求（本件は日ならずして話合がつき，現在に至る）	5.1 国立栄養研究所官制公布 5.2 飲食物営業取締規則公布 5.21 国立予防衛生研究所官制公布 5.— 日本薬局方調査会，第6次改正を行なうことを議決	5.3 最高裁判所発足，内閣書記官長を内閣官房長官と改称 5.3 地方自治法を公布 5.24 片山内閣成立 6.5 米，ヨーロッパ復興マーシャルプランを発表 6.27 内務省廃止を決定（12月31日解体）
	7.7 米軍のヤミ物資の取締を行ない，医薬品は都道府県薬務課に払下げ，ペニシリン，ストレプトマイシン類は司令部に送付することになる 7.25 中央食品衛生委員会を設置	7.20 私的独占禁止法を実施 7.24 官庁，暑中半休を中止
9.— 春日部圃場，台風により植物および建物被害	8.13 医務局内に整備課を増設 9.5 保健所法を公布	9.1 労働省を設置 9.16 インド，パキスタンおよびインドネシア独立
	10.18 災害救助法を公布 10.31 医師会，歯科医師会解散	10.5 ソ連共産党，コミンフォルムを結成 10.14 11宮家，皇籍を離脱 10.21 国家公務員法を公布
	11.1 日本医師会，日本歯科医師会設立 11.11 医薬品配給規則を公布（臨時物資需給調整法による） 11.29 抗菌性物質の検定（ペニシリン）を実施	11.20 英，エリザベス王女結婚式
12.5 大阪衛生試験所庁舎敷地を用途廃止する	12.6 毒物劇物営業取締法を公布 12.24 医薬部外品等取締法を公布（化粧品も規制の対象となる） 12.24 食品衛生法を公布 12.— 各地方庁に衛生部，民政部必置となる	12.12 児童福祉法を公布 12.17 警察法を公布（3月7日施行） 12.17 法務庁設置法を公布（2月15日施行） 12.24 理容師法および栄養士法を公布 12.31 内務省を解体，復員庁を廃止
この年 パラニトロアニリン，パラニトロオルトトリジン（爆弾糖）の中毒事件起り調査を実施	**この年** クロラムフェニコールを発見（Burkhalter） ボドフィリンを悪性腫瘍に使用（Hartwell）	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	ジビドロコルチコステロンを合成 (Wettstein; Meystre) ストレプトマイシンの構造を解明 (Folkers 等) CoA を発見 (Lipmann ; Kaplan)	

1948 (昭和23年)

		1.1 建設院 (総裁) 新設 1.26 帝銀毒殺事件起る 1.30 ガンジー暗殺さる (80才)
		2.1 賠償庁 (長官) 新設 2.11 地方自治体警察発足 2.14 司法省を廃止
3.31 千代田区和泉町2の旧本所敷地を用途廃止し東京財務局に引継ぐ		3.7 新警察制度発足 3.10 芦田内閣成立
4.— 植物部に伊豆分場を新設 (7月17日開場式)	4.2 保健所法施行令を改正し，保健所を設置する都市30市を指定 4.7 世界保健機構憲章効力発生	4.1 ソ連，ベルリン封鎖開始 4.4 総司令部，祝祭日に国旗掲揚を許可 4.10 極東国際軍事裁判審理終了
5.30 戦後第1回運動会を開催	5.6 医療制度審議会，医療機関の整備改善方策を答申 5.8 医療制度調査会が医師法案，歯科医師法案，保健婦，助産婦，看護婦法案および医療法案を答申 5.13 医務局に清算指導課，管理課を増設 5.28 日本における発疹チフス系諸病の予防について指令	4.16 欧州経済協力機構成立 5.14 イスラエル共和国成立
	6.30 予防接種法を公布	6.28 福井地方大地震 6.30 国家公務員共済組合法を公布
7.— 輸出品の検査に関し準備を開始	7.1 農薬取締法を公布 7.10 温泉法を公布 7.10 大麻取締法を公布 7.10 社会保険診療報酬支払基金創設 7.10 麻薬取締法を公布 7.12 輸出品取締法を公布 7.13 食品衛生法施行規則を制定 7.13 優生保護法を公布 7.15 性病予防法を公布	7.1 行政調査部を廃止し，行政管理庁を新設 7.10 建設省を新設 (建設院を廃止) 7.10 日本学術会議法を公布 7.12 興業場法，旅館業法，公衆浴場法およびへい獣処理場等に関する法律を公布 7.20 国民の祝日法を公布 (こどもの日制定) 7.29 ロンドンで第14回オリ

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	7.15 厚生省に薬務局，公衆衛生局を新設，薬務局は製薬，薬務，麻薬，療品，資材，審査の6課となる	ンピック大会開催
	7.23 ペニシリンの配給統制を解除	
	7.29 薬事法を新たに公布	
	7.30 医師法，歯科医師法，医療法を公布	
	8.9 国民健康保険運営協議会を設置	8.15 大韓民国成立
		8.15 制限付民間貿易を許可
9.10 東京衛生試験所長松尾仁退官し，近藤龍同所長となる	9.21 第1版国民医薬品集を公布	9.9 北朝鮮に朝鮮民主主義人民共和国成立
		9.28 人身保護法を実施
10.— 衛生試験所彙報を復刊	10.8 動物用医薬品等取締規則を制定	9.30 昭電事件起る
		10.15 芦田内閣倒る
	10.25 日本薬剤師協会設立	10.15 法務府発足
	10.— 薬事委員会設置	
	10.— 日本薬局方調査会廃止され，薬事委員会の中に公定書小委員会設置さる	
	10.— 日本製薬団体連合会創立	
	11.—京都市および島根県下でジフテリアトキソイド予防接種事故起る	11.9 社会事業共同募金中央委員会設置
		11.12 極東国際軍事裁判判決
	12.15 百日咳ワクチンの生産に関し指令	12.8 人事院発足
		12.10 世界人権宣言，国連総会で可決
	12.23 社会保障制度審議会設置	12.18 総司令部，経済安定原則を指令
	12.24 ヘキシルレゾルシンを寄生虫対策として学校保健所に配布	12.23 東条など7戦犯絞首刑
	12.— 食品衛生試験法を制定	
	12.— 避妊薬（酢酸フェニル水銀，硫酸オキシキノリン）を許可	
この年 色素の製品検査が実施される	**この年** アンタビウスを禁酒剤に応用（Jacobsen）	**この年** 郵便料金4倍値上をはじめ，鉄道，ラジオ，新聞など続々値上
職員組合結成	アミノプテリンを白血病に応用（Ferber 等）	トランジスターを発明（Bardeen 等）
	エストロンの全合成に成功（Anner; Miescher）	
	オーレオマイシンを発見（Duggar）	
	尼崎にて輸入ビルマ豆使用のサラシ餡による中毒事件発生	

1949 (昭和24年)

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	1.4 輸出品取締法施行規則を公布	1.11 経済復興基本方針決定
	1.— 覚せい剤の乱用問題起る	1.15 官公庁勤務時間，週48時間を実施
	2.5 医薬品製造業登録基準を告示	1.26 法隆寺金堂焼失
	2.21 生物学的製剤製造検定規則を制定	
	2.21 名古屋市立名古屋薬学専門学校は名古屋薬科大学に，昭和女子薬学専門学校は昭和薬科大学になり，神戸女子，共立，岐阜，東京，明治，京都各薬学専門学校は各薬科大学となり，帝国女子医学薬学専門学校が東邦大学（薬学部）となる	
3.18 輸出品取締法施行規則により，東京衛生試験所が検査機関となる	3.3 偽造サントニン発見される	3.7 ドッジ，経済安定策を明示
3.— 浜名湖八兵衛瀬付近でアサリおよびカキによる中毒発生し調査	3.12 薬務局は薬務，製薬，麻薬，療品，細菌製剤，監視の6課となる	
	3.25 東北薬学専門学校は東北薬科大学となる	
	3.28 ヒロポン等覚せい剤を劇薬に指定	
4.15 大阪分室を伊丹市（財）大阪栄養研究所内に設置		4.9 団体等規制令公布施行
4.18 輸出医薬品，輸出食品等の検査規程が制定される		4.23 総司令部，1ドル360円の単一為替レート設定を指令
	5.2 DDT製品の配給統制解除を指令	5.3 将介石台湾に入る
	5.7 飲食営業臨時規制法公布	5.24 年令のとなえ方に関する法律公布（満年令）
	5.25 催眠薬として使用するバルビツール酸誘導体および抱水クロラールを要指示薬に指定	5.25 通商産業省発足（商工省廃止）
	5.25 国家試験制度施行による第1回薬剤師国家試験を行なう	5.31 総理府，運輸省設置法公布
	5.31 厚生省設置法公布	5.31 皇居外苑，新宿御苑，京都御苑が厚生省所管となる
	5.31 病院管理研修所設置	5.31 経済的理由による人工妊娠中絶認められる
	5.31 国立大学（新制）発足（千葉，富山，金沢，長崎，熊本薬専は薬学部となる）	
	5.31 薬事委員会を薬事審議会と改称	
6.1 厚生省設置法に基づき東京および大阪衛生試験所を統合し，国立衛生試験所と改称される	6.1 予防衛生研修所を国立予防衛生研究所と改称	6.1 逓信省を廃止し，郵政省，電気通信省を設置
	6.1 厚生省（官房）に衛生統計部，国立公園部設置	6.15 新聞紙の統制を解除
	6.14 医薬品適正広告基準制定	
	6.15 指定生産資材を大巾に統	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	制解除	
	6.23 消毒用石けん配給統制を実施	
	7.13 社会保障制度に関する勧告書を手交	7.1 工業標準化法を公布
		7.6 下山国鉄総裁の死体発見
	7.14 東北，北海道に小児麻痺集団発生	7.15 三鷹駅にて無人電車暴走
		8.17 松川事件起る
		8.26 税制改正に関するシャウプ勧告案発表
9.10 特定医薬品検定規則に基づき検定機関に指定される（国家検定）	9.3 避妊用具基準を制定	9.7 西ドイツ政府発足
	9.6 特定医薬品検定規則を公布	9.25 ソ連原爆所有を発表
9.10 医薬品の国家検定品目（当所関係）としてスルファチアゾールなど9品目が指定される	9.13 アメリカ薬剤師協会使節団，医薬の分化を勧告	
	9.22 抗菌性物質製剤検定規則を公布	
	9.22 ストレプトマイシン国産確保要綱を閣議決定	
	9.24 BCGワクチン（乾燥）基準を制定	
10.25 厚生省組織規程により国立衛生試験所の組織を庶務課，総合調整部，試験部，研究部，薬用植物園，大阪支所の1課，3部，1園，1支所に改組される，大阪分室が大阪支所となる	10.25 薬務局は企業，薬事，製薬，細菌製剤，麻薬，監視の6課となる	10.1 中華人民共和国政府成立（毛沢東首席）
	10.27 覚せい剤の製造中止を勧告	10.7 東ドイツ政府成立
		11.3 湯川博士ノーベル賞受賞発表
		11.14 お年玉付年賀はがき等の発売の法律施行
	12.24 生物学的製剤製造指導要綱を制定	
	12.26 身体障害者福祉法を公布	
	12.— 長野県はホルムアルデヒド検出のユリア樹脂食器の製造販売を禁止	
	この年 小麦粉（ヒガンバナのリコリン混入）中毒事件発生	
	化学療法の用語を提唱 (Reblin)	
	クロラムフェニコールを合成（パークデービス社）	
	コルチゾンをリューマチに応用 (Kendall ; Hench)	
	ビタミン B_{12} を分離 (Smith; Parker; Folkers)	
	ATPに強心作用のあることを発見 (Szent-Györgyi)	
	オキシテトラサイクリンを分離	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	(Fimlay; Krefer) アクチノマイシンCを分離 (Brockmann) メソトレキセートを開発 (Seeger)	

1950 (昭和25年)

1.12 手数料に関する規定が改正される	1.21 発疹チフス各地に発生 1.26 保健文化賞を設定 2.2 医薬品の民間貿易を許可 2.17 賞せい剤を要指示薬に指定 2.20 星薬専は星薬科大学に，帝国女子薬専は大阪薬科大学になる 2.— 発疹チフス対策本部設置 2.— 医療機関整備中央審議会が医療機関整備計画を答申	1.1 千円札発行さる 1.26 インド共和国成立 2.14 日，ソ友好同盟相互援助条約に調印 2.28 皇居外苑，新宿御苑，京都御苑を国民公園として一般に公開
3.10 全国の医薬品，用具および化粧品の一斉検査を開始	3.3 社会保険審議会法および社会保険医療協議会法を公布 3.14 名古屋薬科大学は名古屋市立大学薬学部となる	
4.1 大阪支所を大阪市福島区(財) 塩見理化学研究所内に移転		4.13 熱海大火 4.15 公職選挙法を公布 4.— 魚，衣料の統制を廃止
5.— アセトスルファミン注射液ほか12品目の試験法を通知	5.1 貴金属管理法を公布 5.1 精神衛生法を公布 5.4 生活保護法を新たに公布	5.1 北海道開発庁発足
6.16 輸出品の検査を強化	6.20 歯科用貴金属地金管理規則を公布	6.6 住宅金融公庫発足 6.25 朝鮮戦争起る
7.27 食品衛生法による製品検査を実施	7.6 治験用医薬品の取扱いを通知 7.10 サムス准将，医薬分業問題で公開状を発表 7.18 臨時医薬制度調査会，臨時診療報酬調査会を設置 7.— デミング博士，品質管理の講習を行なう	7.2 金閣寺放火で炎上 7.7 マッカーサー元帥国連軍最高司令官となる
8.10 連合軍総司令部経済化学局に納入する医薬品，衛生材料の検査を開始	8.26 狂犬病予防法を公布	8.10 総司令部が警察予備隊の設置を指令 8.15 インドネシア単一共和国樹立を宣言
9.1 総司令部より医薬品，用具，化粧品全品目にわたる国家検査指令を受ける 9.26 上記国家検査を開始	9.22 抗菌性物質製剤検定規則を制定	9.3 ジェーン台風により京阪地方に被害 9.8 自作農創設政令を公布 9.26 NATO防衛軍創設承認
10.9 国家検定品目に避妊薬が指定される 10.10 特定医薬品検定規則中	10.16 乳製品および類似製品の成分規格に関する省令を公布 10.16 社会保障制度審議会「社	10.1 国勢調査実施 (人口83,199,637人)

衛生試験所	医事薬事	社会一般
の試験品の採取量，検定基準，手数料が一部改正される 10.26 医薬品，用具，化粧品，の国家検査実施につき検査要領が通知される（11月1日実施） 11.10 衛生材料の国家検査命令が出される（11月20日実施） 11.11 一斉検査説明会を開催 11.15 国家検定品目にブドウ糖注射液が追加される。また検定に不合格のときは，合格するまで販売停止とすることになる **この年** 春日部試験場でクラムヨモギの試験栽培開始 伊豆，和歌山試験場の災害復旧を行なう インシュリンの標準品を設定 発熱物質試験の研究を開始 特別行政試験を開始	会保障制度に関する勧告」を発表 10.— 薬価基準制度を制定 11.— 医薬品の十進分類表を作成 12.22 用具，化粧品の基準を制定 12.26 医薬品の配給統制を大巾に解除 12.28 毒物及び劇物取締法を公布 12.— パスを製造販売する **この年** ビタミン剤を保健薬として使用始る ナイトロゼンマスタードNオキサイド開発（石館，桜井） 「最近の新薬」を発刊（薬事日報社）	12.8 沖縄に民政実施 12.11 長岡半太郎死去（85才） 12.13 地方公務員法を公布 12.20 鉱業法を公布 **この年** ＩＬＯ設置さる 国際社会保障協会（ISSA）に加盟 特需景気起る

1951 （昭和26年）

	1.— 医薬品の製造に品質管理方式を導入 1.— 放射性同位元素の輸入許可さる 2.26 大阪および広島に血液銀行を設置	1.10 仁科芳雄死去（60才）
3.— ベックマン光電分光光度計を購入	3.1 第六改正日本薬局方を公布 3.17 輸血セット基準を制定	3.31 社会福祉事業法を公布
	4.1 地区麻薬取締官事務所を開設 4.1 九州大学医学部薬学科，大阪大学医学部薬学科，徳島大学薬学部設置 4.— 厚生科学研究補助金の取扱を文部省から厚生省へ移管	4.11 マッカーサー元帥解任さる（後任リッジウェー中将） 4.24 桜木町事件（国電出火100余名焼死）起る
5.8 パスナトリウム等の検定基準を決定	5.1 四エチル鉛危害防止規則を制定 5.5 児童憲章制定を宣言 5.16 日本，世界保健機構（WHO）に加盟 5.21 四エチル鉛取扱基準令を公布	5.17 貞明皇太后御逝去 5.23 ソ連，対日講和覚書を発表

衛生試験所	医事薬事	社会一般
6.25 国家検定の手数料および検定品目が改正される	6.6 検疫法を公布 6.11 診療放射線技師法および診療エックス線技師法を公布 6.20 医薬分業関係法制定 6.20 薬剤師試験審議会令および薬事審議会令を公布 6.21 浦和にてヘキソーゲン（爆薬）誤用による中毒事故発生 6.26 フラシン類を配合する点眼剤の製造中止を通知（グアノフラシン（点眼剤）による白斑症発生） 6.30 覚せい剤取締法を公布	6.19 ＩＬＯ日本復帰を承認 6.20 追放解除基本方針を発表 6.21 ユネスコ総会，日本加盟を承認
7.4 国家検査品目の追加命令が出る（12品目） 8.17 ＤＤＴ乳剤の規格（暫定基準）が決定される 8.17 保険診療用の歯科材料の国家検査合格品であることを証明する方法についての通牒が出される	7.— 日本抗生物質協議会発足	7.10 開城で朝鮮休戦会談始る 7.21 第1回文化功労者決定
9.1 国家検定品目にインシュリン注射液が追加される 9.12 大阪支所にて取扱う国家検査が品目が追加される 9.13 国家検査品目の追加命令が出る（6品目）		9.8 サンフランシスコにて対日講和条約，日米安全保障条約に調印
10.26 輸入および輸出食品検査のため小樽，横浜，名古屋，清水，神戸，門司，長崎の検疫所に食品衛生監視員が常駐することとなる 12.16 門司に分室設置のための庁舎を新築	10.14 ＢＣＧ有害論争起り，厚生省は接種続行を声明 12.27 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令を公布	
	この年 農薬パラチオン輸入され，人身事故多発 クロラムフェニコールの国産に成功 副腎皮質ホルモンを発売 イソニコチン酸ヒドラジドを発表（ロッシュ，スクイブ両社） 脂肪酸代謝系を解明（Lynen; Ochoa） WHOで第1版国際薬局方を発行	**この年** 民間ラジオ放送開始

1952 （昭和27年）

	1.11 臨時医療保険審議会設置 1.14 ビルマ産黄変米を神戸港で発見	1.19 韓国，「李承晩ライン」を宣言

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	1.26 医薬品等配給規則を改正（統制はストレプトマイシン，ジヒドロストレプトマイシンの2品目となる）	
2.— 輸入食品検査のため，門司分室を設置	2.11 γ-BHC 製剤の製造を許可	2.6 英国王ジョージ6世死去，エリザベス王女王位継承
	2.18 注射剤製造登録基準実施のための指導要綱を発表	2.22 北大西洋理事会，欧州軍の創設および西ドイツ参加を承認
	2.19 国立精神衛生研究所発足	2.26 英，原爆所有を発表
	2.20 日本大学理工学部に薬学科設置	2.28 日米行政協定調印
	2.22 モノフルオール酢酸ナトリウム取扱基準令公布	
	2.22 ロダン酢酸エチルを食品添加物より削除	3.4 十勝沖地震，東北，北海道被害
3.26 和歌山薬用植物栽培試験場は隣接地と土地交換を行なう	3.8 抗生物質製剤の新基準を公布	
3.— ビタミンA合成原料としてレモングラスの栽培研究開始（伊豆試験場）	3.27 イソニコチン酸ヒドラジドを結核薬として調査開始（結核薬協議会）	
4.18 国家検定品目にプロタミン亜鉛インシュリン注射液など3品目が追加される	4.1 医薬品の配給統制を撤廃	4.1 琉球政府発足
	4.1 薬事工業生産動態統計調査規則を公布	4.10 日航「木星号」大島墜落，全員死亡
	4.7 特需納入医薬品取扱要領を通知	4.17 鳥取市大火
	4.28 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く厚生省関係諸命令の措置に関する法律を公布	4.28 対日講和条約発効 4.30 戦傷病者戦歿者遺族等援護法を公布
	5.19 治験用医薬品の取扱いについて再び通知	5.1 皇居外苑でメーデー乱闘事件起る
	5.20 輸入医薬品等検査要領を発表	5.29 国際通貨基金，国際復興開発銀行に日本の加盟を承認
6.17 国立衛生試験所標準品交付規程が公布される（19品目）	6.1 輸入医薬品等の取締のため，横浜，神戸に薬事監視員を駐在	6.25 新宿事件，吹田事件（デモ隊と警官隊衝突）起る
6.28 国家検定品目に避妊薬（親水性坐剤）など5品目が追加される	6.23 輸血に関し医師または歯科医師の準拠すべき基準を告示	6.28 ILO第35回総会「社会保障の最低基準に関する条約」を採択
7.3 目黒分場の事務庁舎を麻薬取締官事務所に貸与（39年4月10日まで）	7.31 栄養改善法を公布（国民栄養調査，集団給食の栄養管理などを制定）	7.1 住民登録を実施
7.11 大阪支所の新築着工（東区法円坂町）		7.4 破壊活動防止法成立
		7.19 ヘルシンキで第15回オリンピック開催
		7.23 エジプトでクーデター起る
		7.28 賠償庁を廃止
		7.31 電源開発促進法を公布
	8.1 薬価調査事務を経済安定本部より厚生省に移管	8.1 電気通信省を廃止し日本電信電話公社発足
	8.14 日本赤十字社法を公布	8.1 保安庁を新設，法務省，自治庁，経済審議庁，工業技術
	8.— 放射性物質取締法検討小	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	委員会設置される 9.19 チオアセタゾンを結核剤として採用	院，国家消防本部発足
10.1 厚生省付属機関等組織規程が制定される 10.21 国家検定品目にチオアセタゾン錠など3品目が追加される 10.28 国立衛生試験所標準品の価格が指定される	10.16 薬価基準資料調査要綱を公示 10.28 健康保険25周年式典を挙行	10.3 英，初の原爆実験 10.15 保安隊（警察予備隊改組）新発足
	11.1 国立保養所発足 11.29 栄養審議会を設置	11.1 米，エニウェトック環礁で初の水爆実験に成功 11.4 米大統領にアイゼンハワー当選 11.10 皇太子明仁親王，立太子礼行なわる
12.28 大阪支所の新築完成し移転	12.24 アンタビュース（禁酒剤）を許可 12.— メチルヘキサビタールによる中毒事故発生	
この年 異物検査室（ネズミの毛，糞，ダニ等の検査）を開設 輸出「かき」の問題起る	**この年** クラムヨモギによるサントニンの製造可能となる 6-メルカプトプリンを開発 (Elion; Hitchings) カルチノフィリンを発表（秦） アリサイアミンを創製（藤原；松川） トリコマイシンを発見（細谷）	

1953 （昭和28年）

1.30 国家検定品目にスパチゾンが追加される	1.11 厚生省創立15周年記念式典挙行 2.9 注射剤製造業の登録基準を制定 2.23 県立静岡薬科大学認可	1.4 秩父宮雍仁親王御逝去(50才) 2.1 NHKテレビ放送開始
3.26 所長近藤龍死去（4月1日小石川伝通院で告別式）(64才) 3.28 田中穣，所長心得となる	3.17 麻薬取締法を公布	3.5 ソ連，スターリン死去(75才) 3.23 中共よりの帰還船第1興安丸，高砂丸舞鶴へ入港
5.20 刈米達夫所長に併任となる	5.18 パラチオンを特定毒物に指定	4.2 日米通商航海条約調印 5.12 日仏文化協定に調印 5.29 英，登山隊エベレスト初登頂に成功
	6.23 けしの栽培並びにあへんの生産国際取引および使用の制限および取締に関する議定書調印 7.15 金管理法を公布 7.16 日本医薬療品輸出組合設	6.2 英，エリザベス2世戴冠式 6.18 エジプト，共和制宣言 7.1 保安庁を廃止し，防衛庁発足

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	立	7.10 ソ連，ベリア副首相追放
	7.— 熊本県水俣市に水俣病患者発生	7.27 朝鮮休戦協定成立
8.31 食品添加物の製品検査を溶性サッカリン，ズルチン，タール色素，ニトロフラゾーン及びその製剤，過酸化ベンゾイル，繊維素グリコール酸ソーダに実施	8.14 日本赤十字社法を制定 8.15 らい予防法を公布 8.31 薬事法施行令を改正し，検定体系の整備を行なう	8.1 と畜場法および未帰還者留守家族等援護法を公布 8.5 スト規制法成立 8.6 改正独占禁止法成立 8.8 ソ連，水爆所有を発表 8.19 社会福祉事業振興会法を公布 8.28 民間テレビ放送開始
	9.3～9.9 WHO西太平洋地域委員会を東京にて開催 9.3 東京生薬協会設立	9.1 町村合併促進法を公布 9.12 ソ連，共産党第一書記にフルチショフを任命
10.1 薬事法施行規則が改正され，特定医薬品検定規則および抗菌性物質製剤検定規則を廃止し，生物学的製剤製造検定規則を生物学的製剤製造規則とし検定を削除し，検定規定をまとめ，検定体系の整備が実施される 10.29 大阪支所で取扱う国家検査品目について通知される		10.1 米，韓相互防衛条約調印
	11.10 国警本部，青少年のヒロポン白書発表	
12.14 国家検定に関し薬事法第33条により新たに基準，手数料などが指定される。同時に国家検定品目がスルファチアゾールなど9品目削除，1品目（4-エチルスルフォニルベンズアルデヒドチオセミカルバゾン）追加される	12.1 完全看護，完全給食，完全寝具設備制度を制定	12.1 ソ連よりの第1次帰還船興安丸舞鶴に入港 12.23 ソ連，ベリアら7人を銃殺 12.25 奄美大島復帰
この年 伊豆試験場に温室を新築 本所の改修および裏門を新設し，守衛所を新築 放射線被害対策を行なう 農薬（モノフルオール酢酸など）の解毒剤の研究を実施	**この年** ザルコマイシンを分離（梅沢） インシュリンのアミノ酸配列を決定（Sanger） ポリオに対するソークワクチン完成（Salk）	**この年** 6炭糖リン酸の代謝系回路を解明（Horecker; Dickens; Racker 等） DNAの二重らせんモデルを提唱（Watson ; Crick）

1954 （昭和29年）

1.1 別府湾内に戦時中のイペリットの埋没を発見，除毒分解等を調査	1.19 日本人の栄養基準量を総理府資源調査会より発表	1.1 50銭以下の小銭廃止 1.21 米，原子力潜水艦ノーチラス号進水 1.28 慶松勝左衛門死去（78才）
	2.15 名城大学に薬学部設置	2.26 西ドイツ再軍備の道開かる

衛生試験所	医事薬事	社会一般
3.5 原爆症調査研究協議会食品衛生部会長を長沢部長担当 3.— 伊豆試験場の温室を増築，コカ，インド蛇木の栽培研究開始 4.13 国家検定の実施について検査要領が定められる 4.— 主としてケシの品種改良，栽培法試験，栽培指導を和歌山分場で開始 5.— fall-out 調査のための調査船俊鶻丸がビキニ・エニウェトック海域に派遣され，本所より2名参加（5月15日より52日間）	3.5 医薬分業促進大会開催 3.6 厚生科学研究補助金取扱規定を公示 3.15 青少年覚せい剤問題対策要綱決定 4.22 あへん法および清掃法を公布 4.— 北海道大学医学部薬学科および近畿大学薬学部設置	3.1 米，マーシャル群島ビキニで水爆実験開始（第5福竜丸被害） 3.— 核爆発実験による fall-out により魚類汚染起る
	6.1 日本脳炎を法定伝染病に指定 6.1 医薬関係審議会設置法を公布 6.1 パラチオン，メチルパラチオン取扱基準令を公布 6.14 覚せい剤取締法改正され，覚せい剤中毒者を精神障害者に準じて取扱い，中毒者の取締を強化	6.2 防衛庁設置法，自衛隊法成立（6月9日公布） 6.28 周，ネール会談，平和五原則共同声明 6.30 ソ連，原子力発電開始を発表
7.1 国家検定品目にイソニコチン酸ヒドラジド注など5品目が追加される	7.1 精神衛生実態調査実施(障害者130万人) 7.24 黄変米の配給を閣議決定 9.30 新医療費体系を発表	7.1 防衛庁，陸海空の三自衛隊発足 7.1 新警察制度発足 8.12 日本，GATTに加入 9.8 東南アジア防衛条約，太平洋憲章に8ヶ国調印 9.20 中共，人民代表大会，人民共和国憲法を可決 9.26 青函連絡船洞爺丸転覆(1172名死亡)
	10.11 原爆被害対策に関する調査連絡協議会設置	10.6 尾崎行雄死去（75才） 10.23 パリー協定調印（西ドイツ主権回復）
11.25 薬用植物園に種子島分場設置，開場式挙行 11.30 食品添加物の製品検査品目が改正される（ニトロフリルアクリル酸アミド及びその製剤を追加）	11.— 薬の知識普及運動週間を実施（17日～23日）	11.5 ラングーンで日，ビルマ平和条約，賠償協定に調印
	12.8 医薬分業の実施1年3ヶ月延長，31年4月1日実施と決定 12.18 国立らい研究所官制公布	12.2 米，国府相互防衛条約調印 12.10 鳩山内閣成立
この年 黄変米関係の試験研究実施 マグロの放射線汚染調査実施 放射線測定関係業務開始	**この年** アクチノマイシンを分離 (Waksman) 新潟県産米の放射能汚染問題起る	**この年** Townes および Basov らが各独自にメーザーを発明

衛生試験所	医事薬事	社会一般
魚介類，水の total 水銀を螢光X線分析により調査開始 モノフルオール酢酸など特定毒物の研究開始 水俣病の解明開始		

1955 （昭和30年）

1.14 国家検定品目に避妊薬（液剤）が追加される	1.28 覚せい剤問題対策中央本部設置	1.4 ビキニ被災補償日米間公文交換 1.25 ドムニッキー氏鳩山首相に日ソ交渉の無署名書類持参 1.25 ソ連，対ドイツ戦争状態終結を宣言
2.17 発熱性物質試験設備を設置 2.19 イソフェンインシュリン注射液の試験法を制定	2.4 インフルエンザ対策本部設置 2.26 食品衛生調査会，黄変米処理要領作成	2.8 ブルガーニン，ソ連首相となる（マレンコフ辞任） 2.13 アインシュタイン死去（72才） 2.17 英，水爆製造開始を表明
	3.15 第2改正国民医薬品集公布 3.— 都内学校給食用粉ミルクによる中毒事件発生 4.1 覚せい剤禍撲滅運動要綱決定 4.13 小児麻痺ソーク・ワクチンを発表 4.28 有機りん製剤危害対策要綱を制定	
5.11 国家検定品目の基準改正される（避妊薬の試験法中一部改正）	5.— 新潟県を中心にイカ，タコの中毒発生	5.5 米，英，仏が西ドイツの占領状態停止を宣言 5.11 宇高連絡船紫雲丸遭難
6.3 国家検定品目の基準等が改正される（薬局方改正に伴うもの）	6.3 ラテックス・コンドーム基準制定 6.27 サントニンの定量法を指示	6.1 日，ソ交渉始る 6.21 日，米原子力協定仮調印
7.1 厚生省附属機関等組織規程を改正，国立衛生試験所は公定書医薬品部，公定書外医薬品部，特殊薬品部，生薬部，療品部，環境衛生化学部，食品部，ビタミン化学部，衛生細菌部，薬理部，総務課，薬用植物園，大阪支所の1課，10部，1園，1支所となる	7.1 大阪大学医学部薬学科は薬学部となる 7.28 医薬分業推進の全国薬剤師，国会に座り込む	7.8 日本住宅公団法公布 7.20 経済審議庁が経済企画庁となる 7.30 黄変米の配給中止決議
8.12 国家検定品目にイソフェンインシュリン注射液など2品目が追加される 8.24 森永ミルク中毒事件（ヒ素による）起り，調査を実施	8.8 薬事法を改正し，処方せん交付規定整備（分業法骨抜きとなる） 8.16 歯科技工士法を公布 8.16 新医薬制度周知月間を実	8.12 トーマス・マン死去（80才）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	施（8月16日より9月15日まで）	
	8.20 覚せい剤取締法を改正，覚せい剤原料の規制を強化	
	8.30 乳および乳製品の成分規格に関する省令の一部改正（森永粉乳中毒事件のため調製粉乳に混和する添加物の規制強化）	
9.19 覚せい剤原料の試験法につき通知が出される	9.28 毒物及び劇物取締法施行令を制定	9.10 日本のGATT加入発効
		9.13 ソ連，西ドイツ会談にて外交関係樹立協定に調印
		9.26 日本学術会議，南極学術観測に参加決定
		10.1 第8回国勢調査施行
		10.18 西海橋竣工
		10.26 南ベトナム，共和国宣言，ゴ・ジェンジム大統領に就任
	11.26 日本公衆衛生協会が公害許容基準を答申	11.15 日米原子力協定調印
12.21 国家検定品目にピラジナミドが追加される		12.19 原子力基本法を公布
この年 放射性医薬品（診断用）基準の研究を開始	**この年** 農薬（パラチオン，エンドリン）中毒急増	
	ビタミンA製造の分子蒸留装置ほとんどの工場に完備	
	放射性ヨウ化ナトリウム（I^{131}）をアメリカの新薬集に収載	

1956 （昭和31年）

1.— 日赤病院で新生児にチアノーゼ発生，うぶ着，おむつに付着したスタンプインク中のニトロベンゾールに起因することを確認		1.1 総理府に原子力局を設置
		1.1 原子力委員会発足
		1.1 国際児童福祉連合に加盟
		1.1 新潟県彌彦神社で圧死事故（124人死亡）
	2.23 診療エックス線，ガンマ線，粒子線につき医療法施行規則を改正	
	2.— ビキニ・エニウェトック環礁において米国の原水爆実験再開	
3.22 2号館に3階を増築し，講堂および図書館などを設置	3.31 薬務局は企業，薬事，製薬，細菌製剤，麻薬の5課と薬事監視参事官とになる	3.3 耳の日制定
3.31 厚生省設置法改正され薬用植物園を薬用植物部と改称され春日部，伊豆，和歌山，種子島分場は各薬用植物栽培試験場となる		3.23 パキスタン回教共和国発足
	4.1 へき地医療対策始る	4.16 日本道路公団発足
	4.1 医薬分業を実施	4.30 原子力関係3法成立

衛生試験所	医事薬事	社会一般
5.25 現本所敷地および建物を関東財務局より所管換を受ける 5.— fall-out 調査船を再派遣するため，技官1名参加（5月26日～6月30日）	5.19 科学技術庁発足（原子力局は同庁に移る）	5.5 第1回子供の日実施 5.15 日ソ漁業条約，海難救助協定調印 5.16 憲法調査会法成立 5.24 売春防止法公布
	6.25 採血および供血あつせん業取締法を公布 6.— 財団法人日本公定書協会設立	6.9 首都圏整備委員会発足 6.15 原子力研究所発足
7.16 国家検定品目にピラジナミド錠など2品目が追加される	7.30 医薬品および化粧品に使用するタール色素の証明に関する省令を公布	7.1 気象庁発足
8.8 国家検定品目にイソニアジドグルクロン酸ナトリウムなど2品目が追加される 8.— 門司分室を閉鎖，施設を門司検疫所に所属換する	8.1 薬事監視参事官を薬事監視管理官とする	
9.8 国家検定手数料の原価計算書が制定される		
10.1 厚生省組織規程が改正され，大阪支所は庶務課，薬品部，食品部，細菌薬理部の1課3部となる 10.1 国立衛生試験所事務分掌規程が制定され各部に室が設置される	10.5 厚生行政年次報告書（第1回厚生白書）を発表	10.15 佐久間ダム完成 10.19 日ソ共同宣言（復交，通商航海議定書に調印） 10.23 ハンガリーに暴動起る（11月1日ソ連軍介入） 10.29 イスラエル軍エジプトに侵入（スエズ戦争開始）
	11.1 コールドパーマネントウェーブ用剤基準制定 11.— 覚せい剤撲滅月間実施（1日～30日）	
		12.12 日ソ国交回復に関する批准書交換 12.18 国連総会日本加盟を承認
この年 施設整備計画を立案し，初年度として1号研究棟の改修工事を行なう	**この年** コルドパーマ液のチオグリコール酸による皮膚障害事故発生 マイトマイシンを分離（秦，若林） 5-フルオロウラシルを開発（Duschinsky） 放射性医薬品の使用拡まる	12.23 石橋内閣成立

1957 （昭和32年）

	1.18 水道行政の取扱に関し閣議決定（上下水道の終末処理場は厚生省，工業用水は通産省，それ以外は建設省の所管となる）	1.29 日本南極観測隊オングル島上陸（昭和基地を設置）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	1.21 大阪医薬品卸協同組合設立	
2.21 春日部試験場にインドのデラダン林業研究所よりインド蛇木の種子が届く	2.10 国民皆保険4ヶ年計画を発表 2.21 WHOのクラッセン氏が日本における水質汚染防止計画について報告書を提出	2.8 日本，ポーランド国交回復条約に調印 2,13 日本，チェコスロバキヤ国交回復議定書に調印 2.25 岸内閣成立
3.2 国家検定品目にピルビン酸イソニアゾンなど4品目が追加される 3.30 標準品交付規定が一部改正される	3.31 原子爆弾被爆者の医療に関する法律を公布	
4.1 給与体系改正され，研究職体系を採用（室長を発令） 4.— 種子島試験場において台湾産キナの栽培試験を開始	4.1 薬価基準等に関する小委員会を診療報酬および薬価に関する小委員会に変更 4.1 副腎皮質ホルモン，副腎皮質刺激ホルモンおよび性腺刺激ホルモンの使用基準ならびに精神病および性病治療指針を採用 4.1 熊本県水俣市の水俣病に調査員派遣 4.— 東北大学医学部薬学科設置 4.— 放射線医学総合研究所発足	
5.29 国家検定品目にピルビン酸カルシウムイソニアゾン錠など4品目が追加される 5.— 水俣病原因究明のため現地機関，熊本大学，公衆衛生院とともに研究に当る	5.2 輸出検査法を公布（33年2月1日施行） 5.— インフルエンザ全国に猛威を振う（東京57型ウイルス）	5.17 引揚者給付金等支給法を公布
	6.10 放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律を公布 6.15 水道法を公布 6.15 食品添加物の規制を強化	6.1 自然公園法を公布 6.3 美容師法および環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律を公布 6.— 江崎礼於奈エサキダイオード発明
	7.15 パス懇話会を結成 7.29 国際原子力機関発足	7.1 国際地球観測年開始(1957年7月～1958年12月) 7.1 国連軍司令部，東京より韓国に移動 7.3 ソ連，マレンコフ等4人を解任
8.— 輸入雑豆に青酸を検出したため検査を実施		8.1 米，日本駐留陸上部隊の撤退開始を発表 8.26 ソ連，ICBM実験成功を発表 8.27 茨城県東海村原子炉に原子の火点火 9.2 国際ペン大会を東京にて

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		開催 10.1 5千円紙幣発行 10.4 ソ連，人工衛星打上成功 11.3 牧野富太郎文化勲章受賞 11.4 ソ連，国際軍縮委員会不参加を宣言
12.20 施設整備計画により2号研究棟の改修開始	12.— 荻野医師，富山県医学会でイタイイタイ病鉱毒説を発表	12.5 ソ連，原子力砕氷船レーニン号進水 12.6 日，ソ通商条約調印 12.10 アラビア油田開発協定に調印
この年 国立機関原子力試験研究費が設けられる 原子力関係試験研究開始 プラスチック製容器（食品用）の研究開始 放射能測定装置，ルドルフ高感度旋光計，ベックマン炎光分析装置を設置	**この年** 副腎皮質ホルモンによる消化管潰瘍ショックの問題起る サケ，マス罐詰問題起る 東京でタラ中のホルマリン問題起る カナマイシンを発見（梅沢） 6-アザウリジンを開発（Skoda等）	

1958年（昭和33年）

	1.11 専門医制度調査会発足	1.13 44ヶ国科学者1236名国連へ核実験停止を請願 1.20 日本，インドネシア平和条約および賠償協定調印 1.31 アメリカ，人工衛星打上成功 2.1 アラブ連合共和国成立，ナセル大統領就任 2.11 昭電事件控訴審，芦田グループ無罪判決 2.26 横山大観死去（90才）
3.31 輸出検査品目に注射針，腸線縫合糸が加えられ，試験実施 3.31 目黒分場の土地建物をあへん倉庫用として薬務局長へ有償所管換を行なう 3.— 2号館の改修工事終る 3.— ポーラログラフ，ガスクロマトグラフ設置	3.1 国立精神薄弱児施設，国立ろうあ者更生指導所設置	3.2 英，フックス隊南極大陸横断成功 3.9 関門国道トンネル開通 3.27 ソ連，フルチショフ首相就任
4.23 国立衛生試験所組織細則制定される	4.1 東京大学医学部薬学科は薬学部となる 4.10 学校保健法を公布 4.17 角膜移植に関する法律を公布 4.23 衛生検査技師法公布 4.24 下水道法公布	4.1 売春防止法を公布，実施 4.— 学校薬剤師必置制となる 4.— 昭和石油，四日市市で操業開始
5.20 厚生省組織規程改正により総務部および図書館を設置	5.1 化粧品広告適正基準を通知	5.30 最後のBC級戦犯が釈放される

衛生試験所	医事薬事	社会一般
5.30 国家検定品目にタンニン酸パソプレシン油性懸濁注射液が追加される	5.8 薬事制度運営施策要綱を公示	
	5.10 調理師法公布	
	6.17 ソークワクチンの国産化を企画	6.1 仏，ドゴール内閣成立
	6.30 診療報酬点数表を告示（甲，乙二表，基準看護，基準給食，基準設備制度発足）	6.3 日ソ定期航路開設協定調印
		6.30 仙台高裁で平事件に騒乱罪成立
7.— 本州製紙江戸川工場の廃水による河川汚濁を水質，魚介類を対象に調査	7.16 水質基準に関する省令を公布	
7.— 赤外吸収スペクトル装置（光研DS 301型）を設置		
8.1 国立衛生試験所組織細則改正される		
9.18 伊豆試験場，狩野川台風により建物，圃場，植物に被害		9.18 台風21号伊豆半島に上陸
10.— 3号館，8号館を改修し，事務棟，動物舎および無菌室を設置		10.29 パステルナーク，ノーベル文学賞を拒否
		11.3 近藤平三郎文化勲章受賞
		11.17 昭電事件，日野原グループに判決，西尾末広ら無罪
	12.25 工場廃水等の規制に関する法律を公布	12.1 1万円札を発行
	12.25 公共用水域の水質保全に関する法律を公布	
	12.27 新たに国民健康保健法を公布（34年1月1日施行）	
この年 伊豆試験場の災害復旧を行なう	**この年** 輸入大豆（アメリカおよびカナダ）中にアサガオ種子混入事件起る	
	輸入ジュース中の界面活性剤の問題起る	
	メチル水銀化合物含有外用薬（水虫治療薬）による事故発生	

1959年（昭和34年）

		1.1 メートル法を実施
		1.1 キューバに軍事革命起る（2月16日カストロが首相となる）
		1.2 ソ連，月ロケットを打上
2.25 国家検定品目にイソニアジドメタンスルホン酸ナトリウム顆粒が追加される		
3.28 放射線照射設備を設置	3.17 首都圏の既成市街地区における工業等の制限に関する法律公布	3.3 アメリカ，月ロケット打上
		3.7 鳩山一郎死去（77才）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	3.31 電離放射線障害防止規則制定	3.— 三菱油化，四日市市で操業開始
	3.— 日本薬学会は日本薬剤師協会より分離独立	
4.1 厚生省組織規定が一部改正され国立衛生試験所の組織が改正される（公定書医薬品部，公定書外医薬品部，薬用植物部を廃止し，副所長，製薬研究部，医薬品部を新設，衛生細菌部を衛生微生物部と改称する。11部1図書館1支所4薬用植物栽培試験場となる）		4.10 皇太子殿下御成婚 4.14 首都高速道路公団設立 4.16 国民年金法公布 4.27 中共国家主席毛沢東辞任，後任劉少奇
4.1 田中穣副所長となる 4.11 大阪支所，10周年式典挙行 4.27 旧事務室を改修し食堂を設置		
5.30 創立85周年記念式典挙行	5.6 東京医薬療品貿易振興会設立	5.1 厚生省に年金局設置
	6.15 小児マヒを法定伝染病に指定	
	7.— 熊本大学，水俣病を有機水銀が原因と発表	7.21 アメリカ，原子力商船サバンナ号進水
	8.22 放射性医薬品製造規則を制定	
9.3 製薬研究部実験室を2号館に設置	9.14 医薬品および化粧品に使用するタール色素の証明に関する省令を改正（赤色106号ほか10種を指定）	9.12 ソ連，月ロケット月面到達 9.15 フルシチョフ，ソ連首相ワシントン訪問 9.26 伊勢湾台風被害 9.30 フルシチョフ，ソ連首相中国を訪問
10.26 国家検定品目にアルミノパスカルシウムイソニアジド錠が追加される	10.26 薬務局は企業，薬事，製薬，監視，細菌製剤，麻薬の6課となる	10.26 ソ連，月の裏面写真を発表
	11.6 生物学的製剤の無菌試験法基準を全面改正	
12.28 1，2号館の暖房工事を行なう	12.28 食品，添加物等の規格基準を公布（食品衛生試験法，食品，添加物，器具及び包装の基準を廃止）	12.14 北鮮帰還第1船，新潟港を出港
この年 ガンマー線スペクトロメーター，ルドルフ高感度旋光計用付属装置，シンチレーションディテクター等を設置 水俣病の発現原因調査を行なう	**この年** 5-フルオロデオキシウリジンを開発（Heidelberger; Duschinsky） 中性洗剤の有害性金属の問題起る	

1960年（昭和35年）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	1.20 東京理科大学，福岡大学に薬学部設立，福岡に第一薬科大学を設置	1.19 日，米新安保条約，新行政協定をワンシトンで調印
2.17 国家検定手数料が改正される	2.12 医薬品の乱売につき通知	2.13 仏，初の原爆実験
2.25 国家検定品目にイソニアジドメタンスルホン酸ナトリウム顆粒が追加される	2.15 薬事審議会が現行薬事制度の改善すべき点を答申	2.23 浩宮徳仁親王御生誕
3.25 1号館に動物飼育室を設置	3.15 四エチル鉛危害防止規則を制定	
3.28 国立衛生試験所試験検査依頼規程が制定される	3.15 第1版食品添加物公定書を公布	
3.28 放射線化学実験棟を新築	3.21 医療制度調査会令を制定	
3.— ラマン線分光光度計，X線螢光分析装置，放射能測定装置，ペーパークロマトスキヤンナー等を設置	3.31 精神薄弱者福祉法を公布	
	3.— 日本食品衛生学会を設立	
	3.— 製薬企業懇談会による医薬品流通秩序改善実施要綱を決定実施	
	4.1 京都大学医学部薬学科が薬学部となる	4.27 李承晩韓国大統領辞表を提出，ハワイに亡命
5.29 松尾仁死去（68才）	5.2 放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律を大巾改正（施行10月1日）	5.19 衆議院本会議で日，米新安保条約を自民党単独で可決
	5.4 採血用器具及び輸血用器具基準を制定し，輸血セット基準を廃止	5.24 チリ地震のため三陸地方に大津波
	6.1 殺虫剤指針を制定	6.15 安保阻止デモ隊と警官隊衝突，死者を出す
	6.11 医療金融公庫法を公布	6.23 日，米新安保条約発効
		6.25 道路交通法を公布
7.8 薬用植物栽培採取資料を作成		7.1 自治省発足
		7.1 国鉄3等を廃止
		7.19 池田内閣成立
	8.1 ホルモン等を含有する化粧品基準を制定	8.25～9.11 第17回オリンピックをローマで開催
	8.1 パーマネントウェーブ用剤基準を制定し，コールドパーマネントウェーブ用剤基準を廃止	
	8.10 新たに薬事法および薬剤師法を公布（施行36年2月1日）	
9.10 食品添加物の製品検査品目が改訂される（希釈過酸化ベンゾイルを追加，過酸化ベンゾイルおよび繊維素グリコール酸ソーダを削除）	9.— 医薬品広告自粛申合せ要綱を実施	9.10 カラーテレビ本放送を開始
9.15 標準品の代金を改正し，含糖ペプシンが追加される		

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		10.1 国勢調査実施（人口93418501人） 10.12 浅沼社会党書記長刺殺さる（61才）
11.10 衛生試験所報告総索引を発刊（39～77号）		11.8 アメリカ大統領にケネディ当選（第35代）
		12.20 南ベトナム民族開放戦線成立
この年 食品添加物の毒性（慢性毒性，発がん性）の再検討を開始 動物飼育の機械化始まる 低温実験室を1号研究棟に設ける	**この年** 岩手県でアカサラ貝中毒事件起る クロモマイシンよりクロモマイン A_3 を分離（立岡） 催眠薬（ハイミナール）遊びの問題起る	**この年** インスタント食品の発売盛況となる CERN（ヨーロッパ原子核研究所）250億電子ボルトのプロトンシンクロトロンを完成

1961年（昭和36年）

1.26 国家検定品目にパラアミノサリチル酸イソニアジドなど3品目が追加される 1.30 国家検定品目にイソニアジドスルフイソミジン錠など4品目が追加される	1.24 インフルエンザ各地に集団発生し厚生省は対策強化を指示	1.3 アメリカ，キューバと断交
2.20 国家検定手数料が改正される	2.1 中央薬事審議会令を公布 2.1 薬局等構造設備規則，生物学的製剤製造規則，放射性医薬品製造規則，動物用医薬品取締規則を公布，施行 2.1 腸線縫合糸等の輸出検査の基準等を定める省令を公布（注射筒等および医薬品の輸出検査基準等を定める省令を廃止）	2.1 右翼少年，嶋中邸を襲う 2.12 ソ連，金星ロケットを打上
		3.14 駐日米大使にライシャワー任命さる 3.15 日光東照宮薬師堂全焼
	4.1 第7改正日本薬局方第1部，第2部を公布 4.1 学校薬剤師を法制化する	4.12 ソ連，人間衛星船打上，回収に成功
5.12 国立衛生試験所検査依頼規定の一部が改正される	5.20 放射性医薬品基準を制定	5.16 韓国でクーデター起る
	6.1 厚生省に環境衛生局設置され，引揚援護局を援護局と改称 7.8 医療用具の取扱について通知 7.20 小児マヒ流行のためソ連製ワクチンの使用を開始	6.12 農業基本法公布，施行 7.3 韓国に軍事政権成立（朴大総領） 7.21 アメリカ，人間ロケット打上成功 7.— 北陸トンネル貫通 8.1 大阪釜ケ崎に暴動起る

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		8.8 松川事件差戻し審で全員無罪の判決
		8.13 東西ベルリン境界封鎖
		8.15 シベリア墓参遺族出発
9.10 動物焼却炉を新設	9.8 中央薬事審議会規程を制定	9.1 ソ連，核実験を再開
	9.26 新たに国家検査要領を制定	9.15 アメリカ，地下核実験再開
		9.16 第2室戸台風阪神に上陸
		9.18 ハマーショルド国連事務総長飛行機事故で死去
		9.30 経済協力開発機構発足
		10.2 証券第2市場発足
11.30 国家検定品目の基準が改正される（7局制定に伴なうもの）	11.20 日本薬局方公布75年記念式典を挙行	11.1 年金福祉事業団法，通算年金通則法を公布
	11.25 催眠剤の乱用防止対策を樹立	11.2 日，米貿易経済合同委員会を箱根で開催
	11.— サリドマイド奇型児についてレンツ博士発表	11.14 35年簡易生命表を公表（男65.32年，女70.19年）
		11.15 災害対策基本法を公布
		11.29 児童扶養手当法を公布
12.11 春日部試験場に温室を新設	12.9 注射針および注射筒基準，ラテックス製コンドーム基準，ダッチベッサリー基準を制定	12.13 第1回日米科学委員会を東京で開催
	12.18 医療用具基準を制定	12.15 東大核研で大型電子シンクロトロン完成
この年 放射線化学機器，メトラー直示天秤，超軟X線装置，炎光光度計等を設置	**この年** 農薬（パラチオン，エンドリン，EPN，マラソン等）による事故増加	
色素標準品の製造を開始	ポリオワクチンの集団投与開始	
和歌山，種子島試験場，台風により災害	食品中の微量有害性金属問題起る	
各栽培試験場に耕作機による機械化始まる		
北海道名寄市より土地の提供を受け北海道薬用植物栽培試験場設置を計画		
ガスクロマトグラフ法を油脂試験に応用		
中性洗剤の有害性につき一部学者に意見があり，安全性の研究を行なう		

1962年（昭和37年）

	1.20 武庫川女子大学に薬学部設置	1.9 ガリオア，エロア返済日米協定に調印
		1.18 陸上自衛隊8個師団発足
2.12 標準品交付規定が改正される	2.1 国立がんセンター発足	2.20 アメリカ，初の人間衛星船打上，回収に成功

衛生試験所	医事薬事	社会一般
3.31 厚生省組織規程の改正され食品添加物部を設置 3.— 放射線化学機器，自動組織標本作成装置，窒素微量自動分析装置等を設置		3.6 東京でエカフェ総会開催 3.30 北陸トンネル完工
4.1 臨時職員の定員化（公衆衛生局併任者が本所員となる）が実施される	4.6 医薬品の委託製造につき通知	4.25 アメリカ，太平洋で核実験再会
	5.21 サリドマイド禍のためイソミンなど製造販売停止 5.25 サリドマイド剤に使用上の注意添付を指示	5.3 常盤線三河島駅で二重衝突事故（死者160人）
	6.2 ばい煙の排出の規制等に関する法律を公布	5.24 アメリカ，人間衛星船オーロラ7無事着水 6.8 奥只見発電所完工
	7.17 日本薬剤師協会は日本薬剤師会と改称	7.10 アメリカ，初の通信衛星テレスター打上，テレビ受信成功
8.— 国立試験研究機関の整理統合および富士山麓移転問題起る	8.31 クジラベーコンによる食中毒が広がり，都道府県に対策を指示	8.11 ソ連，人間衛星船オストーク3号打上成功
		9.20 新丹那トンネル貫通
10.— 医薬品の特別審査試験を開始		10.1 貿易自由化率を88％に拡大 10.22 アメリカ大統領キューバ海上封鎖を発表（11月20日解除）
	11.26 ブラストサイジンS（農薬）による眼障害が起り，注意を通知	11.1 ソ連，火星1号を打上，軌道に乗る 11.10 警視庁，麻薬禍追放のため東京で麻薬国際会議を開催 12.14 アメリカ，金星ロケット（マリーナ2号）金星に接近し通信を開始する
この年 食品中の「こなだに」類について問題が起り，検索調査し防止対策を確立	**この年** 解熱鎮痛剤，殺虫剤，殺そ剤，染毛剤につき，使用上の注意にアレルギー体質を追加することを指導	

1963年（昭和38年）

2.28 国家検定品目にマレイン酸エルゴメトリン注射液が追加される		2.5 日ソ貿易協定調印 2.10 北九州市発足 2.14 アメリカ，通信衛星シンコム打上
3.1 国家検定品目にイソニアジドスルフイソキサゾール錠および散が追加される 3.30 春日部薬用植物栽培試験場新庁舎落成	3.8 医薬品安全対策特別部会を設置 3.19 新医薬品に催奇型作用の動物実験の義務化を発表 3.23 医薬制度調査会が「医療制度全般についての改善の基本方	3.25 ビルマ賠償協定調印

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	策」に関し答申 3.30 厚生省組織令を改正（食品化学課，麻薬第一課，麻薬第二課を設置） 3.— 日本薬局方第二部医薬品の使用頻度調査を実施	
4.1 厚生省組織規程の一部改正により特殊薬品部を生物化学部と改称し，放射線化学部および麻薬部を設置 4.5 隣接米軍駐留地の一部を関東財務局長より所属換を受け引継ぐ	4.3 医薬品の安全確保対策として，医薬品の胎児に及す影響に関する動物試験の方法を指示し，新医薬品に添付するよう指導	4.10 アメリカ，原子力潜水艦スレッシャー号沈没
5.29 サリドマイド奇型児調査のため研究班発足し参加		5.5 初の児童福祉白書を発表 5.15 アメリカ，人間衛星フェイス7打上
6.21 鑑識用麻薬（塩酸ジアセルモルヒネ等）の製造業務開始 6.21 麻薬中毒者診断ための理化学的検査業務を開始 7.15 国家検定品目に2—エチルチオイソニコチナミド坐剤が追加される 7.— 筑波学園都市への移転問題起る	6.20 医薬品業界，医薬品安全対策懇談会を設置 6.21 麻薬取締法を大改正（中毒者に対する措置を規定） 7.12 ばい煙の排出の規制等に関する法律の一部改正を公布し，第一次指定地域として京浜，阪神，北九州地区を指定し，排出基準を告示 7.12 薬事法を改正し，薬局の適正配置条令を定む（薬局における薬剤師の員数，薬局の適正配置） 7.22 経口ポリオワクチン基準を制定	6.5 黒部川第4発電所ダム完成 6.15 ソ連，ウォストーク5号地球を81周，6号48周し無事帰還 7.11 老人福祉法を公布 7.26 経済協力開発機構，日本加盟を承認
8.20 テニスコート，バレーコート完成，4号館を改修し厚生施設を移す	8.3 戦傷病者特別援護法を公布	8.5 米，英，ソ，部分的核実験停止条約に調印 8.14 日本，核実験停止条約に調印 8.30 米，ソ直通電信線開通
9.18 老朽木造建物3棟(80坪)を取りこわす	9.4 ジフテリア・百日咳混合ワクチン完成し，39年より予防接種に使用決定 10.26 島根県で輸入脱脂粉乳による学校給食中毒事故発生，事故防止のため通達	9.12 最高裁，松川事件全員無罪判決 9.16 マレーシア連邦発足 10.10 アイ・バンク慶応および順天堂大学病院に開業 10.15 西独，アデナウア首相辞任，17日エルハルト首相就任 10.18 英，マクミラン首相辞任，ヒューム首相就任 10.26 日本，初の原子力発電に成功 11.9 東海道線鶴見で列車事故(161名死亡) 11.22 通信衛星による日米間

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		テレビ中継に成功 11.22 アメリカ，ケネディ大統領暗殺され（46才）ジョンソン副大統領第36代大統領に就任 12.17 韓国，民政復治，朴大統領就任
12.9 北海道薬用植物栽培試験場の庁舎，温室，宿舎等落成（26日省令公布） **この年** 研究費が人当積算となる 輸入罐入オレンジジュースの中毒事件を調査し，硝酸塩含有水使によるスズの溶出を発見 食品残留農薬検査，大気汚染調査を開始 アメリカより輸入乾果中の保存料（SO_2，ソルビン酸等）につてアメリカ関係当局と協力して使用法，効果等を研究開始 熱蔵庫の衛生学的検討を行ない，エンテロトキシンの中毒によることを発表 電位差滴定装置，高感度ポーラログラフ，高感度ガスクロマトグラフ，赤外顕微鏡，超遠心機，超ミクロトーム，窒素酸化物等大気汚染物質自動測定用機器，放射能化学機器を設置	12.5 ばい煙の排出の規制等に関する法律に基づき，厚生，通産省令でスモッグ警報を出す場合の基準を決定 **この年** 特殊栄養食品出廻る 薬学研究白書を発表	

1964年（昭和39年）

1.1 北海道薬用植物栽培試験場を名寄市大橋108番地に設置（7月1日開所式） 1.25 衣笠豊死去（83才） 2.20 春日部試験場に作業庁舎を増設	1.25 北里大学薬学部設置認可 2.3 薬局及び一般販売業の薬剤師の員数を規定 2.8 国産小児マヒワクチン完成，全国に配布	1.27 仏，中共と国交を樹立
3.— コロンボ計画による海外技術協力によってタイ国の医薬品研究体制の整備に技術協力を決定（42年より実施） 4.11 目黒分場敷地および建物を関東信越地区医務局，同麻薬取締官事務所等設置のため厚生大臣官房会計課長に所属換を行なう（目黒分場消滅）	3.18 昭和大学薬学部設置認可 3.25 四日市地区大気汚染調査会が報告と勧告を提出 4.1 厚生省薬務局に麻薬参事官設置 4.1 厚生省環境衛生局に公害課設置 4.1 九州大学医学部薬学科は薬学部となる	3.24 ライシャワー米大使刺傷事件起る 4.1 日本，国際通貨基金（IMF）8条国に移行 4.5 マッカーサー元帥死去（84才） 4.24 第1回戦歿者叙勲を決定 4.28 第1回生存者叙勲を決定

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		4.28 日本，経済協力開発機構(OECD)に正式加盟
		5.27 インド，ネール首相死去(74才)
	6.10 厚生省新庁舎落成式	6.16 新潟地方大地震
	6.22 甲状腺製剤（チロキシン製剤）の安全対策を行なう	
7.— 即席ラーメンによる中毒事故発生し調査開始	7.10 シアン化合物の取締を強化	7.1 母子福祉法を公布
		7.3 工業整備特別地域整備促進法を公布
		7.7 社会保障研究所法を公布
		7.28 アメリカ，月ロケットを打上げ，31日月面到着，月面撮影に成功
	8.10 医薬品の適正広告基準を新たに公布	8.4 地下鉄日比谷線開通
	8.14 アクリルニトリル，スチロール製樹脂製アンプル型内服液容器を不適とする旨を指示	
	8.21 血液を，買上より献血体制の確立に移し，献血運動，受入体制の整備を閣議決定	
9.3 国家検定品目にイソニアジドスルフイソメゾール散など5品目が追加される	9.15 メチルナフトキノンなど3品目を食品添加物より削除	9.5 名神高速道路開通
9.22 標準品の代価が改正される		
9.30 厚生省組織規程改正され，毒性部を設置		9.16 富士山頂に気象レーダー完成
		9.17 羽田，浜松町間にモノレール開通
		9.30 義宮御結婚，常陸宮家を創立
		10.1 東海道新幹線営業開始
		10.10 東京で第18回オリンピック開催（10月24日閉会）
		10.16 ソ連，フルシチョフ首相解任，コスイギン首相任命を発表
		10.16 中共，初の核爆発実験に成功
11.— 第1回全国衛研化学技術協議会総会を開催（44年全国衛生化学技術協議会と改称）	11.8 パラリンピックを東京で開催	11.3 アメリカ大統領にジョンソン当選
		11.9 池田内閣総辞職，佐藤内閣発足
		11.12 アメリカ原子力潜水艦シードラゴン号佐世保にはじめて入港
12.9 北海道試験場に作業庁舎を増設，伊豆試験場庁舎の改築を行なう	12.1 薬局製剤の許認可事務を地方庁へ移譲	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
12.10 種子島試験場に硝子室を新築 **この年** 残留農薬（パラチオン，酢酸フェニール水銀，DDT，BHC，ドリン剤）の問題起り，許容量設定のため実体調査開始 大気汚染測定装置を東京大原町交叉点に設置するとともに器械の開発も行なう オーストラリアのカンガルー肉，アルゼンチンの馬肉にサルモネラ菌検出の問題起り，調査開始 輸入冷凍魚介類についてもバクテリア数を検査 甲状腺製剤（チオウラシル系薬剤）の毒性研究を開始 食用色素の催腫瘍性の研究を開始 食品中の保存料の相乗作用に関する研究開始	**この年** 甲状腺含有やせ薬による精神障害事件起る ネオカルチノスタン(制がん剤)を分離（石田）	

1965年（昭和40年）

		1.24 チャーチル死去（90才） 2.7 アメリカおよび南ベトナム軍，北ベトナム爆撃開始 2.22 北海道，夕張炭鉱で爆発事故（61名死亡）
2.— アンプル入りかぜ薬の検査（700件）を実施	2.23 アンプル入りかぜ薬の事故多発し，販売自粛を要望	
3.13 標準品の代価が改正される 3.26 動物舎完成	3.1 アンプル入りかぜ薬の回収を要望	3.18 ソ連，人間衛星ウォスホート2号打上，初の宇宙遊泳に成功
4.— 毒性部の強化を行なう 4.— 本館鉄筋コンクリート3階の建築始まる	4.1 タール色素（赤色1号および赤色101号）を内用薬および食品添加物に使用禁止 4.— 北海道大学医学部薬学科は薬学部となる	
5.24 国家検定品目からイソニアジドメタンスルホン酸ナトリウムなど14品目が削除される 5.24 国家検定の手数料が改正される	5.1 アンプル入りかぜ薬の使用上の注意を指示 5.11 かぜ薬に新たに配合量基準を設定 5.28 医薬品の安全確保対策として胎児に及ぼす影響の試験法を新たに指示 5.— 四日市で公害病認定患者第1号を指定	5.5 日本原子力発電株式会社東海発電所が原子力発電の稼動開始 5.14 中共，第2回原子爆弾実験に成功
6.14 新潟県阿賀野川流域の水俣病類似患者へ調査団を派遣し，これに参加	6.1 公害防止事業団法を公布 6.29 理学療法士及び作業療法士法を公布 6.30 公害審議会令を公布	6.1 厚生年金保険法を改正，1万円年金実現 6.1 福岡県山野炭鉱で爆発事故（237名死亡）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		6.3 アメリカ，ジェミニ4号打上，宇宙遊泳に成功
		6.22 日韓基本条約に調印
7.27 国家検定品目に中性インシュリン注射液など2品目が追加される	7.5 食品添加物にニトロフラゾン，ニトロフリルアクリルアミドを使用禁止	7.14 アメリカ，マリナー4号火星の近接撮影を行なう
	8.18 母子保健法公布	8.3 松代に群発地震発生
	8.24 横浜港でアルゼンチンより輸入の馬肉にパラチフスB菌，サルモネラE菌群を検出，汚染馬肉の廃棄処分決定	8.13 池田勇人死去（65才）
	9.28 塩化ビニール樹脂製血液セット基準，採血用器具及び輸血用器具，血液セット入り血液保存液の基準を制定	9.4 シュバイツァー博士死去（90才）
10.— 人工甘味料シクラミン酸塩の安全性の問題起り，調査	10.8 わが国独自の製造による麻疹ワクチン完成し基準を公布	10.1 第10回国勢調査実施（総人口98274961人）
	10.— 臨床試験中のDMSOの試験中止を指示	10.21 朝永振一郎，ノーベル物理学賞受賞決定
	11.9 アンプル入りかぜ薬の製造中止を要望	
	11.15 メクリジン，サイクリジン及びクロルサイクリジン検討会の意見提出される	
	11.18 メクリジン系薬剤の使用上の注意を指示（以後，使用上の注意を決定のつど順次指示されることとなる）	
12.1 検査依頼規定の一部が改正される		12.3 河上丈太郎死去（76才）
12.15 所長刈米達夫退官し，石館守三所長となる		12.10 国連総会，日本を安保理事会非常任理事国に選出
12.23 食品添加物の製品検査品目が改訂される（ニトロフラゾン及びその製剤，ニトロフリルアクリル酸アミド及びその製剤を削除）		12.15 アメリカ，ジェミニ6号，7号を打上，初の宇宙ランデブーに成功
12.— 経口避妊薬の安全性問題となり調査開始		
この年 医薬品（コデイン，LSDなど）の依存性の研究を開始	**この年** 抗ヒスタミン剤メクリジンの催奇型発生問題起る ブレオマイシンを発見（梅沢） アセグラトン（制がん剤）を合成（石館ら） ダウノマイシンの抗腫瘍作用を発見（di Marco） 薬学白書を発表	

1966年（昭和41年）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
1.12 国家検定品目に避妊薬（非イオン性界面活性剤）が追加される		
	2.17 第二版食品添加物公定書を制定	2.3 ソ連，ルナ6号を打上，初の月面軟着陸に成功
		2.4 全日空機，羽田沖に墜落，133人全員死亡
	3.— 医薬品の副作用モニター制度を発足	3.4 カナダ旅客機，羽田で着陸失敗64名死亡
	3.— 厚生省，新潟県の水俣病類似患者は工場廃液が原因である旨の中間報告を発表	3.5 英，旅客機富士山上空で空中分解124人全員死亡
	4.1 第7改正日本薬局方第二部を改定公布	
	5.24 生理処理用品基準を公布	
	5.26 放射性医薬品基準を制定	
	5.— 農林省が水銀系農薬を非水銀系に切替えるよう通達	
		6.25 国民の祝日法を改正し，敬老の日および体育の日を制定
7.5 検査依頼規定が一部改正される	7.1 食品衛生調査会はタール系食用色素のうち8種を使用禁止するよう答申（7月15日実施）	7.1 郵便料金値上（はがき7円，封書10円）
7.5 標準品の代価が改正される	7.24 性病予防法を改正公布	7.4 新東京国際空港を千葉県成田市三里塚に決定
8.— 海外技術協力事業団（OTCA）の長期計画の一環としてセイロン国（スリランカ）薬品検査所設立に技術協力を決定（43年より実施）	8.4 公害審議会，中間報告を行なう	8.20 中国で文化革命激化し，北京で紅衛兵の活動始まる
	8.16～8.19 第1回アジア薬学大会を東京で開催	
	8.31 医薬品等に使用することができるタール色素を定める省令を公布	
		9.25 台風26号東日本各地を襲う
10.31 国家検定品目にエタンブトールなど3品目が追加される	10.4 合成樹脂製器具及び容器包装の試験方法を含めた規格基準を制定	
	10.5 コールドパーマネントウェーブ用剤に使用上の注意を指示	
		11.13 全日空機着陸失敗し，松山沖に墜落50人死亡
12.14 標準品交付規定が新たに改定公布される	12.1 医薬品安全対策特別部会の下に医薬品副作用調査会が発足	12.9 建国記念日を制定
12.16 麻薬，大麻，あへん，覚せい剤，覚せい剤原料の鑑定またはこれに関連する試験検査を開始		
12.28 25号館を取こわし車庫		

衛生試験所	医事薬事	社会一般
に改修 **この年** 尿素樹脂中のホルマリンの問題起り，合成樹脂の試験厳重となる 万能型顕微鏡写真装置，赤外線分光光度計，オートアナライザー（薬品部）等を設置 分析機器の近代化を5カ年計画で開始 自動車の排気ガスにつき生物学的研究を開始 動物における実験的動脈硬化症に関する研究を開始 日本産アフラトキシン生産株の存在を初めて確認 水銀化合物（農薬）の長期毒性に関する研究開始	**この年** ナファゾリン含有美容目薬の乱用による角膜障害事故起る	

1967年（昭和42年）

	1.12 買血制度を廃止し，預血制度を採用	1.27 アメリカ，アポロ宇宙船火災事故，3飛行士死亡
	1.23 タール色素，食用緑色1号を食品添加物より削除	1.27 国際商業衛星，日米間の通信運用開始
2.2 本館（鉄筋コンクリート地下1階地上3階）落成	2.22 公害対策推進連絡会議が公害対策基本法の要綱をまとめる	
3.17 放射線化学実験棟を増築	3.1 医薬品の副作用モニタリング制度を192病院で開始	
4.6 国家検定品目が改正される（避妊薬の名称の変更）	4.18 厚生省特別研究班が新潟県阿賀野川流域の有機水銀中毒事件に最終結論を発表	4.15 統一地方選挙で，都知事に美濃部亮吉当選
4.25 国家検定品目にオキシトシン舌下錠が追加される		4.24 ソ連，宇宙船ソユーズ1号事故，全員墜落死
	5.14～6.14 農薬危害防止運動を行なう	5.9～5.31 皇太子夫妻，南米親善訪問
	6.20 厚生省環境衛生局に公害部を，薬務局に薬務局参事官を設置	6.17 中国，初の水爆実験に成功
	8.3 公害対策基本法を公布	
	8.8 化粧品品質基準および化粧品原料基準を制定	
	8.19 環境衛生金融公庫法を公布	
9.14 国家検定品目にオキシトシン点鼻液が追加される	9.1～9.30 愛の血液助け合い運動を展開	
	10.1 医薬品製造承認の基本方針を実施（医療用と一般用に分け，副作用報告義務2年を定める）	10.20 吉田茂死去（89才）

衛生試験所	医事薬事	社会一般
11.18 国立衛生試験所標準品交付規定が一部改正される		12.9 都電銀座線を廃止
この年 チアミン誘導体，カンゾウ等の粉末生薬，歯科用金，銀合金，コールドパーマ剤，フツ素入り歯磨等を一斉検査 螢光分光光度計，原子吸光炎光分光光度計を設置 放射線照射食品の研究を開始（ジャガイモ，タマネギ等） コロンボ計画に基づきタイ国公衆衛生省におけるタイ薬用植物研究プロジェクトに協力を開始し，生薬部より技官を派遣 化粧品の皮膚障害に関する研究を開始	**この年** 生薬資料，薬用植物栽培の手引を作成 WHO で第2版国際薬局方を発刊	

1968年（昭和43年）

1.10 和歌山試験場庁舎を改修 1.29 照射食品用動物舎を新築		
	2.8 医薬品の一般名称について基準等を通知	
3.30 大阪支所動物舎落成	3.30 食品衛生法に基づき，4作物，5農薬につき残留農薬基準を制定（以後，順次制定）	
4.3 国家検定品目に診断用パソプレシン注射液が追加される		4.4 キング牧師暗殺さる（39才）
5.25 国家検定品目に2—プロピルチオイソニコチナミド，仝錠が追加される	5.8 富山県のイタイイタイ病に関し厚生省見解（神岡鉱山の廃液と断定）を発表 5.13 化粧品の品質確保につき通知	5.16 十勝沖地震（死者25，家屋全半壊3670戸）
	6.10 パーマネントウェーブ用剤基準を制定	6.5 ロバート・ケネディ上院議員そ撃され，6日死亡
	6.21 放射性物質の数量等に関する基準を制定	6.26 小笠原諸島返還され，東京都小笠原村として新発足
7.1 川城巌副所長となる 7.1 厚生省組織規程の一部改正により，製薬研究部，医薬品部を合成化学研究部，薬品部とそれぞれ改称し，麻薬部，ビタミン化学部を薬品部に統合し，調査管理部，医化学部を新設 7.1 薬品部に理化学試験室を設置し，共通機器の管理を行なう 7.3 食品添加物の製品検査品目が改訂される（ズルチンを削	7.3 ズルチンを食品添加物より削除（使用禁止）	7.1 郵便番号制度発足

衛生試験所	医事薬事	社会一般
除)		
	8.27 はしかワクチン基準を定め，KL方式に統一	8.8 札幌医大で，日本で初の心臓移植手術を行なう 8.18 飛騨川でバス転落事故(104人死亡)
9.— 調査月報を発刊	9.3 シンナー等の乱用防止について通知 9.16～9.21 第2回アジア薬学大会を韓国ソウルで開催 9.26 水俣病，阿賀野川有機水銀中毒事件に関する政府統一見解を発表（工場廃水に起因）	
10.— 北九州で原因不明の皮膚病患者多数発生（米ヌカ油中毒）し調査に協力		10.12～10.27 メキシコで第19回オリンピック開催 10.17 川端康成，ノーベル文学賞受賞決定
	11.25 厚生省，北九州の米ヌカ油中毒事件はカネミライスオイルが原因であると中間発表	11.1 中共，劉少奇を除名 11.5 アメリカ大統領にニクソン当選（第37代） 11.10 沖縄で初の主席公選を行ない，屋良朝苗当選
12.24 核磁気共鳴装置，自動凍結乾燥機，アミノ酸分析計を設置		12.10 東京府中で3億円強奪事件起る 12.27 中共，新水爆実験を行なう
この年 大気汚染測定機器の更新始まる カドミウム等微量重金属による環境汚染研究に参加 プラスチック製医療用具につき，品質，ガス滅菌，放射滅菌法などの研究開始 シンナーの吸入による毒性研究を開始 油症（カネミ油による）の原因物質につき研究開始 精神安定剤の依存性につき研究開始		

1969年（昭和44年）

		1.18 警視庁8500人の警官を動員し，東大の封鎖解除
	2.12 「硫黄酸化物の環境規準」を閣議決定	
3.25 標準品交付規定が改正される	3.12 承認申請医薬品の規格及び試験法の記載方式を通知	3.12 東京地方に記録的大雪
3.— 放射線滅菌の研究を開始	3.26 電気用品取締法が改正され，医療用具（電気）の取扱につ	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	き通知	
	4.1 広島大学薬学部，岡山大学薬学部を設置	4.28 ドゴール仏統領辞任
	4.22 加鉛ガソリンで中毒事故発生し，注意を通知	
5.24 大阪支所創立20周年記念式典を挙行	5.23 政府，初の公害白書を発表	5.26 東名高速道路全通
7.15 食品添加物の製品検査品目改訂される（サッカリンナトリウム，希釈過酸化ベンゾイルを削除）	7.10 厚生省，DDT，BHCなどの新規生産の一時中止を決定	7.20 アメリカ，アポロ11号人類初の月着陸に成功，25日帰還
7.29 国家検定品目中イソニアジドおよびチビオン関連医薬品24品目が削除される	7.18 新開発医薬品の副作用報告を3年間とすることを指示	
7.— 裏門守衛所，旧車庫等を用途廃止し，あへん倉庫用地として厚生省薬務局へ有償貸与	7.23 アミノ塩化第二水銀（白降汞）の製造中止を指示	
	7.28 塩素系殺虫剤の使用上の注意を厳格にするよう指示	
	8.11 日本抗生物質医薬品基準を新たに公布（大改訂）	8.15 女性1人を含む日本隊がアイガー北壁直登に成功
	9.12 高圧酸素治療装置の添付文書に使用上の注意を指示	9.3 ホー・チ・ミン北ベトナム大統領死去〔79才〕
10.15 国家検定品目に避妊用メンフェゴール錠，フェリプレシン注射液が追加される	10.30 シクラミン酸ナトリウム，同カルシウムを医薬品に使用禁止（45年7月1日実施）を決定	10.3 日本原子力発電株式会社敦賀発電所が稼動開始
		10.11 ソ連，3人乗宇宙船ソユーズ6号（11日），7号（12日），8号（13日）を続いて打上
		10.30 ニクソン米大統領，食品添加物の全面的再検討を指示
11.28 標準品にギネアグリーンBが追加される	11.5 シクラミン酸ナトリウム，同カルシウムを食品添加物より削除	11.3 落合英二文化勲章受賞
	11.— DDT製剤を一般家庭用に使用することを一定期間中止を決定	11.21 佐藤，ニクソン会談で1972年に沖縄返還を共同声明
12.2 新動物舎（RC3階建）落成	12.10 日本BHC工業会が国内向BHC，DDTの原体製造中止を発表	12.11 韓国旅客機乗取られ，北鮮に強行着陸
この年 色素の再点検のため毒性試験等を開始	**この年** エーザイ会長内藤豊次，内藤記念科学振興財団を設立	
食品関係汚染物質の試験増大	高圧酸素療法器の事故起る	
療品部で人工血管，ディスポーザブル注射筒などの基準の研究開始	残留塩素系農薬（BHC，DDT）による牛乳，母乳の汚染，PCBの汚染問題起る	
X線螢光分析装置，質量分析計を設置		
催涙剤(クロルアセトフェノン)による皮膚障害事件起り，研究開始		
残留農薬の分析法につき研究開始		
農薬，食品添加物の催奇形，慢		

衛生試験所	医事薬事	社会一般
性毒性につき研究開始 シクラミン酸塩の代謝および毒性に関し研究開始		

1970年（昭和45年）

	1.28 農林省，都道府県にBHCなどを牧草に禁止するよう指示	1.22 ジャンボ・ジェット機，ニューヨーク，ロンドン間に就航（ロサンゼルス，東京間は3月11日）
	2.1 厚生省シクラミン酸塩入りジュース類の販売の全面禁止を発表	2.11 東大宇宙研のラムダ4S5号機（日本初の人工衛星）打上げに成功
	2.26 LSDを麻薬に指定	2.19 皇太子夫妻，マレーシア，シンガポールを親善訪問にご出発
3.25 照射食品毒性試験動物舎を増築	3.16 新潟で牛乳から許容量を上回るディルドリンB，HCを検出	3.15～9.13 大阪で万国博覧会（EXPO'70）を開催
		3.31 日航機よど号，赤軍派によりハイジャックされる
4.— 食品に関係ある諸物質の安全性に関する特別研究を開始	4.6 岩手県衛生研究所が宮古湾のミドリガキからカドミウムを検出	4.8 大阪の地下鉄工事でガス爆発（78人死亡）
4.—～5.— 生理食塩液，塩化カルシウム，トリプシン，キモトリプシン，ロ紅，腸線縫合糸，注射筒，注射針につき一斉検査を実施	4.20 富山県神通川の水銀禍を公表	4.24 中共，人工衛星打上に成功
	4.21 医療用医薬品の添付文書につき指示	
5.7 古古米より有毒カビを検出し，検査を実施	5.22 文京区医療生協の医師団が新宿区柳町の住民の血液から鉛の異常値を検出と発表	5.7 鈴木茂三郎死去（77才）
	5.26 ガソリン添加鉛が問題化	5.11 日本隊エベレスト登頂に成功
	5.29 食用緑色2号など5品目を食品添加物より削除	5.31 ペルーで大地震
	6.1 日本石油連盟，ガソリンの低鉛化を急ぐことを決定	6.1 ソ連，ソユーズ9号打上げ，19日帰還（帯空記録17日16時59分）
	6.2 通産省，5年以内にガソリンの無鉛化達成を行なうと発表	6.21 スカルノ，前インドネシア大統領死去
	6.5 厚生省，大気中の鉛濃度を1 m³中5 μgまでとする暫定基準を発表	6.30 アメリカでテレビ電話初営業（ピッツバーグ市）
	6.13 東京都内で種痘による乳児13人に発疹発熱事故	
	6.26 大衆保健薬の広告自粛を要請	
7.1 調査管理部を廃止し，薬品病理部および専任の図書館長を設置，毒性部に動物管理室を設け，図書館に調査室を設置，大阪支所の細菌薬理部を薬理微生物部と改称	7.7 カドミウム汚染米の安全基準を決定（精白米は0.9ppm，玄米は1 ppm未満）	7.5 カナダ旅客機トロントで墜落（106人死亡）
	7.18 東京都内に光化学スモッグ発生（杉並，立正高校生40人倒れる）	7.17 教科書裁判で家永教授勝訴

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	7.27 東京都，光化学スモッグ注意報の警報発令体制に入る	
	8.2 富士市公害対策市民協が田子の浦汚染に関し大昭和製紙など4社を告発	8.2 銀座，新宿，池袋，浅草に歩行者天国を実施
	8.10 人工血管，医療用接着剤，ディスポーザブル採血器具，ディスポーザブル輸血セット，輸液セット，コンタクトレンズ，タンポンの各基準を公布	8.2 パンアメリカン航空ジャンボ機361人を乗せたままハイジャックされ，キューバに着陸
	8.13 薬効問題懇談会を設置	
	8.— 薬局等配置問題懇談会を設置	
	9.5 スモン調査会，スモン病の原因はキノホルムによると発表	9.6 アラブゲリラ，ヨーロッパで旅客機4機を乗取る
	9.8 キノホルム及びキノホルム含有製剤の販売中止を指示	9.24 ソ連，ルナ16号月の石を持帰る
	10.12 厚生省，牛乳残留BHCの全国調査結果を発表	9.28 アラブ連合ナセル大統領死去
	10.16 日本農村医学会（横浜市で開催）で母乳からBHC等有機塩素系農薬を検出したと発表	
	10.17 医薬品の輸入監視要領を制定	
	10.17 歯科用医薬品の取扱いにつき通知	
	10.19 かぜ薬の製造，輸入，承認事務を地方庁に委任（11月1日実施）	
	10.20 農林省，稲作にBHC，DDT，ドリン系剤の全面使用禁止を決定	
	10.29 化粧品の品質基準を改訂	
11.17 所長石館守三退官し，川城巌所長となる．また下村孟副所長となる	11.2 中央公害審査委員会発足	11.9 ドゴール仏前大統領死去（79才）
	11.16～11.21 第3回アジア薬学大会をフィリピンのマニラで開催	11.16 ソ連開発中の超音速旅客機Tu144型機，時速2430kmを記録
	11.— 食品衛生調査会が米と大根の残留農薬基準を決定（46年5月実施）	11.17 ソ連，月探測自動ステーション，ルナ17号月面自動車の実験開始
	12.18 公害対策基本法など公害関係14法が成立	11.25 三島由起夫割腹自殺
	12.25 毒劇物中家庭用のものの容器被包の基準を制定	12.15 ソ連，金星7号，金星に到達
	12.28 ディスポーザブル注射筒，注射針，プラスチック製縫合糸基準を公布	
	12.28 政府，環境庁の設置を決定	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
この年 酢酸フェニル水銀処理のジャガイモ出荷の問題起り調査 食品のカビおよびカビ毒汚染の実体調査を実施 食品添加物の連用による障害の研究開始 治療薬の生体全機能に及ぼす影響につき研究開始 WHO依頼によるメチル水銀の毒性研究を開始 キノホルムの神経毒性につき研究開始 毒物，劇物指定に関する研究班を薬務局が組織し，これに参加	**この年** 公害問題が大きく注目される カルバジルキノン（制がん剤）を開発（中尾，荒川）	**この年** 原子番号105の新元素の創造に成功（ギオルソ） 家庭用ビデオテープを発売

1971年（昭和46年）

	1.7 医薬品の実体調査（製造，輸入，販売）を実施	1,27 葉山御用邸本館全焼
	1.— 敦賀湾周辺海域のムラサキ貝から ^{60}Co が検出される	2.5 アメリカ，アポロ14号月着陸（9日帰還）
	2.26 クロラミンBおよびT，食用赤色103号，ソルビン酸ナトリウム，硫酸銅など12品目を食品添加物より削除	2.16 国産人工衛星2号打上成功
3.27 動物焼却炉を新設	3,12 ホウ酸およびホウ砂を含有する医薬部外品を規制	3.3 中国，科学実験衛星を打上
	3.23 ガソリン中の四アルキル鉛の基準を制定	3.19 農林省，農業用DDT，BHCを全面禁止すると発表
	3.23 特定毒物である有機リン製剤の使用禁止を公示	3.28 世界卓球選手大会を名古屋で開催
	3.26 少年によるシンナー等の有機溶剤の乱用防止を指示	3.30 フィリピン旅客機，ハイジャックされ中国広州に着陸（犯人以外は31日マニラに帰還）
	4.1 第八改正日本薬局方第一部，第二部を公布	4.5 政府，カドミウム公害の実体調査結果を発表
	4.1 新たに放射性医薬品基準を制定	4.19 ソ連，無人軌道科学ステーション，サンリュート打上（23日宇宙船ソユーズ10号打上，ドッキングに成功し，25日帰還）
	5.31 有機塩素系殺虫剤（BHC，DDTなど）の製造中止を指示	5.1 農薬取締法改正され，残留農薬の規制（使用基準等）制度が発足
	5.31 厚生省，母乳中の農薬調査で調査全検体よりBHC，DDTを検出したと発表	5.25 騒音の環境基準を閣議決定
	5.31 環境庁設置法を公布（7月1日発足）	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	6.12 内藤記念科学振興財団，くすり資料館開館 6.24 毒劇物の廃棄，運搬，貯蔵の基準を公布施行 6.29 新開発医薬品の副作用報告期間を3年間に延長	
	7.7 薬効問題懇談会が厚生省に対し医薬品4万品目につき再検討するよう答申 7.13 人工心肺用ディスポーザブルセット基準を制定 7.17 生物学的製剤基準を新たに制定	7.3 東亜国内航空ばんだい号函館上空で墜落（161人死亡） 7.15 ニクソン訪中を発表 7.26 アメリカ，3人乗アポロ15号月衛星打上（30日月面到着，8月8日帰還） 7.30 全日空機岩手県上空で自衛隊機と衝突事故（161人死亡）
8.8 加工牛乳中悪質のものを摘発 8.21 造影剤（硫酸バリウム）の微生物汚染問題起り調査	8.10 厚生省薬務局製薬課を製薬第一課，製薬第二課に分け，第二課は薬効，副作用問題を重点処理，同時に麻薬第一課，第二課を統合し麻薬課とする	
9.19 家庭用品に安全基準を5カ年計画で推進することが発表され，調査研究を開始		9.2 オーストラリアで開催の宇宙線国際会議で，日本が研究のH量子を承認 9.28～10.14 天皇，皇后両陛下ご訪欧，28日アンカレッジでニクソン大統領と会見 9.28 東大宇宙観測所の科学衛星打上成功
	10.1 中央薬事審議会に医薬品再評価特別部会を発足 10.4 造影剤（硫酸バリウム）の微生物試験法を通知	10.25 近鉄で電車正面衝突事故（22人死亡） 10.26 国連総会，中共加盟アルバニア案を76対35で可決 10.28 英，上下両院ＥＣへの加盟動議を承認
11.5 標準品交付規定が改正される 11.— 筑波研究学園都市移転問題再燃	11.1 医薬品等適正広告基準を改正 11.15 医薬品の副作用報告を義務づける 12.6 医薬品の再評価実施につき通知	12.16 政府，筑波研究学園都市移転につき声明 12.25 韓国ソウルでホテル全焼（100人以上死亡）
この年 医薬品，食品添加物およびその他特殊物質の発がん性に関する研究班に参加 ＰＣＢの生物学的毒性研究を開始 自記旋光分散計，電子顕微鏡，二波長分光光度計，低温灰化装置を設置 共通機器の近代化整備が一応完了し，上記のほか理化学試験室に		

衛生試験所	医事薬事	社会一般
回折格子赤外分光光度計，核磁気共鳴装置，示差熱天秤，自記分光光度計，二波長分光光度計，原子吸光装置，螢光分光光度計，自記旋光分散計，超遠心機，電子顕微鏡，分離用ガスクロマトグラフ，X線螢光分析装置などが揃う		

1972年（昭和47年）

	1.8 医薬品の使用上の注意を厳重に実施方を通知 1.14～1.19 大衆保健薬に関する世論調査を内閣広報室で実施 1.29 徳島文理大学に薬学部設置認可 2.22 東京都衛生研究所，食品，日用品51品目からＰＣＢを検出と発表	1.9 英豪華船クイーンエリザベス号香港のビクトリア港外で炎上 1.24 グァム島ジャングル生活28年の元日本兵横井庄一氏を発見，2月3日日本に帰る 2.1 郵便料金値上（はがき10円，封書20円） 2.3～2.12 第11回冬季オリンピック大会を札幌で開催 2.20 赤軍派軽井沢浅間山荘に立籠る（28日警官隊と政防戦の末逮捕する） 2.21 ニクソン大統領，中共を訪問（27日共同声明を発表）
	3.13 スモン調査研究協議会がスモン病はキノホルムによる神経障害と結論 3.16 大阪府衛生部が15人の母乳から高濃度のＰＣＢを検出と発表 3.21 医薬品の再評価の評価判定につき通知 3.27 医薬品の広告の「使用上の注意」につき通知 3.30 神戸学院大学薬学部設立認可	3.4 日本，渡り鳥条約に調印 3.15 山陽新幹線，岡山―新大阪間開通 3.20 富士山で落雷のため高校生20数名遭難 3.21 通産省，ＰＣＢ使用禁止を電気機器，産業機械など関係業界に通達 3.26 奈良県の高松塚古墳から極彩色の壁画を発見
	4.7 医薬品の添付文書の記載につき通知 4.— ＷＨＯ国際モニター制度に参加	4.10 日，米，ソなど44カ国，モスクワで生物兵器禁止条約に調印 4.16 川端康成自殺 4.16 アメリカ，宇宙船アポロ16号3人乗打上成功（21日月面に下り活動，27日帰還）
5.16 閣議で筑波研究学園都市に43研究・教育機関の建設が決定され，当所の一部移転決定 5.20 春日部薬用植物栽培試験場開場50周年記念式典を挙行	5.25 家庭用品に含まれる劇物の定量方法及び容器又は被包の試験方法を定める省令を公布 5.30 魚介類に含まれる水銀の暫定的基準を設定	5.13 大阪，千日前デパート火災（115人死亡） 5.15 沖縄，日本に復帰 5.22 環境庁，第1回瀬戸内海水質汚濁総合調査を開始

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		5.22 ニクソン大統領，ソ連訪問
		5.22 セイロン，国名をスリランカ共和国と改名
		5.30 科学技術庁，資源調査会，関東南部の汚染物質を調査し，重油使用量の凍結を同長官に勧告
		5.30 日本人3人を含むアラブゲリラ，テレアビブ空港で自働小銃を乱射，26人死亡
6.16 天皇，皇后両陛下，伊豆薬用植物栽培試験場を非公式にご視察	6.1 医療用電気機器の添付文書，使用上の注意につき指示	6.19 アメリカで，ウォータゲート・ビル侵入事件起る
		6.23 東京日暮里駅で電車追突事故（160人重軽傷）
7.1 手数料および検定基準改正さる		7.7 田中内閣成立
7.1 組織細則が一部改正される（療品部に家庭用品室を設置）		7.24 三重県四日市の公害裁判で企業側敗訴
7.1 国家検定手数料の原価計算書が改訂され，同時に検定品目に避妊用ポリオキシエチレンノニフェニルエーテル錠が追加される		7.29 中国，林彪の死亡を発表（1971年9月13日死去）
7.3 標準品交付規定が改正される		7.29 環境庁，全国の河川，海域などの水質汚濁状況の総点検結果を発表
		7.30 中国，湖南省長沙市郊外の古墳で2100年前の女子のそのままの遺体を発見（西漢初期）
	8.14 食品衛生調査会がPCBの許容基準を答申	8.26～9.11 第20回オリンピック大会をミュンヘンで開催
	8.22 東京都衛生局，築地の中央卸売市場職員の毛髪から水銀を検出したと発表	
	8.24 PCBの食品等に関する暫定的規制値を設定	
		9.5 アラブ・ゲリラ8人，ミュンヘン五輪選手村に侵入，イスラエル選手11人を殺害，ゲリラ5人も死亡
		9.16 ヒース英首相，来日
		9.25 田中首相，中国を訪問，29日共同声明に調印
	10.2 難病の指定を20疾患に拡大するなど難病総合対策要綱を発表	10.3 環境庁，光化学スモッグの原因は自動車であると汚染調査結果を発表
	10.23 人工心臓弁基準を制定	10.14 鉄道開業100周年
		10.14 香港の大丸でガス爆発（283人死傷）
		11.2 石狩炭鉱でガス爆発（31人生埋）
		11.5 上野動物園でジャイアン

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		トパンダ初公開 11.6 北陸線，敦賀—福井間のトンネル内で列車火災（30人死亡） 11.13 国連主催の海洋投棄規制条約会議で水銀，プラスチックなどの投棄禁止条約に79カ国調印
12.— 種子島空港拡張工事に伴う種子島試験場移転による庁舎新築，圃場の整備等完了	12.3～12.9 第4回アジア薬学大会をタイ国のバンコックで開催 12.13 医薬品用のタール色素の指定および試験法を大巾改正 12.13 食用紫色1号，フタル酸ジブチルなど4品目を食品添加物より削除 12.27 母乳汚染疫学調査研究班，52都道府県市の母乳のＰＣＢ汚染調査を発表（調査検体の全母乳からＰＣＢを検出）	12.7 アメリカ，宇宙船アポロ17号を打上，19日月旅行から無事帰還 12.21 政府のＰＣＢ汚染対策推進会議，汚染の全国実態調査結果を発表
この年 化粧品中の色素の慢性毒性を主体とする薬務局研究班に参加 防炎処理剤，殺菌，防虫剤，顔料色素の有害性に関する研究班に参加 多用途監視記録装置を薬理部に設置 コロンボ計画により，タイ国に技術援助を行なう	**この年** サイクロシチジン（制がん剤）を開発（興人パルプ研）	

1973年（昭和48年）

	1.24 環境庁，宮崎県土呂久のヒ素中毒症を公害病に認定 1.25 環境庁，公害被害者救済指定地域を4市1町に拡大決定（2月1日実施） 1.27 城西大学薬学部設立認可 2.16 社会保険審議会，社会保障制度審議会が健康保険法改正案を政府に答申 2.20 鐘渕化学工業が石油たんぱく飼料の開発無期限延期を発表 3.10 日本医師会，医師による医療事故に対し医師賠償責任保険制度の設置を決定	1.11 北京に日本大使館を設置発足 3.13 高崎線上尾駅で順法闘争に怒った乗客6,000人が駅，電車を破壊 3.27 祝日法改正案（祝日と日曜日が重なるときは翌日を休日とする）成立
4.— 製剤技術の進歩に伴う医	4.5 中央公害対策審議会，損	4.3 ソ連，軌道科学ステーシ

衛生試験所	医事薬事	社会一般
薬品の安全性の確認に関する特別研究を開始 4.— 千葉ニッコー油熱媒体汚染事件発生し，調査を実施	害賠償制度案を答申 4.10 千葉県衛生部，千葉ニッコー会社食用油にビフェニール混入と発表 4.26 中央公害対策審議会，大気汚染物質についての環境基準を答申 5.17 医薬品の副作用による被害者救済制度に関する研究会を日薬連に設置 5.22 熊本大学研究班，有明海にも水俣病の発生していたことを発表	ョン，サリュート2号打上成功 4.12 中央公害対策審議会，音振動部会が航空機騒音の環境基準を答申 5.6 皇太子夫妻，オーストラリアとニュージーランドへ親善訪問にご出発 5.15 日本と東独，モスクワで外交関係設定交換公文に調印 5.20 アメリカ原子力ミサイル巡洋艦，横須賀に入港 5 25 アメリカ，スカイラブ2号，3飛行士を乗せ軌道上の1号とドッキングに成功
6.27 国家検定品目に避妊用メンフェゴールエアゾールが追加される	6.1 福井県敦湾の魚介類から許容基準以上のＰＣＢを検出と発表 6.4 水産庁，ＰＣＢ汚染の進んでいる14水域の分析結果を8県の水域から許容基準以上を検出したと発表 6.21 東京都衛生局は築地中央卸売市場入荷魚介類中，マグロ，カジキ類の8割以上から水銀を検出したと発表 6.25 水銀の暫定摂取許容量および暫定摂取規制値を公示 6.— ＰＣＢ汚染食料の規制を行なう 6.— 医薬品の副作用情報を参加病院に送付することとなる	6.3 ソ連，超音速機がパリー航空ショーで飛行中墜落 6.8 新「音訓」，「送り仮名」を決定 6.22 国連安保理事会，東西両独の国連加盟勧告を満場一致で承認
7.2 組織細則の一部が改正される（家庭用品室を第1室，第2室とする）		7.7 出光石油化学徳山工場でコンビナート爆発（4日間燃焼） 7.20 アラブ・ゲリラ，アムステルダム空港離陸後の日航機をハイジャック，21日ドバイ空港に着陸，24日リビアのベンガジ空港に乗客，乗員を下し機体を爆破 7.28 アメリカ，スカイラブ3号を打上げ1号とドッキングに成功 8.8 韓国新民党前議員金大中を東京のホテルから誘拐 8.9 ソ連，火星7号打上成功 8.12 住友化学大分製造所で火災，農薬倉庫1,000平方メートル

衛生試験所	医事薬事	社会一般
		全焼
		8.28 メキシコ中部で地震
	9.26 点眼剤用プラスチック容器の規格及び試験法を通知	9.11 チリーで軍事クーデター起る
		9.12 ガット閣僚会議を東京で開催
		9.14 ラオス，ビエンチャン政府とパテト・ラオ臨時民族連合政府が合意し，和平議定書に調印
		9.25 アメリカ，スカイラブ3号滞空59日を記録帰還
	10.1 食品添加物公定書第3版を公布	10.1 モスクワで日ソ首脳会談
		10.2 伊勢神宮「遷御の儀」挙式
	10.12 有害性物質を含有する家庭用品の規制に関する法律を公布	10.6 第4次中東戦争始る
		10 8 千葉県市原市，チッソ五井工場で石油化学コンビナート爆発
	10.15 覚せい剤取締法を大巾改正	
	10.16 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律を公布（通産省）	10.14 タノム，タイ内閣総辞職，国王はサンヤ新首相を指名
		10.16 石油輸出国機構加盟のペルシャ湾岸6カ国，石油公示価格21％引上決定
	10.25 歯科用医薬品の取扱について通知	10.17 自然環境保全審議会，自然環境保全基本方針を答申
		10.17 アラブ石油輸出機構閣僚級会議，石油生産の削減を決定
		10.18 川崎市の日本石油化学浮島工場で爆発事故
		10.20 エザキ・ダイオード発明の江崎玲於奈，ノーベル物理学賞受賞決定
		10.26 川崎市の日本石油精製根岸精油所と東亜燃料川崎工場で火災
		10.28 信越化学直江津工場で大爆発事故
	11.1 溶性サッカリンの使用について通知	11.11 エジプトとイスラエル停戦協定に調印
	11.7 水銀汚染「問題水域」の魚介類は多食しない限り安全の旨発表	11.14 関門橋開通
		11.16 各地でトイレットペーパー，洗剤，砂糖の買溜め起る
	11.21 中央薬事審議会，精神神経用剤および抗菌製剤の再評価結果を答申	11.26 オランダ航空のジャンボ機東京便，バグダット上空でハイジャックされ，犯人は28日ドバイ空港で降伏，乗客乗員は無事
		11.29 熊本市大洋デパート火災（102人死亡）
	12.10 生薬に関する薬事法の	12.6 国連大学本部の日本設置

衛生試験所	医事薬事	社会一般
	適用範囲について通知	正式決定 12.17 パレスチナ・ゲリラ，ローマ空港で米航空機を爆破し，独航空機を乗取る，死者33人，19日クウェートで降伏 12.18 ソ連，2人乗宇宙船ソユーズ13号打上成功 12.21 石油需給適正化，国民生活安定緊急措置の2法案成立 12.25 石油輸出国機構，日本への石油必要量供給と決定
この年 二重収束質量分析計，高速液体クロマトグラフ装置を設置	**この年** ビチオノールによる皮膚障害発生	**この年** 石油化学コンビナートの爆発事故続発

1974年（昭和49年）

		1.15 警視庁開発100年式典挙行
	2.4 生薬の取扱いに関する監視指導措置について通知	2.4 パレスチナ・ゲリラ，シンガポールで製油所に放火
3.— 第2号実験棟の改修工事完成	3.5 北海道の東日本学園大学薬学部設立認可	3.10 フィリピン，ルパング島で小野田元少尉を30年ぶりに救出，12日帰国
	3.7 新医薬品調査会の負担を軽減するため第二調査会を設置	3.12 沖縄で日航機ハイジャック事件起り，犯人を逮捕
	3.22 点眼剤用プラスチック容器の規格及び試験法を一部改正（細菌の透過性試験を追加）	
	4.1 北海道薬科大学（小樽市）開設	4.2 仏，ポンピドー大統領死去（62才）
	4.13 生活環境審議会水質専門委員会は水銀の水質基準にジチゾン法を止め，原子吸光法を用い，基準値を総水銀として0.001 ppm以下にするよう提案	4.19 通産省ＰＢＣの製造禁止を決定
	4.15 厚生省の機構改革により，統計調査部を統計情報部と改称，環境衛生局に水道環境部，社会局に監視指導課を新設，生活保護監査参事官を廃止，薬務局の各課名を企画，審査，安全，麻薬，生物製剤，監視指導の各課に改称	4.20 日中航空協定，北京で調印
	4.15 ＡＦ２の食品添加物指定取下げ運動起る	4.20 上野博物館でモナリザ公開
	4.18 医薬品製造業に対するＧＭＰ案を業界に公表	4.25 ポルトガルでクーデター起る
	4.— ドリンク剤，点眼剤，造影剤の細菌数限度基準を決定	

衛生試験所	医事薬事	社会一般
5.9 伊豆薬用植物栽培試験場が地震により被害 5.18 常陸宮，同妃両殿下御台臨の下に創立100周年記念式典挙行，ゲールツの顕彰碑移設除幕式，宮様による記念植樹を行なう		5.9 伊豆半島沖で地震

あとがき

昭和44年5月の東衛会で国立衛生試験所百年史の編集準備委員会が設置され，また所内にも編集委員会が設けられて，編集の方針，執筆者の人選，資料収集の方法等が検討されました．その後着々と準備が具体化され，必要な資料が集められましたが，昭和48年5月には現在の編集委員会が組織され，編集業務は一段と進捗することになりました．

本史の原稿の作製は根本曾代子氏に依頼し，これに写真と余録を加えて読み物風にまとめることにし，さらに資料（総務部担当），各部の試験研究業務の発展（各部長執筆），寄稿（先輩各位ご執筆），年表（江本龍雄氏作製）を加え多彩な内容にすることになりました．

全編のまとめは朝比奈正人氏が担当し，本史原稿は鈴木郁生，朝比奈正人，江本龍雄の諸氏により補筆修正が加えられ，また刈米達夫元所長，藤井清次元部長，川城巌所長などの諸先生の校閲をわずらわせました．年表は鈴木郁生，定久武雄，叶多謙蔵の諸氏により補修されました．

その他写真調製，資料複写，校正，事務等に西崎笹夫，狩野静雄，叶多謙蔵，末吉祥子，横尾光一，月川幸治郎，武田勲等の方々の協力を得ました．

編集に際しましては先輩各位をはじめ各方面より理解あるご協力をいただき，謹んでお礼申し上げます．特に本史原稿をご執筆下さいました根本曾代子氏には，数々の無理なお願いをいたしましたにもかかわらず，絶大なご尽力をいただき，心からお礼申し上げます．

また刈米達夫先生にはご懇篤なご指導ご教示をいただき，ここに深く感謝の意を表します．さらに東衛会々員各位から貴重な寄稿や種々のご教示ご激励をいただき，特に江本龍雄氏には綿密な準備を必要とする年表の作製等多大の労をお願いしました．厚くおん礼申し上げます．

貴重な資料を提供して下さいました方々，談話などにより種々のご援助を賜わりました方々は数多くおられますが，特にお世話になった方々のご芳名を次に掲げお礼の言葉に代えさせていただきます．

石尾ツギ，板井孝信，市川重春，遠藤与作，小川俊太郎，男全精一，川田公平，木村雄四郎，くすり資料館（青木允夫），定久武雄，篠崎好三，清水藤太郎，武田薬品工業株式会社資料室，武田義道，田中穣，永松一夫，永松勝子，長與健夫，原文彦，藤井清次，村山義温，山下峰敬，山本展由（五十音順，敬称略）現所員は省略させていただきます．

なお国立衛生試験所百周年記念事業の一つとしてゲールツ顕彰碑の移設を行いましたが，この意義ある事業に際し，ご好意あふれるご協力を示された柳下喬氏，天王寺住職大久保良順氏，また家城よし子，慶松勝太郎，柴田承二，中野恭雄の諸氏にこの紙面を借りて深く感謝の意を表します．

また多忙な業務のかたわら，本書の作製にご協力を惜しまれなかった当所の各部長はじめ所員の方々に厚くおん礼申し上げます．

本書の刊行に当り，その印刷・製本の進行についてご協力下さった廣川書店主廣川源治氏は，本造りの経験を惜みなく駆使し，心をこめて尽力されました．ここに深甚の謝意を表しますとともに，鋭意印刷または製版を進めていただいた大日本法令印刷株式会社および堀内精版所に厚く感謝致します．

下村　孟

国立衛生試験所百年史・奥付

編集委員会

川城　巖（委員長）

田中　穣	根本曾代子	板井孝信
藤井清次	江本龍雄	定久武雄
下村　孟	鈴木郁生	朝比奈正人
北村正隆	横尾光一	

昭和50年3月1日発行　　[非売品]

発行者　国立衛生試験所創立百周年記念事業
東衛会実行委員会
東京都世田谷区上用賀1丁目18番1号

印刷所　大日本法令印刷株式会社
長野市中御所2の30